全國都市問題會議會報特別號

第四回全國都市問題會議總會

〔昭和九年・東京〕

1

研究報告

第一議題甲編

其一

(都市環境の改善)

全國都市問題會議

第四回全國都市問題會議總會

〔昭和九年・東京〕

研究報告

第一編甲題議

（都市環境の改善）

第一編甲題議第一	研究報告・第二冊
第一編乙題議第一	研究報告・第三冊
第二編甲題議第二	研究報告・第四冊
第二編乙題議第二	研究報告・第五冊
參考資料	第六冊・
議事要錄	第七冊・

全國都市問題會議

凡例

一　本書は第四回全國都市問題會議總會の主報告要旨竝に總會參加申込會員若くは其の豫定者等より提出せられたる研究報告類中、第一議題に關する分の一半を輯錄したるものなり。

二　本書は別冊「研究報告第一議題甲編其二」、「同第一議題乙編」、「同第二議題甲編」及「同第二議題乙編」竝に「參考資料」と併せて總會の豫備資料を構成し、總會終了後刊行すべき「議事要錄」を加へて總會關係文書の全部を組成するものなり。

三　研究報告類の配列は大體議題の內容順序に從ふを旨としたるも、印刷と提出期との關係上必ずしも一貫せざるものあり。

四　提出者中、官公廳其の他團體名を以てしたるもの、外は、概ね個人の資格に於ける提出なるも、當該肩書の團體、廳等を代表して提出せられたるものも亦若干を存す。

五　研究報告類に添附せられたる數字表又は圖表或は地圖、寫眞類の中、其の複雜緻密なるものにありては、期日の都合上已むなく之が收載を省略したるものあり。當該提出者竝に會員諸氏の諒承を希ふ。

六　本書は前揭の如く、總會の豫備資料として總會參加者に配付するを主旨としたるが、獨立

017527

の文獻として取扱ふも亦斯問題研究上好箇の參考資料たるべきを信ず。

七　本書の成るに際し、各提出者の勞に對し厚き敬意と感謝とを捧ぐ。

昭和九年十月

全國都市問題會議

第四回全國都市問題會議總會1研究報告

第一議題甲編其一（都市環境の改善）目次

議題……一

主報告

都市環境と其改善問題に對する衞生學的批判……京都帝國大學醫學部長 醫學博士 戸田正三……五

一　自然環境と人工環境との調和……二　生活の原理と都市の環境……三　都市の細胞——過密家屋——と其生理及び病理の一斑……四　市民の保健及び能率問題と市街家屋及び都市の氣候調節策……五　都市の汚物處分

都市の社會學的考察……京都帝國大學教授 兼九州帝國大學教授 文學博士 高田保馬……一九

一　從來に於ける本問題の研究について……二　都市生活の利益社會的性質……三　都會生活と成員の分化……四　都市集中の社會學的意味……五　都市文化の國民的滲透……六　大都市發達の限界　七　對策に關する若干の考察

地方計畫に就て(要綱)……内務技師兼鐵道技師　樞木　寬之……二
一　都市計畫……二　市域外に亙る都市計畫……三　都市計畫より地方計畫へ
京都市の都市環境とその改善策に就て……京都市土木局長　高田　景……三
一　緒　言……(遊覽設備の完成、學術技藝宗教等の施設、工業地域の振興、住宅地域の擴張、都市的施設の充實、統合的自治團體の建設)……二　都市環境と改善策(舊市内美觀の維持、新市域發展の統制、緑地の保存及新設)……三　結　語

一般報告

都市環境の社會的影響に就て……東京市監査局區政課行政掛長兼都市美協會々員　磯村　英一……六一
東京に於ける人口增加の狀況……都市計畫東京地方委員會……七〇
一　山の手循環沿線町村の發展狀況……二　放射線沿線町村の發展……三　等距離町村の發展比較
都市環境と其の改善問題……大阪市土木部……八九
一　警察官廳と土木及都市計畫行政廳との關係……二　水面の統制に關するもの(河川の管理、水防施設)……三　緑地の保存及新設……四　地域統制(都市計畫地域、防火地區、風致地區、土地區劃整理)……五　交通統制……六　河川汚染防止の爲の施設……七　大阪都市計畫事業
(第一次都市計畫事業、寢屋川改修都市計畫事業、第二次都市計畫事業、大阪驛前整理事業、高速度交通機關、都市計畫下水道事業)
保安林と砂防……農林技師　都市美協會々員　中金　鎗三……一一〇
(イ)　保安林……(ロ)　砂　防
東京市江東方面高潮浸水防禦計畫に就て……東京市土木局河川課長　都市美協會々員　高木　敏雄……一一三
一　江東方面の地盤の低下……二　高潮の浸水……三　高潮防禦計畫
神戸市の發展と水面の利用及山地の開發……神戸市都市計畫課長　奥中喜代一……一二六
一　河川敷地の利用……二　海面埋立……三　溜池の埋立……四　山地の開發……五　將來の對策
都市空地特に生產緑地の保存に就て……東京帝國大學講師　都市美協會理事　林學博士　田村　剛……一三三
緑地の保存及新設
特に緑地計畫と風景地開發助成に就て……都市計畫神奈川縣地方委員會技師　太田　謙吉……一四三
一　前　說(造林方法及樹種、林道、展望臺)……二　風景地開發助成規程案……三　風景地開發助成規程案の解說……四　公園使用條例案……五　公園使用條例案解說……六　結　論
大都市に於ける生產緑地の保存問題……東京市監査局都市計畫課都市美協會々員　結城　精……一六四
一　大都市計畫と緑地計畫……二　大都市に於ける市域擴張と緑地計畫……三　市域擴張後爲

すべき緑地計畫……四　新市域に於ける生産緑地の宅地化……五　都市内生産緑地の保存對策
……六　結　論

都市緑地事業……東京市保健局公園課長　井下　清……一七九
都市美協會理事
本稿に於ける緑地の意義……都市緑地の特異性……自由緑地と保存緑地……緑地の興亡推移……緑地性能の強化……都市緑地の保存と新設の根本方針……緑地の生命と更新……都市緑地を構成するもの……都市緑地の保全……都市植物の障害と保護……生産緑地の經濟的對策……都市緑地事業を行政的に見たい

東京緑地計畫……都市計畫東京地方委員會……二〇九
一　緑地計畫の必要……二　緑地計畫協議會……三　緑地計畫協議會決定事項（緑地計畫區域、緑地の分類、緑地計畫の基準、緑地計畫案の作製——東京緑地計畫調査資料細目）

京都・滋賀・奈良を中心とする觀光道路並景勝區

域計畫に就て……都市計畫京都地方委員會事務官　山口　乾治……二二三
1　計畫區域……2　景勝區域の設定……3　景勝區域を連絡する觀光道路の計畫……4　本計畫の公定と實現の方法

京都府に於ける風致地區取締に就て……都市計畫京都地方委員會……二二三
一　風致地區の概況……二　風致委員會の組織……三　風致委員會の活動

日本庭園の保存と都市……文部省名勝調査囑託　吉永　義信……二八三

都市公園法の制定に就て……東京市文書課　松本　留義……二九九
一　序　言……二　公園事業の效用……三　我國に於ける公園事業に就て……四　公園事業上の諸問題と都市公園法制定の理由……五　都市公園法案要項……附錄　都市公園法案

庭園稅に就て……史蹟名勝天然紀念物調査會委員　龍居松之助……三二一

地域の指定とその地域の設備に就て……警視廳保安部建築技手　鈴木　和夫……三二五
一　現行地域制（現行地域制の概要、現行地域制の缺陷、結語）……二　地域の指定と共通施設の整備（地域の指定、共通施設の整備）

住宅地の形態統制に就て……內務技師　菱田　厚介……三四一

工場より見たる用途地域と都市計畫諸施設について……警視廳技師　石井　桂……三五三

名古屋都市計畫區域內に於ける工業適地に關する研究……都市計畫愛知地方委員會技師　中村　綱……三六三
第一章　都市計畫の分野……第二章　工業適地概論（運賃、交通費、地價又は地代、設備費、職工募集費、稅金、一般工業適地條件とその輕重）……第三章　工業適地各論（木材工業、陶器工業、重工業、染色工業、紡織工業、化學工業、食料品工業）……第四章　小工業に就て

東京に於ける都市計畫の地區統制……都市計畫東京地方委員會……四一五
一　防火地區（防火地區の效果、計畫上の方針）……二　風致地區（風致地區の指定、風致地區の取締及維持改善、風致地區指定が都市環境に及ぼす功過）……三　美觀地區

土地區劃整理及耕地整理……　都市計畫東京地方委員會……四二九

一　復興事業に依る土地區劃整理……二　都市計畫法第十二條に依る土地區劃整理……三　耕地整理……四　八王子市の土地區劃整理……五　其の分布狀況

京都市に於ける土地區劃整理……　京都市土木局長　高田　景……四三五

一　沿　革……二　都市計畫土地區劃整理區域の決定……三　土地區劃整理事業の概況……四　京都市に於ける土地區劃整理の種類……五　土地區劃整理事業の助成……六　土地區劃整理と兒童遊園……七　土地區劃整理事業の財源……附　京都市に於ける土地區劃整理事業一覽表

我國不良住宅地區改善方策に關する若干の批判的考察……　財團法人東京市政調査會研究員　幸島　禮吉……四六一

一　不良住宅地區及地區改善事業の概況……二　不良住宅地區改良法制定の由來……三　我國不良住宅地區決定標準の主觀性……四　不良住宅地區改良法補完の必要

街廓統制の問題……　大阪府技師　玉置豐次郎……四七九

德川時代以前の大阪の街廓統制……治正時代の大阪の街廓統制……街廓統制制度の創設……建築線の指定……街廓統制の餘澤

交通緩和及自動車駐車を目的とする建築線後退……　警視廳保安部建築技手　遠山　正壽……五〇三

一　序　論……二　自動車駐車の爲の建築線後退……三　交通のための建築線後退……四　建築線後退の程度……五　結　論

自動車を對照としたる交叉點の街路幅員……　東京市監査局都市計畫課計畫掛長　入江　博……五一一

建築物の突出部に就て……　警視廳保安部建築技手　井上　武……五一七

第一編　屋上突出部……（概　說、種類とその制限すべき諸點、統制の方法）……第二編　壁面突出部（同　上）

都市に於ける公共建築の前庭に就て……　都市美協會事　黑田　朋信……五三一

序　言……前庭と建築の美化……前庭の美的條件

形像・廣告物・看板の類の統制……　都市計畫大阪地方委員會技師　鳥井　信……五三四

一　都市の明粧……二　都市醜惡の撤去……三　廣告物及看板類の意義……四　廣告物及看板類の統制……五　形　像……六　結　言

市街地建築物法と土地相隣者間の法律關係……　警視廳保安部警　葛西奧羽之亮……五四一

一　序　論……二　建築の許可（認可）と相隣權との關係……三　土地相隣者相互間の法律關係

議題

第一　都市環境と其の改善問題

一　都市生活の禍害たるべき都市環境に關する考察

（一）　自然環境（例へば、日光の蔽遮、空氣又は公水の汚染、「緑」の減少、其の他之に類する現象）

（二）　社會環境（例へば、人口及建築物の過密、交通の雜沓竝噪音、惡臭、煤塵の類の狀況）

（三）　都市環境の社會的影響

二　現行制度及公私施設の都市環境上に及ぼす功過

（一）　都市環境に關係ある行政組織竝一般的公私施設の大綱

1　現行制度上に於ける市區町村（街庄邑面等を含む）、道府縣州竝國の間に於ける責任事務の分配竝行政監督制度

2　行政廳に於ける事務組織特に警察官廳と土木及都市計畫行政廳の關係

3　關係特別施設（例へば、風致委員會、緑地計畫協議會又は觀光施設の類）の組織

4 保勝會、觀光協會、都市美協會の類の組織及其の活動狀況

(二) 關係各種主要施設

1 土地及水面の統制(保安林、開墾の制限禁止、干拓、埋立の許否、水防及砂防の類)

2 綠地の保存及新設

3 地域統制

イ 都市計畫法の適用及同法に依る地區(風致及風紀地區、特別地區、防火地區、美觀地區)の制、其の他都市計畫上の施設

ロ 特に由緒ある靈地、都心地區、教育施設地帶、商店街、臨港地帶、盛り場其の他特殊の機能地帶に關する施設

ハ 土地區劃整理及耕地整理地區に關する施設

ニ 不良住宅地區に關する施設

ホ 地帶牧用上の施設

4 建築統制

イ 建築に關する一般事項(建築線、建築敷地の如き事項をも含む)

ロ 特別の地區に關する事項(主要街路に面する建築線の後退、建築物の壁面位置竝高度の指定及屋上突出部竝意匠等建築物の外觀設計等)

ハ 特別の建築物に關する事項(樞要官公署、多衆の出入する建築物又は特殊用途建築物の前庭保存等)

ニ 形像、廣告物、看板の類の統制

ホ 土地使用竝相鄰者間の法律關係

5 交通統制

イ 主要驛其の他街路交通に著しき影響を與ふるものに關する施設

ロ 街路構造(主要街路の廣場及交叉點、街角の剪除、鐵道と街路の平面交叉をも含む)の關係

ハ 自動車の駐停關係

ニ 街路の占用(臨時占用をも含む)關係

ホ 其の他建築物前面突出部(日除の類をも含む)の障害關係

6 照明統制

7 噪音防止

8 惡臭防止

9 空氣汚染防止(煤塵防止の類をも含む)

10 公水汚染防止(水源保護地區制問題をも含む)

11 都市生活上好ましからざる諸存在に關する統制

12 清潔保持、都市美の增進に關する施設

13 其の他都市環境改善の爲にする施設

（三）都市環境改善機關及各種事業施設に要する費用の種別金額及其の財源

三　都市環境の改善に關する方策

（一）現行制度の改廢竝新に立法を要する事項の具體案（特別行政組織及費用負擔方法竝科學的調査機關の連絡共助に關する問題をも含む）

（二）都市環境改善に關する各種施設の具體案

（三）都市環境改善運動（都市環境に關する常識標準の向上、都市環境の改善を目的とする諸團體の組織活動等）

都市環境と其改善問題に對する衞生學的批判

主報告者
京都帝國大學醫學部長
教授　醫學博士　戸田正三

一　自然環境と人工環境との調和

都市の環境を論ずるに先だちて、先づ考へて觀るべきことは、近代都市の諸設備のやうに、何事でも科學の應用が先に立つて、それが人間の本來の性質に恰好なものであるか否かを深く考慮に入れない仕方が、果して吾人の永遠の生活の爲めに幸福であるか否かの問題である。

科學は前の記錄を基として進むから階段的に進歩する、その應用は經濟的に成り立てば忽ち發展する。之れに反して吾々の身體は昔ながらの遺傳的產物である。人間を科學的理論の下に、恰も家畜を飼ふやうに、各其環境に順應した型態に改良して行くことは出來ない。寧ろ自由平等主義や劣生多產の法則に從ふて現代人間の平均的素質は低まりつゝあるとも觀られる。

素より凡ゆる生物の內で人間程此地球上の諸種の環境に強き順應性を持つた者は無い。熱帶から寒帶まで、地上から地下まで自由に往來する。どんな物でも食べ得る樣にする。そして其操作は人の有する科學的知識に基い

てゐるのである。即ち文明人は其衣食住の變化によつて凡ゆる氣候風土に慣化する能力を有する。換言せば吾人の衣食住を科學的に改良することによつて吾々の全體の能力は著しく進歩しつゝある。然し乍らそれには一定の限度がある。幾ら調理が進んでも野蠻時代の齒を使はぬわけに行かぬ。化學的に血液成分と等しい物を合成することは出來ても、それを注射して生活することは出來ない。詰り吾々は吾々が古代から遺傳された此身體のどの部分でもそれを調和良く使つて行かなければならぬ。例へば齒で咬んで、胃に貯へ少しづゝ荒消化して之れを徐々に腸に送り、刻々に血液の成分を合成する。斯かる作用其物が即ち吾々の生活の原則なのである。だから幾ら化學的に滋養に富む物でも此原理に當て嵌まらぬやうな物は絶對に人の永遠の食物とは成り得ない。

衣服類や住居に就ても亦類似の議論が成り立つ、要するに所謂自然環境にしても、亦人工環境にしても、其れが人間個體の自然と良く調和するものであらねばならぬ。個體の自然を助長發達せしむべき性質のものであらねばならぬ。

吾々の生活物資は科學の進歩と共に急激に發達して來た、殊に都市に於て然りである。然るに市民の生活力は之れを個人々々に就て觀察せば一向發達して來ない。それは要するに現代人なる者が科學の應用を適宜に取捨撰擇して居るのでは無くして或る者は其奴隷となり、又或る者は之れを濫用するからに基づく。例へば如何に居住の方法が進歩しても四六時其內に蟄居することは誤りである。然るに現代の商工都市民や吏員の如き殆んど年中四六時而かも一見して不健康な屋內に蟄居して居る。全く大自然の無限の恩澤を忘れて區々たる科學の奴隷となつて居る樣に覺える。之では幾ら目前の生活物資が豐富であつても個體の健康が良く維持せられるわけはない。

都市の環境は次第に自然から隔壁せられて人工的になつて行く。それは自然其儘よりも、其土臺の上に或る細工をして吾々の生活に一層便利な環境を創造せんとする爲めである。詰り自然に從ひつゝ自然の缺點を抑制するのが目的である。吾人は此意味に於て都市を構成して行かなければならぬ。之れと同時に人工施設の利點と缺點とを明かにして、それを一般市民に納得せしめねばならぬ。上水設備や下水設備、工場や商館、大建築物、小建築物並に各種の交通機關に至るまで、幾ら嶄新の設備を誇つても尙ほ幾多の缺陷が伴はれる。かるが故に自然環境と人工環境との間の良き調和を講ずることは個人は勿論、全都市民を保全する第一義であると信ずる。

二　生活の原理と都市の環境

生活の原理を一括せば第一、物質の供給又は攝取機能、第二、攝取物質の體內に於ける異化及び同化作用、第三、力と熱との產生及び排泄機能の三つに分けて考へられる。第一の攝取物質としては飮食物と空氣とを意味し、第三の產生及び排泄機能とは主として力と熱との產生及び爾他の分泌及排泄作用一切を含む、而して普通一般の場合に於ては第一の攝取機能と第三の排泄機能とは其エネルギーが絶へずエコールに調節せられて居なければならぬ。攝取した物質は體內で生化學的、生力學的に變化され、力や熱の形となつて刻々に體外に出で行く、即ち新陳代謝する、而して此新陳代謝力が旺盛なれば活力は旺盛である。言ひ換へれば、活力を旺盛にする爲めには力と熱との產生乃至排泄力を旺盛にせねばならぬ、然らば攝取機能は自から旺盛となつて來る。

人體のどの組織を觀ても、頭でも體でも、之れを適宜に使ふことによつてヨリ良く發達するやうに出來てゐ

る。使ひ方が鈍ければ鈍く發達する。使はなければ盲腸のやうに萎縮しまた病原となる。而して心身共に其使ひ別けは相調和して進まなければならぬ。ところが近代都市のやうに仕事の區別が專門的に分化し、人が機械のやうに働らかねばならぬやうになつては、之に對する油の差し方に特別の注意が要る。また能く働くと云ふこと、殊に仕事が愉快なと云ふことは健康を保全するに最も大切なことであるけれども、それが身體の一部分にのみ限られて居る場合には、油差しの代りに身體の他の部分を使つてやらなければならぬ。

一般に我國の座業者は弱い。都市の商工會社員、官公吏員、教育業者の如き、血氣盛りであらねばならぬ者が常に青ざめた顏色をして居る。歐米諸國でも前世紀にはそうあつた樣であるが今世紀に入つてから一變して來た。單に身體が少し弱いけれども永久仕事に差支の無い程度ならよいが、或は肺尖カタルとか、肋膜炎とか、慢性胃腸カタルと云ふ樣な難治の病に苦しんで居る者が尠くない。そして愉快に働いて居るのでなく、唯だ押されるまゝに働いて居るやうなのが多い。蓋し斯くの如きは當然の歸結なのである。例へば、少壯の時から朝から晩まで窮窟な部屋の中に居すくみ、外へ出れば電車の中に、遊ぶ時は仕事場よりもモツト空氣の惡い處に集まる。之れでは元來强健に生れた者でも、丈夫に育つわけが無い。第一體熱の放散量が減るため、體内の分解力は次第に鈍くなり、勢ひ攝取力も減る。其結果として先づ食慾は減退し、呼吸量は縮少し、皮膚の伸張力がゆるみて、絶へず胃腸病を患ひ、感冒引き易く、病の問屋となつて來る。

現在我國の都市生活者が弱いのは大體以上の理に基づく。言ひ換へれば都市を左樣な環境にしたことに原因する。私は幼青年者に向つて常に謂ふ、「屋内業務に從事する者は屋外生活を樂しめ」、「通勤は步行に限る」、「一時間乃至二時間の外氣生活は毎日の日課と心得よ」。……斯樣なわけであるから都市の環境其物が都市民をして自から斯かる氣分に成らしむるやうに導かれて行かねばならぬと思ふ。

敢て人間生活の原理のみならず、都市と云ふ一つの有機生活機關に就て觀ても、攝取、活動、排泄の並行論が成り立ち得る。例へば都市を建設するに際しては先づ健康水の大量を供給することを考へ併せて排水の利便を圖らねばならぬ。而して給水の利便と排水の利便とは相調和せねばならぬ。食品供給と汚物排除とは並行せねばならぬ。然らざれば忽ち病的となる。以下斯樣な意味で現在我國の都市の環境を批判して觀やうと思ふ。

三　都市の細胞—過密家屋—と其生理及び病理の一班

都市を高處から觀れば家屋と云ふ細胞群の連續から成り立つて居る。而して各細胞の健否は即ち其組織の健否を物語る如く、都市の文化の程度は家を觀ればわかる。特に住宅に於て然りである。

住居の目的は數々あるけれども、その第一の目的は吾々の周圍に吾々の生活に最も都合の良い一小天地を造ることにある。そして其中に於て吾々の生理的生活作用は有利に保たれ、仕事の能率は增進する。即ち、外氣候の變化の如何に拘らず、吾々の日常生活と作業とに對して都合の良い局處氣候を造ることが住居の第一の目的であらねばならぬ。

被服と謂ひ、家屋と謂ひ、いづれも外氣候の變化に對して適宜の調節を計る可き局處氣候の形成が第一の目的であつて、その中、衣服は個人々々に、家屋は一家族又は一團の衣服とも見られる。加之、衣服が外氣候を調

節する範圍は家屋に較べて甚だ小さく且つ狹い、幾ら暑くても裸體以上とはなれず、また寒くても蒲團を着て仕事の出來るものではない。之に對して今日吾々が持つ家屋氣候の形成、例へば採光、換氣、煖房、冷房の力を以てすれば、其處に自由な一小天地が創造せられる。縱令氷點下數十度の寒地に於ても、或は吾々の體溫に近い熱地に於ても臨機自在な生活が營まれ得るわけである。然し乍らそれは經濟的に成り立つ場合のことであつて、所詮多數の者は現在のやうな家に居て外氣候の變化に自己を調節せしめて活きなければならぬ。從つて家を建て町を造るに際しては先づ何よりも先に、如何にせば最も安價に最も良く其土地の氣候の變化を調節し得る家が出來るかを考へねばならぬ。それが都市生理學の第一歩であると思ふ。

申す迄も無く、家の生命は永い。我國の都市のやうに木材で過密部落を形成して居ても尙且つ其平均壽命は百年に達する。故に家の造り方が人の健康に適して居るか否かは其影響する範圍が廣い。「家相が悪いので家族が相次いで斃れた」と云ふやうなことも衞生學的に觀れば當然と思はれることも少なくはあるまい。ことに建築物の性質が永久性を帶びる程、豫め能く人の健康に對する適否を吟味せねばならぬ。不健康なコンクリート造住宅の如きは甚だ愼まねばならぬ。然らば吾が國の氣候乃至各都市の氣候に對して之れが調節上最も注意すべきは如何なる點に存する乎。

四　市民の保健及び能率問題と市街家屋及び都市の氣候調節策

輓近我が國の文物は一變して範を歐米諸國に求むるに至つた。衣服は洋裝に家屋は洋館となりだした。ことに

第一表

氣候圖表

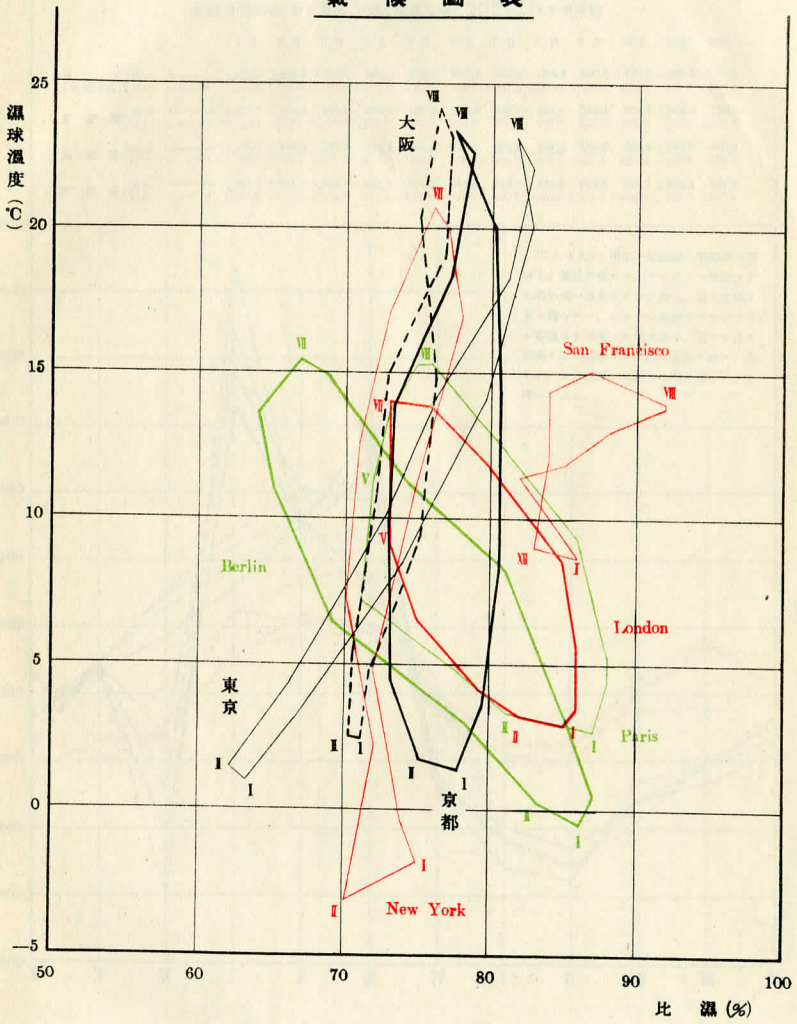

第二表

1年平均1日出生，死亡各1,000ニツキ各月平均1日出生，死亡概要

全國(本邦内地)並ニ東京，大阪，京都3府ノ{自昭和3年 至昭和7年}5ケ年平均

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
全國(本邦内地)	出生	1,435.6	1,252.9	1,396.2	860.9	803.9	771.6	844.4	893.4	967.9	960.6	1,033.3	789.1
	死亡	1,053.2	1,116.6	1,105.1	1,001.4	921.6	922.0	1,027.1	1,083.6	1,004.8	934.7	896.6	937.7
東京府	出生	1,637.7	1,238.3	1,338.0	869.0	782.2	749.0	813.1	902.4	955.6	972.8	1,044.0	705.9
	死亡	1,116.3	1,169.8	1,179.0	997.0	925.7	929.1	976.0	980.0	926.5	881.8	918.8	1,007.4
大阪府	出生	1,479.7	1,306.8	1,287.1	862.4	742.5	723.3	869.5	895.3	936.5	925.8	1,043.5	940.0
	死亡	1,120.4	1,102.9	1,100.6	977.8	905.7	898.3	1,004.7	1,079.1	1,007.4	967.5	888.8	948.6
京都府	出生	1,541.7	1,264.1	1,355.2	881.7	784.7	742.3	845.7	869.0	912.6	911.1	1,044.1	857.2
	死亡	1,067.3	1,079.0	1,090.5	968.9	893.0	892.9	996.7	1,068.3	1,058.9	1,026.5	923.6	936.4

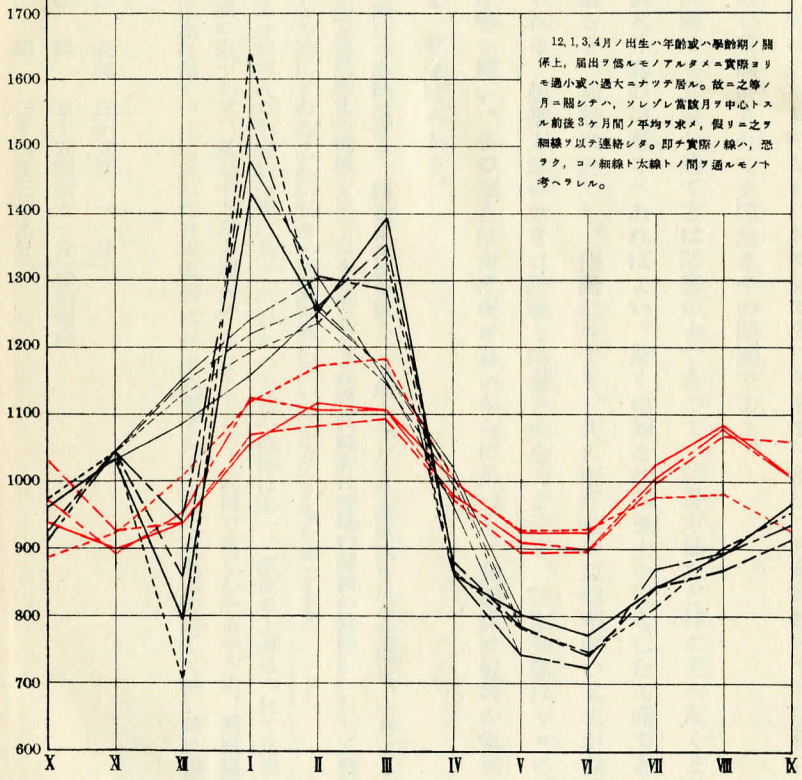

12, 1, 3, 4月ノ出生ハ年齢或ハ學齢期ノ關係上，届出ヲ僞ルモノアルタメニ實際ヨリモ過小或ハ過大ニナツテ居ル。故ニ之等ノ月ニ關シテハ，ソレゾレ當該月ヲ中心トスル前後3ケ月間ノ平均ヲ求メ，假リニ之ヲ細線ヲ以テ連結シタ。即チ實際ノ線ハ，恐ラク，コノ細線ト太線トノ間ヲ通ルモノト考ヘラレル。

都市に於ては作業能率上此傾向は止むを得ない。茲に於て先づ考慮すべきは、西歐諸國のやうな夏らしい夏の無い國で發達した物を其儘の形で我國に入れて支障無きやの問題である。

獨逸は素より、英國でも佛國でも其家の建て方は防寒が主であつて、防暑方法など特に考へなくともよい。着物も年中略一樣の冬衣で下衣と外套の用意さへあればよい。斯くの如きは其風土の然らしむる處である。之に反して我國在來の生活樣式を觀ると、衣服に於ても、住居に於ても、共に南洋邊の亞熱帶原の文化が我國に於て固有の發達を遂げたやうに觀られる。建築方法の如きは防濕と防暑とに全力を注ぎ、防寒知識はゼロに近い。之れと云ふのも我國の夏の暑さは堪へ難い、冬の寒さは尙ほ凌ぎ易いからに基づく。此關係は彼我の氣候の工合と之れが人口動態に及ぼす影響を一覽せばわかる。

挿入第一表說明　本圖は縱線に攝氏の濕球溫度を、橫線に比濕を取り、各地の各月平均濕球溫度及び比濕を、一月はI、二月はII、以下準之で表はし、其點を結んで氣候變化の輪環を造つたものである。此氣候圖表は各地の氣候の狀態を一目して感知せしむるに便利である。濕球溫度と比濕とで表はすのは之れが吾々の感覺溫度に近い示し方であるためである。

此圖表に於て氣候の變化の工合が吾人の生理的生活に良きか否かの大體の標準は第一、溫度の上昇につれて比濕が降下すること、第二、濕球溫度が多少零度に近づかず、夏期十八度を越へざることである。此圖で直ぐわかるやうに、西歐諸國は一帶に夏は低濕で多は高濕となる。圖は左に傾く。之に反して日本氣候は年中高濕であるが特に夏氣溫の著しく高い時に濕氣も高まる即ち圖は右に傾く。その中で

一、京　都（黑太線）　北緯　三十五度　一　分
二、東　京（黑細線）　同　三十五度四十一分　説明省略
三、大　阪（黑斷線）　同　三十四度三十九分

四、ロンドン（赤太線）　同　五十一度半、七月の最高期は京都の五月に相當し、一月の嚴冬期は我が十二月に相當する。
五、バ　リ　ー（青細線）　同　四十九度弱、ロンドンと略等しく寧ろそれよりも良い。
六、ベルリーン（青太線）　同　五十二度半、丁度ロンドン氣候を大陸性氣候としたもので、冬が永く且つ寒い。
七、ニューヨーク（赤細線）　同　四十一度、我國と等しく東海岸性氣候の特色を表はし、冬は甚寒く夏も亦暑い、但し我都市に較ぶれば問題にならない。それで居て、西歐の生活樣式を直輸入したから、毎夏澤山の罹熱患者を出す。
八、サンフランシスコ（赤細線、右方）は我が仙臺と等緯度であるけれども、西海岸性氣候の特色として、夏もなければ冬も無く、年中春の如くで、濕氣の高いのが惡い。

第二表說明は大體わかると思ふから省略する

吾々も生物である以上、其生活機能は氣候と食物とに左右せられる。而して之れが調節宜敷きことは吾人の持つ文明である。故に各地の風俗習慣が其風土に左右されつゝ發達して來たのは當然である。今若し我國に於て夏季蒸暑炎暑が續かなければ徒らに病氣が激增したり、又死人の山を築く憂は無い。實に我國の梅雨期から炎暑の候に亙りては、一般に多病多死、能率減少、疲勞增進期である。また圖に示した如く、我國では冬が多産期で、夏は自然の産兒制限期となつて居る。盛夏の候には著しく受胎率が減る、その結果五月六月には出産率が頓に減少する。幸ひ此爲めに最も死に易い赤兒の死亡率がまた勘ないのである。之れが西歐諸國と同じ樣に各月略ぼ同率で生れたら、我國の夏の死亡は恐ろしく高率になるであらう。

更に此關係は都市內と其近郊とで大分違ふ。例へば大阪府內に於て、舊大阪市內と大阪市外の府一般とでは、夏時子供の死に方が大變に違ふ。ことに夏の暑さの烈しい年には市內の夏の乳兒死亡は其郊外に較べて驚く可く高率に達する。一見其氣候の差は僅かのやうであるけれども、大阪市內の過密部落の如く屋內は夜半まで攝氏三十二度（華氏九十度）內外の氣溫が連續する處では、日々暑い時間が永い爲めに晝の疲れを恢復する暇が無い、殊に自己調節の出來ない乳兒や病人は此爲めに斃れる。

吾人の生活機能は一般に攝氏三十二度までは空氣が相當に乾いて居るか、又は軟風が吹いて居れば左程暑さの惡影響を受けるものでない。一朝氣溫が之れ以上となり、又は濕氣が高くなつたり、風通しが惡かつたりすれば忽ち身體が蒸されて來る。吾等の所謂體熱現象を呈して來る。幸に自然には斯る暑さの時間が短いから忽ち健康に歸るのであるけれども。それが永續するやうな環境に於ては容易に生活機能を障害する。故に盛夏の暑さを幾分でも減すやうに考案することは我國の都市生活者にとつて最も重要な意義を有する。攝氏三十二度と三十四度との間の僅々二度の相違並に其時間の長短は、吾々の生理作用に對して莫大な相違を齎すものである。而して此間の調節は我國內では第一家屋の設計方法の考慮のみで大體盡されると思ふ。更に第二には都市全體として其環境の過熱せられることを防がねばならぬ。

其第一の家屋の設計上に於て特に注意すべき事項を列擧すれば

一、各地に於ける四季の日射量の變化に鑑みて、各其敷地の工合により、夏期の日光の直射を出來るだけ防遮し得る樣にすること、同時に出來るだけ通風に便ずること。例へば南北に通ずる場合には、南北共に窓面積を稍擴くして扁で夏の日射を防ぎ、通風上の障碍物を少くすること、又東西に通ずる場合には成る可く窓面積を減じて窓の高さを增し、以て日光の直射熱量を少くして採光に有利な型となし、且つ通風に便ずること。爾他の方法も亦之に準じて、其合理的な成案を市民一般に指示すること。

二、各地につき夏の主風の方向と其對向の位置に開閉自在な窓を設けること。

三、屋根裏の通氣を良くして熱を鬱滯せしめぬこと。斯くして頭上から熱線の輻射を防ぐこと。

四、其の他隔壁の防熱力を考慮することは防暑防寒上共に必要である。

要するに、我國では家の中が蒸されぬやう、家を熱病にかけぬ工風が緊要である。北緯五十度内外で夏無き氣候帶に住む西歐人が晩近窓を擴くして彼の陰鬱な秋冬の氣分を少しでも朗らかに仕樣とするのは當然である。また日射に惠まれぬ彼等が之れを屋内に入れたがるのも當然である。然し乍ら北緯三十五度前後で盛夏の長き我國に於て其眞似をするのは愚である。また一時の經濟上から止むを得ぬと云つて斯る考へを無視することは惡い。特に永久建造物に於て。

第二の都市全體として其環境の過熱を防止するには、恰も廣大な都市の地積を瓦の沙漠のやうなものにせぬこと、所謂過密家屋を制限し、成る可く都市を綠化することである。また我國の都市の如く大河に沿ふて居る場合が多い時には、此河の面積を狹めぬこと。並に河海の汚染を防止して（Rivers Pollution Prevention Act）之れを一種の公園となし、また都市の肺臟であらしむること。例へば大阪市の中央から彼の河を除いたら大阪市民の夏の疲勞は甚大であり、一層肺病の巢窟地となつて居るであらう。其外街路の如きも之れをアスファルトで鋪裝する場合には街路樹を植へて熱線の强き反射を防止すること、又た撒水方法を研究すること。交通機關も出來るだけ通風に便利にすること、望むらくは屋根を二重にして其間を開放すること等である。

以上述べた夏期の過熱防止策に較べると、市内の過住問題や、或は塵埃問題又は煤煙問題、空氣の汚染問題云々の如き、衞生學上には第二次的であつて稍輕視して可なるものである。又防寒問題に就ては、我内地の冬は之を等緯度の西海岸性氣候帶に較べると遙に寒いけれども、一般に表日本、ことに都市内では必須と云ふべき程度ではない。事務所、學校、工場等の座業に從事する處では、年平均五百時間位の輕度の煖房を必要とする。但し煖房知識は元來邦人間にゼロであるため、或る場所は必要に拘らず之を設けず、他の場所は過剩煖房の爲め身を焦して居る。現に北海道や樺太移民は寒さに震へ、滿鐵移民は冬中蒸されて居る。内地に於ても都市の事務所や大建築物内は徒らに暑くし、家庭内は寒い。斯くして感冒に罹り易くなり、呼吸器病を續發せしめて居る。

敢て一般建築物のみならず、本邦新設の諸工場の如き、今日から觀れば、彼の面積の廣い、從て高價につく鋸齒形屋根を連設する必要が何處にある乎。無智な舊型に捉はれて、爲めに夏は過熱地獄を造り以て幾多の青年を虐殺し、冬は屋根からの放熱量が莫大なる爲め徒らに煖房費を浪費して居る。

五　都市の汚物處分

都市を一つの有機體として考へて觀ると、攝取機能に相當する市場の組織や上水の供給の如きは古來から發達し、また必要に應じて直ぐ新設せられて來た。之に對して排泄機關に相當する汚物處分の問題は、何處でも手遲れ勝ちである。都市の屎尿の處理と塵芥處分の完備に就ては由來何れの國も幾多の苦い經驗を嘗めて居る。而して我國の諸都市は今其仕事の端緒にある。特に都市の屎尿處分問題に就てである。此問題は衞生上は勿論のこと、都市の體裁上にも、生活の快不快の感覺の上にも誠に重大であつて、丁度都市の保安、風紀の取締と等しく、初めから嚴重に取締まらねばならぬ、實に差し迫つた問題である。然し乍ら唯だ其差迫り方が、都市の發達の歷

史と民族の習慣とにより程度を異にして來て居るのである。潔癖なと云はれる日本人が、なぜ市中で彼の亂暴な汚物や屎尿の取扱をやつて居るか、また不潔不快で危險此上もなき屎尿溜を戸々無統制に散亂させて居るか。此點は來朝する白人が一樣に戰く所である。けれども之れは一面には彼等が我國傳來の汚物利用方法即ち徹底的農耕利用の習慣を知らないのと、他面には我々同胞が何時迄も農本的起源に麻痺して居るからである。

輓近漸く各都市に下水道敷設の急務が稱へられ、其工事も進捗しつゝある。之れが完成の曉には都市の汚物は盡く水流によつて運搬せられ、市内の便溜は一掃されるわけである。然し乍ら事實之れが完成を觀るのは容易で無い。市新域の擴張や粗末な借家の連設、在來の習慣や借家氣質にとらわれて、雪隱の壽命は永續するものと觀て良い。下水道の如きものは幾割かの人間が之れを水厠（W. C.）に利用するのでは意義が無い。或る區劃から次の區劃、次で全市と云ふやうに統制せられてこそ眞の目的を達するのである。

我國に消化器傳染病類の多いことは誰れも知る。而かも昔よりは段々殖へて交通機關と共に今は山間農村に至るまで年々其流行を觀る。各市内では四時流行して其大病巢を形成して居る。而して斯の如き消化器傳染病の消長が一に市内の屎尿處理の不合理に因ることは毫も疑の餘地が無い。各都市の屎尿の處分さへ合理化すれば斯かる病原の巢窟が無くなる。然らば他は容易に撲滅せられ得る。一體我國の都市内の如く年々多數の人々が赤痢やチフスのやうな病氣に罹るのは、其病人の屎尿が散亂せられ、それが比較的生の儘で、而かも稍濃厚な形で己が口中に入りつゝあることを暗示したものである。それを考へると我國の現狀に於ける都市環境の改善問題として、差詰必要なことは此屎尿處分の合理化である。

我都市に汚物掃除法が發布施行せられたのは明治三十三年である。而して其施行規則に汚物を分ちて塵芥、汚泥、汚水及屎尿とし、其處理を市の義務としたのは良いが、其附則に於て「屎尿ニハ當分ノ内此規程ヲ適用セズ」とやつた。之れが抑も大きな認識不足であつた。汚物の中の黄金たる屎尿を捨て置いて何處に本法の意義がある乎。漸く昭和五年に至りて屎尿處分を市の義務とすることにしたけれども尙且つ到る處捨鉢式である。甚しきは下水道の完成にかこつけて成る可く此不快な問題に觸れまいとするのが當事者の常である。私共の目から觀れば、これ程不快な、またこれ程危險な都市の屎尿を百姓や營利會社に一任して其散亂を默過する位なら、都市警察や保安係の必要が何處にあるかと疑はしめる。

序に附言する。我都市の塵芥處分や道路溝渠の汚泥處分は、今尙不充分ではあるけれども、既に汚物掃除法施行以來、市の義務となり、爲めに掃除監督制度も立派にあつて、之れを歐米の諸都市に比較して觀ても、屎尿問題の如く比較の出來ないことはない。また直接人身に危害を及ぼすことも少ない。或は方法の不完全なこと、設計の悪いことなどは時が自から解決する。歐米諸國の各都市を觀ても、塵芥處分遺憾無しと云ふのは尠ない。之に反して都市の屎尿處分と來てはまるで問題にならない。

要するに、我國諸都市は屎尿の水流運搬方法による下水道の完成を急ぐことと共に、應急手段として市自からが全市の屎尿處分を負擔し、此危險物を盡く無害化する組織と手段とを速急に考慮せねばならぬ。屎尿の消毒とか、自然消毒とか又は無害化方法などは市自からが進んで一手にやる事になれば容易である。また斯くすることに因つて下水道敷設及び其應用問題も促進せられる。今日の如く全然無組織では科學の力も應用の餘地が無い。

都市の社會學的考察

主報告者
京都帝國大學教授 從九州帝國大學教授 文學博士 高田保馬

總會に於て報告して見たいと思ふ要領の筋

一　從來に於ける本問題の研究について

都市の社會學的研究として見るべきものの若干の文獻について所見を述べたい。

二　都市生活の利益社會的性質

共同社會と利益社會との對立を明にし、共同社會的性質が都市生活に於て何故に失はる、かを人口の稠密、異質文化の接觸に伴ふ傳統の束縛の弛緩、生活方法の理知化等の之が原因を討ねて述べたい。

三　都會生活と成員の分化

都市生活に於ては文化内容豐富なるが爲に、成員の文化内容に於ける分化が顯著となるのみならず、地位に於ける懸隔も顯著となる。此事が自ら社會内部に對立關係を强むることを述べ、二、三に述ぶるところより、共同社會の解體作業が進行することに論及したい。

四　都市集中の社會學的意味

都市集中の必然的永續的傾向なる事を明にする爲に、其社會學的原因を述べて群居本能力の欲望、別に經濟的原因にも論及したい。

五　都市文化の國民的滲透

都市人口の割合の增加と都市文化の地方的傳播によつて、それが國民全體に滲透することを明にし、これと關聯して、都市文化發達の結果をも、都市生活の身體的、道德的、文化的性質等に亙つて論じたい。

六　大都市發達の限界

此都市發達の傾向は無限に進行しうるか。民族の將來、別して、一國の團結、國防、堅實なる氣風の爲に、それには限界が置かれざるを得ざることを明らかにしたい。

七　對策に關する若干の考察

主として國家社會政策(對都市社會政策)及租稅政策等を提唱したい。

地方計畫に就て（要綱）

報告者　内務技師兼鐵道技師　樋木寛之

一　都市計畫

都市集中——都市機構の混亂——都市の改造

二　市域外に亙る都市計畫

郊外地の統制——都市計畫の對象

三　都市計畫より地方計畫へ

地方計畫理論——地方計畫の範圍

計畫制限の是非——計畫案の實現方法

京都市の都市環境とその改善策に就て

京都市土木局長 主報告者 高田景

一 緒言

吾が京都市は三面連山を繞らし、南方は廣濶に開け、到る所に優雅閑靜なる自然の美を有し、その間由緒に富む神社、佛閣、舊蹟頗る多數に存在して、自然と人工の美は古き歴史と傳統とに彩られ、渾然一體をなしてゐるのである。

本市の特異性は、前述の如く本市が自然の環境に惠まれ、而かも人工の美の錦上花を添ゆるあり、四時の風物夫れ〳〵趣きを有し、慕ひ訪れる内外人をして、等しく遊覽都市の名に背かざるを賞讃せしむる點にあるも、それと竝んで注意さるべきは、本市が淵源古き美術工藝の都市たることである。卽ち朝廷の厚き保護により、藤原、平家、室町時代の華麗、桃山時代の豪壯、德川時代の纖雅各々の特徴を發揮し、名工巨匠輩出し、繪畫、蒔繪、金屬、彫刻、刺繡、陶磁器等幾多の美術工藝の部門に亙り、名聲を海内に博し、最近に至つては各種の近代工業勃興し本市をして、從來の消費都市より轉じて生産都市への飛躍を期するに至つたのである。

京都市の起源は遙か平安京の創設に遡り、爾來變遷幾多、悠久一千有餘年の歴史の跡を辿つてゐる。明治二十一年以降數次の市域擴張と諸種の都市改善施設のために、市勢の顯著なる伸展を遂げて近代都市としての面目を備ふるに至り、今や人口百三萬、市域一八、七四一方里、綜合的大都市としてあらゆる方面に飛躍すべき基礎を固め、着々としてその施設の實現を見つゝある次第である。

京都市は大正七年東京市區改正條例及同土地建物處分規則の準用を經て、大正九年都市計畫法及市街地建築物法の適用を見るに至り、爾來、都市計畫區域の決定、地域の指定、街路網の計畫、防火地區、風致地區の設定、土地區畫整理、河川修理、公園造成、下水改良工事等幾多の都市計畫施設を實施し、市勢の向上發展に多大の效果を收めたのであるが、殊に昭和六年の市域大擴張は、

一、京都の特色たる風致を維持し、遊覽設備を完成する爲め、及び學藝美術宗教等の諸施設發展の爲に必要なる地域

二、將來工業振興の設備を要する地域

三、現に京都市の住宅地たり又は將來住宅地たるに適する地域

四、都市的施設上必要なる地域

是等の區域を擧げて市域に編入し、打つて一團の大自治體を組織し、有機的統制の下に大京都市の使命を全うせんがために實現されたのである。

玆に少しく大京都市の出現の理由を述べ、自治體として將來の使命を探究することにしよう。

一　遊覽設備の完成　吾が京都は一千年間皇城の地として、その近郊一帶に亙る卓越せる山紫水明と、絢爛たる名勝舊蹟とは、連鎖的存在として行政區劃を超越し、齊しく遊覽都市京都の名に於て、內外に喧傳せられつつあるは顯著なる事實であつて、吾が京都市の誇りとする所である。

然るにその中には、遊覽設備不完全なるが爲に、或は交通至便ならざるが爲に、世人に忘れられ勝で爲に荒廢に歸せんとするが如きものあり、殊に是等名勝舊蹟を連綴する一大遊覽道路網の施設に於て缺くる所あるは頗る遺憾とする。仍て是等の名勝舊蹟の所在地として、京都市と密接なる關係を有する各町村を併合し、統一ある方針の下に、遊覽設備の完成を期せんとする所以にして、又この編入が、その比較的廣大なる面積と、平坦ならざる地勢をも包含した點に於て、他に見る市域擴張と稍、趣を異にしてゐる次第である。

二　學術技藝宗教等の施設　京都市は、過去千有餘年に亙り、帝都の地であつたから、自ら此處に培養せられたる文化の集積は、その山河自然の美と相俟つて、高尙優雅の環境を有してゐる。是れ卽ち本市に學藝、美術、宗教の發達した所以であつて、正に、京都市の一大特色と云はなければならぬ。而して是等の施設は、獨り市域內に止らず、近郊市町村に及び、將來益々發展すべき趨勢にあつて、その孰れも、京都市と密接不離の關係を有せないものはない。之等を行政區劃內に收めたのは、その振興を圖らんとするに他ならないのである。

三　工業地域の振興　本市が遊覽都市として重きをなせる事は、前に述べた通りであるが、此の如き消極的要素にのみ倚賴するは、京都市の眞の發展を所期する所以ではない。仍ち將來の京都市は、配するに積極的生產事業の發展を以つてし、所謂工業都市として一新生面を拓くに非ざれば、時世の進展に伴ふことは出來ないであらう。

由來、京都市は皇城の地として、夙に政治、藝術の中心であつた。就中、染色、機織その他の美術工藝品は、吾國生產界に隨一の地位を占むるものであるが、現狀を以て滿足すべからざるは云ふ迄もなく、宜しく、從來の手工業に加ふるに、大量生產を目的とする大工場の建設を見るのでなければ、本市向後の產業的進展は所詮之を望むことを得ないであらう。

併し現市域は既に狹小に過ぎ、之等の起業に備へる餘地がない。幸にして、市の南部及西部は、地勢、水利、交通、運輸、その他の點に於て恰好の工業地域である。

現に大小の工場開設せられ、工業的發展の傾向著しきものがあり、將來、京阪國道、京伏運河、新高瀨川等の工成るの日、同方面の發展は必ずや、刮目に値するものがあるであらう。

今に於て該地域一帶を市域に編入し、相扶翼して漸次工業誘致に適當なる施設をなすことは、關係市町村の發展上、極めて緊要なことである。

四　住宅地域の擴張　本市の都市計畫は、曩に左京、東山兩區に亙る東山の一帶、上京區の大部分、中京、下京兩區の一部を住宅區域に指定し、その統制を劃する所があつたが、該地域に於ける戶口は漸く飽和の域に達してゐる。

現今市民の近郊田園生活に對する欲求は、郊外交通機關の整備と相俟つて、益々隣接町村に進出の勢を增大しつゝあるのである。殊に山紫水明、淸澄閑雅を以て名ある京都市の郊外は、高速度交通機關の發達に伴ひ、阪神

方面より溢出する人々の消化住宅地としても、重要なる使命を果すべき必然的關係を豫想せらるゝを以て、此の際適當の地域を市域に編入して、豫め以上の趨勢に備ふるの途を講ずるは極めて必要なことである。

五　都市的施設の充實　更に、京都市の發展を期する上に最も留意すべき事項の一は、將來都市的施設をなすべき地域の選定である。今や京都市及その外廓をなせる一帶の山岳丘陵は、悉く所謂風致地區に指定せられ、苟も風致を害ふ施設は、公私を問はずこれを許さないのは固より當然の措置であるが、之が爲向後市の施設として、必要なる保健、衞生その他の設備に、適地を隣接町村に求むるは獨り、京都市の利益であるばかりでなく、關係市町村亦その恩惠に均霑する所大なるは云ふ迄もない。

六　統合的自治團體の建設　京都市が都市計畫法の定むる所により、夙に百年の大計たる都市計畫を樹立し、市の周圍部六郡三十六ケ町村を抱擁する區域内に於て大京都市の建設を理想とし、漸次之が實現を期しつゝあるが、須らく一箇の統合的自治體として同一行政區劃の下に、都市計畫事業の遂行を圖り、大京都市の建設に邁進するに若かざるは云ふ迄もない。

以上述ぶる所の主たる理由によりて、現在の大京都市は出現したのであるが、之を契機として、本市明日への飛躍に向つて努力すべきであるは勿論、從來の無秩序なる膨脹を意識的計畫的發展に轉換せしめ、以て傳統に輝く大京都本來の都市美を昂揚して、固有の環境に改善方策をめぐらす所に綜合都市大京都の出現の意義があると思ふ。

大京都市は、舊市を中心として、山科、醍醐、宇治、伏見、桃山、淀、桂、嵯峨、高尾、加茂、八瀬等の如き夫れ〳〵特徴を有する聚落が、恰も恒星を中心とする衞星の如く四圍に散在してゐる。舊市が主として商業地として諸種の物資の集散供給に任ずるに對して、新市域の東部、北部及西部は閑雅高燥なる景勝地として、市民の慰樂、社會活動の源泉となり、西南部は水利運輸の便多き工業地帶として、更に亦隨所に良質なる農耕地の存するありて、是等が渾然一體をなし、大京都を形成し、特徴ある本市都市計畫の母體をなしてゐるのである。

二　都市環境と改善策

京都市が一千年の歷史を有し、本市特有の都市環境を形作つてゐることは前にも述べた所である。近時經濟界の情勢の變化に伴ひ、市民の社會活動に著しき動搖を招來し、從つて密接に關係を有する都市機構は全般的に幾多の矛盾を胚胎、現出するに至つた。

本市にありても都市通有の現象として、自然の惠みである日光の蔽遮、空氣又は河水の汚染、綠の減少等自然環境の惡化竝に人口及建築物の過密、交通の雜沓、噪音、惡臭、煤塵其他幾多好ましからざる人爲的社會公害とも云ふべき事象の發現したことは、その程度の差こそあれ、何人も之を指摘せざるを得ないのである。

玆に、都市生活の禍害たるべき本市の都市環境と之が改善に關する方策に就いて愚見の一端を述べて見たいと思ふ。

1　舊市内美觀の維持

本市舊市域の街路形式は往古より、所謂碁盤目型にして街衢整然、劃一的均整の美を發揮し來つた事は人口に

觀を毀損する所であるが、近時俗惡異樣なる廣告塔、看板、裝飾等現はれ、主要街路は著しく美觀を毀損されるに至つた。又本市の玄關口たる京都驛前も單に廣大なる地域を占めるのみであつて、未だ施設の見るべきものなき現狀なるを以て、之を改善して四季を通じて訪れ來たる多數入洛者の第一印象を良くすることは吾々の義務であると思ふ。

玆に於て河原町通、四條通等の主要街路は言ふに及ばず、京都驛前廣場の如きは美觀を添へる他、これを維持增進し、俗惡なる工作物の建設されるを防止するの必要が認められる。昭和七年六月十五日の第二十一回都市計畫京都地方委員會に於て右の主要街路竝に京都驛前廣場に、市街地建築物法第十五條に依る美觀地區設定の建議案を內務大臣に提出されたのも、實に都市經營の有意義なる一方策を講じたるに他ならないものである。

2　新市域發展の統制

人口の都市集中と交通機關の發達により、異常なる勢を以つて而かも無統制に擴大しつゝある郊外地の宅地化に對し、適正なる規格を與へて、消極的には都市の癌とも云ふべき不良市街地の構成を未然に防止し、積極的には市街地として必須な交通、保安、衞生上の施設を完備せしめ、尙將來百般の都市經營施設に對しても、最經濟的に最能率的に、その效果を發揮せしむるに、遺憾なき丈けの素地を豫め開拓する方策としては、田圃の宅地化に先行する道路網の計畫と土地區劃整理遂行を以て、現在に於ける最も合理的合法的なるものと考へらる。

本市郊外への無秩序なる膨脹發展は、街路の狹隘と交通の混亂とを招致し、その結果、一方都市行政の運用に甚だしき支障を與へると共に、他方市民の經濟生活と慰樂に大なる威嚇となつて現れた。卽ち右京區桂川沿岸、東山區山科方面の安靜なる住宅適地が、工場の建設により著しく害され或は北白川、賀茂、紫野、等持院、大將軍、西院、九條等は街路計畫全然なく無統制に放任されたるため、道路系統の錯雜せること驚く可く、粗惡なる道路は急激に增加したる交通量を完全に消化し得ず、又沿道住民は晴雨に拘らず、危險と泥埃に曝されてゐる狀態である。次に揭ぐる統計表は舊市と新市域とを連絡する主要街路の交通量にして、昭和三年及同八年の調査に係り、之に依つて、最近に於ける新市域の發展狀況を窺ひ知ることが出來ようと思ふ。

京都市郡界交通調査表

（昭和三年十月廿五日廿六日廿七日三日平均　自午前六時至午後七時）

路線名	觀測點	歩行者	自轉車及自動自轉車	自動車	其の他の交通機關
京都大原線	上高野京泉町	九六五・三	一、四五五・三	一九四・三	四七六・四
京都貴船線	上加茂京御園口	二、〇六四・三	一、二七〇・〇	一七四・四	五五九・三
京都周山線	大將軍京阪田町	一、六七一・七	一、六七一・六	二二一・四	二六九・六
京都花園線	右京花園村馬代	二、八三六・六	一、七九四・四	四一一・三	七〇九・七
京都太秦線	西院京大竹	二、三九〇・七	二、四七〇・三	二八六・〇	九八七・七
京都松尾線	右京淳和院	二、八一七・七	一、五三九・三	五七・四	五〇三・六
國道第十八號線	下京西七條衣田町	一、八三七・三	一、三三五・三	三六六・七	九六二・〇
京都高槻線	下京唐橋大宮尻町	七三五・〇	一、一一二・三	三三三・三	八八四・一
國道第二號線大阪街道	下京上鳥羽、唐戸	八四八・三	八九四・〇	三一七・七	四九五・〇
京都伏見線	下京稻荷町下河原	一、五三七・七	一、七三四・三	二一八・〇	一、二四三・三

京都市新市域交通調査表

（昭和八年十月十八・十九・二十 三日平均 自午前六時 至午後八時）

路線名	觀測點	歩行者	自轉車及自動自轉車	自動車	其の他の交通機關
京都停車場線	伏見深草町相深	一、五九五・〇	一、七六〇・〇	二五八・一	三六九・六
國道第十五號線	伏見深草町稻荷	二、七二五・三	一、五〇三・三	一五四・三	四八六・四
京都勸修寺線	東山科町梅ケ丘	五四六・〇	九七・〇	四二・三	七六・八
六津大津線	下京清閑寺山ノ内町	三九七・三	一六〇・六	二八・四	九七・四
國道第二號線	東山科町日ノ岡	一、〇八〇・〇	一、一三九・一	七三九・〇	三二四・二
山科街道	上京北白川琵琶町	二三九・〇	五九・三	一六・一	四六・六
下鴨大津線					

路線名	觀測點	歩行者	自轉車及自動自轉車	自動車	其の他の交通機關
京都黒田線	上京賀茂御園口	一、五七二	八四六	三三七	二六六
京都大原線	左京一乘寺閉河原	一、五一〇	一、八二七	三四九	一九五
下鴨大津線	左京北白川下池田	一、四五〇	四四六	九四	九二
醍醐山科停車場線	東山科竹鼻西ノ口	二、一一五	七七七	一六九	三七
國道第二號線	東山四宮神田	五四六	一、〇八二	一、〇三一	七三
宇治大津線	東山科音羽平林	二四五	六四	四〇	五二
京都勸修寺	東山今熊野南日吉	二五〇	一三七	六五	七五

京都伏見線	伏見深草下河原縄稻	一、三一一	一、八六九	二三一	五四一
國道第十五號線	深草一ノ坪	九九五	三、四七七	六二三	三四二
六條大津線	東山橋詰	八、三〇六	二、一四〇	二、三八三	一、三〇五
京都愛宕線	右京天龍寺瀬戸川	一、〇七九	四九五	一六〇	四一
京都嵯峨線	右京太秦堀内	一、一〇四	一、五〇二	五一五	一九一
太秦花園線	伏見花園内畑	八五六	一、六九五	三〇四	二六五
深草大津線	深草大龜谷久寶寺	一、四九五	六七〇	九四	三三七

本市市區改正設計街路は、本市都市計畫の根幹とも云ふべきものにして、就中外劃線を中心とする四百數十萬坪に亙る地域は、都市計畫法第十三條による土地區劃整理施行區域として決定せられ、之を基準として無數の補助路線の配置、整然たる宅地割設計が定められ、舊市域外廓部の無統制なる膨脹を是正し、新市域發展の指針が確立された譯である。

更に幹線道路に順應して、昭和二年には住居地域内六萬七千餘米、次いで昭和三年には工場地域内五萬七千餘米の都市計畫街路の決定を見たのであるが、既に工事の竣工を見たのはその一部にして、之が完成は將來に俟たなければならぬ。

尙新市域に亙る道路網計畫の樹立は、大京都々市計畫の基本的要素にして新市街地開發の礎をなすものであるから、早急に之が實現を期せなければならぬ事は勿論のことである。

本市の區劃整理事業の中都市計畫法第十三條によるものは、大正十五年內閣の認可を得て以來外廓線の沿道に對しその實現を期してゐるのであるが、昭和十一年度にはその全部の完成を見る豫定である。此の區域は新舊兩市域を繋ぐ紐帶として舊市內に充滿する人口と家屋を收容する所として、將又新市偏僻の地から、舊市に向つて集中せんとする人口の收容地帶として、今後數十年間に亙る京都市發展力に應ずるに充分であらう。

この外都市計畫法第十二條による本市助成の區劃整理事業も最近著しく進捗し、特に洛北の郊外、加茂川以西、大德寺前通に跨る所謂紫野一帶の地域は、加茂、上堀川、紫野門前、紫竹芝本等の數組合地區接續し、互に脈絡統制を保つて工事を施行し新鮮そのものゝ住宅街を現出してゐるのである。

新編入區域中、將來宅地化せらるゝ見込面積は、約二千五百四十萬坪、凡て將來の大京都市街豫定敷地であり、此の廣袤の何處へも不良の市街地を構成せしめないと云ふのが吾々の理想とする所である。

3　綠地の保存及新設

文明が進めば進む程、吾々の生活は自然と遠ざかつて行く。自然の間に胚胎し自然の恩惠によつて成長して來た人類の生活は、自然を忘却することによつて、破滅の淵に沈むことは當然の歸結と云はねばならぬ。

近世都市の建設に當つて、吾々人類の生命と生活の要素である自然を等閑視することは、宛も自ら勞して、その墓穴を掘るに等しく、その撞着甚しきものと云はねばならぬ。

都市唯一の自然とも云ふべき綠地を缺いたる都市が、市民の健康は勿論、思想、精神上に著しき惡影響を及ぼしつゝある點に想到するならば、都市に於ける綠の減少こそ今日甚だ寒心に堪へぬ問題である。

日に月に石室の如く鐵と石とによつて、築き上げられて行く近世都市に生活する人にとつて必要なものは、恰も沙漠を旅行する人々にとつてオアシスが必要である如く、綠の町が必要であり、公園や運動場が必要である。そこは吾々都市生活者の活動の源泉地であり、又健康の母體でもある。

京都市は前にも述べたる如く、古き歷史を背景とする、世界稀に見る自然美に惠まれたる所であるが、近時市街地の急激なる膨脹に伴れ、之等すぐれたる自然の美も動もすれば、その特色を破壞せらるゝの傾向漸く著しく、

高尾山清瀧川を底に見て谷蔭めぐる松の下道　　冬　基
結び置し秋のさが野の庵より床は草場の露になりつゝ　　爲　家
龜山の峰うちこえて見渡せば清瀧川をおとす筏士　　後嵯峨院

現在の高尾、清瀧、嵯峨そう云つた清淨境を見出すことはまことに困難となつた。兼好法師が「遙かなる苔の細道をふみわけて心細く住みなしたる庵あり。木の葉にうづもるゝ筧の雫ならでは、つゆおとなふものなし。」と懷しんだ栗栖野もトラックが濛々たる塵埃を捲上げて往來する。工場の煙突が黑煙を吐く、山紫水明の美は漸く失はれむとするので、茲に、本市綠地政策の確立が急を要することゝなり、京都都市計畫の新なる分野への飛躍となつて現はれた。言葉を換へて云ふならば、現在の街路網の擴充と風致地區制を主軸とする都市計畫と、本市の一大特色たる觀光都市の面目と市民の保健を增進する綠地回復竝新設を企圖する綠地計畫を包含せしむるのである。

京都市を中心とする綠地計畫が具體化するに至つたのは、昭和八年七月二十一日京都府廳に於て、京都府、市

風致地區に包含される地域は、山地部を主とし、平地部も一部之に交へ、大體次の様な方針に基いて立案されたのである。

（一）風致が最も破壞され易いと思はれる山地部

（イ）平地に近く且中央に近い場所、例へば東山、吉田山、北山等

（ロ）平地に近く交通機關の便利な場所、例へば、天王山、長岡等

（ハ）交通機關の發展に伴ひ觀光客多く、賣店及別莊の新設盛ならんとする場所、例へば比叡山等

（二）風致上最も重要と認める平地部、例へば加茂川及その沿岸、岡崎公園、植物園等

（三）第一項に於て指定せんとする土地に接壞する風致ある社寺、境內及その參道、但し開放的のものを主として選定する、例へば新日吉神社、岡崎神社、仁和寺等

（四）第二項に依て指定せんとする土地に接壞する社寺、境內以外の風致ある場所、例へば加茂川高野川合流點附近、加茂川葵橋下流西側の樹林地等

區域の總面積は一千六十二萬八千坪に及び、當時の都市計畫區域七千二百十六萬坪の約一割五分に當る。

その後全般的調査の完了と都市計畫區域の擴張に伴ひ、第二次の風致地區の指定が必要となつた。即ち平地部に於ける嵯峨、廣澤池畔より大覺寺を經て野々宮神社方面に至る一帶の地、並に衣笠山、双ケ岡の山麓、大德寺、今宮神社及び岡崎方面の既定地區に接續する集團地、御所離宮の附近、その他點在する神社佛閣の境內地等、更に東山の東面、勸修寺、醍醐、毘沙門等の古刹を包容する山科四圍の青巒及名勝、高尾、清瀧、愛宕等を含む一

及奈良縣、滋賀縣の當局者が、觀光道路竝に綠地保存に關する協議會を開いたことに端を發する。即ち同協議會は、京都市を中心とする半徑五十粁の區域を定め、その區域內にある名勝地、主として著名なる神社、佛閣の所在地、史蹟名勝、公園、展望地、佳景地等を選定して、その風致を保護すると共に、大いに觀光道路を改修して、觀光、慰樂に對する施設の實現を期することゝなつたのである。

而して右計畫は進んでは近畿地方計畫に發展するに及んで初めて完全となり得るのであるから、綠地計畫の具體化は京都都市計畫として劃期的の事項であると云ふことが出來る。

次に綠地の保存と創設に就ての方策には（イ）風致の維持、（ロ）公園系統の確立、（ハ）生産綠地の設置の如きものが含まれるであらう。

右の諸項に含まれた方策內容は夫々密接なる關係に入り込めるものであるから、一を以て他に無關聯にその理想を發展せしめて行くときは都市の自然對策上二重の施設となり或は相互に連絡を缺き、冗費を多からしむるの結果となり、決して當を得た策ではない。この點は他の都市計畫施設に對する觀念と等しくよく理解されねばならない。

イ　風致の維持

本市が風致の點に於て優れてゐると云ふことは、前にも槪述した所であつて、今更贅言を要しないのである。京都の風致は史蹟名勝天然紀念物法、森林法及廣告物取締法などによつて維持され、昭和五年二月より竿頭一步を進めて都市計畫法第十條第二項の規定に基き、都市計畫の施設として、風致地區の指定を見ることとなつた。

帶の山地部、面積約一千三百五十萬坪餘、是等の地は京都市特有の歴史に徴し、著明なる景勝地なるを以て、之が風致を永遠に保持することゝなり、之が追加指定の件は昭和六年六月十八日の都市計畫京都地方委員會の議決を經て、同年七月七日内閣の認可を得たのである。第一次第二次の指定區域を合すれば二千四百十萬坪、增大せる都市計畫區域九千七百五十萬坪に對し凡そ二割五分、新市域に對して約二割七分に及ぶのである。

その後都市計畫事業として船岡山一帶に公園計畫を實施するに當り、その隣接區域を風致區に追加指定することゝなつた。面積六千坪にして昭和七年十二月より施行された。

以上三回に亘つて指定されたる京都都市計畫風致地區の現在に於ける總面積は約二千四百十九萬四千坪に達し、この尨大なる區域の風致は將來完全に保護せられることになつてゐるのである。

前にも述べた如く、都市計畫法による風致區指定の外に史蹟名勝天然紀念物保存法、森林法共に京都の風致維持に貢獻するものであるが、殊に京都の生命とも云ふべき周圍山地部の風致を形成し、その面積市域の四割九分を占むる山林美に對しては、森林法による風致保安林の活用が大いに有效なるべく、その大部分を占むる國有林については、先年來大阪營林局において調査を開始され、嵐山、東山と漸次恒久的維持改良の手段が講ぜられつつあるのである。昭和六年七月改正された廣告物取締規則は、廣告萬能の現代に於て、之に伴ふ風致破壞の弊害より救ふことが出來るのである。

市中林野あり。むしろ「田舍に京あり」の形態こそ本市現在の姿であり、同時に又本市將來の環境でなければならぬと思ふ。

參考　都市計畫風致地區面積表

都市名	風致地區面積（ヘクタール）	區域面積に對する比率（%）	都市名	風致地區面積（ヘクタール）	區域面積に對する比率（%）
京都	七、九六八・九四	二五・七〇	水戸	三一二・五九	八・四一
東京	二、三二六・五九	〇・三二	高松	二四二・〇三	一一・二〇
大阪	一、九七五・九一	九・四二	堺	一一五・五八	五・四二
熊本	一、〇六九・六二	二〇・四〇	八王子	三一・〇四	一・三〇
横須賀	五九七・六二	一一・三〇	富山	一四・〇〇	〇・三六

㊁　公園系統の確立

本市舊市内に居住する市民は日常綠に親しむためには相當の勞を拂はねばならない。これでは市民の慰安、健康上充分ならず、統計的にも舊市内と新市域の兒童との體格を比較する時は著しい優劣のあることを見る。公園の效用は玆に存するのであつて、單に公園の美觀のためとされた從來の思想は公園の効用の消極的或は靜的の部分を指摘したに過ぎない。

從來日本人は生活樣式を歐米人と異にし、家庭にあつて庭造りや盆栽を樂しむ程度に過ぎず、又京都は山城平原の中央に位し、三面峯巒を繞らし、森嚴、廣濶なる境内を有する神社、佛閣各所に散在し、都市全體がそのまゝ自然の公園を形成してゐる有樣で、京都に公園の必要なしと云ふ事は、從來屢々耳にする所であつた。併し乍ら公園は單に都市の裝飾ではなく、又事實上よりするも景勝地は風致と云ふ點に束縛され、又社寺の境内は社寺

本來の存立目的に合致する必要から、何れも自由に解放して市民の慰樂と健康のために提供するを得ない。

公園には色々の種類がある。そして都市には種々の公園が必要である。色々の種類の公園が公園系統によつて有機的に組織せられ、玆に初めて公園各々の眞の價値を發揮することが出來るのである。斯るが故に、本市に公園無用論を說く者の無理解は、公園を單に裝飾視し、唯遊覽の目的物と見るがために起る謬見にして、市民の保健衞生、休養、慰安の上から見て、都市の防災、保安の上から見て、又市民の敎化訓育、運動體育の上から見ても、國防上或は土地の經濟價値の增進と云ふ點から見ても、現代都市の要求する緊要施設であることは云ふ迄もないことである。

風致の點に於ては內外に誇るべき多くのものを有してゐる本市も、文化的都市公園としては遊園を合せて尙拾ケ所を算するに過ぎない。

京都市に於ける公園及遊園現況

名稱	經營者	敷地面積（平方米）	名稱	經營者	敷地面積（平方米）
圓山公園	市	九六、二二六	八瀨遊園	京都電燈	八〇、六三五
岡崎公園	市	八七、一五〇	蛇ケ池遊園	京都電燈	一三九、七四二
五條公園	市	一、〇七九	清瀧遊園	愛宕電鐵	七、七四二
嵐山公園	府	九九、八一二	愛宕遊園	愛宕電鐵	八、三〇四
城南宮公園	眞幡神社	二、九九一	合計		五二七、八二三
御香宮神社附屬公園	御香宮神社	四、一四二			

現在の京都に於て積極的利用公園として先づ要望せらるゝものは、兒童遊園及運動公園である

本市は曩に、聖上陛下御成婚記念事業として、市民保健のため西京極桂川の沿岸四萬坪の地を相し、野球場、テニスコート及兒童遊園、陸上競技場、プール等の設備を完成し、本市唯一の綜合的運動公園として市民の積極的利用の途を講ずることゝなつてゐる。

船岡山は曩に風致地區に指定せられたる所なるも、區劃整理事業の進捗に伴ひ、附近土地の開發は近來著しきものがあり、住宅頓に激增し、この小丘を利用して近隣休養公園設置の計畫が樹てられ、昭和八年六月より工費二十九萬六千五百圓を以て都市計畫事業として工事に著手することゝなつた。本公園計畫の大要は、總面積五・三三ヘクタール、周圍六ケ所に取付道路を新設し、丘一帶の地は保護林帶を以て圍繞し、逍遙道路の延長二・八粁、自然の風趣に調和せる散策休養に適せしめるのである。

而して西部南方の頂上及その附近に約六五〇平方米の廣場二ケ所を設け、展望臺及休憩所を附設する。又西北部の中間低地に運動場、遊戲場、集會等に利用し得る約千二百平方米の自由廣場、竝に六百平方米の兒童遊園設備をなすことゝなつてゐる。

二條小公園は二條刑務所跡の一部に造成せられるものにして、工費四一、四七五圓を以て昭和九年五月工事に著手した。

又本市土地區劃整理事業の進捗に伴うて實施さるべき四十四ケ所、面積三萬五千餘坪に亘る兒童遊園計畫は、本市外劃線の近隣地に設置せられるものにして、本市遊園計畫上特筆すべきものであるから之に就いては項をあ

らためて更に詳しく述ぶることにする。

以上本市の公園施設の大要に就いて述べたのであるが、市域擴張に伴ひ全市域に亘る公園計畫を樹立し、その公園及準公園、各所に散在する幾多の名勝舊蹟、天然林野、之を連絡するパークウェー、ドライヴウェー等を打つて一丸として、一大公園系統の確立を期することは、本市目下の急務にして、風致の保護と相俟つて、公園都市としての面目を躍如たらしむる所以である。

本市の都市環境の改善はその失はれたる自然を回復せしめ、減少しつゝある綠を增加せしむるに在る。この意味に於て近來都市綠化運動が熾に提唱されつゝあるは、洵に喜ばしき現象である。

綠化に就て本市に於ける街路樹のことを附言する。從來街路樹の植栽は街路の一設備として實施されてきたのであるが、街路樹が都市改善施設の一部門として、殊に綠化運動の魁として、都市の風致と衞生狀態の向上を圖る上に於て絶對的に必要なるものであることは言を俟せない。

本市に於ける街路樹の種別及概數をあぐれば次の如くである。

京都市街路樹本數調査（昭和九年四月現在）

樹種名	本數	樹種名	本數	樹種名	本數
イテフ	四、七三二	ヤナギ	八五九	カツラ	八五
スズカケノキ	二、八九六	ニセアカシヤ	八二九	アヲギリ	五四
サクラ	一、〇二〇	ユリノ木	四五〇	其他	二三八
マツ	九四七	ポプラ	九四	合計	一二、二〇四

八　生産綠地の設置

以上述べ來つた所のものは、所謂普通綠地として市民の慰樂休養を主目的とした綠地であつて、我々は更に普通綠地に對する生産綠地に就て考究せなければならない。

生産綠地の議論はかのチユーネンの孤立國論、ハワードの田園都市論から多大に影響を受けて居る、のみならず、一層近代的の思想を取り入れて發展してゐる所に特徴がある。卽ち孤立國論、田園都市論は自己の地域內にて自給自足の可能なるべき都市を考へた點に於て等しきも、前二論が理想的都市を對象とせるに反し、此れは現存の都市を對象となす點異つて居る。卽ち生産綠地を有せる都市は全然新しく造られるに非ずして、現在發展しつゝある都市を基礎とせる所に特徵付けられてゐるのである。

生産綠地の效用は一にして盡くるものではない。その生産綠地を有することに依り、都市は生産品の供給を受け、運賃生産費の割安より經濟的に大いに利得する。反對に近隣農民は都市の商品を購買し、有用なる文化的生活を營み得る。玆に理想的なる綜合都市が出現するわけである。效用の二は都市の無益なる膨脹を防ぎ、綠地の減少を止め、永久に都市と自然とを融和せしめ得ることである。更に效用の三は都市の防禦にあつて特に事變天災の防衞に有用である。

斯く生産綠地の重要性は甚大であるが、玆に問題となるのは、(一)生産綠地の指定に依り該地域を他の用途に變更せんと欲するも不可能となり、地價の低落を來たし經濟的に損失とならざるや、(二)生産綠地が法律的に效果を持つ結果、市街地の發展が阻止されざるや、或は(三)生産綠地を都市が有することに依り農村を壓迫し、一

層都市對農村の利害關係を急迫ならしめざるや、換言すれば法律的、經濟的に社會問題の新なる分野の出現を結果せざるやの疑惑である。第一の生産綠地に指定されたるために生ずる損失は、市街地建築物法に於ける損失補償竝にその附隨規定を適用することに依り、又市街地が綠地に圍まれそして法律的に强制されるため延び得ないであらうと云ふ第二の懸念は、生産綠地を餘りに純理的に考へ過ぎる所より生ずるので、生産綠地は必ずしも都市を正確に圓く圍んで堰き止めるわけでなく、都市の外邊各所に綠地を分散せしめる故、市街地はその間を縫つて發展する餘地は充分あり得る。第三の地方農村に對する壓迫の問題は、地方に存在する中小都市の合理的發展を期すること、即ち最近叫ばれる小都市論を實際に移すことにより、夫々かゝる難問題を緩和し得ると思はれる。特に都市計畫法の劃期的改正により町村にも都市計畫を施行し得ることゝなつた今日、理論を實際に移すことは甚だ容易と云ひ得る。

生産綠地の設置は各都市の實情を考慮するの要最も大であるが、先づ基礎理念としては、都市を中心とし、その周圍に前述の休養を主目的とせる普通綠地を設け、更にその外周に生産綠地を置くにある。而して生産綠地は之又各都市の實情に應じて、農業地域、林業地域に分け得るであらう。

本府の如きは市域の各所に亙り農耕地、林業地を有し、その市街地に對する面積比率の大なることは我國都市中稀に見る所で、即ち市域擴張によりて全市域の五割に及ぶ廣大なる山林を抱擁することゝなり、又二百五萬餘坪の耕地が千七百六十萬坪となり、八百七十四戶の農家が七千六百戶となり、一躍して耕地面積約七割六分農家が七割八分增加し、「京に田舍あり」の型態をそのまゝ描き出してゐる狀態である。

耕地面積及農戶數表（昭和七年）

耕地面積	農戶口	農產額
五五・四平方粁	七、六〇五戶	五五〇萬圓

林野總面積表（昭和七年）

總面積			
		一五三・一平方粁	
內譯	御料林	〇・六平方粁	私有林 一一六・三平方粁
	國有林	一三・八	保安林 一一・一
	公有林	一一・三	

林產額表（昭和七年）

種類	生產額	種類	生產額
用材	二、一三七圓	松茸	一五六、三七五圓
薪炭材	七、八九六	竹皮	六、八九〇
木炭	二、九八八	合計	二一三、三〇七
竹材	三七、〇二一		

而して本市は、古來新舊兩市域に亙りて、特有にして美味なる蔬菜類、例へば聖護院大根、桃山大根、聖護院蕪菁、壬生菜、土當歸、桂瓜、すぐき菜、茄子、南瓜、九條葱、慈姑、堀川牛蒡、海老芋、西瓜等、京名物として有名なるものを數多產出するのであるが、併しその多くは都市の自然的膨脹のために次第に產地を逐はれ、漸次影をうすくしてゐる有樣である。

尙廣大なる山林地帶には古來有名なる北山台杉、竹材、松茸、筍等林産物を多く産するのである。

玆に於て生産綠地の設置により、是等の生産を保護奬勵することは、一方都市と自然とを融合せしむる上より云つても洵に有意義なことゝ思はれる。是等の土地を或は農業地域として、或は林業地域として指定するを得ば、本市綠地政策上甚大の效果を齎らすものと云ふことが出來よう。

二　兒童遊園

(一)　兒童遊園の必要

兒童遊園は都市の公園施設の中でも最も重要なものゝ一つであつて、特に最近吾國の都市に於ても都市兒童の體格の向上や、危險の防止と云ふ方面から一般の注目する所となり、各地に發達の傾向を示してゐることは洵に喜ばしきことゝ云はなければならぬ。

(1)　兒童と遊戲　子供にとつて遊戲は仕事である。從つて子供の遊びは決して時間の損耗でなく、この遊戲によつて他日社會に雄飛する精神的、肉體的の素質が培はれてゆくのである。

スタンレーホールの言に從へば、兒童は人類が幾億年かの間に經てきた進化の各階級を遊戲に於てくりかへし乍ら成長するのだと云ふてゐる。

遊戲は兒童の生れながらに欲求する所のものであつて、兒童の成長にとつて大切なる役割を占めてゐる。曾に兒童の健全なる肉體の養成に資するばかりでなく、團體的行動に於ける秩序、公平、正義の觀念、規律の嚴守等書物を讀んで得られず、他人から教へて諒解せしむることの出來ない德性は實に遊戲によつて味得するのであつて、遊戲は兒童の健全なる精神の發達にとつても亦偉大なる貢獻をなすものである。

(2)　兒童の遊び場　兒童は遊戲のためには自由に跳躍馳驅することの出來る天地を喜ぶものである。右の樣な好適な場所がなくとも子供はその自然の要求を滿すべく、どこかで場所を求めて遊んでゐる。然らば都市の兒童は普通如何なる所に遊び場を求めてゐるだらうか。

本市は今その實情を確かめんがため、大正十五年六月一日より七日まで一週間連續的に市內各方面に亙り、代表的の小學校を選び、それ〳〵同校內生徒に就いて何處で何をして遊んだかを調査したのであるが、次の樣な結果を得たのである。

道路	三八・八六%	川	一・九五%
室內	二六・七四	公園遊園	一・八八
庭先	一一・五〇	旅行遠足	〇・七〇
學校	五・四七	芝居活動	〇・四二
社寺	四・七九	其の他	七・六八

右の表を見ても本市に兒童の適當なる遊び場が甚だ乏しきを見るのである。本市の公園は甚しく一方に偏してをり、社寺境內の如きも本市に於ては極めて多數に存する樣ではあるが、兒童の遊び場として適當に利用されてゐない樣である。

何と云つても街路上に於ける遊戲が最高位を占め、前表に於てもその割合三八・八六%に達してゐるが、陶化校、立誠校の如きは四五%に及び道路上の遊戲が殆んどその半數を占めてゐる有樣である。

然るに道路上の遊戯は兒童にとつて不衛生極る許りでなく、道路交通の障碍を來し、且兒童自身に取つても恐るべき危險を伴ふものである。このことは最近著しき增加の傾向を示してゐる都市に於ける交通事故の內容を見ても、五歳位から十四歳位迄の兒童が非常に多數を占めてゐると云ふことを見ても、道路上に於ける遊戯の危險なることが窺ひ知られるのである。最近の交通事故件數を擧げると左の通りである。

東京市交通事故

		總數	四歳未滿	四—一五	一五—二〇	二〇—三〇	三〇—四〇	四〇—五〇	五〇—六〇	六〇以上
昭和六年	死	三二二	一〇	七三	二〇	五二	五〇	二六	三七	五四
	負傷	一九、一二九	三六三	三、五九六	二、六八四	四、六二一	三、〇五三	二、〇九三	一、五一九	一、二〇〇
昭和五年	死	三〇九	五	六〇	一九	五六	五〇	三一	三九	四九
	負傷	一八、四二四	四〇八	三、四五九	二、五〇三	四、三二九	三、〇一六	二、〇四四	一、五〇三	一、一六二
昭和四年	死	一四七	二	五三	一二	二三	九	一八	一一	一九
	負傷	八、四七七	二五二	一、九二	六八三	一、五七九	一、一二〇	九一五	八八一	八五五

京都市交通事故件數

	件數	死	傷
昭和七年	二、四七〇	五一	一、八〇五
昭和六年	二、七七〇	六五	一、八六〇
昭和五年	二、五二〇	四一	一、六二七

先きの兒童遊戯調査によれば、本市の中でも陶化、醍泉、成逸、待鳳の如く舊市域周邊部の比較的交通量の少い學區の兒童は、道路で遊ぶものが多く四〇%以上になつてゐる。日彰校等の如き中心部の學區では道路で遊ぶもの少く、室內（三六・五七%）、庭先（一六%）等に於て遊ぶもの〻多きは、本市中心部學區の一般を示すものではなからうか。たゞ立誠學區の如き市內の中樞にして地價高く從て家屋も狹く庭先も狹い所では（室內二六%、庭先六%）、兒童の遊び場がないため、危險を冒しても道路で遊ばなければならぬ結果となり、道路上四五%の多きに達してゐる。

卽ち之によりて之を見れば、遊ぶに自由の天地を與へられてをらない本市の兒童は、室內或は庭先に窮屈なる遊び場を求めるか、然らざれば自動車や馬車の危險に脅かされながらも、尙道路上に遊び場を求めて飛び出さなければならない狀態にある。

都市に於て不良少年を生ぜしめる原因は、その大半は適當な遊戯場所とその指導者なくして、街路上に浮浪せしむる爲に發生するものである。さりとて之を家屋內に閉居せしむることはたゞに少年の本性を卑屈ならしむるのみならず、少年の元氣を沮喪せしめ、薄弱兒たらしめるものであつて、次の時代を受け繼ぐべき賴もしき市民たり得ざるものである。

吾人は現代都市の悠久なる發展を望むと共に、吾人の子孫のより盛なる繁榮を期する以上、次の時代の市民たるべき少年の健全なる成育の爲めに出來得る限りの努力をなすことは吾人の義務であると思ふ。

此の意味よりして吾人は兒童をして新鮮なる空氣を吸ひ、充分なる日光を浴びながら自由にして活潑なる運動

をなさしめるため兒童遊園の設備をなすは、吾人の後繼者たる兒童に對する絶好のプレゼントであると信ずるものである。

（3）兒童遊園設置の利益　前にも述べたる如く兒童遊園の設置は第二の市民の健やかなる身體と、優れたる德性の涵養を期する上に於て必要であるばかりでなく、また天災時の一時的避難所として缺くべからざるものである。

兒童遊園はその敷地の獲得、設備及維持經營上可なりの負擔を市民に課するものであるが、その負擔を直接蒙むる地主或は家主は地價竝に家賃の騰貴によつて、その負擔以上の經濟的利益を獲得することが出來る。

近き將來には、子孫のよりよき心身の發達を望む親達は、多少地代或は家賃が高くとも、遊園の近くにその住居を求むる事が子孫の爲に殘す最良の美田たるに氣づくであらう。

（4）兒童遊園無用論者に對する反駁　兒童遊園を特に設置する必要がないといふ議論は屢々聞く所であるが、之は兒童に對する遊び場が不必要であると云ふのでなくして、小學校運動場及社寺境內と云ふ樣なものを遊び場に充つれば殊更らに多くの負擔をなして兒童遊園をつくる必要がないと云ふ考へであるが、之は誤つた根據より出たものと斷ずることが出來る。

兒童遊園は他の公園と相俟つて、それ自身で一つの組織をもつことを必要とするものである。殊にその使用の時期は四季を通じて每日必要なものであるから、他のもの丶代用を許さない。

吾が京都市には社寺が極めて多く、舊市域だけでも三千坪以上のものその總面積百十七萬坪に及び本市の平地面積の八・五%にあたつてをり、古き歷史と風致をもつてゐるから、之が境內を開放せば公園を新に設置する必要を認めないといふことは、吾人のしば〳〵耳にする所である。かゝる觀念の市民に對しての侵透は本市に於ける公園の發達を阻害してゐる重要な一原因であらう。併し本市の社寺殊に寺院は一部に集合偏在してゐる。これには二つの原因がある。一つは本市の寺院には本山が多い。これ等の大寺院は市中に建てられないで市外に聖域を求めて建てられ、その末寺は大寺院の周圍に集つてゐる。もう一つの原因は天正十三年秀吉が市中寺院を整理して郊外に移轉し集合したのによるので、かゝる寺院をもつてしては遊園の系統を立て得ない。而して今日散在してゐる社寺は概ね小さくして、その空地も極めて少ないので、たとへこれ等を開放されたとしても充分なる遊場とはなりがたい。

しかのみならず、社寺境內は社寺の前庭たる性質をもち、その庭園は書院建築の一部をなすものであるから、その自由なる開放は社寺建築本來の目的と一致しない。且公園の概念は庭園のそれの如くながめて滿足すべきものではない。ことに兒童遊園の如く兒童の自由なる遊戲を目的とするものは、社寺境內を破壞せしむる恐れがある。併し乍ら社寺本來の目的と矛盾しない範圍に於て、社寺境內を開放せらるゝならば、その美觀を觀賞し、その澄淸な空氣を呼吸し心身の淨化地帶として、公園の目的のリクリエーションの概念の一部に近い働をなすが、近代の公園概念と全く一致するにはいたらない。殊に現在の設備そのまゝでは、兒童の遊をすることは、社寺にとつても兒童にとつても種々の困難を伴ふものであるから、社寺に對してはその境內の一定の場所の開放を求め、それ〳〵適當な施設をなして公園遊園の設備をなし、一時的の代用をなさしむることは不可ではないが、このた

めに公園遊園の施設を怠るべきではない。

又論者によつては、小學校の運動場を開放して兒童遊園にかへ様といふ人もあるが、これは再考を要する。この兩者はその目的を異にするものであつて、一は一定の組織と系統をたてたる教案に從うて、特定の學級が使用するものであり、その使用中は他の者が任意に使用することは學校の目的を妨げるものであるが、兒童遊園は兒童自身の希望とその選定したる人と共に任意に自由にその遊戲をなすものである。且前者は小學校舍に附屬するものであるから、その建物の管理及び學校本來の目的のために、兒童の自由な遊戲を拒絶せねばならぬことが多い。且つ兒童の心理上からも午前學び遊びたる所にて再び遊ぶことを嫌ひ、多少變化ある所を好むものであるから、遊園は小學校運動場の外に求めなければならない。しかしこの二者は全く相反するものでなく、その對象兒童の一部を等しくしてゐる關係上、相互の聯絡を必要とするものである。

中等學校以上の運動場は、兒童遊園とは別個の運動公園と看做すべきものであつて、こゝに兒童の入り來ることはその對象である青年の運動競技を甚だしく妨げるものであり、兒童に危險を與ふるものである。

以上論ずる所よりして社寺境內、學校校庭等は一時的補助機關としては效あらんも、之を以て直ちに兒童遊園の理想的形式として推し得ざるや明かな所である。

(二) 土地區劃整理と兒童遊園

(1) 本市土地區劃整理の概況　吾が國近世に於ける人口の都市集中の現象は、本市に於ても著しきものがあり、市の內外に亙り家屋を建築するもの益々增加するの趨勢にあるが、土地の區劃亂雜の爲め隨所に統制なき不良住宅街の出現を見るに及び、本市の都市計畫上甚だ遺憾とする所であつた。

茲に於てか統制ある新市街地の規矩を定め、秩序ある發展を圖らむとして、都市計畫法第十二條に依る土地區劃整理の計畫を樹立し、大正十五年九月內閣の認可を受け、更に昭和三年七月地區追加の認可を得たのである。その施行區域は都市計畫幹線道路たる外廓線（第一號線、第三號線及第四號線の一部）の沿道約四百二十五萬坪の廣大なる地域に亙り、都市計畫道路事業と相俟つて土地の區劃を整理し、以て關係地區內に於ける土地の宅地としての利用を增進し、既成市街地の周邊に健全なる新市街の開發を期せむとする次第である。

本事業は云ふ迄もなく、土地所有者竝に周圍の關係者に及ぼす利害關係の密接なると、是が實施に關係ある法規の不備とによつて、所期の效果を收めることが甚だ困難であつた。

然るに昭和四年及同六年の關係法規の改正により、本市の代執行による區劃整理は急速度に展開して來た。即ち現在迄に代執行命令を受けたるもの七、外に組合設立認可を得たるもの八、面積約二百七十萬坪に達し、總面積に對し六割三分强に當つてゐる。殘餘の各地區に對しても情勢に適應して代執行或は組合執行によつてこゝ數年內に工事を完了することゝなつてゐる。

更に都市計畫土地區劃整理施行區域以外に於ても、市の助成してゐる組合も年々事業を完成して特に洛北方面、白川方面一帶の地域は系統的なる道路網と整然たる宅地割を完成し、一大住宅街を建設しつゝある現狀である。

(2) 土地區劃整理による兒童遊園　本市に於ける兒童の保健、體育の向上を期する上に於て、兒童遊園の設置を必要とするや言を俟たざる所であるが、本市に於ては未だ公園計畫の確立を見ず、兒童遊園の設備に至

東京市政調査會

りては從來何等見るべきものがなかつた。

元來兒童遊園設置に當りて最も困難とする所は、適當なる場所に適當なる面積を有する遊園敷地の獲得である。殊に人家密集せる地價高き既成市街地にその敷地を求めることは最も困難とする所である。

玆に土地區劃整理を實施する際に、地主に道路敷地の無償提供をなさしむると共に、兒童遊園の敷地を充分に殘して置くといふことは、遊園敷地獲得の最も合理的且簡便な方法であると云ふ事が出來る。

本市にありては、曩に都市計畫土地區劃整理區域を決定し、舊市域周邊部に理想的住宅街建設の計畫を樹立したのであるが、之と同時に同區域内に系統的兒童遊園造成の計畫を樹て各方面の精密なる調査の結果左の通りの兒童遊園設置標準を定めたのである。

都市計畫土地區劃整理區域内兒童遊園設置標準

一、對象トスベキ兒童

拾三歳未滿ノ兒童トシ六歳未滿ト六歳以上トニ區別シテ考慮ス

二、誘致半徑

三丁半（地方ノ事情ニヨリテハ四丁ニ及ブコトアルベシ）

三、誘致半徑内面積

拾三萬八千五百坪

四、誘致半徑内人口密度

住居地域　一萬坪當　八百人トス

從ツテ誘致半徑内人口總數ハ一萬一千人トナル

工業地域　一萬坪當　七百人トス

從ツテ誘致半徑内人口總數ハ九千六百人トナル

五、誘致半徑内兒童數

全人口ノ四分ノ一ヲ十三歳未滿人口トシ、其半數ヲ六歳未滿トス

住居地域内兒童數　二千七百人（其半數ハ六歳未滿）

工場地域内兒童數　二千四百人（其半數ハ六歳未滿）

六、兒童一人當所要面積

六歳未滿　一坪

六歳以上十三歳未滿　三坪

七、最多時ニ於ケル來園者

六歳未滿兒童全數ノ四分ノ一

六歳以上兒童全數ノ三分ノ一

八、兒童遊園所要ノ面積

住居地域　六歳以上　千三百五十坪

六歳未滿　三百五十坪

計　千七百坪

工場地域　六歳以上　千二百坪

六歳未滿　三百坪

計　千五百坪

九、一兒童遊園最小面積

六歲以上　五百坪
六歲未滿　百　坪
計　六百坪

京都市に於ける六歲未滿及十二歲未滿人口の都市人口總數に對する割合表

		〇—六歲	六—一二歲	總數
大正九年	實數	七二、一一二	八四、八五〇	五九一、三二三
	%	一二・二〇	一四・三五	一〇〇・〇〇
大正十四年	實數	八六、六三三	八〇、六六四	六七九、二四六
	%	一二・七五	一一・八八	一〇〇・〇〇
昭和五年	實數	九九、二六九	八九、六三七	七六五、一四二
	%	一二・九七	一一・七二	一〇〇・〇〇

備考　各年次とも國勢調査人口による。

都市計畫土地區劃整理區域内に設置される兒童遊園は、その地區を十調査區に分ちて之が適當なる分布系統を選び、主として幹線道路の兩側の整地内に前記の設置標準によりその土地の狀勢に應じて誘致半徑、敷地面積坪數等を考へたものであるが、之は將來之等地區内の兒童が遊園を利用する際に、主要幹線道路たる電車通、その他交通頻繁なる道路を横斷せずして達し得る樣配慮され、補助道路に沿うて設置される樣計畫されたものであつて、その設置個所三十九、總面積三一、二五〇坪に達してゐる。

都市計畫土地區劃整理區域内設置兒童遊園

調査區	調査區總面積	番號	所在地	組合地區	面積
第一調査區	一、三一八、〇一六・四八 方米	一	左京區田中飛鳥井町	東第二地區	一、七五二・〇七 方米
〃		二	〃　田中高原町	平井高原組合	三、三八五・一二
〃		三	〃　一乘寺地藏本町	東第二地區	二、二〇四・九六
計					七、三四二・一五
第二調査區	九〇三、四七一・〇四	四	左京區下鴨中河原町	北第一地區	一、四八七・六〇
〃		五	〃　下鴨森ヶ前町	下鴨組合	一、七九八・三八
〃		六	〃　下鴨膳部町	〃	二、〇七八・六一
計					五、三六四・五九
第三調査區	一、三四二、一四八・七〇	七	上京區紫野宮西町	東紫野組合	一、八五五・三七
〃		八	〃　紫野柳町	〃	二、九二九・四二
計					四、七八四・七九
第四調査區	一、一六二、六四四・五八	九	上京區鷹野花ノ坊町	金閣寺組合	二、九八一・八二
〃		一〇	〃　衣笠南道町	西第二地區	三、二二九・七五
〃		一一	〃　小松原北町 平野八丁柳	西第三地區	二、九二八・九三
計					九、一四〇・五〇
第五調査區	八七七、三五五・二四	一二	上京區天神筋仁和寺街道上ル西入西ノ町	西第五地區	七九三・三九
〃		一三	〃　大將軍一條町	〃	一、三二二・三一

調査區	調査區總面積	番號	所在地	組合地區面積
	方米			方米
第五調査區		一四	上京區天神筋下長者町下ル北町	四六二・八一
〃		一五	中京區西ノ京鹿垣町	七九三・三九
〃		一六	〃 大炊御門町	八五九・五〇
計	一、〇七九、三三八・八〇			四、二三一・四〇
第六調査區		一七	中京區西ノ京中合町	二、七一七・三六
〃		一八	〃 西ノ京南原町	二、〇七九・三四
〃		一九	右京區西院艮町	三、三六五・二九
計	二、一七五、五三七・一一			八、一六一・九九
第七調査區		二〇	中京區壬生檜町	二、九二五・六二
〃		二一	下京區西七條溝崎町	五、六四二・九七
〃		二二	〃 西七條石ヶ坪町	三、一四〇・五〇
〃		二三	〃 西驛小路久保町	二、七八三・四七
〃		二四	〃 七條御所ノ内本町	二、三四〇・五〇
計	二、一二六、九四二・〇七			一六、八三三・〇六
第八調査區		二五	下京區吉祥院井ノ口	二、九八一・八一
〃		二六	〃 吉祥院落合町	一、七六一・九八
〃		二七	〃 唐橋門脇町	一〇、四二九・七五
〃		二八	〃 唐橋琵琶町	四、九四二・一五
〃		二九	〃 唐橋花園町	三八六・七八
計	二、〇五二、五五三・六四			二〇、五〇二・四七
第九調査區		三〇	下京區西九條比永城町	一、四一八・一八
〃		三一	〃 西九條御幸田町	三、八二四・七九
〃		三二	〃 西九條春日町	三、〇二四・七九
〃		三三	〃 東九條殿田町	二、〇五九・五〇
〃		三四	〃 東九條御靈町	一、六四六・二八
〃		三五	〃 東九條南岩本町	二、一二八・九三
〃		三六	〃 東九條北岩本町	三、六〇九・九一
計	一、〇一七、一九〇・〇四			一七、七一二・三八
第十調査區		三七	左京區鹿ヶ谷宮ノ前町	三、一五〇・四一
〃		三八	〃 淨土寺馬場町	三、〇二四・八〇
〃		三九	〃 淨土寺南田町	三、〇五七・八五
計				九、二三三・〇六
總計	一四、〇五六、一九七・八一			一〇三、三〇六・三九

初め第三調査區に於ては、築山町兒童遊園を區劃整理と共に設置する計畫を樹て具體的設計案を得たのであるが、豫て計畫中であつた船岡山公園が新設されることになつたので、同公園内に兒童遊園の設置をなすことゝなり、この遊園計畫は取止めとなつたのである。

都市計畫土地區劃整理區域以外に於ても、市の助成の下に近時相次いで區劃整理組合の成立を見るに及び、同時に兒童遊園敷地の造成を見ることとなつてゐる。

都市計畫土地區劃整理區域以外に於ける組合による兒童遊園の如く、近時本市土地區劃整理事業の進捗に伴ひ、兒童遊園の計畫も次第に實現の機運に向ひつゝある次第であるが、既に兒童遊園敷地の提供を見たもの約二十ケ所に達してゐるのである。

組合名	組合地區總面積	番號	所在地	兒童遊園敷地面積
北白川組合	三九〇、五七八・五〇 方米 區外	一	左京區北白川上終町	三、九四三・八〇 方米
〃	〃	二	〃 北白川別當町	一、八一八・一八
紫竹芝本組合	一五七、五七三・五五	三	上京區紫竹芝本町	一、五三五・〇七
上堀川組合	二六三、九二〇・六五	四	〃 紫竹初音町	二、六四四・六三
洛北組合	二五二、三六三・六三	五	〃 上賀茂森ヶ垣内町	四、二五一・二四
計	一、〇六四、四三六・三三			一四、一九二・九二

その中第二、第三調査區に於ては昭和八年度に下鴨森ヶ前町、紫野宮西町を、同九年度に下鴨膳部町、紫野柳町の兒童遊園設備の完成を期すべく具體的設計案を得たが、豫算の關係上まだその實施の運びに至らない。

船岡山公園新設　前にも述べたる如く、船岡山公園は自然の小丘を利用し近隣休養公園として、本市西北部市民のリクリエーションのために種々の施設を計畫されたものであるが、同時に船岡山西北部の中間低地には運動場、遊戲場、集會等に利用し得る約千二百平方米の自由廣場竝に約六百平方米の兒童遊園を設置することとなつてゐる。同公園の新設に當りては兒童遊園の誘致距離約二百四十間の區域を受益者負擔區劃と定め、事業費の四分の一を同區域内の受益者に賦課することになつてゐる。公園新設による受益者負擔制度の採用は本邦に於て本市を以て嚆矢とし、各都市の公園發達の將來に一大福音を齎らすものと云ふ事が出來る。

同公園は總工費約三十萬圓を以て、昭和八年六月工事に着手し今年度末には完成の豫定であるが、右完成の曉は附近一帶の住民に快適なる休養地を與へるばかりでなく、特に近隣の兒童に對しては完備せる自由の遊び場を提供することゝなるであらう。

以上本市土地區劃整理による兒童遊園に就いてその大要を述べたのであるが、前述する所により舊市域周邊部の外廓線に沿ふ地域は幹線街路の開通と共に快適なる兒童遊園系統の完成を見、かくて新市域と舊市域は理想的なる住宅地帶を以て連絡されるに至るのである。

然るに兒童遊園の最も必要とせらるゝ舊市街には從來その設備の見るべきものなく、又好適なる遊園敷地の獲得には非常なる困難を伴ふもので、船岡山公園及び二條公園の他未だ成案を得るに至つて居らない次第である。

二條公園の新設　二條離宮の附近に在り、先年昭和御大禮の記念事業として開設された博覽會敷地跡は、大部分住宅地として賣却したが、その一部に小公園設置の計畫を樹てた。この敷地面積九、一〇〇平方米、工費四一、四七五圓を以て昭和九年五月その工事に着手するに至つた。本公園は兒童遊戲に關する諸施設を設備し、史上傳說のある鴨の池をそのまゝ保存し、その外プール、見本圃、池床花壇等をも設けることになつてゐる。本年十月之が完成を見る豫定であるから是によつて都市中央部の兒童に失はれがちな自然環境を與へ、附近兒童の保健慰樂に貢獻すること大なるものがあらう。

なほ本市は昭和六年の市域擴張によつて尨大なる市域を占むる樣になつたので、全市域に亘る公園系統の樹立と共に、兒童遊園の適當なる候補地を選定してをく必要があると考へてゐる。

三　結　語

以上本市の都市環境とその改善方策に就いて愚見を述べたのであるが、之を要するに前にも屢々述べたる通り、本市の如く自然の美に惠まれ、而かも市域の內外に至り夥しき景勝地を有し、その間特殊なる工業地、農業地の散在するあり、古き歷史と閑靜優雅なる庶園氣を誇る都市にありては、自ら他の都市と異つたる都市改善策が講ぜられなければならぬことは當然なことである。

從つて本市の都市活動は、自然を除外し、自然を忘却しては完全にその機能を發揮することは困難である。既に失はれたる或は現在失はれつゝある所の自然を回復し、緊密に都市の各階層と自然を浸潤せしめる所に本市の都市活動の原動力は生まれるのである。

かの昭和六年四月の本市市域の擴張は、單なる大都市主義の實現に非ず、結局本市の特異性を充分に發揚せしめんとするの企に出でたるの外なく、又かゝる故にこそ、幾多の景勝地を含み、蒼鬱たる山林あり、廣濶なる田畑あるの實に特異なる存在を包括したのである。

畢竟するに、本市特有の自然風致を背景に、近代文化都市としての諸種の改善施設を實施し、所謂自然美と人工美の融合統一を圖り、以て都市美の增進に努める所に本市都市環境改善策の根本義があると思ふ。

都市環境の社會的影響に就て

東京市監査局區政課行政掛長
都市美協會々員　磯村英一

一

都市と云ふ一つの集團が、その成員に對して都市なるが故に特殊な影響を齎すからには、先づ都市なる集團の特異性を把握しなければならぬ。

都市がその發達の當初に於て、將又現在の機構の根柢に於て、地緣的社會集團であつたことは當然である。然し若し所謂都市と云ふものが農村と對立して考へられる根據を、單に人口の寡多と云ふ樣な點に置くのであるならば、非常な認識不足と云はねばならぬ。少くとも筆者は、假令人口百萬ありとしても、それが純然たる地緣的社會であるならば、都市と呼ぶことを躊躇する者である。

然らば何を以て都市の指標とするか。筆者は都市が農村其の他の集團から異るものを、それが利益的社會性を多分に有するものであることに置くものである。茲に利益的社會の說明等を加へる必要はないが、要するに利益的社會は、後天的、人意的、目的的社會であり、その成員は或る特殊な目的の爲にのみ集團を結成するものである。

試みに農村を想起する。都會人が農村を旅行して一番奇異に打たれることは、農村が極めてファミリアーな社會であることである。恐らく路傍に働く村人も、偶々通り合せた旅人に、天候の挨拶位は必ずする程、その地域内に入り來つたものは、凡て同族同類の如く考へる。然るに都市の生活は、交通機關の極度な發達と相俟つて、住所と、居所と、遊所等々と、その目的に依つてあらゆる個々の集團と別々の交渉を持つ。「向ふ三軒兩隣」と云ふ交際の範圍は、都市に於ても一つの儀禮として行はれてゐるのであるが、最近の如くアパートが發展し、朝に鍵をかけて出掛け、夕に鍵を開けて歸る樣な生活となると、向ふ三軒兩隣の交際でも面倒になつて、遂に缺禮をすることとなる。

要するに都市は——筆者の所謂——農村に比し、本質に於て利益的、目的的社會であり、成員相互の間では、接觸範圍の部分的であり、接觸頻度が多數であり、接觸速度は極めて敏速である。之に對して農村は、本質に於て、共同的、地緣的、血緣的社會であり、成員相互の間では、接觸範圍が全面的で、頻度は少數で、接觸の速度又極めて緩漫である。

即ち都市はその成員が同時に多數の社會に加入することが許され、その移動は極めて繁多であり、且又敏速である。

斯く考察し來ると、ある成員が、都市なる集團と、農村なる集團と何れに屬するかに依つて、受くる影響に相當異るものを有する。

フランスの社會學者、デュルケームは、社會の特質を以て、ある集團がその成員に對して、その集團を結成するが故に特殊な——その成員の算術級數的累加に非さる(筆者)——威壓を加へるに在りとしてゐるが、與へられたる題目もこの意味に於て、即ち都市なる集團を結成するが故に、その成員が特殊な影響を受けるのであると云ふことを考察するのが最も妥當だと信ずるものである。

二

都市なる環境がその成員に對して及ぼす社會的影響に就ては種々なるものが考慮される。然し今玆にその全部を網羅することは不可能であり、又必要もないのであるから、その内で最も顯著なる「家族制度」に對する影響を考察して見度いと思ふ。

家族が都市農村を通じ、社會の基本的要素であることは云ふ迄もない。從つてそこには所謂家族制度が都鄙を通して一貫された組織内容の下に存置して居ることも當然である。

大體家族制度特に我國の家族制度が、家を尊び、門を構へ、紋を表し、長子を優遇し、名を顯すことに在り、原則として財産を傳統せしめる趣旨に原因してゐることは爭ふ餘地のないことである。從つて若し財産を分散するが如き傾向ありとするならば、それは家族制度本來の趣旨に反するものであり、制度自體の危機を招來するものと云はねばならぬ。然るに都市はこの家族成員竝その組織制度に對して如何なる影響を與へて居るであらうか。先づ第一に農村に對しては、

一、都市は農村人口を可及的無限に吸集する。

二、吸集されたる農村人口は多く都市の下層階級に轉落する。

今日の社會制度が資本主義を原則としてゐることは何人も首肯する所であらう。而してその本質として金の偏在となり、然も大富豪、大ビルディングは都市に於てのみその存在を可能とするが故に、農村人口の内將來ある生産年齢に屬する青年の大部分は、農村を離れて都市に密集する。その昔笈を負うて鄉關を出で、遂には大實業家、大政治家、大學者等々になつたと云ふ成功美談が、如何に農村人口の都市集中を刺戟することであらうか。

然し今日の都市は、必ずしも此の密集する農村人口の大多數に——現在ではその殆んど全部に——生活資料の何程をも與へるものではない。然し都市はあくまで金の偏在地である。その結果失業者多數となれば、救濟事業が計畫され、食事に窮すれば食券の配付をさへ受けることが出來る。從つて此等失業者失食者は、如何に農村荒れんとすると絶叫しても、都市の絢爛たる物質文明——資本主義文明——の誘惑に驅られて決して農村に還元することを肯んじない。

卽ち都市に於ては金の偏在に比例してプロレタリヤ化せんとする農村人口が無限に襲來することとなるのである。

三

農村人口の都市集中の結果、先づ農村に對する影響を考察して見ると、都市の吸集する農村人口の大多數は既述の如く、生産年齢に在るものであるから、當然家名を繼ぐべき青年も多くは都市に在留することゝなつてゐる。その結果當然起るのは農村家族制度の維持困難である。況んや偶々農村に還る者があつても、都市文化に幻惑されて農村子女との單調なる婚姻生活を喜ばざるが如き傾向を生じ、愈〻出でて農村家族制度の崩壞を助長する結果となる。この意味に於て都市は農村を搾取し居るとも云へる。

都市は農村人口をプロレタリヤ化する。今日所謂失業者、乃至は未就職者が、何人居るか明言することは出來ないが、プロレタリヤ化された多くの青年は、假令就職の機會を得たとしても、今日に於ては漸く口を糊するに過ぎぬ。恐らく今日大學專門學校を出で、二三年にして家族結成の幸運を荷ふが如きは——一部特殊階級を除き——殆んど不可能に近いことと云はねばならぬ。

加之、資本主義が制度發達當然の段階として、賃銀の合理化のため、比較的簡易な仕事に就いては男子よりも女子を採用すること極めて顯著である。卽ち女性の職業戰線への進出は、一面に於て男子就職の機會を失ひつゝあると云へる。

然も過去に於ての所謂日本女性は結婚適齡期になれば大多數は議論なく「家」に嫁ぎ行つたのであるが、今日に於ては幾分かでも自己の自由となる經濟力を把握すると云ふことは、善かれ惡かれ獨立獨行と云ふ一種の觀念を與へることとなり、一方男子の側に於ても、自己の生活だけを保持するのに汲々としてゐるのが大多數なのであるから、結婚の機會は益々少くなる。

然し同時に考へねばならないのは偶〻結合が可能であつたとしても、農村からは生産年齢階級に屬するもののみを吸集するのであるから、その「家」の結成に於て農村に歸ることを望まない。從つて農村の家族と都市の家

族とを比較すると、前者が比較的家族成員の多數であるに反し、後者は極めて小數である。そこには大家族制度と小家族制度の對照をよく見ることが出來る。

家族の結成は當然之に伴ふ人口の增加を意味する。特に我國の家族制度は夫婦の關係より、親子の關係を强調する傾向が多分に在る。例を擧げて見れば「子無きは去る」と云つた樣な觀念、「石女」（ウマズメ）と云ふ樣な思想は、共に女子をして子を產む機關としての表象であり、之が義務を實行出來ない場合は、配偶者としての資格がないとまで云はれて居るのであるから、當然出生の問題が考慮される。

玆で敢て唯物史觀を引張り出すわけではないが、最近の都市生活は經濟が出生を規定する現象である。過去に於て「貧乏者子澤山」とか或は「律義者子澤山」の譬がどれ程近代市民に苦盃をなめさせたかわからない。彼等は既にその苦盃を再びなめる程善良ではない。結局人意的に出產を制限すると云ふことになる。

勿論この事は生理學的に、例へば騷音とか、疾病等とか女子の姙孕能力を減退させることもある。これ又間接直接に出生の減退を招來する。

斯く考察し來ると、都市の成員は、都市生活を爲すが故に

一、家族結成の困難なること

二、家族結成の延引し、婚姻年齡の上昇し姙孕能力期間を短縮すること

三、人爲的に出產制限をなすこと

等々に依つて、家族は成員減少し、その增加率も非常なる減少を示しつゝあることとなる。

四

我國が離婚率に於て諸外國に異るものを有することは周知の事實である。之は制度の差異にもよるのであるが、然しそれを都鄙に分割して考へると、近年都市のそれが著しい增加を示して居る。更に之を內緣關係迄考へて見たならば驚くべきものがあると思はれる。

婚姻が「家」の結成存續の前提條件である限りに於て、離婚はその破壞を意味するものであらねばならぬ。然も最近に於ける離婚の原因を探究する時に、多くは扶養義務を有する戶主の經濟的破綻に原因するものである。「衣食足つて禮節を知る」ことは唯物史觀を端的に云ひ表はした千古の至言である。

都市の成員は、その社會存續の爲に當然必要とされる子女の生產をさへ遠慮せむとして居る。然も更にその當然の結合である婚姻生活迄も破壞せむとするのは都市生活當然の歸結とは云へ餘りに悲慘なる事實ではないか。更に想起する。近來家庭爭議の如何に頻多であることを。然もその原因を探ぬれば何れも經濟的原因に依らざるはない。

我國の民法は戶主にその家族を扶養すると云ふ最も光榮ある義務を負はしめて居る。これは家族制度が財產の確保を前提とする上からして、當然の條件の樣に思はれるが、財產なき者にとつて、これ程不幸なるものはない。社會は常識として戶主——それは財產の確保者としての——に觀念的に種々なる權威を與へてゐる。然しそれは財產を背景とする限りに於て權威を保持することが出來る。然し一方女子が何等かの形式に於て經濟能力を得た場

合、之に事實上の權威が加はることは當然の事である。背景を失つた舊勢力と、背景を得つゝある新勢力との對立は、意地と實力との對抗となつて幾多家庭爭議の場面を展開させる。それは既に善惡を超越した事實問題である。

斯く考察し來ると、家族結成の困難は元より、假令結成をなしたものでも

一、家庭爭議の頻發すること

二、家庭爭議の決裂による離婚遺棄等々の現象の頻發すること

によつて家庭の崩壞を頻多にする。

換言すれば、都市生活はあらゆる方面からして人類自然の結合たるべき家族の結成を困難ならしめ、破壞せしめ、結局之を規律しつゝある家族制度自體を崩壞に導きつゝあるのではないかと思ふ。

五

學者は文化の發展の尺度を分化（Differentiation）と統整（Integration）との相關々係に置いて居る。農村は社會的諸機能の分化極めて單純であり、素朴である。從つてその機能は「家族」と云ふ組織形態の中に集約されて存在することが可能である。

都市は之に反して社會的諸機能が極度に分化して居る。例へば家族の機能としても、單身居住を考へれば衣は公益質屋で、食は公衆食堂で、住はアパートにすればそれ迄である。夫婦共稼を考へても、衣食住の共同は別として、小供ある場合は託兒所がその任務を果すことが出來る。卽ち將來共家族機能はあらゆる方面に分化されることが想像に難くないものである。

更に他の制度の上に例を取れば、選擧制度に於ても地緣關係を根柢とした小中選擧區制よりも大選擧區制に、更に地域を超越した比例代表、更に職能代表の制度迄考慮され樣としてゐる。これ都市が地緣的集團から分化して利益的集團に轉化した明かな證據である。

卽ち以上の諸現象を考察する時に、都市は農村と異つて利益的集團なるが故に、あらゆる方面に特殊な影響を齎してゐる。然もその內に於て最も關心すべきことはその都市社會を構成する基本單位である家族制度の崩壞現象である。最近民法の改正が云々され、カフエー、バーが繁榮し、公娼廢止の遲々として進まざるもの、又家族制度崩壞の餘波を受けつゝあるのである。

斯くして都市は農村と異り利益的社會なるが故に、その基本的單位である家族集團に除々に修正の步分を進めつつある。而してそれは事實問題としての未婚、離婚、遺棄、等々から、制度としての婚姻離婚の方法是正に迄進まうとしてゐる。

此の場合に於て未婚、離婚、遺棄等々が都市生活を營むが故の事實上の禍害であることは云ふ迄もないが、更に觀念的には過去の傳統に縛られ、事實問題として如上の事例に遭遇し、都市生活を一層陰鬱ならしめて居ることの如何に多きかを思ふ時、都市は「人口の墳墓なり」とした佛蘭西の俚諺も宜なる哉と云はざるを得ない。

都市に於て社會問題が論議され、社會政策、社會事業が施設される場合、家族制度の崩壞が必ず基本的問題として考慮に上らせられねばならないことを痛感するものである。

東京に於ける人口增加の狀況

都市計畫東京地方委員會

東京都市計畫區域の人口推定に付ては大正十一年東京都市計畫區域設定の際に於て、其の飽和人口が左の如く豫定せられた。卽ち

市內に於ては人口の最大密度一、〇〇〇、〇〇〇坪に付一〇〇、〇〇〇人（區域總人口二、四七〇、〇〇〇人）
近郊三十四ケ町村の最大密度〃　五〇、〇〇〇人（同　一、九五〇、〇〇〇人）
外郊五十ケ町村の最大密度〃　二五、〇〇〇人（同　二、六三〇、〇〇〇人）
一市八十四ケ町村の飽和人口　計約　七、〇五〇、〇〇〇人

とし、此の飽和に達する年限は設定當時より約三〇年後との見込であつた。然るに其の後東京市の發展は地方人口の都市集中と共に異常なる速度を以て人口の增加を招來し、殊に彼の關東大震災後、郊外電鐵、乘合バスの開設、道路の新設改良等により郊外の發展は全く市內を凌ぐものあるに至つた。

一　山の手循環沿線町村の發展狀況

先づ舊東京市に隣接せる近郊の發展狀況を述べんに

此等沿線の町村に付いて、大正九年國勢調査による人口密度を、都市計畫區域設定當時の飽和人口密度と比較するに、其の主要なる町村の內最も人口密度の大なるは日暮里（一、〇〇〇坪當七三人）であつて、他の品川、澁谷、千駄ヶ谷、淀橋、大久保、巢鴨の各町は一、〇〇〇坪當四〇人臺にして未だ飽和に達せず、大崎、戸塚、高田、西巢鴨は三〇人臺、瀧野川は二〇人臺、目黑の如きは僅に一〇人に滿たざる狀態であつた。然るに震災後異常なる發展に伴ひ大正十四年の國勢調査によると此等沿線の町村は、何れも一、〇〇〇坪當五〇人の飽和人口を突破し僅に目黑町（二一人）の發展が遲れて居るのを示した。殊に日暮里は九九人、巢鴨、西巢鴨は六〇人臺を優に突破し、昭和五年の國勢調査に依れば目黑を除く他町村は總て飽和密度一、〇〇〇坪當五〇人を遙に超え、中でも淀橋、高田、巢鴨、西巢鴨、日暮里の五ケ町村は六〇人を突破し、殊に日暮里は一二四人と言ふ驚異的な密度を示すに至つた。要するに、近接町村が既に昭和五年に於て何れも豫定の飽和人口を突破した所以は單に市街の膨脹のみに歸すべきものではなく、此等の町村が主なる郊外電車の起點を有するがため、郊外住宅地に對する交通及商業の中心地となつた結果に他ならぬのである。

今沿線各町村の鐵道軌道を擧ぐれば、品川は東海道本線、京濱電鐵。大崎は山手、目蒲、池上。目黑は山手、玉川、東橫。澁谷は山手、玉川、東橫、帝都。千駄ヶ谷は山手、中央、京王、小田原急行。淀橋は山手、中央、西武、小田原急行。大久保は山手、中央。戸塚は山手、西武。高田は山手、武藏野、王子。西巢鴨は山手、赤羽、東上、武藏野、王子。巢鴨は山手。瀧野川は東北、山手、王子。日暮里は山手、常磐と言ふ風に何れも省線、私鐵の起點或は經過地なるがため、其の地方の中心地となり益々人口の增加を見たのである。

二　放射線沿線町村の發展

次に此の人口を放射的に見れば、

イ　南部方面（東海道線、京濱線、目蒲線、池上線沿線）

大正九年國勢調査	一、〇〇〇坪當人口	三〇人以上	品川、大崎、大井
		二〇人以上	入新井
大正一四年 〃	〃	五〇人以上	品川、大崎
		四〇人以上	大井、入新井、荏原
		三〇人以上	なし
		二〇人以上	蒲田、大森
昭和五年 〃	〃	七〇人以上	荏原
		六〇人以上	なし
		五〇人以上	品川、大井、大崎、入新井、蒲田
		四〇人以上	大森

此の內荏原の發展最も急激にして蒲田之に次ぎ、而して羽田、六鄕、碑衾、馬込、池上、玉川、東調布等は何れも都心よりの距離遠く且電鐵の便があつても、其の利用價値宜しからず、住宅地が有つても、其の大部は依然農村の儘に存在してゐる狀態である。

ロ　澁谷以西の方面（玉川、東横、帝都電鐵沿線）　澁谷町は大正九年以前より隣接町村としては中心地たるの風貌を備ふるに至り、殊に近年は四つの電鐵の起點經過地となつた關係上、その沿線の町村に異常なる人口の發展を見た。卽ち

大正九年國勢調査	一、〇〇〇坪當人口	四〇人以上	澁谷、千駄ヶ谷
		三〇人以上	なし
		二〇人以上	なし
大正一四年 〃	〃	五〇人以上	澁谷、千駄ヶ谷
		四〇人以上	なし
		三〇人以上	なし
		二〇人以上	代々幡、目黒
昭和五年 〃	〃	五〇人以上	澁谷、千駄ヶ谷
		四〇人以上	なし
		三〇人以上	代々幡、目黒

にして此の方面の人口增加は、近郊のみに著しく、世田ヶ谷、駒澤、松澤、千歲、砧の町村は交通機關は有つても遠隔地のために他の町村に比し人口の增加は著しくない。

ハ　新宿以西の方面（中央、京王、小田原急行、西武、武藏野線沿線）　帝都西郊の中心地たる新宿は放射鐵道の主要起點であり、近來益々其の發展著しきを見るに至つた。

大正九年國勢調査	一、〇〇〇坪當人口	四〇人以上	淀橋、大久保
		三〇人以上	戸塚、高田
大正一四年 〃	〃	五〇人以上	淀橋、大久保、戸塚、高田
		四〇人以上	なし
		三〇人以上	中野

大正一四年國勢調査　一、〇〇〇坪當人口　二〇人以上　落合
昭和五年　〃　〃　六〇人以上　淀橋、高田
〃　五〇人以上　戸塚、大久保
四〇人以上　中野
三〇人以上　落合

卽ち淀橋を除き、高田が急激に人口の增加を見たのは王子、武藏野、山手の三鐵道の影響に依るのは勿論であるが、比較的近年迄等閑に附されて居た該地が、人口の過密に陷つてしまつた四方の町村より急激に人口の流入を見た結果であると考へられる。之に反して長崎、杉並、野方、中新井、井荻は未だ市街地の形を備へず漸次發展の途上にあり、和田堀、高井戸、石神井等は未だ農耕地の域を脫してゐない狀況である。

ニ　北部方面（東北本線、赤羽線、東上線）　此の地方の舊市近接町村は極めて過密の狀況であるが、之に反し遠郊は鐵道の便も宜しからず、依然農村の形式として存在してゐる。卽ち

大正九年國勢調査　一、〇〇〇坪當人口　七〇人以上　日暮里
六〇人以上　なし
五〇人以上　なし
四〇人以上　巢鴨
三〇人以上　西巢鴨
二〇人以上　瀧野川、王子
大正一四年　〃　〃　九〇人以上　日暮里
八〇人以上　なし
七〇人以上　なし

六〇人以上　西巢鴨、巢鴨
五〇人以上　瀧野川
四〇人以上　尾久
三〇人以上　王子
昭和五年　〃　〃　〃　一〇〇人以上　日暮里
九〇人以上　なし
八〇人以上　なし
七〇人以上　西巢鴨、尾久、巢鴨
六〇人以上　瀧野川

と謂ふ風に近接町村のみ異常なる發展を示し、之に反して假令鐵道が有つても、其の利用價値が少ないため岩淵、志村、上板橋、練馬、赤塚、上練馬、大泉の町村は依然として人口の著しい增加を見ない。

ホ　東北方面（常磐線、王子電鐵、東武線沿線）　此の方面の郊外電鐵は東武線のみが縱貫線の形式にあり、常磐線、京成電鐵は西部より東部に市域を橫斷せる狀態にある。

大正九年國勢調査　一、〇〇〇坪當人口　六〇人以上　南千住
五〇人以上　なし
四〇人以上　なし
三〇人以上　なし
二〇人以上　三河島
一〇人以上　千住
大正一四年　〃　〃　〃　六〇人以上　南千住、三河島

大正一四年國勢調査　一、〇〇〇坪當り人口　五〇人以上　なし
〃　〃　〃　四〇人以上　なし
〃　〃　〃　三〇人以上　千住
昭和五年　〃　〃　〃　九〇人以上　三河島
〃　〃　〃　八〇人以上　なし
〃　〃　〃　七〇人以上　南千住
〃　〃　〃　六〇人以上　なし
〃　〃　〃　五〇人以上　なし
〃　〃　〃　四〇人以上　千住

右の如く舊市の隣接町村は過飽和の狀況にあり、而して放水路は市部と郊外との連絡を完全に斷絶せる關係上、放水路以東の人口密度と以西の密度には格段の相違がある。是は交通上の利便に缺けて居るばかりでなく、前記の放水路が人口の增加を完全に抑制して居る結果である。又東武、常磐の沿線は現在の密度は小であるが漸次發展の傾向にあり、卽ち南綾瀨、龜青、新宿、金町、綾瀨、梅島等の町村は大正九年一、〇〇〇坪當三人の密度が、昭和五年には六人乃至八人となつた樣に漸次的發展を示して居る。然し之等の地方の奥地卽ち鐵道の沿線に非ざる、或は沿線にあつても驛がないと謂ふやうな鐵道と緣遠き町村、江北、舍人、伊興、淵江、花畑、水元、東淵江の町村は、全く市街化の傾向から見放されたる狀態で、前後三回の國勢調査に於て殆んど人口の增加を見ず、何れも一、〇〇〇坪當一人乃至二人の密度にして最も開發遲き地方である。

ヘ　東部方面（東武鐵、京成電鐵、總武線、城東電軌沿線）　此の地方は荒川放水路以西卽ち舊市隣接町村は、何れも交通機關整ひたるがため、人口は過密狀態にあるも一度放水路を超ゆれば人口密度少く、增加率亦少き狀態である。卽ち

大正九年國勢調査　一、〇〇〇坪當人口　四〇人以上　龜戸
三〇人以上　大島、寺島
二〇人以上　隅田、吾嬬
大正一四年　〃　〃　〃　七〇人以上　龜戸
六〇人以上　寺島
五〇人以上　吾嬬、大島
四〇人以上　隅田
三〇人以上　なし
二〇人以上　なし
一〇人以上　小松川
昭和五年　〃　〃　〃　七〇人以上　龜戸、寺島
六〇人以上　吾嬬、大島
五〇人以上　なし
四〇人以上　隅田
三〇人以上　小松川
二〇人以上　なし
一〇人以上　本田

にして、放水路以西の舊近接町村は、極めて其の增加率大にして過密の狀況にあるも、放水路を越ゆれば、本田の如く鐵道沿線地は次第に開發の傾向を示せるも、鐵道の沿線に非ざる或は鐵道ありても緣遠き町村は、全く人口の增加見るべきものがない。卽ち鹿本、篠崎、瑞江、葛西等は大正九年に於て二人乃至三人、昭和五年に於て二人乃至四人にして、極めて農村の色彩濃く、市街化の傾向を示して居らぬ。

三　等距離町村の發展比較

次に都心より等距離にある町村に付、その人口密度を比較すると

イ　中央線沿線（人口密度は一、〇〇〇坪當人口を表す）

大正九年國勢調査

沿線町村	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度
近接町村	淀橋	四五人	杉並	一一人	荻窪	二人
	戸塚	三四人	野方	一〇人	高井戸	一人
	落合	七人	和田堀	二人	石神井	一人

昭和五年國勢調査

沿線町村	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度
近接町村	淀橋	六四人	中野	四四人	杉並	二九人
	戸塚	五九人	代々幡	三五人	野方	一七人
	落合	三一人	和田堀	一〇人	石神井	二人

右の如く沿線の町村は都心に近き程密度大に、都心より離れるに従つて密度小となるも、沿線に非ざる等距離の町村と比較するときは、その密度に格段の相違がある。即ち發展の狀況も初めは同一であつても、次第に沿線の町村が密度の優越を示すことは明瞭である。

ロ　東北本線沿線（人口密度は一、〇〇〇坪當人口を表す）

大正九年國勢調査

沿線町村	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度
近接町村	滝野川	二六人	王子	二〇人	岩淵	五人
	尾久	八人	板橋	一〇人	北村	二人
	巣鴨	四六人			志村	二人

昭和五年國勢調査

沿線町村	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度
近接町村	滝野川	六四人	王子	四七人	岩淵	一三人
	尾久	七四人	板橋	二八人	北村	二人
	巣鴨	七一人			志村	三人

この方面の滝野川、尾久、巣鴨は何れも市内に近接するため鐵道線のみによらず、バス其の他の軌道の恩惠をうけて居るから、沿線特有の發展は分明でないが、其の他の等距離町村を比較すれば、明らかに主要交通機關沿線の町村は他の町村に比し、斷然たる増加率の優越を示して居る。

ハ　東海道線沿線

大正九年國勢調査

沿線町村	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度
近接町村	大井	三〇人	大森	二三人	蒲田	一七人
	荏原	五人	池上	二人	羽田	三人
		馬込			矢口	三人

昭和五年國勢調査

等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度	等距離町村名	人口密度
沿線町村 大井	五七人	入新井	五五人	大森	四〇人
近接町村 荏原	七五人	馬込	一八人	池上	九人
蒲田	五〇人				
羽田	七人				
矢口	一四人				

東海道沿線は省線の他に私鐵が縱横に走つてゐるから、近郊町村は同じ程度の發展を遂げて居るが、少し離れるに從つて矢張り有力なる電鐵沿線の町村は比較にならぬ程の增加率と密度を示して居る。

卽ち荏原は省線こそ通つて居らぬが、三つの私鐵が通過して居り、且市內にも近いと言ふ關係から人口の增加が著しき狀態にあるが、他の町村は斷然沿線の町村が發展して居る。

更に昭和五年國勢調査により大東京市に於ける一〇人以下の密度の町村を拾つて見ると

沿線	町村	沿線に在らざるもの又は有力ならざる鐵道沿線に在る町村
東海道沿線	なし	池上、東調布
東南部私鐵沿線	松澤、千歲、砧	玉川
中央線		和田堀、高井戶、中新井、石神井、上板橋、練馬、上練馬、大泉、
西部私鐵沿線	井荻	赤塚
東北線沿線	なし	志村、江北
常磐線		
東武鐵道沿線	金町、綾瀨、梅島、伊興	舍人、淵江、花畑、水元
京成電鐵總武線沿線	奥戶、鹿本、小岩	葛西、松江、瑞江、篠崎

であつて、鐵道沿線には少く沿線に非ざるものに多い。之を圖面上て見れば明らかに放射鐵道沿線は人口の增加率竝密度も大であるが、その間に介在する町村は低率の密度及增加率を以て比較的近郊に迄這入つて居る。卽ち之を概說すれば鐵道沿線は人口密度が急激に過大ならんとし、市街地化の傾向愈々盛んであるに反し、沿線外の町村は依然農村として都心近く迄入り居る狀況にあるが故に、大東京人口の動向を見れば過密に陷つてゐる舊市內の餘勢は、先づ舊市の隣接町村を過飽和の狀態となし、それ以後は各々主要鐵道に沿つて放射狀にその觸手をのばしてゐる狀況にして、その間に農耕地を介在せしめ、所謂 Western style の形式をなしてゐること明らかであつて、この觸手は東海道、東北線沿線に於て益々發展し、東海道方面は已に川崎市と握手して居る狀態にある。亦東北線は埼玉縣大宮迄の電化實現に伴ひ、最近の同沿線發展の狀況は全く驚異的なものがある。

今參考の爲め舊郊外各町村に於ける大正九年、大正十四年及昭和五年の各國勢調査に基き人口密度を表示すれば左の如くである。

（舊市域）　東京都市計畫區域內人口竝密度表

（設定當時の豫想密度舊市域一、〇〇〇坪に付一〇〇人　＋は過飽和を示す）

區名	大正九年國調 人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調 人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調 人口	千坪當り人口密度
麹町區	六五、六九二人	二六人	五六、三七九人	二二人	五八、七一一人	二三人
神田區	一五一、九九〇＋	一六三	一二八、五二九＋	一三八	一二九、九七六＋	一三九
日本橋區	一二六、四一五＋	一三四	一〇五、〇〇二＋	一一一	一〇七、六四五＋	一一四
京橋區	一四三、三九七	八一	一二〇、三六三	六八	一三一、八八八	七四
芝區	一七九、二一四	六九	一七一、五九〇	六六	一七五、七六〇	六八
麻布區	八八、五五八	六八	八七、九〇六	六八	八六、四九三	六七
赤坂區	六二、二三二	四八	六一、〇四五	四七	六〇、二三四	四六
四谷區	七〇、二一七	七二	七四、九七四	七七	七五、〇二一	七七
牛込區	一二六、二八二	八〇	一二九、八八七	八二	一二九、一三二	八二

區名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度
小石川區	一四六、五〇七人	八〇人	一五二、六二〇人	八三人	一五一、四九三人	八三人
本郷區	一三五、五七三	九二	一三五、〇七九	九二	一三六、七四九	九三
下谷區	一八三、一八六＋	一二〇	一七二、六七八＋	一一三	一七三、九七七＋	一一四
淺草區	二五六、四一〇＋	一六一	二三二、〇七六＋	一四六	二四一、六九五＋	一五二
本所區	二五六、二六九＋	一三〇	二〇七、一四二＋	一〇五	二三五、三二四＋	一二〇
深川區	一八一、二五九	七〇	一六〇、二九七	六一	一七六、八一五	六七
計	二、一七三、二〇一	八七	一、九九五、五六七	八〇	二、〇七〇、九一三	八三

（南部方面）

（舊品川、大井、大崎、入新井、大森、五ヶ町の豫想密度一、〇〇〇坪に付五〇人、他は二五人、＋は過飽和を示す）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道、軌道の開通年次竝線名
舊品川町	四一、〇五九人	四一人	五三、〇九六人＋	五三人	五五、六三九人＋	五六人	（大正九年以前）山手線（電車） 〃 〃 京濱電氣鐵道（〃） （大正九年以前）東海道線（電車） 〃 〃 京濱電氣鐵道（〃）
舊大井町	三六、六五九	三〇	五八、六一九	四八	七〇、〇八〇＋	五七	（大正九年以前）山手線（電車） 〃 〃 京濱電氣鐵道（〃） （昭和二年）東海道線（電車） 〃 〃 京濱電氣鐵道大井線（電車）
舊大崎町	三四、八三七	三六	四八、四七六＋	五〇	五三、七七七＋	五六	（大正九年以前）山手線（電車） 〃 〃 目蒲電氣鐵道（〃） （大正一二年）池上〃（〃） （昭和二年）目蒲電氣鐵道（〃）
舊荏原町	八、五二二	五	七二、二五六＋	四一	一三二、一〇八＋	七五	（大正一二年）目蒲電氣鐵道（電車） （昭和二年）〃 大井線（〃） （大正九年以前）東海道線（電車） 〃 〃 京濱電氣鐵道（〃）
舊碑衾町	四、一九三	二	一七、七五一	八	四〇、九七二	一八	（大正一二年）目蒲電氣鐵道（電車） （昭和二年）〃 大井線（〃） （大正九年以前）東海道線（電車） 〃 〃 京濱電氣鐵道（〃）
舊入新井町	一九、〇八八	二三	三六、五八五	四五	四五、二〇九＋	五五	

（舊大森、千駄ヶ谷、代々幡、目黒、四ヶ町の豫想密度一、〇〇〇坪に付五〇人、他は二五人、＋は過飽和を示す）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道、軌道の開通年次竝線名
舊大森町	一九、五〇一	一七	三二、〇一四	二八	四六、〇五五	四〇	（大正九年以前）東海道線（電車）の影響を受く 〃 〃 京濱電鐵（電車）
舊蒲田町	六、四二〇	七	二五、六一六＋	二九	四四、〇三〇＋	五〇	（大正九年以前）東海道線（電車） 〃 〃 京濱電鐵（〃）
舊羽田町	一四、五四六	五	一七、二二〇	五	二一、三九〇	七	（大正二年）池上〃（〃） 〃 〃 目蒲〃（〃）
舊六鄕町	四、一八一	三	六、七三一	五	一四、四四一	一二	（大正九年以前）東海道線（電車） 〃 〃 京濱電鐵（〃）

（澁谷以西の方面）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道、軌道の開通年次竝線名
舊澁谷町	八〇、七九九人	四四人	九九、〇二二人＋	五四人	一〇二、〇五六人＋	五六人	（大正九年以前）山手線（電車） 〃 〃 玉川電鐵〃（〃） （昭和二年）東橫〃
舊千駄ヶ谷町	三六、三七四	四九	三九、九九七＋	五四	四〇、九〇〇＋	五五	（大正九年以前）山手線（電車） 〃 〃 中央〃（〃） 〃 〃 京王電軌〃（〃） （昭和二年）小田急鐵道〃（〃）
舊代々幡町	二〇、〇三四	一〇	五一、七五五	二五	七〇、五七七	三五	（大正九年以前）山手線（電車） 〃 〃 京王電軌〃（〃） （昭和二年）小田急鐵道〃（〃）
舊目黒町	一八、〇九四	九	四五、二六八	二二	六七、二三六	三一	（大正九年以前）山手電鐵（電車） 〃 〃 玉川電鐵〃（〃） （昭和二年）東橫電鐵〃（〃）
舊世田ヶ谷町	一三、〇五四	三	三八、〇六八	一〇	七三、一一〇	一九	（大正九年以前）京王電軌（電車） 〃 〃 玉川電鐵〃（〃） （昭和二年）小田急鐵道〃（〃）
舊駒澤町	八、六八四	三	二〇、九九一	八	三一、〇四三	一二	大正九年以前 玉川電鐵（電車）
舊松澤村	二、六五六	二	七、二三七	五	一二、三三七	八	（大正九年以前）京王電軌（電車） （大正一四年）玉川電鐵〃（〃）
北多摩郡千歲村	四、二八七	一	五、一五四	一	八、一一〇	二	（大正九年以前）京王電軌（電車） （昭和二年）小田急鐵道〃（〃）
北多摩郡砧村	三、六八〇	一	四、五四一	二	七、九六四	三	（大正一三年）玉川電鐵（電車） （昭和二年）小田急鐵道〃（〃）

（新宿以西の方面）

（舊淀橋、大久保、戸塚、高田、中野、落合、長崎、七ヶ町の豫想密度一、〇〇〇坪に付五〇人、他は二五人、＋は過飽和を示す）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道・軌道の開通年次竝線名
舊淀橋町	四〇、四五三人	四五人	五二、二一五人	五八人	五七、三一三人	六四人	大正九年以前 山手線（電車） 〃 中央線（〃） 大正一〇年 西武鐵道（〃） 〃 小田急（〃）
舊大久保町	二七、九四九	四五	三二、六四四	五二	三三、八一五	五四	〃 山手線（〃）
舊戸塚町	一八、三八七	三四	二九、二九五	五四	三一、七八一	五九	〃 中央線（〃） 大正九年以前 山手線（電車） 昭和二年 西武鐵道（〃）
舊高田町	二六、七八六	三四	四五、一四七	五八	四八、五四二	六二	大正九年以前 山手線（電車） 〃 武蔵野鐵道（〃） 大正一四年 〃（〃）
舊中野町	二一、八七五	一一	六〇、九六二	三一	八七、二六三	四四	大正九年以前 中央線（電車） 大正一四年 西武鐵道（〃）
舊落合町	七、一一〇	七	二〇、三四五	二一	三〇、五九三	三一	昭和二年 西武鐵道河山線（電車）
舊長崎町	三、五〇四	三	一三、八三〇	一二	二九、二六六	二五	大正九年以前 武蔵野鐵道（汽車）大正一一年（電化）
舊杉並町	五、六三二	二	三六、六〇八	一三	七九、一九三	二九	大正九年以前 中央線（電車） 大正一〇年 西武鐵道（〃）
舊野方町	七、三二三	三	二四、三三二	九	四六、八三五	一七	昭和二年 西武鐵道村山線（電車）
舊中新井村	二、〇〇七	二	四、一一六	四	七、三一一	七	大正九年以前 武蔵野鐵道（汽車）大正一一年（電化）
舊井荻町	四、三六九	二	一〇、八六四	四	二二、七二四	八	大正九年以前 中央線（電車） 大正一〇年 西武鐵道（〃） 昭和二年 〃村山線（〃）

（北部方面）

（此の方面の町村の豫想一、〇〇〇坪に付五〇人、十は過飽和を示す）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道・軌道の開通年次竝線名
舊日暮里町	四一、五五一人	七三人	五六、九二八人	九九人	七一、〇二一人	一二四人	大正九年以前 山手線（電車） 〃 常磐線（汽車）
舊尾久町	七、五二五	八	四七、四九三	四八	七三、三六八	七四	大正九年以前 王子電軌（電車）
舊瀧野川町	四〇、六八九	二六	八二、二五二	五二	一〇〇、七四六	六四	大正九年以前 東北線（汽車） 〃 山手線（電車） 〃 王子電軌（〃）
舊巣鴨町	二八、〇三五	四六	四〇、一四八	六六	四三、二三九	七一	大正九年以前 山手線（電車）

（東北方面）

（舊南千住、三河島、千住、三ヶ町の豫想密度一、〇〇〇坪に付五〇人、他は二五人、十は過飽和を示す）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道・軌道の開通年次竝線名
舊南千住町	五〇、七一三人	六三人	五四、七五五人	六八人	五六、〇一〇人	七〇人	大正九年以前 常磐線（汽車）
舊三河島町	二一、六二三	二六	五九、二五二	七一	八〇、二一七	九七	〃 常磐線（〃） 〃 王子電軌（電車）
舊千住町	三一、〇四七	一八	五二、一〇一	三〇	六九、〇八五	四〇	〃 常磐線（〃） 〃 東武鐵道（〃） 大正一三年（電化）
舊南綾瀬町	四、六三七	三	九、二四二	六	二〇、三五四	一四	大正九年以前 常磐線（汽車）
舊龜青村	三、一四二	三	四、五二六	四	六、一五九	五	〃 常磐線（〃） 〃 京成電軌（電車）
舊新宿町	二、四〇一	三	三、六三八	五	四、八四八	六	大正九年以前 常磐線（汽車）
舊金町町	三、三二四	二	七、六六九	六	一〇、三一〇	八	〃 常磐線（〃） 〃 京成電軌（電車）
舊綾瀬村	二、七九九	三	三、三七二	三	五、六七三	六	〃 常磐線（〃） 〃 東武鐵道（〃） 大正一三年（電化）
舊梅島町	三、八七九	三	五、六二一	四	一二、七四八	八	大正九年以前 東武鐵道（汽車）大正一三年（電化）
舊淵江村	二、八八〇	二	三、二二八	二	三、二七七	二	大正九年以前 東武鐵道（汽車）大正一四年（電化）
舊伊興村	一、三九〇	一	一、五五三	二	一、六八八	二	大正九年以前 東武鐵道（汽車）大正一四年（電化）

（東部方面）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道、軌道の開通年次竝線名
舊隅田町	一四、六〇七人	二七人	二一、二九〇人	四〇人	二五、〇七七人	四七人	大正九年以前　東武鐵道（汽車大正一三年（電化）
舊寺島町	一九、一五九	三〇	三九、二五一＋六二		四九、四五七＋七九		〃　東武鐵道（汽車）大正一三年（電化）
舊吾嬬町	三〇、六六〇	二六	五九、九二一＋五〇		八〇、九八五＋六八		〃　東武鐵道（汽車）昭和三年（電化）
舊本田町	五、八七五	四	一三、一五六	九	二七、三九〇	一八	大正九年以前　京成電軌（電車）
舊龜戸町	三八、五四八	四九	五七、三二一＋七四		六五、一七四＋八四		〃　東武鐵道（汽車）昭和三年（電化）
舊大島町	二二、三三三	三三	三五、四二〇＋五二		四三、一四〇＋六三		〃　東武鐵道（電車）
舊小松川町	八、〇一九	六	二四、一三五	一九	三九、九二八	三一	大正九年以前　東武線（汽車）〃　城東電軌（電車）
舊奥戸町	五、四五九	二	七、五三七	三	一一、三六五	四	大正九年以前　鐵武線（汽車）〃　京成電軌（電車）
舊鹿本村	二、九一九	二	三、〇八三	三	三、七六八	三	大正九年以前　鐵武線（汽車）
舊小岩町	四、四四三	三	六、八九一	四	一四、八四八	九	大正九年以前　鐵武線（汽車）〃　京成電軌（電車）

人口密度竝増加の少き町村

（舊砂町の豫想密度一、〇〇〇坪に付五〇人、他は二五人、＋は過飽和を示す）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道、軌道の開通年次竝線名
舊馬込町	二、七二五人	二人	一〇、四八九人	八人	二三、〇二五人	一八人	大正一二年（昭和四年）目蒲電鐵（電車）目黒蒲田線大井線（〃）
舊池上町	五、六二四	三	一〇、一八〇	五	二〇、七二〇	九	大正一二年　池上電鐵（電車）
舊矢口町	三、四六七	三	七、九八六	六	一八、二六一	一四	大正一二年　目蒲電鐵（電車）

（東部方面）

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道、軌道の開通年次竝線名
舊東調布町	二、九七〇	二	五、一八四	三	一二、三二六	七	大正一二年（昭和二年）池上電鐵（電車）目蒲線（〃）
舊玉川村	七、五九一	二	一一、九七四	三	一六、七五九	四	大正九年以前　玉川電鐵（電車）大正九年以前　目蒲〃（〃）東横〃（〃）昭和二年　大井線（〃）昭和四年
舊和田堀町	三、九〇七	二	一一、六六三	六	一九、一九四	一〇	
舊高井戸町	四、一九一	一	六、八四六	二	一三、四一八	五	大正九年以前　京王電軌（電車）
舊石神井村	六、〇三五	一	七、六三九	二	九、八三九	二	大正九年以前　武蔵野鐵道（汽車大正一一年（電化）西武鐵道山線（電車）
舊大泉村	三、七九二	一	四、二三七	一	五、〇五二	一	大正九年以前　武蔵野鐵道（汽車大正一一年（電化）
舊上練馬村	四、六四二	一	五、一六〇	二	六、一五九	二	大正九年以前　武蔵野鐵道（汽車大正一一年（電化）
舊練馬町	五、三九一	二	九、五七八	四	一三、一四五	六	〃　武蔵野鐵道（汽車）大正一一年（電化）〃　西武鐵道東上線（〃）昭和四年（電化）
舊上板橋村	三、四一五	二	五、〇四〇	三	八、四五四	五	〃　武蔵野鐵道（汽車）大正一一年（電化）〃　西武鐵道東上線（〃）昭和四年（電化）
舊志村	六、一七四	二	八、五四八	二	一二、一五一	三	
舊赤塚村	五、三六五	二	六、二六七	二	六、七五八	二	大正九年以前　東武鐵道東上線（汽車）昭和四年（電化）
舊西新井町	五、一八九	三	九、四一六	五	二〇、〇七七	一一	
舊江北村	四、六九〇	二	四、六六七	二	五、五三四	二	
舊舎人村	一、九二〇	一	一、九四八	一	一、九五七	一	
舊東淵江村	二、九一六	二	三、一六八	二	三、一〇五	二	大正九年以前　常磐線（汽車）
舊花畑村	四、〇七〇	三	四、一五二	二	四、三六三	二	
舊水元村	二、八二三	二	三、六四七	二	四、〇三〇	二	大正一三年　城東電軌（電車）
舊砂町	一二、一八四	八	二〇、三四六	一三	三四、六五七	二一	

町村名	大正九年國調人口	千坪當り人口密度	大正十四年國調人口	千坪當り人口密度	昭和五年國調人口	千坪當り人口密度	各町村に於ける鐵道、軌道の開通年次竝線名
舊葛西村	七、六八八人	二人	八、六〇六人	三人	九、三二六人	三人	
舊松江町	七、六五五	三	一〇、九九八	四	一七、一一二	六	大正一四年　城東電軌（電車）
舊瑞江村	五、七四四	三	六、九四〇	三	七、八三六	四	大正一四年　城東電軌（電車）
舊篠崎村	二、九一八	二	三、八七七	二	四、一五三	二	

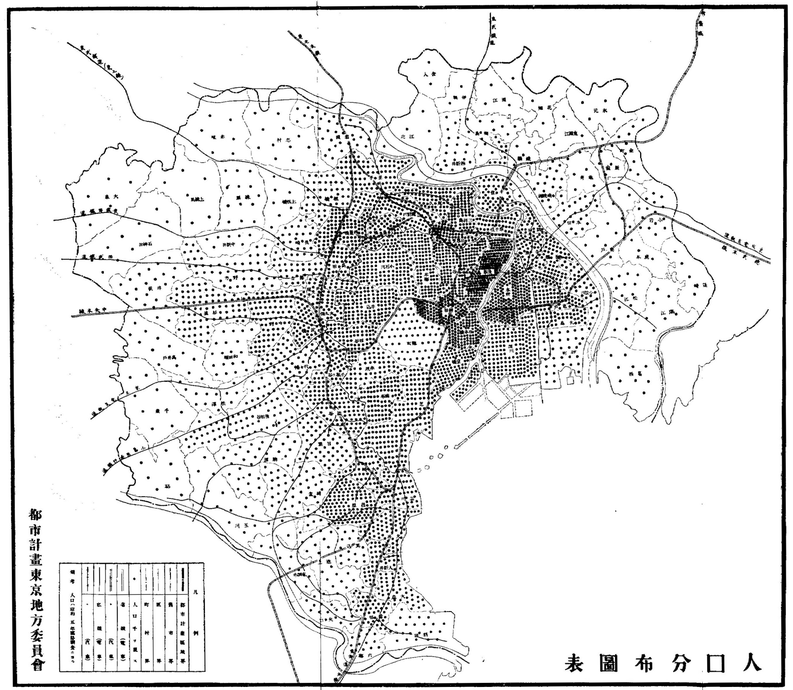
都市計畫東京地方委員會
人口分布圖表

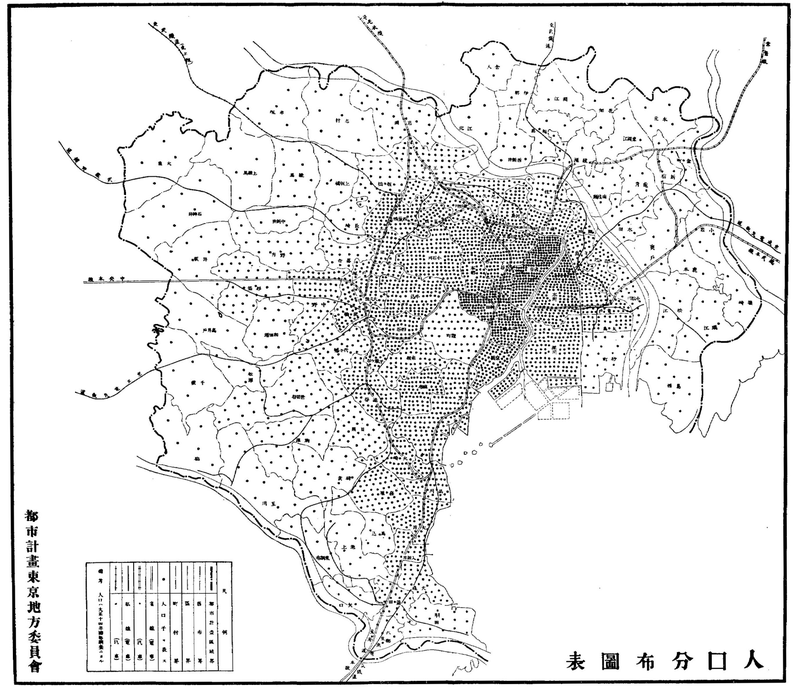
都市計畫東京地方委員會
人口分布圖表

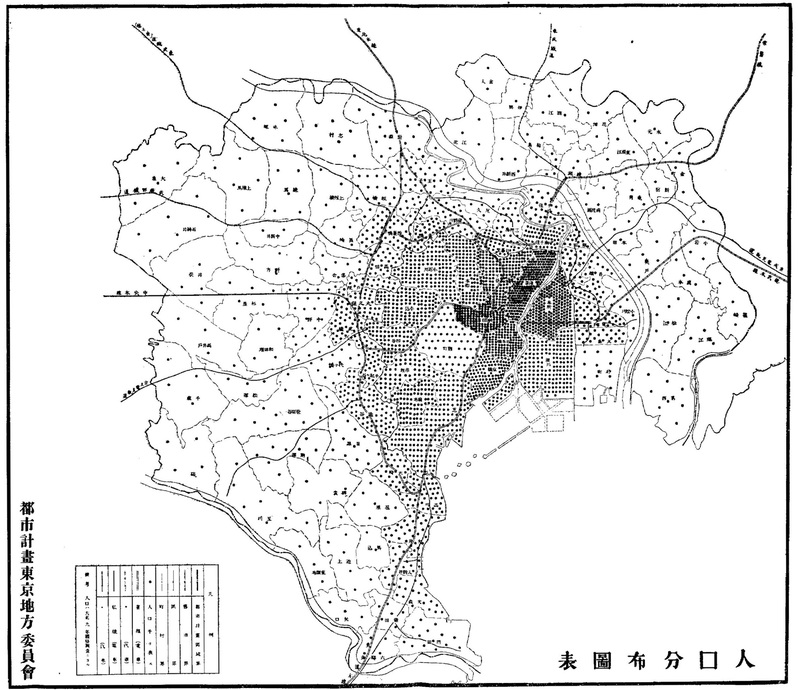
都市計畫東京地方委員會
人口分布圖表

參考第一圖

東京市江東方面一等水準點位置圖

都市環境と其の改善問題

大阪市土木部

一　警察官廳と土木及都市計畫行政廳との關係

警察官廳と土木及び都市計畫行政廳とは、何れも國家機關として都市各般の施設に對して不可分的關係にあるも、一は主として消極的方法に訴へ、他は概して積極的手段に依據し、共に都市構成の合理的發展を誘導するものなれば、兩者は恰も車の兩輪の如く併行調和協力を要す。其の所管廳は單一なるを理想とすべく、然らざる時は兩者其の間に密接なる連絡あらしむべし。

現行法規によれば都市計畫行政廳の所管たる都市計畫街路が警察官廳の所管たる市街地建築物法に據る建築線の制度に依り辛うじて道路敷地として留保せらるゝの他、他の都市計畫施設は內閣の認可を得たるものと雖も其の實施豫定地を確保すべき準據法令を見ず。嘗て本市都市計畫運河境域內にして永久建築物の許可せられんとしたる例あり。

其他道路の管理と交通取締の如く往々にして兩者所管の意見を異にする爲、都市計畫事業の執行に支障を來す場合あり。依つて右解決策は兩者を合一し一行政廳にて處理せんとするの所謂特別市制の施行に俟つべく、暫定

的方策としては兩者の密接なる連絡を圖り、警察許可には自治行政と都市計畫との上に愼重なる考慮を拂ふべきを前提とすべきなり。

二　水面の統制に關するもの

本市の北方には新淀の大川横はり、市内を貫流する淀川及び其の枝川共に水豐に、眞に之水都として古來市民と水との關係は極めて密なるものあり。本項に於ては水面の管理と水防組合につき概説すべし。

（一）河川の管理

（1）現在本市内に於ける河川及運河は、河川法適用河川二十、同準用河川十一、一般河川（河川法の適用、準用なき河川）二十八、運河九にして總延長一〇〇、六三九間（四六里餘）總面積約六百三十七萬三千餘坪、總て府知事の管理に屬す。而して準用河川及一般河川は本市其の維持修繕費を負擔す。本年度は六六九、〇〇〇圓餘を計上せり。

（2）右の如く市内の河川運河の延長約四六里に亙り市内を縦横に貫流するを以て本市の各種施設との關係極めて密なるものあり。然るに河川法に據れば、之等は凡て地方長官の管理する所にして、市長には管理上の權限なく、河川行政にして市の各種施設方針と一致せざる場合なきを保せず。されば本市の如き産業都市に在りては、市内河川は寧ろ河川たるより運河として利用さるべきものなれば、凡て河川法の適用を撤廢し、道路法の道路の如く大都市に在りては凡て市長管理とし、統一ある河川行政の下に其の運營の圓滑を期すべきものと信ず。

大阪市内河川・一般河川・運河一覽表

管理者	河川名	延長	平均幅員	面積	費用負擔者の歸屬
河川法適用河川					
大阪府	新淀川	五、五三八間	四〇五・〇間	二、二四五、三四〇坪	大阪府
同	淀川	三、三六〇	三〇三・〇	一、〇一九、〇〇四	同
同	大川	二、四一〇	五二・〇	一二五、〇九三	同
同	堂島川	一、八三五	四一・〇	七四、九一四	同
同	土佐堀川	一、六九三	三四・〇	五七、八〇七	同
同	安治川	三、五二三	八八・〇	三〇九、九八一	同
同	中津川	九七〇	三八・〇	三六、五〇一	同
同	傳法川	六四三	三五・〇	二二、七八一	同
同	正蓮寺川	一、六九二	七七・〇	一三〇、二六五	同
同	六軒家川	一、〇四〇	三八・〇	三九、九三三	同
同	木津川	四、七六二	九三・〇	四四二、〇五三	同
同	神崎川	八、八九〇	六四・〇	五七二、〇〇〇	同
同	同派川	一、五八〇	三七・〇	五八、九〇〇	同
同	左門殿川	一、二六〇	三三・〇	四〇、九五〇	同
同	西島川	七二〇	二三・〇	一六、五六〇	同
同	大和田川	七八〇	三三・〇	二五、七四〇	同

管理者	河川名	延長	平均幅員	面積	費用負擔者	占用科の歸屬
大阪府	佃川	七二〇間	一八・〇間	一二、九六〇坪	大阪府	大阪府
同	尻無川	二、六三九	四九・〇	一二九、五一九	同	同
同	寢屋川	三、二一三	二三・〇	七二、一五四	同	同
同	大和川	三、九七五	六四・〇	二五六、一九六	同	同
河川法準用河川						
大阪府	東橫堀川	一、三四七	二三・〇	三〇、七六六	大阪市	大阪市
同	西橫堀川	一、四二二	一三・〇	一八、七一七	同	同
同	道頓堀川	一、五一〇	二四・〇	三六、八七六	同	同
同	長堀川	一、三九八	二一・〇	二八、七八九	同	同
同	江戸堀川	七七六	九・〇	六、八七二	同	同
同	京町堀川	六九八	九・〇	五、九五四	同	同
同	阿波堀川	六五七	八・〇	五、二一九	同	同
同	立賣堀川	七二三	九・〇	六、五五五	同	同
同	堀江川	八〇八	一二・〇	九、六一四	同	同
同	百間堀川	四〇一	一七・〇	六、九八二	同	同
同	安威川	一、三七〇	二七・五	三七、六七五	大阪市	大阪市
一般河川						
大阪府	海部堀川	三四五	一〇・〇	三、三三八	大阪市	大阪市
同	薩摩堀川	三二四	七・〇	二、三七七	同	同
同	古川	四八一	七・〇	三、五九五	同	同
同	逆川	五〇七	七・〇	四、一七五	同	同
同	木場川	三一七	一一・〇	三、四八〇	同	同
同	中之島堀割	七三	七・〇	五一四	同	同
同	天滿堀川	一、〇九〇	八・〇	八、一三八	同	同
同	鯰江川	一、一七九	七・〇	八、一七三	同	同
大阪府	高津入堀川	一、五〇二	六・〇	九、二二九	同	同
大阪市	難波入堀川（新）	六五六	七・〇	四、八四四	同	同
大阪府	鼬川	七九九	六・〇	四、九八九	同	同
同	十三間堀川	三、九五〇	七・〇	二六、二五七	同	同
同	七瀨川	二〇一	八・〇	一、六六四	同	大阪市
同	天保入堀川	七二	一一・〇	八一四	同	同
同	堂島堀割	一四〇	一二・〇	一、六九四	同	大阪府
同	猫間川	九八六	六・〇	五、七六四	同	大阪市
同	舊平野川	一、九一五	一七・〇	三一、七九三	同	大阪府
同	聖天川	一、一〇六	七・〇	七、七九二	同	同
同	新平野川	一、一六三	九・〇	一〇、四三三	同	同
同	細江川	七七九	三・四	二、〇六三	同	同

管理者	河川名	延長	平均幅員	面積	費用負擔者	占用科の歸屬
大阪府	今川	二、四八〇間	三、四間	八、四三二坪	大阪市	大阪府
同	楠根川	一、四一〇	七、四	一〇、四三四	同	同
同	長瀬川	五二〇	二、三	一、一九六	同	同
同	千間川	一、二二〇	五、四	六、五八八	同	同
同	三ッ樋入堀	一、〇二〇	三二、〇	三二、三〇三	同	同
同	住吉浦	一、八三五	三二、〇	五八、四四〇	同	同
同	駒川	二、〇九〇	三、七	七、七三三	同	同
同	長橋川	三八三	三、〇	一、一四九	大阪府	同
運河						
大阪府	長柄運河	三、〇八〇	一二、〇	三六、八九七	大阪府	大阪府
同	岩崎運河	二八五	二九、〇	八、一一三	同	同
同	木津川運河	一、〇〇八	四四、〇	四四、三五二	同	同
同	千歲運河	一、〇五〇	三〇、〇	三一、五〇〇	同	同
鐵道省	堂島運河	四三〇	二五、〇	一〇、八四八	鐵道省	鐵道省
會社	境川運河	八五七	二〇、〇	一七、一七八	會社	會社
同	大正運河	一、〇九一	二五、〇	二七、二七五	同	同
大阪市	天保山運河	一、三六二	二七、〇	三七、一四〇	大阪市	大阪市
同	福町入堀川	五八〇	二〇、〇	一一、六〇〇	同	同

（二）水防施設

本市の管理に係る水害豫防施設としては淀川左岸水害豫防組合及同右岸水害豫防組合あり。前者は大正八年十一月八日設立、後者は同十二年六月二十一日創設せられ、淀川及支派川の水害豫防を擔當す。其の組織左の如し。

（イ）組織

	淀川左岸組合	淀川右岸組合
管理者	大阪市長	大阪市長
組合會議員	五十名	四十名
常設委員	二十名	十六名

（ロ）財務　兩組合とも年々七萬圓内外を豫算に計上し、地租割、家屋割、特別地稅附加稅、軌道割等を以て之が財源に充當す。

（ハ）主なる施設　洪水防禦區域は左岸十八區、右岸四十五區の水防區に分ち、各區に水防部長以下水防員を置き又量水標、水防用具庫、水防員屯所を設置す。

（ニ）各組合は水防員の訓練の爲毎年一回水防演習を行ひ、各堤防の雜草の芟除をなし以て堤防の維持に努む。

三　綠地の保存及新設

大都市人口過群の狀態は市民の身心を消耗し其の健康を損傷する傾向愈々甚しく田園亦次第に疲憊の度を加へ

つゝあるは最近の一特異現象なるべく、都市民をして市井の煤煙と喧噪とより脱して、自然の恩惠に浴せしむると共に他面、田園生活者をして健全なる休養と娯樂とを味はしめ、以て都鄙を擧げ意義ある人生を味はしむるは、都市現況に鑑みて刻下の急務なるべく、之が方策施設につきては左の如き制度の新設改廢等一考するに足るべし。

（一）綠生地域制の新設　都市の郊外又は周邊部等に於て一定地域を指定し、一切の建築物を禁止することは、都市の無統制なる膨脹を抑止し、綠地の保存を圖るの制度にして、之が指定手續等に關しては都市計畫の施設として之を爲すべし。

（二）都市計畫法中に都市計畫公園敷地確定規定を設くること　現行法制下に於ては都市計畫として決定したる公園敷地を確保するの規定なく、從つて將來其の事業執行に際し其の圓滑なる施行に支障を來すの場合無きを保せず。

（三）公園、遊園地の設置　前二者は主として綠地保存の方策たるに對し、公園及遊園地の設置は綠地、空地新設の積極的手段たり。

次に本市の綠地保存新設の現況左の如し。

（1）大阪市に於ける公園、遊園地　現在本市經營に係る公園は明治二十四年開園の中ノ島公園を最古とし、大小合して四十箇所、面積約二十九萬三百坪あり。此の外府經營の住吉及住ノ江兩公園面積計八萬二千餘坪を合すれば本市內全公園面積は三十七萬二千三百坪となるも、之を市域に比較すれば、〇・六六％にして市民一人當

公園面積は僅か〇・一四坪に過ぎざるの現狀なり。依つて昭和三年五月內閣の認可を得たる第二次都市計畫公園（面積約五〇九ヘクタール、但し此の中には現在完成せるものあり）につき敷地保留に努むると共に、極力其の實現を圖り、既に失業救濟事業其の他に依り大小七公園の設置及擴張を爲したるも、昭和八年度より十五年度に亙る八ケ年間に公園の新設及擴張事業を起し、都市計畫公園中にて大小九ケ所竝に區劃整理地區公園保留地其他公園二十二ケ所を設置すべく逐年事業案を決定して其の完成を期しつゝあり。

（2）大阪公園協會　大阪公園協會は公園（遊園地、運動場、廣場、並木道、風景地、庭園等を含む）の調査研究を爲し、之に關する思想の普及を圖ると共に、之が健全なる發達を期するを目的とし、昭和八年五月十三日設置せられたる官民合同の施設にして、府知事を會長とし、顧問、理事、評議員若干名の役員を配せる會員組織のものなり。

（3）其の他史蹟名勝天然紀念物保存法に依る指定及び都市計畫法第十條第二項に依る風致地區の設置等も亦直接には各特殊行政目的の爲めなりと雖も、又以て綠地保存を爲せるものと云ひ得べし。

四　地域統制

（1）都市計畫地域

大阪都市計畫地域は大正十四年四月內閣の認可を得同年五月一日より施行を見たり。當時都市計畫施設としては下水道事業、防火地區及び更正第一次都市計畫事業等存せるのみなりしも、市勢の顯著なる進展に伴ひ、地域

指定に稍先ずる大正十四年四月一日には近接四十四ケ町村を編入して行政の統一を圖り益々市勢發展に順應すべく都市計畫區域全般に亙り、道路、運河、公園、下水道及墓地等に關する綜合的計畫を確立し、昭和三年五月二十九日都市計畫として內閣の認可を得たり。又一面本市將來の交通根幹たるべき高速度交通機關竝に下水道事業等都市計畫上重要なる施設の相次いで認可せらるゝに及び、本市周圍部及新市方面の建築物日增に增加し、土地區劃整理の進行に伴ひ地域の數次の變更を餘儀なくせられたり。

其の變更推移の跡を辿るに、後表に示せる如く、商業地域竝に工業地域は共の面積に於て驚異的增加を示せり。是れ本市が經濟都市たるにより必然の傾向たらんも而かも尙、是等地域への變更指定の趨勢は愈顯著なるものあり。

	住居地域		商業地域		工業地域		未指定の部分		計	
	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率	面積	率
	千坪	%	千坪	%	千坪	%	千坪	%	千坪	%
大正一四、三、二七認可	三一、五〇	三二・三	七、一一〇	一・〇	一九、三〇〇	三〇・三	一六、四二〇	三五・〇	六四、五二〇	一〇〇・〇
昭和七、七、二〇第三次變更	一九、九四〇	三〇・五	九、三三〇	一四・二	二四、三二〇	三七・六	一二、三九	一七・八	六五、三一〇	一〇〇・〇

(2) 防火地區

一、火災は都市の最大脅威なれば共の絶無を期することを理想とす。火災に因る損害を可及的少なからしむるため、各般の方策施設を講ずるは都市經營上の一大眼目にして市街地建築物法に依る防火地區の指定は之が對策としての樞要なる一施設なり。

大阪都市計畫防火地區は大正十二年六月二十二日內閣の認可あり、同年十月一日實施を見たり。其の概要左の如し。(次頁圖面參照)

	面積(坪)			市面積に對する百分比
	集團的防火地區	路線式防火地區	計	
甲種防火地區	五六、五〇〇	九六、四二〇	一五二、九二〇	〇・二七
乙種防火地區		四六、五六〇	四六、五六〇	〇・〇八
計			一九九、四八〇	〇・三五

二、本市の防火地區は右の如く我國最大の產業都市にも不拘僅か十九萬坪に過ぎず。東京の百七十萬坪に比すれば約九分の一に過ぎず、一朝大震災大火災或は空襲に依る襲擊を被らんか、大正十二年九月東京に起りし大災害の如く全國に冠たる巨額の富を有する大產業都市も直にして壞滅せらるべく、都市計畫に依る防火地區として決定せられてより旣に十一ケ年を經過せる今日、殊に最近問題となれる防空設備の見地よりして更に區域を增大するの必要を認め目下調查考究中なり。

尙本市の如く全國中殊に巨額の富を有する都市に於ては災害に依る損害莫大なるものあるを以て國家に於ても防火建築に對する補助金交付の途を開かるれば更に之を促進せらるべきものと信ず。

(3) 風致地區

現代都市の驚異的進展は綠地田園を化して甍の波となし、其趨勢止まる所を知らざるの觀あり。風致地區の

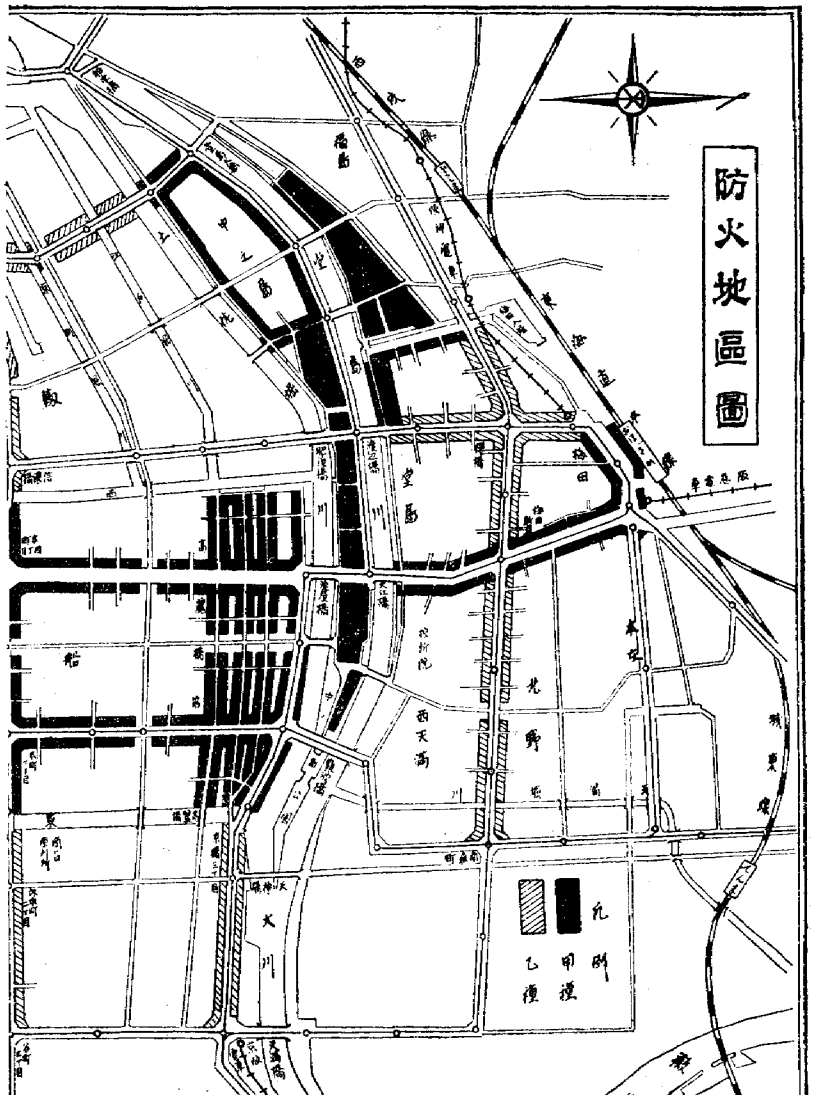
防火地區圖
耐火
木造

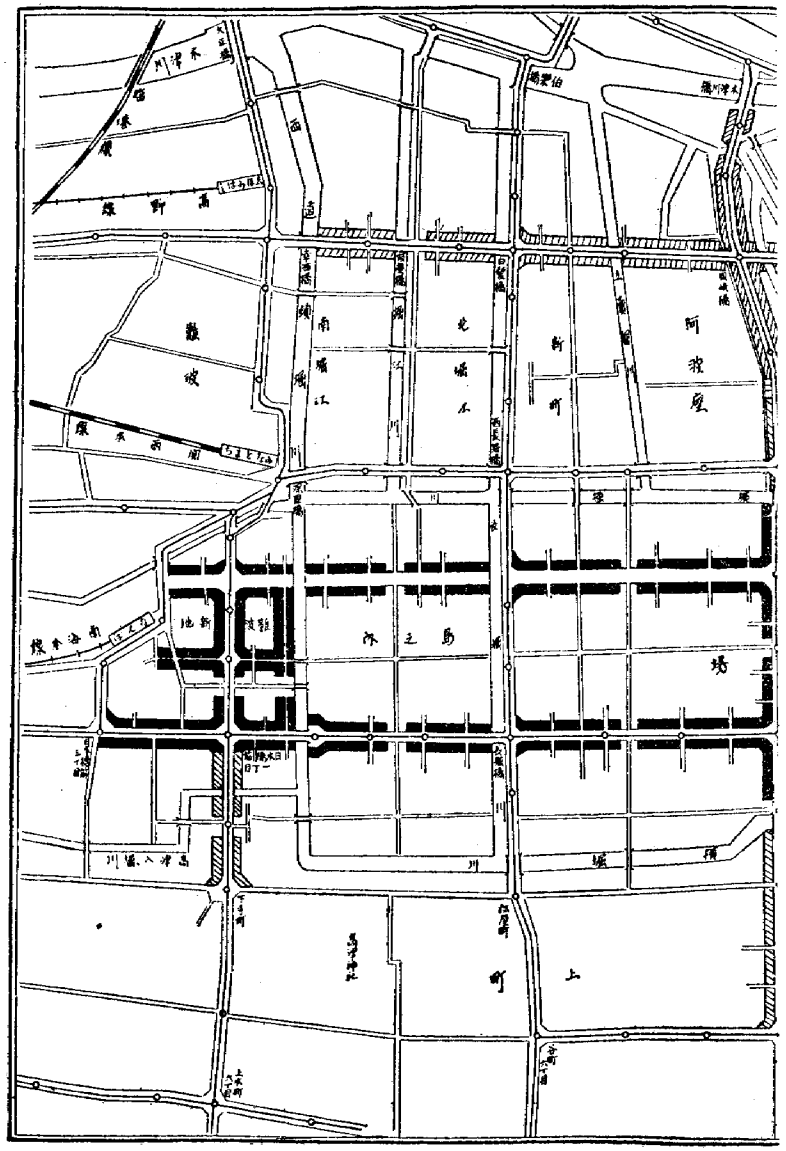

指定は如斯時潮の中に在つて、自然美の破壊を防ぎ都市民に其の景趣を味はしめんとするの施設にして、大阪都市計畫風致地區は昭和八年四月十日內閣の認可を得たるが、其の箇所二十五に及び面積凡六萬坪に垂んとす。而して同年八月風致地區規則（府令第八八號）の公布施行を見たり。

（4）土地區劃整理

（一）沿　革　本市の土地區劃整理事業は古くは明治三十年市域擴張に際し港區九條方面に於ける土地整理に其の一斑を窺ひ得、更に、耕地整理法施行（明治三十三年一月）後、土地整理の趨勢次第に起り、今宮、帝塚山附近の著手を見たる等又明治末期に於ける本市北區、南區の大火跡の整理改良等其の方策施設は枚擧に遑なきも、未だ不完全の域を脫せず。大正十三年一月都市計畫法に依る府下最初の組合として阪南土地區劃整理組合設立せられ、次で同十四年五月都島土地區劃整理組合設立せられ、次で同十四年五月都島土地區劃整理組合本市最初のものとして認可せらるゝに及び、漸く其の合理的發展を期し得るに到れり。爾來、斯業に對する各地主の自覺と他面其の助成規程の制定運用と相俟て、其の發展著しく組合の設立踵を接するの狀勢となり、其の設立せらるゝもの五十一に及べり。

（二）助成方法　現在迄に成立したる土地區劃整理は全部都市計畫法第十二條に基き大部分組合施行にして、本令は夙に事業の健全なる發達を促進する爲、昭和二年四月助成規程竝受託規程（告示第一一二號及第一一三號）を制定し、同規程に依り測量、設計、工事監督、一般事務、換地處分、賃貸價格の配賦、登記手續其の他必要なる事項の助成指導を爲しつゝあり。自大正十四年度至昭和八年度間に支出したる是が經費總額は七十四萬三千五百圓にして、組合又は共同施行數五十一箇所、其の地積九百三十四萬七千坪に達す。

尙區劃整理事業及耕地整理事業の連絡統一を企圖する爲、昭和二年十月に大阪市土地整理協會を設立し、昭和六年七月區劃整理全國聯合會に加入し一層事業の達成に努力す。

（三）費用の負擔方法　土地區劃整理に要する費用は現金徵收と整理後の土地を代費地として賣却處分し、之を費用に充當する場合との二樣あり。

（A）現金徵收は從前の土地に比例して賦課するを常例とし左記の土地は費用を輕減し又は免除することあり。

1、都市計畫街路又は運河境域內の土地にして其の換地を同境域內に於て交付する部分の土地

2、耕地整理法第四十三條の土地

（B）整理費用を代費地に依り支辨する場合は費用を年賦償還又は一時借入の方法を以て政府より低利資金を借受け、或は普通銀行信託會社等より融通を受け、適宜に代費地を賣却し、借入資金の償還を行へり。

（四）地區內施設

（A）日光遮蔽防止　都市建築物は連檐櫛比し、爲に陽光の直射、換氣通風等の不足を來し、衞生上障碍甚しきを以て公共的空地の擴大と交通の緩和とを考慮し道路幅員を可成廣く計畫し最少幅員を六米とせり。

（B）公水の汚染防止　區劃整理地の下水排除は勉めて暗渠管にて處理せしめ以て汚物の散亂と惡臭を防止せしむ。

（C）　綠地の減少防止　整理計畫設計の內規として區域內實測地積の三%を公園留保地として設計す。其の位置は可成樹木の存する箇所を選定し綠地の保存を計れり。

五　交通統制

（イ）主要驛其の他街路交通に著しき影響を與ふるものに關する施設

主要驛其の他街路交通に著しき影響を與ふるものに就きて觀るに、交通雜沓を釀成するは歩行者及諸車なり。されば之が統制こそは問題の核心たるべく、其の方策施設は二あるべし。卽ち一は適當なる施設を講じ以て積極的に交通整理の實を擧げんとするものにして、他は交通警察に依據し消極的に貢獻を期するものなり。警察方面よりの統制としては主要街路に於ては、(一)特定駐車場以外濫りに諸車の駐るを禁ずること(二)荷馬車竝に之に類する緩速車等の通行を全然禁止し又は特定時限內の禁止等を擧げ得べきも玆には專ら積極的施設に論及すべし。

（1）　歩行者に對するもの

統計の示す所に依れば、電車、自動車より自轉車、歩行者となるに從ひ、交通事故の增加を示せり、卽ち、歩行者に對する施設は極めて重要なり。

（A）　地下道　諸車の交通能率を增進し、歩行者の事故の可及的減少を期するには平面交叉を極力避け、立體交叉に依るべく、美觀保安上地下道を可とすべし。本市長執行に係る大阪驛附近整理事業に於ては大阪驛を中心とし計五本の地下道を新設するの計畫なり、又本市安治川筋の如き大小船舶の航行輻輳する所に於ては橋梁による交通不能にして、而も渡船の如き施設を以てしては陸上、水上交通共に其の機能を妨げらるゝこと大なるを以て之が不便を除去せんがため、第二次都市計畫事業の施設として源兵衞渡の位置に河底橫斷隧道を計畫し近く工事着手の豫定なり。構造は鐵骨鐵筋コンクリート造にして總延長八十米六、總幅十四米、總高七米にして內部には高速車道、往復緩速車道及人道を設け、兩端の地上との連絡は八臺の昇降機に依る、工事費豫算額百萬圓餘、本年度より約三ケ年間に亙り施工の豫定なり。

（B）　交通標識　橫斷歩道、安全地帶、平面交叉の場合に於ける施設として安全地帶を設置し、又鋲打其の他に依り歩行者の橫斷道を指示し、交通信號機の利用と相俟つて交通の統制をなす。

（2）　諸車に對するもの

（A）　廣場或は前庭　主要驛其他の街路交通に著しき影響を與ふるものに付ては、廣場或は前庭を設置せしむべく、後者は市街地建築物法第七條但書に依る建築線の特定規定を運用すべし。

（B）　駐車場(路面或は地下)　空車運轉の可及的減少に依る交通能率の增進、交通事故の防止を目途とし、道路幅員の大小により適宜道路面又は地下に設置す。

（ロ）街路構造の關係

街角剪除の適當に施さるゝや否やは街路交通の保安竝に交通能率の增進に密接なる關係あり。本市に於ては別記に依り施行し來れるも、尙ほ不充分なりと考へらるゝにより目下考究中なり。

鐵道、郊外電鐵等の高速度交通機關と主要街路との交叉は立體交叉を理想とするを以て本市も亦平面交叉を極

街角剪除

路幅 間	路幅 米	無軌道						有軌道				
		6	6.05	7	7.15	8	8.25	9.9	10	11	12	12.1
		10.91	11	12.73	13	14.55	15	18	18.19	20	21.82	2.2
24	43.63	(2.5)	5	(3)	6	(5)	9	9	(5)	(5)	(5)	9
22	40	4.5	5	5.5	6	9	9	9	9	9	9	9
19.8	36	4.5	5	5.5	6	9	9	9	9	9	9	9
18.7	34	4.5	5	5.5	6	9	9	9	9	9	9	9
18.15	33	4.5	5	5.5	6	9	9	9	9	9	9	9
18	32.73	(2.5)	5	(3)	6	(5)	9	9	(5)	(5)	(5)	9
16.5	30	4.5	5	5.5	6	9	9	14	14	14	13	13
16	26.10	(2.5)	5	(3)	6	(5)	9	15	(8)	(8)	(7.5)	14
15	27.28	(2.5)	5	(3)	6	(5)	9	15	(8)	(8)	(7.5)	14
14.85	27	4.5	5	5.5	6	9	9	15	15	15	14	14
13.75	25	4.5	5	5.5	6	9	8	15	15	15	15	15
13.2	24	4.5	5	5.5	6	8	8	15	15	15	15	15
13	23.64	(2.5)	5	(3)	6	(4)	8	16	(8.5)	(8)	(8)	15
12.1	22	4.5	5	5.5	6	7.5	8	16	15.5	15.5	15	15
12	21.82	(2.5)	5	(3)	6	(4)	8	16	(8.5)	(8.5)	(8)	
11	20	(2.5)	5	(3)	6	(4)	8	17	(9)	(8.5)		
10	18.19	(2.5)	5	(3)	6	(4)	8	17	(9)			
9.9	18	4.5	5	5.5	6	7.5	8	17				
8.25	15	4.5	5	5.5	6	7.5	8					
8	14.55	(2.5)	5	(3)	6	(4)						
7.15	13	4.5	5	5.5	6							
7	12.73	(2.5)	5	(3)								
6.05	11	4.5	5									
6	10.91	(2.5)										

括弧を附せる數字は間

括弧なき數字は米

定規表

軌道												
13	13.2	13.75	14.85	15	16	16.5	18	18.15	18.7	12.8	22	24
23.64	24	25	27	27.28	29.10	30	32.73	33	34	36	40	43.64
(5)	9	9	9	(5)	(5)	9	(5)	9	9	9	9	9
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9		
9	9	9	9	9	9	9	9	9	9			
9	9	9	9	9	9	9	9	9				
(5)	9	9	9	(5)	(5)	9	(5)					
13	13	12	11	11	11	11						
(7)	13	12	11	(6)	(6)							
(7)	13	13	12	(6)								
13	13	13	12									
14	14	13										
14	14											
(7.5)												

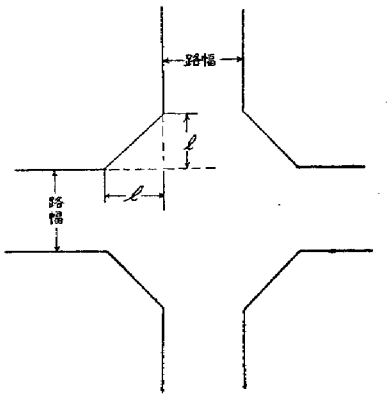

街角剪除規定

（幅員小なる無軌道道路に對するもの）

(1) 直角に交叉する幅員六間以下の道路の街角は場所に應じ一間乃至三間の範圍に於て適當に之れを剪除するものとす

下表の如し

l の表

幅員	6ᵏ	摘要
6ᵏ以上	平均 2.5	交角の鋭鈍により2ᵏ乃至3ᵏとす
3ᵏ以上	1.5	
1.5ᵏ以上	1.0	

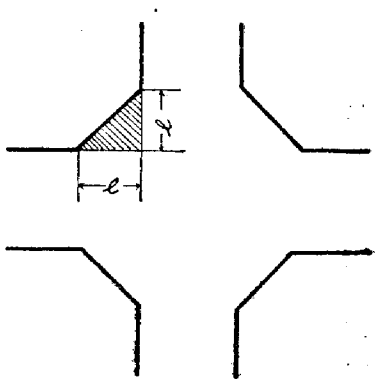

(2) 歩道を有する幅員八間以上の幹線道路に幅員四間級以下の道路の交叉する場合は街角の剪除をなさざるものとす

路幅整理に對する街角剪除

本規定は幅員五間未滿の道路に適用するものとす

(1) 幅員二間以上の道路の交叉……一間

(2) 幅員一間五分以上の道路の交叉……五分

參考 北區災害地に適用したる街角剪除は次の如し

交角	剪除寸法
30° —— 60°	道路幅の $\frac{3}{4}$
60° —— 90°	同 $\frac{1}{2}$
90° ——120°	同 $\frac{3}{8}$

電鐵線路との交叉は電路幅の$\frac{1}{6}$とす

在來道路に對する街角剪除

規定　道路幅員の$\frac{1}{4}$とす

本規定は市會の承認を得て市例規に掲記せられたるものにして之れに要する敷地は專ら地主の寄附に依るものなれば坪數の增減を考慮し剪除寸法を厘位とし四捨五入法に基き之れを定む　次の如し

例

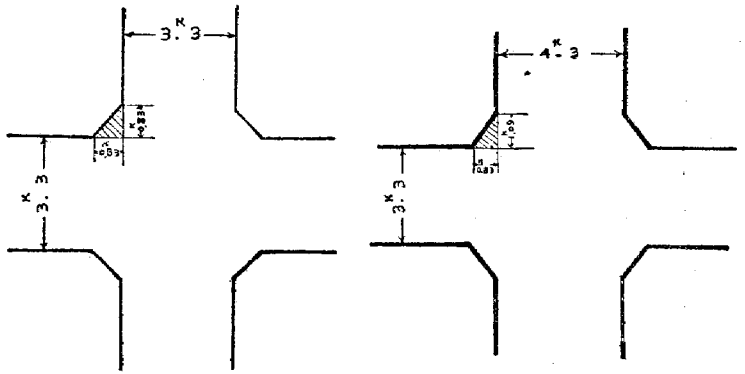

又　幅員異なる道路の交叉にありては次の如く處理する內規あり

（別法）　剪除寸法は兩路幅の平均數の$\frac{1}{4}$とす

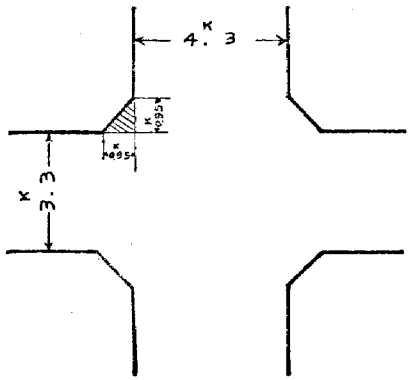

$4.3+3.3=\overset{k}{7.6}$

$7.6\div 2=\overset{k}{3.8}$……平均幅員

$\frac{3.8}{4}=0.95$……剪除寸法

力避くるの方針なり。

（八）自動車の駐停關係

都市に於ける交通量の増加は、人口の増加が等差級數的なるに比し實に等比級數的進展を示す。而して交通用具も亦之に順應し殊に最近に於ける自動車の増加は驚くべき數を示せり。昭和七年末に於ける市内在籍自動車數は六千五百餘臺なるが、經濟都市として此外神戸、京都其の他方面よりも幾分の流入あるべく、然も是等車輛の大部分は堺筋、南北線、御堂筋其の他若干の主要街路の交通の内容を爲すものと見得べく、約二千八百臺（昭和七年末）の自動自轉車類及び二十七萬四千餘臺（昭和七年末）に上る自轉車と共に街路交通の雜沓を招來す。從つて、主要街路に於ける自動車の放恣なる駐停は、適當なる駐車場なきに因る空車運轉と共に、交通事故の一原因を爲し、交通能率を甚しく阻害す。之が對策としては駐車場の設置と、駐停の取締とを擧げ得べし。

一、駐車場の設置　適當なる場所に駐車場を設置するは之に依り空車運轉の皆無を期し、交通の雜沓を緩和し得べく、又一面動力燃料の徒費を防ぎ得べし。

二、駐停の取締　主要街路に於ける自動車の駐停を禁止又は制限するは街路の利用を大ならしめ、交通能率を増進すると共に交通事故の防止又は減少となるべく之は前記駐車場の適當なる設置と併行して街路交通の統制上極要なり。

六　河川汚染防止の爲の施設

市内河川の汚染は雨水、汚水、屎尿、工場排出物等の河川流入に因ると共に、他面潮の干滿關係に因る所少からず。前者に因る汚染防止に對しては下水道施設の完備に依りて之を除去し得べきも、大阪市内枝川の如き潮の干滿の影響ある所に在りては特種の施設を爲さざれば枝川の汚染を防止すること能はず。茲に於て本市は種々調査の結果大川筋の清水を堰止め、枝川に之を流入せしめ以て接續分派諸川の疏通を完全ならしめ、現狀の缺陷を改善せんとせり。之れ枝川導水工事の計畫なり。

可動堰

毛馬洗堰ノ竣功並に舊淀川筋低水工事の進捗に伴ひ、市内枝川の水位著しく低下を來し、從つて水質の汚染甚しく、獨り舟筏の便を缺くのみならず、市民の衛生保健上看過し得ざる狀態たるを以て一面新淀川に長柄起伏堰工事を施し、淀川本川の水位の上昇を計り他面枝川筋改修工事の必要を痛感し、大正五年以來東横堀川外六ケ川に付工費三百五十餘萬圓を投じて枝川改修工事を爲せるも、河川汚染沈滯の狀態依然として改善せらるゝ所を見ず。而して之を改善せんとせば、大川筋に適當なる施設を加へ其の流水を枝川に導き以て枝川の疏通を計るに如かずと爲し、大正十一年十一月八日枝川水利調査委員會を設置し、徹底的調査の結果、總工費二百七萬餘圓を計上し、堂島川外四河川に可動堰を設置するに決し、同十三年十二月市會の議決を得十五年三月十五日内務大臣の許可を受けたり。其の概要左の如し。

可動堰名	位置	工費	著手及竣功
堂島川	大江橋上流約九五間	約七六九、〇〇〇圓	大正十四年——昭和四年

可動堰名	位置	工費	着手及竣功
土佐堀川	肥後橋上流 三五間	約 三八六、〇〇〇圓	昭和三年——昭和五年
道頓堀川	大國橋上手	二五五、〇〇〇 同	四年——同 六年
長堀川	安綿橋下流 一六間	一三八、〇〇〇 同	七年——同 九年
江戸堀川	江戸橋下流 七〇間	六五、〇〇〇 同	九年——同 十年(豫定)
京町堀川	羽子板橋と併置	〃 九七、〇〇〇 同	十年(豫定)——同 十一年(豫定)
小計		一、七一〇、〇〇〇	
用地費其他		一二四、〇〇〇	
合計		一、八三四、〇〇〇	

固より之が完全なる機能の發揮は各堰全部の完成後に於て期し得る所なるも、昭和六年三月土佐堀川可動堰の竣功と共に同年十二月試驗的に運轉供用したる處、成績良好にして爾後完成のものと併せて現在四堰を毎月朔望及其の前後數日運轉す。

次に昭和六年十二月以來現在迄の實績を觀るに、

(a) 流速　枝川に於ける流速は著しく增加し停滯汚染せる河水を押流し淀川本流よりの淸流を疏通し、永年河底に沈澱堆積せる雜物をも漸次洗去するの勢を示せり。卽ち流速左の如し。

河川名	可動堰設置後の流速	原流速	河川名	可動堰設置後の流速	原流速
鰻川	〇・〇〇尺	一・二五尺	高津入堀川	〇・〇〇尺	一・八〇尺
難波新川	〇・〇〇	一・四〇	道頓堀川	〇・二五	三・二〇

(b) 水質　昭和七年七月以來市立衞生試驗所に委託し嚴密なる科學的檢査を爲せるが、右に依れば大略左の如き成績を擧げたり。

河川名	河水淨化度 (昭和七年末)	河川名	河水淨化度 (昭和七年末)
鰻川	三五%	高津入堀川	三五%
難波新川	四五	道頓堀川	一五

七　大阪都市計畫事業

本市長執行の都市計畫事業左の如し。

(一) 第一次都市計畫事業 (大正十年三月十九日認可、大正十三年十一月二十九日及昭和七年一月二十九日變更)

(1) 本市最初の都市計畫事業にして、大正八年十二月二十三日內閣の認可を得たる大阪市區改正設計中重要路線二十五を選定し、其の他路面鋪裝竝に路幅整理を加へ總工事費約一億四千二十萬圓を以て大正十年度以降七ケ年間に分割執行中の處大正十二年關東大震災の慘禍に鑑み市の內外に通ずる路線の放射幹線道路の築造と橋梁改築事業とを追加施行するに更正したるも、其の後經濟界の不振は財源の缺陷と收入の不足とを告げ、昭和七年更に之を變更するの止むなきに至れり。其の事業の大要左の如し。

（一）街路新設及擴築　四一線　竣功一五、工事中二四、未著手二
（二）橋梁改築　八一橋　完成
（三）路幅整理　六七、〇〇〇坪　四八、〇〇坪竣功
（四）路面鋪裝　一八〇、〇〇〇坪　完成

（2）本事業費總額は約一億六千三百五十九萬八千圓にして其の內譯左の如し。

一、事務費及豫備費　八、八五二千圓
一、分擔金　三五〇（阪神國道分擔金）
一、築造費　一五四、八九六

築造費內譯

	用地費	工事費	計
街路新設及擴張費	一〇八、六六一千圓	三〇、一六〇千圓	一三八、八二一千圓
路幅整理費	〃	三、一七一	三、一七一
路面鋪裝費	〃	八、九五五	八、九五五
橋梁改築費	二一一	三、七三八	三、九四九
計	一〇八、八七二	四六、〇二四	一五四、八九六

（二）寢屋川改修都市計畫事業（昭和三年四月十一日認可、昭和六年三月二十八日及同七年三月二十九日變更）

（1）本事業は寢屋川より流出する惡水に因り本市枝川汚濁せられ市民の保健衛生上寒心すべき狀態なりしに鑑み、之が改修を圖りしものにして總事業費二百二十二萬二千圓を計上し、昭和二年度より六ヶ年間繼續施行し昭和八年三月二十九日完成せり。

事業施設次の如し。

（a）街路新設擴築　一線　延長　二〇七間
（b）橋梁新設　一橋　〃　五二
（c）建築敷地造成　一二、六五〇坪

（2）總事業費二百二十二萬二千圓にして其の內譯左の如し。

一、事務費及豫備費　七七千圓
一、築造費　二、一四五

內譯

	用地費	工事費	計
街路の新設擴築	五一七千圓	一八三千圓	七〇〇千圓
橋梁新設	〃	三〇七	三〇七
建築敷地造成	五七四	五六四	一、一三八
計	一、〇九一	一、〇五四	二、一四五

（三）第二次都市計畫事業（昭和七年十月二十八日認可）

（1）市勢の顯著なる發展に伴ひ周圍部は異常なる膨脹を招來し、交通、衞生、保安上より統制ある計畫の樹立の必要を痛感し、先づ大正十四年四月市域の擴張を爲し以て行收の統一を圖り更に都市計畫區域全般に亙る綜合的都市計畫を確定し、本市將來の發展に對して基準を與へたり。是れ本市第二次都市計畫にして昭和三年

五月二十九日内閣の認可を得たり。而して右の中緊急止むを得ざるものに付財政を稽へ、昭和七年十月二十八日第二次都市計畫事業として内閣の認可を得たり。本事業の内容左の如し。

(1) 街路新設擴築　延長　二八線　四七、〇九八米
(2) 路面鋪裝　〃　面積　五七〇、〇〇〇平方米
(3) 運河の新設及擴築　二線　延長　五、八八二米
(4) 執行年度　自昭和七年度至昭和十四年度　八ヶ年

(2) 事業費　四五、七四九千圓

一、事務費　一、六二五千圓
一、築造費　四四、一二四

內譯

	用地費	工事費	計
街路の新設擴築	二一、三九八千圓	一五、八八〇千圓	三七、二七八千圓
路面鋪裝	—	二、三〇〇	二、三〇〇
運河の新設擴築	二、一二五	二、四二一	四、五四六
計	二三、五二三	二〇、六〇一	四四、一二四

(四) **大阪驛前整理事業**（昭和三年五月二十二日認可、昭和九年三月三十一日變更）　本市交通運輸の樞軸を爲す國有鐵道大阪驛は貨客の激増年と共に著しく同驛を挾みて阪神、阪急の二大電鐵の終端驛あり、附近には御堂筋線を初め主要街路多く集中せるに鑑み、之が整理の必要を痛感し昭和三年五月二十二日内閣の認可を得たるも諸般の事情の爲未だ着手の運びとならざりし處、之が圓滑なる施行の爲、本事業を街路事業と建築敷地造成事業とに分ち、後者は都市計畫法第十三條に依る土地區劃整理となし、夫々昭和九年三月三十一日内閣の認可を得たり。依つて本事業は昭和九年度以降三ヶ年繼續事業として左記施設を爲す。（驛前整理圖省略）

(イ)大阪驛前に集中する都市計畫街路御堂筋線、梅田十三線及梅田九條線の一部を變更、(ロ)地下道の設置五線、(ハ)驛前に面積四、二〇〇坪の廣場を設く、(ニ)驛前土地區劃整理地區内の街路六路線の新設。

右事業費總額は四百九十五萬六千圓にして内譯左の如し。

一、事務費　二一〇千圓
一、豫備費　三〇〇
一、築造費　四、四四六

築造費内譯

	用地費	工事費	計
街路の新設及擴築	三、五二三千圓	四〇二千圓	三、九二五千圓
地下道の新設		五二一	五二一
計	三、五二三	九二三	四、四四六

(附) 都市計畫法第十三條に依る大阪驛附近土地區劃整理は大阪驛の偉容に相應して驛前を適當に整理し、諸建築物を統制せんとするものにして、面積約一萬四千三百坪に亙る。整理執行により完成すべき建築敷地は御堂筋線外七路線を以て劃せる五ブロックにして何れも高層建築物の建築に適應せしむ。

(五) 高速度交通機關（昭和四年六月十四日認可、昭和七年十月二十八日變更）　市勢の進展に伴ひ激増する交通量に對し、路面交通機關

のみにては到底本市交通問題の根本的解決は期し難く都心部と郊外との連絡を完全にし、交通系統の統制を圖り其の繁劇緩和策として曩に大正十五年三月内閣の認可を得たるものの中緊急止むを得ざる二路線を選定し、事業費七五、一三〇、〇〇〇圓を計上し、自昭和四年度至同十年度七ケ年繼續事業として昭和四年六月十四日内閣の認可を得たり。本事業概要左の如し。

(1)路　線　二線　延長　一六粁九一二（地下線　六粁九三八　高架線　六粁九七四）
(2)停車場　一三ケ所（地下八、高架五）
(3)變電所　三ケ所
(4)車庫及工場　一ケ所

次に事業費の内譯左の如し。

事務費		二、四九二千圓
築造費		五八、七五五
築造費内譯		
	用地費	一〇、三八七千圓
	軌道工事費	三七、〇五四
	電氣工事費	三、九二八
	公債費	一三、三三三
	計	七五、一三〇
	道路費	三、〇九九千圓
	車輛費	四、一四九
	諸建物費	一三八
	豫備費	五五〇

（六）都市計畫下水道事業

有機的活動を爲せる現代都市に於ては下水道施設は極めて緊要にして、本市は夙に下水道法に依り適當なる施設を講じ來れり。大正九年一月都市計畫法施行せらるゝや同十一年以降は同法に依據する都市計畫事業として執行せり。其概要左の如し。

（A）施設

事業別	排水又は處理區域	排水面積	下水管渠（延長）	抽水所	下水淨化裝置	備考
第一期都市計畫下水道事業	市岡、泉尾、三軒家及西野田方面	七六八、三〇〇坪	三五、六九六間	新設擴張　二八	新設一	完成
第二期〃下水道事業	善源寺、東野田、四貫島、春日出方面	一、二七四、三七一	四五、五二五	新設擴張　一二		完成
第三期〃下水道事業	八幡屋、市岡、長柄、中津、天王寺、中道、今宮、平野方面	二、〇四四・八九〇タール	一六八、九四〇	新設擴張　四二		昭和三年度以降十ケ年繼續事業
都市計畫下水處理事業	中部處理區の一部北部處理區の一部	二、四〇九・〇〇〇タール	五四、〇一四	處理場　二		昭和五年度以降六ケ年繼續事業

（B）事業費

本市が大正十一年度以降前記都市計畫下水道事業に付計上せる事業費總額は約四千三百四十萬圓にして費用別に觀るに次の如し。

	築造費 用地費	築造費 工事費	築造費 計	事務費及豫備費	其他	計
第一期事業	五六一千圓	三、二七七千圓	三、八三八千圓	六四八千圓	一一四千圓	四、六〇〇千圓
第二期〃	四七一	三、二三五	三、七〇六	五六五	二九	四、三〇〇
第三期〃	一、五五四	一三、〇二〇	一四、五七四	二、二四二	六八四	一七、五〇〇
下水處理〃	一、九一五	一二、一二八	一四、〇四三	一、六八六	一、二七一	一七、〇〇〇
計	四、五〇一	三一、六六〇	三六、一六一	五、一四一	二、〇九八	四三、四〇〇

保安林と砂防

農林技師
都市美協會々員
中金錦三

（イ）保安林

都市に關係ある保安林としては、從來多くは風致保安林にして、森林法第十四條第九號により「社寺、名所又ハ舊跡ノ風致ノ爲必要ナルトキ」に限定せらるゝを以て一般に其の適用範圍は極めて狹く、要するに森林の保存により社寺の崇嚴を高め、名所又は舊跡の風致を增進し得る場合にして、之が爲めには森林の保存經營と云ふ行爲を必要とす。從て社寺、名所又は舊跡等を都市の公園とする場合の如き、其の地區内に森林ある場合と雖も、それが森林の保續經營上、森林法に規定する條文の適用を必要と認めざるにありては、保安林は之を解除し公園として内務大臣監督の下に、其の目的に合致する施設經營を認めつゝあるも、其の森林が森林法の規定を適用し、主として森林技術を以てするに非ざれば其の保續經營を完うする能はずと認むるときは、公園の地區と雖も農林大臣は尙保安林として森林法の適用を爲すものとす。（實際の場合之が判定は目的の輕重竝に森林面積の大小に依るを常とす）

最近都市地域の擴大により、前記の風致保安林の外、土砂扞止、其の他の目的を有する保安林竝に森林法により指定されたる開墾禁止若は制限地等の其の儘都市地域となれるものあり。之等の保安林又は開墾禁止制限地は主として治水上若は土砂の崩壞、頽雪防止、風害、潮害防止等の目的を以て制定せられたるものなるを以て、環境の變化、其の他の事情に依り右の目的消滅せる場合には之を解除し得るものなるも、其の他の場合にありては、例へば都市計畫上之を解除するの要ありとする場合の如きにありては、保安林を解除するに依りて生ずる損害と、都市計畫に依りて生ずる利益とを比較し、利益の大なる場合に始めて保安林を犧牲にし得る性質のものとす。要するに公益比較に依り決せらるゝ問題とす。

意　見

以上は現在行はれつゝある方法にして別に支障なく改正の要なきものと認む。

（ロ）砂　防

砂防法に依る砂防指定地に付ても、近來都市地域の擴大に依り、都市に屬する土地にも砂防指定地として、砂防法の適用を受くる土地の生ぜるものあり（名古屋市に其の例あらん）、砂防指定地は治水上砂防の爲一定の行爲を禁止若は制限し竝に砂防工事を行ふものにして（砂防法第一、二條參照）、其の目的とする處は、土地の崩壞防止及土砂の安定に依り治水上の效果を收むるにあるを以て、既に其の目的を達し、若は目的の消滅したる場合に非されば之が制限は撤廢するを得ざるものにて、時に都市計畫上扞格する事情等を生ずるなきを保せざるも、斯る場合には實際問題としては保安林の場合の如く兩者の公安、公益を比較決定するより他なしと思料せらる。

意　見

右に對しても現行法に對し別段の改正意見なし。

東京市江東方面高潮浸水防禦計畫に就て

東京市土木局河川課長
都市美協會々員　高木敏雄

一　江東方面の地盤の低下

東京市内隅田川より荒川放水路を經て、東端江戸川に至る所謂東京市内江東方面の地盤が、多年に亙り低下を繼續しつゝあるは、既に公知の事實とせらるゝ所なり。

其の低下の開始は確たる記錄の存するものなきも、古老の言等によれば相當に遠き以前に屬するものと判定せらるゝものなり。而して較近陸地測量部一等水準點の垂直變動測定の成果によりて、愈々顯著に低下の進行しつゝあるを認むることを得。卽ち大正七年より昭和七年に至る十四年間の低下量（參照、第一圖及第二圖）は隅田川右岸に屬する荒川區南千住町八丁目、日本橋區馬喰町四及び京橋區新船松町九に於ては夫々四一九粍、一三六・七粍及一一三・一粍にして、稍々輕微なるものと稱するを得れども、隅田川を東に約二粁を距る南北線上の葛飾區小菅町、本所區茅場町及び深川區東平井町四三八に於ては夫々四九四粍、八七一・九粍及び一、一六七・一粍に達して、低下量最大なりとす。

次に隅田川を東に約四粁を距る南北線即ち舊中川沿線に於ては、前記二粁南北線に亞ぐ低下量を認むるも、夫れより東に進むに從ひて低下量は遞減し、江戸川沿ひの葛飾區金町六丁目、江戸川區小岩町七丁目及び江戸川區東宇喜田町に於ては夫々一一六・三粍、七四・七粍及び一七三・三粍に過ぎず。

之を要するに、概して江東方面の內海灣に面する深川區、城東區及び江戸川區に於て低下量甚しく、而して隅田川を東に距ること二粁の南北線上に於て低下量最大を示せり。是等の低下量測定に際して其中間測量として大正十二年關東大震災直後に垂直變動を測定せしも、震災による顯著なる影響を認むるを得ず、大體に於て年々均等の低下を繼續しつゝあるものと判定し得るものなり。

二　高潮の浸水

上述の如き地盤低下の狀況は、之を海面又は河水面より見る時は、是れ等水面は相對的に上昇しつゝあるが如き結果となりて、輓近江東方面に屬する比較的低濕地域卽ち深川區及び本所區、向島區、城東區竝に荒川區の一部に海水或は河水の浸水を見るに至り、其の甚しきは各月の朔望潮時にすら浸水の害を反覆する箇所ありて、昨昭和八年九月四日の最大滿潮二・五六米（靈岸島水準基標零點以上とす以下之に同じ）に於て其の浸水面積實に六、七〇〇、〇〇〇平方米に達せり。斯る浸水は獨り地盤の自然低下のみに因るにあらずして、元來當該地域の低窪なることに因する所あるも、近年に於ける發展は一層其の浸水被害を喧傳せらるゝに至れり。

この地域中荒川放水路以西に屬する深川區、本所區、城東區及び向島區は商工業地域として大に發展しつゝあ

るものにして、其の殷賑は東京市の生産工業の中樞をなすものとも稱するを得べし。又右以外の浸水地域と雖大東京市の進展に伴ひて一帶に商工業的發展の途上にあるものなるも、この浸水被害の脅威によりて是等都市的發展を阻害せられつゝあるの狀況にあり。

而して是等被害額は一ヶ年約三、〇〇〇、〇〇〇圓と推定せられ、尙、この被害額以外に交通及保健衞生上に及ぼす影響に就ては、其の都度道路交通は杜絶せられ、敷地面は一帶に汚濁せる河水に汚染せらるゝ等枚擧に遑なく、實に生活上の脅威をさへ感ぜらるゝ地域を見るに至れり。

三　高潮防禦計畫

高潮防禦計畫區域中、隅田川と荒川放水路とに區劃せらるゝ地域卽ち深川區、本所區、城東區、向島區の全圓と江戸川區の一部とは、從來より商工業は繁榮し人口は稠密し、從て浸水被害程度も甚大にして、且つ地盤低下の顯著なる等を考慮して高さ三・六米の護岸堤防を以てこの地域を圍繞することゝせり。

而して本地域內の運河河川にして、荒川放水路に通ずる綾瀨川と中川とには既設の二個の水門と二個の閘門とを有し、隅田川に通ずる源森川、竪川、小名木川、仙台堀川、中ノ堀川、油堀川及び大島川には夫々其の合流個所に高さ三・六米の水門を新設することゝし、又海面に通ずる平久川、大島川支川及び洲崎川には既設の水門を高さ三・六米に改築することゝして、全域を高さ三・六米乃至夫れ以上の護岸堤防及び門扉を以て包圍せんとするものなり。

而してこの內部に縱橫に通ずる運河、河川に就ては其の堤防は、嘗て震災復興事業として概ね高さ三米の護岸又は堤防を築造せられしも、其の後の地盤の低下に伴ひて甚しく低下せるもの多く、是等を一齊に高さ三米に嵩上し、尙是等河川に通ずる許多の貯木堀の入口には夫々高さ三米の水門を設くるものとす。

斯て本地域を平時は三米まで、異常高潮時には三・六米までの水位に對して、安全に防護せんとするものなり。

次に上述の區域以外の地域卽ち江戸川區の大部と足立區、荒川區の一部とは人口の密度と地盤の低下量とは孰れも前區域に及ばず。故に高さ三米の護岸堤防を以て圍繞せんとするものにして、尙ほ區域內の小水路には總て水門を設くることゝし、以て本地域を三米までの高潮に對して安全に防護せんとするものなり。

尙、最近十ケ年間に於ける各年最大高潮位は第一表の如くにして、昨昭和八年の二・五六米を以て是等の中の最大とするものなるを以て、上記の如き護岸堤防高とすれば將來の地盤低下に對しては尙、〇・五米乃至一・一米の餘裕を存するものなり。

第一表　最近十ケ年最高潮位調

（零點は水準基標零點上）　（自大正十二年九月一日至同十四年一月十八日震災燒失の爲め觀測休止）

年別	最大高潮位		年別	最大高潮位	
	M			M	
大正十二年	二・七三		昭和五年	二・七〇	
同十四年	二・三四八		同六年	二・四七五	
同十五年	二・四〇八		同七年	二・三五〇	
昭和二年	二・三三〇		同八年	二・五六〇	
同三年	二・二五六		平均	二・三五三	
同四年	二・二六〇				

神戸市の發展と水面の利用及山地の開發

神戸市都市計畫課長　奥中喜代一

我國都市の多くは大名の居城所謂城下町が基となり、近代産業交通の發達に依り膨脹したものであるが、神戸市は全然産業交通の發達に依る農村よりの都市集中に依るもので、今日でも市民の六割は寄留者であり、近代都市の代表的なものである。而して地勢は東西十七粁餘、六甲山系の山麓に横はる狹長なる市街で、後は山、前は海、平坦なる市街地は少なく人口密度一ヘクタール三百と云ふ過群狀態で市内の土地は漁り盡され、大阪との密接な關係もあるが、一方の開口たる東へと延び、阪神間市街連續の有樣である。田畑が市街化するのは都市發達の常道であるが、神戸市は土地の狹い關係上海も川も池も利用の出來るものは全部漁り盡し、今は峻しい山地へ發展の手を延ばしつゝあるのである。

一　河川敷地の利用

急峻なる山岳が海に迫つて居るので河と云ふ程のものなく溪流で、土砂流出し河底が高くなり所謂天井川をなして居たものであり、今日では皆改修せられ降雨の際は流量を見るが平時は全く下水道化して居る。

(イ)　生　田　川

明治初年兵庫開港に次ぎ居留地條約に依り居留地が出來、其東を流れて居つた生田川は、豪雨の際居留地に氾濫するので、其防止と廢川敷地利用の爲め其當時の郊外地に明治四年附替えられ、現在の布引町、加納町一帶約四萬二千坪の土地が出來たのである。當時郊外地とせられた所は、漸次市街化し、明治三十四年上流に水道貯水池が設けられて以來は、平時流水を見ず下水化し、且塵芥汚物が往々にして投棄せられ不衞生狀態となり、大正の初期頃より埋立て利用が策せられたが、今回都市計畫事業として四十六萬圓を投じ暗渠として埋立て、兩岸道路を合せて幅四十米延長千六百米の遊歩道としたのである。神戸唯一の遊歩道として市民の心身慰樂、保健衞生に資する所極めて大なるものがあり、夏季沿道市民の涼を此所に求むる者驚くべき多數に上つて居る。

(ロ)　湊　川

湊川から東を神戸、西を兵庫と稱せられ、湊川の爲め此兩地方の交通遮斷せられ交通不便であり且つ市の發展につれ氾濫の損害いよ〳〵甚だしく、明治二十九年の大水害は福原町一帶に大災害を與へたので、玆に於て水害の防止と兵庫部、神戸部との連絡の圓滑と廢川敷地が相當面積得られるので、湊川改修株式會社が組織せられ、明治三十四年約百萬圓で郊外地に附替えられ、廢川敷地の內、公共用道路敷を除き八萬餘坪の土地が會社の所有となつたのである。

神戸第一の歡樂街新開地筋は其廢川敷地であり、一萬一千坪の湊川公園亦廢川敷地の一部で、市が會社から買受けたものである。當時三粁餘も西方郊外地に附替えられたのであるが、漸次市街化し上流に上水道の貯水池が

出來てからは愈々下水道化し、塵芥汚物が投棄せられ、不衞生狀態となつたので、昭和二年以降一般土木事業として又失業救濟事業として、上流部は一部は暗渠として埋立て、中流部は川幅を縮少し下流部六百五十米は幅員二十五米の運河に改修したのである。總工費百七十餘萬圓、道路敷地を除き約一萬六千坪の土地が市有となつたのである。此の再改修事業計畫に於て、埋立土地が事業財源の一部とせられ、又市財政の窮迫より市有地の大部分が賣却或は賃貸せらるゝ事となり、人家が建築せられつゝあり、我々都市計畫當局としては遺憾に思つて居る次第である。最初都市計畫としての改修計畫は、前の生田川と同じく河川敷地竝に兩岸道路敷を合せ幅員約五十米延長三粁餘の大遊歩道とする計畫であつたのである。然し財源の關係上左岸のみに十五米の道路敷を設け、右岸は七米の道路とし殘りは市有地としたので、一時の財政難の爲め此市有地が賣却せられ、最初計畫した五十米幅の遊歩道の實現を見ないのが殘念であるが、左岸に十五米の道路をとり、二列の植樹帶を設けて遊歩道となし得る餘地を殘し得ただけでも、都市計畫に關する理解に基くものとして遺憾ながらも自ら慰めて居る次第である。

（八）天井川

湊川の西方一粁米にある妙法寺川は耕地整理で改修せられ、其支流天井川は名の如く天井川となつて殘つて居つたのを河底を切り下げて改修し、兩岸に六米の道路を設け殘餘の河川敷地約一萬坪市有地としたので、之れも幅員三十米延長千餘米の遊歩道とすれば都市の理想的施設となるのであるが、大部分が賣却さるゝ事となつたのである。

（ユ）其他の河

昭和四年に編入した灘區の中央に都賀川があるが、既に改修され、又東端石屋川は、兩岸に松林ある河川敷地が幾分殘つて居るので、隣接御影町と謀り公園施設として是非存置したいと考へて居る。

二　海面埋立

神戸市の海岸線延長二十一粁（築港の岸壁延長を除く）、其中有利に利用せらるゝ部分約十二粁は埋立利用せられて居る。其埋立面積約五十萬坪に達して居るので、日清役直後より盛んに埋立てられ、今日迄四十年間殆ど絶え間もなく行はれ居るの狀態で、將來も市の海岸はもとより、阪神運河計畫あり、西ノ宮築港、尼ケ崎築港其他會社經營の埋立あり、過去と同じく將來も幾十年連續して、埋立工事が行はれるであらう。

日清役直後競願的に、個人或は會社に於て埋立てられたものは大部分兵庫部で十二件に及び、其中最も大なるものは、三菱造船所の二萬六千餘坪である。然し今日の神戸港の基礎の出來たのは日露役直後の築港計畫の確立に依るもので、其埋立面積も最も大にして內外貿易の築港埋立事業として二十萬坪に達して居る。其他相當大なるものには、神戸製鋼所、川崎造船所、小野濱停車場、三菱倉庫、東神埋立會社等のものであり、市の西部に殘る七粁餘の海岸線は、紀淡海峽に直面し波高く海深く有利に埋立し得ざる部分である。東部灘海岸の一粁半餘の埋立せざる海岸線あるも、已に築港計畫確立し神戸築港發展の爲め急速に實施の必要ありとして、神戸港振興調査會なるもの組織せられ、官民有力者を委員として、其の實現を其筋に陳情運動中である。

圻くの如く自然の白砂青松は、實利的施設の爲め破壞せられて行く。國家の發展の爲め世界的競爭の爲め必要であらうが、自然人の爲めには幸か不幸かは別の問題であらう。

三　溜池の埋立

本市内を流るゝ河川は既に述べたる如く天井川をなし、平時殆ど流水を見ざる關係上田畑の灌漑用水は殆ど溜池に依つて居つたもので、田畑が市街化するに及び溜池の必要がなくなり、今日迄大小六十餘の池が埋立てられ、其坪數約十八萬餘坪に達して居る。全部埋め盡したと云つてよく、二千餘坪の池が僅か二つ殘つて居るだけである。須磨寺遊園の大池が個人有の爲め埋立利用せられんとした事があり、之れ恰も東京の不忍池遊園の不忍池を埋立利用せんとするに等しく、遊園を全く破壞し去るもので、市會に於ても問題となり「須磨寺遊園大池保存委員會」なるものが出來て埋立阻止が講ぜられた程である。

池を埋立てた當然の結果として降雨時に於ける調節作用が失はれ、豪雨に際し下流市街に氾濫を見るに到つた。池の宅地化の中、公共的に利用された重なるものを擧げると、

小學校敷地となつたもの六、中等學校の建てられたもの三、市電車庫、取引所、市民運動場、塵芥燒却場、兒童相談所等がある。

若し今日迄埋立てられた三分の一でも水面公園として保存されたならば、市民の幸福は勿論、世界にも類少き多數の水面公園を有する都市となり、近來頓に唱道さるゝ觀光施設としても極めて適切なるものとなつたのである。返すゝ〳〵も遺憾である。

序でに外國都市の水面公園の例を擧げると、「ハンブルヒ」市の中央にある「アルスター」湖は面積約五十五萬坪其水面は「エルベ」川滿潮面より高き事五尺、干潮面に比すれば十一尺も高いので閘門を設けて水面を維持し、湖岸全體を公園とし、水浴場、ボート遊場、其他水上娛樂の設備をなし、又湖水に連絡して運河を設け水運にも供して居る。「コツペンハーゲン」市の中央にも、長約三百米、幅百米程の池があり、清淨な水を湛え、水禽を放ち周圍は公園とし、氣持好く維持されて居る。「ボストン」市を流るゝ「チヤーレス」河は干潮時には大半干潟となり舟行に適しないが、若し兩岸より埋立を行ひ河幅を縮少する時は廣い土地が出來るが、逆に河口を締切り水面積を廣くし幅約四町乃至二町、長約三十町の大きな池となし清水を湛え水面公園として居る。「ワシントン」市の「ポトマック」公園にも「ポトマック」河から水を取り入れた大きな池があり、水面公園となして居る。其他歐洲都市に於ても舊城塞跡を公園化し、堀を存置して、公園としての風致を維持して居る市がある。

之等は神戸流に考へるならば、とくの昔に埋立て市街化されて居るであらう。

四　山地の開發

川を埋め海を埋め池を埋め盡して、今度は水から山へと目を附け始め最近山地開發の熱が高まつて來たのである。比較的拓き易き山地丘陵部で土地區劃整理組合に依るもの三、其面積六十八萬坪あり、これは一定の道路計畫を立て施行さるゝも、區劃整理に依らず、地主が自分の所有地を拓き、宅地化するもの多く、市の西方鷹取山

麓の丘陵地約三十有餘萬坪は、最近の「インフレ」景氣の結果が陸續として家屋の建築を見つゝあり、之等は風致の破壞は勿論豪雨に際し氾濫の原因となるのみならず、數年後或は十數年後全く市街化せんか、聯絡自動車道路の必要叫ばるべく、悔を後年に殘すは誠に遺憾である。

五　將來の對策

大都市の弊害に飽き、衞星都市計畫、分散主義の都市計畫が叫ばるゝも、人口の都市集中は世界的大勢にして、これを阻止する能はず、東京市を始め大阪、名古屋、京都市皆接續町村を編入して大都市主義を實現しつゝあり。神戸市に於ては都市計畫を區域の東部接續町村は殆ど市街化し、之を編入するも發展に對する效果少なく、西方垂水町は近年著しく發展し漸次市街化しつゝあるも、尙發展の餘地を存す。北方、山田村は廣大なる面積を有し大部分山地であるが、發展餘地は充分にある。然し之等垂水町、山田村も急峻なる山岳にて遮斷せられ、之等を編入するも一市同體の實を擧げる事が出來ない。神戸市發展の煩ひは此所にあるのである。鐵道管理局が大阪に移轉したるを始め、關西學院、女學院、高商等の學校が市外に移轉したのも、土地なき爲めであり、工場を建設せんとするも、土地を得られず、發展性を持ちながら、四方から壓迫されて居る樣なかたちである。

玆に於て、止むを得ず接續町村の編入が目下研究されて居るので、北部西部の接續町村が編入さるゝも、一市同體となり得ざる所に現代都市計畫理想家の所謂衞星都市が實現されるのではあるまいか。神戸市將來の發展對策は衞星都市の建設にありと考へられるのである。

都市空地特に生産綠地の保存に就て

東京帝國大學講師
都市美協會理事
林　學　博　士　田　村　剛

都市環境と改善の問題に就て、最も重要なる題目の一つは、廣義に於ける綠地問題でなければならぬ。都市を物質的に見る場合、建築物の櫛比した市街地の中で、最も不衞生なる密集生活を營んで居るのが、其の特相の一つである。殊に近年は大都市に於て高層建築が盛んに勃興して、愈〻其の傾向を著しくしようとして居る。かゝる都市の不健全なる環境を改善するに付て、最も端的なる手段はなるべく建築物を有しない土地、所謂自由空地(Open spaces, Freiflächen)を設定する事である。

近代都市は採光通風等に於て衞生上著しい缺陷を有し、其の結果は直ちに市民の死亡率を高からしめると云ふ事實は各國の統計の上で明にしたものが多いのである。此の病弊を救ふ爲にはなるべく多くの空地を市街地の間に散布せしめる事が最も有效である。此は同時に火災、震災其の他都市保安上にも貢獻する所が少くないのである。而して夫等の空地は種々雜多な種類のものから成立し得るものであつて、其の中或る種のものは交通或は生産等分明なる目的を有するものも考へ得られるのであるが、他の種類のものに在りては植物を伴ひ、恰も砂漠中

の沃野の如き効用を果し、市民の慰安休養の爲に頗る効果的なるものとなり得るのであつて、所謂綠地問題として、昨今世界各國の都市計畫に於て注意を拂はれて居る所のものである。

此の綠地（Green, Grünflächen）は他の空地より尙一層衞生的であり、又保安上からも有効である。若し又其の綠地が特に公共の所有にかゝり、市民の自由に立入りし得るものであるならば、其は更に市民の運動、休養、娯樂等の爲に役立つ事となつて、一層價値あるものとなるのである。

勿論都市の休養地 Recreation area, Erholungsflächen の中には、殆んど綠を有しないものも有り得る。然し其の土地が市民の休養の爲に公開せられて居るならば、其の空地は頗る貴重なるものとなり得るのである。斯樣に觀察するならば、一口に空地と云つても、其の性質に從つて市民の衞生保安等の上に非常なる價値の相違が認められる事が判るのである。從つて都市の空地問題に關しては、其の量の方面と質の方面とから論述する必要の有る事が認められる。

先づ量に付いて云ふならば、なるべく空地量が多き事を望むのであるが、夫が過大に陷るとき殊に一箇所に過大なるときは、交通其の他の爲に却つて支障を來す恐れが有るのは云ふ迄もない事である。從つて空地は都市の內外に適度に分布せられて居る事が必要である。

此の空地の數量的の配置に付ては、都市交通施設の如何に依つては、非常なる差別の起つて來る事も注意しなければならぬ。又更に進んで考へるならば、市民の餘暇時間の長短等にも支配せられる事情は著しいのである。玆には此の如き問題には假りに觸れない事を前提として、此の問題を研究する事にしたい。

次に空地の質に就ては其の風致的價値及び休養的價値とに就て吟味しなければならない。

等しく空地と云ふものゝ中にも、風致上頗る好ましいものと左程快感を與へないものとが有る。例へば綠地と夫れ以外のものとの比較、或は同じ綠地中でも森林、原野、水面などゝ田畠との比較の如きが夫である。

次に休養的價値と云ふは、人々が休憩、散策、運動其の他保健的利用の爲に利用し得る性質の如何を云ふ。此に就いても原野、森林と田畠とを比較すれば、其の價値の相違は瞭然たるものがあるであろう。

更に空地の質に付いて詮索するならば、其の公共性と云ふ事が重要なる役割を演ずる事に氣が付くのである。如何に其の土地が風致的で有り、保健的であつても、夫が個人の獨占する所のもので有るならば、空地の價値は極めて低いものである。

若し同じ空地が都市或は國等の所有であるとするならば、其の公共性は著しく高まるのである。同じ森林に付いて見るも、夫が公有林或は國有林である場合と、私有林である場合との比較が、之を良く說明するであらう。

次に空地の質に關して尙永續性と云ふ事が考へられる。都市の空地は都市の發展に伴つて變移し易いものである。都市の發達は常に空地を建築地に變化せしめようとする傾向がある。又森林原野などは都會地附近に於ては田畠や宅地に變化せしめられ易いのである。從つて等しく原野で有つても、其の自然の地形或は所有關係等に依つて原野として永續性の强いものと、然らざるものとの差が有る。此の空地の公共性と永續性とは密接に所有關係に依つて支配せられる性質のものであるが、夫は又法規關係等に依つても、かなり左右せられる性質のものである。此處に於て都市政策上空地の保存と新設とに關する興味有る問題が生起する譯である。次に都市に於ける

空地の種類を列記して、其の質的方面に就いて說明し、進んで其の保存と新設に關する意見を述べ度いと思ふ。

（1）**公園**　都市内外に於ける公園は凡そ都市空地或は綠地として最も完全なるものであつて、本問題の大半は公園施設に依つて解決せられると云つても過言ではない。然し乍ら都市の保健的施設は、公園以外の空地又は綠地に依つて、著しく補足せられるものであるから、單に都市公園施設のみに依つて、或る都市の保健狀態を判斷する事は勿論過つて居る。例へば都市面積に對する公園面積、或は都市人口に對する公園面積を以て判斷するが如きは夫である。

（2）**道路**　都市内外の道路及び軌道の如きは一種の空地ではあるが夫は特定の目的に專用せられて居るのであるから、保健的價値は著しく減殺される。然し乍ら近時特に自動車のドライブ、乘馬、散策等が盛んになつて或る種の道路は公園或は運動場と見做さるべきものとなりつゝある。殊に並木、芝生帶を有する公園道路の如きは適切なる公園施設と見做さるべきもので、其の風致並に保健的價値は頗る大である。

（3）**廣場**　都市の廣場は交通、其の他の實用、裝飾、休憩、運動、遊戲等の目的を以て設定せられて居る。其の中で芝生、花壇、植込などを有した廣場は屢〻小公園と云はれる事も有つて、公園に準ずる性質のものである。

（4）**庭園**　建築に附隨する各種庭園の中で住宅に附屬する後園は獨專的のもので、單に消極的宅地として緩かに役立つものであるが、公道に面する前庭の如きは風致的には半ば、公共性を備ふるものであるから、少し高く評價せられるべきである。就中公共建築に伴ふ庭園は更に其の効果は大である。

（5）**運動場及び競技場**　運動場及び競技場は風致的價値に於て公園に劣るけれども、然し公園に次で重要なる空地の一種である。而して此等の中には公開的のものと制限的のものとの差が有つて、公共性にもかなりの階段が有る場合が多い。

（6）**ゴルフ場、野遊び場、野營場**　此等の綠地は風致的價値がかなり大であるが、經營法に從つて公共性に段階がある。

（7）**動植物園**　此等の施設は公園に準ずるものであるが、有料のものは公共性に缺くる所が有る。

（8）**社寺境内墓地**　風致的にはかなり優れた素質を有するもので有るが、保健的價値に於て限定せられて居り、且公共性に於ても多少の難點が有る。

（9）**練兵場及び飛行場**　空地として量的には重大なるものであるが、交通其の他の關係から却つて不利を伴ふ事が有り、公共性に於て著しく缺くる所が有る。

（10）**遊園地**　其の施設に就ては公園と選ぶ所はないが、有料で有るから、公共性に缺くる所が有る。

（11）**史跡名所天然紀念物**　其の名稱に從つてかなり差異が認められるけれども、公園に準ずる空地であり、唯保健的價値に於て公園に劣るものである。

（12）**森林原野**　此等は經濟の目的に供用せられざる國有又は公有のもので有つて、公衆に公開せられて居る場合には、自然公園と擇ぶ所がない。

（13）**荒無地、水面**

以上は主として都市の空地として、公園又は之に準ずる施設であつて、完全に公開され或は制限的に、公開せられて、其の公共性が何れも大であり、同時に永續性に於ても有利の條件を伴ふものであつた。そこで此等の空地を假りに自由空地と名付ける。

然るに次に、列擧するが如き空地は、普通一般には生產綠地等と呼ばれる空地、其の他私有空地で、其の價値は遙に上述のものに及ばない。依つて此等を假りに制限空地と名付ける。

(14) 私有道路　(15) 私有庭園　(16) 私有運動場　(17) 共同庭園及分區園　(18) 苗圃、養樹園　(19) 牧場
(20) 養魚池　(21) 農耕地

以上で都市內外に於ける空地の種類及其の性質の概要を述べたのであるが、次には此等の空地特に自由空地の保存又は新設に就て、都市政策的見地より二三の私見を述べたいと思ふ。

上述の自由空地は國又は公共團體或は其の統制に服さしめ得る種類のものであるから、之が保存の道は比較的容易な問題である。然し之が新設に就ては相當困難を伴ふのは云ふ迄もない。玆には此の種の問題に就いて述べる餘裕を有しないから遺憾乍ら之を省略し、そこで制限空地の保存新設に關する問題に移ることゝする。

制限空地は之を大別して私有空地と生產空地とに大別する事が出來る。而して私有空地は道路、庭園、園圃、運動場等であつて、消極的に保存せしむるに就いては、恐らく適切なる方法は考へ得られぬであらう。

我が國の法規に於ては勿論此の種の目的に役立つ樣なものは見當らぬ。又此等の私有空地を積極的に新設せしむる樣な奬勵の道も殆んど考へ得られぬであらう。但し現存の私有空地に就いて其の風致的價値を增進せしめ、或は其の公共性を擴大せしむるに就いては、必しも對策が皆無とは云はれない。私有道路、庭園、運動場等の制限的開放の如きは其の一例で有る。次に生產空地即ち生產綠地に就いて考ふるに、先づ上述の分類に從へば其の空地の中には風致的價値、保健的價値は共に劣等であつて殆んど問題にするに足りないものが有り、又反對に其の價値が偉大で此を都市政策上重要視せねばならぬものが有る。

依つて夫等の點に付て今少し詳細に研究して見度いと思ふ。先づ此等の生產綠地は夫が公有であつても私有であつても、空地としての價値に相違のあるものと、ないものとが有る。此の點を豫め注意して置き度いのである。

生產綠地の中で園圃、苗圃、養樹園、牧場、養魚池等は比較的限られたる地積のものであるが、然し多くは圍障を廻ぐらし、かなり集約な取扱を受けて居るので、其の外觀は整然として風致的にも好ましいものが少くない。從つて此等の空地が若し公衆に開放せられ得るならば、其の利用價値は大なるものと云はなければならぬ。都市內外の此の種の施設は多くは私人の經營に屬し、公開せられて居る場合は寧ろ稀である。但し花卉を栽培する園圃、庭木を栽培する養樹園、觀賞魚類を養魚する養魚池等の如きは其の事業の性質上、顧客を對照とする爲に屢々公衆の縱覽を許すものが有り得るのであつて、此等はかなり公共性を發揮するものであつて、本問題に關聯して閑却し得ないものである。然し顯著なる點は、此の種の空地は其の量に於て決して廣大たるを得ないと云ふ事實である。又之が新設を積極的に奬勵する事も困難であり、又消極的に此が現狀を維持し永續性を保たしめる事も決して容易な問題ではない。且之等に付て有利なる點は、先に述べた營業上の理由に依つて、都會生活と深い關係が有るので、都市の發展に伴つて其の存在を脅かされる樣なことは比較的少い。

之を後に述べる農耕地、林野地に比較すれば、永續性に於て非常に懸隔の有る事が分るのである。而して此等の生産綠地の保存の爲に有効なる施設を講ずる事は、夫程重大性を有するものとは云はれない事になる。

次に農耕地林野地並びに生産的水面としての湖沼河川等の生産綠地に就いて見るに、先づ此等は其の占むる面積の廣大なる點に於て重要性を有して居る。然し乍ら此等の土地は都市の發展に從つて漸次縮少せられる運命にあつて、極めて永續性に乏しいものと云はなければならぬ。從つて此等の綠地を保存し或は新設する方策に就て考究する事は、頗る重大なる問題たるを失なはぬ。然るに此等の中で農耕地即ち田畠の如きは綠地で有り、又完全なる空地で有るに相違ないが、風致的價値に就ては頗る劣等に屬する。同時に公衆の立入使用に適しないものであるから、綠地としては最も價値の少ないものと云はねばならない。

加ふるに此等の綠地を新設する事は勿論、之を消極的に保存する事に就いても、殆ど對案が思ひ浮ばないのであつて、綠地問題から之を暫らく無視するも、大なる障害は無いと云つても過言ではない。

之に反し林野地並に水面は風致的價値並に保健的價値に於て最も優秀なものが有つて、之が保存に就ては必しも適切な方策がないと云はれないものであつて、生産綠地の保存に就ては殆ど中心問題であると云つてもよい。

此の種の生産綠地の中で、先づ原野は生産的價値のみからすれば、殆ど都會地附近に存在する事の困難なものが有る。殊に私有原野の如きは夫が庭園運動場でない限り、全く存在し得ない所のものである。例へば夫が入會關係を有する共有地の如きであつても、生産地としての存在を肯定し得る理由は殆どない。從つて其の原野が國有又は公有に屬し、生産綠地であると共に、公衆に開放せられた一種の休養地である様な場合が、本問題の對照となるのである。若もさうであるとすれば、此の原野は生産綠地と云ふよりも公園即ち一種の自然公園とも云ふべきもので、自由空地の分類に屬せしむるのが妥當である。中には此の種の原野にして飛行場練兵場等に屬し、矢張一種の自由空地と見做さるべきものも有るであらう。

次に水面は私有水面として、其の保存を期待し得る様なものが有り、或るものは遊園地等として、やはり自由空地の一種として存在し得るものが有るかも知れない。

公有水面に就て考ふれば、夫は水道の水源或は灌漑用貯水池などとして存在するものが考へられるのであるが、之も自由空地に屬するものである。そこで公有の生産綠地として水面は水運其の他公益上の目的に依つて存在し得るものであつて、生産と公益とが結合し得る様な場合にのみ肯定し得るのである。

水面は風致的價値並に保健的價値共に頗る大であつて、夫が公有水面である限り大體に於て之を保存する事に就いて充分なる根據を有するものであるから、之に就ては餘り心配する事はない様に思はれる。そこで最後は森林である。都會地附近の林業は單なる生産の爲めであるとすれば、農耕地に代らるべき運命に有るのが一般である。從つて若し其の森林が水面の場合の様に地形、地質等の關係上、農耕地と化する事の不可能である場合の外は存立しないことが一應考へられる。即ち斯くして、ある私有林地が絶對的林地で有るならば、遂には之が保有に就ては全然顧念する必要はないのであるが、然し更に進んで其の森林の外觀並びに保健的利用價値等に就て考慮する場合に幾多の注文が浮んで來る。

夫よりも根本的の問題は、何等かの方法に依り、此の好ましい處の林型、樹種、作業種等を維持すべきかの點

である。風致的並に保健的利用上より特定の林型を要求する場合には、かなり經濟的の犧牲を拂はしむる必要がある。之を强制しようとするならば、當然公共團體は之に對して相當の補償をせなければならないであらう。我が國從來の森林法規の建前から云ふならば、ある程度の犧牲をば公益の爲にしのばしむるのを至當と認めることもないではないが、併し本問題の如き場合に同樣に取扱はうとするのは、聊か不穩當の樣に思はれる。そこで何等かの合理的な方法に依つて損害の程度に應じて補償を爲さうとする時には、如何なる方法に依るべきかと云ふに、之は一般保安林の補償規定に準ずべきであらうが、其の現行規定なるものについて近時學者間に於て多少の異論が有るとすれば、夫を此の場合に準用しようとする事も無謀と云はなければならない。次に國有又は公有林地であつて、都會地附近の風致並に保健的利用に頗る重要なる使命を有して居るものは、本邦に其の例は頗る多く、京都市、大阪市、神戸市、岡山市、廣島市等一々擧げて說明する必要のないほどに著明な事實である。

而して此等國有又は公有森林の保存並にその改善に就いて一步を進めて研究することは、最も重要なる案件であつて、根本的には林地移管問題等にも觸れなければならぬ筈である。少くも之が保存に就いては、森林所有者と關係都市との間に理解ある協力を要するのであるが、吾邦の現狀は遺憾ながらそこ迄至つて居ない樣である。要するに生產綠地の中で、量と質とに於て最も重要なるものは林地であるから、之が保存と改善に關する妥當なる方策を考究することは、現下の都市問題中に於て焦眉の急を告ぐるものと謂ふべく、これに關しては都市計畫と林業とを密接に關聯せしめて公益上の見地よりして風致、保安、衞生、經營等の複雜したる問題を、或は法制方面より或は技術方面より愼重に調査しなくてはならぬと信ずる。

綠地の保存及新設

特に綠地計畫と風景地開發助成に就て

都市計畫神奈川地方委員會技師　太田謙吉

一　前說

綠地の意義に就ては、都市計畫東京地方委員會の主催に係る、東京綠地計畫協議會に於て決定せられたるものがある。左に之を引用すれば

「綠地とは、其の本來の目的が、空地にして、宅地商工業用地及頻繁なる交通用地の如く、建蔽せられざる永續的のものを謂ふ」

とあつて、普通綠地と生產綠地の二大種別に區分せられたれ共、尙之に準ずるものとして、保存地即ち他の法令に依り、綠地一半の目的に合致する樣、保存せらるゝ土地が擧げられてゐる。

綠地の正狀を維持し、爲めに其の低觸する作爲を制限禁示し、或は是を保護助成せんとするが如き關係的法規を拾ひ出すならば、相當數を擧げ得る事となるが（都市計畫東京地方委員會發行、東京綠地計畫協議會決定事項集錄參照）是等は何れも、その關係方面

のみに對する、獨自の法律的根據よりして出發する一部の負擔に過ぎない。

綠地が其の分類せらるゝ本來の目的に副ひて保存せられ、積極的に修景し又は施設を加へて利用せられ、更に一歩を進めて各種綠地を新設せんとするが如き、綠地本來の效用を發揮して其の計畫を如實に實現せんとするの方法は何と云つても、間接的なる關係法規の運用に依るが如き狀態では、如何ともすることが出來ぬ。

此處に曰はんとする處の綠地助成の新法規を設定せんとすることは、各種綠地の全般的保存に資するは素より、それが驅て綠地新設の基調と成らんとする處の最も簡易明確なる實行方法である。

斯くて風景地としての地方開發は、それ自體が同時に農山漁村の振興策ともなり、以て國民の純正なる慰藥保健の用に役立つや論を俟たない。

國立公園指定區域、都市計畫法上風致地區指定區域、又は史蹟名勝法に依る指定制限區域等の純然たる風致制限に關する法定區域內に於てさへも、私權其他に拘束せられて、完全なる風致制限を强行し、以て綠地保存を全うするに甚だ困難なる事情にある。

尤も國立公園區域內に於ける、綠地事業即ち公園事業は、其の法文に明記する如く、國費支辨を以て原則となし、尙、地方公共團體又は個人の負擔に基く事業を認むるものなれども、最も早近にして地元が個々に要求せんとする、大範の有效なる綠地事業は、決局此の助成法規を運用することに於て、府縣が應分の助成をなし以てその風景綠地事業を一定計畫の下に達成せしむることが、最も多くの實際的な事業となるであらう。

況んや都市計畫上風致地區、又は史蹟名勝法の指定制限區域等の風致制限地、又は綠地保有に一部の效果を持つ他の類似の法令適用の區域等に於ては、其處に何等の綠地計畫又は事業を施設せんとする謂なく、只各〻其の法令に基く處の目的のみに向つて、風致制限又は綠地保存の片鱗に資せんとするだけであり、その反面には、直接間接に個人の蒙る損害は蔽ふ可くも非ず（國家的見地其他の關係より論ずるならば問題は別だが）此處に風景地助成の法規を適用する事は、此の大小の損害に對し、直接又は間接に此れを代償するの方途ともなり、更に其地の綠地資源を、積極的に修築して、一大風景區域を完成せんとすることは、その法令に依る風致制限の力と相俟つて、綠地の保存及新設に寄與する處甚大なるものがあるであらう。

然しながら、此の開發助成規程を適用せんとするの主旨は、敢て風致制限其他の公用制限の適用區域に限る譯ではない。一般に大小の綠地は、すべて此れを網維して憚らない。將來區域を定めて、府縣立公園とも爲る樣な、大區域の所謂景園地（前述の綠地協議會に於て、自然公園の一種として定めたる、一團の風景地にして、東京綠地計畫協議會決定事項集錄第六〇頁自然公園の項參照）の如きに對し、一定計畫の下に風景觀光の諸事業（風景地開發助成規程には甲乙丙三種の公園事業に區分せられたり）を年を追つて順次助成し、以て風致の觀賞、野外の慰樂休養に資し、斯くて事業の反覆增設、年代の經過に從ひ、愈々其地の風景の眞價も騰り、十指の示す處、其處は風景綠地として開發する事が、上乘の策なりと、誰もが一致する時に至つて、その土地の全部又は必要な處から、部分的に其の境域を決定して、土地其他の問題を解決して行くと云ふ樣な方法にして行けば、輿論の決する處、自ら敢て難事に非ざることを確信するのである。殊に此等の土地が從前より御料地、官公有地、社寺有地、又は民有地であつても開墾制限地、保安林等公用制限地を覗つてゐる場合の如きは、公園事業の爲めの土地使用に關する地上權の設定、又は根本的なる土地の處分等に付き、比較的容易な解決を得

る事が出來る。

本縣の湘南地方、七里濱江の島附近より、平塚大磯を經て、國府津附近に至る、風光明媚氣候溫暖なる、相模灣の南岸約七里、白砂青松の地帶は、其の大範が官有砂地に屬する。最近江の島大磯間四里の間に、車道、乘馬道、及び遊歩道を以て、終始一貫せる公園道路が開通せられんとしてゐる。

此の七里の海岸地帶は、今日右の官有砂地としての法定以外、何等の適用を見ざれども、其の現狀より見る時は、瞭に砂防、魚附、防風、防潮、風致、衞生の各種綜合保安林指定の、絶體必要を認むる可き場所である。

此の國有の地籍にして、優秀なる景園綠地に對し、本縣は目下着々公園計畫を進め、必要なる民有地に對しては、保安林の制定を强行し、海水浴場、臨海林間學校、臨海療養場、幕營場、各種運動場、飛行場等の道場たらしめんとする。

後に述べんとする處の生産綠地の保存に關するが如き場合を考ふるならば、民有地に對しても、土地の使用は尙更容易に行くであらう。卽ち林野の經營に依る生産綠地を諸々の公園事業に依る風景綠地（東京綠地計畫協議會に於ては之を普通綠地と稱す）とを混用し、林野其他土地所有者をして、公園諸施設の經營を特許せしめ、其の代りに土地使用の權利は、公園事業存續の間は、無償にて公園事業經營者（風景地開發助成規程第一條に明記する處にして主として地方公共團體）に移讓せしむるものである。公園事業が登山道、車道の如く道路であるとか、見晴臺等なる時は、それに要する土地の如きは、山林所有者は種々の便宜上、無償にて進んで提供する場合が多い。更に又その土地が山林として又山畑として鳥獸害特に著るしく、地味瘠薄にして且つ現在の交通運搬等の狀態が比較的不便の土地の如き場合は、地主は公園施設の特許を條件として、土地の寄附を申出でる場合の如き多々あるのである。

而して一定の風景區域內には、その土地の地籍如何に拘はらず、風致景勝の中心となる可き地點、風致上絶體に確保經營す可き場所（史蹟名勝天然紀念物保存要目に列擧せるが如き類似の土地）又は公園事業の集團地域等を必要とするものなるが、如斯土地に對しても、可及的寄附又は地上權の讓渡に依り、經營せんとするものなれども、これはその土地の全部を絶體に公園事業に依る公共の用途に供用するものなるが故に、或は簡單に行かない場合をも考へねばならぬ。如斯場合に限つて特にその土地の處分に就て、最初から相當有償を以て解決の考慮を拂ふ必要があるのである。

之を要するに、一定の綠地區域を捉へて、個々の公園事業（風景地開發助成規程第二條列擧の風致林造成事業を始めとして其他掲ぐる處のもの）に必要なる土地だけに就て、その所有、使用、又は占用に關する契約を決定し、その附近を圍繞する大範の生産綠地は、その儘で觀光其他の目的に供せんとするを以て、第一段の綠地計畫實現の方法となし、追て益々綠地事業を助成擴大して、地方振興の實を擧げんとするものである。

德富蘇峰氏の言を藉りるならば、人間は天然を愛するばかりでなく、亦天然を祈けねばならぬ、天然の足らざる處を人力もて美化する、此れ天功を享くる所以だと云つてゐる。

町村又は團體（風致協會、保勝會、振興會、史蹟名勝保存會、社寺維持會等）の營まんとする小規模にして且つ地方的なる風景事業、公園計畫、社寺境內地の造成等も亦その助成に依て達成せしむる事が最も捷徑であり、

旁〻斯道の奬勵、促進ともなる。然し乍ら、如斯地方末梢の綠地事業迄、助成規程を延用することは、實際上又は豫算關係等よりして、其の實行は仲々容易ならぬかも知れんが、理論上は其處迄延長して、市町村又は適當と認むる團體の夫等に對し、設計及工事費の補助を支給するの實を、確立せしめんとするものである。

此處で序に言つて置き度いが、府縣に依ては文部省直屬の史蹟名勝天然紀念物法に關する事項とは別個に、單に地方的なる名勝舊蹟に對する、補助規程を制定し、府縣令を以て其等の保存修築の工事に對し、應分の助成をしてゐるものがある。卽ち此處にいふ風景地開發助成規程は、右の名勝舊蹟の補助規程をも、大きく包含するものなりと見た方がよい。

次に述べんとする事柄は、一般綠地の內、殊に生產綠地の保存に關する一考察として、大區域に亙れる風景地方の山林地に對し、在來主として黑木（杉、檜、松、椹等）のみに依る施業案を立て〻來たその林相を、半ば梅、櫻、藤、楓其他の濶葉樹種に變更し、花木、紅葉の美觀と併せて、果實の收入、用材（主として家具、器具用材）の採木を半面の目的となし、黑木に依る前記經濟林、又は薪炭用雜木林、竹藪等を半ば廢止して以て是に換へんとするの方策である。

例へば、本縣小田原町都市計畫豫定區域中、早川沿岸丘陵地帶は、南海北陵の地形的影響を受け、氣候溫暖にして、地質は洪積層土壤に屬し、果樹の栽培に適し、尙、箱根國立公園區域と接壤し、風景地として開發するに恰好の地方である。此時に當り、右の地帶を風景地開發助成規程に依る風致林造成の公園事業計畫に則り、一大梅林と化し、尙、近時盛んに開墾せられて、柑橘類の栽培に轉向せんとしつ〻ある現狀と相提携し、以て關東隨一の名所梅林を形成し、觀光事業に加ふるに梅實と柑橘の收益より得る副業を目的とせる生產兼普通綠地の確保を計らんとするの方法である。湘南地方の梅果は、その氣候風土と相俟つて、本縣有數の特產的價値を持つ。幸ひに農務關係が取扱つてゐる處の副業奬勵事項（副業奬勵補助規程に依り每年度一定豫算を以て助成するものなり）と關聯して、公園技術を加へ一大風景地を造成することゝもならば、如何に有意義な事となるであらうか。しかも其處が湯本溫泉場に近き、箱根國立公園の關門に當る場所なるに於てをや。

尙、溪谷の風景に例を取るならば、彼の相模川上流、津久井溪谷のそれである中央線、與瀨（新宿驛より汽車一時間以內の行程）附近より、兩岸の斷崖は次第に相迫り、流れは急湍となり、瀞となり、瀨淵となり、變轉極まりなく、內に築井嵐山、津久井赤壁、美女谷等稱せらるゝ處の名勝を指顧の裡に擅にし、扁舟に掉し、談笑の間に行程約四里所要三時間の津久井溪谷下りは、眼に俗塵の觸るゝものなく、淸涼の嵐氣滿ち渡り、亦鮎漁の好適所として、人口に膾炙せられてゐる處であり、東京都の地方綠地としても、亦嶄然として一頭角を顯してゐる。

此の絕壁兩岸四里の地籍は、橫濱市水道用水源林として、一部分の存在を認むる外、大部分は民有林野であるが、右の地形的理由よりして、殆んど全部が開墾制限地であり、土砂扞止保安林となつてゐる。地勢は斯く四十五度以上の急傾斜をなすが故に、黑木に依る植林は、全體の約二―三割であつて、他の大部分は天然生雜木濶葉樹林（薪炭用）として、ケヤキ、山モミヂ、ヌルデ、エゴ、ナラ、クヌギ、ハゼ、ネム等の繁茂を見る。

從て春秋新綠紅葉の美觀と併せて、初夏の頃ほひ、岩間に赤く白く染出せる、つゝじ、白百合の點綴するを瞥

見するけれども、春夏秋冬四季を通じて、何等偉なる特徴がない。翼くは人力により、天然を祐くる美化運動に依て、一大風景地帶を形成し、尙、進んで「名勝の指定」をも、享け度いと云ふ地元沿川數ケ町村の熱望である。

飜て、その兩岸の地籍は前述せるが如く、一部分は公有林であり、尙、間山御料地及城山御料地が、その溪谷の流水右岸の首尾兩端に介在する。尙、石老山、又野の兩御料地は、此の地帶の一添景をなしてゐる。而して兩岸の大部分の民有地は、前記せるが如く、公用制限地なる上に、植林價値亦薄弱であるが故に、是等の土地を沿川町村の所有に係る公有林野と交換分合を行ふとか、又は公園事業用地として、適宜地上權の設定契約等を行ふ上に於て、比較的容易に談合し得る見込も立つてゐる。しかも其の沿川兩岸四里の風景地に屬する地籍面積は約二百數十町歩の大地域に亙り、沿岸數ケ町村の永久的なる繁榮策としても、見逃し難き好事業となるのである。

而して公園事業としては、先づ第一に雜木林の林況を、櫻、梅、楓、其他の風致樹種、灌木等により、林相の一大更新を行ふ事である。奇岩怪石を露出し、土層瘠薄の個所に於ては、山藤を纏綿せしむるが如き、生産綠地として採算不振の場所に對する一考察として、純然たる風景觀光の一大名勝と化せしめんとする處の一適例である。

最後に用材採木に關する一例を取るならば、箱根山岳地方は、古來、ケヤキ、ブナ、山櫻、山モミヂ、サイカチ、ミヅキ、ミヅナラ、イタヤカヘデ、カツラ等濶葉樹種が、旺んに自生してゐたものが、其後の濫伐に依り、殊に近年に及んで箱根細工用挽材として、皆伐せられたる結果（現在は北海道及東北地方より專ら此等の用材を輸入す）當時は全山實に壯觀を極めたであらうと想像せらるゝ新綠、紅葉の樹種は殆んど其の跡を絶つた。尤も御料林又は風致保安林の一部には、今も尙、昔の片影を偲ばしむるものありて、そゞろ往時を追懷するものなるが、斯くの如き現在の生產的綠地の復興に付ては、矢張りその適所適地を選定し、黑木の植栽と併せて、花木新綠、紅葉の前記の如き濶葉樹種を公園技術を加へて散植し、（風景地開發助成規程に加ふるに、後に參考迄に列記する林務關係が、直接取扱つてゐる處の公有林野又は民有林野補助規程、樹苗無償交付規程、其他必要なる規程を單獨又は重複適用する事に依り）一定年限の後には、適時伐採と新規植栽施業とを交互兼行し、觀光目的を果して後、器家具の用材に供し以て風景綠地を確保せんとするものである。

右に付き卑近なる一例を述ぶれば、本縣林務課が箱根地方に於て、大正四年より繼續事業として、風致の增進、林野の荒廢復舊と併せて、縣有基本財產の造成を目的として施業し來れる植栽事業に付、杉、扁柏、松等の針葉樹種に加ふるに、山櫻、楓、欅、楢、榉等の風致竝に用材樹種を植林せる經過を參考迄に左に簡單に摘記せば第一期事業は大正四年度より着手し同十三年度まで、十ケ年繼續事業にして其の要領次の通りである。

一　造林方法及び樹種　造林方法を天然及人工の二とす。

一、天然造林法　當時の箱根は殆んど萱野なるも、數年間野火の延燒を防ぎ、天然生雜木の發生を促して矮林作業を行ひ、其の成立不整の個所には楓、櫻其の他の風致樹又は欅、楢、榉等の補植を行ふ。其の着手期は事業開始後六ケ年目より五ケ年間に、每年百町歩宛五百町を完成する見込とす。

二、人工造林法　分つて二とす。

（イ）喬林作業は概して土地良好なる林地の中腹以下に行ひ、一ヶ年の植栽面積八十町歩にして、十ヶ年即ち大正四年度に始まり同十三年度に終る。其の植栽樹種の割合は杉二割、扁柏四割、松二割、山櫻、楓其の他の風致樹二割とす。但し實地の狀況に依り多少變更することあるべし。

（ロ）矮林作業は天然生雜木林の區域内に於て、氣候其の他の關係上絶對天然生樹木の發生せざる個所に櫟、楢、櫸の人工造林を爲して成林せしむる見込にして、事業着手後六年目大正九年度より、年々四十町歩宛植栽し、五ヶ年間即ち大正十三年度までに二百町歩の造林を終了するものとす。

第二期事業は第一期事業中、各終了後に於て必要と認めたる場合に其の都度提案して施設するものにして概要左の通りである。

一　林道　林道は次の二種とす。

（イ）交通運搬竝に遊覽上極めて必要なる箇所に幅六尺乃至十二尺、平均勾配十分の一の通路を開鑿して幹線とす。即ち湯本より早川の左岸に沿ひて宮城野に通ずるもの、及び湯本より城山を經て小湧谷に通ずるもの、竝に須雲川より城山の幹線に連なるものを主として、之れに從來の道路を改修し之れに充つ。

（ロ）前幹線を補綴するに幅三尺乃至五尺平均勾配八分の一の通路を設けて支線とす。

二　展望臺　縣有林野内に於て視界の廣濶なる個所を撰定して四阿を建設し一般の展望に備ふ。　以上

之を要するに、觀光、用材、栽果の三位一體に依る綠地の設定は從來行ひ來たれる用材單位の經濟林等と比肩して、優に勝れたる場合の多々存する處であり、殊にそれが場所を得て、風景觀光の地方綠地であるが如きに至つては、一層その眞價を發揮することが出來るのである。

次に府縣令を以て公布する目的を以て、風景地開發助成規程案及公園使用條例案の本文を列記し、順次之を解說しやう。

二　風景地開發助成規程案（又は綠地開發助成規程）

第一條　市町村、市町村組合、其他適當と認むる團體に於て、公園事業の新設、改築又は災害に依る復舊工事を爲さんとする時は、本規程の定むる處に依り、其の工事費の一部を補助することある可し

第二條　前條に依る公園事業とは左記の如し

一、甲種公園事業

風致林、風致並木、御花畑、山小屋、野營場、苗圃、登山道遊道、乘馬道

一、乙種公園事業

動植物園、運動場、遊園、水族館、水泳池、舟遊池

一、丙種公園事業

芝生地、廣場、苑池、水流、瀑布、渡船場、架橋、釣魚池、鳥獸魚類の飼養、見晴臺、休憩所、四阿、花壇、柵、露臺、水栓、水樋、照明燈、便所、防火施設、病蟲害驅除

第三條　補助額は査定工費を基本とし、左の比率に依る

一、甲種公園事業　五分の三以内
一、乙種公園事業　五分の二以内
一、丙種公園事業　五分の二以内

第四條　本規程に依り、補助を受けんとする時は、毎年度五月末日迄に、災害復舊工事に在りては、其の都度、左の書類を添へ申請す可し

一、公園事業に付、所屬議會又は總會議決書の寫
一、公園事業に必要なる土地（又は水面）の讓渡又は地上權の設定契約書等の寫
一、工事設計書及圖面
一、團體の申請に係る場合には當該市町村長の副申書
一、其他參考となる可き事項

繼續事業として、當該年度の支出額に對する補助の申請を爲す場合に在りては、前項の書類の外、工事全體に係る計畫說明書、圖面、繼續年次表等を添付す可し

第五條　公園事業の一部又は全部に付、使用料、占用料又は入場料等を徵收せんとする時、其他營利を目的とする場合には、公園使用條例第二條に依り、其營利方法、目的、期間、料金、他人に經營せしむる場合には其契約、其他必要なる事項に付、當該市、町村長の副申を添へ、知事の認可を受く可し

第六條　公園事業用地內に於て、其の土地、水面又は工作物を使用又は占用せんとするものあるときは、公園使用條例第三條に依り其の目的、方法、期限等に付、必要なる關係圖書添付の上、市町村長の副申を添へ、知事の認可を受く可し

第七條　公園事業の維持管理に要する費用は、すべて、その施行者の負擔とす
此れより生ずる收入も亦同じ

但し特別の場合は此の限りに非らず

第八條　前條迄に定むる規定以外に、一般補助に關する詳細は、昭和七年十月一日附神奈川縣令第六九號、土木費補助規程を準用す

附　則

第九條　本規程は公布の日より之を施行す

三　風景地開發助成規程案の解說

第一條は市町村等が、公園事業を施行する際に其の工事費の一部補助を約束するものなるが、年度豫算の關係上必ずしも一定率に行くとは限らない。

適當と認むる團體とは保勝會、風致協會等にして、その內容沿革等から推して確實なるものに限定することは云ふ迄もない。

第二條は、補助せんとする公園事業を列擧し、その種別を明示したのである。

公園事業とは、綠地事業の謂である。

甲種公園事業とは、風景綠地區域內に於て缺く可からざる最も重要なる工種であつて、且つ最も公共的なる特質を備へたものをいふ。

乙種公園事業とは、割合に第二義的のものであるか、又はその施設自體に依て、直接間接に一部の收益を擧げ得る見込あるものを編入する。

丙種公園事業とは、只其の施設一事を切離しては、公園的價値少なく、從て甲、乙兩種事業の附帶工事として、又は適當と認むる一定風景區域又は公園豫定區域内等に於て施行する場合のみに限つて、補助するを原則とする。

甲、乙、丙、三種公園事業、何れの工種に對しても「單位標準設計」を規畫し、之れに準據せしむるものであつて、徒らに不必要なる集約設計により、豫算の膨脹、又は爾後の維持管理費の增大を防止せんとする。

又各種公園事業が單獨に行はれる場合、それが完全に一綠地として成立するだけの、標準のものでなくてはならぬ。

第三條は補助の金額を定めたもので、甲種公園事業は第二條の解說にもある通り、公共的にして、公園事業としては最も一般的なる特質を有するものなるが故に補助率を多く、乙、丙兩種公園事業は、第二義的のものなるが故に補助率が、それよりも小額なのである。

工事の設計及其の工費は、知事之を査定し、災害復舊工事に在りては、原形に復するを以て限度とする。但し原形に復し難き場合、其他特別の事由ある場合に於ては、增築、改築又は之に代る可き施設をなす事を得る。

第四條は、補助申請の手續方法であつて、その年度内に受く可き、補助の申請を爲さんとするものは、毎年五月末日を以て締切られるが、特に植栽關係の工事は、遲くも三月末日頃迄に提出する樣でないと、植栽期が遲れる憂がある。

提出書類中、特に必要なものは、その公園事業に必要なる土地の契約書である。或は交換、寄附、讓渡等に依るもの、土地賃借其他に依る地上權の設定等樣々であらうが、甲種公園事業の如き永久的且つ最も公共的な工種に在りては、土地の使用に關する權利關係は、最も確實且つ永久的存續のものでなくてはならぬ。

公園事業に必要なる土地の境域は、直接其の事業の爲めに、使用する範圍を越えて、その聯帶の外域迄を、一定限度に決定して置く必要のある場合をも、多々生ずることであらう。何となれば、工事完了後、第六條に依る用地使用願出をなす者の便宜上、又は右公園用地外に於て隨意の行爲をなすものを未然に防止するため、其他公園技術の計畫等よりしてである。

その年の補助金申請の件が繼續事業の一部としてである場合は本條第二項に示すが如く、工事全體に關する計畫書、又は圖面等を必要とするのである。

第五條に云ふ處の公園事業は、普通乙種の範圍に屬する場合が最も多く、而して第四條と關聯する、その事業經營者が事業を計畫し、補助を申請するに當り、豫めその事業の全部又は一部に就て、營利を目的とする場合には、その營利方法に付ての内規定を定め（別に縣令を以て定むる公園使用條例に則り）同時に知事の認可を受く可き事を定めたのである。その營利方法の如何に依ては、補助額の範圍に手加減のあることは當然である。

右の如く公園事業それ自體を營利の目的に供する場合、その經營者は第一條に依る事業申請者である事は云ふ迄もないが、尙第三者に、その經營の權利を一定の契約に依り代行せしめる事が出來る。

卽ち本條は、動植物園、水族館、運動場、水泳池、舟遊池等の如き公園事業それ自體を、營利の目的とする場合を規約し、次の第六條は、その公園事業用地内の一部に於て公園使用條例第八條に依り、公園事業に非ざる他の業務を行ひ、それが營利の目的たると否とに不拘、その土地、水面又は工作物を該業務の爲めに使用又は占用

せんとする場合を規約する。

第五及第六條の規約は、何れも別に定むる公園使用條例に規定せらるゝものなれども、補助の率等に直接關係する事項なるが故に特に本規程に詳細揭示せるものである。

卽ち第六條は宿泊施設、賣店、掛茶屋、馬場、貸馬、貸船等の如き營利的なる隨意施設は前に述べたるが如く、公園事業用地の無償提供に依り、報償的に賦與する特許の對照物となり、又は第一條に依る公園事業經營者自身の公營する處となり、又は特に一般民間に公許する處となる。

そこで本條は、その公園事業の爲めに、維持管理する土地又は水面を右の如き場合に應じて、一定面積を一定期限を以て貸附し、又は公園事業經營者自身が使用する場合、當該市町村長に於て、それが妥當なりや否やの判定を以て副申となし、知事の認可を受ける必要がある。その認可申請に必要なる關係書、圖面等の形式其他の件に付ては別に定むる公園使用條例に依る。

第七條は甲乙丙三種の公園事業に付て、その維持管理に要する費用の負擔に關する件であるが、それは當然其の事業經營者が、之れを負ふものである。第五條に於て云ふ處の營利を目的として公園事業を經營する時に、第三者をして營利の用途に供せしむるが爲めに、その公園事業を管理經營せしめる場合に在りても（公園使用條例に則り）、その維持管理の責任は、特別の場合を除く外、依然として第一條に依る公園事業執行者に掛りて、知事の監督下に在り、而してその維持管理の方法又は其の費額が、不適當なりと認むる時は、知事は之等の事柄を是正せしむる事が出來る。

維持管理の費用は原則としてその施行者が負擔する以上、その事業より得る處の直接間接の收入は、別に定むる公園使用條例に則り、その事業施行者（本規程第一條に依る）の收入となるのである。

公園事業本來の立前から必要なる助成の規程は、大體前七ケ條迄で可なれども尙、工事施行に當りて、入札請負又は隨意契約と金額との關係、指揮監督の方法工事の變更、中止、廢止に伴ふ補助の再査定、補助金の精算、內渡金其他支出方法、竣功檢査、補助金の取消減額等に關する詳細なる手續は、昭和七年十月一日附神奈川縣令第六九號、土木費補助規程を準用することゝし、尙、參考としては該規程の外、後記の農林產業關係の補助規程數種がある。

四　公園使用條例案

第一條　縣に於て維持經營する公園の土地、水面又は工作物等を使用又は占用せんとする者ある時は、其の申請書に設計書及圖面を添附し、知事の許可を受く可し

申請書には、左の事項を記載す可し

一　申請者の住所、氏名、職業

二　行爲の種類、場所及目的

三　工事費概算、並に行爲着手、及完了期日

四　其他必要なる事項

設計書及圖面は、左の區分に依る

一　仕樣書、明細書

一　大體位置平面圖

一　設計明細圖

第二條　府縣令第〇號（風景地開發助成期程）に依り、市町村、組合、又は團體の經營する公園事業は營利の目的を以て自營し又は他人に賃貸其他の契約を以て經營管理せしむる事を得

第三條　前條の公園事業用地内の土地、水面又は工作物等は、その風致維持若くは公園としての利用を妨げざる範圍内に於て之を使用又は占用せしむる事を得

前項の場合、必要なる申請書の形式は、第一條に準ず

第四條　縣に於て維持經營する公園、及前條に依る公園事業用地内の土地、水面、工作物の使用又は占用を許可せられたる者に對しては、縣又は其の公園事業經營者に於て使用料又は占用料を徵收する事を得

但し目的が公益の爲め又は營利の目的に非ざる場合等は之を免除する事を得

第五條　前三條に規定する條項は、すべて知事の許可を受くるを要す、許可を受けたる事項を、變更せんとする時も亦同じ

第六條　公園用地水面又は工作物の使用又は占用を許可せられたるものは、その土地水面又は工作物を、他人に轉用せしむる事を得ず

第七條　左記各號の一に該當する場合に於ては、知事は許可を取消し又は工作物の改造、撤廢、施設業務の變更其他必要なる措置を命ずる事ある可し

一　公益上若くは保安上必要なりと認めたる時

一　許可を受けたる事項に、相違せる行爲を爲したる時

第八條　土地、水面又は工作物を使用並に占用せしむるは、すべて公園施設に伴ふ業務を營む者に限る

但し特別の場合は此の限りに非ず

第九條　本規則施行に關し、必要なる規程は、知事之を定む

五　公園使用條例案解說

第一條は縣有地又は縣が直接管理する土地に於て、經營する公園の土地、水面又はその工作物を、使用又は占用せしむる場合の手續を規定し、第二及第三條は、風景地開發助成規程に依る公園事業それ自體を、營利の目的を以て經營する場合、又はその公園事業用地竝に工作物等を營利其の他の目的を以て、他人に使用又は占用せしむる場合を規定する。本條例に規定する以外の事項にして、必要なる事柄、例へば許可期間中の業務又は施設等の適時檢査の自由、使用又は占用料金額、納期、更新及其期間、許可の取消に依る損害の負擔等に付ては各〻其の契約毎に其の條項として記載し、遵奉せしむる樣にすれば足りる。

然し其後に至り、事務繁多となり更に他の事項に付て大體の規準を定めた方が便利となつて來れば、其時に至つて、本使用條例を追加して、實際に則した他の必要なる事項を、個條として列記敷衍して行けばよい。

六　結　論

綠地の保存及新設は、上述の通り、府縣が直接仕事をするのでなくして、地元公共團體又は確實なる保勝團體等に補助金を交附して、斯業の奬勵促進を計るを以て骨子となし、府縣は直接之を監督せんとするのみである。

一縣を代表するが如き風景地、又は史蹟地に於て、其等を包含する處の、その土地全體の權利關係が、完全永久に解決出來て、その一定區域の土地に向つて府縣が直接營造物として投資し、公園事業を營む事が出來る場合

（各府縣に殆んど例外なしに、從來より存在する府縣立公園）は此の助成規程に關係はない。

而して今直ちに府縣立公園とするには、土地の權利關係上困難であるが、風致上の觀點は誠に見逃し難い立派な處である、依て積極的に風致を美化し、之を經營開發するならば、綠地資源の地方計畫上よりしても、大なる振興策となると云ふ樣な風景區域に付て、そこに一定不變の風致計畫を樹て、地元公共團體等に補助をして維持經營せしめんとするものである。

其他綠地としては面積素質等に於て些か劣るが、其地方では最も有力なものだと云ふ樣な順位のもの又は前說の項に於て述べて來た樣な、綠地としての樣々な場合に、その公園事業毎に土地使用に關する契約を取極め、斯くして次第に統一ある綠地計畫の下に順次事業を執行し、府縣は常に大局から善く監督統制し、地方計畫の見地より全縣に亙る綠地資源の能率を高め、最後に土地問題が一定限度迄、解決出來た一團の場所からその資格に應じて順次、府縣市町村立公園、運動場、社寺境內地、學校園墓苑等綠地協議會に於て決定せる綠地の分類に關する名稱に基く處の地籍を與へ、又は綠地保存に效果ある他の法令を適用强化するとかに依て綠地としての保證を確保せんとするものである。

斯くて綠地として分類せらるゝ各種のものを通じて、其の地籍關係が次第に固定して來た曉に於て、公園使用條例の如き例規のみならず、運動場、神社寺院境內地、墓苑其他の綠地等に就ても、共通的なる規程を設け或は委員會に類する諮問機關を通じて之等を統制する等、今後の計畫に待つ可きもの多々存する處である。

卽ち本規程の適用は、綠地全般に對する經營の順序として、最も基本的、普遍的、且つ實際的であつて將來の綠地問題確立の基礎をなすものである。

右の補助規程に依れば豫算一に對し、公園事業の其年度に於ける總額は、約二倍となり尙補助金額の增加せらるゝに從て綠地事業の總工費は、逐年級數的に增加せられ、事業の成績も亦顯著となる譯である。

本縣だけでも、保勝會、振興會、觀光協會、史蹟保存會又は同好會など云ふ名の下に、綠地資源の保存又は活用の諸事業を自營してゐるものを數へ上げても百數十團體の多きに上り、何れも此種事業の設計又は工費等に付、積極的に助成を希望してゐる。地方公共團體直接の聲も亦然りである。

都市計畫風致地區、史蹟名勝指定地等の如く、損害に對する補償が殆んどなく、しかも風致制限の重壓を受けてゐる樣な地方に於ては、尙更要望の聲が大きい。

最後に風景地開發助成規程に於て、第二條に揭ぐる處の甲乙丙種公園事業を通覽するに、その工種は植林、栽果、鳥獸の飼育等、產業關係のもの、及び建築物、道路、池泉等工作物の設置を、主なるものとなすが故に、是等の工種を取扱ふ關係上更に左の規程表參照を要するが、玆には揭出を省略する。

昭和二年神奈川縣令第九三號		副業奬勵規程
大正三年同	第五二號	公有林野造林補助規則
昭和二年同	第一二七號	民有林野造林奬勵規程
昭和二年同	第一三一號	樹苗無償交付規程
昭和七年同	第六九號	土木費補助規程
大正五年同	第四一號	名勝舊蹟保存費補助規定

大都市に於ける生産綠地の保存問題

東京市監査局都市計畫課
都市美協會々員　結城精

一　大都市と綠地計畫

輓近、我が東京市を始め他の大都市が都市綠化の問題を漸く重要視するに到りつゝある傾向を見るは、我が都市計畫の一進歩を示すものと謂ふべく、或は必然的要求に依り都市居住者が一般的に其の必要を認識するに至つた證左とも見られる。

都市の內外に綠地の存在する事が都市居住者の保健衞生又は慰樂上或は都市の保安、品位、防備等の諸點より見て缺くべからざるものである事は今更多言を要しない所である。

又都市綠地の範疇に農、林、牧畜、園藝、水產等に使用せられつゝある所謂生產綠地を加ふる場合、之は公園其の他の普通綠地とは一種特異の機能を有するものとなる。

卽ち之等生產綠地の本來の目的は、農林牧畜水產等を營むもので、他の普通綠地の非生產的なるに反し、產業的意義を有すると同時に都市內若は其の附近に存在するときは、都市に淸新なる自然の風趣を添へ且つ之を適當に配置保存するときは巨大都市（敢て過大都市と謂ふを避ける）より來る禍害を未然に防止若は緩和し得らるゝ點に於て、都市全體の安全瓣たるの使命をも果すものである。

吾人は所謂巨大都市の出現を以て、人類文化生活の脅威なりとする小都市論者乃至は田園都市論者には、今直ちに贊成するを得ないのみならず、現代人類文化生活形態に於ける國家生活機構、經濟社會機構等の下に於ては寧ろ必然的現象であり、必須的組織であることを認むるものである。乍併巨大都市生活に伴ふ諸種の弊害の存在は是を認むると同時に、更に進んで其の緩和防止根絕に對しては、最も重大なる關心を拂ひつゝあるものである。

大都市論的立場に在る者も、小都市論を主張する者も、大都市に於ける綜合的綠地計畫の有する內容、意義、目的が如何に重要性を帶び、大都市行政の動向への示唆を爲すかに就ては、論議の一致を見る事であらう。或は兩論者にとりては綠地計畫こそ、綠地緩衝地帶を爲すものとも見られやう。

二　大都市に於ける市域擴張と綠地計畫

國內人口の都市集中の趨勢は之を自然のまゝに放置するを可とすべきや、或は何等かの方法を以て制限防止するの要ありや、尙制限防止するとせば如何なる程度に於て之を行ふべきや等は、都市計畫理論上に於ても、相當議論の多い所である。

或者は都市の膨脹發展するを見て、都市乃至は國家繁榮の象徵なりと觀じ、敢て之を制限防止せむとするが如

きは、自然の趨向に逆行するものとし、反之、都市計畫家、社會學者間には巨大都市の弊を力說强調し、或は小都市論若は田園都市論の前提となし、或は巨大都市の缺陷救濟を要求する者が多い。

然れども、巨大都市を計る尺度に至りては、未だ確然たる意見の一致を見て居らないのみならず、將來も相當至難の問題であらう。要は其の都市の機構に立脚し、政治、經濟、社會、產業等より見て、其の發展膨脹を適當に統制し指導する外なく、況んや人爲を以て自然の趨向に逆行せんとするが如きは、策の得たるものに非ざるのみならず、爲さんとするも爲し能はざる所である。

玆に注意すべきは、所謂巨大都市と市域擴張との關係で、我が六大都市を始め數多の都市が其の行政區劃たる市域を擴張し、隣接市又は町村を合併し地域團體としての大都市行政の合理化を圖つてゐる。是は恰も小都市論者にとり或は小都市論的綠地觀よりするときは、全然所期と相反したる行政行爲であるに違ひない。乍併、斯かる見方には大いなる錯誤あることを認めざるを得ない。綠地計畫を大都市論的立場から觀察し、市域擴張を其の表現手段としての行政行爲と視れば、其處に何等の矛盾撞着を發見し得ないのである。

巨大都市或は寧ろ過大都市といふ觀念の內には、其の行政區劃たる市域の廣汎なるを指稱するのみならず、市街地を爲す密住地域が何等の統制もなく連續的に膨脹發展し、夫れが延いては都市の保安若は衞生上に面白からざる結果を招來し、產業の發展、住居の快適、交通の圓滑等を阻害し、又は阻害せんとしてゐる社會情勢觀を含んでゐるのである。併し、大都市論的には、市域擴張は綠地計畫の前提として意義を持つもので、京都市の市域擴張の場合に於てもさうであつたが、特に東京市の這般の市域擴張に際し、其の併合區域の餘りに廣汎にして農耕地多きことを以て反對理由の第一に數へ擧げられてゐたが、之こそ大都市其のものゝ認識缺如に基く近視眼的議論に過ぎなかつたと思ふ。今日に至つて併合區域と綠地計畫との相關々係の漸く一般に了解せられんとするに至つたことは當然の經路とは言へ、慶賀すべき事である。

卽ち市域擴張は大都市行政の合理化を圖り得るのみならず、巨大都市より來らんとする弊害防止の一策たる綠地計畫遂行に好箇の機會を齎すものである。是先に大都市論的に立脚するとき、市域擴張は綠地計畫に對し前提たるの意義ありと述べた所以である。

三　市域擴張後爲すべき綠地計畫

市域の擴張は舊市域の延長たる接續市街地を併合すると同時に、其の外廓に存在する農林牧畜業地をも合併する。卽ち市域擴張の結果は、殆んど舊市域より跡を絕ち又は絕たんとしてゐる前記生產綠地を新に其の市域內に包含せしむるに至る。之は獨り東京市の例のみならず、市域擴張を實施したる何れの都市に於ても見られた現象であらう。數度に亙り之を實施したる都市に於ては、前記現象を次々に繰返したといふに過ぎない。

市域擴張と共に引續き綠地計畫を爲さない都市は、郊外へ延び行く都市の尖端を逐ひつゝ、其の先々へ單に市域を取り擴げて行つたといふに過ぎない。斯くては市域擴張實施の綠地計畫的意義を失ひ、却つて巨大都市の弊害を助長せしめむとするものであるとの非難を免れる事は出來ない。

東京市は昭和七年十月一日を期し、隣接五郡八十二箇町村を一時に合併し、面積は約七倍し、市域擴張に依る

前記現象を特に著しく見たのである。即ち市域擴張直前に於ては、市域内に寸尺の生産綠地すらも有しなかつたのが、擴張後は舊市域の二倍餘、總市域の三分の一に相當する農耕地と其の外に相當面積の山林（林業地）を併有するに至つたのである。今當時の概況を示せば次の通である。

東京市市域擴張當時の農耕地分布狀況

區名	田	畑	計	區名	田	畑	計
	町	町	町		町	町	町
品川	一	二・〇	二・〇	瀧野川	一	六・〇	六・〇
目黒	七・六	二〇七・二	二一四・八	荒川	一	七・九	七・九
荏原	一	七・三	七・三	王子	八七・一	六一・四	一四八・五
大森	四六・四	五四四・六	五九一・〇	板橋	八五三・八	四、〇〇五・八	四、八五九・六
蒲田	一〇六・五	三〇六・〇〇	四一二・五	足立	二、〇一四・〇	九六〇・一	二、九七四・一
世田谷	一四三・八	一、三一九・二	一、四六三・〇	向島	一	一	一
澁谷	一	六・六	六・六	城東	一・〇	二〇・二	二一・二
淀橋	一	一九・五	一九・五	葛飾	一、一七二・七	五八三・六	一、七五六・三
中野	三七・一	三八二・五	四一九・六	江戸川	一、六六六・三	四九四・八	二、一六一・一
杉並	一三六・六	一、一〇六・〇	一、二四〇・六	計	六、二七三・六	二〇、八一・三	一六、三五四・九
豊島	〇・七	四八・〇	四八・七				

備考　本表は東京市産業總覽に依る昭和七年末現在

右の如き廣汎なる農耕地を有するに至つた東京市は、單に産業的にのみならず、都市計畫乃至は綠地計畫上、之が保存利用の問題は愼重考究の必要があるのである。

四　新市域に於ける生産綠地の宅地化

東京市が市域擴張當時「東京市中にも田畑山林が澤山あるやうになつた」と云つて一般市民殊に舊市域の人達には奇異の感を懷かせた。而も耕地面積一萬六千三百五十餘町歩、農林生産年額九百四十一萬圓、農家一萬八千八百餘戸等の數字を聞いたのみで、熱鬧の市街地が遽かに田園の風趣豐かなる大都市と化したる思ひをしたのである。飜つて之等生産綠地の過去に於ける變遷を見るに、關東大震災前後を契機とし急激なる宅地化を見、爾來十數ケ年にして略以前の半數迄は商店街又は住宅地に變じてゐる。今試に最近十二ケ年間に於ける概況を調査するに大正十年より同十三年に至る四ケ年間には、毎年平均一千六十餘町歩の宅地化を示し、大正十四年より昭和三年に至る四ケ年間には、毎年平均六百九十餘町歩、昭和四年より昭和七年に至る四ケ年間に於ては毎年平均三百二十餘町歩の減少となつてゐる。即ち次表の通である。

東京市域内耕地減少表（東京市農會調査）

區分	各期當初現在耕地面積	各期間内耕地減少面積	毎年平均耕地減少面積
	町歩	町歩	町歩
自大正十年至同十三年	二四、三六二・五	四、二六六・三	一、〇六六・六
自大正十三年至昭和三年	二〇、〇九六・二	二、七七二・九	六九三・二
自昭和三年至同七年	一七、三二三・三	九三八・四	三二二・八

備考　昭和七年末現在耕地面積　一六、三五四・九町歩

以上は主として郊外居住者の増加に伴ふもので郊外居住者の増加原因は種々なるべきも、これ歸する所は個人的經濟事情と生活環境の適否とを綜合比較し、郊外地を有利なりとする結論を見た爲である。卽ち家賃、地代、公租公課、通勤費、日用品物價等の相乘積たる生活費のより小なるを求め移動するは人類自然の經濟的欲求で、更に交通危險、日光の遮蔽、空氣の汚濁、臭氣、噪音、風敎上の惡影響等の多き密住地を避け、自然綠地と日光とに惠まれたる郊外地に轉住せんとするは、是亦人情の然らしむる所と謂ひ得るであらう。而も市域擴張の實施と郊外交通機關の高速化は、新市域移住に拍車をかけるに至り、逐次に現存生産綠地を蠶食して行くことは火を睹るより瞭なる所である。

此の趨勢に着眼し、一般の郊外土地に對する投機心は彌が上にも募り、土地會社は雨後の筍の如く簇生し、土地區劃整理、土地分讓は隨所に行はれ、森林、竹林は伐採する、農耕地主は耕作を棄て、空しく更地となし拱手して宅地化を待つといふ有樣にて、昭和六年度に於ける不作付耕地は實に四百町歩に垂んとするのである。

農業の都市に於ける生産的意義は勿論商工業の夫れに匹敵すべくもなく、又如何に集約的能率的に耕作栽培するも、之が收入は宅地收入に及ばぬであらう。乍併、之を都市計畫上、將又土地經濟の見地よりして斯く必要の限度を超えてまで、宅地化促進を圖らんとする前記實情に對し、何等の對策をも講ぜず放置することは、果して妥當であるや否や頗る疑問とする所である。

殊に今日大都市の共通的缺陷とする所は自然の缺如にありと斷言して憚らない。大都市生活を快適健全なるものたらしめんには、自然の保護と云ふ事を忘れては到底望み得られない。然るに眼前の利益に囚はれ、只管宅地化に驀進せんとする前記の如き實情を放置するは、都市百年の計を誤まらさらん事を深く憂慮するものである。

五　都市内生産綠地の保存對策

獨逸に於ては都市計畫法に依り「農林地區」を指定し得るの外、小菜園地法（クラインガルテン）に依りて農園藝地を都市内に而も恒續的に保存せんとし、英國に於ては、普通農業小作法の外、小農地（スモールホールディング）、小園地（アロットメント）、小園地菜園等（アロットメントガーデン）の特殊耕作制度を設け、都市内又は其の附近に生産的綠地を多分に保存するの方策を講じ、市民の保健と家庭の自給自足を圖り、殊に田園保護のため英國に於ては特に「田園風致法（ルラルアメニティーアクト）」を制定し田園の風趣保存、農林地の統制、建築工作物の統制を期せんとし居るが如きは、他山の石として我が大都市の大いに鑑るべきものがあると思ふ。

乍併、吾人は國情と國民性とを全然異にする我國に於て、之等の制度を其儘直ちに採用せんことの無謀を主張せんとするものではない。何となれば、獨逸に於ける「小菜園地法」又は英國に於ける「小農園地法」に類する耕作制度を我國に採用せんとするも、第一に土地權利關係の微細且つ複雜なる我國に於ては、其の用地の決定、獲得に當り地主其の他土地權利者等との交涉甚しく複雜にして、實現の容易ならざるのみならず、其の經營に當り、地主若は土地權利者に對する地代、損害等の補償手續の繁雜なること。第二に小作爭議の調停、損害賠償額の決定等に關する取扱官廳の設置官制竝關係法律の制定にも亦大なる困難を伴ふこと。第三に今假に萬難を排して制度の實現を見、耕作地の準備成るも國民性と生活事情を全然異にする我都市に於て、所期の成果を得んこと

は更に難事たることは實情に徴し明なる所である。

以上の理由で獨、英に於ける前記制度は遺憾ながら、我國に於ては決定的に採用不能と見られてゐる。茲に於て吾人の提唱せんとするは、都市計畫の施設として生産綠地地域若は地區指定の途を我が法制上に開かれん事を主管官廳に求め、其の實現を圖らん事を庶幾するものである。

（一）地域若は地區を設定せんとする理由

（1）生産綠地を背景とする田園風趣保存の爲　我が都市計畫法に於ける「風致地區」指定の精神を更に擴張布衍して、特に田園的風趣を保存維持の爲、本案地域若は地區の指定を望む。風致地區指定上の所謂修景要素たる森林、池沼、流水、丘陵等の具備は必須要件とするものではない。田園に耕作する農人、栽培せられたる農作物、花卉、苗木、農家等は是悉く田園の風趣にして、都市人の渴望する自然の風物である。

（2）都市的需用品の栽培地として保存の爲　今日の經濟機構より見て、農產物の需給は必ずしも自給自足を必要とするものではない。然れども特に新鮮なるを要する蔬菜類、花卉類の如きは其の需用地たる都市内若は近接郊外地に於て栽培せられるのを原則とする。此の意味に於て之等の栽培地として生産綠地保存の必要ありと認むるものである。

（3）生産綠地の機能保護の爲　散在的に發展する住宅其の他の建築に依り附近栽培地の通風、採光、灌漑若は排水等の妨害を受け、爲に耕作不適地と化し、餘儀なく不作付耕地たらしむるの事例は屢々聞く所で、今日の如き建築統制の不徹底なる制度の下に於ては、到底免るゝ事の出來ない事實である。

假に斯る程度までに至らずと雖、之等建築物附近耕地の利用價値を減損することは夥しいものがある。故に本案指定に係る地域若は地區内に於ては、建築統制を爲し、附近生産綠地の機能を妨害せんとする行爲を抑制禁止することは、土地利用經濟の點より見て公平且つ必要なる措置なりと認むるものである。

（4）農家の職業保障の爲　東京市には現に一萬八千八百餘戸の農家あり、就中自作農約五、八四〇戸、小作約五、六〇〇戸、自作兼小作農七、三六〇戸あり。之等の各家族中には、他の職業に轉ずる者もあるであらう。乍併、止まりて農業に從事する者も、無謀なる宅地化促進の爲、餘儀なく農耕を棄て他に轉業せしめらるゝ者も續出する事と思はれる。然るに今日の如き就職難時代に於ては、之等を容るゝの餘地乏しかるべく、又將來に於ても國家經濟機構に一大變革を見ぬ限り亦然るべく、斯る點より現に農林牧畜等に從事しつゝある者及將來尙繼續して從事せんとする者の職業保障の意味よりするも、現存生産綠地を保存し且つ其の機能保護の方策を樹立するの必要あることは、蓋し異論のない所であらう。

（二）生産綠地地域若は地區内の用途制限

指定地域若は地區内の土地利用上の制限は、別に夫々細則を以て規定するの要あるべきも、左に其の概要を示せば、原則として現狀維持の方策を以て臨み、本地域若は地區指定の趣旨に反せざる限度に於て、商工業又は住居の用に供する事を認むること。之を更に具體的に示せば、竹木の伐採、建物の新築又は增改築、土砂の採取等の如く、田園の風趣を害し又は生産綠地の用途若は機能障害の虞ある行爲は特に許可事項として所定の行政廳をして取締らしむることゝし、反之、從前商工業、住居の用に供せられたる土地の用途を變じて、農林牧畜水産等

の用途に變更するは任意事項とする等の規定を制定する要ありと認めらる。

（三）　生産綠地地域若は地區指定後の方策

右地域若は地區の指定は、當該地區内の土地所有者竝地上權者に對し、大なる權利制限となるものなれば、補償の要あるべしとの議論起るは想像に難くない。然れども元來右の制度は曩にも述べたる如く、大都市論的綠地觀に立脚し、必要なるもので、併せて都市的需用を充足し、生産綠地の機能保護、農業經營者の職業保障等を爲す目的に出づるものなれば、都市計畫の施設として爲さるゝ他の地域、地區の指定と其の精神を同じくするものと思はれる。

されば地主個々に對し權利制限はあれども、都市公益に關するものなるを以て必ずしも補償の要はあるまいと信ずるのである。而も時代の推移に伴ふ都市的事情の變更を來したる場合は、之に順應して修正を加へらるべき事は勿論である。從つて十年若は十五年を一期とし再檢討の上、變更の要なきものは其の儘之を持續し、修正の要ある部分の修正を行ふのである。

又他の方法としては地區内地主に對し、其の所有地の買取請求權を賦與し、其の權利の行使を一期間（十年若は十五年）中停止し、期間滿了後其の要求に依り市が之を買收の上、適當の方法に依り本案指定の趣旨に從ひ維持管理せんとするも一策たるを失はない。

（四）　生産綠地地域若は地區の取締行政廳

本案指定に依る地域若は地區の取締行政廳に就ては、制度上地方長官に專屬せしめんとするか、地方長官竝關係市長の兩者に分擔せしめんとするか、單複何れかの内であらう。

蓋し本案指定の趣旨は都市計畫に基くものなるを以て、都市計畫風致地區の例に倣ひ、地方長官說が一般的には妥當と思料せられるのであるが、東京、京都、大阪、神戸、名古屋及橫濱等の大都市は例外として當該都市をして管理の任に當らしむるを適當と認むるのである。

六　結　論

以上大都市内に於ける生産綠地の保存すべき理由竝其の方策の概況を述べたのであるが、今更繰返し論ずる迄もなく、大都市の膨脹發展の速度は驚くべきもので、茲再事を運ぶ時は今日の生産綠地は、明日は宅地となり、工場敷地と化して行くのである。假に生産綠地地域若は地區指定の制度開かるゝと雖、其の時機を失し甚しき變更を來したる後なるに於ては、所期の目的を達し得られざる事となる。されば本案の如く現狀維持を目的とした る案件は巧遲ならんよりは、寧ろ拙速を必要とする性質のものなるを以て、果斷且迅速なる實現を庶幾して已まざる所である。

（附錄）　英獨に於ける特殊生産綠地制度

種別	小農園（英國）		
	小農地（スモール・ホールディング）	小園地（アロットメント）	小園地菜園（アロットメント・ガーデン）
關係法規	小農園地法（一九〇八年―二六年） ※土地收用法（補償評價法）（一九一九年） ※地方自治體の小農園地準備義務規定	小園地法（一九〇八年―二五年）	小園地法の特例

種別	小農園（獨逸）
關係法規	小菜園地（クライン・ガルテン） クライン・ガルテン法（一九一九年七月三十一日發） ※一般農業小作法と同時に發布せらるるクライン・ガルテン小作仲裁裁判所規定

種別	小農園地（英國）		
	小菜園地（クライン・ガルテン）（獨逸）	小農地（スモール・ホールディング）	小園地（アロットメント）	小園地菜園（アロットメント・ガーデン
小作の目的	營利を目的とせざる自家用農業又は園藝耕作他人の土地に於て一定の賃貸料を支拂ひ自家用の爲に耕作する點を特色とす	自家用と營業用とを問はず	自家用と營業用とを問はず下記小園地、菜園の母體を爲す	自家用（非營利）に限る
沿革概要	一八三二年、失業救濟事業として施設（市參事會員ゼーブルヒ氏）一八四六年、保健と趣味の涵養（シュレーベル博士）世界大戰前、緑地計畫事業と關聯（ハリーマン・ガーデン）一九一六年、クライン・ガルテン保護法規の發布一九一六年、クライン・ガルテン官廳の設置（知事ビーレフェルト氏）	一九〇八年（第一回）小農園地法（ランド・セットルメント・アクト）一九一九年（第二回）小農地法（右の改正法）一九二六年（第三回）小農園地法（小農地關係改正法）	一九一二年、小園地の特例として取扱はる	一九〇八年、耕作園（アロットメント・ガーデン）として特質を示さる
小作制度大要	1. 最高小作料の決定（違反地主は超過額の十倍以内の罰金） 2. 小作權の安定（解約の不當禁）（期間の定めなき小作地の解約申入れに對する一方的主義を採り小作人の志望により期間の定めなきものとす） 3. 轉貸小作の禁（但し無償小作に轉貸することを要す）但し公共團體、公益事業團體は例外とす 4. 小作爭議は普通訴訟法に據らず下級行政官廳に於て裁決す右の不服ある場合には上級行政官廳に訴願し上級官廳の裁決は終審とす	1. 小作地購入費の貸付（小農地小作人が其の小作地を購入せむとするときの十分の九以内の金額を六十年以内の長期に貸付く） 2. 小作妨害（縣市會）損害賠償（強制收用せられたる小作人は小作地の一年分を限り損害賠償を請求する權利を有す） 3. 市區町會は小園地貸付に關する條例を制定し又小園地の管理を市區町會に委任すること、を得（小作人）九日二十契約滿了四月六日以前に於て刈入れ小作人は二十一日以内に於て刈入の場合は六ケ月前に申込みて契約解除の申込みを爲さざれば契約は毎年更新せらるる	1. 小園地菜園用として地方行政官廳の定めたる小園地一箇限り許さるる小作人は一人につき五箇以上の小園地を有せしめらるる 2. 小園地の轉貸は縣市參事會の許可を要す 3. 小作人の不注意に因り起つた農作物の被害が著しく附近に蔓延したる場合は五磅以内の罰金を徴す	1. 解約の制限 小園地菜園用として借地せる所有者は正當の事由なくして契約を解除し又は更新を拒絶することを得ない（小作人）九日二十契約滿了四月六日以前に於て契約滿了と後は又は九日十二月六日以前に於て契約滿了と後は
規模	一箇の小作地——一〇〇——五〇〇平方米（平均三〇〇平方米）	1. 一作農園藝地五〇英町以上百英町を超えざる小作地 2. 五英町以内の小作農園地		
損害賠償	3. 小作地の轉貸は縣市參事會の許可を要す 4. 小作人の不注意に因り起つた農作物の被害が著しく附近に蔓延したる場合は五磅以内の罰金を徴す	3. 小作地の轉貸は縣市參事會の許可を要す		
買收又は借地	※1. 買收又は借地權規定 下級行政官廳は地方行政官廳の必要と認むる分量の準備調達の義務あり 下級行政官廳は上級行政官廳の爲め小農園地（小農地準備義務規定）を負ふ	1. 縣（カウンテー・カウンシル）市參事會は小農園地（小農地準備義務規定）を負ふ 2. 働く大衆の爲め小農園地（小農地準備義務規定）を負ふ		
地方行政官廳	クライン・ガルテン			

種別	小園地（英國）	
	小園地（アロットメント）	小園地菜園（アロットメント・ガーデン
小作の目的	自家用と營業用とを問はず下記小園地、菜園の母體を爲す	自家用（非營利）に限る
沿革概要	一九〇八年（耕作園（アロットメント・ガーデン）として特質を示さる） 一九一二年（一九二五年）小園地法（完全に認められる）	一九一二年、小園地の特例として取扱はる
小作制度大要	1. 貸付に關する條例を制定し又小園地の管理を市區町會に委任すること、を得 2. 住居を目的とする建物は一小園地一英町以上の小園地につき一箇に限り許さるる 3. 小園地は一人につき五箇以上を有せしめらるる	
規模	地積 四〇ポール（三、〇二四坪）又は二、四七英町（二、〇二三坪餘）以内の小作地にして全部が占有者自家用に供するもの	小園地準備規定以外に若干の特別規定を設く 準備義務——人口一萬以上の區に於て二〇ポール（一、五一二坪）以内
損害賠償	爲すことを得ない損害賠償（小作人）九日二十契約滿了四月六日以前に於て刈入れ小作人は二十一日以内に於て刈入の場合は收穫豫定、肥料代の賠償を要求し得、又は縣裁判所の裁決に依る	
買收又は借地權		
地方行政官廳	下級行政官廳は上級行政官廳の準備調達の義務あり ※1. 買收又は借地權規定	

種別	小農園地（クライン・ガルテン（獨逸））	小農地（スモール・ホールディング）	小園地（アロットメント）	小園地菜園（アロットメント・ガーデン）（英國）
準備竝供給	ン・ガルテンに必要なる土地の引渡を十ケ年を限り相當の小作料を支拂ふことを條件とし、地主竝に土地權利者に要求する權利を有す	※2. 強制收用（農務大臣の許可を得て、地主及土地權利者に十四日以前通知す）（但し昭和十四年十三年十五年に依る	地準備の義務を負ふ又增加見込に對し對策を按ずる義務あり（小園地準備を目的とする代議機關設置義務）小園地小作地は先づ各市、區の手にて排水、墻垣建築等を施すことを得	に留る
取扱機關	上級行政官廳——所要の認定者 下級行政官廳——設置の義務者	縣市會（カウンティー・カウンシル） ※縣市會は小農園地委員會（ロンドンを除く一切の縣市會）を設置する義務あり	縣市會（市町區會に經營資力なきとき） 農務大臣直屬機關（縣市會に經營資力なきとき）	都市計畫事業を行ひつつある各地方官廳は小園地菜園に要する土地の準備計畫につき毎年一回總括的に計畫すべきことを要求せらるる縣市會は主務大臣の許可なければ小園地菜園委員會を設立することを得ない

※印は小園地と共通

都市綠地事業

東京市保健局公園課長
都市美協會理事　井下清

本稿に於ける綠地の意義

地方計畫に於て植物にて覆はれたる土地の永續地保存が都市綠地として考究され、殊に大都市を核心として其の大なる聚落の保安致と住人の保健慰安の爲めに永久に之を保存助長し、或は建設すべき植栽地に就て廣大なる地域に渉つて組織的に考究せられ、又都市としての企畫の外に漫地よりは都市人の觀光慰樂地としての開發と、其の迎客産業とが綜合考究せられ、玆に綠地計畫は地方計畫の一として成立され樣としてゐる。

此の場合從來用ひられて居る綠地なる語の包容する意義は都市計畫東京地方委員會に於ては「綠地トハ其ノ本來ノ目的ガ空地ニシテ宅地、商工業用地及頻繁ナル交通用地ノ如ク建蔽セラレザル永續的ノモノヲ謂フ」とされ、公園及び其れに近き性質を持つものを普通綠地、生產的目的を有し如上の計畫內に包容するものを生產綠地、個人庭園各種の保存地を準綠地とされて居る。從つて綠地とは言ふが嚴密には綠の植物で被はれて居る地のみでなく運動場、道路、水面、海濱砂地等を包含することから見て極めて廣義の保健休養地計畫と見ることが出來る。京大關口農學士は「綠地とは大體に於て都市に於ける空地を指すのであるが、一般の通路の如きを除外し、唯市民の保健上、衞生上、縣又都市の健全なる發達、人口の分散上必要なる、而して自然の土壤を以て被はれた土地と其れに附屬した水面」と言はれて居つて內容は都市計畫東京地方委員會の綠地と殆んど同じであるが公園計畫的意義が一層濃厚である。九大永見林學士は自

由宅地と綠地とを區別し「綠地は概して植物を以て覆はれたる土地」とされて兩者の間には當然寧り合ふべき關係を說いて居られる。綠地計畫に言ふ處の綠地は他に使用目的を有する土地、生產綠地、其他の非公開地を含むことから所謂、オープンスペースのみではなく、又植物にて覆はれぬ空開地をも包容するものであつて、其の用語の研究は尙、將來に遺すべきものである。

本論に於て綠地と稱するは永見氏と同じ見解の下に廣義に於ける綠地に於て最も重要なる植物を以て永續的に覆はるゝ土地のみを意味することゝし、之が建設並に保存に就き稍專門的に考究せんとするものである。從つて植生地の範圍外に亙ることは避け、建築土木的施設及び裝飾的修飾に就ては觸れず純植物と其の保存に焦點を置くものである。

都市綠地の特異性

綠地は地上至る處に滿ち〳〵て居る。然しながら人の大なる聚落である都市に在つては其の協同生活と活動の爲めに勞ひ自然の綠地を開拓し或は綠地化する自然性に反抗して人々の活動に最も利便な形態の地とし、商工業、教育、行政等を最も合理的に且つ能率的に遂行し得べく建築を爲し、交通路を作り、通信機關を設け極度の活躍をして居る。

其の結果として家屋は益々廣大に相棒比し、屋內は人工に依り照明し、送風して僅かに明を補ひ呼吸を助け、諸種の工場より排出する有毒瓦斯煤煙等は交通路より生ずる塵埃と共に澄み渡つた清淨な空氣を汚し、明朗にして保健力强き太陽の光線をも遮り、天然の地を建設物を以て覆ふ結果は寒暑乾濕の調節なく、加ふるに人の密集生活に依る有害物の排出と疾病の增加は、所謂都市の文化的機構に酷使される疲勞に拍車をかけて人々の健康を損ふことになる。斯くて人として最も生き甲斐のある幸福を求むべく努力して造り上げた都市文化に依つて反つて人々は其の能力と對抗力の限度を越えて無生の器械の如く酷使する結果は肉體と共に精神の衰弱を來し活動力の減退となる。

茲に於て其の對策を研究することが都市として焦眉の問題となり、その都市の生活障害に對して二の異つた途が考へられた。一は物質的に保健、保安と慰安の施設を充實し以て物質文化の權威を高めんとするものであつて、人々の生活の根據となる家屋は風雨は勿論、震火災も驚威を與へず夜の晴、冬の寒も此の世より棄て、空氣は總て清淨に洗滌、濾過し常に適度の溫濕を與へ照明は太陽の直射と同樣の照輝を爲し、化學力を放射せしめ、飲料水の如きも深山の仙境にあらずんば求め難き清淨にして清冽なるものを供給する如き、又諸種の汚物は停滯することなく瞬時にして排除し去り、座して千里の外と協商し、山水明眉の地に行樂し演藝文學に疲勞した頭を慰むる如き所謂都市生活文化は年と共に進み唯物的理想境を作らんとしつゝある。然しながら之等は莫大な投資を要することであつて何人も自由平等に享樂し得べきものでなく、それに要する建設並に經營費は總て犧牲經費となるのみならず然も其の可能範圍には自から限度があつて廣大なる都市全體としては極めて微々たるものと言はなければならぬ。これに對して最も容易にして、又物質文化も企て及ばぬ徹底した對策としては自然に離反した不自然な生活から脫れ、自然の懷に歸り清淨な空氣、透徹した陽光に浴して充分な休養と運動を爲し麗しい純な自然の美に慰安を享け、無言の靈感に敎養されることが最も容易にして、又最も效果的であり普遍的な方法である。而も都市を構成する都市人が其の生活から全く脫離することなく威力ある自然を都市生活の內に招致し、又遠く隔絕せる純眞な自然綠地との距離を短縮し、何人も自由に平等に其の恩惠に浴せしめんとするのである。

玆に於て地上至る處に在る平凡な綠地も都市生活に於ては重大なる意義を生じ他に換へ難き偉大な機能を持つことが認識されて、其の建設保存並に經營方法が綠地計畫として講究され、或は各種の公園となり、並木となり、保存綠地等の都市施設として實施されることになる。即ち都市なるが故に特に綠地問題に重大なる意義を生ずるのである。

自由綠地と保存綠地

綠地の學問上の意義及び內容を論ずることは本文の目的ではないが、等しく植物を以て覆はれて居る永續的の綠地であつても、それが何人にも自由に享樂すべく開放又は公開されてあるものと、個人又は團體が或る目的の爲めに經營する非公開の綠地を綠地計畫から其の綠地たることを永續存置せしめんとするものと區別して考へることが適當であろう。

前者は所謂 Espace libre であり、自由空地と通稱されるもので公園、廣場、運動場、慰樂道路、公開保存地等の如く當初より公開の目的を以て施設された公共用地を本體とし、他の目的に依つて建設されたものではあるが利用上同樣の機能を有つものと併て之れを假りに自由綠地とする。後者は森林、農園藝地、牧漁地、公私邸園等の非公開綠地であつて、他人は自由にそれを利用することの出來ぬ土地ではあるが、組織的計畫上現在の綠地狀態を法律を以て保存永續せしめんとするものであり、其の內容が生產的に利用され居ると否とを問はぬもので、之れを前者と區別して保存綠地と呼ぶことにしたい。

林野にして何等侵入を拒む施設無きものを以て何人も自由に利用し得る地と見ることは大なる誤りであつて、保存綠地の目的とする處は其の直接利用で無く綠地たることに依つて享くる間接効果、即ち其の周圍に與へる好影響のみを目的とするものであらねばならぬ。若し所有者がそれを永續的に公開し何人にも自由に利用せしめんとする場合には自由綠地と見るべきであるが、公開されぬ場合も其の綠地を通過する公用道路は自由綠地としての働きを爲して居ると見ることが出來る。

一般的の場合には保存綠地となることは其の所有者には土地利用權の制限であり利用法の掣肘であると考へられる。此の點は現行都市計畫法に於ける風致地區、史蹟名勝天然紀念物保存法に於ける指定地と相通ずるものがある。從つて保存綠地は人民の權利を尊重する精神より必要量以上に擴大せぬこと、設定された綠地に對して何等かの補償或は好意的助成を與へることを考慮されたい。然し實際問題としては保存綠地に設定された地方は特に指定された保健的行樂地となり別莊地高級農園地となつて產業的にも著しく開發される。殊に道路が整備され交通機關が充實することになれば保存綠地たることに依つて永續的に土地所有者の福祉が增進されることになり、綠地たることを强制される損失は充分償はれることになる。更に一步を進めて夫等の綠地經營に對し適當なる輔導と援助を爲し、個人的にも綠地として永續することが最も有利なる結論に達し得るなれば、公法的に保存綠地を設定する問題は圓滿な歸結に達することであらう。

綠地の興亡推移

あらゆる陸地は綠地たるべき運命を持つては居るが地理的にも內容的にも常に興亡推移が行はれつゝあることは綠地保持事業の上に重要なことである。

綠地の內容を階級的に見るならば、千古斧鉞を入れぬ蓊鬱たる原生林又は其れに準ずる自然林、喬木林より矮林に至る林地、灌木と稚樹並に草本のみを以て覆はれる荒蕪地、農作地、牧野と吾々の保健慰樂の目的を以て作られる社會綠地とになる。

之等の綠地はそれが自然力であつても又人爲であつても何等かの暴力に遭へば一點の綠なきまでに破壞され又は主要樹木等を皆伐されて形貌を一變される。然し其の一面には休むことなき自然の綠化工作は行はれ人の經濟的立場から造林、作付に依つて復綠しつゝあることは見逃すことが出來ぬ。人爲の綠地開發は自然の地物利用の目的を以て、都市聚落地の建設、鑛工業、農牧林業の爲めに行はれ常に多くの優秀な綠地が犧牲となる。然し保健慰樂的開發のみは常に綠地の保存改良建設であり、綠地の裝景整美、植栽培養であり、自然と人爲の破壞に對し自然力を援助して向上復綠の目的を促進するものであつて、之は勿論社會生活に利せんとするのではあるが、又一面自然に對する贖であるとも見ることが出來る。

綠地の破壞は人爲ばかりでなく自然の災變に依るものも多い。其の被害は却て人爲よりも甚しいものがある。震水火の災害に依つて美林が崩壞し、土砂にて埋沒され、赤膚を露した山腹、白い河原と化した悲慘な光景は到底人爲的開發の比ではない。又昆蟲、病菌、氣象の災厄によつても大なる被害があるが、其の中山火と水害は、人の負ふべきものであつて放漫、無責任にして自然を尊重せぬ結果の悼ましい現れである。綠地の復歸は人爲的の特別な工作の外は順を追うて永い歲月の間に階段的に回復するもので、この事は破壞と同じく綠地形貌の推移と見ることが出來る。先づ茅の如き強健な草本が崩へ、次に其の保護によつて適應した多くの草と木本が崩芽する。次で成長力の旺盛な落葉樹が成木し其の下に幼時は陰性な常綠樹が養はれる。更に次ぎの時代は之が永久性の陰性常綠樹林となり、樹下も陰性の下木下草を以て閉ぢられて原始的の密林に歸る。地味痩薄にして乾燥強き地に於ては茅と共に赤松の如き樹木の萠生を見、其の成長に伴ひ他の灌木、雜木の發生繁茂を見ることがある。何れにしても綠地の破壞は短時間に行はれるが其の復歸には多大の歲月を要し、亭々天を摩す巨樹、喬林にあつては數百年にして初めて得らるゝことに綠地尊重の眞劍な意義がある。

綠地が根底的破壞でなく、鬱々たる森林樹木が皆伐されて其の跡に直に植林作業が行はれず自然萠芽を待つ如き不敬虔な林業經營による破壞も決して尠くない。此の場合は一の荒蕪地となり傾斜地は崩壞の素因を作り、遂には雜木山となり、多くは短期輪伐の薪炭矮林となる。全國到る處の山野に見る大面積に涉る矮林は斯かる經路を辿つて來たもので、人間の橫暴を談るものである。矮林の景觀は遠望すれば一の荒野の如き荒寥たるもので風景的には寧ろ草山草原の觀あり、近くは林間の幽雅を味ふべきものなく、通風惡しく陰鬱なる叢林で休養綠地の目的には適ふべくもない。

蓊鬱たる森林が開墾され耕地化する如く、耕地も地力の回復を圖るべく植林されて集約林業地となり、人爲的に綠を剝取つた建築用地の內にも公園其他の社會綠地として植栽整美され、或は開發の目的翻覆して空しく放任され自然の綠化工作に委ねるものもある。又矮林經營地を喬林に仕立て長期の林地とし、又は反對に喬木林を伐

採し下木を萠生して矮林とするものもある。農耕地に在つても常に其の形貌は變化しつゝあるが、風景的に見れば大なる差異を認める程の變化は無く、たゞ最も容易に建築地化し得る危險味が多い。

斯く綠地は人の利用方法の變更に依つて地勢上多少の相異はあつても林地より農牧地建築地或は荒蕪地に變遷し、それが又自然的な復綠工作と人爲的の經營をされる爲めに立體的に推移成長し、同樣な變化が平面的に順次行はれつゝあることを思へば、綠地は常に推移しつゝあるものと言ひ得る。

此の興亡推移を綠地として保存する地域に在つては放任することなく適正な指導統制政策を立て經濟的存在と共に都市綠地としての利用厚生を圖ることは決して一石二鳥を獲へんとする空想ではない。

綠地性能の强化

綠地は平面的に大なることのみを以て滿足すべきものでなく、其れを構成する內容に依つて性能を高められ存在の價値が生ずるものと思ふ。

都市の保健、保安並に慰安風致に貢獻する綠地が一般の利用に資し周圍に好影響を與へる授惠地域はその位置並に綠樹の高さ、密度、風景的性能等に依つて著しく擴大されることは見逃すことが出來ぬ。

同一面積の平面的綠地即ち芝生、草地又は農作地を立體的綠地である森林、公園等と比較するときに著しき差異があることは何人も認め得る。更に其等立體的綠地に就て各〻の實質を比較するときに、其の內容に依つて明白に性能の特色と强弱を認めることが出來る。

玆に於て都市綠地經營は單に平面的に大なることよりも特色あるものを合理的に配置して、各種の綠地は其の內容の充實を期し相呼應して綜合的に性能を强力ならしむることが肝要である。

各種綠地の性能を見るときに、芝生、草地及び農耕地の如き平面的綠地は陽光透徹し淸々しい風は遮らるゝことなく朗らかな紺碧の大空は綠の地を被ひ、常に焦慮と鬱悶に日を送る都市人の保健慰安には力强き魅力を持つものがある。面積廣大にして丈高き森林は其の地方の保安、保健に好き影響を與へるものであつて、空氣の淨化、溫濕の調節、防風、防塵などの外、崇高な風景と靜寂にして淸凉な慰安の地を與へるが、密に過ぐるものは陰鬱寂寞の感が多い。高き喬木が孤立し或は大小數株が集團する場合は遠望的の風景價値は極めて大であるが、直接に利用し或は地方の保健、保安等の效果を望むことは難い。雜木の密生せる矮林は稍平面的綠地に近く地方的の影響は森林に準ずるものであるが直接的利用や風景的價値は甚だ低い恨がある。更に重要なることは綠地を構成する植物であつて、あるものは四季共に風景的に雄偉なる景觀を爲し、あるものは特定の季節にのみ秀麗なる色彩を表現して他の植物と共に對照的風景を構成する。平面的綠地の植物は暫く除き、林地に就て見るも混生林は純林に比し風景的に勝り、林相と色彩の變化を增し、更に其間に特異なる風景喬木を有し、平面的綠地、水面等が介在するときに風光のみならず總ての要素に於て累進的に價値を增大することになる。綠地としての價値は其の質量よりは臨邊面積に比例するものであれば、其の周邊と上頂の起伏が複雜であり內部に開空地を有するときに最も效果的であると言ひ得る。

之等の綠地の特色を研究するときに都市施設として企圖されるものは當然最も適當なる配置と性能を有する樣

設計されるべきは當然であるが、經濟的目的を持つ生產綠地に在つては其の本來の目的を犧牲となし得ざることから其の組織的配置に就き考慮する必要がある。-のみならず進んで生產的綠地をして何等犧牲を拂ふことなしに內容の改變を輔導して綠地の性能を强大とし、我國の如く地域狹小にして地價高き國柄に適應する綠地事業の推行を容易ならしむる必要がある。

都市綠地の保存と新設の根本方針

都市綠地事業は既存のものを保存助長せんとするものと新たに建設するものとあつて、技術的立場から見れば兩者相共通する保存と云ふも綠地事業の如く宏大にして又永續的のものは園藝的技術よりも如何に自然性を善用し目的を達成するかに在る。之れは又以て新たに建設する場合の根本原則ともなる。都市綠地の內純自由綠地に在つては多くの社會的意義を持ち、生產綠地を保存する場合には經濟的目的を持つことは此の保存性の保持に一層の重荷を負ふもので、純自由綠地の利用と藝術的取扱の如きは當然加へらるべきことであり生產綠地の更新期に於ける處理なども亦重要なる研究題目である。然しながら玆には核心を植物の生存保存に置くことが最も重要なることを信ずる。

都市植栽の植物に永遠の成長を期待するには其の地方の自然性に最も適應し當然蒙るべき特色ある障害に强い抵抗力を有せしむることであるが、其の計畫は我々が容易に求め、現實に作業し得る範圍でなければ一の研究であり計畫であつて實現性が無い。綠地に對する土木建築等の施設は資源さへ潤澤であつたなれば容易に目的を遂行し得るが、生物である植物は吾人の力のみを以ては如何とも爲し難いものが多い。此の意味に於て都市綠地の保有技術は如何なるものが其の位置に於て豫定せる目的に適應し、如何なる施設が其の自然性を助成し得るやを見出すことに重點がある。而して此の事業としては單に綠を保全するのみならず複雜なる目的を夫れに添加し利用せんとすることに依つて更に一層の研究を要することになる。

綠地の保存は必ずしも植物個々の保存ではなく爽快にして優秀なる綠地の保有であるから其の主體となる永久性ある植物の成長を助長するには他のものを伐採する場合もあれば頽勢期に入るに先ちて健康にして若く壯んなるものを以て更新することも當然有り得る故、天然紀念物又は史蹟植物の保存とは大いに趣を異にするものがある。又人爲的の保存作業を繼續するにあらざれば其の保全を爲し得ざる如きことは綠地事業としては適當なる考へ方ではない。

既存綠地の保存に就て其の要旨を求むるとせば先づ其の綠地の內容が如何なる方法を施すことに依つて何程迄の保全と成長を爲し得べきかを判定することである。其れには既存の植物が自然性に適應し居るや、環境と利用計畫に依つて蒙る障害に對抗し得る程度保存作業と其の奏効程度の檢討であつて、之に依つて既存の儘に於て保護を加へ、或は一部又は全部に適當なる更新計畫を加ふべきことになる。更に經濟的考慮を加ふべきものに對しては綠地の目的と經濟的經營とを何處に於て一致點を見出しめ得るかに就て考へなければならぬ。

都市綠地植物の障害と其の保護に就ては別項に讓るが、綠地事業としては個々の植物又は或る時代のみの保護技術の成功よりは綠地として永續的繁榮に重きを置くべきである。

都市綠地の新設に於ても亦同樣で自然性と障害の調査を基本とし、其の綠地が直に利用性を期待する時には即時利用の綠地設計の外に二次的に永續的綠地建設計畫を併用し時としては之れを三段、四段計畫とすることがある。明治神宮境內の植栽などは其の最も好例である。此の場合に於て地方の自然性には將來も著しい變化は有り得ないが、障害に在つては漸時增加し又變化することも想像し得る事で之れが豫測は即ち成否の分岐點であると云はなければならぬ。然しながら植物の成育は天然の力であつて、植物自身が又相當に順應性を持つことから都市植栽必ずしも悲觀すべきものではないが、其の適否は有効生存年齡に至大の關係を持ち更新期の長短と維持、經營上の難易に影響を來すことになる。

綠地の新設は植物其の他の撰擇と其の植栽保護に在るが、其れが基礎となるものは植栽さるゝ土地と成育すべき地上の理化學的狀態であつて、其等の自然性は人爲的に左右し得る餘地は尠いが、其處に何等かの缺陷あり障害あつた場合には若干の土地改良なり障害防禦策を講じ得る場合も又尠くないのである。之等は造園的植栽技術と相俟つて綠地造成の目的を達成する。綠地を構成するものに就ては別項に更に略說したい。

綠地の生命と更新

都市綠地には天然のものもあるが多くは人爲的の植栽であつて、經濟的目的を以て植栽され採收されるものは當然であるが、總ての綠地としては生命があることを考へねばならぬ。

今我々が都市の施設として綠地の存在を必要として植栽し又は既存のものを保護するも、それには旺んな成長があると共に頽廢があり死滅があることを計畫に入れるべきで、この事は綠地の永續を希ふ立場から重要である。

綠地は其の自然と環境に順應したものゝみが永續性を持つのであつて、然らざるものは極めて短期で當初の景觀が失はれ遂には頽廢死滅する。綠地を構成する植物が多種であつた場合には其の種類に依つて對應性が異り、同じ種類であつても個々の成育狀態に依つて異ることから、或るものは依然として良好な成育を續け或るものは萎縮し或るものは早くも枯死する。此の現象は即ち自然淘汰であつて之れに依つて其の地の自然を表現した綠地が殘されることになる。斯く自然の力で統制された綠地とても永年の間には其內の小數のものゝみが益々榮え、多くのものは死滅して二次的に其の地に適應した我々の豫想せざる植物が萠芽して、遂には當初の綠地と全く景觀の異るものに更生される。この天然の更新は自然を憧憬する者よりすれば純眞な綠地として禮讃するが、現代の社會事情は總てを自然に委ねることは許さない、殊に都心部に於ては最小の地域に於て種々な要求を滿さんとし邊地にあつては經濟的目的と併行される運命を持つことから、天然の風土と都市的環境とが容認する範圍內に於て同目的の綠地を保有せんとして居ることは止むを得ない。

殊に我國の如く國土狹く地價高き事情に在つては大陸都市と自ら趣を異にせざるを得ない。從つて綠地の計畫に於ても極めて集約綿密な考慮を必要とし面積の大よりは最も能率の高い綠地の保有を考究すべきであつて、多少自然性に反する過重な綠地經營の場合或は綠地としては若干の障害を免れ難い他の利用目的を持たしめる場合には、當然其の生存年齡が短縮されることを豫想せねばならぬ。此の綠地年齡は其の種類と位置並に內容に依つ

て著しく差異がある。或るものは極めて短く、或るものは殆んど天然綠地に近いこともある。而して此の生命は必ずしも死滅を意味するものでなく綠地としても性能を失つたときを死滅とし性能を失ひ初めたときは最早存續の價値なきものとして更新を圖るべきときで、此の時期は即ち綠地の年齡である。最も單純な例として街路並木に於ては其の植栽位置と樹種によつて利用期間が豫定される。即ち、利用年齡は絕對の生存年齡ではなく、街路並木の目的に適應する成育を爲しつゝある間であつて、並木として共の大半が頽廢枯死し又は道路の障害となる如き大さに達し或は大さに著しい等差を生じ反つて街路風致を害する如き狀態となつた場合は、其の並木としての更新期に達したのであり利用年齡の終局に達したものと言へる。然し公園の如き場合には其れを構成する植物の內自然の風土なり植栽方法の不適當であつたものは早く枯死し、然らざるものは益々成育して、當初に配植された景觀は此の强健なものに依つて異つたものに作り上げられる。斯くの如き場合に其の新な自然の景觀を利用して第二次の造園的考察が加へられるか或は其等の橫暴な强健樹を處分して更に造園改造される。此の時期は死滅期ではないが一の更改期であると見なければならぬ。此の更改期の長短は明かに綠地建設技術の巧拙を證明する。森林經營に於ても同樣で造林に際し更新期と其時の收穫を豫想されるが、其の豫想に達せざる場合は何等かの違算があつたものと見るべきである。都市の綠地は如何に自然に順應せんとしても種々の目的を有する人爲的の營造物である以上、自ら自然に反抗することになる。從て如何にして自然に適應し順致する綠地を建設し其れを保護育成して生命を永からしむべきかを考究し、遂に更新期に到達した場合には如何にして我々の目的とする綠地たる性能を斷絕することなくして更新すべきかの研究が必要である。

綠地の計畫に際し徒らに其の量と組織とのみに終始し其の生命に就て考へ及ばぬことは、消耗、破壞さるべき構造物の利用に際し常に使用期間が定められ原資消却或は更新費が計上されるに比し遺憾の感がある。

都市綠地を構成するもの

都市綠地の本質的內容を植物を以て覆はれた地とし得るなれば、其れを構成する植物と其の景觀と性能の如何を以て綠地の價値を定めることになる。自由空地として綠地を見るよりも植生地として見る時、綠地たることの重點が明瞭となり、又量よりは質、組織よりは性能に於て優秀なるべきことが考へられることになる。

綠地を構成するものは植物の外に水、岩、砂等があり、碧空の白雲、河や海の藍も亦植物の美を援け自然性を表現するものであるが、其の核心をなすものは植物である。而してこの植物も其の機能の上から見れば樹木が主體を爲し灌木、芝草がそれに追從する。從つて都市綠地を構成するもの〻研究は單に植物と言ふも其の實は都市植栽に適する樹木の研究であるとも見ることが出來る。

綠地を構成する植物は其の地方的自然分布のもの〻外、人爲的に他地方のものが移植順致され栽培される爲めに相當多數のものが包容されて居る。然しながら都市に於ては其の地方的風土關係の外に特殊の環境を有する事から、如何なるものが其の特殊な地位に堪へ且つ都市綠地として期待される複雜な性能を保有して克く其の使命を完うし得べきかゞ研究の焦點となるのである。都市綠地の特殊な事情は決して都市內外の全地域に均等に存在するものでなく、都心部及び工業地域の如き植物の生存に對して特殊の障害が極めて大きく、且つ吾人よりして

も其の障害を植物の力を以て輕減する必要のある方面に於て其の特異性が著しく、順次郊外の自然地に至るに從つて輕微となり、遂に都市の特異性なるものが失はれ、たゞ風土的特異性と行樂地としての利用關係のみとなるのである。而して都市として特殊の障害多き方面即ち植物の生存に困難なる方面は、又以て最も綠地保有の必要を感じ且つ其の健全なる機能の活躍を要望さるゝ方面であることから、都市綠地の研究は此の特異性の最も大なる方面を目標として進むもので郊外遠くの自然綠地の構成を研究せんとするものではない。

都市綠地を構成すべき植物が蒙る特異な障害は一は都市の活動に依つて發生する有害物であるが、同じく都市と言つても都心部は郊外の自然地に於ける如き良好なる土地並に空氣の理化學的狀態を持つて居らぬ。又人爲的栽培保護の不徹底が多分に在るのみならず綠地の直接的利用に依つて蒙る不可避的障害も尠からぬものがある。之等の自然と人爲の惡環境に在つて強き耐抗力を持ち都市美を構成し且つ管理に容易なることが都市植栽植物を選ぶ場合の標準になる。

植物の生存力は甚だ彈力性のあるもので、地味瘠薄であつても空氣清澄なれば相當の成育を爲し、空氣不淨なるも地味良好にして培養保護周到なる場合には意外に耐抗力を增し、性強健なるものも全く瘠薄の地に植ゑ、放任せらるゝときは空しく都市環境の犧牲となることがある。實際問題としては比較的強健ならざるもの、自然風土に適せぬものも相當なる培養保護を爲すときには、其の生存年齡は犧牲にされるが成長壯なる期間は克く都市植栽の使命を完うすることが出來る。即ち植物の自然性と都市綠地の保護は相關聯するもので單純に種類のみを論ずることは當を得たものではない。

今東京地方に於て都市植栽に適した抵抗力強き植物を一瞥すれば、常綠松柏類に在つては黑松に勝るものはない。容易に長大に成育し雄偉なる景觀を作り、東京の鄕土風景の根幹を作るものである。北の黑松に頡頏し得るものとして米國のリギダ松があるが果して黑松を壓して將來の東京の風景を作り得るやは未知數である。併し若木に於ては黑松より一層耐抗力が強い。赤松は之等に比し甚だ弱く高燥なる陽地に於て相當の保護がある時初めて生存し得る。松類以外の松柏類で都市植栽に堪へるものは甚だ少く、檜と羅漢松が陰性で强健なることが認められる。檜は縱類の如き深山性の風貌を備へ羅漢松も幽邃な風韻を持つことから都市造景樹として愛用される。移入樹たるヒマラヤ杉（Cedrus Deodara）は高山樹の相を持ち其の高雅にして明朗なる風趣は近代都市建築との調和良く、又意外に都市環境に對して抵抗力大にして容易に數十尺に成長し得ることは將來を期待される。

常綠濶葉樹は上代には東京地方の鄕土木であつたらしく松柏類に比し一層强健であつて、比較的濕暖なる方面には山樟、樟、珊瑚樹など最も强く、地味比較的肥沃にして寒風の害尠き方面にては椎、マテバシヒ、赤樫、白樫、鷄木、木斛が强い。姥目樫、女貞、椿、海桐花なども都市の勇者であらう。

移入木としては泰山木（Magnolia grandiflora）がある。强い乾燥と日射には其誇りを傷けるが雄大なる常綠の花木として都市綠地ならずとも他に比すべきものがない。概して常綠濶葉樹は松柏類よりは生長遲く、高さ低く密生する傾を持ち、地味肥沃なることゝ群生することを要求されるが、命數永く鬱々たる神祕境を都市に作ることが出來る。常綠濶葉樹は單獨にては風景的變化に乏しいのが缺點とされるが、嫩葉の發生期には松柏類に見難き鮮やかな色彩と光澤を以て覆はれ其れが日一日と變化推移する趣は花木にも劣らぬ。

落葉喬木に在つては概して常綠樹より抵抗力著しく強く生長又旺盛にして長大なる生育を爲し都心地の綠としては獨壇場とも言ひ得る。然し都市綠地として期待される性能は四季共に働くことだから、強健なる常綠樹又は常綠灌木と配植されて其の缺陷を補はれることが必要である。落葉樹の生長期間は常綠樹に比し數倍の長きに及び枝葉が繁茂することから空氣を淨化し清涼たらしむる力は大きいが、冬期には其の働を缺く遺憾がある。然し春より夏を經て秋に至る期間が又最も多く綠地の効用を認められ且つ利用される。殊に之れを風景的に見るときに常綠樹の到底生育し得ぬ程度の地に於ても偉大なる自然を表現し得ること、四季の變化の美妙なることは禮讃に値するものがある。

東京附近に自生する落葉樹で地方風景を形成する喬木に椋樹がある。經濟的用材としては一顧の値もないが造景的効果は否定することは出來ぬ。直幹は亭々として伸び、老成すれば主枝は根元近くまで垂下する優雅な風趣と幹より根元の雄渾さは大都市の綠地を裝ふに充分である。地味を撰ばず耐抗力の強いが稚樹の群生は粗野にして見るに堪へぬ。欅は鄉土木ではないかも知れぬが古くより東京の內外に經濟的喬木として屋敷林、境界並木として至る處に植栽せられ、又雜木林の內に自然萠芽したものも尠くない。幹と葉は椋樹と最も近似して居るが、高さ數十尺の巨幹となつても樹冠が盃狀に開き若々しい銳氣を見せて居ること、根元に著しく隆起した根張りの少いことが異る。風景的には椋樹に一步を讓るが耐抗力は稍優るやうである。

古來水火も厭すことの出來ぬ強健な喬木として知られた公孫樹は前世紀の遺種として又最も麗しい葉型の木として世界的に讃美されて居る。煙埃はもとより病虫の害にも超然として天空高く千年の齡を保ち、幾回かの祝融に黑焦となつた幹よりも澁渋とした新綠を萠生して幾世紀かの歷史を語り顏である。並木か孤立木として麗はしく群生の林としては賞すべき値が無い。此の强健を誇る王者も最近都市街路に瀰漫する一酸化炭素瓦斯或は防腐木材より蒸散するクレオソート瓦斯等に弱い爲都市喬木としての最高地位から轉落せんとしつゝある。都市植栽樹として世界的に最高の地位を確保しつゝある喬木は亞細亞の一隅から見出された篠懸木(Platanus)であつて、亞細亞種は枝葉の風致北米種に優り、强健の度に至つては北米種に一步を讓る。老成すれば椋樹の如き樹容を作り、葉は槭樹の如くして大きく、長い葉柄と細い枝は微風にも戰く。幹枝は淡色にして外皮は鱗片となつて剝離して白き膚を現し獨特の風趣を添へる。孤立樹、並木並に林生に佳く高く天空を覆ひ任意に整枝して建築的技巧を加へることも出來る。造景的價値並に都市障害に對する耐抗力の大は全く他の追從を容さぬものがある。

更に極東櫻花國首都として國土の表徵であり國民性を表現する櫻花を見逃すことは出來ぬ。神代以來愛され全國至る處に自生する櫻樹も近代都市の特殊な環境には遺憾ながら耐抗力が弱い。從つて都邊と郊外綠地に植栽されるのであるが都心部とて絕望すべきではない。櫻の內にも染井吉野は樹勢强く生長最も早く樹枝は扁平に展開し廣潤たる綠地の植栽樹として他に比すべきものがない。葉と幹を襲ふ害虫と病菌の保護を爲し充分な培養をするなれば、樹齡は櫻花の如く短かいが更新策に遺漏なくんば其壯麗にして優偉な櫻花を都市の誇りとすることが出來る。山櫻、彼岸櫻の類は染井吉野より强健であるが生長力遲く百年にして漸く偉觀を形成する。併し數百年の長壽を保つのみならず保護培養による回復力も强いことから永遠の風致樹としては缺き難い。五色櫻八重櫻と稱する里櫻は園藝的に見るべきもので其樹齡と生長力は染井吉野に及ばず、充分の培養と更新案を立てゝ愛植す

べきものであらう。

都市植栽に適はしい落葉喬木には尚多くのものがあるが、こゝには數種を代表せしめたのみで他は總て省略し、都市綠地の地面を裝ふ下木下草に對し同一の見方を以て眼を轉ずる事とする。都市の特殊な障害に對しては強健な落葉樹を以て綠化し、冬期綠の缺乏は常綠灌木に依つて趣を添へられる。其の代表としては青木と八ツ手である。共に陰地に堪へ都市綠化の第一線に立つて劇しい障害に耐抗して居る。灌木仕立の海桐花厚皮香之れに次ぎ、移入植物としては熱帶の荒野を鄉土とするユッカ類が陽地に植栽されて朗らかに都市風景を讃美して居る。

落葉灌木としては特筆すべきものが無いが小葉は海外に於て水蠟樹と共に其の地位を認められて居るが優雅な植物に富む我國に在つては甚だ不遇である。概して灌木は樹木の下草として幾分上木に保護される代りに陰性のものが賞用されることになる。然し芝庭に點植される如き場合には陽性の車輪梅杜鵑花伽羅木などが用ひられて居る。

移入の灌木として種々の型態に於て利用され初めたものにピラカンサスがある。陽地に適し生長旺んにして整形の自由なこと、障害に對する抵抗力の大なることに依つて將來を期待されて居る。更に地を覆ふ芝草としては日本の野芝高麗芝が乾燥せる陽地に於ては強健であるが、低濕にして有毒瓦斯の多い工場地帶等にあつては白クローバーや洋芝の或る種などが遙かに優るやうである。陰地の覆栽としては龍ノ鬚であるが、葉の大きな蔓吾なども意外に耐抗性の強いことが實見されてゐる。

次ぎに都邊より郊外に、更に山岳地帶には各種の植物が經濟的目的を以て最も其地の自然性に適合する樣植栽され、又自生して居る。從つて之が論評の焦點は都市綠地の特異性よりもむしろ風景的効果の多少にあるのであつて、即ち植物の種類よりも其の配合或は林相が主要な問題になる。而して繪畫的風景は蓼然たる林農地に在らずして共等が複雜に錯綜し、屋敷林、社寺の森などが其間に點在するところに魅力ある風景を形成する。東京郊外の綠地風景として重要なものに雜木林があるが、之は鄉土色を表現するものとして當然保存さるべきものである。之には天然林と植栽林とあるが多年の間に種々の樹木が混生し、其内の赤松は五、六十年以上の伐期をもつて用材として採木される。雜木は二十年内外の薪炭材として伐採される爲に遠望すれば亭々たる赤松林であるが其の下木として楢、欅、シデ類、栗、エゴ等が矮林を爲して居る。時としては雜木も數十年生の喬木となつて空を覆ひ地上に山草と蘚苔で厚く敷つめられて居るものなどは休養林地として最も喜ばれるものである。此の老成した雜木林にて樹木の幹と根張りは最も自然味を感ぜさせられるもので、縱に深い割れ目を作る暗色の欅、灰白色の斑をつける楢、筋張つた膚が縺れて必ず一方に傾き且つ趣ある根張を現はすシデ類、暗褐色の栗、滑かで暗紫色のエゴなどが入れ交つて居る。

雜木林の神秘的な味は五十年生以上のもので、十年生位までは林内の利用としての値は全く無い。雜木林は自然萠芽のものが幾代も〳〵伐採され萠芽したものは巨大な根株となり、樹種も種々のものが添加されてゐる。

山地に近いものは杉、檜、槍、花柏などが混り、椎、樫、粗樾などが混じてゐることもある。雜木としてはネムノキ、イヌザクラ、ヤマザクラ、ケヤキ、カラクワ、ゴンズイ、コブシ、ガマズミなどが交り、下木も比較的

明るいウシコロシ、ニシキヾ、コヾメウツギ、ツヽジ類が生え、暗い處ではヤブムラサキ、マユキなどが見られる。

此の雜木林が斷續的に綾いウネリのある平野に點綴して居る風景は東京郊外の特色であつて、自由綠地としてはなるべく老齡のものが望ましく、赤松の伐採を統制したなれば雜木は十五年、廿年で更新されても敢て差支はない。

更に山地に近づくに從つて永續的の林地として赤松、杉、檜等の純林が增加し、粗放な經營地は雜木のみの矮林であつて其れに樅、赤松などの針葉樹の老樹が點在し、溪流に添うてはコブシ、ホウ、トチなどがある。傾斜の急な林地は開墾されることはないが平地又は緩傾斜地は段々の山畑となることがある。又蓊蒼たる急傾斜の樹林を登ると頂上には平坦な畑地があつて闊達とした眺望と朗らかな天空を親しむことなども、行樂の綠地としては同じやうな林の連續より味がある。

斯く見來るときに都市郊外の保存綠地は其の經營の統制に相當に考慮を要するものがあつて、自然味を胃濱する如き破壞的伐採や營造物の建設さへなくば、あまり嚴格に考へ過ぎぬことが反つて人間味のある自然の風景を作るものであると言へる。

都市綠地の保全

曩に述べた如く都市綠地が一般の綠地と異る使命を持ち又犧牲的運命に置かれて居るとすれば、之れが健全な

る發達をなさしめることは都市綠地の意義を徹底するものである。之れに反して如何に面積に於て廣大であり配置に於て合理的であつても其れが荒野の如きものであり又は何等感興に値せぬ矮林などであつたなれば此の綠が何の幸福を都市人に與へ得るであらうか。

同じく大都市であり其の都市的障害は略ぼ同じであつても、其の氣候風土殊に地味は障害に對する抵抗力に重大な關係を持つことは、體格良く營養充分な人が抵抗力の强いのと同樣である。此の點よりして東京、橫濱、京都などは大阪、神戸、伯林、巴里、倫敦、紐育に比して甚だしく惠まれてゐる。然しながら地形上、土地利用狀態が亂雜である爲めに障害原因の發生地が數ケ所に散在する如き、又は他鄉の移住人より構成されて鄉土精神の固定に乏しいことなどは都市綠地の破壞を多くする。地味肥沃にして土地の綠化力旺なる地方は種々な原因に依つて荒廢しても、適當な綠地政策が立てられ市民が其れを援助するに於ては其の回復は比較的容易であるが、自然環境の不良な地方は一層の努力を要する。

綠地の保護は、在るものをたゞ金佛を保存する樣に大切に保存するのではなく、最も良き綠地を永續さすことで夫れには改良培養もあれば適期に古木を伐採し更新することもある。

綠地は其處に生えてゐる植物のみでなく丘陵、岩石、河川、池沼等の地形地物も又切り離すことの出來ぬもので、地形あり植物あり水あつての綠地とも言へる。從つて地形地物の保存、水の汚染對策なども共れに關連する。然し何としても綠地は植物の良好なる生存を本體とすることから植物の保護培養と其の保存統制は重要な問題である。勿論都市綠地としても都市より遠く離れた森林地帶或は農村の綠地までを特に人爲的に保護培養すべしと

主張するものではなく、都市綠地の內、都市の障害的影響を與へる部分殊に都心部或は工業地區に近い方面に就て技術的に其の對策を研究し郊外綠地はそれと全く趣の異つた立場から、即ち多數の都人士がそれを利用することに依る障害を少なからしめ、更には都市人を對象として制定した綠地の素質を高め其の効果を大ならしむべき積極的の存續を考究せんとするものである。

論者の憂ふるところは數量的減少でなく內容と機能の減退で不可抗力とも見るべき都市障害に對しては別章に其の保護に就て略說するが、人爲的に經濟上綠地が伐採される如きは土地所有者としては當然の行爲であつても、綠地保存上之れを放任することは出來ぬとすれば、玆に都市綠地に制定された區域は經濟上其の價値を喪ふことになる。斯かる矛盾は漫然放任することなく法制上にも行政上にも徹底した政策を其處に確立して個人の權利を尊重し產業の保護を計るべきである。然るに往々斯かる問題は所有者の無理解、公共精神の缺乏として執政者の責任を良民に轉嫁されることがあり得る。若し斯くの如きことが將來在るとすれば都市は農村の怨府となり國民の一致協調に罅隙を生ずるものではなからうか。

都市植物の障害と保護

植物も動物と同じく克く其の天壽を完うするものは尠く何等かの障害に依つて生育に支障を起し生命を危ふし遂には枯死する。只動物と異ることは動物が如何に保護に意を用ひても其の平均命數の二倍を生存することは難いが、植物に在つては其の立地と環境が佳なる場合には十倍十數倍の命を保ち風致的價値を高める。然し其の一面には動物の如き移動性が無い爲めに一度び何等かの障害に遭遇した時は逃れることが出來ぬばかりか自ら治療回復に努める可能性がなく死を待つ外はない。斯かる植物の生理的機能其他を我々の保健と慰安に利用することは植物からすれば初めより其の運命を明にした犧牲であつて食用植物と少しも異らぬものである。問題は其の使命を充分に完うせしむべく健全な生育を爲さしめ衰滅に對しては事前に其の存續的更新を圖るにある。

都市植物の蒙る障害は土地に其の原因を持つものには先天的のものと漸加的のものとあり、空氣中より來るものは都市活動の結果であつて最も特色あるものである。氣象の劇變より來るものは都市のみが蒙るものではないが都市なるが故に其の害を著しくすることが多い。之等の原因で衰退しつゝある植物は容易に害虫並に病菌に襲はれ死を招くことが多い。人爲的の害としては惡戲と過失であつて量に於ては微々たるものだが保存尊重の精神上重きを置くべきである。

土地の缺陷は都市の建設が農林業と異り地味よりは地勢に依つて其の運命が左右される爲めに天然に不毛の不良地である場合がある。又幾回か建築其他の爲めに地質を荒され、火災に焦土となり、有毒物の停滯する事によつて不良となることもある。更には地下水の高低と汚染地下有毒瓦斯の飽和等から來る場合も多い。之等は小面積であれば土地改良法の施行に依つて或る程度迄は救ふことが出來る。空氣中より來るものは有毒瓦斯と煤煙塵埃等に依る汚染であつて、直接には植物の營養及び呼吸組織に多大の障害を與へ、雨等に溶けて毒水、汚水となつて植物を被ひ更に根に及ぶ。氣象的のものに在つては暴風雨が最も大なる被害を與へ、都市特有とは云ひ難いが受損物の價値が高い爲めに損失は極めて大きい。又熱の良導體で土地が建蔽される都市では空氣は常に乾燥し

高溫であり反射熱が烈しく建物に衝突した旋廻的な突風が多い等のことから溫濕度並に風力の劇變が多く他の障害を一層助長する。

害虫と病菌は前記の如き罹病的素因を持つ都市の植物としては一般の綠地より被害が著しく、被害を受けたものは回復力が甚だ弱い。人爲的の害としては惡戲よりは無理解な管理即ち清掃、風致的技巧或は適當なる保護の怠慢等に基因するものが多いが街路樹には交通上の事故に依るものも尠くない。此等の障害の內には程度こそ異るが多少共人爲的に保護豫防し又は治療し得るものと全く不可抗力と見るべきものとある。即ち地質土壤の改良は爲し得るが大面積に對しては不可能に近い。氣象の影響は綠地としては如何とも爲し難いが幾分の防禦は出來る。空氣の理化學的惡質に就ては其の著しい原因を起す工場等に對して相當な對策を講ずるか又は都市綠地より遠く隔離することが必要で强力なる法規の力に依る外はない。其他何處より發生するか判定に苦しむ如きもの、綜合せる害に至つては不可抗力と爲す外はない。土壤中に浸潤する有毒物も同樣である。寄生動物並に細菌に依る害は地上部は比較的容易に豫防治療を爲し得られるが地中のものに對しては可能性に乏しい。傷痍に至つては早く手當を爲し傷部に細菌等の寄生するを防止するなれば敢て怖るべきものではない。

之等種々の障害に際して其の死命を制するものは營養であつて營養佳良にして生長力の旺なるものは抵抗力著しく大である。從て可能性の薄弱な保護のみを唯一の對策とせず營養に力を盡すことは最も容易であり且つ最も有効な保護策である。營養方法としては單に施肥の潤澤を圖るのみならず生育上必要な理化學的狀態を佳良にすることが必要で之れに依つて他の不可能な障害に對し植物自身の抵抗力を增進することが出來る。

然しながら必然的に障害を生ずべきものに對し其の保護を焦慮するよりも、根本策としては都市內外に於て植物の生存に障害を生ずる虞なき地を定め植物を撰び適當なる管理を爲すことである。之の研究なくしては凡百の計畫も現實的權威を失ふものではあるまいか。

生產綠地の經濟的對策

社會施設として設け保存する綠地又は他の其れに準ずる保存綠地に對しては旣に述べたが、郊外の廣大なる生產綠地を都市の保健慰安と風致の爲めに其の存續を必要とするものに對しては、元來が土地の經濟的利用を目的とする土地である以上其れを何等の補償なしに沒することは出來ぬ。たとへ其れが官公有林等であつても經濟的收益を目的とする場合は同樣である。

生產綠地は永年性の喬木林地、短期の矮林地、農作地、牧草地に大別され得る。牧草地は殆んど變化が無いやうであるが栽培を怠れば忽ち荒野となる。農作地は普通田畑に區別され幾年かの輪作を企圖され幾年かの後には林地として地力の回復を圖る。林地に於ては矮林は十年餘にして皆伐され荒野的狀態を經て再び古株より萠芽し回復し、喬木林は數十年百年を伐期とし採木され普通の場合は更に植林されるが、時としては矮林地となり荒地として放置されることがある。何れにしても採算的に經營されるものであれば時として農林牧地を工業又は宅地に變更することも有り得るから、都市綠地なる制度は其れを禁止することになるのである。又農牧地が林地になることは大體は喜ばれるが、喬木林が開墾されて耕地となり矮林が牧草地となることは贊成されない。之等の經濟

的企圖を綠地事業に依つて制限されることは土地經營者としては大なる苦痛である。玆に於て土地經營者に何等の損害を與へずして綠地事業を達成すべき政策が要求される。消極的對策としては損害の補償であるが、積極策としては農林業等の土地經營に對する綠地的指導と其の助成である。先づ林地の保存に就て見るに其れが鬱々たる喬木林であつても見渡す限り一樣の林相は都市綠地として決して望ましいものではなく、風景的變化を望む結果は適當なる輪伐を爲し年齡の異る林地が巧に配置され、場合に依つては闊達とした空開地が介在することも望ましい、或る主要部の風景樹又は風致林の保存の外は適當な輪伐更新は最も望ましく、林地の利用上から見ても年と共に其の位置の變遷することは反つて興を深くする。矮林作業地に在つても其の內に介在する赤松の如きは喬木として長期伐採を計畫し雜木の短期伐採を交互に行ふことによつて地方風景の推移が起る。農耕地の內には果樹園、茶園、花園の如きものは都市近郊に適はしく都人士を誘致し直接購買宣傳の機會を作り、蔬菜、穀菽、輪作地に在つても同樣にして工業地宅地等と爲す事なく高級農園地として永久的安定を得る方法も考へられる。

更に一步を進め之等を農家の任意に放任することなく近都的副業の助成、有望種苗の配布、高價地栽培法の指導生產物販賣の助成、都市肥料の供給等に依つて近都農村として高度の發達を爲さしめ、行樂者の增加、社會綠地の配置に依る休養、產業の開發等を都人商人が奪ふことなく地方農村の福利とするなれば、都市を圍る生產綠地の保存統制は難事でないのみならず相互的利福を增進するのである。

都市綠地事業を行政的に見たい

都市綠地の保有は屢々論ぜられ、其の計畫も亦立たんとしてゐるが如何にして此の大事業を實現すべきかに就ては前途遼遠なりとするものが多い。然し學者の理論、法制家の研討を經て計畫が樹立され法的に制定されて尙實施し得ぬものが若しありとせば、其れは行政上の責任にあらずんば、根本計畫に何等か社會事情に適合せぬことがあると見るべきであらう。從つて筆者の言はんとする處は計畫の編成に際し、法規の立案に臨んで、この計畫が實現されることを根本として考慮したいことである。

國土狹小にして人口多く國を擧げて集約的經營を餘儀なくされ、富力大ならざるに地價高く個人として土地の所有に强い執着を持つ結果權利者が微小に分割されてある我國に於ては、國土廣く從つて地價低く土地所有に冷淡なる國柄と同樣な計畫は相容れ難いものが多い。我國に於ては我國情に適はしい全く獨自の立場より立案し社會大衆の理解と贊同を得、而して實現性の多いものとせねばならぬ。

筆者の主旨は都市生活者の福祉に重大の影響を持つ現實の問題として之が實現の一日も早からん事を切望すると共に、其の準備調査と並行して廣く一般の理解を喚起したいこと、一度破壞したなれば容易に回復し難い優秀な自然綠地の保有を確立し、又新に建設すべき綠地は一日早ければそれだけ容易である事を想ふものである。

更に一步を進めて記述することを許されるなれば純自由綠地即ち廣義に於ける公園及び慰樂道路の量と其の配置は實現し得る程度に止め、其の餘力を以て生產綠地と見るべき民有の保存綠地の助成と保存補償に振向けて大綠地事業の實現を容易にしたいことである。

都市として其の內外に綠地を置く事を必要とし自ら其れを保有することの外に、他の目的を以て經營しつゝあ

る綠地をも其の統制の下に置く事を必要とする場合に、其等の綠地を一片の法規を以て現狀保存を爲さしむるか又は綠地事業としての統制の下に置く時、若し其の經營者が何等かの損害を蒙る處ある時には相當の補償を爲し、又其の經營を綠地事業に適應せしむる統制と指導を爲し同時に其れを徹底すべく相當の助成を爲すべきである。之等の助成補償は自ら綠地を保有するに比すれば極めて輕微の負擔であつて、若し巧妙なる指導助成案を樹立し得るなれば自他共に多大の利得を爲し得ることも豫想に難くない。綠地の保有は決して漠然と絕對に現狀保存を企圖すべきものではなく、適當なる事業經營は反つて經濟的福利を見得る餘地が甚だ多いことを主張したい。

總ての事業計畫は同時に永遠の管理經營を前提とするものであり、計畫の實行に依つて總ての人々が福利を得て常に其れを支持すべき經營を爲すことが現代の社會行政思想である。即ち計畫としての根本理想は決して一部企畫者のものでなく社會人の理想たるべきもので、其れを實現するには總ての人々が滿腔の協讃を爲し其の經營は社會全般が容認支持するものでなくてはならぬ。此の見解に於て行政者として事業を達成するには更に多くの研究と準備工作を必要とすることを切實に感ずるものである。而して概觀すれば綠地保有の如き廣大なる事業は行政的にも財政的にも相當に考究すべき多くのものが横はつて居ることを認め得るのであつて、其の立場からも相當の考究を進むべきであると思ふ。

綠地事業も他の都市施設と同じく如何にすれば最小の經費を以て最大の効果を擧げ得べきかてふ現實の問題となるのであれば都市の保健休養並に慰樂としての事業は又以て地方の土地政策、産業計畫にも關連して之れが實現に邁進すべきであらう。（九・九・九）

東京綠地計畫

都市計畫東京地方委員會

一　綠地計畫の必要

都市は自然の發展に放置する時は人口の增加に伴ひ外延的に膨脹し、爲に郊外に於ける田園綠地は漸次住宅地として或は商工業用地として侵蝕せられ、次第に自然の景勝風致を破壞し、都市生活を益々自然より隔離し、加之人口の過密、綠地の減少其の他煤烟、塵埃等に依り空氣を汚染し、爲に市民の保健、休養、慰樂竝體育上甚だ憂慮に堪へざる現象を惹起し、又は都市の美觀を損し尚火災其の他非常時に於ける避難所の缺乏を招來することゝなるのである。

飜つて帝都の現狀を見るに其の發展顯著にして、都市計畫區域内の人口は都市計畫法を施行したる大正九年の國勢調査人口三、三五八、一八六人、密度一ヘクタール當五九人より十ケ年後の昭和五年の國勢調査に在りては、人口四、九九六、九一三人、密度一ヘクタール當八七人となり約五割の增を示し、昭和七年十月には遂に東京市域の擴張を斷行するに至り、東京市は都市計畫區域の殆んど全部即千歳、砧の兩村を除く八十二ケ町村を併合して

面積五五、一九五ヘクタール（約一六六、九六〇、〇〇〇坪）人口五、四二二、〇〇〇人を算するの大都市となり、都市計畫區域内總人口も五、四三八、五〇〇人を示し、將來益々發展の機運に在つて現狀の儘で推移せば動もすれば郊外の田園綠地は全く影を潛め、武藏野の俤を偲ぶべき景勝の地も其の特色を滅却せらるゝの虞がある。

然るに從來之が施設、保存に關しては舊市内の燒失區域に於ては復興事業に依り、公園施設の稍〻完備するものあるに至つたのであるが、山ノ手を初め新市域に付ては僅に東京市に於て特殊の公園を施設し、又は都市計畫に依り風致地區を指定して綠地の荒廢を防ぐの方策を講じつゝあるに止まり、未だ公園其の他綠地の施設に關する統一的の計畫を見るに至らず、市民の保健、休養乃至都市美觀上甚だ遺憾に堪へざる所であるから、當委員會は之が計畫の樹立竝其の實現を期することゝしたのである。

二　綠地計畫協議會

綠地計畫の樹立竝其の實現に當つては綠地の定義、分類を初めとし計畫區域、計畫案の作製竝其の實現に關して調査研究を要するのであつて、或は現行法制を改正し又は特別の法規の制定を必要とするに至るべく、或は施設費財源等に關して財政上の研究を要するに至るべく、或は施設者の決定其の他綠地施設と國又は府縣市事業との調和連繫に關し研究を要するのであるから、調査研究の萬全を期する爲綠地計畫協議會を設くるを適當と認め、昭和七年十月十日之が組織を決定し、會議の準備を進めたのである。茲に第一回の會議に於ける會長の挨拶の一端を掲げて本協議會設立の趣旨を一層闡明ならしむることにする。

會長の挨拶

（前略）　御承知の如く東京市は昨年の十月に市域の擴張を致しまして都市計畫區域内の殆ど全部、卽ち千歳、砧の二箇村を除きました八十二箇町村を併合致しまして、區域から申せば舊市の約六倍半に當ります一億六千餘萬坪と云ふことになつて居りまするし、人口五百萬を算する大都市となつたのであります。就きましては交通、衞生、保安、經濟等各方面に亙り都市計畫を完備しまして、帝都の偉容を整備すると共に市民の生活の向上改善に資する途を講ずることが最も急務であると存ずる次第であります。而して街路、運河、上下水道等に付きましては從來其の計畫を進捗致しまして、それぞれ嗣來事業の執行中で御座ゐまするが、市民の保健、休養、慰安、體育等の方面に於きまする施設として必要な公園其の他の綠地に關しまする事柄は、舊市内の燒失區域に於きましては復興事業を執行致しまする際等に稍完備致して來たかと存じますけれども、山ノ手方面を初めまして新市域に付ては、甚だ遺憾ながら其の計畫も未だ其の緒に就いて居らないと申して宜しいのであります、加之年々人口の增加に伴ひまして郊外に於ける田園綠地等は漸次或は住宅になり、或は商工業用地としまして開發せらるゝのであります。其の間に自然の景勝風致を破壞する傾向もありますので、此の點から觀ますれば憂慮に堪へないところも尠くないのであります。當委員會に於きましては近頃風致地區の指定に依りまして綠地の荒廢を防ぐ方策を講じて居りますけれども、公園其の他綠地に關する施設に關しましては、先づ全然今後の調査と施設に俟たなければならないと申して差支へ無いのであります所謂綠地計畫に付きましては、公園を施設致しまする外、例之ば史蹟名勝天然紀念物保存法或は森林法規等の運用に依りまして、直接に其の目的の達成に資するところはありますけれども、更に統一的に之が計畫を樹てなければ到底其の目的を達成することは出來ないと存ずるのであります。而して綠地計畫を樹てると云ふことに付きましては、東京市の地勢竝發展の狀況に付て考へますと到底現在の都市計畫區域内では之を完成することは不可能ではないかと考へられるのであります。從つて廣く都市計畫區域外、隣接府縣の區域に迄渉りまして調査を遂げたいと思ふのであります。又計畫の樹立に付きましては法制、財政等にも關係を致し、且又各省の施設とも關聯致しますところが多々ありますので、内務省、陸軍省、鐵道省を初めと致して警視廳、東京府、東京市竝神奈川、埼玉、千葉の各縣の當局や及他の方面に於ける斯道の權威であられる皆さんの御會同を得

まして、それぞれ御意見を伺つて出來るだけ速に適當の計畫を樹てたいと存じまして、玆に當委員會内に東京綠地計畫協議會を設けたのであります。（以下省略）

綠地計畫協議會の組織、協議事項、會議の狀況等に關して其の概要を述ぶれば左の如くである。

（一）協議會の組織　協議會は其の名稱を東京綠地計畫協議會と稱し、都市計畫東京地方委員會内に置き會長司裁の下に委員及臨時委員若干名を以て組織し、東京市民に關係ある綠地の計畫を樹立し且其の實現の方法を研究調査するものであつて、委員は計畫全般に亙り調査の任に當ることゝし内務省、都市計畫東京地方委員會、警視廳、東京府及東京市の各關職員竝造園又は保健、衞生等に關する學識經驗者を以て之に充て、臨時委員は神奈川、埼玉、千葉の各縣内の事項及之に關聯する事項の調査の爲當該縣當局職員を以て之に充て又都市の防備、運輸、交通、道路、河川其の他公共用地の保留等綠地計畫竝其の實現に關し密接の關係ある事項を調査する爲陸軍省、鐵道省其の他の官廳當局職員をも必要に應じ之に充つることゝし、昭和七年十月十日會長より關係官公署に對し夫々委員又は臨時委員の推薦方を依囑し、學識經驗者に事務依囑の手續を取つた。而して選任せられる委員及臨時委員は左の如くである。

委　員

一　内務省都市計畫課＝庶務係長、第一技術係長、第二技術係長
二　都市計畫東京地方委員會＝庶務係長、第一技術係長、第二技術係長
三　警視廳＝保安部建築課長、衞生部衞生課長
四　東京府＝土木部土木庶務課長、内務部農林課長、内務部墓地課長、學務部社寺兵事課長
五　東京市＝都市計畫部計畫課長1)、都市計畫部調査課長2)、教育局學務課長、保健局公園課長、土木局庶務課長

註　(1)、(2)ハ職制改正に依り監査局都市計畫課長となる

六　學識經驗者

臨時委員

一　神奈川縣土木部都市計畫課長
二　埼玉縣内務部土木課長
三　千葉縣内務部土木課長
四　東京鐵道局運輸課長
五　東京警備司令部員
六　内務省東京土木出張所員

（二）協議事項　綠地計畫協議會に於て協議すべき事項の概目を示せば左の如くである。

第一　綠地の分類に關する事項――一　綠地の意義に關する件、二　綠地の分類に關する件

第二　綠地計畫區域に關する事項

第三　綠地の基準に關する事項――一　普通綠地に關する件（イ　公園に關する件、（附）行樂道路に關する件、ロ　墓苑に關する件　ハ　公開綠地に關する件、ニ　共用綠地に關する件、ホ　遊園地に關する件）、二　生產綠地に關する件、三　其の他の綠地に關する件（イ　庭園に關する件、ロ　保存地に關する件、ハ　帝都防備と空地に關する件）、四　土地修景に關する件

第四　綠地計畫案の作製に關する事項――一　資料の調製に關する件、二　現場調査に關する件、三　計畫案の樹立に關する件

第五　綠地の實現に關する件――一　法制財政に關する件、二　計畫綠地の實現に關する件、三　綠地思想の普及方法に關する件

（三）會議の狀況　綠地計畫協議會は今日迄に二回の總會と特別委員會一回を開いた。第一回の會議は昭和八年一月二十五日であつて、先づ前記協議事項の順序に從つて第一綠地の分類に關する事項を議題とし所謂綠地の意義を定め、次で綠地の分類に付討議して其の大分類を普通綠地、生產綠地、綠地に準ずるもの〻三種とし、更に普通綠地を公園、公園に準ずるもの、墓苑、公開綠地、共用綠地に準ずるもの、遊園地に大別し、又綠地に準ずるものを庭園及保存地に區分し、第二綠地計畫區域に關する事項及第四綠地計畫案の作製に關する事項中資料の調製に關する件に付調査資料の範圍、調査の分擔に關して議事を

進め、第四綠地計畫案の作製に關しては直に決定を見たのであるが、第二綠地計畫區域に關する事項に付ては計畫樹立の根幹を爲す所であるので、其の決定に當りては特に調査委員を擧げて、調査研究を遂げたのである。第二回の會議は昭和八年十二月二十三日に開き、先づ特別委員の報告に基いて綠地計畫區域を定め、次に第一回會議に於て決定した綠地の分類を更に細分し、次で第三綠地の基準に關する事項及第四綠地計畫案の作製に關する事項中特別調査資料の範圍、調査分擔を決定した。又之と同時に計畫資料の調査細目竝計畫案作製の手續をも定めて各〻分擔に從つて計畫案の樹立を急ぐことにしたのである。

三　綠地計畫協議會決定事項

（一）綠地計畫區域

綠地計畫の區域は計畫樹立の根幹を爲す所であるから、之が決定に付ては交通機關、市民の負擔、慰樂適地等を考慮して市民一般が充分に慰樂を享受し得る區域であることを要するので、此の趣旨の下に選定し東京驛を中心とし、半徑五十粁の圈內を標準とし行政區劃及地勢等を參酌して左の如くに定めた。

東京府　一圓但し大島以外の諸島嶼を除く

神奈川縣　橫濱市、川崎市、橫須賀市、平塚市、橘樹郡、都筑郡、久良岐郡、三浦郡、鎌倉郡、中郡、愛甲郡、高座郡、津久井郡

埼玉縣　浦和市、川越市、川口市、北足立郡、北葛飾郡、南埼玉郡、入間郡、比企郡、秩父郡

千葉縣　千葉市、東葛飾郡、千葉郡、印旛郡、君津郡、市原郡、安房郡

右區域の面積は約九六二、〇五九ヘクタール（約六二四平方里）に及ぶのである。區域選定の標準として半徑五十粁の圈內を採用した所以は、省線山ノ手線主要驛及郊外電鐵始發驛を基點として、大體片道の鐵道賃金一圓、

東京綠地計畫區域圖

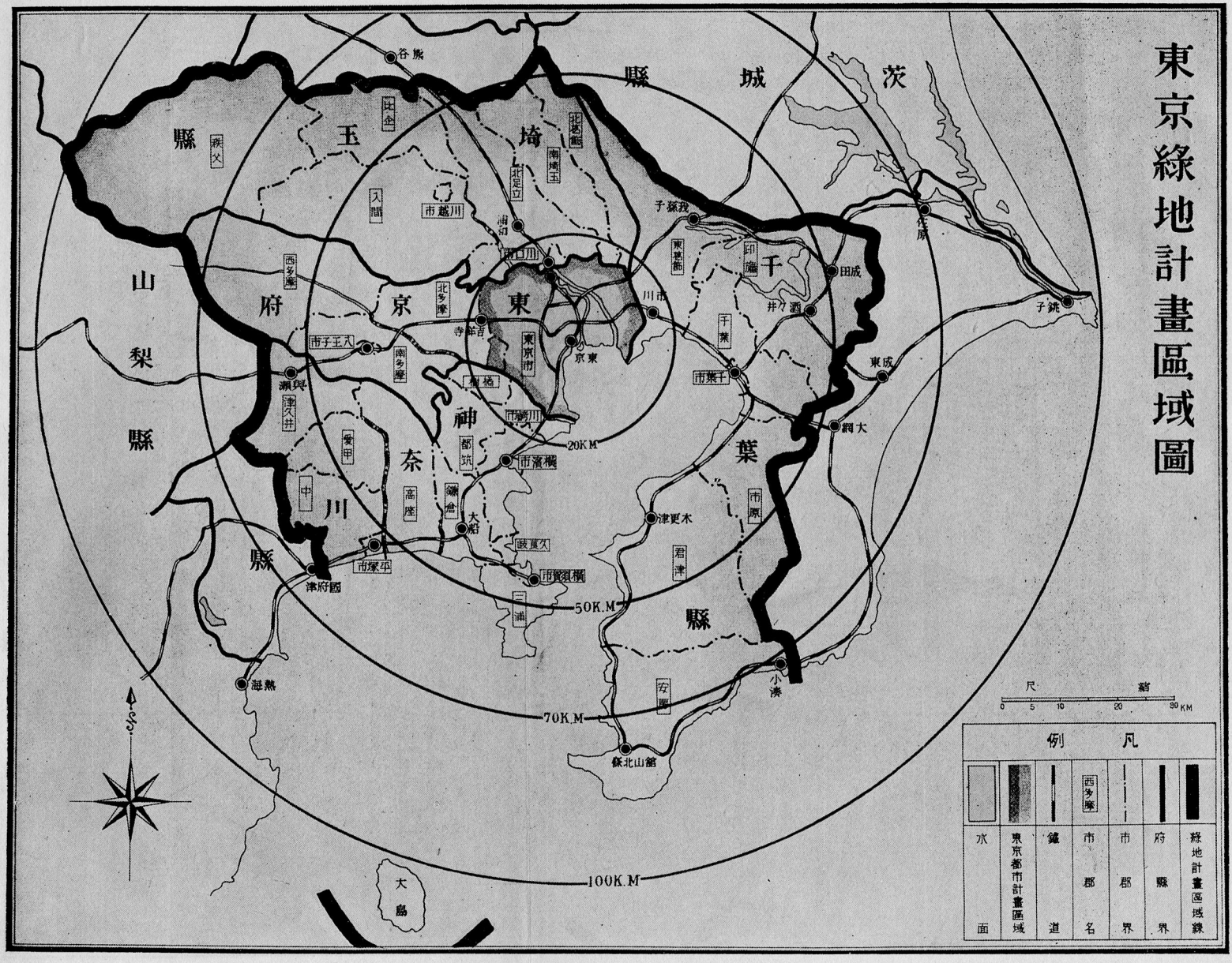
縣城茨
縣玉埼
縣秩父
山梨縣
府京東
神奈川縣
葉千
縣
谷熊
比企
北埼玉
南埼玉
北足立
入間
市越川
浦和
荒川口
北多摩
西多摩
南多摩
東京市
京東
川市
東葛飾
印旛
千葉
市葉千
田成
井ノ酒
佐原
子銚
東成
銅大
市子王八
寺吉
源與
津久井
愛甲
中
高座
鎌倉
都筑
橫濱
20K.M
大船
津更木
市原
君津
縣
市塚戶
津府國
市賀須橫
三浦
50K.M
海熱
安房
小湊
70K.M
館北山
100K.M
大島
尺
縮
0 5 10 20 30 KM
例凡
水面
東京都市計畫區域
綠地
西多摩
市郡名
市郡界
府縣界
綠地計畫區域線

運輸時間一時間位の所を以て東京市民の一般の慰樂適地選定の範圍とするのを適當と認めたからである。只東京府大島、千葉縣安房郡、埼玉縣秩父郡は半徑五十粁の圈外に屬するも、山水風景に富める海岸地方又は山岳地方であつて避暑、避寒地として又は登山、海水浴地として近時著しく市民に利用せらるゝに至つて居り、尙將來交通機關の改善、道路の開鑿等に依り、一般市民の行樂地として益〻利用し得る所となるものと認めたので、綠地計畫區域に編入することゝしたのである。

(二) 綠地の分類

綠地とは最近唱へらるゝに至つた比較的新らしい言葉であつて、一概に綠地と稱するも其の意味必ずしも明瞭ならず、其の施設形態に依り、其の有する本然の目的に依り、或は其の施設形態又は目的が一時的なるか、永續的なるかの時間的觀念に於ても區分し得べく、從つて綠地計畫の樹立に當りても其の範圍を公園及之に準ずるものに止むるや、又は廣く所謂生產綠地、自由空地等は勿論特定多數の利用する運動場其の他苟も市民の健康、保健、慰樂、休養、體育等に寄與するものなる以上は之を考慮すべきや否やに付ては疑なきを得ないのであるから、計畫案樹立の前提として先づ綠地の意義竝分類を左の如く決定したのである。

1 綠地の意義　本計畫に於ては空地であつて而かも其の土地本來の目的が空地であるならば之を綠地として取扱ふことにしたのである。空地とは必ずしも其の上に何等の物件をも存しない素地其の儘の土地を指稱するのではない。商工業用地とか、交通頻繁なる道路とか、住宅等を建築した土地等の如く建蔽せられた土地以外の土地を指すのである。又其の空地は土地たると水面たるとを問はず、總て永續的に空地である性質を有するもの

であることを要するのであつて、郊外の分譲住宅地なり又は將來住宅地又は商工業用地等に開放せらるべき豫想の土地であるならば、假令現在未建築地であつても、緑地としては取扱はない趣旨の下に其の意義を左の如く決定したのである。

「緑地トハ其ノ本來ノ目的ガ空地ニシテ宅地商工業用地及頻繁ナル交通用地ノ如ク建蔽セラレザル永續的ノモノヲ謂フ」

2 緑地の分類　緑地の意義に付ては前項に陳ぶる處の如くであつて、其の範圍が廣いのであるから土地の所有者、管理者、利用者の關係や施設又は利用の目的等より觀て、大體の分類を爲すことが計畫を進むる上に於て便宜であると思ふので、先づ緑地を大別し、第一に一般公衆又は特定多數の慰樂、休養に資し得るものを普通緑地とし、第二に農林業等の原始産業に使用するものを生産緑地としたのである。第三に公私專用の庭園又は法律命令に依り自然狀態の保存せらるゝ土地は緑地には非ざるも、其の效用が緑地に準ずるものであるから、之を緑地に準ずるものとして取扱ふことゝし、更に之等の緑地を其の土地の所有、管理、施設、利用目的等に依り細分して左の如き分類を定めたのである。

緑地ノ分類

一 普通緑地

1 公園　公衆慰樂ノ目的ヲ以テ國又ハ公共團體ノ經營スル園地ヲ謂フ

イ 大公園　都市居住者全般ノ慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（一）**普通公園**　遊戲、運動、觀賞又ハ教化等ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（二）**運動公園**　主トシテ運動ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（三）**自然公園**　主トシテ自然ノ風光ニ浴スルノ用ニ供スルモノヲ謂フ

ロ 小公園　近隣ニ居住スル者ノ慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（一）**近隣公園**　老若一般ノ慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（二）**兒童公園**

（1）**少年公園**　主トシテ十四、五歳以下ノ兒童ノ慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（2）**幼年公園**　主トシテ十一、二歳以下ノ兒童ノ慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（3）**幼兒公園**　主トシテ學齡前ノ幼兒ノ慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（三）**街　園**　主トシテ修景、觀賞又ハ休養等ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

公園ニ準ズルモノ

行樂道路　市民ノ散歩、遠足、登山、乘馬、ドライブ等ニ適スル道路及慰樂系統上必要ナル道路ヲ謂フ但シ航路ヲ含ム

（イ）**慰樂道路**　主トシテ慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

（ロ）**聯絡道路**　主トシテ慰樂系統聯絡ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

2 墓　苑

イ **第一種**　修景全キモノト認ムル墓苑ヲ謂フ

ロ **第二種**　史蹟墓地、特殊納骨堂ノ在ル苑地其ノ他ノ特殊墓地ヲ謂フ

ハ **第三種**　第一種第二種以外ノ墓地ニシテ認定シタルモノヲ謂フ

3 公開緑地

營利ヲ目的トセズ公衆ノ用ニ供シ得ル緑地ニシテ

公園又ハ墓苑ニ非ザルモノヲ謂フ

イ　**第一種**

(一)　神社境内地及其ノ附屬苑地

(二)　寺院佛堂境内地及其ノ附屬苑地

ロ　**第二種**

(一)　自然公物ニシテ綠地トシテ認定シタルモノ

例　山岳、原野、水流、湖沼、海濱等

(二)　直接公衆ノ用ニ供スル國又ハ公共團體ノ施設ニシテ綠地トシテ認定シタルモノ

例　道路、廣場、河川、運河等

(三)　常時又ハ臨時ニ公開セラルル國又ハ公共團體ノ施設ニシテ前號以外ノ綠地トシテ認定シタルモノ

例　水源林地、帝大植物園、學校附屬苑地等

ハ　**第三種**　國又ハ公共團體ニ非ザル者ノ經營ニ係ル苑地ヲ謂フ

(一)　**共同園**　法人又ハ組合ノ經營ニ係ルモノヲ謂フ

(二)　**私園**　個人ノ經營ニ係ルモノ

4　**共用綠地**　特定人ノ用途ニ供セラルル綠地ヲ謂フ

イ　**學校園**　學校附屬ノ苑地ヲ謂フ

(一)　一定ノ面積ヲ有スルモノ

(二)　前號以外ノモノ

ロ　**團體園**　倶樂部又ハ會社等ノ經營ニ係ルモノニシテ綠地トシテ認定シタルモノヲ謂フ

共用綠地ニ準ズルモノ

分區園

イ　**第一種**　公共團體其ノ他ノ公法人ノ經營ニ係ルモノヲ謂フ

ロ　**第二種**　私人ノ經營ニ係ルモノヲ謂フ

5　**遊園地**　營利ノ目的ヲ以テ公衆慰樂ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

二　**生産綠地**　農林業用地ヲ謂フ

1　**普通農業地區**

イ　**第一種**　主トシテ園圃又ハ畑トシテ使用スル區域ヲ謂フ

ロ　**第二種**　主トシテ田トシテ使用スル區域ヲ謂フ

2　**林業地區**　主トシテ林業ヲ經營スル區域ヲ謂フ

3　**牧野地區**　主トシテ放牧、採草ノ爲ニ使用スル區域ヲ謂フ

4　**漁業地區**　主トシテ漁業ノ爲ニ使用スル區域ヲ謂フ

三　**綠地ニ準ズルモノ**

1　**庭園**　公私專用ノ庭園ヲ謂フ

イ　**第一種**　獨立的大庭園ヲ謂フ

ロ　**第二種**　小庭園ノ集合區域ヲ謂フ

2　**保存地**　法律命令ニヨリ自然狀態ノ保存セラルル土地ヲ謂フ

イ　**第一種**　主トシテ保勝ノ爲自然狀態ノ保存セラルル土地ヲ謂フ

(一)　天然保護區域

(二)　(一)以外ノ史蹟名勝天然紀念物ノ指定地又ハ假指定地

(三)　史蹟名勝天然紀念物ノ保存ニ關シ主務大臣ノ定メタル地域

(四)　風致林

(五)　風致地區

(六)　其ノ他

ロ　**第二種**　主トシテ產業ノ爲自然狀態ノ保存セラルル土地ヲ謂フ

(一)　魚附林

(二)　其ノ他

ハ　**第三種**　主トシテ保安其ノ他ノ爲自然狀態ノ保存セラルル土地ヲ謂フ

（一）保安林（風致林及魚附林ヲ除ク）
（二）開墾制限又ハ禁止地
（三）砂防指定地
（四）河川法ニ依ル權利制限地
（五）要塞地帶及軍港要港ノ境域
（六）其ノ他

（三）綠地計畫の基準

公園の計畫標準に付ては、昭和八年七月內務次官の依命通牒都市計畫調査資料及計畫標準ニ關スル件に依つて定まる所あるを以て、大體之に準ずることゝしたのであるが、其の他の綠地に付ては準據すべき標準の定めが無いので、各種綠地の機能に應じ其の施設、面積、配置、敷地の選定竝設計等の標準を左の如く定めたのである。

綠地ノ基準

一　普通綠地

1　公　園

イ　大公園

（一）**普通公園**

（1）施設　運動場、遊步地、展望地、ピクニツク場、草地、ゴルフ場、舟遊施設等動植物園、水族館、演奏場、野外劇場等兒童公園施設及公園ノ一般施設

（2）面積　一箇所當一〇「ヘクタール」以上但シ記念庭園、動植物園等特別ナル機能ヲ有スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

（3）誘致距離　二粁トス

（4）敷地

（イ）季節ニ應ジテ慰樂ノ目的ヲ達シ得ベキ各種ノ風景地タルコト

（ロ）聯絡系統ヲ有シ且分布ノ平衡ヲ得ルコト

（ハ）誘致區域充實シ且到達ニ便利ナルコト

（ニ）擴張ノ餘地アルコト

（ホ）施設及經營ノ容易ナルコト

（5）境域

（イ）設計ヲ豫定スルコト

（ロ）優秀ナル造園及修景要素ヲ包容スルコト

（ハ）地貌ノ纏リヲ有スルコト

（ニ）沿岸地ノ場合ハ對岸ヲモ包擁スルコト

（ホ）行樂道路ニ聯絡スルコト

（ヘ）周圍ヲ宅地ニ直接セシメザルコト

（二）**運動公園**

（1）施設　陸上競技場、野球場、蹴球場、射擊場、馬場、輕球技場、水泳場、體操場、漕艇其ノ他ノ運動施設及體育館等

公園ノ一般施設

（2）面積　一箇所當一〇「ヘクタール」以上トス

（3）誘致距離　三〇分以內ニテ到達シ得ル見込アル距離トス

（4）敷地

（イ）公園施設ノ種類ニ應ジ適當ナル地形ノ敷地ヲ選定スルコト

（ロ）日射、風向、風速又ハ環境ノ風紀等ヲ考慮スルコト

（ハ）季節ニ應ジテ慰樂ノ目的ヲ達シ得ベキ各種ノ風景地タルコト

（ニ）聯絡系統ヲ有シ且分布ノ平衡ヲ得ルコト

（ホ）誘致區域充實シ且到達ニ便利ナルコト

（ヘ）擴張ノ餘地アルコト

（ト）施設及經營ノ容易ナルコト

（5）境域

（イ）設計ヲ豫定スルコト

（ロ）優秀ナル造園及修景要素ヲ包容スルコト

（ハ）保存地ト相俟ツテ地貌ノ纏リヲ有スルコト

（ニ）沿岸地ノ場合ハ對岸ヲモ包擁スルコト

（ホ）行樂道路ニ聯絡スルコト

（ヘ）行政區劃ト土地所有者關係ヲ考慮スルコト

ロ　小公園

（一）**近隣公園**

（1）施設　陸上競技場、蹴球技場、水泳場、體育館其ノ他ノ運動施設
遊歩園、教材園、演奏園、映寫場、ラヂオ塔等
兒童公園施設及公園ノ一般施設
宿泊、野營、日光浴、入湯施設等
公園ノ一般施設

（2）面積　一箇所當一〇「ヘクタール」以上トス

（3）誘致距離　特別ノ場合ヲ除クノ外聚落中心地ヨリ一時間以內ニテ到達シ得ル見込アル距離トス

（4）敷地

（イ）季節ニ應ジテ慰樂ノ目的ヲ達シ得ベキ各種ノ風景地タルコト

（ロ）聯絡系統ヲ有シ且分布ノ平衡ヲ得ルコト

（ハ）誘致區域充實シ且到達ニ便利ナルコト

（ニ）擴張ノ餘地アルコト

（ホ）施設及經營ノ容易ナルコト

（5）境域

（イ）設計ヲ豫定スルコト

（ロ）優秀ナル造園及修景要素ヲ包容スルコト

（ハ）保存地ト相俟ツテ地貌ノ纏リヲ有スルコト

（ニ）沿岸地ノ場合ハ對岸ヲモ包擁スルコト

（ホ）行樂道路ニ聯絡スルコト

（ヘ）行政區劃ト土地所有者關係ヲ考慮スルコト

ロ　小公園

（一）**近隣公園**

（1）施設　陸上競技場、蹴球技場、水泳場、體育館其ノ他ノ運動施設
遊歩園、教材園、演奏園、映寫場、ラヂオ塔等
兒童公園施設及公園ノ一般施設

（2）面積　一箇所當二「ヘクタール」以上トシ、五「ヘクタール」ヲ中庸度トス

（3）誘致距離　一・五粁以內トシ、一粁ヲ中庸度トス

（4）敷地

（イ）分布ノ平衡ヲ得ルコト

（ロ）日射、風向、風速又ハ環境ノ風紀等ヲ考慮スルコト

（ハ）誘致區域充實シ且到達ニ便利ナルコト

（ニ）標準面積ヲ得難キモノニ付テハ將來必要ニ應ジテ擴張ノ餘地アルコト

（ホ）相當ノ平坦地ヲ有スルコト

（ヘ）施設及經營ノ容易ナルコト

（5）境域

（イ）設計ヲ豫定スルコト

（ロ）周圍ヲ宅地ニ直接セシメザルコト

（二）**兒童公園**

少年公園

（1）施設　運動廣場（陸上競技、輕球技）、水泳場、角力場、體操施設等但シ男子用、女子用ヲ考慮スルコト

幼年公園、幼兒公園施設及公園ノ一般施設

（2）面積　一箇所當六〇「アール」以上トシ、八〇「アール」ヲ中庸度トス

（3）誘致距離　八〇〇米以内トシ、六〇〇米ヲ中庸度トス

（4）敷地

（イ）日射又ハ環境ノ風紀等ヲ考慮スルコト

（ロ）誘致區域充實シ且到達ニ便利ナルコト

（ハ）標準面積ヲ得難キモノニ付テハ將來必要ニ應ジテ擴張ノ餘地アルコト

（ニ）相當ノ平坦地ヲ有スルコト

（5）境域

（イ）設計ヲ豫定スルコト

（ロ）周圍ヲ宅地ニ直接セシメザルコト

幼年公園

（1）施設　砂場、鞦韆、シーソー、滑臺、ジヤングルジム、積木、鐵棒、遊戲廣場、水泳場、旗塔等

幼兒公園施設及公園ノ一般施設

（2）面積　一箇所當三〇「アール」以上トシ、五〇「アール」ヲ中庸度トス

（3）誘致距離　七〇〇米以内トシ、五〇〇米ヲ中庸度トス但シ河川運河、大ナル構築物敷地又ハ交通頻繁ナル道路アル場合ニ

ハ誘致區域ハ之ニ依リ遮斷セラルルモノトス

（4）敷地

（イ）日射又ハ環境ノ風紀等ヲ考慮スルコト

（ロ）誘致區域充實シ且到達ニ便利ナルコト

（ハ）標準面積ヲ得難キモノニ付テハ將來必要ニ應ジテ擴張ノ餘地アルコト

（ニ）相當ノ平坦地ヲ有スルコト

（5）境域

（イ）設計ヲ豫定スルコト

（ロ）周圍ヲ宅地ニ直接セシメザルコト

幼兒公園

（1）施設　砂場、鞦韆、滑臺、シーソー、積木、遊戲廣場等

公園ノ一般施設

（2）面積　一箇所當三「アール」以上トシ、二〇「アール」ヲ中庸度トス

（3）誘致距離　五〇〇米以内トシ、二五〇米ヲ中庸度トス但シ河川運河、大ナル構築物敷地又ハ交通頻繁ナル道路アル場合ニハ誘致區域ハ之ニ依リ遮斷セラルルモノトス

（4）敷地

（イ）日射又ハ環境ノ風紀等ヲ考慮スルコト

（ロ）誘致區域充實シ且到達ニ便利ナルコト

（ハ）標準面積ヲ得難キモノニ付テハ將來必要ニ應ジテ擴張ノ餘地アルコト

（ニ）相當ノ平坦地ヲ有スルコト

（5）境域

（イ）設計ヲ豫定スルコト

（ロ）周圍ヲ宅地ニ直接セシメザルコト

車道二車線以上

但シ一車線ノ幅員ハ車線數少キモノハ三米、車線數多キモノハ二・七五米トス

(ハ) 乘馬道　六米以上

(ニ) 植樹帶　歩道、車道、乘馬道相互間及外緣各二米以上

前各號共土地ノ狀況ニ依リ斟酌スルコトヲ得

(3) 敷地

(イ) 修景容易ナルコト

(ロ) 商工業用トナラザル沿岸地又ハ眺望地ヲ通過シ視界ヲ妨ゲラレザルコト

(ハ) 普通綠地、保存地、名所等ヲ聯絡スルコト

(ニ) 聚落中心地又ハ公道ト普通綠地、保存地、名所等ヲ聯絡スルコト

(三) **街園**

施設　廣場、草地、花壇、樹林、池水、形像、碑表、旗塔等

公園ノ一般施設

公園ニ準ズルモノ

行樂道路

イ 慰樂道路

(1) 施設　遊歩、乘馬、ドライブ施設等

道路及沿道修景　眺望施設等

照明、標識(案內、制札、揭示ノ類)、停車(駐車、停留、待避)、給油施設等

休憩施設及一般慰樂施設

(2) 幅員

(イ) 遊歩道　三米以上

(ロ) 歩車兼用道路

歩車道ノ區別ナキモノ　二車線以上

歩車道ノ區別アルモノ　歩道三米以上、

(ホ) 近隣慰樂道路ノ誘致距離ハ六〇〇米トス

(4) 境域　修景及快適ノ上ヨリ考慮スルコト

ロ 聯絡道路　聯絡及快適ノ上ヨリ考慮シテ選擇スルコト

2 墓苑

イ 第一種

(一) 施設　墓域、形像碑表地、納骨堂等

葬祭場、火葬場等

苑路及修景地(總面積ノ一〇〇分ノ六〇以上)、休憩所竝管理ニ必要ナル施設等

(二) 面積　一戶當五平方米以上、一箇所當一〇「ヘクタール」以上トス

(三) 到達距離　聚落中心地ヨリ一時間以內ニテ到達シ得ル距離トス

(四) 敷地

(1) 墓地埋火葬取締規則施行方法細目標準ニ依ルコト

(2) 土葬ヲ許可スルモノニ付テハ特ニ土壤ノ性質、分解力及濾過力、地下水ノ水位及方向竝抽水所及宅地トノ距離ヲ考慮スルコト

(3) 分布ノ平衡ヲ得ルコト

(4) 日射、風向、風速、環境ノ風紀及地域ノ種別等ヲ考慮スルコト

(5) 幹線交通系統ヲ亂サザル樣其ノ位置ヲ定ムルコト

(6) 必要アル場合擴張ノ餘地ヲ存スルコト

(7) 施設、修景及經營ノ容易ナルコト

(五) 境域

(1) 設備ノ設計ヲ豫定スルコト

（2）造園及修景ノ要素ヲ包容スルコト
（3）地貌ノ纏リヲ有スルコト
（4）周圍ヲ宅地ニ直接セシメザルコト

ロ **第二種**　面積ノ大小ニ拘ハラズ史蹟アル墓地、設備ノ完全ナル納骨堂ヲ有スル苑地、陸海軍墓地ノ如キ特殊ノ墓地ヲ謂フ

ハ **第三種**　左記標準ニ依リ認定ス
（一）保安、衛生上支障ナキモノ
（二）風紀等ノ惡影響ナキモノ
（三）面積一〇「ヘクタール」未滿ニシテ風致アルモノ

3　公開綠地

イ **第一種**　施設、面積其ノ他機能ニ順ヒ各種公園ニ準ズ

ロ **第二種**　左記標準ニ依リ認定シ其ノ施設、面積其ノ他機能ニ順ヒ各種公園ニ準ズ

（一）慰樂ノ目的ヲ達シ得ルモノ
（二）本來ノ目的ニ支障ヲ及サザルモノ
（三）保安、衛生上支障ナキモノ
（四）風紀等ノ惡影響ナキモノ

ハ **第三種**　施設、面積其ノ他機能ニ順ヒ各種公園ニ準ズ

4　共用綠地

イ **學校園**

（一）面積

小學校園　八〇「アール」以上
中等學校以上ノ學校園　二「ヘクタール」以上

（二）施設、面積其ノ他機能ニ順ヒ各種公園ニ準ズ

ロ **團體園**　左記標準ニ依リ認定シ其ノ施設、面積其ノ他機能ニ順ヒ各種公園ニ準ズ

（一）慰樂ノ機能ヲ充實セルモノ
（二）保安、衛生上支障ナキモノ
（三）風紀等ノ惡影響ナキモノ

共用綠地ニ準ズルモノ

分區園

イ　施設　亭、納屋其ノ他菜園用施設

ロ　面積　一劃地二「アール」以上、六「アール」以下トス

ハ　誘致距離　週末利用ノモノハ一時間以內、其ノ他ノモノハ二〇分以內ヲ以テ到達シ得ル距離トス

ニ　敷地　生產綠地2地域ニ揭グル土地及未建築地

5　**遊園地**　施設、面積其ノ他機能ニ順ヒ各種公園ニ準ズ

二　生產綠地

1　面積　一〇「ヘクタール」以上トス

2　地域

（イ）低濕地、汎濫區域、堤外地、干拓地、干拓計畫地、地下鑛業地、廢坑地及都市計畫區域調查資料第三中ノ利用面積ニ該當セザル土地

（ロ）高等栽培地、灌漑適地等農業ヲ有利トスル土地

（ハ）大都市、衛星都市、田園都市、郊外住宅地等ノ聚落地ヲ適正ナラシムル爲ノ遮斷地及宅地化ヲ欲セザル土地

（ニ）地域決定標準第一中ノ未建築地6前段ニ該當スル土地及街路計畫標準第一中ノ市街地面積ノ推定ニ依ル市街地トシテ開發セラルベキ範圍外ノ土地

（ホ）飛行場、不時著陸場、公園其ノ他ノ空地計畫留保地

3　許容施設　農業及農業者用ノ建築物其ノ他ノ施設

三　綠地ニ準ズルモノ

1　庭園

イ　面積

第一種　面積一〇「アール」以上ヲ標準トス

第二種　面積一〇「アール」以上「ヘクタール」未滿又ハ一戸當一〇分ノ八以上ノ空地若ハ三「アール」以上ノ庭園ヲ有スルモノヲ標準トシ其ノ主タル機能ニ應ジ菜園住宅地及庭園住宅地トシテ表示ス

ロ　敷地

（一）菜園住宅地

（1）聚落地ト生産綠地トノ緩衝地帶ニ設クルコト

（2）少額給料者聚落地ニ考慮スルコト

（3）生産綠地中2地域ニ類スル土地ニシテ住宅地化スル見込ノ土地ニ設クルコト

（二）庭園住宅地

（1）地域決定標準第一中(三)ニ該當スル土地、風致地區決定標準第一中一ニ類スル土地、佳景地、丘陵地等

（2）溫泉地、海水浴場地、避暑避寒地、週末保養地其ノ他氣候風土ノ保健ニ適スル土地

2　保存地　關係法令ノ定ムル所ニ依ル

（四）綠地計畫案の作製

計畫案の作製の順序としては先づ準備として、綠地計畫區域全般に涉り(一)行政區劃圖、(二)各市、區、町、村別面積、人口竝人口密度及增加率表、(三)土地高低圖、(四)水道及地水圖、(五)氣象圖、(六)土地所有者別圖、(七)土地時價概況圖、(八)法制關係圖、(九)普通綠地調查圖竝調書、(一〇)生産綠地竝荒蕪地圖、(一一)史蹟名勝、天然紀念物及風景地等名所調查圖竝調書及特別調查資料數種の調查を爲し、次に各種の綠地に付豫備計畫案を作製し、之を吟味再檢して計畫案を作製するのであるが、事務の促進と調查の便宜とを考慮して都市計畫東京地方委員會、東京府、神奈川縣、埼玉縣、千葉縣及東京市に於て地域に依り、又は事項に依つて夫々分擔することゝして、目下分擔に從ひ調查資料は殆ど之を完成し計畫案の作製に當つて居るのである。

調查資料の細目、計畫案作製手續を掲ぐれば左の如くである。

東京綠地計畫調查資料細目

共通事項

（一）圖面ハ特ニ定メタルモノノ外參謀本部發行縮尺五萬分ノ一地形圖ヲ使用スルモノトス但シ重要事項ヲ表示スル場合ハ右ノ外適當ナル補助圖ヲ作成スルヲ可トス

（二）調書ト圖面トヲ併セ作成スル場合ハ交互對照ニ便ナラシムルモノトス

（三）著色名ノ下ニ說明ナキモノハ全面塗トス

（四）既定計畫ニシテ未ダ實現セザルモノハ適當ノ方法ニ依リ之ヲ表示スルモノトス

一　行政區劃圖

記載事項

（一）綠地計畫區域界「バーミリオン」幅約五ミリメートルノ實線

（二）都市計畫區域界「フーカスグリーンNo.2」幅約三ミリメートルノ實線

（三）府縣界「セピヤ」幅約二ミリメートルノ實線

（四）市郡界「ライトレッド」幅約二ミリメートルノ實線

（五）區町村界「クリムソンレーキ」幅約一ミリメートルノ實線

備考

（一）前各號ノ境界重複スル場合ハ記載順序ノ先位ノモノニ依リ表示スルコト

（二）縁地計畫區域外ハ圖面ニ餘白ノ存スル限リ府縣界、市郡界ノミヲ表示スルコト

二　各市、町、村別面積、人口竝人口密度及增加率表

調製方法

（一）面積ハ單位ヲ「ヘクタール」トシ未滿ハ四捨五入ノコト

（二）人口ハ大正九年、大正十四年及昭和五年ノ國勢調査統計ニ依ルコト

（三）町村名ハ郡別ニ記載ノコト

（四）區ノアル市ハ區別ニ內譯スルコト

（五）區、町、村ノ配列順位ハ國勢調査統計表ノモノト同一トスルコト

（六）府縣郡別ニ集計スルコト

何々市町村別面積、人口竝人口密度增加率表

市町村名	面積	種別	年別 大正九年	大正十四年	昭和五年	備考
	人口密度（一ヘクタール當リ）					
	增加指數		一〇〇			

三　土地高低圖

調製方法　左記ニ依リ地形圖ノ等高線間ヲ著色シテ示スコト

記

自〇メートル　至一〇メートル　「ニュートラルチント」
自一〇メートル　至二〇メートル　「レモンエロー」
自二〇メートル　至四〇メートル　「エローオーカー」
自四〇メートル　至六〇メートル　「バーントシーナー」
自六〇メートル　至八〇メートル　「クロームオレンヂ」
自八〇メートル　至一〇〇メートル　「フーカスグリーンNo.1」
自一〇〇メートル　至二〇〇メートル　「エメラルドグリーン」
自二〇〇メートル　至三〇〇メートル　「フーカスグリーンNo.2」
自三〇〇メートル　至四〇〇メートル　「バイオレット」
自四〇〇メートル　至五〇〇メートル　「バンダイクブラウン」
自五〇〇メートル　至六〇〇メートル　「セピヤ」ノ淡
自六〇〇メートル　至八〇〇メートル　「セピヤ」ノ中
自八〇〇メートル　至一、〇〇〇メートル　「セピヤ」ノ稍濃
一、〇〇〇メートル　「セピヤ」ノ濃色トシ二〇〇メートルヲ增ス毎ニ幅約二ミリメートルノ白線ヲ以テ區分ス

四　水道及地水圖

記載事項

（一）水道供給區域　「プルシヤンブリユー」緣取リ

（二）溫泉地　「クリムソンレーキ」ノ溫泉記號

（三）鐵泉地　「ガンボージ」ノ溫泉記號

（四）湧泉地（自噴ノモノニ限ル）　「プルシヤンブリユー」ノ溫泉記號

（五）地下水位ノ地表ヨリ約一メートル未滿ノ地方　「コバルトブリユー」ノ斜線

五　氣象圖表

調製方法

（一）觀測所ノ位置及名稱ヲ參謀本部發行縮尺二十萬分ノ一又ハ府縣作製管內圖ニ記入スルコト

（二）右各所ニ就キ風速圖、風向圖ヲ都市計畫地域決定調查資料第三項樣式ニ依リ作製スルコト

（三）氣溫每日最高竝最低ノ平均、降水日數、降水量、霜雪ノ季節ノ表ヲ東京天文臺編纂曆ニ據リ作製ノコト但シ降水日數及降水量ニ付テハ本文以外ノ主ナル測定ヲモ含ム

氣溫每日最高竝最低ノ平均

觀測所	高	低
月一		
月二		
月三		
月四		
月五		
月六		
月七		
月八		
月九		
月十		
月十一		
月十二		

降水日數

觀測所		
月一		
月二		
月三		
月四		
月五		
月六		
月七		
月八		
月九		
月十		
月十一		
月十二		

降水量

ハ　營林財産　「〃　」斜線
ニ　雜種財産　「〃　」横線

（三）　公共團體所有地
イ　府縣有地　「ガムボージ」
ロ　市町村有地　「〃　」緣取り
ハ　區部落有地　「〃　」斜線

（四）　社寺有地　「エメラルドグリーン」

備考　（一）　前各項共道路敷及鐵道軌道線路敷ハ之ヲ除クコトヲ得

（二）　區域小ニシテ圖面ニ記入困難ヲ感ズルモノハ其ノ位置ヲ表ハスニ止ムルコトヲ得

（三）　調書ノ面積ハ單位ヲ「ヘクタール」トシ小數點以下二位ニ止ム

何々市（郡）土地所有者別調書

（番號ハ圖面表示ノモノヲ用フ）

番號	種目	面積（ヘクタール）	區町村大字名	現況
御料地	世傳			

六　土地所有者別圖竝調書

記載事項

（一）　御料地
イ　世傳御料地　「クリムソンレーキ」
ロ　普通御料地　「〃　」緣取り

（二）　國有地
イ　公共用財産　「ライトレツド」
ロ　公用財産　「〃　」緣取り

霜雪ノ季節

觀測所	初雪 平均	初雪 最早	終雪 平均	終雪 最晩	初霜 平均	初霜 最早	終霜 平均	終霜 最晩

觀測所	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月

七　土地時價概況圖

記載事項

（一）　時價トハ稅務署、登記所、町村役場等ニ就キ調査シタル基礎材料ニヨリ達觀セル價格ヲ謂フ

（二）　一坪當價格ヲ左ノ十級ニ概別記入スルコト
五〇〇圓以上　「パーミリオン」
二〇〇圓以上　「クリームソンレーキ」
一〇〇圓以上　「ライトレツド」
五〇圓以上　「バイオレツト」
二〇圓以上　「クロームオレンジ」
一〇圓以上　「エメラルドグリーン」
五圓以上　「ガムボージ」
三圓以上　「〃　」緣取り
一圓以上　「フーカスグリーンNo.2」
一圓未滿　「〃　」緣取り

八　法制關係調査圖

左記事項ニ付各下記ノ色彩ヲ爲シ、更ニ同色ノ點線ヲ以テ關係法令條項適用地毎ニ區劃シ其ノ線上ニ左記各號ノ番號ヲ記載シ置クコト

（一）　森林法關係

記載事項　「アルシャンブリュー」緣取り

1　森林法第一條ニヨル森林
2　同第九條第一項ニヨリ認可シタル森林又ハ森林トシテ管理スベキ土地
3　同第十條第一項ニヨリ指定シタル森林
4　同第十三條ニヨリ制限又ハ禁止ヲ爲シタル森林
5　同第十四條ニヨリ保安林ニ編入シタル森林但森林法施行手續第四條ノ區分ニヨリ區別スルコト
6　同第三十二條ニヨリ開墾制限又ハ禁止ヲ爲シタル森林
7　同第三十六條ニヨリ森林法第二章ヲ準用スル原野、山岳其ノ他ノ土地
8　同第六十二條ニヨリ設立シタル森林組合ノ地區
9　事業完了シ解散シタル森林組合ノ地區
10　同第百七條ノ規定ニヨリ造林ヲ命ジタル土地

（二）　國有林野法關係

記載事項　「フーカスグリーンNo.2」緣取り
1　國有林野法第十七條第一項ノ保管林
2　同第十八條第一項ノ委託林
3　同第十九條ノ部分林

（三）公有林野官行造林法關係

記載事項　「レモンイエロー」緣取リ

1　公有林野ノ官行造林地

（四）狩獵法關係

記載事項　「ライトレッド」緣取リ

1　狩獵法第一條ニヨル狩獵ノ禁止又ハ制限區域

2　同第九條ノ禁獵區

3　同第十八條ノ獵區

（五）牧野法關係

記載事項　「フーカスグリーンNo.1」緣取リ

1　牧野法第一條ノ牧野

2　同第七條ノ地區

（六）鑛業法關係

記載事項　「墨」緣取リ

1　鑛業法第九條ニ依ル鑛區

2　同第五十六條ニ揭グル鑛業關係地

（七）砂鑛法關係

記載事項　「ニュートラルチント」緣取リ

1　砂鑛法第三條ニヨル砂鑛區

2　砂鑛法第十七條ニ揭グル砂鑛用地

（八）砂防法關係

記載事項　「セピア」緣取リ

1　砂防法第二條前段及後段ノ土地

2　同第三條ノ土地

（九）耕地整理法關係

記載事項　「エメラルドグリーン」緣取リ

1　耕地整理法第三條及第五十條ニヨリ認可ヲ受ケタル地區

2　同上申請中ノ地區

（一〇）開墾助成法關係

記載事項　「ガムボージ」緣取リ

1　開墾助成地區

2　開墾助成申請中ノ地區

（一一）公有水面埋立法關係

記載事項　「コバルトブリュー」緣取リ

1　公有水面埋立法第二條ニヨリ埋立及干拓ノ免許ヲ受ケタル區域

（一二）河川法關係

記載事項　「サップグリーン」緣取リ

1　河川法第二條ノ河川ノ區域

2　同第五條ノ水流及水面

3　同第四十六條第一項ニ該當スル土地

4　同第四十七條ニ該當スル土地

5　同第四十八條ニヨル區域及其ノ附近ノ土地

（一三）漁業法關係

記載事項　「インヂゴー」緣取リ

1　漁業法第四條乃至第六條ニヨル漁業權ノ免許區域

2　同法施行規則第四十九條ニヨル保護區域

3　同規則第五十二條ニヨル禁漁區

（一四）史蹟名勝天然紀念物保存法關係

記載事項　「バイオレット」

1　史蹟名勝天然紀念物保存法第一條第一項ニヨル指定地

2　同條第二項ニヨル假指定地

3　同第四條第一項ニヨリ定メタル地域

（一五）國寶保存法關係

記載事項　「バーミリオン」

1　國寶保存法第一條ニヨリ指定セラレタル建造物ノ敷地

（一六）廣告物取締法關係

記載事項　「カーマイン」緣取リ

1　廣告物取締法第一條ニヨリ廣告物ノ表示其ノ他之ニ關スル物件ノ設置禁止地及制限地

但シ制限規則ヲ別ニ添附スルコト

（一七）競馬法關係

記載事項　「エメラルドグリーン」

1　競馬法及地方競馬規則ニヨル競馬場

（一八）要塞地帶法關係

記載事項　「クロームオレンジ」緣取リ

1　要塞地帶法第三條ニヨリ三區分セラレタル要塞地帶

（一九）軍港要港規則關係

記載事項　「クリームソンレーキ」緣取リ

1　軍港要港規則第一條ニヨリ三區分セラレタル軍港要港

（二〇）航空法關係

記載事項　「ライトレッド」

1　航空法第二十一條ニヨリ許可ヲ受ケタル飛行場ノ區域

2　同上申請中ノモノ

（二一）都市計畫法關係

記載事項

1　都市計畫法第十條第二項ニ依リ指定シ又ハ指定見込ノ風致地區「サップグリーン」縁取リ
2　土地區劃整理施行地區
3　同上申請中ノ地區　「クロームオレンジ」縁取リ
（二二）市街地建築物法關係
記載事項　都市計畫地域告示様式第一號圖ノ色彩ヲ用フ
1　市街地建築物法第一條ニヨリ指定ノ地域
（二三）前各號ニ該當セザルモノト雖緑地計畫上必要アリト認ムルモノハ適宜ノ様式ニ依リ記載スルコト

九　普通緑地調査圖竝調書

記載事項
（一）公園　「フーカスグリーンNo.2」
散歩道路　「エメラルドグリーン」
（二）墓苑及墓地　「ガムボージ」
（三）公開緑地　「フーカスグリーンNo.1」但シ水面ハ「コバルトブリユウ」
（四）共用緑地　「ライトレッド」
（五）遊園地　「クリームソンレーキ」
備考
（一）調書ノ面積ハ單位ヲ「ヘクタール」トシ小數點以下二位ニ止ム
（二）入場規程等アルモノハ之ヲ添附スルコト

普通緑地調書（公園）

番號	公園名位置	面積（ヘクタール）	開園年月日	管理者	土地所有者	設備概要

普通緑地調書（行樂道路）

番號	行樂道路名	起點終點	幅員延長	開設年月日	管理者	土地所有者	設備概要

普通緑地調書（墓苑、墓地）

番號	墓苑、墓地名	位置	面積（ヘクタール）	開苑年月日	管理者	土地所有者	設備概要

普通緑地調書（公開緑地）

番號	公開緑地名	位置	面積（ヘクタール）	管理者	土地所有者	現況

普通緑地調書（共用緑地）

番號	共用緑地名	位置	面積（ヘクタール）	經營者	土地所有者	設備概要	現況

普通緑地調書（遊園地）

番號	遊園地名	位置	面積（ヘクタール）	經營者	土地所有者	設備概要	現況

イ　田　「ライトレッド」
ロ　畑　「エメラルドグリーン」
ハ　園圃（花卉園、果樹園、苗圃）　「クリームソンレーキ」
（三）牧場、牧野及原野　「エメラルドグリーン」縁取リ
（四）水面
イ　水產養殖場　「プルシャンブリユー」斜線
ロ　溜池及用惡水路　「コバルトブリユー」
ハ　其ノ他ノ水面　「プルシャンブリユー」
（五）荒蕪地（砂礫地、河川堤外地等）　「ガムボージ」

一〇　生產緑地竝荒蕪地圖

記載事項
（一）林業地
イ　針葉樹林　「フーカスグリーンNo.1」縁取リ
ロ　濶葉樹林　「〃」
ハ　混淆樹林　「〃」
ニ　竹林　「〃」斜線
（二）農業地

一一　史蹟名勝、天然紀念物及風景地等名所調査圖竝調書

記載事項
法律ニ依リ指定又ハ假指定ノモノ其ノ他世俗一般ニ著名ナルモノヲ記入スルコト
（一）史蹟　「ガムボージ」縁取リ
（二）名勝　「エメラルドグリーンNo.2」縁取リ
（三）天然紀念物　「フーカスグリーンNo.1」縁取リ
（四）風景地　「〃」縁取リ
（五）名所　「バイオレットNo.2」縁取リ
備考（一）區域ヲ表示シ得ザルモノハ適宜ノ圓ヲ以テ表スコト

（二）調書ニハ寫眞、繪葉書其ノ他參考資料添附ノコト

（三）面積ハ單位ヲ「ヘクタール」トシ小數點以下二位ニ止ム

名所調書

番號	名稱	位置	面積（ヘクタール）	概要
				有名ナル所以、指定ノ有無、保勝會、監督者等ノ有無其ノ他

特別調査資料

一　並木及獨立喬木現況調査圖

參謀本部發行縮尺五萬分ノ一地形圖ヲ使用スルモノトス

記載事項

（一）並木道路　「フーカスグリーン」幅約三粍ノ實線

（二）道路ニ面スル墳栽木及道路以外ノ並木ニシテ保存要望ノモノ　「エメラルドグリーン」幅約三粍ノ實線

（三）獨立喬木ニシテ保存要望ノモノ　「バーミリオン」直徑約六粍ノ圓

（四）主ナル樹木　「墨書」

（五）平均樹高（米）　「朱書」

二　沿岸利用現況及豫定圖

參謀本部發行縮尺五萬分ノ一地形圖ヲ使用スルモノトス

一　利用現況圖

記載事項

（一）沿岸基準地物

（1）堤防、道路其ノ他ノ護岸工作物　「ライトレッド」幅約一粍ノ實線

（2）前記工作物ナキ場所ハ沿岸境界線　「バーミリオン」幅約一粍ノ實線

（二）基準地物ノ內方及外方ニ面スル土地ニ付左ノ事項

（1）商業及住居用地　「クリームソンレーキ」

（2）工業用地　「バイオレツト」

（3）漁業採藻用地　「セピア」

（4）空地　「エメラルドグリーン」

（5）水面　「コバルトブリユー」

（三）水浴、潮干狩其ノ他慰樂ニ適スル水面（船舶ノ交通

其ノ他障害少ナキ場所）「プルヤンブリユー」

二　利用豫定圖

築港、埋立其ノ他ノ改良計畫等ニ依リ將來ニ於ケル利用ノ豫定ヲ利用現況圖ニ準ジ作製スルコト

三　道路改良計畫圖

參謀本部發行縮尺五萬分ノ一地形圖ヲ使用スルモノトス

記載事項

（一）國道　「クリームソンレーキ」幅約三粍ノ實線

（二）府縣道　「バーミリオン」幅約三粍ノ實線

（三）（一）（二）以外ノ重要計畫　「ライトレッド」幅約三粍ノ實線

四　更地其ノ他調査圖

參謀本部發行縮尺一萬分ノ一地形圖ヲ使用スルモノトス

記載事項

（一）土地區劃整理地區及分譲住宅地中ノ未建築地竝原野其ノ他ノ空地中宅地化豫想地　「フーカスグリーン No.1」

（二）水溜、塵埃捨場等不經濟ニ利用スルモノト認ムル土地　「ライトレッド」

（三）沼澤、原野、寄洲其ノ他荒蕪地トシテ放置セラルル土地　「ニユートラルチント」

（四）崖地、廣場等ノ如ク本來ノ目的ガ空地ナルモ修景不完全ナルモノト認ムル土地　「エメラルドグリーン」

（五）浮動的ニ利用セラルル土地及用途未定ノ土地　「ガンボージ」

（六）空地計畫留保地　「ライトレツド」實線ノ縁取リ

（七）特別ノモノヲ除キ三〇「アール」以上ノモノニ限リ調査スルコト

五　庭園調査圖

參謀本部發行縮尺五萬分ノ一地形圖ヲ使用スルモノトス

記載事項

（一）既存第一種庭園　「レモンイエロー」斜線

（二）規格ニ從フ運動場ヲ附屬スル庭園　「レモンイエロー」

（三）庭園集合地

但シ主ナル機能ニ應ジ菜園住宅地、庭園住宅地ニ分チ左記色彩別ニ爲スコト

菜園住宅地　「レモンイエロー」　實線ノ縁取リ

庭園住宅地　「レモンイエロー」　破線ノ縁取リ

東京綠地計畫案作製手續

第一　事務ノ分擔

一　東京綠地計畫案ヲ作製スル爲先ッ左記分擔ニ依リ豫備計畫案ヲ作製スルモノトス

東京府管內　東京府、東京市、都市計畫東京地方委員會

神奈川縣管內　神奈川縣

埼玉縣管內　埼玉縣

千葉縣管內　千葉縣

二　關係府縣及東京市ニ綠地豫備計畫協議會ヲ置キ當該府縣市ニ於テ作製スル豫備計畫案ニ付協議スルモノトス

三　綠地豫備計畫協議會ノ組織ハ當該府縣市ニ於テ適宜之ヲ定ムルモノトス但シ都市計畫東京地方委員會、東京市及審議事項ニ關係アル府縣其ノ他ノ官公署ヲ參加セシムルモノトス

四　關係府縣及東京市ニ於テ豫備計畫案ノ作製ヲ了シタルトキハ之ヲ都市計畫東京地方委員會ニ送附スルモノトス

都市計畫東京地方委員會ハ關係府縣及東京市ヨリ送附ノ豫備計畫案ニ基キ東京綠地計畫協議會ニ提案スベキ計畫案ヲ作製スルモノトス

前項計畫案ノ作製ニ關シ關係府縣又ハ東京市等ノ參加ヲ必要トスル時ハ都市計畫東京地方委員會ニ於テ其ノ參加ヲ求ムルモノトス

五　東京府管內ニ於ケル豫備計畫案ノ作製分擔ニ付テハ東京府、東京市、都市計畫東京地方委員會ニ於テ更ニ協議ノ上定ムルモノトス

六　關係府縣及東京市ニ於テ前數項ニ依リ難キ事情アル場合ニ於テハ之ニ代ルベキ方法ニ付豫メ都市計畫東京地方委員會ニ協議ノ上其ノ方法ヲ定ムルモノトス

第二　計畫案ノ作製

綠地ノ計畫案ハ左記方法ニ依リ作製スルモノトス

通則

1　各種綠地ノ基準ニ據ルコト

2　豫備計畫案ニ於ケル計畫境域ハ大凡ニテ差支ナキコト

3　計畫境域ノ外廓地ノ利用計畫ヲ併セテ考慮スルコト

4　聚落地ハ綠地ヲ以テ遮斷スルコト

5　綠地ハ外郊ヨリ都心ニ向ツテ楔狀ニ配置スルコト

6　飛行場、不時著陸場、橋畔廣場及辻廣場等ノ變災時ニ當リ使用シ得ベキ空地トノ關係ヲ特ニ留意スルコト

一　普通綠地

1　公園

イ　大公園

（一）　普通公園

普通公園中ニハ基準ニ定ムル施設ノ外特ニ帝都ニ相應シキ大動物園、大植物園、形像其ノ他記念物建設場及迎賓觀光園等ノ施設ニ供用シ得ルモノヲ選定スルコト

大博覽會場、文化館（美術館、歷史館、地理館、產業館）トノ聯絡ヲ考慮スルコト

（二）　運動公園

（1）　運動公園中ニハ特ニ帝都ニ相應シキ中央綜合運動競技場（普通運動競技場、自動車競技場、競馬場、競漕場等）ニ供用シ得ルモノヲ選定スルコト

（2）　運動公園中ニハ地方綜合運動競技場ニ供用シ得ルモノ數個所ヲ選定スルコト

（三）　自然公園

（1）　主トシテ山ノ手線主要驛ヲ聚落ノ中心地トスルコト

（2）　直ニ其ノ境域ヲ決定シ難キ場合ニ於テハ一般公衆ノ直接風致觀賞及野外ノ慰樂休養ニ資シ得ル一團ノ風景地ニシテ左記事項ヲ計畫シ得ル區域ヲ「景園地」トシテ選定シ置クコト

（イ）　風景保存ニ關スル各種法規ノ運用其ノ他ノ方法ニ依ル風致、動物、植物及地質ノ特徵竝史蹟ノ保護

（ロ）　市街地建築物法ノ運用其ノ他ノ方法ニ依ル敷地ノ計畫、別莊ノ建設、庭園ノ設置其ノ他開發計畫ノ修景的統制

（ハ）　行樂、眺望其ノ他自然公園ノ機能ニ相應スル各種園地ノ經營、公開綠地ニ依ル風致觀賞及野外ノ慰樂休養ニ關スル造園施設

（ニ）　自動車速度、狩獵、汚物遺棄、水面汚濁、竹木採取等ノ制限

（ホ）　風紀ノ取締

（ヘ）　前各號ノ他特ニ修景、造園ニ必要ナル施設

（3）　火山、山嶽、丘陵、森林、原野、湖沼、河川、海岸等ノ各種風景地ヲ選定スルコト

ロ　小公園

通則

（1）　小公園ノ計畫ハ東京都市計畫區域內ニ限ルコト

（2）　東京都市計畫區域ヲ左ノ通ニ區分スルコト

（イ）　市街地

（ロ）　宅地化豫想地

い　都心ヨリ既設及計畫アル交通機關ニ依リ一時

間以内ニテ到達シ得ル土地

ろ　都市計畫區域内外ニ於ケル聚落地ヲ中心トシ宅地化スル見込ノ土地

は　學園地其ノ他特別ノ事情ニ依リ宅地化スル見込ノ土地

（ハ）　生產綠地其ノ他

（3）　都市計畫區域内ノ周邊部ニ於ケル計畫ニ付テハ隣接市町村内ノ綠地ヲ考慮スルコト

（4）　基準ノ面積及誘致距離ハ誘致區域内ノ人口ノ粗密ニヨリ增減スルコト

（一）　近隣公園

（1）　公園區

（イ）　市街地及宅地化豫想地ヲ一括シ地貌、鐵道、軌道、幹線道路、行政區劃、地域制、人口密度、普通綠地等ヲ斟酌シ近隣公園誘致距離ニ依リ近隣公園區ニ分ツコト

（ロ）　前號公園區ヲ左ノ通種別スルコト

い　既設ノ公園又ハ既定計畫アル爲新ニ近隣公園ヲ設クルヲ必要トセザル區

ろ　新ニ單獨ノ近隣公園ヲ必要トスル區

は　土地區劃整理ニ依リ用地ヲ取得スルヲ適當トスル區

ろ　新ニ單獨ノ少年公園ヲ必要トスル區

は　土地區劃整理ニ依リ用地ヲ取得スルヲ適當トスル區

に　公園以外ノ普通綠地ニ公園ヲ隣接セシメ少年公園ノ效用ヲ爲サシムルヲ有利トスル區

ほ　公園以外ノ普通綠地ヲ少年公園ニ供用スルヲ有利トスル區

へ　公園以外ノ普通綠地ヲ擴張シ少年公園ニ供用スルヲ有利トスル區

と　少年公園ヲ必要トスルモ建築物密集又ハ財政上等ノ事由ニヨリ一應計畫ヲ困難ト認ムル區

ち　大構築物集團地其ノ他ニヨリ少年公園ヲ不必要トスル區

（2）　候補地ノ選定

候補地ノ選定ニ付テハ左記事項ヲ斟酌スルコト但シ土地區劃整理ニ依リ用地ヲ取得スルヲ適當トスル區ニ於テハ敷地ノ選定ヲ省略スルコトヲ得

（イ）　寄贈、遺贈ニ依ル土地ノ取得

（ロ）　土地區劃整理ニ依ル公園地ノ取得

（ハ）　慰樂建設物ノ有無

（ニ）　前項トノ區ヲ少ナカラシムルコト

右候補地選定ノ結果公園區ヲ修正スルコト

幼年公園

（1）　公園區

（イ）　市街地及宅地化豫想地ヲ一括シ街區又ハ誘致區域ヲ地貌、地域制、人口密度、普通綠地等ヲ斟酌シ幼年公園誘致距離ニ依リ幼年公園區ニ分ツコト

（ロ）　前號公園區ヲ左ノ通種別スルコト

い　既設ノ公園又ハ既定計畫アル爲新ニ公園ヲ設クルヲ必要トスル區

ろ　新ニ單獨ニ幼年公園ヲ必要トスル區

少年公園

（1）　公園區

（イ）　市街地及宅地化豫想地ヲ一括シ地貌、鐵道、軌道、幹線道路、行政區劃、地域制、人口密度、普通綠地等ヲ斟酌シ少年公園誘致距離ニ依リ少年公園區ニ分ツコト

（ロ）　前號公園區ヲ左ノ通種別スルコト

い　既設ノ公園又ハ既定計畫アル爲新ニ少年公園ヲ設クルヲ必要トセザル區

ろ　新ニ單獨ノ少年公園ヲ必要トスル區

は　土地區劃整理ニ依リ用地ヲ取得スルヲ適當トスル區

に　公園以外ノ普通綠地ニ公園ヲ隣接セシメ少年公園ノ效用ヲ爲サシムルヲ有利トスル區

ほ　公園以外ノ普通綠地ヲ少年公園ニ供用スルヲ有利トスル區

へ　公園以外ノ普通綠地ヲ擴張シ少年公園ニ供用スルヲ有利トスル區

と　少年公園ヲ必要トスルモ建築物密集又ハ財政上等ノ事由ニヨリ一應計畫ヲ困難ト認ムル區

は　土地區劃整理ニ依リ用地ヲ取得スルヲ適當トスル區

に　公園以外ノ普通綠地ニ公園ヲ隣接セシメ幼年公園ノ效用ヲ爲サシムルヲ有利トスル區

ほ　公園以外ノ普通綠地ヲ幼年公園ニ供用スルヲ有利トスル區

へ　公園以外ノ普通綠地ヲ擴張シ幼年公園ニ供用スルヲ有利トスル區

と　幼年公園ヲ必要トスルモ建築物密集又ハ財政上等ノ事由ニヨリ一應計畫ヲ困難ト認ムル區

ち　屋上庭園其ノ他ノ構築物ヲ公園ニ代用スル等ノ彌縫策ヲ爲シ得ル區

り　一定時間道路ノ車馬通行ヲ禁止シ公園ニ代用シ得ル區

ぬ　大構築物集團地其ノ他ニヨリ幼年公園ヲ不必要トスル區

（2）候補地ノ選定

候補地ノ選定ニ付テハ左記事項ヲ斟酌スルコト但シ土地區劃整理ニ依リ用地ヲ取得スルヲ適當トスル區ニ於テハ敷地ノ選定ヲ省略スルコトヲ得

（イ）寄贈、遺贈ニ依ル土地ノ取得

（ロ）土地區劃整理ニ依ル公園地ノ取得

（ハ）慰樂建設物ノ有無

（ニ）前項トノ區ヲ少ナカラシムルコト

有候補地選定ノ結果公園區ヲ修正スルコト

幼兒公園

（1）公園區

（イ）市街地及宅地化豫想地ヲ一括シ街區又ハ誘致區域ヲ地貌、地域制、人口密度、普通綠地等ヲ斟酌シ幼兒公園誘致距離ニ依リ幼兒公園區ニ分ツコト

（ロ）前號公園區ヲ左ノ通種別スルコト

い　既設ノ公園又ハ既定計畫アル爲新ニ幼兒公園ヲ設クルヲ必要トセザル區

ろ　新ニ單獨ニ幼兒公園ヲ必要トスル區

は　公園以外ノ普通綠地ニ公園ヲ隣接セシメ幼兒公園ノ效用ヲ爲サシムルヲ有利トスル區

に　公園以外ノ普通綠地ヲ幼兒公園ニ供用スルヲ有利トスル區

ほ　公園以外ノ普通綠地ヲ擴張シ幼兒公園ニ供用スルヲ有利トスル區

へ　幼兒公園ヲ必要トスルモ宅地密集又ハ財政上等ノ事由ニヨリ一應計畫ヲ困難ト認ムル區

と　屋上庭園其ノ他ノ構築物ヲ公園ニ代用スル等ノ彌縫策ヲ爲シ得ル區

ち　一定時間道路ノ車馬通行ヲ禁止シ公園ニ代用シ得ル區

り　大構築物集團地又ハ庭園集團地等ニシテ幼兒公園ヲ不必要トスル區

（2）候補地ノ選定

候補地ノ選定ハ省略スルコトヲ得

公園ニ準ズルモノ

行樂道路

（一）自然公園（景園地ヲ含ム）ニ達スル直通行樂道路ヲ設クルコト

（二）帝都ノ周圍ニハ環狀行樂道路三線ヲ設クルコト但シ都心ヨリノ距離ハ第一線ハ約一〇粁、第二線ハ約二〇粁、第三線ハ約四〇粁ヲ標準トスルコト

（三）主ナル行樂系統ハ「ループ」式トスルコト

（四）住宅地内ニハ慰樂道路ヲ適當ニ配置スルコト

2　**墓苑**

イ　**第一種**

（一）帝都ニ相應シキ施設ヲ有スル墓苑一箇所ヲ選定スルコト

（二）前號以外ノ墓苑ハ主要放射幹線道路間ニ一箇所宛選定スルコト但シ都心ヨリノ距離ハ約一五粁ヲ標準トスルコト

（三）既設墓地ノ移轉ヲ爲ス場合ヲ考慮シ面積ヲ決定スルコト

（四）商業地域及工業地域内ニ選定セザルコト

（五）塋域ニ宅地ノ近接スル虞ナキ樣墓苑ノ内緣ニ風致地帶ヲ設クルコト

（六）火葬場ヲ附設スル墓苑ニ付テハ既設火葬場トノ關係ヲ考慮スルコト

ロ　**第二種**

史蹟墓地ハ史蹟名勝天然紀念物保存法ニ依リ史蹟ニ指定又ハ假指定セラレタルモノニ限ラズ陵、古墳其ノ他普通史蹟トシテ取扱フ墓所ヲモ選ブコト

3　**公開綠地**

イ　國又ハ公共團體經營ノ公開綠地ニ付テハ夫々ノ主管區

ニ協議ノ上選定スルコト

ロ　將來公開綠地トナルベキモノニ付テモ夫々ノ主管廳又ハ施設者ト協議ノ上考慮スルコト

ハ　永續性ニ付テハ其ノ設備竝管理者ノ意思ヲ參酌シテ決定スルコト

4　**共用綠地**

イ　管理者ニ協議ノ上選定スルコト

ロ　將來共用綠地トナルベキモノニ付テモ夫々ノ施設者ト協議ノ上考慮スルコト

ハ　團體園ノ永續性ニ付テハ其ノ設備竝施設者ノ意思ヲ參酌シテ決定スルコト

共用綠地ニ準ズルモノ

分區園

（一）　現在ノ密集居住者竝將來ノ商業地及高燥地等ニ於ケル密住宅地居住者ヲ對象トスルコト

（二）　利用者居住範圍ヲ考慮シ分區園設置區域ヲ選定スルコト

（三）　分區園ノ位置ニ移動アルモ總面積ニ大差ナキトキハ之ヲ永續スルモノト看做スコト

二　綠地ニ準ズルモノ

保存地

イ　都市計畫區域內外ノ風致ニ富ム地域ハ風致地區決定標準ニ準據シ選定シ速ニ適當ナル法令ノ適用方ニ付夫々ノ主務廳ト協議スルコト

ロ　公園、墓苑、慰樂道路ノ周圍ニハ原則トシテ風致地區ヲ選定スルコト

第三　計畫案ノ樣式

綠地計畫案ハ左記圖書ヨリ成ルモノトス豫備計畫案ニ付亦同ジ

一　計畫理由書

綠地計畫ヲ必要トスル事由ヲ記載スルコト

二　計畫調書

別紙第一號乃至第九號樣式

三　計畫說明書

別紙第十號樣式

四　計畫圖面

別紙第十一號樣式

五　計畫資料

1　綠地計畫調查資料細目及特別調查資料細目ニ列記シタル各種資料

2　綠地計畫ニ關スル陳情、意見書、官公署等ト照復文書ノ寫及會議錄

第一號樣式

公園計畫調書

番號	名稱	位置	地積（約）	施設費概算 円	土地所有關係	摘要
		市、郡、區、町、村、大字、字ノ全部ノ一部				
計						

備考　一　公園ノ分類別（普通公園、運動公園、自然公園、近隣公園、少年公園、幼年公園、幼兒公園、街園ノ別）ニ調製スルコト

二　番號ハ圖面ニ記載ノ番號ヲ記載スルコト

三　地積ノ單位ハ「ヘクタール」トスルコト但シ一ヘクタール未滿ノ公園ニ付テハ「アール」トスルコト

四　土地所有關係欄ニハ東京綠地調查資料細目六土地所有者別調書ノ分類ニ依リ記載スルコト

五　既設若ハ既定計畫公園又ハ公園以外ノ綠地ヲ利用セムトスルモノニ付テハ其ノ利用ノ程度竝現經營者等ヲ摘要欄ニ記載スルコト

六　普通公園中動植物園、迎賓觀光園等ニ供用豫定ノモノニ付テハ摘要欄ニ其ノ豫定ヲ記入スルコト

七　普通公園中博覽會場、文化館等ト關聯スルモノハ其旨摘要欄ニ記入スルコト

第二號樣式

行樂道路計畫調書

番號	分類名	路線	起點	終點	主ナル經過地	幅員 米	延長 米	施設費概算 円	摘要
			市、郡、區、町、村、大字	市、郡、區、町、村、大字					
計									

備考　一　番號ハ圖面ニ記載ノ番號ヲ記載スルコト

二　聯絡道路ニ付テハ路線名ノ欄ニ國道、府縣道、何市道又ハ何町村道ト路線名ニ肩書スルコト

三　既設又ハ既定計畫道路ヲ利用シ行樂道路ノ施設ヲ

爲サムトスルモノニ付テハ其ノ利用ノ程度ヲ摘要欄ニ記載スルコト

四　行樂道路ノ分類別ニ路線數、延長、施設費ノ集計ヲ爲スコト

第三號樣式

墓苑調書

番號	分類名稱	位置	地積	施設費概算 圓	土地所有關係	摘要
		市、郡、區、町、村、大字				
計						

備考　一　番號ハ圖面ニ記載ノ番號ヲ記載スルコト

二　地積ノ單位ハ「ヘクタール」トスルコト但シ一「ヘクタール」未滿ノモノニ付テハ「アール」トスルコト

三　施設費ハ第一種墓苑ニ限リ記載スルコト

四　既設墓地ヲ第一種墓苑ニ改造セムトスルモノニ付テハ其ノ改造ノ程度ヲ又第二種墓苑及第三種墓苑ニ付テハ其ノ內容ヲ摘要欄ニ記載スルコト

五　墓苑ノ分類別（第一種、第二種、第三種ノ別）ニ箇所數、地積、施設費ノ集計ヲ爲スコト

第四號樣式

公開綠地調書

番號	細分類	名稱	位置	地積	管理者又ハ經營者	摘要
			市、郡、區、町、村、大字			
計						

備考　一　公開綠地ノ分類別（第一種、第二種及第三種ノ別）ニ調製スルコト

二　番號ハ圖面ニ記載ノ番號ヲ記載スルコト

三　細分類ハ第一種、第二種及第三種ノ各公開綠地ノ細分類ノ番號、「(一)(二)ノ類」ヲ記載スルコト

四　細分類別ニ箇所數、地積ノ集計ヲナスコト

五　名稱ハ神社佛堂名、自然公物、營造物又ハ造營物等ノ種類名稱ヲ記載スルコト

六　地積ノ單位ハ「ヘクタール」トスルコト但シ一「ヘクタール」未滿ノモノニ付テハ「アール」トスルコト

第五號樣式　共用綠地調書

第六號樣式　分區圖調書

第七號樣式　遊園地調書

第八號樣式　庭園調書

第九號樣式　保存地調書

以上第五號乃至第九號樣式ノ各調書ノ樣式ハ第四號樣式（公開綠地調書）ニ準ズルコト

第十號樣式

計畫說明書

一　各種綠地ノ調書毎ニ作製スルコト

二　記述事項ハ調書トノ對照ヲ便ナラシムル爲番號等ニ依リ整理スルコト

三　記述スベキ概目左ノ如シ

第一　總括的說明

1　地方ノ一般的現況

2　各種綠地計畫ノ概要

第二　箇所別說明

1　計畫ノ概要（經費ハ用地費、設備費等ニ區分スルコト）

2　計畫ノ事由

第十一號樣式

共通事項

一　圖面ハ參謀本部發行縮尺一萬分ノ一地形圖ヲ使用スルコト但シ東京都市計畫區域外ニ付テハ縮尺五萬分ノ一地形圖ヲ使用スルコト

重要事項ヲ表示スル場合ハ前項ノ外適當ナル補助圖ヲ作製スルコト

二　調書ト圖面トハ交互對照ニ便ナラシムル爲箇所每ニ同一番號ヲ附スルコト但シ番號ハ墓苑、公開綠地、共用綠地、保存地ニ關スル圖書ニ在リテハ大公園ニ準ズルモノニハ日本數字ヲ、小公園ニ準ズルモノニハアラビヤ數字ヲ用フルコト

三　大公園及之ニ準ズル行樂道路計畫圖竝小公園及之ニ準ズル行樂道路計畫圖ニ參考トシテ表示スル墓苑、公開綠地、共用綠地、分區圖、庭園又ハ保存地ニ附スル番號ハ各當該圖ニ記入シタル番號ト同一ノモノヲ記入スルコト

四　表示方法ノ著色名ノ下ニ說明ナキモノハ全面塗トス倘境域小ナルモノニ付テハ括弧內ノ記號ヲ附スルコト

五　保存地ヲ表示スルニハ法令ニ依リ指定、假指定又ハ編入濟ノモノハ既設トシ其ノ他豫定地ノ類ハ未設トシテ取扱フコト

六　公園區界ノ重複部分ハ上級ノ區界ノミ記入スルコト

七　公園區ニハ本手續中ノ區ノ種別記號ヲ記入スルコト

一　緑地計畫一般圖

記載事項

種別	表示法 既設	表示法 未方針
（一）公園	フーカスグリーン No.2（記號　同色●）	同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
附景園地		エメラルドグリーン　ニ　フーカスグリーン No.2 實線ノ緣取リ
（二）行樂道路	エメラルドグリーン幅員二耗ノ實線	エメラルドグリーン直徑二耗ノ點線
イ慰樂道路	エメラルドグリーン幅員二耗ノ破線	エメラルドグリーン幅員二耗ノ鎖線
ロ聯絡道路	ガンボージ（記號　同色●）	同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
（三）墓地	フーカスグリーン No.1（記號　同色●）	同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
（四）公開緣地	ライトレッド（記號　同色●）	同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
（五）共用緣地	サップグリーン（記號　同色●）クロームオレンヂ（記號　同色●）バイオレツト實線ノ緣取リ（記號　同色○）	同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
（六）分區園		同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
（七）庭園		同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
（八）保存地		バイオレツト破線ノ緣取リ（記號　同上ニ　バーミリオンノ覆輪）
（九）參考飛行場	ニユートラルチント	同上ニ　バーミリオン實線ノ緣取リ

二　大公園及之ニ準ズル行樂道路計畫圖

記載事項

種別	表示法 既設	表示法 未方針
（一）大公園	フーカスグリーン No.2 淡ニ同濃實線ノ緣取リ	同上　破線ノ緣取リ
イ普通公園	フーカスグリーン No.2 淡ニクロームエロー實線ノ緣取リ	同上　破線ノ緣取リ
ロ運動公園	フーカスグリーン No.2 淡ニバーミリオン實線ノ緣取リ	同上　破線ノ緣取リ
ハ自然公園		フーカスグリーン No.2 淡ニバーミリオン鎖線ノ緣取リ
附景園地		
（二）行樂道路		
イ慰樂道路		
（1）遊步道	エメラルドグリーン幅員一耗ノ實線	同上　直徑一耗ノ點線
（2）步車兼用道路	エメラルドグリーン幅員二耗ノ實線	同上　直徑二耗ノ點線
（3）乘馬道	エメラルドグリーン幅員三耗ノ實線	同上　直徑三耗ノ點線
ロ聯絡道路		
（1）國道	エメラルドグリーン幅員三耗ノ破線	同上　幅員三耗ノ鎖線
（2）府縣道	エメラルドグリーン幅員二耗ノ破線	同上　幅員二耗ノ鎖線
（3）市町村道及道	エメラルドグリーン幅員一耗ノ破線	同上　幅員一耗ノ鎖線

参考トシテ左記事項ヲ併記スルモノトス

種別	既定	未定
(一) 墓苑		
イ 第一種	ガンボージ淡ニエメラルドグリーン實線ノ縁取リ	同上 破線ノ縁取リ
ロ 第二種	ガンボージ淡ニバーミリオン實線ノ縁取リ（記號 バーミリオン◎）	同上 破線ノ縁取リ（記號 バーミリオン◎）
(二) 公開緑地（機能大公園ニ準ズルモノ）		
イ 第一種	フーカスグリーン №0.1 淡ニクリームソンレーキ淡實線ノ縁取リ（記號 クリームソンレーキ淡◎）	フーカスグリーン淡斜線ニクリームソンレーキ淡破線ノ縁取リ（記號 クリームソンレーキ淡◎）
ロ 第二種	フーカスグリーン №0.1 淡ニエメラルドグリーン斜線（記號 エメラルドグリーン◎）	フーカスグリーン №0.1 淡斜線ニエメラルドグリーン斜線（記號 エメラルドグリーン□）
ハ 第三種	フーカスグリーン №0.1 淡ニ同濃實線ノ縁取リ（記號 フーカスグリーン №0.1 ○）	フーカスグリーン №0.1 淡斜線ニ同濃破線ノ縁取リ（記號 フーカスグリーン №0.1 濃□）
(三) 共用緑地（機能大公園ニ準ズルモノ）		
イ 學校園	ライトレッド淡ニセピヤ斜線（記號 セピヤ○）	ライトレッド淡斜線ニセピヤ斜線（記號 セピヤ□）
ロ 園體園	ライトレッド淡ニバーミリオン斜線（記號 バーミリオン◎）	ライトレッド淡斜線ニバーミリオン斜線（記號 バーミリオン□）
(四) 分區園		
イ 第一種	ライトレッド淡ニ同濃實線ノ縁取リ（記號 ライトレッド○）	同上 破線ノ縁取リ（記號 ライトレッド◎）
ロ 第二種		
ハ 第三種		
(五) 遊園地（機能大公園ニ準ズルモノ）		
イ 第一種	クリームソンレーキ淡ニ同濃實線ノ縁取リ（記號 フーカスグリーン濃○）	同上 破線ノ縁取リ（記號 フーカスグリーン №0.1 濃◎）
(六) 緑地ニ準ズルモノ保存地（機能大公園ニ準ズルモノ）		
イ 第一種	バイオレット濃實線ノ縁取リ（記號 バイオレット○）	同上 破線ノ縁取リ（記號 バイオレット◎）
ロ 第二種	プルシャンブリュー實線ノ縁取リ（記號 プルシャンブリュー○）	同上 破線ノ縁取リ（記號 プルシャンブリュー◎）
ハ 第三種	ガンボージ實線ノ縁取リ（記號 ガンボージ○）	同上 破線ノ縁取リ（記號 ガンボージ◎）

三 小公園及之ニ準ズル行樂道路計畫圖

記載事項

種別	公園區界	既設	未設
(一) 小公園			
イ 近隣公園	フーカスグリーン №0.2 鎖線	同濃實線ノ縁取リ	同上 破線ノ縁取リ
ロ 兒童公園			
(1) 少年公園	クロームエロー鎖線	フーカスグリーン №0.2 淡ニクロームエロー實線ノ縁取リ	同上 破線ノ縁取リ
(2) 幼年公園	サップグリーン鎖線	フーカスグリーン №0.2 淡ニサップグリーン實線ノ縁取リ	同上 破線ノ縁取リ
(3) 幼兒公園	バーミリオン鎖線	フーカスグリーン №0.2 淡ニバーミリオン實線ノ縁取リ	同上 破線ノ縁取リ

種別	公園表示方法 既設	公園表示方法 未設
ハ 街園		
(二) 行樂道路		
イ 慰樂道路		
(1) 遊歩道	エメラルドグリーン幅員一耗ノ實線	同上 直徑一耗ノ點線
(2) 歩車道	エメラルドグリーン幅員二耗ノ實線	同上 直徑二耗ノ點線
(3) 乘馬道	エメラルドグリーン幅員三耗ノ實線	同上 直徑三耗ノ點線
ロ 聯絡道路		
(1) 國道	エメラルドグリーン幅員三耗ノ破線	同上 幅員三耗ノ鎖線
(2) 府縣道	エメラルドグリーン幅員二耗ノ破線	同上 幅員二耗ノ鎖線
(3) 市道及町村道	エメラルドグリーン幅員一耗ノ破線	同上 幅員一耗ノ鎖線

參考トシテ左記事項ヲ併記スルモノトス

種別	公園表示方法 既設	公園表示方法 未設
(一) 公開緑地(機能小公園ニ準ズルモノ)	フーカスグリーンNo.1ニクリームソンレーキ實線ノ緣取リ(記號 クリームソンレーキ○)	フーカスグリーンNo.1斜線ニクリームソンレーキ破線ノ緣取リ(記號 クリームソンレーキ□)
イ 第一種		
ロ 第二種	フーカスグリーンNo.1ニエメラルドグリーン實線ノ斜線(記號 エメラルドグリーン◎)	フーカスグリーンNo.1斜線ニエメラルドグリーン破線ノ斜線(記號 エメラルドグリーン□)
ハ 第三種	フーカスグリーンNo.1ニ同濃實線ノ緣取リ(記號 フーカスグリーンNo.1○)	フーカスグリーンNo.1斜線ニ同破線ノ緣取リ(記號 フーカスグリーンNo.1□)
(二) 共用緑地(機能小公園ニ準ズルモノ)		
イ 學校園	ライトレッド淡ニセピヤ實線ノ緣取リ(記號 セピヤ○)	ライトレッド淡ニセピヤ破線ノ緣取リ(記號 セピヤ□)
ロ 園體園	ライトレッド淡ニバーミリオン斜線(記號 バーミリオン◎)	ライトレッド淡斜線ニバーミリオン斜線(記號 バーミリオン□)
(三) 緑地ニ準ズルモノ		
イ 庭園		
(1) 第一種	レモンイエロー淡	同上 破線ノ緣取リ(記號 バイオレット濃◎)
(2) 第二種	レモンイエロー實線ノ緣取リ	同上 破線ノ緣取リ(記號 プルシャンブリュー◎)
ロ 保存地		
(1) 第一種	バイオレット濃實線ノ緣取リ(記號 バイオレット濃○)	同上 破線ノ緣取リ(記號 ガンボージ◎)
(2) 第二種	プルシャンブリュー實線ノ緣取リ(記號 プルシャンブリュー○)	
(3) 第三種	ガンボージ實線ノ緣取リ(記號 ガンボージ○)	

四 墓苑圖

記載事項

種別	表示	法
	既設	未設
イ 第一種	ガンボージ淡ニエメラルドグリーン實線ノ縁取リ	同上 破線ノ縁取リ
ロ 第二種	ガンボージ淡ニバーミリオン實線ノ縁取リ（記號 バーミリオン○）	同上 破線ノ縁取リ（記號 バーミリオン◎）
ハ 第三種	ガンボージ淡ニガンボージ濃實線ノ縁取リ（記號 ガンボージ濃○）	同上 破線ノ縁取リ（記號 ガンボージ濃◎）

五 公開緑地及共用緑地圖

記載事項

種別	表示	法
	既設	既設中ノ認定	未設	未設中ノ認定
(一)公開緑地				
イ 第一種				
(1) 一號	フーカスグリーンNo.1淡ニクリームソンレーキ實線ノ縁取リ（記號 クリームソンレーキ○）		フーカスグリーンNo.1淡斜線ニクリームソンレーキ破線ノ縁取リ（記號 クリームソンレーキ□）	
(2) 二號	フーカスグリーンNo.1淡ニガンボージ實線ノ縁取リ（記號 ガンボージ○）		フーカスグリーンNo.1淡斜線ニガンボージ破線ノ縁取リ（記號 ガンボージ□）	
ロ 第二種				
(1) 一號	エメラルドグリーン實線ノ縁取リ（記號 エメラルドグリーン○）	フーカスグリーンNo.1淡ニエメラルドグリーン斜線（記號 エメラルドグリーン◎）	エメラルドグリーン破線ノ縁取リ（記號 エメラルドグリーン□）	フーカスグリーンNo.1淡斜線ニエメラルドグリーン斜線（記號 エメラルドグリーン□）
(2) 二號	コバルトブリユー實線ノ縁取リ（記號 ユー○）	フーカスグリーンNo.1淡ニコバルトブリユー斜線（記號 ユー◎）	コバルトブリユー破線ノ縁取リ（記號 ユー□）	フーカスグリーンNo.1淡斜線ニコバルトブリユー斜線（記號 ユー□）
(3) 三號	バイオレット實線ノ縁取リ（記號 バイオレット○）	フーカスグリーンNo.1淡ニバイオレット斜線（記號 バイオレット◎）	バイオレット斜線（記號 バイオレット□）	フーカスグリーンNo.1淡斜線ニバイオレット斜線（記號 バイオレット□）
ハ 第三種				
(1) 一號	フーカスグリーンNo.1淡ニバーミリオン實線ノ縁取リ（記號 バーミリオン○）	フーカスグリーンNo.1淡ニエメラルドグリーン斜線（記號 エメラルドグリーン◎）	同上 破線ノ縁取リ（記號 バーミリオン□）	フーカスグリーンNo.1淡斜線ニエメラルドグリーン斜線（記號 バーミリオン□）
(2) 二號	フーカスグリーンNo.1淡ニフーカスグリーンNo.1實線ノ縁取リ（記號 フーカスグリーンNo.12○）	フーカスグリーンNo.1淡ニコバルトブリユー斜線（記號 ユー◎）	コバルトブリユー破線ノ縁取リ（記號 ユー□）	フーカスグリーンNo.1淡斜線ニコバルトブリユー斜線（記號 ユー□）
(3) 三號	フーカスグリーンNo.1淡ニバイオレット斜線（記號 バイオレット◎）		バイオレット斜線（記號 バイオレット□）	
(二)共用緑地				
イ 學校園	ライトレッド淡ニセピヤ實線ノ縁取リ（記號 セピヤ○）		ライトレッド淡斜線ニセピヤ破線ノ縁取リ（記號 セピヤ□）	
(1) 一號	ライトレッド淡ニプルシヤンブリユー斜線（記號 プルシヤンブリユー○）		同上 破線ノ縁取リ（記號 バーミリオン□）	
(2) 二號	バーミリオン實線ノ縁取リ（記號 バーミリオン○）	ライトレッド淡ニバーミリオン斜線（記號 バーミリオン◎）	ライトレッド淡斜線ニプルシヤンブリユー斜線（記號 プロシヤンブリユー□）	ライトレッド淡斜線ニバーミリオン斜線（記號 バーミリオン□）
ロ 團體園	バーミリオン實線ノ縁取リ（記號 バーミリオン○）		バーミリオン破線ノ縁取リ（記號 バーミリオン□）	ライトレッド淡斜線ニバーミリオン斜線（記號 バーミリオン□）

六　分區圖圖

記載事項

種別	表示方法 既設	表示方法 未設
イ　第一種	ライトレッド淡ニエメラルドグリーン實線ノ縁取リ（記號　エメラルドグリーン○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　エメラルドグリーン◎）
ロ　第二種	ライトレッド淡ニフーカスグリーン No.1 實線ノ縁取リ（記號　フーカスグリーン No.1○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　フーカスグリーン No.1◎）

七　保存地圖

記載事項

種別	表示方法 既設	表示方法 未設
（一）第一種		
イ　天然保護區域	バイオレット淡ニバイオレット濃實線ノ縁取リ	同上　破線ノ縁取リ
ロ　前號以外ノ史蹟名勝天然紀念物		
（1）史蹟	バイオレット淡ニガンボージ實線ノ縁取リ（記號　ガンボージ○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　ガンボージ◎）
（2）名勝	バイオレット淡ニバーミリオン實線ノ縁取リ（記號　バーミリオン○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　バーミリオン◎）
（3）天然紀念物	バイオレット淡ニエメラルドグリーン實線ノ縁取リ（記號　エメラルドグリーン○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　エメラルドグリーン◎）
ハ　史蹟名勝天然紀念物保存ニ關シ主務大臣ノ定メタル區域	バイオレット淡ニレモンイエロー實線ノ縁取リ（記號　レモンイエロー○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　レモンイエロー◎）
ニ　風致林	バイオレット淡ニフーカスグリーン No.1 實線ノ縁取リ（記號　フーカスグリーン No.1○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　フーカスグリーン No.1◎）
ホ　風致地區	バイオレット淡ニフーカスグリーン No.2 實線ノ縁取リ	同上　破線ノ縁取リ
ヘ　其ノ他	バイオレット淡ニライトレッド實線ノ縁取リ（記號　ライトレッド○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　ライトレッド◎）
（二）第二種		
イ　魚附林	ブルシャンブリュー實線ノ斜線（記號　ブルシャンブリュー○）	同上　破線ノ斜線（記號　ブルシャンブリュー◎）
ロ　其ノ他	ライトレッド實線ノ斜線（記號　ライトレッド○）	同上　破線ノ斜線（記號　ライトレッド◎）
（三）第三種		
イ　保安林	サップグリーン實線ノ縁取リ（記號　サップグリーン○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　サップグリーン◎）
ロ　開墾制限又ハ禁止地	クロームオレンヂ實線ノ縁取リ（記號　クロームオレンヂ○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　クロームオレンヂ◎）
ハ　砂防指定地	ニュートラルチント實線ノ縁取リ（記號　ニュートラルチント○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　ニュートラルチント◎）
ニ　河川法權利制限地	コバルトブリュー實線ノ縁取リ（記號　コバルトブリュー○）	同上　破線ノ縁取リ（記號　コバルトブリュー◎）
ホ　要塞地帶及軍港要港ノ境域	墨實線ノ縁取リ	同上　破線ノ縁取リ

種別	表示方法	
	既設	未設
ヘ 其ノ他	セピヤ實線ノ線取リ（記號 セピヤ○）	同上 破線ノ線取リ（記號 セピヤ◎）
（四）參考		
イ 美觀地區	クリームソンレーキ並内側ニエメラルドグリーン實線ノ線取リ	同上 破線ノ線取リ
ロ 廣告物取締區域	カーマイン實線ノ線取リ	同上 破線ノ線取リ
ハ 禁獵區	プルシヤンブリユー實線ノ線取リ	同上 破線ノ線取リ

京都、滋賀、奈良を中心とする觀光道路竝景勝區域計畫に就て

都市計畫京都地方委員會事務官 山口乾治

輓近都市計畫が地方計畫として概念せられるに至つた理由はこゝに縷說するを要せぬであらう。街路網、地域制、公園系統等が個々別々に計畫されず同時に綜合的に計畫さるべきが如く、都市計畫は更に地方計畫として計畫區域外の隣接農村竝に近接都市相互に於ける計畫との聯絡ある統一的計畫であつて初めて完全である。

然し乍ら夫と同時に更に其れは具體的計畫でなければならぬ。卽ち其の都市の個性の適確な把握、現在に至る發展過程と將來への展望、他都市に對する其の都市の「都市格」とも言ふべき特殊性、其の都市の「都是」の深き認識の下に地理的環境との相互依存狀態を認識し之が經濟方針との完全なる融合ある計畫でなければならぬのである。

今此の觀點に於て京都、奈良、大津の三都を考ふるに三都は少くも次の三特性を共有して居る。

1. 典型的な歷史的、古典的都市たること。2. 史蹟景勝に富むこと。3. 優秀なる觀光都市たること。

而も此の三都は我國創業の地であり、現代日本の民族的故鄕として一を措いては他を知り得ない密接な關係に

在り渾然一體を爲してゐる。

大和街道及び奈良街道は王朝、平安時代から往還繁き此の三都の連絡道路であつた。從つて隨所に由緒深い社陵名刹あり殆んど古蹟に埋れるの觀がある。史蹟名勝天然紀念物の數を見ると京都府が全國で最も多く次に奈良縣である(昭和六年十月現在)。而して所謂近江八景から比叡の靈峰を攀り嵐峽、東山の風光に接し更に笠置、三笠の翠巒を訪ねて吉野の幽邃に入る。本地方は宛然一大パノラマの展開せる如くである。從つて遊覽客四時に亙つて內外から相集り觀光地として最も優れてゐることが分るのである。斯くして具體的統一的都市計畫としての地方計畫を三都を中心として考ふる場合先づ綜合的なる景勝地竝に觀光道路計畫の樹立が三都地方の特性、地方是に卽し最も妥當緊要であると考へらるゝのである。

敍上の見地から京都奈良滋賀三府縣都市計畫竝土木關係者は昭和八年中三回協議會を開催し、三都を中心とする觀光道路竝景勝地に關する協議を重ねた。勿論未だ單なる內部的會合に過ぎず且つ將來の計畫に對する準備的協議に止まるのであるが、此の種計畫が所謂地方計畫の一端に多少なりとも觸るゝ所ありたりと信じ批判を請ふ意味に於て以下右協議會に於ける審議の大要を報告する。

1　計畫區域

協議會に於ては京都奈良滋賀三府縣管內にして京都、奈良、大津三都を中心に夫々五十キロメートルの半徑を以てする圈內の區域(卽ち大體普通交通機關に依り賃金二圓時間三時間を以て往復し得る標準)を以て計畫樹立の範圍とするを適當と認めた。

2　景勝區域の設定

協議會に於ては史蹟、名勝、著名なる神社佛閣等の觀光の對象を多分に包含する一帶の地域又は地貌の變化に富み造園及修景の要素を多分に包含する地域等に對し豫め何等かの名稱を附し其の範圍を決定し置くを必要と認めた。蓋し史蹟名勝神社佛閣等の觀光對象を完全に保護し、又は風景の保存と將來に於ける其の適當なる開發とを企圖する所謂保勝計畫は、今後交通機關の發達等に伴ひ相當廣範圍に亙り考慮せらるゝ必要あり、又一面都市生活の必要的要求たる綠地との完全なる連繫を保たしむるの必要がある。かゝる將來の保勝計畫の基礎たる適地に對しては一定の名稱を附し、地方民人の注意を喚起し將來地方自治團體又は保勝團體等の活動を促し、保勝計畫の樹立竝に具體化を計らんとする趣旨に出づるものである。

此の名稱に就ては、景勝保護區域或は綠地保存區域等各種の議論ありたるも、結局景勝區域と名付くるを適當とした。

景勝區域に於て將來必要とする施設は

イ、風景維持に關する制限

ロ、開發に對する系統的計畫

ハ、區域內局部的道路網の計畫

ニ、道標案內圖ベンチ休憩所便所給水等の施設

等である。而て協議會に於ては左記十四區域を以上に該當するものとして協議選定し各種豫備調査を進むること

を決定した。（附圖省略）

一、鞍馬貴船及花背大原方面

（貴船神社、鞍馬山、鞍馬寺、寂光院、勝林寺、三千院、來迎寺、龍華越、花背、音無瀧等の名勝地を含む一帶の地域）

二、比叡山、大文字山方面

（横川中堂、飯室谷不動堂、日吉神社、延暦寺、根本中堂、浄土院、青龍寺、釋迦堂、四明嶽、大乘院、八瀬、修學院離宮、詩仙堂、銀閣寺、大文字山、若王子社、法然院、永觀堂及南禪寺、インクライン、天智天皇陵、安祥寺、毘沙門堂、三井寺、柳ケ崎、滋賀の都、長等公園、疏水、來迎寺、唐崎、西教寺等の名勝地を含む一帶の地域）

三、鏡山、三上山方面

（守山螢、三上山、御上神社、平宗盛墳、鏡山等の名勝を含む一帶の地域）

四、八幡山及長命寺山の方面

（八幡城趾、願成就寺、貞安西光寺、景清寺、水莖の岡、天郷農園、長命寺、沖の島、伊崎不動、圓山の葭原等の名勝を含む一帶の地域）

五、安土山及觀音寺山の方面

（安土城趾、信長の墓、淨嚴院、沙々貴神社、桑實寺、觀音寺城趾、觀音正寺、箕作城趾、瓦屋寺、老蘇森鏡宮、瓶割城趾、長福寺の瀧、住蓮坊安樂坊の塚等の名勝を含む一帶の地域）

六、宇治川ライン及醍醐山方面

（逢阪山、音羽山、中尾山法嚴寺、隨心院、三寶院、醍醐寺、笠取山、岩間寺、法界寺、黄檗山、三室戸寺、喜撰山、興聖寺、宇治橋、搭ノ島、平等院、白川、水度神社、青谷梅林、禪定寺、猿丸神社、鹿跳びと米かし、立木觀音、佐久奈度神社、南郷の洗堰、石山寺、建部神社、瀬田橋、國分寺趾、粟津ケ原、膳所城趾、茶臼山等の名勝を含む一帶の地域）

七、笠置山月ケ瀬大河原方面

（笠置温泉、笠置山、柳生城趾、月ケ瀬、童仙房等を含む一帶の地域）

八、三笠山を中心とする方面

（春日神社、嫩草山、東大寺、正倉院、春日山、手向山八幡宮、二月堂、奈良公園、九體寺等の名勝を含む一帶の地域）

九、平城宮趾を中心とする方面

（法華寺、平城宮趾、西大寺、秋篠寺、あやめ池、菅原寺、唐招提寺、藥師寺等の名勝を含む一帶の地域）

一〇、生駒山信貴山龍田の方面

（生駒山、寶山寺、龍田、信貴山、中宮寺、法隆寺、法輪寺、法起寺等の名勝を含む一帶の地域）

一一、畝傍及大和三山の方面

（神武天皇陵、畝傍山、橿原神宮、畝傍附近皇陵、久米寺、橘寺、岡寺、天の香久山、藤原宮趾及飛鳥地方遺蹟、三輪茶屋、圓照寺、大安寺、岡寺驛附近皇陵等の名勝を含む一帶の地域）

一二、吉野山方面

（吉野山、吉野神宮、村上義光墓、金峰山寺、吉水神社、如意輪寺、後醍醐天皇陵、竹林院、吉野水分神社、金峰神社、西行庵等の名勝を含む一帶の地域）

一三、男山天王山長岡の方面

（大原野神社、花の寺、三鈷寺、善峰寺、光明寺、長岡天滿宮、楊谷觀音、小倉神社、天王山、觀音寺、寶積寺、神應寺、石清水八幡宮、圓福寺等の名勝を含む一帶の地域）

一四、嵐山、清瀧、愛宕、高雄の方面

（愛宕山、月輪寺、高雄神護寺、槇尾西明寺、栂尾高山寺、清瀧、大覺寺、釋迦堂、小倉山、龜山公園、大飛閣、天龍寺、渡月橋、虛空藏、松尾神社、西芳寺等の名勝を含む一帶の地域）

3　景勝區域を連絡する觀光道路の計畫

次に協議會に於ては景勝區域を連絡する觀光道路の計畫に付て協議を重ねた。勿論道路の改修は產業の目的を主として考慮せらるべきであるが、近時自動車により觀光の目的を達せんとする傾向著しきに鑑み、道路の改修計畫に當つては併せてよく其の目的を達せしむる樣、其の位置竝系統等に付考究の必要あり。尙路線の選定に當つては之が完成實現を可及的容易ならしむる爲、既改修道路改修計畫の確定せる道路、都市計畫としての既定或は豫定路線等を努めて利用し、新規計畫路線は最少限度に止めた。

本協議會に於て選定した觀光道路網は左の如くである。（附圖省略）

京都府關係

1　京都出町より八瀨、大原、途中越琵琶湖畔を過ぎて濱大津に至るもの、途中大原にて寂光院に至るもの、
2　京都白川より比叡を經て大原に至るもの、
3　京都白川より大津茶ケ崎に至るもの、
4　山科より六地藏に至るもの、
5　師團前より觀月橋、新田、寺田、玉水、木津を經て奈良三條通に至るもの、途中伏見より三栖に至るもの、
6　淀より山崎、長岡、松尾、嵐山を經て千本今出川に至るもの、
7　七條千本より桂、樫原を經て龜岡に至るもの、途中中山より大原野を經て長岡に至るもの、
8　宇多野より高雄を經て小野に至るもの、
9　嵐山より清瀧を經て高雄に至るもの、
10　京都紫竹より上賀茂二軒茶屋鞍馬を經て花背に至るもの、途中梶取より貴船に至るもの、
11　二軒茶屋より岩倉を經て修學院に至るもの、

滋賀縣關係

1 濱大津より石山、鹿跳、外畑、堰堤、宇治、六地藏を經て伏見觀月橋に至るもの（但し外畑より堰堤迄は水運に依る）、途中宇治より小倉に至るもの、

2 鹿跳より鄕之口を經て青谷に至るもの、途中鄕之口より辻堂に至るもの

3 醍醐より笠取を經て外畑に至るもの、

4 朝宮村に於て(3)號路線より分岐し鹿跳橋に至るもの、

5 瓶原より柞峠を經て朝宮村に至り信樂町を經て瀨田唐橋に至るもの、

6 瀨田町より草津町、守山町、野洲町を經て老蘇村に至るもの、

7 野洲町に於て(6)號路線より分岐し三上山に至るもの、

8 野洲町に於て(4)號路線より分岐し八幡町を經て安土村に至るもの、

9 馬淵村に於て(4)號路線より分岐し八幡町を經て長命寺に至るもの、

10 老蘇村に於て(4)號路線より分岐し安土村に至り(8)號路線に接續するもの、

尙觀光道路補助線として下坂本港より日吉神社に至るもの、西近江路より堅田浮御堂に至るもの及雲井村に於て信樂宮趾に至るもの等又觀光道路に關係ある航路として八景巡り長命寺線がある。

奈良縣關係

1 上狛より笠置、大河原、月ヶ瀨を經て柳生に至るもの、

2 笠置より柳生を經て奈良に至るもの、

3 瓶原より高田を經て奈良に至るもの、

4 奈良三條通より横領を經て王寺に至るもの、途中横領より佐紀に至るもの、

5 王寺にて(4)號路線より分岐し高田、櫻井を經て初瀨町に至るもの、

6 奈良より佐紀、相樂、三山木、田邊、有智鄕を經て八幡に至るもの、途中相樂より木津に至るもの、三山木より玉水に至るもの、有智鄕より久津川に至るもの、

7 奈良より丹波市を經て多武峰に至るもの、

8 奈良より田原本、畝傍、大淀を經て吉野山に至るもの、

9 法隆寺村に於て(4)號路線より分岐し(8)號路線に接續するもの、

10 二階堂村に於て(8)號路線より分岐し丹波市町に至るもの、

11 都跡村尼ヶ辻に於て(5)號路線より分岐し伏見村、生駒町、三鄕村を經て龍田に至るもの、

而して之が改修工費の概算は凡そ左の通りである。

三府縣連絡觀光道路概算

府縣別	改修豫算確定路線			改修豫算未確定路線			合計		
	延長	工費		延長	工費		延長	工費	
京都府	六七、九二三米	四、八一、〇〇〇	圓	一九、〇八〇米	一五、四一、八〇〇	圓	三五、九二三米	一〇一、二五、〇〇〇	圓
滋賀縣	二三、三〇〇	三四、二一〇		一四、八〇〇	八、五一〇、七二〇		一六一、一一〇	八、八三二、九二〇	
奈良縣	八、七一〇	四五七、八二〇		一八、九二二	八、〇一六、〇〇〇		八七、六三〇	八、四七三、八二〇	
合計	九二、七三三	五、六六、〇三〇		三〇、八一〇	三二、四四、七二〇		六三四、三三三	三七、四八五、七六〇	

京都、滋賀、奈良を中心とする觀光道路竝景勝區域計畫に就て

4　本計畫の公定と實現の方法

最後に協議會に於ては本計畫の公定竝實現の方法に關して審議を重ねた。都市計畫區域を超越した本計畫は之を公定する法的根據を持たない。從つて本計畫は之を單なる勸告を目的とする協議會の決定に止むるか、或は公定に準ずる方法として三府縣の都市計畫地方委員會に非公式議案として附議決定し置くかの二論が行はれたのであるが、結局此の點は尙將來の研究にゆづることゝし少くとも都市計畫區域内の街路、風致、公園等の諸計畫竝に一般土木事業に於ける道路の基準たらしむることに付ては意見の一致を見たのである。

以上が昭和八年中に開催して京都、奈良、滋賀三府縣都市計畫竝土木當局協議會に於て調査決定した主要なる内容であるが、此の計畫は尙將來調査を重ね之を補充するの必要を認むる點が少くない。

殊に所謂景勝區域の問題は何分新規の問題であり、又綠地法等の制定を見ない現在、尙幾多研究を要する點があらうと信ずる。各方面の批判を伺ひ度いのである。

京都府に於ける風致地區取締に就て

都市計畫京都地方委員會

一　風致地區の概況

京都の風致地區は昭和四年十一月に第一回、昭和六年六月に第二回、昭和七年十一月に第三回の指定がありまして總面積及山地部、平地部の内譯は次の様になつて居居ります。

總面積	二四、一九四、〇〇〇坪	比率一〇〇%
内山地部	一九、九七三、〇〇〇	八三
平地部	三、六八七、〇〇〇	一五
河川及沿岸	五三四、〇〇〇	二

此等の數字が示します様に山地部が殆んど全部に近い位になつて居ります。更に區域中に含まれて居る國公有地を分類して見ますと

國公有地面積	六、二五六、九〇〇坪

內	御料林（御料地、離宮地、御料林）	總面積の二六％
	國有林（國有林、社寺境內地、河川及道路）	
	公有林（府有地、市有地）	

卽ち全區域の二六％が國公有地となつて居る譯であります。之を概括して申しますならば殆んど四圍の主要山地部は風致地區に包含せしめて、環境風致を主とし旁々減少されんとする綠地の補綴を計つて居るのでありますが、此とても充分とは申されず將來綠地保存の樣な樞要計畫と相俟つならば、風致の恒久性を約束させることが出來ると思ふのであります。よく山紫水明の京都と謳はれて居りますが、山は御覽の樣に相當綠に採色されて居ります。水の方は下水事業が只僅かに手を染めた程度であつて殆んど現在河川に放流の形となつて居るのと、染色業が盛んな爲內容的には餘り汚水でないもの迄が外觀は割合に醜くなつて居りまして、觀光地である京都に取つては不利であります。此の對策として昨夏川端夷川ダムから疏水の水を試驗的に三、四百箇鴨川へ放流して其の效果を實驗したり、下水廢口の河川取付の禁止など消極的でありますが淨化に努力して居ります。將來は下水事業の完成（昭和十八年度迄）を待つて賀茂川の淨化問題も全く解決するものと信ずるのであります。昭和五年二月實施以來地區內の行爲許可申請は左表の如く每年增加して居ります。尤も其の取扱件數中には併願件數も相當あつて記錄した件數よりは約一〇％位は增加するものと思はれます。

昭和五年	自四月 至十二月	九ケ月　四九四件　月平均　五五件
昭和六年	自一月 至十二月	十二ケ月　一、〇六二件　八七件
昭和七年	自一月 至十二月	〃　一、三四一件　一一一件
昭和八年	自一月 至十二月	〃　一、四〇七件　一二七件

此等の出願の內容に就いて昭和六年の集計を申しますならば左表の樣になります。

河川關係		六二	建築關係	六六八
河川及堤塘數占用		四一	一般建築	一五四
砂、砂利栗石採取		一三	新增改築 住宅建築	一六一
河川生產物採取		三	新增改築 寺院建築	二三
浚渫及改修		二	修繕變更	一〇七
其他		三	障壁改築	一〇
山林關係		四九	假設場	二〇二
流域山林作業		八	其他	一一
山林伐採		三	土地關係	二六
枯損支障木伐採及間伐		三五	開墾及埋立	九
山林作業		三	宅地造成	六
土木關係		三六	土砂石材の採取	一〇
道路新設及改修		一七	其他	一
橋梁架設及改繕		九	表示廣告場	六二
鋪裝		二	其他雜件	一五九
其他		八	一般改葬、植樹、煙火、各種埋設場、河川公園地臨時使用、電柱建設	

右統計に示す樣に建築場の申請が最多であつて就中住宅の新增改築が群を拔いて居ります。此は將來住宅地と

して利用性を物語るもので將來は比較的閑靜な山間部の需要が增大すると信ずるのであります。

二　風致委員會の組織

風致地區の取締は實生活の福利を成るべく阻害せずに、自然の景趣を保持することを顧慮するは誠に難しい問題であることは言ふ迄もないのでありますが、特に京都に於ては一層至難であります。卽ち他の都市の風致地區は或は公園增成の前提をなすもの或は積極的な遊覽慰樂施設の對象地として指定せられる場合が多からうと思はれるのでありますが、京都の風致地區は多數の史蹟名勝を包含した歷史的都市である爲に、この風致地區の取締は現狀の維持保存を其の主たる方針としなければならぬのであります。從つて取締に向つての反對不滿が發生するのは當然のことであります。殊に風致の判定は各人見る所あり主觀が伴ふ爲取扱ふ者の如何により區々になる虞れがあり、之を補正する爲に昭和八年四月風致委員會を組織して、隨時風致地區內に於ける重要行爲を審議しますと同時に、全地區內に亘つて各々特殊な事情を調査して一定の取締規準を設くることゝしたのであります。委員會の規程を掲げますれば

京都府風致委員會規程

第一條　府ニ風致委員會ヲ置ク

第二條　本委員會ハ知事ノ諮問ニ應ジ京都都市計畫風致地區內ノ風致維持ニ關スル事項ヲ調査審議ス

第三條　本委員會ハ會長一名委員若干名ヲ以テ組織ス會長ハ知事之ニ當ル委員ハ知事之ヲ命シ又ハ囑託ス

第四條　會長ハ會務ヲ總理シ本委員會ヲ代表ス會長事故アル時ハ會長ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第五條　本委員會ニ幹事及書記ヲ置ク　幹事及書記ハ知事之ヲ命ス

第六條　幹事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ庶務ヲ整理シ書記ハ庶務ニ從事ス

委員は十七名で各方面の權威者を網羅致しました。府市當務者五名、府會議員二名、學識經驗者五名、營林署關係一名、美術家三名であります。幹事は七名府市關係課長及技術者であります。

三　風致委員會の活動

申請行爲中特に重要と思はれる件案を審議して許可致したのは

右京區嵯峨　法輪寺の多寶塔新設

左京區下加茂　松竹トーキースタヂオ改造

中京區木屋町　鮒鶴エレベータ新設

東山區日岡夷谷（松原）　東山ダンスホール新設

東山區蹴上　京都市發電所新設

東山區花山山　天文臺周圍宅地造成

等であるが、更に風致地區中重要と認むる賀茂川沿岸及び東山一帶に付き、夫々左記の樣な答申をしたのであります。

（昭和八年七月二十二日答申決定）

昭和八年六月十日諮問相成候賀茂川沿岸風致地區取締ニ關スル件愼重審議ノ結果大略左記方針ニ據ラシムルヲ適當ト認ム

記

賀茂川沿岸風致地區中ニハ賀茂別雷神社參道（賀茂堤）松並木或ハ木屋町筋建築物等ノ如キ特ニ之ガ保存又ハ維持ニ留意スベキ部分ヲ包含スルト共ニ又一面人口稠密繁華ナル都心部ヲモ包含シ居ルニ付風致地區内現狀變更ヲ爲サムトスル行爲出願ニ關シテハ凡テ環境ヲ充分ニ考慮シ之ト調和ヲ保タシメ許否ヲ決セラレムコトヲ希望ス　依上ノ方針ノ下ニ左ノ要項ヲ定ム但シ出願ノ位置行爲ノ性質等ニ依リ理事者ニ於テ更ニ適當ニ裁量ヲ爲スモノトス

一、建築物ニ就テ

一　建物ノ樣式

左ノ等級中一級二級ニ位スルモノニアリテハ成ルベク京都風（在來賀茂川沿岸ニ在ル和風住宅）ノ建築（一級ハ特ニ留意スルコト）ニ從ハシムルコト三級ニ位スルモノニアリテハ樣式ハ特ニ制限セザルモ極端ナルモノヲ避ケシメ御出町以北ハ適宜建物ノ後退植樹等ヲ爲サシムルコト

等級	區間
一級	自二條 至五條 西側ノミ
二級	自二條 至五條 東側ノミ
	自二條 至出町 自五條 至七條 兩側共
三級	出町以北 七條以南 兩側共

二　建物ノ配色

瓦ハ普通ノ黑瓦トシ壁色ハ赤青等ノ極端ナモノハ避ケシムルコト

三　建物ノ高サ

賀茂川沿岸中主要部ト見做サルル二條四條間ノ如キハ大體二階建ヲ目標トナシ漸次其ノ制限ヲ緩ナラシムルモノトシ大別シテ左ノ三種トス

等級	區間	高サ限度
一級	自二條 至四條 兩側共	三十六尺
	自二條至出町 自四條至五條 東側ノミ	三十六尺
二級	自二條至出町 自四條至五條 西側ノミ	五十尺
三級	五條以南 出町以北 兩側共	六十六尺

二、護岸石垣ニ就テ

成ルベク護岸石垣ハ現狀維持トシ已ムヲ得ザル場合ト雖トモ天端一尺以上ハ撤去セシメザルコト

三、河川敷ノ占用竝ニ高床ニ就テ

一　一時的ノ高床ハ在來通リ夏季（六月ヨリ九月末迄）ノミトシ將來ハ屋根ヲ設ケシメザルコト及床高、目隱シ、手摺リノ高サ等ニ十分考慮スルコト

二　繼續的ノ高床其ノ他ノ占用物ハ適當ノ方法ニ依リテ撤廢セシムルコト

三　友染晒洗場ニ就テハ鴨川デナルベク汚染セザル樣考慮スルコト

四、物干臺及營業用煙突（工場湯屋ノ如キモノ）ニ就テ

物干臺ハ木製ニシテ適當ノ構造ニ限リ設置ヲ認ムルコト營業用煙突（工場湯屋ノ如キ）ハ成ルヘク新設ヲ禁止スルコト

五、廣告物及屋上看板ニ就テ
沿岸又ハ橋上ヨリ見エルモノハ禁止スルコト
六、ネオンサインニ就テ
四條通リニ面スル部分ノミハ適當ノモノニ限リ設置ヲ認ムルコト

（昭和九年七月十一日答申決定）

昭和九年四月十七日、十八日、鴨川以東・比叡山ヨリ滑石ニ至ル風致地區（稻荷、醍醐方面ハ除外）實地調査ノ結果其ノ取締方針大凡左記ノ如キヲ適當ト認ム

一、銀閣寺方面ヨリ大文字山・東山方面ヲ過ギ清水山ニ至ル最モ風致ノ優秀ナル山地部ハ京都特有ノ景觀ヲ遺憾ナク發揮セリ（其ノ七〇%ハ國公有地ニ屬ス）此ノ故ニ舊京都市街地ヨリ明カニ展望サルヽ部分ハ風致維持上最モ愼重ナル取締ヲ必要トナスヲ以テ左ノ事項ヲ許可セザルヲ適當ト認ム

イ　建築物ノ新增築
ロ　墓地ノ新設
ハ　森林保育ニ反スル作業、地形ノ變更、竹木土石ノ採取

二、比叡山頂ヨリ修學院ヲ經テ銀閣寺ニ接スル一帶、高臺寺附近、山科ニ面スル東山山腹・阿彌陀ケ峰ヲ含ム山地部及一ノ內舊京都市街地ヨリ望見シ得ザル部分ハ、風致維持ノ爲相當ノ考慮ヲ拂フベキ區域ナルモ同時ニ土地ノ經濟的利用ヲモ併セ考慮シ、大略左ノ限度ノ事項ハ許可セラルヽモ可ナリト認ム

イ　建築物ノ新增築又ハ改築建築面積ハ敷地面積ノ六分ノ一以下ニシテ二階ヲコエザルモノ、但シ舊京都市街地又ハ主要街路ヨリ展望サレ特ニ留意ヲ要スル山地部（以下主要山地部ト呼フ）ニアリテハ更ニ嚴ナラシムルモ可ナリトス
ロ　建築樣式ハ環境ト調和セル建築樣式ニシテ外觀意匠華美ナラザルモノ、但シ主要山地部ニ於テハ外觀洋風ナラザルモノ
ハ　樹竹林ノ擇伐、風致ヲ害セザル土石ノ採取又ハ地形ノ變更
ニ　主要山地部ニ於ケル宅地造成
九百坪以下ヲ一區劃トスル敷地ニ三分ノ一以內ニシテ周圍ニ適當ナル幅員ノ樹竹林帶ヲ殘存スルモノ
三、公共的施設ニシテ止ムヲ得サル現狀變更行爲ニ對シテハ以上ノ方針ニ據ラス

本委員會は今後は更に洛北、洛西方面を漸次調査して山科、醍醐方面迄の全地區の取締規準の確定を計ることゝなつて居るのであります。

（附圖省略）

日本庭園の保存と都市

文部省名勝調査囑託　吉永義信

一

日本庭園はその發達の源を飛鳥奈良時代に發して、ほゞ一路平安な發達をなし、足利時代に最盛期に達し、その後造園藝術的に漸次墮落して江戸末期に至つたものである。日本民族は原始時代にあつては、所謂庭園を持つて居なかつたのであるが、日本の溫和な氣候、美しき風光の裡に育つた彼等は、かやうな時代に於ても住宅の附近に樹木を風致的に植栽して、彼等の幼稚な自然愛を示したのである。そして他の日本の藝術と同樣に飛鳥奈良時代に、支那朝鮮文化の影響を受けて、劃期的な躍進をなし庭園としての體型を備へるに至つた。その後間歇的に支那文化の影響があつたにしても、主として自然を愛好せる日本民族の絶えざる努力は、日本庭園をして全世界を通じて最も優秀なる庭園たらしめたのであり、日本庭園をして世界に獨自の地歩を得せしめたのである。

名勝地を庭園に象ることは、古くから行はれた日本庭園の一手法である。平安朝初期の最も著名な庭園である左大臣源融の河原院は、その庭園に奥州鹽釜の景を模して居る。そして毎日遠く尼崎から多數の役夫をして潮を運ばしめ、その潮を燒いて立ち昇る白煙を鑑賞したのであつた。かやうな古い時代にかやうな庭園情緒を味ふ民族は、日本民族以外に見出し得ないのであつて、河原院の築造された九世期の歐洲庭園界の如きは全く幼稚なものであつた。九世期初期に於ける歐洲の權力者であつた Charlemagne 大帝の庭園ですら果樹藥草が多くて觀賞植物は少く、庭園の主要なる特色は野獸園であつた。象其の他の野獸を觀賞する歐洲人と、潮を燒きその白煙を鑑賞する日本人との庭園觀賞が、當時に於てすでに雲泥の差違のあつたことを知り得る。

京都市右京區の衣笠山の麓に龍安寺と稱する禪宗の寺院がある。この寺院の庭園は百坪に足りない長方形の區域に、白砂を敷き十五箇の庭石を配置し、花樹花草を植栽せず、庭園の周圍に低い築地塀を廻らした石庭である。この庭園は佛教的或は支那文學的意義を有して居るが、それ等の意義を解せないにしても、各人の主觀的な鑑賞に於て、充分庭園の醍醐味を味い得るのである。それは「さび」とか「わび」と稱するものに近いものであるかも知れない。しかし、砂と岩石のみから成る庭園は少くとも歐米には發見し得ないものであつて、かやうな庭園は我々が世界に誇示し得るものである。

日本庭園には枯山水と稱するものがある。全く水を用ひずしてしかも水を表現するものである。京都市大德寺の孤蓬庵庭園は枯山水の一例であつて、書院の南方に平地を作りこれを湖に見立て、その周圍をやゝ高くして石橋を架け、雪見燈籠を置き、塔を配し、稚松を植ゑて、水に臨める意想を表はして居る。水を用ひずして水を現はす象徴的な作庭技術は又日本庭園の一特徴である。

以上は日本庭園の優秀さ獨自さを、一二の例を擧げて示したのであるが、日本庭園が諸外國の庭園に比して、決して遜色がなく、寧ろ優秀であることはその他種々な點で見出し得るのである。

數年前に東京府美術館で支那名蹟の展覽會があつた。當時日支兩國から出品されたのであつたが、日本側から出品された繪畫が、質に於て數に於て支那側のものに優つてゐた。これは過去に支那から將來された繪畫をよく保存した日本民族の藝術愛好心を示すものである。かやうな民族であるから過去に築造された庭園をも、比較的よく保存して居る。恐らく日本は諸外國に比して、古庭園が現在殘存せる點では決して劣らぬであらう。

東京市には古庭園が非常に尠ない。江戸時代には參勤交代の制を定めたため、江戸には諸大名の邸宅があり、此等の邸宅には庭園があつたのであつて、その數は多數記錄されて居り、優秀なものも尠くなかつた。しかし、度重なる大火と、明治初年の歐米心醉による舊制破壞とは、江戸庭園をほとんど全部滅亡に導いたのである。現在東京市にある大名庭は宮内省關係のものを除いては、小石川の後樂園、淺草の蓬萊園、芝の舊離宮の三庭園位のものである。しかも後樂園と蓬萊園、特に蓬萊園は慘憺たる狀態に置れて居る。

東京市は最惡な例であつて例外とも云ふべきであるが、その他の都市では古庭園が比較的よく保存されて居る。京都市の如きは多數の名古庭園が保存されて居て、庭園巡禮者に限りない喜びを與へてゐる。京都の東山には足利義政の山莊であつた銀閣寺庭園、南禪寺方丈庭園、南禪院庭園、金地院庭園、青蓮院庭園、智恩院庭園、高臺寺庭園、清水成就院庭園等があり、北山には足利義滿の築造せる金閣寺庭園「虎の子渡」と稱せられる龍安寺庭園があり、西山には足利時代の作庭界の第一人者である夢窓國師の作である天龍寺庭園、西芳寺庭園がある。京都の街には御所及び仙洞御所の庭園を始めとして、紫野には大德寺方丈庭園、眞珠庵庭園、大仙院庭園、孤蓬庵庭園があり、街の南方には西本願寺書院庭園、東本願寺涉成園、智積院庭園があつて、市の北方修學院村には修學院離宮の庭園があり、西方桂川の近くには桂離宮の庭園がある。又醍醐には三寶院庭園があつて、豐臣秀吉の偉業を物語る記念物の一であると同時に、桃山時代庭園の典型的な標本をなして居る。以上は京都市を中心とする特に著名な古庭園を擧げたのであるが、その他優秀な庭園がこの都市に尠くない。此等の庭園を鑑賞しても日本庭園の眞髓を摑み得るのであつて、京都市は日本庭園の寶庫とも稱すべきである。

その他の都市にも古庭園が殘存して居る。鹿兒島市には島津家の磯仙巖邸庭園、玉里邸庭園があり、熊本市に水前寺成趣園があり、廣島市には縮景園が、岡山市には後樂園がある。高松市には栗林公園、金澤市には兼六園、水戸市には偕樂園があつて、日本三名園として有名であるがすべて德川時代に築造された大名庭である。以上の庭園以外に猶多數の古庭園が各地に存在して居る。しかし、此等の庭園が全部よく保存管理されて居るのではな

く、その多くは次第に衰亡の途を辿りつゝあるのである。

二

近代都市の急激なしかも無秩序な發展は、古庭園を異常に脅威する。大都市の塵埃と煤煙の增加は、或種の庭園樹木を枯死せしめ、下水の汚濁は庭園の池水を汚染せしめる。東京市小石川の後樂園は寛永年間に水戸の德川賴房に依つて創設せられ、その後多少の變遷を經て今日に至つたものである。元來この庭園は多數の喬木と池沼と起伏した岡とを持つた土地に築造せられた特に幽邃な庭園であつた。明治時代に砲兵工廠の敷地內に包含され、庭園の周圍に多數の工場が建築されて、日々多量の煤煙を飛散せしめたのである。これが爲め庭園の樹種の數は非常に減少してゐる。現在この庭園の樹種を調査すれば、如何なる樹種が煤煙に對して抵抗力を持つてゐるかを知り得る程煤煙の害を受けて居る。この庭園の景觀を形成して居る樹種は主として常綠濶葉樹であつて、此に次ぐものは落葉濶葉樹である。常綠濶葉樹としては、シヒ、モチ、カシ、タブ、モクコク等であり、落葉濶葉樹としては、ムク、エノキ、ケヤキ、イテフ、モミヂ、サクラ等である。或老人の話によると明治中期頃までは、この庭園に巨大なモミが多數に繁茂して居て、その亭々たる樹姿は遠距離からの目標になつたものであると云ふ。しかるに現在ではモミはほとんど一本も無く、モミの巨木の枯株を發見するのみである。針葉樹は煤煙に弱いものであり、針葉樹中でもモミ、カヤ、アカマツ等は特に弱いものである。かやうに庭園の附近に煤煙を生ずる工場のあることは、庭園の樹種を局限するものであり、庭園の景觀を變化せしめるものである。

下水による園池の汚濁は近來著しく目立つやうになつた。前記の小石川後樂園は園內に一大池と大井川、木曾川、龍田川等と名づくる水流と、白糸瀧と稱する瀑布とがあつて、この庭園の造園藝術價値は此等の水の美に俟つ所が多い。しかるに現在は下水の混入の爲め、この庭園の水は甚だしく濁色を帶び夏期には惡臭さへ發して、庭園美を殺ぐのみでなく庭園鑑賞者を不愉快ならしめて居る。東京市淺草の蓬萊園も小石川後樂園とほゞ同樣の狀態にある。蓬萊園は後樂園以上に庭園の面積に比して廣い池水を持つて居る。もとこの園池は三味線堀によつて隅田川と連結され、潮の滿干が池水に影響し庭景に一變化を與へたのであつたが、現在では水の新陳代謝がなく下水貯水池の如き觀を呈して居る。

日本庭園は借景に庭園の生命を多分に持つ場合がある。從つて借景が人爲的に破壞されるときは、その庭園の生命もほゞ失はれる譯である。京都市紫野の大德寺方丈庭園はその適例である。大德寺方丈庭園は南庭と此に直角に屈折せる東庭とに分ち得る。南庭は長方形であつて、白砂を敷き庭園の東南隅に數箇の庭石と此に刈込物を配したものであつて、方丈庭園としては特種なものではない。東庭は帶狀をなす僅かな區域に二十箇に足りない小庭石を配したものであるが、この庭園は借景にその生命が託されてあつた。寛政十一年出版の都林泉名勝圖會に收載された大德寺方丈庭園の繪圖によれば、この東庭はその前面に展開せる紫野の田畑と加茂川の松並木と叡山とが現はされて居り、此等のものがこの庭園のよき借景であつたことを示してゐる。然るに現今大德寺方丈前に立つときは驚愕せざるを得ないであらう。庭園の生垣越しに見ゆるものは、數本の電柱であり、際限も無く擴り行くバラック街であり、工場であり煤煙である。紫野の田野は無く加茂川の清流は失はれ、松並木は見ること

ができない。清淨であるべき叡山ですらその山頂近くに數軒の別莊が建築されてあるを望見し得る。そしてこの小庭園の生命は今將に斷れんとして居る。

かやうな都市の膨脹による庭園への脅威は防ぎ得ないものであらうか。煤煙及び下水による庭園の破壞は比較的容易に解決し得るであらう。が、借景の破壞によるものはをそらく現在の都市計畫では防ぎ得ないのであるかも知れない。しかし、或程度までこの恐脅は、都市計畫の際考慮することによつて緩和し得るものである。都市計畫は單に都市の交通保健等のみに依つてなさるべきではない。都市は永い歷史を持つて居る。從つて各都市はすべて獨特の都市精神を有するものである。或一都市の都市計畫を行ふにあたつては、その都市の過去の變遷發達を考究して、その都市の精神を充分生かすやうになされなければならない。大德寺方丈庭園の借景を成るべく破壞しないことは、京都市の都市精神を尊重することを意味する。庭園のみでなく、古建築物も、史蹟も、過去の記念物も名勝地も、すべてのものを保存し、此に現代都市計畫の要素を巧みに咀嚼融合して、初めて理想的な都市計畫を行ひ得るのである。

以上は庭園の環境の變化による間接的庭園破壞であるが、庭園そのものが直接破壞さることは甚だ多く、又最も慘憺たるものである。江戸時代の庭園の多數が、明治初年に如何に無造作に破壞されたことか。現在にても殘された貴重な古庭園が次第に破壞されつゝある。京都大德寺塔頭大仙院庭園は、昔から石庭として最も著名である。この庭園は約四十坪の小區域に、百數十箇の多數の庭石を巧みに配置せしものである。かやうな庭園は庭の背後に劃然たるくきりを必要とするものであつて、大仙院庭園には築地塀がその役割をなしてゐた。京都の多くの寺庭には築地塀が庭園の周圍にあり、重要な地位を占めてゐるのであるが、この庭園に於ては特に著しくこの庭園の造園藝術價値を強調して居たのであつた。しかるに數年前この築地塀が無慙にも取り去られて、庭園鑑賞家に限りない哀しみを與へて居る。

三

古庭園が現代の造園家によつて、復舊せられることがあるが、此は最も愼重に行はなければならない。すべての庭園はその築造せられた當時の時代精神を反映して居る。造園家が庭園史を研究するのは色々の目的があるが、その一つは當時の庭園に關する時代精神を知るにある。しかし、現代に於て過去の時代精神を完全に知ることは、恐らく不可能であつて、現代の時代精神に支配されつゝある造園家によつて古庭園を無造作に復舊することは甚だ危險である。特に日本の古庭園は佛教思想との關係が深く、佛教が庭園に及ぼせる影響を佛教の衰微せる現代の人々には理解し得ない場合が尠くない。又庭園も作者の個性の表現であるは言ふまでもない。從つて過去の或一作者の築造せる庭園が多數存在して居て、それ等の庭園を比較研究するにあらされば、作者の個性は容易に摑み得るものではないのであつて、復舊の際にはとかく作者の個性を破壞し復舊者の個性を加味することになる。若し永い年月の間に度々無批判な復舊や改造を行ふときは、築造當時の庭園の本質は遂に失はれ庭園の價値は甚だしく損ぜらる。都市の古庭園が一般に改造の跡が多く築造當時の儘の姿が見られないのは、所有者の變遷につれて改造破壞が度々行はれるからである。此に反して山間僻地にある古庭園はよく保存されてゐる場合が

ある。福井縣足羽郡一乘谷村にある朝倉館跡に殘存せる庭園と、滋賀縣高島郡朽木村にある興聖寺庭園とは最もよい例である。

朝倉館跡の所在地である一乘谷は、福井市の東南約三里の所にある。此地は足羽川の小支流一乘谷川の流域であつて狹谷をなし、東部は一乘城山とその背後に白椿岳、一乘山等の高峯が聳え、南部は砥山、城山等があり、西部は御葦山の連山があつて、北部のみ僅かに開けて一乘谷川が流れ足羽川に合流して居る。從つて現在では全くさびれた一山村にすぎないのであるが、曾てはかやうな狹隘な土地に都市の存在して居たことは都市研究家は一考すべきであらう。此一乘谷は朝倉敏景が文明三年初めて居城を定め、義景が元龜三年織田信長に討滅せらるゝまで朝倉五代百餘年間の居住地であつて、殿舍廊閣相駢び繁榮を極めた所である。現在一乘谷に當時の庭園が三箇所に殘存して居る。湯殿跡庭園、南陽寺跡庭園及び諏訪の立石である。湯殿跡庭園は稍〻完全に殘つてゐるが、他の二庭園は一部の石組を存するのみである。湯殿跡庭園には石組と大體の地割とを見得るのであつて、この石組は足利時代に築造された他の庭園には發見し得ない獨特なものがある。が、此は當時の石組をその儘に保存せられて居るためであると思はる。この庭園は元龜三年八月朝倉氏滅亡の際建築物が燒失せる後は、最近まで雜木雜草の裡にあつて人工で改修さるゝことなく、自然の破壞のみにまかされてあつたもので、庭全體としては荒涼たる外觀を有するが、石組等可なり恒久性のあるものはよく保存されたのである。

滋賀縣高島郡朽木村は滋賀縣の北海道と稱せられる程の所であつて、一乘谷村と同樣の山村僻地である。朽木村は足利時代には朽木氏累代の居城地であつた。享祿元年將軍足利義晴が京都を逃れて此地に徙れるとき、當時の城主朽木植綱は、義晴のため秀隣寺に館舍を營造し庭園を設けたのである。現在興聖寺境内にある庭園が當時のものであると傳へられて居る。この庭園は永く雜草の内に埋沒されて居たのと交通不便な場所であるため、後世に人工を加へた跡が無い。この庭園も石組に一種特異な點があり一乘谷の湯殿跡庭園の石組に彷彿たる所がある。恐らく足利時代の造庭藝術を庭園の石組に完全に殘すものは、この二庭園を除いては多くみられないであらう。

かやうに全く人爲的に保護せられなかつた庭園が、反つて築造當時の庭園の本質をよく保存して居ることは、古庭園管理にあたつて或は復舊にあたつて考慮すべきことであると思ふ。若し古庭園が破壞せるときは、復舊者の個性を殺して成るべく早く原形の如く復舊に勤むべきであり、築造された當時の作庭術を推定して改修するが如きは絶對に避けなければならない。

四

日本庭園は鎌倉時代以後急激に發達した傾向がある。此は主として佛敎特に禪宗の影響に起因して居る。佛敎の大乘敎の意義によれば、自然の事象はすべて法門である。法華經に「一色一香無非中道」とあるが、禪宗は極力この意義を發揮するものである。從つて禪僧の自然に對する愛著は特に著しいものがあり、禪僧の手に依つて作庭が進歩し、延ひては園藝が發達し盆栽盆石の流行を促すに至つた。亦繪畫では自然と關係の深い山水畫の勃興も彼等の餘技によるものである。であるから、禪宗の一般民衆への普遍化は、日本民族の自然美を鑑賞することに新意義を加へ、作庭も足利時代に日本庭園史を通じての黄金時代を現出したのである。禪宗寺院には必ず林泉を設け一般民衆にも作庭が大いに流行した。現在禪宗寺院に優秀な古庭園が多く殘存せるのは以上の理由によるものである。かやうに寺院の庭園は只に庭園美を鑑賞するのみに存在するものではなく、佛敎の敎義と密接な關係があるのは言ふ迄もないのであるから、現代の僧侶も鎌倉足利時代の禪僧の如く庭園愛護に努力すべきであり、古庭園を所有する僧侶はその保存に全力を傾注すべきであらう。

寺院庭園とは方丈や書院に面する所謂庭園のみを意味するものではなく、境内地全體を包含する廣義に解すべきである。境内地は空地に無意味な植林をなしたものではなく、それぞれ意義を有するものである。禪宗寺院の

境内地の如きは明かに一定の形式を有するもので、中央線を軸として左右對稱の地割をなして居る。京都妙心寺の境内はその好適例であつて、或部分では樹木も左右對稱に配置されて居る。故に境内地の保存にも努力すべきものであり、境内地なるが故に簡單に改造破壞することは避けなければならない。經濟的な他の用途に利用したり、現代の造園的設備を施したり、都市計畫による道路を貫通せしめたりすべきではない。一見無造作に植樹され何等の美的或は實用的造園技巧を施されない境内地であつても、宗教的意義を離れて充分存在價値を有するものである。現代の物質文明——すさまじい航空機の爆音、高速度に疾走する急行列車、怪物のやうな戰鬪艦、天を摩する高層建築物——を讃美する現代人でも、彼等の心のどこかに神さびた古建築物や、カシの葉の散りつもる幽寂な禪院の茶庭や、寺院境内の颯々たる松籟を味ふ情緒が潜んで居ないと誰が斷言し得るであらうか。日本庭園は寺院に屬する場合が甚だ多いので、特に僧侶諸氏の日本庭園保存に關する注意を喚起したいと思ふ。

先年物故した著名な世界造園史家である獨逸の M. L. Gothein 女史は、日本庭園史を說くにあたつて、日本人の植物愛護心を强調して居る。黑色の屈曲した時として奇形に見える梅樹の葉に先き立つて咲く紅白花に群集する人々や、櫻花の下に最も貧しい人々でさへ晴着を着て友人や子供達と花見に興ずる有樣を引用し、藤棚が作られその花を見るために棧敷を設けることにも驚異の眼で眺めて居る。そして一二月の梅、三月の桃、四月の櫻、五月の藤、六月の花菖蒲、七月の蓮、八九月には木槿の類、十月には菊、十一二月には椿や山茶花を擧げて、日本人は完全な花曆を持つて居り、かやうな植物愛が日本庭園の發達に密接な關係のあつたものとなして居る。確かに過去に於ては Gothein 女史の觀察の如くに、日本人は强い植物愛護心を持つて居た。現代の日本人は植物の科學的知識に於ては、過去の如何なる時代よりも勝れて居るであらう。しかし、植物を科學的のみに觀察することは植物愛護心を弱めるものであつて、現代の日本人は過去の何れの時代よりも植物愛護心に就いて衰へて居るのではあるまいか、延いては庭園愛護心に缺けて居るものと思はれる。古庭園保存は當事者のみによつて完全になされるものではない。一般民衆の庭園への理解と愛護とを充分に必要とするものであつて、現代の民衆が植物愛護、庭園愛護に就いては、再び過去に歸らなければならないであらう。

五

日本に於て庭園を國家的に保存する法律として、史蹟名勝天然紀念物保存法がある。庭園は史蹟名勝天然紀念物保存要目中次の二項目に依つて指定保存されてゐる。

史　蹟

第八　由緒アル舊宅、苑池、井泉、樹石ノ類

名　勝

第一　著名ナル公園及庭園

從つて庭園—公園をも含む—は史蹟として、名勝として、或は史蹟名勝として指定されるのである。史蹟にあつては勿論古庭園のみが指定されるのであるが、名勝では古庭園以外の現代の庭園も著名なるものは指定し得るのである。しかし現在まででは明治以前の庭園の指定が主であつて現代のものの指定は甚だ尠ないのである。史

蹟名勝天然紀念物保存法は大正八年六月一日に施行せられたが、それ以來現在までに指定された庭園を次に參考のため列記する。

（名稱）	（種別）	（指定の事由）	（所在地）	（指定の年月）
東京府				
小石川後樂園	史、名	史、八、名、一	東京市小石川區小石川町	大正十二年三月
向島百花園	第二類、名	名、一、三	同向島區寺嶋町	昭和八年二月
京都府				
平等院庭園	史、名	史、二、八、名一	久世郡宇治町	大正十一年三月
大附名澤池	名、	名、一	京都市右京區	同
南禪院庭園	史、名	史、八、名一	京都市上京區南禪寺福地町	大正十二年三月
西芳寺庭園	同	同	同右京區松尾神ヶ谷町	同
天龍寺庭園	同	同	同嵯峨天龍寺芒ノ馬場町	同
大德寺方丈庭園	同	同	同上京區	大正十三年十二月
眞珠庵庭園	同	同	同	同
大仙院庭園	同	同	同	同
孤篷庵庭園	同	同	同	同
龍安寺庭園	同	同右京區龍安寺御陵ノ下町	同	同
金閣寺（鹿苑寺）庭園	同	同	同上京區衣笠金閣寺町	大正十四年十月
銀閣寺（慈照寺）庭園	同	同	同 左 京 區	同
醍醐寺三寶院庭園	同	同	同伏見區醍醐東大路町	昭和二年六月
高臺寺庭園	同	同	同東山區下河原町通	同
妙心寺庭園	名、史	名、一、史、八	同右京區花園妙心寺町	昭和六年七月
玉鳳院庭園	同	同	同	同
東海庵書院庭園	同	同	同	同
靈雲院庭園	同	同	同	同
退藏院庭園	同	同	同	同
桂春院庭園	同	同	同	同
圓山公園	名	名、一	同東山區	昭和六年十月
神奈川縣				
建長寺庭園	名	名、一、史、八	鎌倉郡小坂村	昭和七年七月
圓覺寺庭園	同	同	同	同
茨城縣				
常磐公園	史、名	史、八、名、一	水戶市上市	大正十一年三月
奈良縣				
奈良公園	名	名、一	奈良市	大正十一年三月
當麻寺中之坊庭園	名、史	名、一、史八	北葛城郡當麻村	昭和九年五月
宮城縣				
舊有備館及庭園	史、名	史、五、名、一	玉造郡岩木山町	昭和八年二月
福島縣				
南湖公園	史、名	史、八、名、一	西白河郡白河町	大正十三年十二月
會津松平氏庭園	名	名、一	若松市	昭和七年十月

福井縣				
瀧谷寺庭園	名	一	坂井郡三國町	昭和四年十二月
一乘谷朝倉氏館阯附南陽寺阯	史、名	史、二、八、名、一	足羽郡一乘谷村	昭和五年七月
萬德寺庭園	名	名、 一	遠敷郡遠敷村	昭和七年三月
西福寺書院庭園	同	同	敦賀郡松原村	昭和七年四月
宅良村伊藤氏庭園	同	同	南條郡宅良村	同
粟野村柴田氏庭園	同	同	敦賀郡粟野村	同
石川縣				
兼六園	名	名、 一	金澤市	大正十一年三月
那谷寺庫裡庭園	名	名、 一	江沼郡那谷村	昭和四年四月
成巽閣庭園	同	同	金澤市	同
島根縣				
菅田庵	史、名	史、八、名、一	八束郡川津村	昭和三年二月
萬福寺庭園	史、名	史、八、名、一	美濃郡益田町	昭和三年三月
醫光寺庭園	同	同	同	同
岡山縣				
後樂園	名、	一	岡山市古京町	大正十一年三月
廣島縣				
頼公園	名、	一、十	沼隈郡頼町	大正十四年十月
山口縣				
常榮寺庭園	史、名	史、八、名、一	吉敷郡宮野村	大正十五年二月
香川縣				
栗林公園	名	一	香川郡栗林村	大正十一年三月
福岡縣				
靈龜石坊庭園	名	一	田川郡彦山村	昭和三年二月
清水寺本坊庭園	名	一	山門郡東山村	昭和四年四月
熊本縣				
水前寺成趣園	名、史	名、一、史、八	熊本市	昭和四年十二月
宮崎縣				
妙國寺庭園	名	一	東臼杵郡細島町	昭和八年四月

以上の如く相當多數の古庭園が指定保存されて居るが、これですべての優秀な全國の庭園が網羅されて居る譯ではない。此後漸次指定數を增加し最多數の庭園を保存して、我々祖先の努力の賜である優秀な庭園を永く子孫に傳へ、此等の庭園の持つ日本造園藝術の精神を保存しなければならない。明治大正そして昭和も、此後數百年の後に振返つてみるときは、或は日本庭園史中最もなげかはしい時代であるかも知れない。若しさうであるならば、此は明治時代の歐米文化の無定見な輸入、延いては急激な日本庭園の歐米化の爲めであり、古來よりの日本庭園の研究が忘却された爲めであるであらう。日本庭園を保存することは、庭園そのものが保存せられるのみでなく、現代及び將來の日本造園藝術に偉大なる影響を與へるものである。

庭園の保存は造園界に價値がある場合の他に、更に必要な場合がある。日本には過去の名建築物が存在して居て、國寶保存法に依つて保存されて居る。しかし國寶保存法にあつては、建造物のみの指定保存であつて、庭園

には何等の制限を加へ得ない。日本建築物は庭園と特に纖細な關係を持つて居る。例へば鹿苑寺の金閣にしても、慈照寺の銀閣や東求堂にしても、それ等の建築物の周圍の庭園を取り去つては、建築美の過半は失はれるであらう。建築物と庭園とが兩々相俟つて、建築美と庭園美とを完全に發揮し得るものである。であるから、國寶建造物に面せる庭園は、出來得るだけ保存すべきである。此場合史蹟名勝天然紀念物保存法に依る外ないのであるから、史蹟名勝天然紀念物保存法と國寶保存法と連絡運用して、始めて建造物或は庭園を理想的に保存し得るのである。

都市公園法の制定に就て

東京市文書課　松本留義

一　序言

都市經營上公園事業として考察すべき施設と言へば、(1)公共施設物としての造園、(2)兒童遊園地、(3)運動公園、(4)社寺境内、(5)公園式墓地、(6)公園道、(7)保存地、(8)シヴィックセンター、(9)其の他である。就中現實の問題としては公共施設造園、兒童遊園地、運動公園である。從つて此等の内で公共施設公園に關する事項を扱ひ、公園法制定の提唱に及んで見たいと思ふ。

二　公園事業の效用

都市公園の市民生活上に及ぼす效果に就ては次の五項を擧ぐることが出來よう。

(1)　保健衞生上の效果
(2)　都市の美觀上の效果
(3)　避難地又は防火地帶としての效果

（4）都市防空上の效果

（5）土地開發促進策としての效果

都市の構成が密集的、集約的となるに從ひ、前二者の效果が極めて熱求せられるところであるが、更に保安上よりして非常時に於ける避難地又は防火地帶なる都市計畫上の必要不可缺の要素となつてゐる。であるから公園は都市計畫事業として單に保健衞生上より或は都市の美觀上より計畫執行せられるのみならず、一面保安上の要求より目論まれてゐるのである。近代科學の進展は國防上に於ても、對空防護の必要に迫られ、特に我國の如き輕建築都市に於ては空地、綠地の必要が一層痛切に叫ばれるに至つた。公園政策を論ずる者にして此の點に觸ることの尠いのは都市計畫の觀念が單に地方的問題として考究せられ來つた爲めではあるまいか。新しき都市計畫者は斯る國家的方面をも見逃してはならぬと思ふ。

第五の效果は既成都市に於ては或程度土地價格の昂騰を來してゐるので、著しい顯出を見ないが、田園地方及郊外地に於ては、此の點が主要目的として開設せられる場合がある。市域の擴張せられた東京市に於てさへ二三實例を見る。此の效果は都市經營上より言へば投資とも言はれよう。

以上の效果を有する公園事業は果して合理的に統制計畫せられてゐるであらうか。又斯る地方的國家的、事業は必要事務乃至國家事務と謂ふべきではあるまいか。

三　我國に於ける公園事業に就て

願れば我國の公園事業は明治六年一月太政官布告第十六號が制定され、東京府知事に於て金龍山淺草寺、三緣山增上寺、東叡山寬永寺、富岡八幡社地及飛鳥山の五箇所を「人民遊覽の地となし永く公園」とし告示したるに始り、爾來公園事業の發達は年と共に盛大の氣運に傾き、現在六十二周年の歷史を見るに至つた。而して東京、大阪、京都を始め全國各都市町村に於ける公園設置數は內務省衞生局調査に依ると次の通である。

國	營	四箇所
道	營	一
府	營	六
縣	營	四三
市	營	二九四
町	村 營	五五六
合	計	九〇四
總	面 積	五九、〇二四、五五坪

以上の外、國立公園法に依り指定せられたる國立公園は霧島、雲仙、瀨戶の三箇所あり、追々十候補地全部を指定するとの事である。

轉じて各都市公園の人口當面積に就て見るに、一坪を超ゆるものは稀で、地方小都市又は特別公園所在地が僅かに相當の公園面積を算してゐる。之を各國主要都市の公園に比較するときは外國大都市に於ては一人當土地面積が本邦都市と異ならざる場合でも、公園面積は概して二倍乃至五倍を算してゐる。しかしながら我國風土の優

秀性と私庭面積とを相當考慮せねばならぬこと勿論である。殊に個人の庭園が都市の或部分を占めてゐる地區に於ては公園事業の發達を阻害せられた一因でもある。東京の山手や京都の如きは東京の下町、大阪、神戸等商工業都市區域に比し公園の必要度少きは見易き理である。

大都市公園比較表

東京市保健局公園課調

都市名	公園面積	公園箇數	一人當公園量	一人當土地量	市域面積に對する公園面積
東京	九八三、一〇九坪	一〇五	〇・二〇坪	三三・六二坪	〇・五九%
大阪	三二六、二一七	三六	〇・一三	二二・二三	〇・五八
京都	五五、七九七	三	〇・〇六	九、九四	〇・〇六
名古屋	八四、〇五六	三	〇・〇八	四四・七八	〇・一九
横濱	一二七、四六七	九	〇・二一	六五・九五	〇・三一
神戸	四三、六八一	七	〇・〇五	二九・九〇	〇・一八
札幌	二九八、三四六	四	一・七七	四〇・三八	四・三八
金澤	一〇三、七八三	三	〇・六六	三五・〇〇	〇・一九
靜岡	二〇、七一九	四	〇・一五	八四・四〇	〇・一八
和歌山	六九、四四九	二	〇・五九	四二・七五	一・三八
岡山	八八、六三九	四	〇・六四	五一・一一	一・二五
廣島	六一、一一六	三	〇・二三	七八・一六	〇・二九
福岡	二七三、九四四	四	一・二〇	八七・一五	一・三八
熊本	一八、六〇七	二	〇・一一	六八・八八	〇・一六
鹿兒島	一四一、五八三	三	一・〇三	三六・八八	二・七九
ロンドン	二一、八一九、六三二	三九六	四・七三	一九・八九	二三・八一
ニューヨーク	一二、八二九、九六八	一	二・〇四	三六・九四	五・五一
フィラデルフィア	九、五四八、四二四	一	四・七六	五〇・六五	九・三九
シカゴ	七、一七八、七六〇	一	二・三六	五〇・四〇	四・六七
ロスアンゼルス	五、九八四、一三六	一	四・八九	二八・五六	一・七三
パリー	六、二〇一、〇二三	一	二・一六	八・二二	二六・二七
ベルリン	七、一四五、七三七	一	一・六六	六三・一九	二・六七
ウキーン	一、七五一、九五二	一	〇・九三	四五・〇八	二・〇八

備考　都市の所在の公園を合計したるものとす

次に公園の内容機構に於ては如何。果して完備充實してゐるであらうか。復興後の舊東京市公園施設は稍々完備の域に達せる機構と組織とを有するに至つたが、市域の擴大は亦玆に新規なる計畫と事業の遂行とを必要とするに至つてゐる。而して運動公園、公園道、兒童遊園地としての內容は未だ完成には尙遠く、公園施設の多くは遊歩の爲に造られたものにして特殊施設を爲したる特殊公園は比較的少い。

左に東京市公園事業中其の特殊施設の概況を參考までに揭記するも、兒童遊園の如きは一層增設の必要あるものと推察する。

最大多數人の受益する公園を開設維持するのは公園事業の根本方針であり、統制ある計畫によるのであつて中々困難であるけれども、單に公園事業は遊歩造園に止るべきでなく運動、小集會、情操教育等の施設をも綜合設置すべきで、其の前途は複雜多岐であると言つてよい。

東京市公園特殊施設一覽表

水泳場	一一
庭球場	一六
野球場	八
排球場	二
弓場	一
運動場	五
兒童遊園地	一〇（公園内特設）
舟遊場	三
音樂堂	二
公會堂	二
集合場	五
ラヂオ塔	二
陳列場	七
動物園	二
教材園	一
苗圃	六
社會事業施設兒童遊園地	三

四　公園事業上の諸問題と都市公園法制定の理由

さて公園事業の必要及現狀に對する認識を得たことゝ思ふから、玆には之が現行事業上に於ける諸問題中樞要と認められるゝ二三事項に就て述べ、公園法制定の必要理由に及んで見たいと思ふ。

（一）公園事業の計畫竝統制

現行公園事業制度は國立公園法に依る國立公園の外都市に於ける一般の公園は何れも公共團體たる府縣市町村の固有事務に一任せられて之等團體自身の計畫統制する所である。勿論都市計畫事業として決定し施行される所の國家干渉に屬する部分も存するが、其の實質は大都市の經營するものであつて、現在に於ける我國の公園事業は其の一部たる國立公園の經營を除き、國家は一切手を觸れないと言つてよいと思ふ。

然るに曩にも一言した如く、都市に於ける公園施設は單に地方的の保健休養事業たるに止まらずして、保安上必要缺くべからざる國家的公共施設であるから、都市計畫としては勿論單に公園事業上の立場のみよりしても國家的統制に俟たねばならぬと思ふ。

大公園主義か小公園主義か、將又折衷主義か種々議論もあらうが、受益最多の公園分布法を考究し、最も公園

を必要とする者をして利用せしむる計畫は必要である。此の公園建設に關する主義として一言を要すべき問題がある。それは兒童の保健上前庭及兒童遊園地が力說されるが、前庭は既成都市に於ては、之を建築物取締法上に拘束して必ず設置せしむるは酷であり、この施設を必要とする者が中産以下の階級である事實よりして不可能事でもある。獨乙や北米合衆國では建物敷地の三〇乃至五〇%の前庭を設置すべきことを市街地建築物法上强制してゐる所もある。然し大阪市の統計に依れば、職工が工場の十町以内の町内に約七〇%住居を構へ、小學兒童の約四〇%は常に街路で遊戲してゐる事實は、交通機關の高速度化に拘らず、市内に統制ある小公園又は兒童遊園地を點綴分布せしむる必要を示唆してゐる。そこで現在の無統制を如何に統制計畫するかゞ問題として提供される譯である。之が要求を充足するには、先づ一般公園法規の存在こそ前提であらねばならぬ。

(二) 公園事業維持管理上の爭訟

現行公園事業制度の不備は既往及現在に於ける公園關係訴訟が如實に之を物語つてゐる。公園關係法令としては明治六年一月太政官布告第十六號及國立公園法の外大正元年四月法律第三十七號があるのみで、他は府縣制又は市町村制の定むる自治體の權能に基き其の營造物として設定せられ、之が管理は其の公共施設として營造物規則又は條例の定むる所に依る。從つて公園設定後は以上公法法規の拘束する所であるが、自治法規たる條例規則は素々微溫的效力を有するに過ぎず、更に他に成文法の整備なく從つて公私法の限界其他に就ては行政理論に從ふの外なく管理上の訴訟事件も惹起してゐるのである。況や土地を主たる要素とする營造物として特に沿革上の關係もあり問題の發生する餘地は十分であつた。次に之が因由と歸着とを二三の判例に就て概見して見たい。

イ 芝公園地の使用關係及公園の成立要件

これは大正元年十二月市會議決を以て芝公園地使用料の値上を決定し、之に基いて芝區長が令書を發付し使用料を徵收せんとしたところ、原告等は從前より公園地の一部を借用し之に密集住宅を建築し居るところから、この使用料の一方的値上に應ぜず遂に出訴するに至つたものであるが、結局行政裁判所は事案の使用關係を公法關係とし、公園の成立を妨ぐるものでないとして原告の請求を卻けてゐる。要旨次の如くである。

「或土地カ明治初年公園地ニ編入セラレタル以來數十年ノ間其ノ土地ニ付キ公園地拜借願ヲ差出シ公法關係ヲ規定シタリト認ムヘキ公園規則ニ依リ許可セラレ該公園規則ニ從テ取締ヲ受ケ且使用料ヲ納付シ居ルトキハ其土地カ縱令邸宅用地トシテ使用セラレ居ルモ公園ヲ營造物タル公園トシテ使用スルモノニシテ其ノ使用料ハ公法上ノ使用料ナリト認定スルヲ相當トス……住宅地トシテ私人ニ使用ヲ許可スルモ公園地タルコトヲ妨クルモノニ非ス（大正五、七、二六行政判決）」

ロ 淺草公園地の使用關係

此の事件は大正活動寫眞株式會社が淺草公園地の一部を借入れ活動寫眞館を建設經營してゐたが不況の結果、抵當權を實行され遂に之を競賣に附された。そこで市は公園地使用條例に「使用人使用地内ニ在ル造設物ノ所有權ヲ喪失シタルトキハ其ノ使用地ノ一部若クハ全部ヲ返地セシムルコトアルヘシ」とあるに基き大正活動寫眞會社に返地命令を發し、寫眞館競落者に公園地使用許可を與へた所、之を不服として訴願出訴したのであるが、行政裁判所は前項芝公園事件同樣、公法關係なる公園地使用に於ては請求は容れられないとした。

「東京市カ公園地使用條例ニ依リ淺草公園地ノ一部ヲ活動寫眞館敷地トシテ私人ニ貸付クルハ公法的關係ナリ（大正五、一二、二七、行政判決）」

ハ 名古屋市に於ける公園の成立關係

これは公園地に充當する目的を以て收用された土地に就ての買戻權の效力に關する事件で、其の收用せられた土地が、果して公園地として利用せられて居るか如何かゞ問題となつたのであるが、大審院は一般の行政法理論と等しく營造物たる公園の成立

には物的設備の完成を以て足らず營造物主體の目的供用に關する意思表示を必要とすると判示された。次の如し。

「公園ノ如キ公衆ノ利用ニ供セラルヽ營造物ノ成立ニハ其ノ物カ其ノ目的ヲ達スルニ適スル天然的又ハ人工的ノ構造ヲ有スルノミナラス主體カ之ヲ其ノ目的ニ供スル意思ヲ表示スルコトヲ要ス從テ公園ヲ設置スル爲土地收用法ニ依リ土地ヲ收用スルモ起業者カ之ニ公園タルノ設備ヲ施シ公衆ノ利用ニ供スルノ意思ヲ表示スルニアラサレハ公園ハ成立セサルモノトス（大正五、一一、一四、大審院民事判決）」

ニ 大阪市に於ける公園地收用關係

大阪市では明治三十二、三十三の兩年に亙つて博覽會用地として買收に著手したが、翌年一月之に應ぜざる者は公園用地として土地收用法に依り强制收用することに決し、明治三十四年二月內閣の事業認定を得て、同三月二日大阪府知事は土地細目の公告をした。然るに同月八日に至つて賣買の交涉成立した。けれども土地所有權移轉竝登記に就て、民法上の賣買契約であるか又は土地收用法上の協議であるかゞ爭となつたのである。

土地細目ノ公告前ヨリ博覽會用地トシテ賣買ノ交涉アリタリトテ公告後ニ至リテハ其ノ交涉ニ依リ賣買ヲ爲スニ由ナク公園設置ノ爲ニスル收用ノ一種トシテノ協議ヲ爲スノ外ナキモノトス（大正、八、二、七、大審院民事判決）」

此の判例は土地收用法に關する判例で、公園として直接管理上の問題ではないが、建設方面に關係あるので揭げた。

ホ 上野公園茶店敷地の使用關係

東京帝室博物館總長に於て、帝室御料地として管理し來つた上野公園が、大正十三年一月二十六日東宮殿下御慶事記念として東京市に御下賜され市所管となり、大正十四年四月一日東京市は公園地使用條例を設定し、從來家屋敷坪月十錢のところを二十錢に、同附屬地坪月五錢のところを十錢に、値上徵收せんとしたるに、一部は之に應じたるも（福島勘治外九名納付した）、茶店側は宮內省よりの借入關係は御下賜に際しても「從來宮內省ノ有シタル一切ノ權利義務ハ總テ東京市ニ於テ繼承スルコト」「現在ノ借地人ニ對シテハ事情ヲ酌量シテ充分便利ヲ與フルコト」を條件とし公園使用條例第四十條も追加されて取扱を變更せぬことを規定したるを理由とし、土地の賃貸借は御下賜に因り變化なきこと、即ち賃借權確認訴訟を提起した。而して第一審では公園使用條例は公法關係を定めたもので且上野公園は既に公園たること顯著なる事實なるを以て、賃借權を成立せしむるに由なきは勿論之が存續は許し難く、異議申立期間を經過したる以上使用料値上は救濟の途なしと云ひ東京市を勝たしめた。第二審では東京市は原告等が宮內省に對して有したる賃借權を制限剝奪する法令上の根據ある處分を以て公園を設置したるに非ざるを以て、賃借權に關する限り東京市の行政處分は無效であるとして原告の請求を容れてゐる。目下上告審に於て審議中で其の結着は疑問であるけれども、何れともあれ統一法制を缺く所に由來する問題である。

（三） 公園事業費の財源

公園事業の經費は總て公園關係收入と一般收入に俟つを現行制度とする。即ち府縣制第九十九條、市制第百十三條及町村制第九十三條に依る公園地使用料を主とし、不用品賣却代、寄附金等公園關係諸收入に依存し、尙不足の分は一般財源に求むるの外はない。東京市の公園事業の收支バランスを見るに特別市制開始以來通常收入は支出を償うて十分である。大公園地が官有地を無償移管せられ、之が貸付料の多額に上るに由ること勿論なれども、尙近年に於ては公園の現實化をモツトーとして、公園特殊施設に重點を置き、市民の利用また激增の傾向にある爲で、就中動物園入園料は其の最たるものである。即ち昭和八年度豫算に依ると

收入	一、〇〇九、三三八圓（外に公園積立金利子等繰入三、九四〇圓あり、內譯參照）	
支出		
經常		六一一、一四八
臨時		四〇〇、〇〇〇

（昭和八年度東京市公園事業收入內譯表）

公園地使用料	三〇八、五二一圓
同特殊施設使用料	二七七、一五四
公會堂使用料	七八、九五四
復興記念館使用料	九、六四五
受託事業納付公園費受入	六、五〇〇
指定寄付金	二〇、〇〇〇
動物飼賣拂代	二、八〇六
繪葉書賣拂代	七、九一二
不用品賣拂代	三、五〇〇
過年度公園地使用料	四九、六三九
震災記念堂收入	九、六六〇
雜入	五〇〇
舊公園地使用料	二一六、六一六
過年度同	一七、九三一
計	一、〇〇九、三三八
外 公園積立金處分繰入	三九四、〇〇〇

以上の外財源としては都市計畫事業として施行された公園もあり從つて都市計畫特別稅の稅收入も考へられる。更に市制上一部受益者負擔金の賦課もあるが、受益者負擔金の制度としては新なる制度が考究せらるべきであらう。又公園事業の爲の特別會計制度を設け基本財產の運用制度も考へられることを要する。現在は國立公園のみが國費を以て計畫施設せられてゐるが、各都市の公園事業費も一部國庫の補助に俟つべきを至當と考へる。

（四）公園事業制度確立の必要

公園事業制度としては明治六年一月太政官布告第十六號、卽ち

「三府ヲ始、人民輻奏地ニシテ古來ノ勝區、名人ノ舊跡等是迄群集遊覽ノ場所（東京ニ於テハ金龍山淺草寺、東叡山寬永寺境內ノ類、京都ニ於テハ八坂社、淸水ノ境內、嵐山ノ類總テ社寺境內除地或ハ公有地ノ類）從前高外除地ニ屬セル部分ハ永ク萬人偕樂ノ地トシ公園ト相定ム可キニ付府縣ニ於テハ右地所ヲ選ヒ其景況巨細取調圖面相添（大藏省）へ伺出スヘキコト」

とあるが、之が都市公園法と云へるであらうか。從來、都市は市制上附與されたる營造物設置の權能に基き、都市經營上の要求を充足して來たのであつた。

公園設置後の管理法も條例又は規則なる自治法規であつて、斯る施設物管理法としては微弱不充分の規定であり、問題は多くこの點に發生してゐる。

國立公園事業のみは國立公園法の制定に依つて、原則として國の事業として經營せらるることとなつた。國立公園として施設すべき區域は主務大臣之を指定するものとし、其の事業の內容としては道路、廣場、苑地、運動場、野營場、宿舍等を擧げ其の他は命令の定むる所である。而して費用負擔其の他一應整備してゐる。

必要は發明の母と謂はれるが、實に必要性は困難性を克服する。斯る法制上の不備、缺陷に拘らず都市公園事業は大都市に於て發達しつゝある。公園事業は前にも一言せる如く國家的效用は重大であり、地方的效用は不可缺であるのみならず、事業上の諸問題は解決を要すべき恒久、且主要事項である。今にして制度の確立を期せね

ば百年萬年の大計を誤るであらうことは明白である。我國の法制は時代に後れ單に後仕末を爲すに過ぎぬ憾がある。公益企業に就て然り、曾ての道路然り、公園事業亦同一轍である。そこへ行くと公園事業法制の完備せる獨乙、英國、米國など羨しい限りであると思ふ。私は公園事業制度の確立、都市政策上からして、せめて都市公園法の制定こそ目下の我國都市經營上の喫緊事であると思ふ。敢て提唱する次第である。

五　都市公園法案要項

國家的見地よりして都市公園法制定の必要を提唱したが、然らば如何なる事項を規定するを要するか。先づ法案要項を述べ大方諸賢の批判を仰ぐ次第である。

一　公園の範圍　一般の遊覽、運動、偕樂及集合の爲に供する公園、廣場、苑地、運動場、兒童遊園地其の他とし、其の他は命令を以て指定する施設を云ふ。而して行政廳認定主義に依る。

公園内の各種施設物にして公園の機能を充實發揚せしむるものは公園附屬物とし本法の規定に從ふ。

二　公園の不融通性　公園を構成する敷地其の他の物件に付ては私權の行使を禁ずる。

三　公園の種類及認定　公園の種類は左の四種とする。

一　國立都市公園
二　府縣道立公園
三　市立公園

四　町立公園

國立都市公園は勅令を以て指定する市の内外に於て區域を定め主務大臣之を認定する。

府縣道立公園は府縣知事道長官、市立公園は市長、町立公園は町長其の統轄する公共團體議會の意見を聽き原則として其の所管内に於て之を認定する。

四　公園の管理　公園の認定者を以て管理者とする。但し勅令を以て指定する市に於ては市内の公園は總て市長之を管理する。

區域の決定、新設、改造其の他維持修繕は原則として管理者之を爲し、例外として管理者に非ざる者をして施行せしめることを得ることゝす。但しこの場合は主務大臣の定むるところに依る。管理者は公園事業の目的を妨げざる限度に於て、公園地の占用を許可することを得るは勿論、之が占用料を徵收することを得。

公園内特殊施設に付亦同じ。

公園に關する技術的事業に就ては命令を以て定むる。

公園管理吏員の設置及其の權限に就ては命令を以て定める。

五　公園に關する費用及義務　公園に關する費用は國立都市公園の費用を國庫支辨とする外、公園地及附帶施設の使用占用料其の他關係收入を管理者の統轄する公共團體の收入に歸屬せしむると同時に之が費用を負擔せしむる。

英、獨、米の諸國の如く公園に對する受益者負擔の制度を設け費用の一部を負擔せしむる。公園の保護又は利

用上必要なる命令、制限、禁止を爲し得る權限を定め、原狀回復命令、取消處分を爲す場合も定め、又補償關係規定も要する。

六 監督及罰則　管理者が一定の事項を爲す場合には監督官廳の認可を要することゝし、罰則として罰金又は科料に附すべき事項も規定する。

七 訴願及訴訟　本法又は本法に基き發する命令に規定したる事項に付、主務大臣又は管理者の爲したる處分に不服ある者には訴願することを得しめ、違法處分に因る權利侵害行爲に對しては行政裁判所に出訴することを得しむ。

八 雜則　現行國立公園法は之を存續せしめ、本法と併立せしむるも、太政官布告は廢止する。

其の他細則に亙る事項に關しては次の法案の外之を省略する。要は都市公園事業一般の統一法を制定し度い念願に外ならぬ。

附錄　都市公園法案

第一章　總　則

第一條　本法ニ於テ公園ト稱スルハ一般ノ遊覽、偕樂、運動及集合ノ用ニ供スル公園、廣場、苑地、運動場、兒童遊園地、其ノ他命令ヲ以テ指定スル施設ニシテ第二章ニ依ル行政廳ノ認定ヲ爲シタルモノヲ謂フ

第二條　左ニ揭クルモノハ公園ノ附屬物トシテ本法ノ規定ニ從フ但シ命令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

一　公園內ニ於ケル道路、樹木、柵、溝

二　公園內ニ設置セル運動場、遊園地、音樂堂、公會堂、陳列場、動物

三　前各號ノ外命令ヲ以テ公園ノ附屬物ト定メタルモノ

第三條　公園ヲ構成スル敷地其ノ他ノ物件ニ付テハ私權ヲ行使スルコトヲ得ス

第四條　公園又ハ公園ノ附屬物ニ關スル本法ノ規定ハ命令ノ定ムル所ニ依リ新ニ公園又ハ公園ノ附屬物ト爲ルヘキモノニ準用スルコトヲ得

第二章　公園ノ種類及認定

第五條　公園ヲ分チテ左ノ四種トス

一　國立都市公園

二　府縣道立公園

三　市立公園

四　町立公園

第六條　國立都市公園ハ勅令ヲ以テ指定スル市ノ內外ニ於テ區域ヲ定メ主務大臣之ヲ認定ス

府縣道立公園ハ府縣知事道長官、市立公園ハ市長、町立公園ハ町長當該所管內ノ公園ニ付區域ヲ定メ之ヲ認定ス

道長官府縣知事市町長前項ノ認定ヲ爲サムトスルトキハ其ノ統轄スル公共團體ノ議會ニ諮問スヘシ

第七條　市長又ハ町長特ニ必要アリト認メタルトキハ其ノ所管ノ區域外ニ於テ地元市町長ノ意見ヲ聽キ公園ノ認定ヲ爲スコトヲ得

第三章　公園ノ管理

第八條　國立都市公園ハ府縣知事、道長官、其ノ他ノ公園ハ其ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市內ノ公園ハ市長ヲ以テ管理者トス

第九條　公園ニシテ行政區劃ノ境界ニ係ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ニ依ル管理者タル行政廳ノ一ヲ以テ管理者トス

第十條　公園ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ爲スヘシ

主務大臣特別ノ事由アリト認メタルトキハ管理者ニ非サル者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

第十一條　管理者ハ公園ノ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ公園地其ノ他ノ物件ノ占用ヲ許可又ハ承認スルコトヲ得

管理者ハ前項ノ占用ニ付占用料ヲ徴收スルコトヲ得

第十二條　管理者ハ公園ノ附屬物ノ使用ニ付使用料ヲ徴收スルコトヲ得

第十三條　公園ノ構造、維持、修繕、及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條　公園ノ管理ノ爲必要ナル吏員ノ設置及其ノ職務權限ニ關シテハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四章　公園ニ關スル費用及義務

第十五條　國立都市公園ニ要スル費用ハ國庫ノ負擔トス

前項ニ規定スルモノヲ除クノ外公園ニ關スル費用ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ負擔トス但シ行政區劃ノ境界ニ係ル公園ニ關スル費用ニ付テハ關係行政廳ノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス

管理者ニ非サル者公園ノ管理事務ヲ執行スルトキハ之ヲ執行スル者ノ負擔トス

第十六條　公園ニ關スル費用ノ一部ハ國庫之ヲ補助スルコトヲ得

第十七條　公園ノ設置ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ受クル限度ニ於テ公園設置ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

第十八條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依ル義務ヲ履行スル爲必要ナル費用ハ法令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外義務者ノ負擔トス

第十九條　占用料其ノ他公園ヨリ生スル收益及負擔金ハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ收入トス

管理者ニ非サル者管理事務ヲ執行スルトキハ前項ノ收入ハ執行者ニ歸屬ス

第二十條　本法又ハ本法ニ基ク命令若ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ義務ニ屬スル負擔金、占用料、使用料其ノ他ノ費用ハ管理者國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徴收スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル徴收金ノ先取特權ノ順位竝追徴還付及時效ニ付テハ管理者タル行政廳ノ統轄スル公共團體ノ徴收金ノ例ニ依ル

第二十一條　公園ニ關スル調査又ハ工事ノ爲必要アルトキハ管理者ハ他人ノ土地ニ立入、目標ヲ設置シ又ハ一時材料置場トシテ使用スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル立入又ハ使用ヲ爲サムトスルトキハ豫メ土地ノ占有者ニ通知スルコトヲ要ス

第二十二條　非常災害ノ爲必要アルトキハ管理者ハ公園附近ニ居住スル者ヲ使役シ、附近ノ土地ヲ一時使用シ、土石竹木其ノ他ノ物品ヲ使用若ハ收用スルコトヲ得

第二十三條　前二條ノ規定ニ依ル場合ニ於テ通常生スヘキ損害ハ管理者之ヲ補償スヘシ

第二十四條　公園ノ保護又ハ利用ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ定ム

第五章　監督及罰則

第二十五條　左ニ掲クル場合ニ於テハ管理者ハ本法若ハ本法ニ基ク命令ノ規定ニ依リテ其ノ爲シタル許可承認ヲ取消シ、其ノ效力ヲ停止シ、其ノ條件ヲ變更シ、公園ニ存スル工作物其ノ他ノ物件ヲ改築除去セシメ、損害豫防ノ爲必要ナル施設ヲ爲サシメ又ハ原狀回復ヲ爲サシムルコトヲ得

一　公園ニ關スル法令ノ規定ニ違反シタルトキ

二　公園ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可又ハ承認ノ條件ニ違反シタルトキ

三　詐欺ノ手段ヲ以テ公園ニ關スル法令ノ規定ニ依ル許可ヲ得タルトキ

四　公園ニ關スル工事ノ爲必要アルトキ

五　公益上必要ト認ムルトキ

第二十六條　左ニ掲グル事項又ハ其ノ變更、廢止若ハ取消ニ付テハ管理者ハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ但シ主務大臣ハ輕易ナル事件ニ限リ命令ヲ以テ認可ヲ受ケシメサルノ定ヲ爲スコトヲ得

一　公園ノ區域ヲ定メ認定スルコト

二　公園ノ新設又ハ改築ヲ爲スコト

三　第十一條、第十二條ノ規定ニ依ル許可若ハ承認ヲ爲シ又ハ占用料使用料ヲ徵收スルコト

四　第十七條ノ規定ニ依ル負擔金ヲ課スルコト

五　前條ノ規定ニ依ル處分ヲ爲スコト

第二十七條　監督官廳ハ監督上必要アリト認ムルトキハ管理者ニ對シ前條各號ニ掲クル事項又ハ其ノ變更廢止若ハ取消ヲ命シ其ノ他命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第二十八條　行政執行法第五條及第六條ノ規定竝之ニ基キテ發スル命令ハ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ依リテ爲ス處分ニ依リ行フヘキ作爲又ハ不作爲ヲ管理者カ强制スル場合ニ準用ス

第二十九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一　許可ヲ得スシテ公園若ハ其ノ附屬物ヲ占用シタル者

二　公園ノ使用ニ對シ財物ノ交付ヲ請求シタル者

三　詐欺ノ手段ヲ以テ許可ヲ得タル者

四　正當ノ事由ナクシテ第二十一條第二十二條ノ規定ニ依ル管理者ノ命ニ從ハサル者

第六章　訴願及訴訟

第三十條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル處分ニ不服アル者ハ訴願スルコトヲ得

本法ニ依リ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ル場合ニ於テ主務大臣ニ訴願スルコトヲ得ス

第三十一條　本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ規定シタル事項ニ付主務大臣又ハ管理者ノ爲シタル違法處分ニ因リ權利ヲ毀損セラレタリトスル者ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

第三十二條　第二十三條ノ規定ニ依リ補償ヲ受クヘキ者補償ニ不服アルトキ又ハ補償決定ノ通知ヲ受ケサルトキハ管理者ノ行爲ヲ爲シタル後六ケ月以內ニ通常裁判所ニ出訴スヘシ此ノ場合ニ於テハ訴願シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得ス

第七章　附　則

第三十三條　本法施行前爲シタル處分及之ニ附シタル條件ハ本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ牴觸セサル限リ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十四條　本法ニ依リ管理者ノ許可又ハ承認ヲ受クヘキ事項ニシテ本法施行ノ際現ニ存スルモノハ本法ニ依リ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第三十五條　本法施行前爲シタル處分ニ關スル訴願又ハ行政訴訟ニ付テハ仍從前ノ例ニ依ル

第三十六條　本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

「明治六年一月太政官布告第十六號『三府ヲ始』廢止ニ關スル件」其他關係勅令命令案は之を省略する。

（參考文獻）

公園法制に關する參考文獻

A. C. A.: Municipal Planning. Park and Art Administration in American Cities. American Civic Association. 1905

Union Trust Bldg. Wash. D. C.

B. P. P. B. B. A.: Playground regulation. The Bureau of Parks. Playgrounds and Bathing beaches of Chicago.

Playground Div. City Hall Chicago.
S. R. Hunter. : Gardens in Towns. Eyre & Spottiswoode Ltd. East Harding St. London.
Hanmer. L. F. and A. H. Brunner. : Recreation legislation. Russel Stage Foundation. Dept. of Recreation.
Chales E. Doell. : Public park policies. Park and Recreation office. National Bldg. Minneapolis Minn.
A. A. Park Superintends. : Park policing. 〃 1910.
Nash. J. B. : The Organisation and administration of playgrounds and recreation. A. S. Barnes & Co. 1927.
E. M. Basset. : Legislation for park and recreation spaces. (p)
A. G. Truxal. : Outdoor Recreation and its effectiness. P. S. King and Son Ltd. London.
J. A. A. H. a. B. : State Regulation of public bath, Swimming pools, and other bathing places. Journal of the American Association for Hygiene and Bath. Office. 917 E. 47st., Chicago.
A. A. P. S. : Concession and privjleges in public parks. A. A. P. S. Ibid.

獨逸都市公園綠地問題に關する立法例

1, Verunstaltungsgesetz. 1902 年來。(風致保存法)
2, Wohnungsgesetz. 1918 (都市公園建設變更改葉を含む)
3, Kleingarten-und Kleinpachtlandordnung. 1919 (都市小作園建設改葉)
4, Unlegungsordnung. 1920 (小公園建設改葉を含む)
5, Reichsheimstättengesetz. 1920 (3と同じ)
6, Gesetz zur Erhaltung des Baumbestandes und Freigabe von Ufern im Interesse des Volksgesundheit. 1922 (都市樹林及沿岸保存法)
7, Städtebaugesetz entwurf (一切上記を含む)
8, Baupolizeigesetz 及び各市に於ける Bauordnung に依る「地域制に基く空地の保存」、「公園變更の取締」

庭園稅に就て

史蹟名勝天然紀念物調査會委員 龍居松之助

造園上より見たる江戸と東京との間には容易に看過し難い相異がある。併しながら綠に惠まれたる都市としての效果には大差がないやうに思はれる。

近頃都市の綠化といふことが頻に叫ばれ、都會人は今にも窒息して了ふやうに强調され、樹木の植栽が住民の保健上最も必要であるといふことが、機會ある毎に識者に教へられつゝある。これは誠に結構なことに違ひない。そこで私どもは今日我々の住んでゐる東京について考察してみることも無益の業でないと信ずる。

まづ東京が年々樹木を失ひ、赤裸の都市になると云はれるが、それは何故であるか、昔の江戸に比較して果して綠がそれ程失はれて了つたか。それだけに就て考へてみると、江戸時代の江戸には山の手一帶の丘陵地や、市內の大邸宅及び神社寺院の境內には相當の樹林を有し、殊に針葉樹の美しさが洗鍊された景觀を造り上げる上に重要なる役目を演じてゐたことであらう。それが明治時代となり、文明生活の盛んとなつて、樹木に生理的脅威を與へ、終に重要なる針葉樹林が減びて了つたと見るのが穩當である。具體的に之を云へば、モミ、マツ、スギの如きが如何に姿を消して了つたか、今更說くまでもあるまい。

然らば東京は上記の如き樹林を失つたが故に直に綠を失つたかといふに決して左樣ではない。單に樹種の變更と綠の種類が漸く變つて來たのに過ぎぬので、都市生活者の保健的效果に至てはさまで憂ふるに足りぬと思ふ。

今江戸時代の江戸を回顧してみると、前記の如き樹林地は誠に美しかつたに違ひない、而して大小諸侯の邸宅に於ける大庭園も相當にあつたことであらう。けれど中產階級の武士以下の中小住宅には大庭園を有つてゐた譯ではない、況んや下町の商店街に至つては樹木一本植ゑることさへ困難なる所が少くなかつた。そこで市中に火除地を必要とし、火災の時の用意をせねばならなかつたのであらう。當時の事情は江戸の火災史を顧みると直に明かとなるのであるが、それは當然火災に對する準備であつて現代の公園とは性質を異にする。けれどこの空地が市民保健の上に役立つたであらうことは推測し得るのである。それにも拘らず或る場合、下町の商店街に於てはこの火除地設置に際し、猛烈なる反對運動を起したものさへある。蓋し當時の江戸は今日に比して空氣が比較的汚濁せず、河川の如きも水が清らかなりし爲め、彼等の生活に一種の氣持好さを與へてゐたことも、彼等をして何等躊躇する所なく反對せしめた一因であらうと思ふ。

然るに我々が明治時代に目擊したる上野公園、芝公園、麹町公園等の寺社境內や外濠一帶の景觀は大正以後、殊に大正十二年の關東地方大震災以後如何に甚しき變化を示してゐるか。帝都の復興は大體に於て完成せられたる今日、我々が失ひたるもの〻最も大なる市內の樹林は容易に之を復興し得ないのである。成る程街路には整然たる街路樹の植栽が出來、大小多くの公園が適當に配置せられて、大東京は今や綠の惠を充分受けてゐるには違ひない。けれどそれが江戸時代の寺社境內林や丘陵、河川等の綠と全く同等の惠を市民に與へてゐるか否か。

かく考へ來ると予は現代の帝都に於いて公園、寺社境內その他の樹林が針葉樹を失ひ、濶葉樹之に代りつ〻あるのみならず、公共造園の一般が物的に重きをおく結果、兎角趣味方面にまで手を延す餘裕なき實情を見る時、こ〻に住宅の庭園がその缺陷を補ふべきであると思ふ。

今日我が大東京を見るに、住宅の敷地は漸次縮小せらる〻傾向があり、時には庭園を全く閑却したるものさへある。併しながら我國民の固有精神として、一木一草をも有せざる場所に快く生活することは堪へ難いのであらう。近來は再び各住宅が建物に應じたる庭園を備ふることを欲して來たやうである。これは甚だ喜ぶべきことであつて、前記の失はれたる江戸時代以來の樹林はこの無數の小庭園によつて取りかへされることと思ふ。現に東京の住宅は江戸時代の市民の住宅よりも庭園を有するものが多い。勿論彼の諸侯の有したる大庭園の如きは極めて稀であらうが、それは今日の公園を以て補ふことが出來るではないか。然らば各住宅の庭園は往時の火除の如き無味乾燥なる空地に比して、どれ程效果的であるかといふことは何人も否定し難い所である。

是に於いてか予は都市生活者こそ彼等に相應する庭園を持つべきであり、それが各所有者の趣味慾を滿足せしむるのみならず、市民の保健上甚だ效果ありと思ふのである。この故に予は爲政者が之に稅金を課せんとするが如きもあらゆる方面より充分なる調査を行ひ、その利害得失を勘へ、課稅すべき庭園の定義及びその標準等について全く過誤なしとの確信あるにあらずんば、單に財源を之に求むるといふことだけで直に之を實行することの甚だ危險なるを思ひ識者の一考を煩はさんと欲するものである。

地域の指定とその地域の設備に就て

警視廳保安部建築技手　鈴木和夫

一　現行地域制

1　現行地域制の概要

我國の現行地域制は用途地域制を主體とするもので、別に容量地域制として獨立の體系を備へたものはなく、建築物の容量統制に關しては各用途地域につき各別に規定せられて居る。現行用途地域制は市街地建築物法第一條乃至第六條、同法施行令第一條乃至第三條の二及び內務省令工業地域內特別地區規則を以て骨子とし、地域指定の結果最も細かい種別を生ずる場合は次の如くになる。

- 住居地域
- 商業地域
- 工業地域
  - 一般工業地域
  - 特別地區
    - 一般特別地區
    - 甲種特別地區
    - 乙種特別地區
- 未指定地域

住居地域の制限は市街地建築物法施行令第一條に規定せられ、此地域には一定の標準以上の規模を有する工

場、特定の事業を營む工場及び住居の安寧を害するものと認められる數種の建築物を建てることは出來ないが一般の商業用建築物、公共的建築物に對しては何等の制限なく、歐米都市に於ける住居地域の規定が多く住宅及之に類するもののみの存在を許容して居るのに較べて頗る寬である。

商業地域の制限は施行令第二條に規定せられ、此の地域には住居地域に於けると同樣に一定の標準以上の規模を有する工場、特定の事業を營む工場及び商業の利便を害するものと認められる數種の建築物を建てることは出來ないが、小商店、大商店、事務所、病院、劇場の如き營業用建築物、官公衙、公會堂の如き公共的建築物等に對して何等分割的の制限規定なく、歐米の一部の都市に於て商業地域の第二次類別を設けて居るのに比較すれば極めて粗である。

次に工業地域の制限は施行令第三條に規定せられ、此の地域に建てることが出來ないものとして規模又は作業の性質が保安上危險或は衞生上有害の虞ある工場、倉庫等を列擧して居るが、此の地域の如何なる部分に就ても住宅類、商店類の混入を咎めて居ないことは、フランクフルト・アム・マイン、アラメダ等歐米諸都市の規定に較べて寬である。

尙未指定地域の制限に就ては特に規定せられて居ないが、工業地域のみに許容される種類の建築物でなければ自由に建てることが出來るのであつて、事實上の輕工業地域である、住宅類、商店類の混入に對して干渉しないことは工業地域に於けると同樣である。

之を要するに我國現行用途地域制は歐米諸都市の夫れに較べて頗る寬且粗であり、之は立法當時の社會狀勢其他による止むを得ない結果であらうが、地域制の主旨に照して不滿の點が尠くない。

次に建築物の容量統制に關しては市街地建築物法第十一條、同法施行令第四條乃至第十六條ノ二及同法施行規則第十九條に規定せられて居るが、各用途地域につき夫々一律に制限が行はれる樣に定められて居ることは旣に述べた通りであつて其の要點は第一表の如くである。

第一表

地域	總高	敷地面積に對する建築面積	建物の前面道路對側境界線迄の距離に對する軒高	居室有效採光面を定める場合の隣地迄の距離に對する軒高
住居地域	二〇米以內	一〇分の六以內	一・二倍以內	一・五倍以內
商業地域	三一米〃	一〇分の八〃	一・五倍〃	五倍〃
工業地域	三一米〃	一〇分の七〃	一・五倍〃	四倍〃
未指定地域	三一米〃	一〇分の七〃	一・五倍〃	四倍〃

右の外行政官廳は土地の狀況上必要と認めるときは區域を指定し、其の區域內の建築物の最高限度、最低限度及建築物の敷地內に存せしむ可き空地の最小限度を定めることが出來る。（高度地區、空地地區の制）

2　現行地域制の缺陷

我國の現行地域制は大正八年四月に制定せられたもので、其後旣に十數年を經過して居り、其內容は當時の社會狀勢其他に照して妥當的であつたにしても、地域制運用の經驗を積んだ今日其の缺陷として指摘し得る點が尠

くない。

（一）住居地域の現行規定は住居の安寧を積極的に保護して居ない

住居地域では住居の安寧を確保することが第一の要件であつて、現行法に於ても住居の安寧を害する虞ありと認められる建築物を建てることは禁じて居るが、常時使用する原動機馬力數の合計三以下で、業態も住居の安寧を妨げない様な工場に對しては、場所に制限なく建築を許して居るから、かやうな工場が往々にして集團的に發達して居る場合がある。東京に於て一例を求めるならば古川沿岸が之に該當する。

之は住居地域内に於て直接日用品を供給する小商店に附屬して、之に必要な作業を營む工場（例へば精米工場）及所謂家内工業を營む工場の大部分を許容しやうといふ意味の下に制定せられたものであつて、實際上この程度のもの迄住居地域から排斥することは不穩當且不可能であるが、住居の安寧確保の理想から云へば、かやうな工場の混在は望ましくないから、住居地域内でも現在高級住宅地として發達して居る區域又はその候補地たるべき區域に對しては、住宅及之に附隨して存在せしむべき建築物でなければ建築し得ない様に法規を改むべきである。又現行法では一般商店類に對する制限は全然ないが、折角安寧靜謐を期して獨立住宅が建築せられても、小商店兼用の住宅が附近に發達したならば、その安靜を完全に保持することは困難となるのであつて、何れにしても住居地域の現行規定は獨立住宅の積極的保護の方法につき考慮の餘地がある。

（二）工業地域の現行規定は積極的に工場の能率増進を考慮して居ない

現行法では工業地域内に建築せられる住宅類及び商店類に關して何等の制限をも設けて居ない。工業地域の目的は工業能率を増進することであるから、特別の場合でなければ、かやうな住宅類又は商店類が工場の爲に蒙る危害に就て考慮する必要はないが、工場が之等に掣肘せられて充分に能率を發揮し得なくなることは看過出來ない。例へば原料の搬入製品の搬出に必要な道路、運河、鐵道引込線等の共通施設を整備するにしても、工場の密集地又はその豫定地に於て集約的に計畫を立てなければ、莫大なる工費を要して實現は容易でなく、假令相當の費用をかけて完成出來たにしても、遺憾なく之を利用することは出來ない、我國の法制では住宅商店の類が工業地域内に散在し得るから、工場も止むを得ず散在の傾があり、共通施設が歐米諸都市の夫れに較べて貧弱であるのも、此點に由來するものであらうと考察される。然し乍ら工場從業員の住宅其他の建築物で、工業地域内に存在することを餘儀なくされる場合も少くないのであつて、工業地域の全區域から、住宅商店の類を排斥することは不可能であり又その必要もない。寧ろ工業地域の類別を更に細分して純粹工業地域を設定し、この地域には共通施設の充實を圖り、積極的に工業能率を増集させる爲に、住宅商店の類を禁止し得る様、現行規定を變更する必要があらう。

第二表（次項）は東京に於ける住居地域内の工場の發達狀況及び工業地域内の住宅の發達狀況の一斑を知る爲に住居地域の例として世田谷、荏原の二區（兩區共商業地域の面積は極めて僅少であるから之を無視する）工業地域の例として王子、城東の二區（兩區共商業地域の面積は極めて僅少であるから之を無視する）を選定し調査したものである。荏原區に於ては工業用建築物の新築床面積が、同區の全新築床面積の一八%に及び、住居地域内に於ける工業用建築物の輕視し難いことを示して居り、又王子區城東區等に於ては、住居用建築物の新築床面

積が夫々全體の六七―六八%、三九―四九%に及び、之等は近接する工場の作業能率を相當に減殺しつゝあるものと想像される。住居用建築物の工業用建築物に對する比が住居地域たる荏原區に於けるよりも工業地域たる王子區に於て大であるは、一見奇異に覺ぜられるが荏原區に於ける工業用建築物の多數が住居を兼ねた小工場であることを考慮に入れたならば容易に首肯し得るであらう。

第二表　世田谷・荏原・王子・城東の各區に於て昭和七年及同八年に新築せられた建物の床面積

區	摘要	年次	住居用建築物	商業用建築物	工業用建築物	其他の建築物	合計	住居用建築物の百分比(A)	工業用建築物の百分比(B)	A/B
世田谷	工業地域より距りたる住居地域	七	四九、一四八坪	五、三〇五坪	一、八七九坪	六、六九五坪	六三、〇二七坪	七八%	六%	二六・〇
		八	五五、四六三	五、一四三	四、〇二六	一、六二五	六六、二五七	八四		一三・八
荏原	工業地域に近接せる住居地域	七	一三、五九〇	三、一八二	三、七五一	二七七	二〇、八〇七	六〇	一八	三・二
		八	一二、四三一	四、一四七	三、八二八	二、〇七一	二〇、八〇七	六〇	一二	三・六
王子	住居地域に近接せる工業地域	七	二一、〇九九	五、一二〇	三、五九五	一、三〇〇	三一、一一四	六八	一一	五・八
		八	二二、一〇〇	三、九九七	四、二八三	二、六四七	三二、九九二	六七	一三	五・二
城東	住居地域より距りたる工業地域	七	三、〇九八	二、六六一	二、二八七		八、〇四六	三九	二八	一・四
		八	一、〇八五	四、六六四	六、六五一	一八	一二、四一八	四九	二九	一・七

備考　本表は警視廳統計による。

（三）　住居地域内の建築物に對する容量制限が一律で實際的でない

既に述べた通り住居地域と云つても、獨立住宅の發達して居る高級住宅地もあれば、商店工場等の混在する住宅地もあり、之等の割合も都市により夫々異るのであるが、現行規定に於ては之等に對して差別的の容量制限をなし得る如く規定したならば一層徹底的であらう。

（四）　商業地域の容量制限が一律で實際的でない

住居地域に於けると同樣に、商業地域に於ても大商店事務所銀行等の櫛比する商業中樞地（例へば東京に於ける丸ノ内日本橋方面の如きもの）と中商店、住宅兼用の小商店等を主體とする路線商業地域とが、一律に容量制限を受けて居るのは不合理で、例へば現行規定の要求する最小限二割の空地は、小商店の住宅部分に對して不充分である。我國の商業地域には住宅兼用の中小商店が頗る多いのであつて、此點は特に考慮せらるべきであり、商業地域に對しても寬嚴二樣の容量制限をなし得る樣規定する必要がある。

3　結　語

現行地域制の缺陷として主なるものは既に述べた通りであるが、之を補つて地域制の目的を充分に達成するには適當の時期に現行法規の一部を改正する必要があり、その詳細は容易に論じ難いが、大綱は次の如く規定せら

め行つて居ない爲に、高級住宅地に對しては多くの場合その制限が寬に失して居る。例へば空地制限に就て云へば現行規定の要求する最小限四割の空地は獨立住宅に對しては寬に過る嫌があり、歐米諸都市の事例を見ても獨立住宅地域に對して七割以上の空地を要求して居るものがある。然し乍ら徒に住居地域全體の容量制限を嚴にすることは、獨立住宅以外の建築物に對して酷であらうから、夫々の場合に適應した容量制限をなし得る樣現行法に改訂を加ふべきである。現在の空地地區高度地區の制度を積極的に活用することによつても、この目的を達し得るであらうが、現在の住居地域内に更に地域の細別をなし、異る用途制限をなすと共に、之に對應して夫々適當の容量制限をなし得る如く規定したならば一層徹底的であらう。

るべきであらうと考察する。

第三表　現行地域制改正案

地域類別改正案	用途制限	容量制限
純粋住居地域	住宅及之と不可離的關係にある建築物のみを許す	現在の住居地域に對するよりも嚴なる容量制限をなす
住居地域	住居地域の現行規定を其儘適用する	現在の住居地域に對する容量制限をなす
商業地域	商業地域の現行規定を其儘適用する	現在の商業地域に對する容量制限をなすも必要に應じ區域を指定し住居地域と同樣の制限を爲し得ル旨を規定する
工業地域	現在の未指定地域の受ける制限を其儘適用する	現在の工業地域に對する容量制限をなすも特に職住宅等の發達著しく之等の發生狀態を考慮する必要ありと認むるときは區域を指定し適當の制限をなし得る旨規定する
純粋工業地域	工業地域の現行規定を其儘適用し、必要に應じ住宅及商店の類を禁止し得る規定を設ける	現在の工業地域に對する容量制限をなす

二　地域の指定と共通施設の整備

1　地域の指定

地域制の規定が決定すれば、次の問題は各地域に適當な場所と面積とを與へることである。今都市の或部分に地域を指定する場合には、その部分の諸條件が指定しようとする地域の要望を滿して居るか否かを調査すべきは勿論であるが、相接する地域との相互關係に就ても充分考慮を拂ふ可きである。例へば工業地域が廣い區域を占める場合には工場從業員の爲に工業地域に介在して或はその外緣に相當面積の住居地域竝に之に附隨する商業地域を設ける必要がある。即ち工場從業員は交通費の節減と疲勞防止の爲工場の近傍に居住する場合が頗る多く、かやうな住居地域が配置せられなければ、工場從業員の大部分は工業地域內に居住することを餘儀なくされ、地域制の本旨に悖ることになる。東京に於ける工業地域の如く集團的で面積の廣いものは此點につき特に考慮せらるべきで、現在の工業地域に外接する地域未指定部分に對しては、支障なき限り住居地域及び之に附隨する商業地域として指定せらるべきであらう。又現在住居地域及工業地域內に在る主要道路の兩側一帶の敷地は商業地域に指定せられて居り、住居地域內のものは住宅地に對して日用品の購入其の他日常生活の便宜を與へんが爲に設けられて居るのであるが、工業地域內のものは特に之を必要とする理由なく、工業能率の增進上から云へば、かやうな路線商業地域は望ましくない。即ち工場が物資の運輸をその道路に依らなければならない場合でも、道路に沿つた敷地は商業地域の制限を受けるから、止むを得ず敷地を後退せしめて工場を建築し道路に面する敷地を空地として殘して居る樣な場合すらある。例へば東京に於ては京濱國道に沿ふて蒲田の二、三の工場に見受けられる。昭和五年東京商工會議所が都市計畫法、市街地建築物法及び工場取締規則改正に關し關係當局に提出した建議書の中に「工業地域中に於ける路線商業地域を工場が利用せんとする場合には他に障害を與へざる限り之を認められたきこと」の一項を挿入して居るが、之は至極尤もな要望であり將來は工業地域內には特に必要でない限り、路線商業地域は指定しない方が良いと思ふ。

次に重要な問題は各地域の面積を適當ならしめることであつて、之は地域の規定により、將來各地域に存在す

べき各種施設の豫定數量を推算し、之に必要な床面積を各地域の面積に過不足のない様に按分する譯であるが、大都市に於ては具體的の算定は困難であり類似都市の實例其他各種の統計等により達觀的に判斷するに止る。我國諸都市に於ては工業地域として極めて廣い區域を指定して居り、之に事實上の輕工業地域である未指定地を加へるときは其の面積は頗る廣大なるものとなる。之は工業地域内に凡ゆる種類の建築物を許容して居る結果であつて、精確な所要面積の具體的算定が困難である以上、或程度迄止むを得ないことであらうが、工業能率增進の立場から見れば、現在の工業地域は出來得る限り縮少して、道路運河鐵道上下水道等の共通施設を充實し、名實相伴つた工業地域を實現し度いものである。

2　共通施設の整備

都市を概括的に建築物と共通施設とより構成されるものと考ふれば、妥當的な地域の指定は都市に散在する數多の建築物に對して、其の存在すべき正しき位置を規定するものであるといふことが出來る。然し乍ら地域指定の目的な建築物の配置を合理的ならしめることに止らず、其の地域内に於て發達すべき建築物に對して、夫等が共通に要望する施設をなし、都市全體としての發達を積極的に助長することにあるのであつて、地域を指定して共通施設を考慮しないことも、地域を無視して共通施設を計畫することも共に完全な都市計畫とは云へない。地域が指定せられても、共通施設に對する考慮が閑却せられて、その區域の健全なる發達を見ない例の一は東京に於ける工業地域特別地區である。特別地域は保安上、衞生上著しく危害のある事業を營む工場を建築せしめる地區であるから、土地の選定は頗る困難であり、東京に於ては板橋區の一部江戸川區の一部城東區の一部が之に充てられて居るが、概して運輸交通の便乏しく工場經營には不適當の場所が多い。此點につき昭和五年東京工場協會は内務大臣に對して左の如く建議して居る。

現在東京府下に於ける工業地域内特別地區の如き土地概ね低濕加ふるに道路橋梁上下水道瓦斯電氣等工業に最も必要なる設備始んどなく、之に工場を建設せんとすれば徒に莫大なる經費を要することを怖れ、何人も躊躇し居るの狀態なり。因て先づ工業地として發展すべき基礎となるべき之等の設備を整へ、以て之を誘導するに非ざれば地域指定の主旨に副ふこと能はざる可きを以て速かに之等設備の促進を圖られ度し。

地域の指定に伴つて共通施設を計畫することの必要は右の例によつても痛感し得るが、かやうな施設は常に、多額の經費を要しないこと、充分に利用せられることを要件とするから、之を必要とする建築物のみが密集する區域でなければ容易に實現しない。從て例へば東京に於ける工業地域に、かやうな共通施設を整備するには先づ其一部を純粹工業地域に指定し然る後其部分に計畫を樹立すべきであらう。

之を要するに地域指定の本旨は各地域の下に建築物の配置を統制したる上、各地域につき要望される共通施設を完成して初めて達せられるのであつて、かやうな施設の實現を促進するには地域の規定を出來る丈分割的にすることが必要である。

各都市には夫々特異點があり、規模も一樣でないから一概に論ずることは出來ないが、一般に用途地域の指定に伴つて特に整備せらるべき共通施設は住居地域に對する交通機關竝公園及び工業地域に對する通運機關である。

（一）　交通機關の整備　住居地域に對しては勤務交通の便宜を計らねばならぬ。勤務交通は都市計畫上の根本問題で、例へば東京に於ては東京驛を中心とし、將來都市計畫區域内に於て交通機關が相當に發達した場合、

約一時間以内に到達し得る範圍を推定して、都市計畫區域決定の資料として居る。勤務交通の機關としては、高速度軌道の他に路面電車乘合自動車等があるけれども、之等は同一平面に於て雜踏する結果高速力を出し得ない憾があり、大量運輸にも適しないから、結局勤務交通の問題を解決するものは合理的に計畫せられた高速度軌道でなければならない。

第四表は、昭和八年三月二十九日東京市都市計畫課調査による東京新宿驛を中心とする各種交通機關乘降客數の調であるが、新宿驛乘降客數が全體の四七・一%を占めて居ることは、高速度軌道が如何に多く利用されて居るかを示すものである。此の中には勿論勤務交通以外のものも含まれて居る譯であるが、勤務交通のみに就ても同樣の比率を示すことであらう。

第四表

交通機關	省線	京王電車	西武鐵道	市電	市バス	青バス	甲州街道バス	關東バス	合計
停車場	新宿驛	四谷新宿	新宿驛前	新宿驛前	新宿驛前	新宿驛前	新宿追分	新宿驛前	
停留所		新宿驛前		角筈新宿三丁目	新宿三丁目	新宿三丁目	新宿驛前		
乘降客數	一四八、四二六	四〇、一五〇	二一、〇六六	六六、八五六	四九、二七	二一、六一三	六、二六〇	五、六三五	三二四、九三一
百分比	四七・一%	一二・七	六・七	二一・二	一五・六	六・九	二・〇	一・八	100・0

備考　調査時刻は午前六時——午後十時。

東京に於ては夙に此點に留意し、大正八年東京市區改正委員會は、東京都市計畫として高速度鐵道路線網案を決定し、委員會の議を經て東京地下鐵道會社外三社に敷設の免許を與へたが、大正十三年に到り東京地下鐵道會社の外は悉く失權し、次で大正十四年東京市が舊東京市域及其近郊に亘り、總延長八〇餘粁の高速度軌道建設經營に關し出願せるを機として、復興局は改正案を都市計畫委員會の議に附し、東京市及東京地下鐵道會社に敷設權を與へた。東京市は事業資金の起債に苦しみ、昭和七年その一部を民間會社の施工に委ねたが、東京地下鐵道會社の施工は着々として進捗し、既に淺草新橋間を完成して居る。然し乍ら之等高速度軌道網の全體が實用に供せられるのは遠い將來のことであつて、現在勤務交通の大部分を負擔して居るのは省線電車、市營路面電車、乘合自動車及準高速度軌道である私設鐵道等であり、其間の連絡と統制とが不充分の爲に「ラツシュアワー」には極度の混亂を呈して居る。又私設鐵道の多くは都市計畫と無關係に免許せられて居る爲に、既成線、未成線を通じて極めて無統制の狀態にあるが、幸未成線も多く殘存して居るから、之を都市計畫的立場から再調吟味し整理廢合すべきであるといふ識者の意見もある。之を要するに目下の急務は都市計畫高速度軌道網の完成を促進し、之に連絡すべき私設鐵道の整理廢合を行つて、勤務交通を容易ならしめ且外郊に於ける高速度軌道網を決定することであつて、之は停車場豫定地の周圍に住居地域の中心となるべき小集團商業地域を計畫する上に於て極めて必要である。

（二）公園の充實　休養散策運動等を行ふ爲の公園施設は出來る丈普遍的に全都市に散在し、全體として相當の面積を保つことが必要であるが、住居地域には特に多くの面積を要求することは勿論で、近隣地の計畫は兒童公園、近隣公園、運動公園等を中心とするものでなければならぬ。東京に於ては震災以前の公園はその數

竝面積僅少（三十一個所六十三萬餘坪）であり、設備も不完全なものであつたが、復興計畫により新に隅田、濱町、錦糸の三大公園竝に五十一個所の小公園が設けられ、舊市域内に於ける公園施設の面目は一新せられたが、新市域内には府、公營の公園なく、僅かに舊町營の公園約四三〇〇坪を算するに過ぎない。新市域内に就ては速かに都市計畫公園を決定して用地獲得の對策を講ずる必要がある。

（三）工業地域に對する通運機關の整備　工業地域に於ては工場の可及的集中を圖り、之に對して道路運河鐵道引込線等の共通施設を集約的に設備すべきことは既に述べた通りである。我國に於ては工業地域の規定が寬なること及面積が尨大なることの爲に、工業地域の共通施制が歐米の夫れに較べて充實してゐないと云はれて居るが、最近名古屋に於て完成した海陸連絡設備の如きは範とするに足るものである。名古屋は從來海陸連絡設備として、僅かに堀川新堀川の二運河と一條の省線臨港鐵道を有するに過ぎず、加ふるに堀川新堀川は水深極めて淺く、滿潮時を利用して漸く航行し得るの狀態にあつた爲、年々著しい工業の發達に適應することが不可能となり、中川運河を中心とする海陸連絡設備が計畫されるに到つたのである。中川運河は大正十五年起工昭和五年竣工總延長約四五〇〇間、最大幅員五〇間で平均一〇尺の水位を保ち、一箇年に四〇噸積船舶八六、四〇〇隻を出入せしめ得、貨物三、四五六、〇〇〇噸を呑吐し得るのである。而して運河開鑿に際し、その掘鑿土を利用して運河の兩岸に奥行五〇間面積約二十七萬坪の建築敷地を造成し、工場誘致の方策をたてたことは特筆すべきである。東京に於ても之に匹敵すべき京濱運河計畫が出來て居り、開通の曉は東京横濱間の緩水路二五哩を二〇哩に短縮し、羽田沖等に於ける風波の難も除かれるから、航海度數は二倍以上となり運賃も著しく輕減せられて、其

額は年々七〇〇餘萬圓に上る可く、國家經濟上等閑に附し難いのであるが、實行豫算の承認を得るに至らないのは遺憾である。之の附帶工事として施工する埋立地は、東京府神奈川縣に跨つて約四〇〇萬坪となり、埋立地間には相當水深を有する小運河が設けられるから、實現の上は京濱間の工業地域に於て著しい能率增進を見ることであらう。

かやうな共通施設は今後共各都市に於て計畫せられるであらうが、之が實現の鍵を握る關係當局の甚深なる理解を求めて止まない次第である。

住宅地の形態統制に就て

内務技師　菱田厚介

一

市街地の立體的な埋め方に關する事柄を「形態」といふ文字によつて呼ぶことにする。形態統制が爲されなければならぬ理由として、普通擧げられるのは「自由空地、殊に道路上における交通混雜の防止」及「屋内における自然光の相當なる享受」であるが、實は此の外にも樣々な且つ獨立した要求が存在する。「屋内における自然通風の享受」とか、「火災に際する延燒の防止」とか、「屋内外における景觀の整調」とか、「小兒の爲めにする慰樂園地の取得」とか謂つたことを初めとして、「農業用菜園の附設」に至るまで各段の要求が數へられる。又中樞地區における問題としては「騷音、塵埃の禍害よりの保護」といふことも擧げられやうし、又場所によつては「相隣建物間における俯瞰關係の整調」も問題になるかもしれぬ。更に雪害地方においては「積雪の處置」方法が問題になつてゐるが、これ又形態統制上の一題目たることを失はぬであらう。

右に揭げる如き項目が、何れだけの重さにおいて、如何樣に取り上げらるべきであるやは中々六ケ敷い。只、衞生、保安等に關する消極的な方面、つまり警察的な事柄が第一順位を占めるであらうことは、多くの人達が認

めるところであらう。其他の事柄は所謂時代思潮の醇化に從つて汲み上げて行く外はない。此處では問題を住宅地に限ることにしたのである。其の意味は必ずしも住居地域内に限らず、工業地域内に在るものも廣く住宅が集合した一團地は之を本文の對象とする。都會の境域はその大部分が住宅地によつて占められてゐる。從つてその形態の如何は都會の構成につき決定的な作用を持つこと、之は申すまでもないところだ。それで、今日我が國における住宅地の實情に照して、私は此處に光の享受と、延燒の防止と、景觀の整調と、菜園の取得の四項目を抽き出さんとする。そしてその各〻について簡單な所見を述べることにしやう。

二

先づ、光については近來の人工照明法の發達に伴つて、此の關係を如何に考へるかゞ問題である。樣々な人工光線の物理的性狀、從つてその生理的、心理的乃至社會的機能については、今日尚ほ研究中の問題と思はれるが、自然光線の價値が將來大いに低下するであらうとは、今の處考へられない。否、自然光線の價値、つまり短波長の部分より長波長の部分に及ぶところの綜合的な光線の必要は將來益〻强調されるであらうと思はれる。(註)

(註) 日光の醫治効果が主として紫外線の部分に在ることが確認されて以來、所謂人工太陽としての照明器具が相繼いで發明された。水銀石英燈が廣く醫療に用ひられてゐるのは周知の通りであるが、そのスペクトラムは著しく紫外線の部分に偏し、且つ「ドルノ」線以下の短波長の部分を含んでゐる。又近來、家庭用として數種のバイタライト、ランプが世に出てゐるが、輻射線におけるエネルギーの分布は之を太陽のそれと比較するとき尚相當の隔たりがあるやうだ。

今、便宜上住宅地の型を長屋型及獨立住宅型の二つに分けて考へてみる。自然採光の計畫は、單に明るい街をつくるに滿足するか、又は直射光線を求めるかによつて、格段の相違を來すであらう。住宅地としては、後者によつて計畫するのが、望ましいことは問題がないが、私は寧ろ必要事項として形態統制の主題とすべきであると考へる。(註) 此處で、日光と晝光との定性的、定量的關係に及んで詳論に入ることは之を避けたい。

(註) 晝光のスペクトラムを日光のそれと比較するとき、著しく可視線（特に綠青の部分）及紫外線に富んでゐることを知る。空の半球より來る紫外線は之を水平面について檢するときは、日光のそれよりも量が大きなのである。それで日光に代り得るための青空の分量について說を成す人があるけれど、之が簡單に紫外線に着眼して「互に代用され得る」量的關係を定め得べきや、否やは疑問であらう。

光の計畫が地方的のものでなくてならぬことは謂ふまでもない。此處では差當り、東海、山陽地方を問題として簡單に記述することにしやう。最初に、長屋型のものについて考察せんに、住宅の建坪は敷地坪に對して、平家の場合十分の五程度なれば、先づ相當の受照狀態が期待し得られる。計畫さへ適當なれば、冬至の頃においても正午附近の日照が得られる。二階家の場合なれば、床坪が十分の七程度以内のとき、同樣のことが謂はれる。尤も何れの場合でも、敷地外の道路は相當幅員のものでなくてはならぬ。(註)

(註) 長屋型の街衢における受照狀態を檢するに、南北に走るものにおいては、兩側の家の高さが如何なる場合にも建物及地盤面が或る程度の日光に浴する。併し東西に走るものについて考察せんに、住宅の建坪は敷地坪に對して、平家の場合十分の五程度なれば、先づ相當の受照狀態が期待し得られる。計畫さへ適當なれば、冬至の頃においても正午附近の日照が得られる。二階家の場合なれば、床坪が十分の七程度以内のとき、同樣のことが謂はれる。尤も何れの場合でも、敷地外の道路は相當幅員のものでなくてはならぬ。

(註) 長屋型の街衢における受照狀態を檢するに、南北に走るものにおいては、兩側の家の高さが如何なる場合にも建物及地盤面が或る程度の日光に浴する。併し東西に走るものについて考察せんに、住宅の建坪は敷地坪に對して、平家の場合十分の五程度なれば、先づ相當の受照狀態が期待し得られる。計畫さへ適當なれば、冬至の頃においても正午附近の日照が得られる。二階家の場合なれば、床坪が十分の七程度以内のとき、同樣のことが謂はれる。尤も何れの場合でも、敷地外の道路は相當幅員のものでなくてはならぬ。(註)

先づ一應滿足し得る狀態と見られやう。此の數字は住宅の前面と、一つの側面において相當の受照あることを求めたのである。若し隔離した住宅に在つて三方面への日照を望むなれば、夫々一割を減じた十分の三、十分の五の程度に納まることを要すであらう。何れにせよ之等の標準は敷地の環境即ち中地であるか、角地であるか、道路が廣いか、狹いか等によつても大差があり、又住宅そのもの〻規模によつて動きのあるものである。又傾斜地などではその方位に從つてプラスにもマイナスにも著しい影響を與へる。從つて以上述べた事柄は極めて大まかな標準に過ぎぬ。(註)

(註) 獨立住宅地において主要室が南面するものと看做すとき、南北の方向においては、建物の軒高さの二倍程度の空地を要する。東面又は西面においてはその最大受照時以後(又は以前)の受照を求むるときは、東、西方向における空地は軒高さの二倍半程度を要する。二階家においては、相當のセットバックを見込むとして略上記の數字が得られることになる。但し住宅としては正南を幾分ハヅす方が望ましいから、此の場合は東、西面における隔たりの要求は多少異なつてくる。之等の詳細は此處では省略する。

以上は、單に屋内への日照を求めての話にすぎない。若し衞生上、家事上或は育兒上等の要求からして、敷地の一部地盤面への日照を求めるならばどういふことになるか。此の場合は勿論全く樣子の變つたものとならなくてはならぬ。實をいへば屋内への受照だけでは甚だ不充分である。家庭生活は寧ろ屋外を主とすべきでもあらうから、庭園における樹木と同樣、地盤面への日照を求めるのが本當であらう。併かし之は後節に述べる事柄とも關聯するから此處では省略する。

三

延燒防止の問題を取扱ふには、先づその前驅として、工作物の防火的構造設備の問題並に消防設備の能力の問題を片付けなくてはならぬ。耐火構造への改善は第一義的な方法であるが、住宅地に在つては近く實現される見込がない。消防方面は近來非常な進歩を遂げたけれど、水利と消防隊員の活動を前提としてのことであるから、非常時對策としては到底安心がならぬ。それで住宅地の自衞策としては、準耐火的な構造を取り入れること、必要箇所に多くの防火壁を設置すること或は防火力のある樹木を植栽することなどの方法が泛ぶのであるが、實行上、何れも相當の困難が豫想される。依つて前項に述べた事柄に關聯して、住宅分散による防護を計ることは比較的實行の可能性があると思ふのである。

市街地における延燒の模樣は幾多の實例によつて示されてゐる。輻射熱によるもの、火焰の直接傳導によるもの、或は火の子、飛火によるものなど色々あらうけれど、實驗的に研究されたものは極めて乏しい。實物實驗としては、昨年及本年秋、東京帝國大學において試みられたものが只二つの例であらう。建物の規模、形態、火災溫度、風向、風速等と延燒範圍との關係については、未だ充分示されるに至つてゐない。それで此處に適確な標準を擧げるのは困難だけれど、敢くも普通考へられてゐる「高い方の建物の軒高以上」隔離することは必要と思はれる。充分であるか否かは疑問だが、此の點は將來の研究に俟たなくてはならぬ。平均風速の特に大きい地方は、更に廣く隔離することが必要であらうし、樹木を植栽した場合或は準耐火構造を用ひた場合の如き多少の割

引きは許されるであらう。(註)

(註) 火災實驗報告摘要

一、時―昭和八年八月　所―東京帝國大學構内

二、試驗家屋　木造平家建、瓦葺、一部亞鉛引鐵板葺、建坪二九・九平方メートル、軒高二・七メートル

三、火災狀況　一、最高濕度　一、一三〇度、但し一、〇〇〇度以上の繼續時間は一分弱に過ぎず

二、最大風速　三・六メートル、火勢の盛なるに連れ風速增加せり

三、延燒範圍　風上に於て一メートル

其他の方向に付二・五メートル、火焰面積の大なるほど之に對向する方向に於て延燒範圍大なり、但し玆に謂ふ延燒範圍は孤立せる木札の延燒範圍なり

形態統制の形式としては、相隣敷地間の問題を處理しなくてはならぬから、建物と隣地境界線との距離について規定するところがなくてはならぬ。則ち上記の標準によれば「その部分における軒高さ」の二分の一以上隔離するのである。此の標準は火元たる建物が、著く大でないことが前提であるから、大規模の木造建物に在つては防火區劃に關し別に適當な制度が定められることを要する。尙道路側の問題としては、今日の街衢はこの點から考へて既に望ましくない狀態と謂へやう。

四

住宅地における景觀を整へ、生活の安易を計ることは都市生活上忽にならぬ。此處では主として視覺の方面から、生活の落ちつきを助け得べき手段を考へたい。我々は先づ、天空の明るさを眺めることによつて爽快を覺える。同時に市街地における風景は、この天空の緣取りあることによつて、壓迫のない安易なものとして受取られる。このことは、一面においては對象物の輝度が大となること、則ち家並の明るさが增すことにも依るであらう。が、又他面においては、一幅の繪畫を、生理的な視野の範圍内において鑑賞し得られるに依るであらうと思はれる。我々が道路から、廣場から眺むる配景は總て斯くの如く安らかなものであることを望むし、出來得れば屋内からも安易な展望を得ることを望んでゐる。無理に仰ぎ見なければ、スカイラインがつかめぬやうであつてはならぬ。(註)

(註) 生理的な視野の限界は色の種類によつて異なるが、大體のところ、仰角において三十度、俯角において四十度とみれば間違ないであらう。建物や、樹林や、丘陵やを對象とするとき、その高さの三倍以上の距離では、漫然たる環境として映るにすぎない。則ち全體の印象は繪畫的のものである。二倍位の距離に達するとき、初めて天空に緣取られた對象物として眺められる。建物などを鑑賞するには手頃な距離であり、しかも全體の映像は安らかに視野の中に在る。それ以上近づくときは、細部を眺めるには都合がよいが、全體としては視野の範圍とハヅれるから、次第に壓迫的なものとなる。

住宅地における道路は、元より交通の需要に應ぜねばならぬが、遊歩、遊戲といふが如き慰樂上の使命は又重しと看なくてはならぬ。それで勘くも遊歩者にとつて、斜に眺められる街景は視野の範圍内に整調したい。家並における建物の軒高さは、道路幅の十分の八程度迄でありたいのである。今日諸方に出來てゐる長屋街は決して安易なものではない。住宅地に多數の遊歩道があることは望ましい限りだが、若し休憩用ベンチでも設けられる如き種類のものでは、兩側の軒高さは十分の四程度にまで、低めることが望ましい。

宅地内の生活から見た景觀の整調については、視野の範圍が、俯角の方面においてより大なる事を想起する必

要がある。敷地を利用するにおいて、他の條件さへ變りなくば、屋内よりなるべく廣い、濶達な眺めを得られるやう工夫することは望ましい。之は今日の市街生活においては、一つの必要であり、遠景を眺める可能を與へる事は、努められてよい點であらう。一般に環境の構成が室内の生活を壓迫せぬためには、室内の床面から一條の天空が眺められることが標準とされてゐる。天空が廣いほど室内の生活は爽快である。此の理によれば、住宅地としては個々の敷地（自由空地の一部を含めて）が、ピラミツド型に、層を重ねて利用せられるのが、經濟的の歸結であらう。そして之は恰も晝光を對象とした市街計畫の要領に一致するのである。(註)

(註) 沿道建築の軒高さを道路幅の一倍以下の程度にすることが、望ましい次第を述べた。之を屋内よりの景觀構成の點から眺める場合には、此の單純な統制方法では、實は不充分である。建物の階數が多いときは、尠いときに比較して、右の比率をより嚴重にしなくてはならぬ。然らざれば最下階において、同一の景觀を眺め從つて又同一の照度を得られぬのである。之は非常に重要な點と思ふが、住宅地に在つては、三階以上の例は甚だ稀であるから、此處では詳說しない。商業地の問題としては最も切實な批判事項であらう。

右の趣旨によれば、第一項において述べた敷地坪に對する建坪又は床坪の關係を以て律すれば、多くの場合滿足されると思ふ。但し二階建、三階建の住宅が出來る場合には、隣家をのぞき見る缺點の生れてくることは免れぬのである。之は今日の都會生活においては、止むを得ぬと考へる外はないであらう。之がため、平家建區域を設ける等特別の形態制限を設けよとの說もあるが、今日の處稍行き過ぎたるの感を免れぬ。

五

家庭の育兒上、住宅には「土がなければならぬ」といふのが、從來アパアトメントに對する最も深刻な批評であつた。この要求が一轉して、所謂菜園住宅の議論にまで進んだことは異常な變遷である。市民は出來得るなれば、多角的な仕事に從事することが望ましいであらう。社會上經濟上からみて、それが幸福への道であることは疑ふ餘地がないのである。外國で唱へられるが如き、非常時における自給、といつた議論は兎も角として、或る程度迄「土に歸り得る」計畫を進めることは、迂愚なるが如くに似て、實は却つて緊要の時務なりと思はれる。(註)

(註) 市民の保健といふもに、「土に親しませる」ために創められたのが所謂分區農園であるが、何分場所が離れてゐるから週日の半端な餘暇を利用することができず、且つ家庭汚物の始末とは何の連絡もない。それで、住宅に菜園を與へる運動となつたのであらうが、此の方は一層積極的な失業保險の意味も兼ね具へてゐるので、近時の世相に照し、遂に多數の共鳴者を得るに至つたのであらう。農業的熟練と都市的叡智とを協合せねばならぬから、全體の計畫には色々研究すべき問題がある。

菜園住宅の論は、我國に在つては、家庭汚物の處理に關聯して考察する場合、又新たなる意義が生れると思ふ。今日では屎尿や、塵芥は金をかけた上、その大部分は無駄に投げ棄てられてゐる。住宅に菜園を附屬さすことは、無駄排除として誠に適切な工夫であらう。便所を改良して衞生的なものとすること、甚だしい臭氣を無くすることを初めとして、塵芥中の飼料分、肥料分を選り分けること等は、菜園あることによつて、初めて一般への普及が期待できると思はれる。(註)

（註）昭和六年東京市統計によれば、塵芥處理の費用は一人當り一年凡そ八十錢である。そしてその費用の八割が運賃として支拂はれてゐる。屎尿については明かでないが、塵芥に劣らぬ費用を要してゐることは間違ない。尙一人一日當り屎尿排泄量は凡三五〇匁、內肥料成分の割合は約〇・〇一〇、同塵芥搬出量は凡一〇〇匁、內肥料成分の割合は約〇・〇一二であると謂ふ。

何れだけの菜園敷地を適當とするかの問題は六ケ敷い。地方の風土によつても異なるであらうし、家族五人としても、その餘暇勞力は千差萬別である。菜園の必要からみれば、住宅の大小によつて區別あるべきではないだらうが、この餘暇勞力を考へると、住宅の大いさに從つて多少の差をつけることが實際的と思はれる。作物は普通の郊外畑作に準ずるものとし且つ自家肥料を以て賄ふ範圍とすれば、先づ小住宅において五十坪程度とし、次第に增加して百五十坪に至る位が手頃であらうか。尤も、之については資料として確かなものがないから、將來精査研究されねばならぬところである。右の面積は申すまでもなく、畑地として有效なものであることを要する。從つて日照、通風の充分な土地たるを要するので、第一項に示した空地の以外の部分に之を求めなくてはならぬ。之によれば勞働者住宅地としても、最小限八十坪程度の敷地面積を有することが望ましい。（註）

（註）五人家族の場合、自家屎尿を以て賄ひ得る蔬菜園の面積は、土地の豐度を無視して計算すれば、作物の種類によつて五〇坪乃至一〇〇坪の程度となるやうだ。之に塵芥肥料を加へれば、更に二〇坪乃至五〇坪程度を加へたものが處理し得られるであらう。菜園の仕事としては、蔬菜の外、第二段目には果樹、養鷄が考へられるが、斯樣な場合には、又新たなる肥料が用ひられるから更に全體の地積は廣くなり得る。

六

以上、四つの項目に亙つて述べた事柄を綜合すれば大凡次の如くに要約される。

勞働者住宅地（郊外住宅の四割を對象とする）
- 一、建坪は敷地坪の十分の五以內なること
- 二、床坪は敷地坪の十分の七以內なること
- 三、沿道建物の軒高は道路幅の十分の八以內なること

普通住宅地（郊外住宅の約三割を對象とする）
- 一、建坪は敷地坪の十分の四以內なること
- 二、床坪は敷地坪の十分の六以內なること
- 三、沿道建物の軒高は道路幅の十分の六以內なること
- 四、建物と隣地境界線との距離は軒高の三分の一以上なること

建康住宅地（郊外住宅の約二割を對象とする）
- 一、建坪は敷地坪の十分の三以內なること
- 二、床坪は敷地坪の十分の五以內なること
- 三、沿道建物の軒高は道路幅の十分の四以內なること
- 四、建物と隣地境界線との距離は軒高の二分の一以上なること

備考（菜園住宅の主張を織り込む場合は夫々に付一號及二號の割合が違つてくる。）

右に掲げた形態上の希望が、どれだけ現實の問題となるのぞみがあるのか。之については、曾て試みられた住宅調査の實績を一瞥するが便であらう。昭和七年舊東京市の近接五十四ケ町村について調査されたものは數多くの住宅調査中最も大規模のものと思ふが、之に依ればいろ〳〵貴重な結果が示されてゐる。住宅敷地については、殘念ながら調査を缺いてゐる。けれどもその大要は元より推測が難くない。一戸當り建坪平均は十二坪弱となつてゐるから、敷地面積として二十坪前後のものであらう。尤も平家の數は二階家の凡そ二倍に當つてゐるが、これは關西方面の都會には其儘當てはまるまい。兎に角、今日の住宅の平均は右の表に掲げた勞働者住宅の

規格に對しても遙に及ばぬことを知るのである。(註)

(註) 東京市近接五十四ヶ町村調(昭和七年四月現在)(調査總戸數六一〇、九六〇)

用途別戸數 (百分比)	住宅	店舗住宅	工場店舗	其他	計
内譯 自家	七四・一八	一九・六八	一・四七	〇・〇四	四・六三	一〇〇・〇〇
内譯 貸家	一五・三	三・八	一・一	〇・〇	三・八	二四・〇
	五八・九	一五・九	〇・三	〇・〇	〇・八	七六・〇

家賃階級別戸數 (百分比)	一〇圓以下	一五圓以下	二〇圓以下	二五圓以下	三〇圓以下	四〇圓以下	六〇圓以下	六〇圓超	計
	一四・九一	二六・〇一	一八・九九	一二・六三	八・三三	八・七八	五・九六	四・四〇	一〇〇・〇〇

構造種別戸數 (百分比)		木造	其他	計
平家		九九・六	〇・四	一〇〇・〇
内譯 二階家		六七・五		
内譯 三階以上		三二・〇		
		〇・二		

一般に住宅地の地價或は住宅の家賃は、その供給量によつて高くもなり、廉くもなる。區劃整理が行はれて宅地の供給が殖えると、地價の低下を誘ふのは當然である。而して一定の需給の關係内においては、使用上の價値に從つて決定されると見るが至當であらう。則ち市民の家賃能力に順應したものとして地價が定められるのであ

る。今日では形態制限が緩く、二十坪の宅地にも十二坪の住宅、然かも總二階として使用することすら許されてゐる。それがために、地價はそれだけの高値に維持されてゐる。若し嚴重な形態制限が行はれたならば、その使用價値(借家人の出し得る家賃には限界がある)に應じて地價の低下をみるに至るであらうことは確實に豫想されるのである。但し既成の市街地を控へての話であるから、突飛な制限を爲すことは無理であらう。地主を苦しめるか、借家の經營を困難にするか、或は借家人を苦しめるかの結果に陷つて一時的ではあらうが、兎に角圓滿な都市生活の運行を妨げることが無いとはいへぬ。併しながら、郊外地に在つて地價や、其の他の現況を參酌しつゝ、階段的な形態地域の制を用意することは、都市計畫本來の任務であり、將來に對する今日の市民の業務であるとさへ考へられる。

七

市街地建築物法中、形態統制に關する主要なる規定は、同法施行令第四條、第七條、第十一條及第十四條、第十四條の二並に同法施行規則第十九條である。一は用途地域の種類に從つて、建物の高さ及敷地内の空地を定めたものであり、他は同一の用途地域内に在つても、別に自由な高さ空地の制限を爲し得る道を與へたものである。後者は地方長官が決定するのであるが、豫め都市計畫委員會の議に附するを要する建前になつてゐる。此の制度は昭和六年の改正に於て附け加へられたものであるが、適用の實例は大阪府下において只一つ之を看るのみである。

右の制度に從へば、何れの用途地域内に在つても、別に次の如き事項が實施し得られる。

一、建物の高さに付、二十メートル或は三十一メートルの制限を一層嚴重にし或は階數による制限を設けること。

二、道幅關係による建物の高さの制限を嚴重にし、斜線の比率を〇・八或は〇・六等自由に定めること。

三、敷地内に建築し得べき建物の建坪に付、一般制限を一層嚴重にし、十分の五或は十分の四等自由に定めること。

四、敷地内に建築し得べき建物の床坪に關し、新たなる制限を爲すこと（令第十一條及第十四條の二の規定の趣旨によれば斯様な制限を爲すことは適法と思ふ）。

從つて曩に掲げた形態統制の主要目は今日の制度の下に直ちに實施できるのである。只一つ、隣地境界線と建物との隔たりに關する事柄は、法規の根據を求め難い。併かし之は形態統制としてなくてならぬほどの項目とは思はれぬ。床坪に關する制限を實施すれば、或る程度までは自然に遂げ得られる性質のものであらう。惟ふに、紙上の制度のみ徒に完備しつゝ、地上の現實之に伴はぬのは獨り都市計畫のことのみではないだらうが、形態統制こそは今日において直ちに着手すべき切實な時務ではないだらうか。

工場より見たる用途地域と都市計畫諸施設について

警視廳技師　石井桂

一

産業立國を標榜せる我國の都市として、我東京に於ては工場建築の增加は實に目醒ましいものがあり、警視廳工場課の調査に依れば左の通りである。

調査年月	工場數	職工數	調査年月	工場數	職工數
大正十一年十二月	二八、〇一九	二三六、九六四	昭和三年十二月	三七、三七三	二四六、四七四
同　十二年十二月	一八、一五一	一六三、四九四	同　四年十　月	三九、八四八	二六〇、二六三
同　十三年十二月	三一、二四五	二二六、五三三	同　五年十　月	四五、七三六	二四七、三七九
同　十四年十二月	三四、一三一	二二六、〇五六	同　六年十　月	四八、七七〇	二四六、五〇五
昭和元年十二月	三七、一三五	二四六、三七〇	同　七年十　月	四九、三六六	二六一、五七九
同　二年十二月	三七、〇九二	二三八、七四八	同　八年十　月	五二、四九七	二九九、六七〇

最近十箇年の平均增加數

一箇年の增加數　約二、一〇〇　七、三〇〇

右表に示す如く最近十ケ年の平均增加は一年に付工場は約二千、職工は約七千を算す。然して之等工場の設置場所は多くは地價低廉にして且交通便なる部分にして最近交通機關の發達と相俟つて鐵道、河川、運河、道路等により郊外へ郊外へと非常なる勢にて新設せられて居り、多少は都市の中心より遠きに過ぐる感ある場所でも交通便なれば努めて地價安き人家疎なる地を撰ぶ傾向にあり。然るに又都市の中心に近く且工業地域内に於ても尙單に廣漠たる田畑を見るのみで、工業地域として一向利用せられて居らぬ箇所がある。斯る場合には工業に適當な道路、河川、鐵道等交通運輸機關の不備の場合が多い。之を裏書せる調査として、都市計畫東京地方委員會技師吉村辰夫氏の手に依つてなされた警視廳工場課の臺帳に依る東京市工場の分布圖に據れば、工場設置には如何に道路、運河、鐵道等の機關を第一の必要條件として居るかを窺ひ知る事が出來る。

然るに硫酸工場の如きが工場地域内乙種特別地區に敷地を撰定せられると、同工場の作業は同地區内に於ては市街地建築物法關係法令上一應支障なきに拘らず惡臭、有害瓦斯の排出に依り設置場所附近の住民により、大衆運動を起され工業的に容認出來ざる程度の除外施設を要求せられ、其結果不能となり遂に設置拒否の運命に遭つた例もあるといふ風で、折角苦心に成る有能なる地域制あるに拘らず工場の爲めに利用されぬ場合多々あることは洵に遺憾である。玆に乃ち其の依つて來る原因とも思料される事項を研究して見よう。

二

第一に地域に關する事項として研究を必要とする事項は、

イ、地域の分布又は面積が十數年を經たる今日尙不變なるは果して妥當なるや否や。

ロ、現在の地域制即ち住居地域、商業地域、工業地域、未指定地域にて足りるや否や。

ハ、地域に依り規定せらるゝ業務又は規模が日進月歩の科學界に對して果して至當か否や。

の三點を主とすべく、

第二に都市計畫事業特に道路、運河、鐵道、下水道、汚水處分等の施設に關する事項としては、

イ、計畫道路の位置及間隔、大さ等妥當なるや否や。

ロ、工業地域内に都市計畫事業たる諸施設完備せるや否や。

の二點を主とするであらう。

惟ふに用途地域を充分に活用せしむるには、第一に從來の用途地域の一部指定の變更、地域の種類の變更及地域の規定に依り制限を受くる業務の變更等につき充分なる研究を爲す可きである。

地域指定以來十數年、其間工業の進歩は實に驚嘆に値する程にして、十數年前市街地建築物法に規定したる業務にして、同一物を作り乍ら作業は全く別の感あるものも相當ある。例へば晒粉、ガソリン、硫酸等の製造の如く枚擧に遑がない。而して中には非常に害ありと見られし作業も除害方法、設備に依り左程まで無くなつたものもあれば、或は又、地域に依る原動機、馬力數の制限についても、從來の作業に依れば何百馬力の電動機一個にて數十臺の機械を運轉せるものが、動力の經濟と危害豫防の上から、機械一個に付「モーター」一個を直結にする方法と代り、其結果は馬力數の合計に於ては表面增加するも、公害は增加せず、寧ろ一部を更代運轉する時は騒音振動等を減少し、然も作業能率の增進を見るに至りたるものもある。斯る狀勢の下にある今日、從來の地域の儘

にあること、又は地域の規定に依る業務に變更なき時は其施行は實情に副はざるも甚だしく、徒らに國民怨嗟の的となるや明かである。昭和七年市街地建築物法關係法令の改正を見たるも這般の事情に依る次第と思ふが、今後とも之が研究は寸時も等閑に附せらるべきものでない。

次に地域指定變更についても、相當に各方面の研究あり、就中東京工場協會は昭和六年十月地域指定變更に關する希望意見書を作製し、之を内務大臣に提出し、市内十六ケ所の地域指定變更を希望して居るが、工場其他が各箇別に陳情中のもの亦相當多く、都市計畫東京地方委員會は專ら研究中の由に聞いてゐる。就中東京工場協會の希望意見書の概要を記すれば左の通りである。

東京都市計畫區域内市街地建築物法第一條ノ規定ニ依ル地域及同法第四條第二項ノ規定ニ依ル工業地域内特別地區ニ付テハ御實施後既ニ相當ノ年月ヲ經過シタル今日ニ在リテハ各地域、地區ノ現狀及將來發展ノ趨向トニ徵シ工業發展ノ實情ニ副ハザルモノアルガ爲工業ノ健全ナル發達ヲ阻害シ延テハ國家富源ノ涵養ヲ枯渇セムトスルノ虞尠シトセズ仍テ別紙ニ記載スル地域、地區及未指定ノ實情ニ鑑ミラレ夫々上申スル處ノ如ク御採納ヲ賜リ地域、地區ノ御指定御變更及未指定地域ニ對スル地域ノ御指定ニ關シ御詮議相成度茲ニ本會會員タル東京府下工業經營者ノ希望ニ依リ謹ミテ及意見上申候也

地域、地區の指定變更に關する希望區域一覽表

地域、地區の指定變更を希望する區域	現在地域、地區	新希望地域、地區	備考
本所區、深川區の各一部	未指定地域	制限付工業地域	隅田川東岸の未指定地域
京橋區月島、石川島、新佃島	同	同	月島四號地を含まず

芝區新濱町、南濱町、新芝町、日の出町、芝浦一丁目、同二丁目、月見町一丁目の一部、五號埋立地	同	同	
高田町、落合町、戸塚町の各一部	未指定地域	同	
品川町大字利田新地、同歩行新宿の各一部	一部住居地域	同	
日暮里町、三河島町の各一部	未指定地域	工業地域	常盤線以南の未指定地域
芝區、麻布區、澁谷町、目黒町の各一部	同	同	
大崎町大字桐ケ谷の一部	住居地域	制限付工業地域	
大崎町大字下大崎字霞ケ崎下の一部	住居地域	工業地域	
砂町	同	同	
吾嬬町東自六丁目至八丁目	工業地域	特別地域内乙種工業地區	動物質原料取扱工場集團地
三河島町の一部	同	同	同
西巢鴨町、板橋町、瀧野川町、長崎町、高田町の各一部	住居地域	制限付工業地域	
板橋町大字下板橋、上板橋村、練馬町の各一部	一部商業地域	同	
龜戸町、大島町、吾嬬町の各一部	住居地域	工業地域内乙種特別地區	中川の西岸
王子町大字豐島の一部	工業地域	同	

計十六件

但制限付工業地域とは多量の煤煙を排出せざることを條件とする工業地域を謂ふ

以上は純粹の工業家としての意見であるから、中には我田引水の嫌もあるが、然し相當に研究したものもある樣に認められる。例へば砂町、葛飾等の工業地域内乙種特別地區の如く、一向利用されぬものあるに反し、三河島

及吾孀の如く乙特地區に行かねばならぬ皮革工場等が、工業地域内に充滿して居るし、又月島の如く煤煙問題さへ解決せば、工業地域として屈强の場所が未指定であつたりして居る。

地域の種類に付ても現在の如く四種類(住居、商業、工業、未指定)のみに止まらず、工業地域を更に分類し、積極的に工業地域内には住宅、商家等は建築を許さずして工場のみを集め、現在の如く工業地域内乙種特別地區に硫酸工場が設置されんとする時、之を拒否せねばならぬ様な事は無きやう、工場專用の工業地域の制定をも切望せられるし、更に又現在の工業地域の外に輕工業地域とも稱すべきものを設け、實害なき工業は規模の如何に關らず許可するやうにせば、又一層結構なことである。

三

地域制の完全なる施行を望まば道路、河川、運河、下水、汚水處分等に關する都市計畫事業は何れも一日も忽せに出來ぬものゝみである。廣大なる工業地域を取るも道路なく、運河なく、排水道なく、汚水處分所なき場合は一つの工場も誘致は出來得ない。例へば交通不便なる葛飾區の龜青、東淵江の如き箇所は良き實例であらう。又更に道路の計畫あるも其の間隔狹きに過ぎ、工場の敷地を二分又は三分せる如き勇敢なる計畫や、河川に面する荷揚敷に道路を計畫する等の不都合もなきに非ず。前者は砂町小名木川の平行路線に其例を見、後者は尾久方面の荒川沿岸に其の例を見る。然し乍ら何れも當局者の誠意ある計畫に依り改められるやに承知して居る。

立派な交通機關ある場合、工場が設置され、作業を開始して、幾許もなく下水道不備から附近住民の反對陳情に遭ひ、都市屈指の有望なる工業地域に於てすら、工業主が設備や其他に於て非常な經濟上の負擔に苦しまねばならなかつた事もある。其の事例を左に揭げて如何に都市計畫事業が地域制と平行して爲されねばならぬかの實證としたい。

例一 板橋區志村オリエンタル酵母工業會社の廢水は一日流出二五〇石にして窒素、燐酸を含有す。地形は北方斷崖にして數間の下方一面に水田あり、西方に二二米道路あり、下水道未完成の爲廢水は此道路に沿ひて北方水田用の用水内に流出せるため、灌漑用水として使用せる水田は醱酵して稻の植付出來ず、昭和八年春附近住民との間に紛爭起りしも、當局者の誠意ある取計により道路の兩側の下水に流出せしめて問題は解決した。

例二 東京市板橋區志村前野町新興化學工業所、護謨硫化促進劑及次亞硫酸曹達の製造工場の廢水が、周圍の水田用水に流れ込みし爲、物爭を起せるものにして、廢水に關しては左記の通りであるが、一度廢水問題起るや、工場主は廢水を樽詰とし自動車にて工場より十數町を距てたる荒川沿岸迄運搬する事として問題を解決したるも、工場地域としては、誠に遺憾の極にて、之等廢液を放流爲し得る下水道竝に汚水處分所の完成こそ目下の急務であらう。

新興化學工業所廢水處分ノ件

一、工場所在地　東京市板橋區志村前野町一、四三九番地
一、工場名　新興化學工業所
一、工場主　大内齊茂
一、製造種目　護謨硫化促進劑及工業藥品(次亞硫酸曹達)
一、工場周圍ノ狀況　志村前野町盆地ニ所在シ周圍田畑ニ圍マル志村蓮沼、清水町一帶ニ亙ル人家工場ヨリノ廢水ヲ此低地ニ存在スル一條ノ下水ニ集合シ此廢水ハ水田ヨリノ湧水ト合シテ下流一帶ノ水田ニ使用セラル
一、工場廢水
(一) 全工場廢水　前記藥品製造上竝ニ器物洗滌ニ使用セラレタルモノ及冷却水、湯殿、住宅寄宿舍下水ヨリノ廢水ヲ

三箇ノ沈澱池及一箇ノ濾過池ヲ通過シテ下水ニ排出セシム。

成分、芒硝硫安炭酸アンモニヤ等ノ少量ヲ含有スル無色ノ廢水ナリ。

(二) 製造廢物ヲ含有スル汚水　工場ニ於テ「テトラメチールチユーラムダイサルフアイド」製造ノ際ニ生ズル稀薄ナル苛性曹達ヲ含有スル有機性黒褐色ノ液體一日二―三石ヲ生ズ。此液體ハ「パラニトロフエノール」及硫酸曹達及着色物ヲ含有ス。濃厚ナルモノハ農作物ニ有害ナルモノヽ如シ。

目下荒川沿岸ニ貯水池ヲ設ケ少量宛荒川ニ放出ス。

一、希望條件　工場廢水ハ工場增設ニ依リ各種藥品ノ製造ヲ行ハヾ更ニ多量ノ廢水ヲ生ズルヲ以テ、水田ニ對シ如何ナル有害物ヲ生ズル哉計リ難ク、依テ工場擴張ノ不能ニ陷リタルコト竝ニ現狀ニ於テ下水ノ上流、下流ニ於ケル工場又ハ人家ヨリノ廢水ニヨリ、水田ノ害ヲ受ケンカ當工場ニ於テ其迷惑ヲ蒙ル場合モアルベク、蓮沼、涛水、南野町其他附近一帶ノ地ヨリノ下水ハ期セズシテ低地ニ流下スルモノナルガ故ニ速カニ下水道ヲ設置サレンコトヲ希望スルモノナリ。

(以上は工場側の希望である)

例三　江戸川區南船堀町東京硫酸株式會社廿酸工場　昭和八年五月より數回に及び染料工場の廢水に關し、附近西宇喜多町民一千餘名連署反對陳情あり。右は工業地域にして敷地は約四萬坪の島上にあり、南面に荒川放水路、北に新川、西東に宇喜多川あり四面は水に圍まる。

理由は農作物に害ありと云ふ。更に葛西浦漁業組合も之に合流し、白魚其他の魚貝類に惡影響ありとして、反對陳情に及びたり。依而昭和九年五月會社は神奈川縣に之を移す計畫を樹て解決さる。

工場の廢水問題は特に化學工場に於ては、一に適當完全なる下水道と之を直ちに河川に放流し、公水を汚染する事なき樣汚水處分所の設置とにより、完全に紛爭解決す可きものと認められるから、結論としては絶えず地域制の研究を爲し、時勢に最も適したるものと常に爲すは勿論のこと、道路、河川、運河、鐵道、下水道、汚水處分所等の都市計畫事業は必ずと平行して施し、少しも遲るゝ事なきやうせさるべからざるものと思料する。

名古屋都市計畫區域内に於ける工業適地に關する研究

都市計畫愛知地方委員會技師　中村綱

私は、別の機會に、[1]「地域指定に關する研究」に於て都市計畫地域を決定するには適地の研究が重要であることを述べた。然し適地の研究は單に地域の決定の場合のみではない、都市計畫の何れの部門に於ても必要である。適地を考慮しない都市計畫は空想であり却て都市を窮地に陷れる恐れすらある。都市計畫家の中には「地域が都市計畫の根本である」と云ふ人もあるが地域が都市計畫の根本ではなくて適地の研究が根本である。

名古屋都市計畫地域指定理由書の一節には

「地域の設定は現代都市計畫の基本的事項にして土地發展の性質之に依りて定まり百般施設の計畫之に依りて其則る所を知る…」

とあるが、假りに地域が「都市計畫の基本的事項」であり「百般の施設計畫」が之に依るものとしても、現行地域制においては四種類にしか別けておらず複雜なる都市の姿を反映するには不充分である。

本論は、以上の見地に立ちて主として名古屋都市計畫區域内(以後單に區域内と云へば名古屋都市計畫區域内の意味とす)に於ける工業適地の研究である。

第一章　都市計畫の分野

都市計畫家が都市施設を計畫するに當て是非知らねばならぬ事は「其都市施設は何の爲であり如何なる結果を齎らすべきであるか」

1) 都市公論本年三月號四月號。

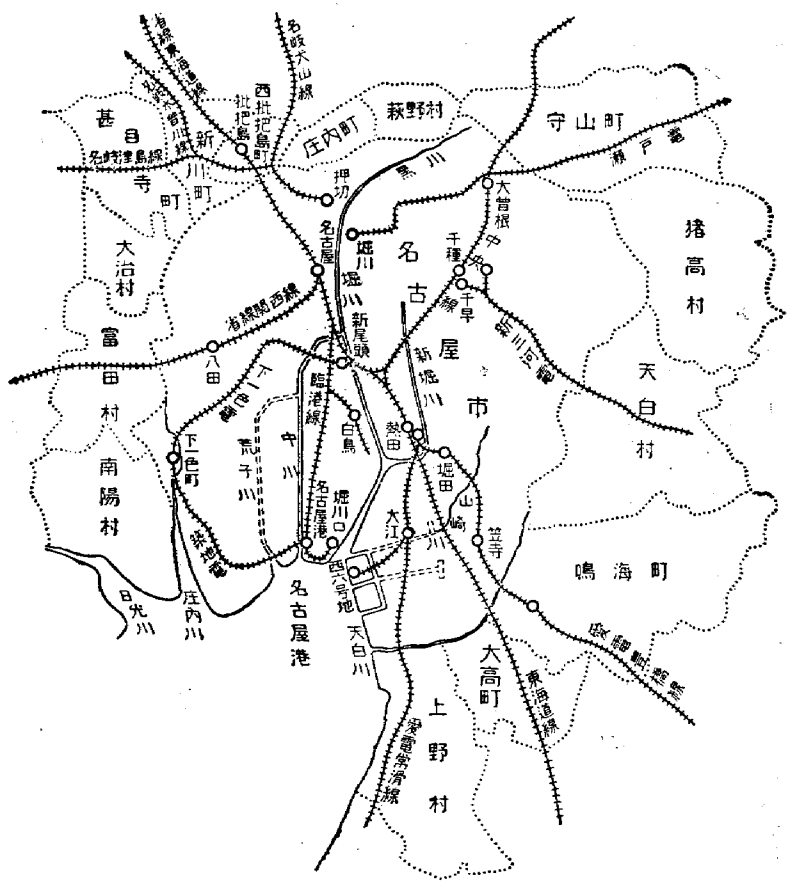

と云ふ事である。併かし其の判斷を過たぬ爲めには都市發展に對する充分なる認識を有たねばならぬ。其の認識の方法は質や量の數學的方法に依るものに非らずして都市を統一的自然の發展道程における一モメントたる具體的現象として認識せねばならぬ。

近代都市の膨脹は大工業の急速なる發達により釀された一つの社會現象なる事は既に經濟學が證明してゐる（註一）。我々は近代社會の本質を知り農村との對比に於て都市を認識し此處にその對策として都市計畫が生れたるを知り得るのである。

註一　工場は適地を追て都市の周圍を取巻く。そして工業の發達と共に都市は膨脹する。そしてその後できる工場は更にその周圍を取巻く。自然發生的な都市は斯くの如き過程を繰返しながら膨脹してゆく。次は名古屋市史中に記載されたものにつき明治時代の工場建設情況である。

	名古屋		熱田	
	工場數	榮町よりの平均距離	工場數	驛前よりの平均距離
明治初年―二十年	一六	一・四粁	四	一・〇五粁
二十一年―三十年	二七	一・六八	一	〇・五
三十一年―四十年	一四	二・一八	二	一・二五

近代都市は星形の形狀をなしてゐるが、都市の行政區域の形狀は略圓形をなしてゐる。故に本當に近代都市としての發展區域としては行政區域外の一部を加除せねばならぬ。然し斯くの如き誘向の統計はないから便宜行政區域に就きて都市の發展の情況を見てみよう。

第一表　人口の推移（愛知縣統計書に據る、萩野村は舊川中村を含む）

	名古屋市	上野村	大高町	鳴海町	天白村	猪高村	守山町	萩野村	庄内町	西枇杷島町	新川町	甚目寺町	大治村	富田村	下一色村	南陽村
大正七年	三八一、〇〇〇	七、八九四	四、〇〇一	八、三四六	五、三三五	四、七六九	七、六九八	二、一一四	一、七七四	五、五五二	五、八七七	七、八八四	四、四九二	七、八七七	七、九〇六	七、三二七
大正十年	六三二、〇〇〇	七、三九九	三、九七七	八、三七〇	五、一八〇	四、八三四	八、一〇九	二、〇五〇	一、九四〇	七、二四二	六、三三四	七、八八一	四、五〇三	八、〇三二	七、七二三	七、一三五
大正十三年	七四四、〇〇〇	八、〇四三	四、三〇五	八、八〇六	五、四五四	四、九九七	八、四四九	二、三〇八	二、一四六	八、四〇九	六、九一三	七、一八二	四、五六八	八、〇九七	八、〇五八	七、〇六六
昭和二年	八八五、〇〇〇	八、一三六	四、五四七	九、三九四	五、七一〇	四、九四一	九、二〇五	二、四九三	五、〇一七	八、〇三一	六、九二一	七、七五六	四、八四〇	八、一五七	七、三三一	七、三八〇
昭和五年	九〇七、〇〇〇	八、八三二	四、八三一	一〇、一六三	六、六八四	四、八二一	一〇、七三二	二、九四四	六、八五八	七、九三五	七、九〇三	七、八九六	四、八一五	八、八一三	七、三八〇	

右の指數

	名古屋市	上野村	大高町	鳴海町	天白村	猪高村	守山町	萩野村	庄内町	西枇杷島町	新川町	甚目寺町	大治村	富田村	下一色村	南場村
大正七年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大正十年	一〇九	九四	九九	一〇〇	九七	一〇三	一〇五	一〇七	一〇四	一〇五	一〇六	一〇一	一〇一	一〇三	九〇	九九
大正十三年	一三六	一〇三	一〇一	一〇五	一〇三	一〇五	一一〇	一〇九	一〇五	一一三	一一九	一〇一	一〇三	一〇三	九三	九八
昭和二年	一三三	一〇四	一〇四	一一〇	一〇七	一〇四	一一〇	一一八	一〇八	一一四	一二五	九八	一〇八	一一〇	一〇八	一〇一
昭和五年	一五六	一〇六	一一三	一一三	一一五	九八	一一五	一一四	一〇七	一一三	一一八	一〇〇	一〇三	一一〇	一一三	一〇三

右の表の内庄内町と萩野村とは庄内川に圍はれた土地で地形上名古屋の一部と見られ又名古屋としての染色工業地であり、西枇杷島町、守山町等は鐵道沿線で開けた土地であるから之等の町の一部は名古屋市のつゞきと見られる。その他天白村、大高町、鳴海町、富田村、下之一色町等の一部も市のつゞきと見られる。

第二表　愛知縣及び名古屋市に於ける工場數の推移（愛知縣統計書に據る）

（　）は統計方針の異るため比較にならず

		紡織	機械	化學	雜	食料	瓦斯電氣	合計
大正七年	縣下	一、三三五	一八二	三三五	二五七	三三五	五	二、一二八
	市内	一九三	一五一	六二	一九七	三三	一	七三八
大正十年	縣下	（二、〇八）	（七四）	（六九三）	（一、一四七）	（一、八二）	（一一）	（七、四八四）
	市内	（五五三）	（五五三）	（一五一）	（四九三）	（五六〇）	（四）	（二、一九八）

第三表　名古屋市附近に於ける農耕地の減少と宅地の增加の傾向

（愛知縣統計書に據る、單位は町）

		上野村	大高町	鳴海町	天白村	猪高村	守山町	萩野村	庄内町	西枇杷島町	新川町	甚目寺町	大治村	富田村	下一色町	南場村
大正十三年	縣下	二、五五五	四六五	一、三五五	一八二	六一四	一三三	七九九	三四五	三四五	一一七	六六八	一一〇	四、九四一		
	市内	五〇三	三四八	一五一	一三	一三				四九〇			一五四	一、六三三		
昭和二年	縣下	二、八一二	金屬 二一九	窯業 六七八	製材 八六	印刷 三四五	其の他 一一七	五六八	五二九	七	一、八二四					
	市内	五〇六	一六九	三〇三	一三〇	五九	二三五	九三	一七一	四	五、六九九					
昭和五年	縣下	二、九四〇	三九七	六七八	八六	三五五	一三五	四三〇	五五七	九	五、一五〇					
	市内	四三六	一三五	六三	二三九	八〇	二〇三	一七三	一	一、七一六						

第四表　名古屋市及び市を取圍く都の農産額（A）と工産額（I）との比（A／I）の推移

		名古屋市	上野村	大高町	鳴海町	天白村	猪高村	守山町	萩野村	庄内町	西枇杷島町	新川町	甚目寺町	大治村	富田村	下一色町	南場村
大正十三年	宅	二、三五七															
	農	八、〇七七															
昭和二年	宅	二、七八	六四	三三	六〇	五三	四七	七八	一九	二	四六	四五	九五	四九	八六	一九	五八
	農	七、七二	一、〇四五	四二〇	九一〇	七三二	七二三	九二	二七九	一九六	二一〇	五〇五	八四〇	五〇六	九四八	七九	九〇八
昭和五年	宅	二、九三五	六六	三三	六四	五六	四八	七九	一九	二	二五	四八	八一	四九	八六	一九	六五
	農	七、五三〇	一、〇六七	四四七	九二	七五六	七四八	一、〇九七	二七八	一九三	二一〇	八六八	五〇五	九四四	八〇	九七四	

	名古屋市	愛知郡	東春日井郡	西春日井郡	海部郡	知多郡
大正十年	○・三〇〇	二・七〇	○・七三	○・八〇	○・五七	○・一二〇
大正十三年	○・〇二〇五	七・九〇	一・〇四	○・四九	○・六八	○・一五〇
昭和二年	○・〇一二五	六・一〇	○・六八	○・五〇	○・六〇	○・一五四
昭和五年	○・〇一〇八	七・〇〇	一・八二	○・三六	○・三三	○・一七〇
右の指數						
大正十年	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
大正十三年	六八	二九五	一四三	六一	一二〇	一二五
昭和二年	四二	二一五	九三	六三	一〇六	一二八
昭和五年	三六	二六〇	二五〇	四五	五八	一四二

以上表は共に人口の増加、工場の増加、宅地の増加、工産額の増加は何れも同一傾向を有することを示してゐる。

近代都市の特質は工業の都市集中にあるが、工業は利潤を追て都市へ集中してきたのであつて決して人間の生活狀態をよくしようとして來たのではないからこの事自體既に矛盾の萌芽を含むである。無論初期にあつては富豐な生活資料を比較的安價に容易に各居住者に供給する事によりて其生活狀態を良くする事に若干の貢獻をしたであらう。然るに近代社會が發展するにつれて工業は次第に人の生活を脅かす樣になり、都市の膨脹によつて今迄の都市の郊外は市內となりそこには工場と住宅とが混在し、工場は煤煙、噪音、危險、惡臭、塵埃等あらゆる方面から住宅に迫り來るに依て兩者の間の矛盾は益擴大した。矛盾が發展すれば矛盾は統一の否定への新たな統一の發生運動を起す。

次に最近に於ける移轉工場の調べを見ると、次の通りである。

第五表　工場移轉調

	舊	新	方向	年次	備考
豐田織機	一・八	六・五	西	昭和五年	(交通)
御幸毛織	三・七	六・二	北	昭和九年	(地價)
名古屋蚊張	三・三	五・二	北	昭和八年	(水價)
白洋舍	一・〇	四・五	北	昭和八年	(水價)
渡邊毛織	二・四	四・九	北	昭和三年	(水價)
野々垣織物	二・五	四・八	北	昭和八年	(水價)
丸織	二・〇	三・八	東	昭和二年	(地價)
松村陶器	〇・三	二・五—一四・〇	東北	明治年間—昭和九年	(土地)
田代陶器	二・七	三〇・〇	東北	昭和三年	(土地)
繪付工場數軒	二・〇	約四・五	東北	昭和八年	(土地)
專賣局	〇・五	二・八	南	大正一〇年	(運河)
愛知時計	二・〇	二・八	南	大正一〇年	(運河)
吉田製鋲	一・〇	四・〇	西南	昭和八年	(運河)
日清製粉	二・三	九・五	南	昭和九年	(港河)
鐵工組合	約三・〇	六・〇	西南	昭和九年	(運河)

築町交叉點よりの距離(粁)

數字を平均してみると工場の建設された頃には市の中心より約一・八粁位の處が工場として好適地であつたが移轉の頃には抵抗のない好適地としては約七・五粁を中心を離れなければ好適地はないと云ふ事になるのである。都市計畫家の考ふべきは此處である。土地

をよく觀察し、住宅を採るべきならば住宅地としての施設をし、工業を採るべきならば工業施設を計畫すべきである。そして全體としての統一を計畫し局部的の矛盾、統一の否定、運動の如き無駄を省かなければならぬのである。

故に都市計畫は住宅と工場との對立を緩和し、居住者が安便に生活できる樣工業が健全に發達する樣にし、更に兩者の間に介在する商業の利便をも計らねばならぬ。地域制、道路、鐵道、上下水道、風致地區、公園、運動場計畫等は住宅の安便を計るものであり、地域制、道路、鐵道、軌道、運河、工業用水計畫等は工業能率增進を計るものである。而してかゝる施設はその適地に計畫しなければならぬ。卽ち工業適地には工業能率增進施設を、住居適地には住居の安便保證施設を計畫すべきである。

第二章　工業適地概論

近代社會の特產物たる近代大工業と封建社會よりの殘存物たる家內工業や手工業とでは大いにその機能を異にする。本章に於ては主として大工業に關して述べる事とする。

工業を企業するには先づ貨幣資本を要す。一つの企業に貨幣資本家が出資しようとする場合はその企業が儲かる場合である。卽ち或る處に企業した工業が比較的高い利潤率を生むといふ客觀的條件の具備する場合——その土地が工業適地である場合——に限る。（然し客觀的條件のみにては定まらない。主觀的條件卽ち貨幣資本家が出資をしなければならない。けれども主觀的條件は結局客觀的條件に支配されるものである）。

企業家はこの貨幣を以て原料・土地・建物・機械・勞働力等を獲得せねばならぬ。之等のもの〻中にはその廻轉速度の遲速を異にするものもある。速いものは流動資本（原料・材料・動力・勞働力等を得るに要するもの）遲いものは固定資本（土地・建物・機械等を得るに要するもの）である。

原料・生產手段（土地・建物・機械等を含む）は自然より直接に或は商人・他の生產業者・交通業者・地主等の手を經て與へられる。勞働力は、勞働者より與へられる。

之等のものが獲られると同時に貨幣資本は地代・建築費・原料費・機械代・勞賃・事務費等の形で失はれる。工業利潤率が大きいためには之等に要する費用をなるべく小さくしなければならぬ。土地に依て相違を生ずるのは之等の費用の內地代・運賃・交通費・設備費・職工募集費・稅金等である。

次に之等費用につき區域內の場合を檢討することゝする。

一　運賃・交通費

（原料・材料の搬入・製品の搬出・職員職工の交通等に要する費用）之は交通機關の便否が支配的であるから、次に各種交通運輸機關について一瞥しよう。

1、陸運機關

第六表　鐵道、軌道表

經營線	線名	用途	開通年月	區域內驛名
鐵道省	東海道線	貨・客	新橋——神戸（明治二十二年七月）	枇杷島・名古屋・熱田・笠寺（豫定）
同	中央線	同	名古屋——多治見（明治三十三年七月）	千種・大曾根・公園（豫定）
同	關西線	同	名古屋——桑名（明治二十八年十二月）	八田
同	臨港線	貨	名古屋——築港（明治四十四年五月）	名古屋港・堀川口
一部愛知縣民間	名岐電	貨・客	押切——枇杷島橋（明治四十五年三月）	押切・西枇杷島（貨物取扱驛のみ以下同じ）
同	瀨戸電	同	矢田——瀨戸（明治三十八年四月） （堀川——瀨戸（大正十年四月）	堀川・大曾根
同	愛電	同	傳馬町——大野（明治四十年三月） （神宮前——東岡崎（大正十二年八月）	神宮前・堀田・笠寺・大江・西六號地
同	新三河鐵	客	千早——八事（明治四十五年四月） （大久手——今池（大正元年九月）	
同	下一色電	同	下ノ一色——新尾頭（大正二年十二月）	
同	築地電	同	（築地——稻永（大正六年六月） （築地——下ノ一色（大正十五年五月）	

外に乘客用のみとして市電及びバスの諸系統がある。

省線各驛の利用狀態を昭和九年一月中の統計により調査してみるに次の通りである。

第七表　各驛取扱貨物數量並乘客人數

（名古屋市貨物集散統計月報に據る）

	貨物		乘客	
	發送	到着	乘車	降車
名古屋驛	二九、五九七噸	六三、〇三八噸	三二九、三四三人	三二五、七四二人
熱田驛	一〇、八五五	一三、二四二	八〇、六四七	八二、一七二
枇杷島驛	一、六二七	二、四九二	七、五五四	七、五八三
名古屋港驛	七三、七七七	八、七三五	—	—
白鳥驛	八、八四一	一〇、〇四一	—	—
堀川口驛	三、七六六	七、三四〇	—	—
千種驛	三、四八七	七、一八五	三四、五四〇	三三、五九二
大曾根驛	二、〇八一	三、四八八	三〇、九一三	三一、五三四
八田驛	八五八	三、二一〇	一一、一九一	一二、一四〇

次に當課に於て工場調査票に依り調査した（左表添付）工場調査の結果を掲げると左の通りである。

第八表　原料搬入、製品搬出關係調

	原料搬入			製品搬出			
	工場數	平均距離		工場數	平均距離		有効半徑
名古屋驛	五四	二、九八〇米		五五	二、七〇〇米		三・〇粁
熱田驛	一二	一、六六〇		三三	一、六五〇		一・五
千種驛	一二	一、二〇〇		一〇	八七〇		一・〇
大曾根驛	一二	九八五		一二	一、二〇〇		一・〇

註　a、平均距離とは驛の中心と工場の中心との直線距離の平均である。

b、有効半徑とは平均距離より判定したものでこの位の範圍内にあればその驛を利用する上に好都合であると云ふ距離である。

半徑、名古屋驛三粁、熱田驛一・五粁其他一粁とする圓を描けばこの内は一先づ鐵道軌道より見たる工業適地となる。

2、工場と交通機關停車場との間の運搬

この運搬機關としては荷車、馬車、リヤカー、オートバイ、トラック等があるが、運輸能力、運賃、所要時間等の點からして今は馬車が最も利用せられてゐる。將來はトラクターに依て代られる樣である。（但し小工場ではリヤカーオートバイが有利である）

第九表　各運搬機關の比較

	荷車	馬車	三輪車	リヤカー	オートバイ	トラクター
積載量（噸）	〇・五—〇・七	一・五—一・九	〇・一—〇・二	〇・一—〇・二	〇・二—〇・六	一・五—二・二
普通速度（粁/時）	四	四	八	六—八	六—八	三
維持費（円/月）	三	一三・五	五	五	三〇	四五
購入價格（圓）	七〇	二八〇—三八〇	七五	二〇—三〇	一〇〇—一五〇	二、三〇〇—二、三〇〇

第十表　原料搬入の運搬機關調（調査票に依るもの）

	木材工業	陶器工業	重工業	輕工業	化學工業	食料品工業	合計
荷車	一	一	四	五	一	一	九
馬車	三	九	一〇	三	一五	九	七七
リヤカー	一	二	一	一	一	一	三
オートバイ	一	一	一	一	一	一	一
トラクター	一	七	五	一七	七	三	三九
舟	二六	二	三	二	四	二	三九
引込線	一	二	一	一	一	一	四

註　a、一つの工場に二種以上の運搬機關あるときは兩方共一と計算した。

b、大小工場を混合したから大した參考にもならぬが全體としては馬車利用が最も多く、トラクターと舟とがこれにつぐ事は判る。

トラクターを利用するとなると狹い道路では駄目である。幅員十一米以上位ならば便利であり四米以下位では問題にならない。故に十一米以上の道路に近接する土地は工業適地である。

非常に大規模な工場にあつては、引込線は有利とされてゐる。而してこの經濟的距離は次の表より〇・五粁以內とする。

第十一表　引込線を有する工場

工場名	驛名	驛と工場との距離	工場名	驛名	驛と工場との距離
兵器廠千種工場	千種驛	一・五粁（官營）	大日本麥酒	千種驛	〇・五
三菱電機	大曾根驛	接續	白鳥製材	白鳥驛	〇・三
日清製粉	名古屋驛	〇・五	小野田セメント	大江驛	〇・二
富士瓦斯紡績	枇杷島驛	〇・五	日本毛織	八田驛	〇・三
兵器廠熱田工場	熱田驛	接續（官營）	豐國セメント	西六號地驛	〇・五
日本車輛	同	同	日本製粉	堀川口驛	〇・三

引込線は固定資本を多額に要するが多量の運搬をする場合は運賃の節約となり有利である。例へば一噸の石炭を名古屋港より日本毛織工場內迄運搬するに八時間の時間と六十五錢の運賃を要す。同樣一噸の石炭を名古屋港より豐田紡織本社迄運搬するに、運河ならば一時間と八十三錢を要し、トラクターならば四十分と七十三錢を要する。後者は決して前者より遠くはない。前者は引込線を有するもの、後者は有しないものである。時間は多くかゝつても、運搬能力に大なる相違ある故大量運搬には前者の方が好都合なのである。故に引込線を設備し得る位置にある事は大工場に採ては好適地である。

3、水運機關

名古屋港は昔時は熱田港といひ、熱田灣に臨む小漁港であつたのを、縣にて改修し築港とし、現在は世界的の港となり工業上の貢獻も著しい。

第十二表　名港築港の推移（昭和六年名古屋港案內）

工事	名稱	工期	標準
第一期工事	熱田灣築港工事	明治二九―四三	三千噸級船舶の入港
第二期工事	名古屋港擴張工事	明治四三―大正八	六千噸級船舶の入港
第三期工事	名古屋港第三期工事	大正九―一五	一萬噸級船舶の入港
第四期工事	名古屋港第四期工事	昭和二――	一萬噸級の隨時入港

名古屋港へ到着した貨物の內危險物は九號地の危險物置場へ、木材は貯木場へ、石炭は貯炭場へ、その他の貨物の內一號地、二號地、五號地、六號地、七號地、八號地物揚場より陸揚げせられたものは倉庫、上屋へ入れられ又名古屋港驛、堀川口驛、西六號地驛より發送せられる。その他の貨物は堀川、新堀川、中川等の運河を遡る。

第十三表　築港各驛發送貨物　（昭和六年名古屋港案內）

	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年
名古屋港驛	九五三、二二九	一、〇四〇、三二二	一、一二八、三九九	一、一六八、三四七	九八五、五七一
堀川口驛	—	—	二二、三七五	五〇、八六三	六九、〇二〇
西六號地驛	一五九、三二二	一六二、〇四二	一八三、四一六	一八五、八〇二	一三一、八二三

第十四表　三大運河概況並利用狀況

	延長	巾員	水深	經營者	出入船舶	出入貨物	開通
堀川	三、九六〇間	五〇—一二間	二—五尺	愛知縣	一、三九三、三九四噸	一、四三七、〇八七噸	慶長年間
新堀川	三、一五〇	一五—一三	三	名古屋市	五九一、五三六	六五五、〇三〇	大正二年
中川	三、五一五	五〇—二〇	一〇	同	—	—	昭和五年

出入船舶噸數並出入貨物噸數は昭和五年統計に據る。

當課に於て工場調査票に依り調査したる結果は次の通りである。

第十五表　原料搬入、製品搬出關係調

	原料到着場所	製品發送場所
名古屋港	七三	三九
名古屋驛	一一九	一一〇
市內商店	一二二	一五一

即ち工場が直接に原料を購入するものに對しては、名古屋港は可成大きな役割を果してゐるが、工場から製品を出す場所は比較的少い。商店から原料を仰ぎ商店に製品のはけ口を見出してゐるもの——之は小工場の場合多い——は可成多い事が判る。

庄內川、天白川は工業上の舟運の便はない。庄內川は改修して運河となすといふ評もあるが確でない。

都市計畫運河として中川運河の更に西に計畫せられて居る荒木川があるが、中川運河の附近の土地の賣行の餘り面白からざる今日、當分實現の望みはない。

4、原料產地又は製品販路に近い事

之は主として商店より原料の配給をうけ、又商店へ製品のはけ口を見出してゐる小工場の場合である。（之に關しては章を改めてのべる事とする）。

大工場としても關係ある場合がある。整理工場の如きはすべて料金をとつて、工場直接にか或は商業者の手を經て整理の依賴をうけてゐる。故に之等の工場には原料としては染料、糊などの外に布と云ふ最も大事な對象がある。技術、料金等を同一とすれば近い處にある工場に依賴する故に市內に近いことが有利である事になる。又陶器工場は瀨戶岐阜の方面から原料が來る關係上この方面に近い處が有利である。

二　地價又は地代

地價は地代より計算できるから地代につきていへば、一般的には農業地代はその土地の農業適度に應じ、商業地代はその土地の商業

適度に應じ、工業地代はその工業適度に應じ、住宅地代はその土地の住居適度に應じてゐる。或る土地の地代は之等の內最も高いものに依りて決定される。市中ならば商業地代に依り、郊外地ならば住宅地代に依り、田舍ならば農業地代により定まると云ふ風に——。所が地代は事情の變化に伴ひ絶えず變動する。昨日農業地代としての地代だつたものが、今日は住宅地代となる等と云ふ事は普通である。故に工業適地の地代は常に工業地代として定まるとは限らない。一つの大工場ができれば附近に必ず住宅地を生じ、住宅地ができれば必ずその中心地に商業地を生ずる。之に伴ひて地代も變化する。

工業地代はその土地の工業適度——即ち工業利潤率の大きさに依て定まるべきである。然し工業を企業して損益の計算をしてみて、地價が高かつたゝめに損した金高と、その土地が工業適地であるため獲得した金高とは必ずしも等しくはない。同樣に地價が安かつたゝめに得した金高とその土地が工業適地でなかつたゝめに損した金高とも必ずしも等しくない。

地價又は地代としては、いくら高くともその土地が工業適地であるために、受ける利益の方が更に大きかつた場合は高いとも云へない。又いくら安くともその土地が工業適地でないために、受ける損失の方が更に大きかつた場合は安いとも言へない。

要するに工業適地條件としての地代は工業適度に應じて云はるべきもので、單に坪何圓といふ風に云つても直ちに高い安いは言へない。(個々の場合、工業適度の割合に地代の高いものと安いものがあるとは言へ、平均的には適度を反映してゐるものである。)

區域內工業適地の內二三のものゝ地價について吟味してみるに次の通りである。

第十六表　地價の吟味

場所	地價	吟味
堀川沿岸	二〇—四〇円	水運の便よく(特に木材工業に)、市中心に近く排水も便現在工場も多く割合に地價は安し。
新堀川沿岸	二五—四〇	水運の便よく、市中心に近く、排水も便、現在重工場多く存在し、割合に地價は安い。
築港埋立地	一二—二五	築港に近く、築港商業中心地に近い、しかし地盤は軟い。割合に地價は安い。
中川沿岸	二〇—五〇	水運便よく、しかし地盤低く、軟く、陸上交通不便、水質惡し。割合に地價は高い。
黑川沿岸	二五—三五円	水質良好、排水に便、地盤硬、水運の便稍々あり。割合に地價安し。
北部地方	七—一〇	水質良好、地盤硬、交通稍々不便、地價非常に安し。
大曾根驛附近	五—一〇	陸運便、地盤硬、地價稍々安し。
名古屋驛西	二五—八〇	水陸運の便、割合に地價高し。

中川運河附近は現在のまゝでは陸上運輸に比較的不便、地揚、基礎、杭打等を必要とし、水質もよくなく、職工住宅もないといふ狀態で然も地價比較的高い故外に良い土地がある限り一般工業には見込がない。重工業、化學工業等にとつては他の運河、海岸線等が一杯で今更割込むよりはと云ふのでこの方面に來る見込がある。

今迄に工業適度と云ふ言葉を屢々使用したが之は運賃、交通費、地代、勞賃、稅金等を小額にし得る程度を云ふのである。利潤を不變とすれば之は利潤率と一致する。然し適度は工業の種類、規模、附近の狀況、經濟界の情況等に依て變化するのは勿論、企業家の主觀的條件にさへ支配されるものであるから之を正確に數字を以て表はすことは非常に困難である。

三　設備費(土地を獲得してから之に總ての生産手段を備へるための費用)

1　土地に對して要するもの

地盤が軟弱な場合は建築物又は機械の基礎地業に餘計費用をかけねばならぬ。或は杭打地業をしなければならぬ。地盤に高低、起伏があれば地馴をし、平地としなければならぬ。低濕な土地は地揚げをせねばならぬ。敷地內に建築を妨害する樣な樹木、工作物、岩石等があれば取除かねばならぬ。

土地によつては斯る費用の不要なるものもあれば、巨額の費用を要するものもある譯である。故に地盤堅く乾燥してをり、凸凹なく邪魔物もなく平地で、廣いことが好適條件である。

2　用水・排水に對して要するもの

工業上必要なる用水は飲料水・ボイラー用水、作業上必要なる用水の三種である。飲料水としては水道の引ける處ならば甲分ない。

然し多量に使用する場合は料金の嵩む關係上井戸を掘る事がある（寄宿舍に多勢の職工が生活し、飲料水を炊事、洗濯等に多量使用する紡績工場にその例を見る）。井戸水が飲料水としての適、否は遊離酸型、アムモニヤ、有機物（過マンガン酸加里消費量として檢出す）周形物總量等に依て判定される。

ボイラー用水としては罐の內壁を腐蝕させない樣なものでなくてはならぬし又罐石を生じない樣なものでなくてはならぬ。前者のためには、遊離酸、鹽化カルシウム、鹽化マグネシウム等があつてはならず、後者のためには石灰、苦土等の少量なる事を要求する。

第十七表　罐石生成分の量　（單位一ガロン（英）中グレーン）

一五以下	良	三〇——四〇	不　良
一五——二〇	稍　良	四〇以上	使用されず
二〇——三〇	稍不良		

作業上必要なる用水に就ては作業の種類に依て異る。麥酒工業の如きは相當の硬度高きを望み染色工業の如きは硬度低き軟水なることを要求する。

エンゲルスは「水は工業にとつて絶對に必要條件である」と言てゐるが、實際水に對する條件が思はしくないために工場の建設を思ひとゞまつた例が幾多もある。各工場は水を得るために多額の費用を支拂つてゐる（第十八表參照）。

然るに此處に大問題がある。卽ち一つの工場で非常に大きな深い井戸を掘り猛烈に汲み上げると附近の井戸の水は涸れてしまふ事である。地下水は共有であらうか？先に井戸を掘つたものには先取權があるか？將來工場が櫛比すればこの問題は必ず起るのである。現に區域內の二三の工場には既に問題がおこつてゐる。

とは言へ無い水は致方ない。將來は工業用水計畫を樹てねばならぬ。（丁度以前は飲料水として各戸に井戸を掘つてゐたのが今日には飲料水計畫として上水道が完成してゐる樣に）斯くすれば地下水の水質、水量の問題も解消し餘り純水すぎて（それ故に高價なる故）工業用水としては不適當とされてゐる上水道を使用しなければならぬと云ふ問題も解消するであらう。

第十八表　井戸に關する調査　（工場調査票より）

	一日使用量	一日湧出量	深　　米	建設費　　円	經常費　　円
S 織　布	一〇〇石	一石	一	六〇〇	一
M 織　布	三〇	三五	六・七	七〇〇	九一八
A 織　物	二、四〇〇	一時間 四〇〇	一	一一、〇〇〇	一、一五〇
N 別　珍	二一〇	一	一八間	七〇〇	一
T 紡（N工場）	六〇〇	一三、〇〇〇	五三〇尺	四、一二五	二〇〇
S 製材所	六〇〇	一	一	一、五〇〇	一〇〇
N 紡　績	三、〇〇〇	七、〇〇〇	五〇〇	四、〇〇〇	六〇〇
K 紡　績	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	六〇〇	一二、五〇〇	一、二〇〇
A 物　産	一二、〇〇〇	二〇、〇〇〇	一三〇〇	一〇、七六〇	一
D 麥　酒	七、五〇〇	一	二〇〇	三一、〇〇〇	八、七六〇
T 紡織（K工場）	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	三七〇	一〇、〇〇〇	五五〇
F 燒　物	一二〇	一五〇	七〇	三〇〇	一〇〇
N 陶　器	三、〇〇〇	一	三〇〇	一、六〇〇	九五〇
N 製　粉	一、〇〇〇	八、〇〇〇	三〇〇	二、一七三	三〇
T 電　極	一、〇〇〇	二、〇〇〇	一八〇	二、二〇〇	一、二〇〇
O 自轉車	七一・五	一	三五	二五〇	四二〇
H 染　物	二〇、〇〇〇	一	一二〇	二〇、九三〇	八〇〇
T 織　布（O工場）	一〇、〇〇〇	一	三八〇	一	一

	一日使用量	一日湧出量	建設費	經常費
H 製絲	二九四石	二二〇尺	二四八円	
T 本社	二〇、〇〇〇	三八〇	七、六〇〇	二、〇〇〇

排水に關しては市の下水道の完成してゐる區域内は宜しいが、さうでない土地ならば排水路に面するか極く近い事が有利である。排水に利用できる惡水路の主なるものは山崎川、新堀川、黑川——堀川、荒子川である。

工場より排出する惡水を用水路へ放流すると、或る場合は農作物を枯らし又その反對に餘りに肥えさせて收獲を減少させる。排水狀態の不良な土地にあつては工場の周圍の低地に惡水が流れ込み水は腐敗し惡臭を發し、黴菌や虫の培養所となつてしまふ。

3 電燈、電力、電熱線、瓦斯、電話等のひける事は有利である。

4 健康地なること。

工場は一般に空氣を汚す。然るに工場で働いてゐる人の衞生から考へても製品の清潔から考へても空氣の清いことがよい。工場地といつても決して不潔であつてよいと云ふものではない。なるべく清潔をよしとする。特に食料品工業の如きは衞生地を要望する。

然し健康地なる事は有利な條件であると同時に不利な條件である。即ち健康地は寧ろ住宅適地である。そんな處は住宅が發達することが多い。住宅が附近に多い事は之に害を與へる工場にとつては大なる抵抗である。特に化學工業は住宅からきらはれる事がひどい。中川運河口に近い工業地域内に日本硫黃工場が許可された。處が縣當局がこの工場は決して附近へ害を及ぼすことがないと言明してゐるに係らず、この風下にある西築地の住民によつて反對せられ目下大問題となつてゐる。

四 職工募集費

なるべく良く働く職工を、なるべく安い賃金で雇入れることが有利であるが、之がためには産業豫備軍の多い都市が有利である。近代都市(但し資本主義的都市)は機械を採用せる大工業に依て特徴づけられてゐるがこの生産の方法は無政府制と言はれてゐるもので實に非常なる膨脹力を有するものである。即ち消費、販路、市場等の要求にかゝはらずどし〳〵生産力のスピードアップを計る。この事——即ち生産力の急激なる增加と云ふ事は大工業の機械の限りなき完成可能性をば强制し自分の機械をます〳〵完成する事をさうしないと沒落は免れないから)各個の工業資本家に對して强制した。然し機械の完成は人間勞働を過剩ならしめる。機械の採用と增加とは少數の機械勞働者による幾百萬の手工勞働者の驅逐を意味するのであるが、機械の改良はます〳〵多數の機械勞働者そのものの驅逐を意味し、そしてその結局は資本の平均的な雇傭數を超過するだけの休職貸勞働者をつくり出す。

斯る一群——失業者群は產業豫備軍と稱せらるゝもので、斯る人等は就職を希望するあまり、割の悪い勞銀にでも承知して働きたがるのである。そしてこの存在は就職勞働者の脅威であり、益〻よく働き餓らるゝことなき樣努力するので、之は當然工業資本家にとつて好都合な譯である。

第十九表 失業者統計 (日本都市年鑑に據る)

	サラリーマン			日傭勞働者			其の他の勞働者			總計		
	調査人口	失業者	失業率%	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率	調査人口	失業者	失業率
大正十四年十月	三五、六七四	六八四	一・九二	二、七五八	二、六〇三	三一・二	一〇九、二四二	一、六七七	一・五四	一二六、七七四	四、九三五	三・七
昭和五年十月	四五、九六四	九五八	一・九	二八、九六三	五、八七五	二〇・三	九二、三二四	一、九八七	二・二	一六七、二四一	八、八二〇	五・三
昭和七年六月	四六、一二八	二、〇六二	四・五	三一、一五八	九、四九五	三〇・五	九二、二四八	二、六三八	二・九	一六九、六二四	一四、一九四	八・四

右の表より見れば失業者は僅か七年間に三%より八%まで增してをり、その中でも日傭勞働者が最も多い。

勞働者の賃金は需要供給の關係を度外視すれば、その再生產に要する費用と一致する。一致しなくとも之に關係がある。即ち日用品値段が高いといふ事は賃金も高くなるといふ事である。名古屋地方は古くより大都市の割合に物價も安く給料も低い處である。

五 稅 金

各市町村の附加稅率に相異がある。

第二十表　本税一圓につき附加税　（單位錢）

	名古屋市	西枇杷島町	庄内町	萩野村
地租附加税	六九・七	六三・〇	七八・四	一二四・五
營業收益税附加税	一一二・二	六六・〇	七三・九二	七三・九
所得税附加税	一五〇	七・〇	七・八	七・八四
家屋税附加税（平均）	五〇七・五	一二二・〇	三一五・〇	四七一・〇
營業税附加税	一〇五・七	九〇・〇	九〇・〇	九〇・〇
雜種税附加税（平均）	一一二・〇	八九・〇	八六・五	八九・〇

右の內地租附加税は税率は右の表の如くであつても地租そのものが賃貸額にてきめられてゐるから、都市は農村に比べて非常に高いものとなる。

我が國に於ける税金の內譯を見ると次の如くである。

第二十一表　重要租税收入額　（單位千圓）（日本經濟圖表に據る）

	所得税	地租	營業收益税	相續税	酒税	砂糖消費税	織物消費税	關税	專賣局益金	合計
大正十一年	二二九	七四	七七	二二	二三	七三	六一	一〇八	一三〇	一、〇二六
昭和元年	二一〇	六九	六二	一八	二一六	八二	三六	一五一	一六七	一、〇五四
昭和五年	二〇四	六八	五九	一七	二二九	八三	三八	一四四	一七七	一、〇七四

六・一般工業適地條件とその輕重

筆者の推量する所に依ればザット次の如くになると思ふ。

陸運便利なること	一八
水運便利なること	二〇—一四
前面道路幅員廣きこと	一〇
地價安きこと	七
海岸線に沿ふこと	一八—六
鐵道沿線なること	四
職工住宅なること	八—四
健康地なること	六—二
市場に近いこと	一五
上下水道電燈電力瓦斯のひけること	一二
税金の安いこと	四
地下水多量且つ水質良好なこと	二四—一二
排水路に沿ふこと	一二—六

以上は一般的な條件であるが工業の種類に依てはその輕重は大いに違ふ。依て次に章を逐ひて名古屋都市計畫區域內に於ける工業の主要分類に從て各論的に考ふる事とする。

第三章　工業適地各論

一　木材工業

名古屋は中世以來尾州材の產地として名高い。尾州材といつても尾張の國は平野ばかりで森林なんか大したものはなかつた。飛驒、木曾の山林が尾州侯の領地だつた關係上名古屋の商人が之を伐出して販賣してゐた處から尾州材の名稱があつたのである。其後民林濫伐によつて漸次荒廢し而も之に反して需要は年と共に增加するので明治二十五年頃（一八九〇年頃）に至て遂に紀州から帆船を以て木材の移入を見る樣になつた。又一方鐵道便を以て

北陸地方、秋田、三陸地方からも漸次木材が移入される様になつて一時は木材の大移入地となつた觀があつた。日露戰爭後名古屋が大いに發達するにつれて需要も頓に增加しこゝに北海道材の移入の必要が起つた。然るに運賃の關係上最も有利とされてゐる船便が名古屋に港灣、貯木場等の設備がないために北海道材を充分に移入することが出來なかつた。明治四十年に築港の竣成と共に貯木場、倉庫等の設備も完備し北海道材の移入は激增した。

明治四十一年（一九〇六）	八、〇〇〇本	四十四年（一九〇九）	二八〇、〇〇〇本
四十二年（一九〇七）	五〇、〇〇〇	四十五年（一九一〇）	三六〇、〇〇〇
四十三年（一九〇八）	一六〇、〇〇〇		

處が北海道材も遂に品切れとなり之に代て樺太材が入つてきた。關東震災後に至り米材がはいつてくる様になつた。即ち名古屋木材市場は

木曾飛驒材——紀州材——北海道材——樺太沿海州材——米材

といふ五段を經て今の處では五種の材木の混合時代である。（以上主として名古屋材木商工同業組合史に據る）

第二十二表　現在木材工業の情勢

	東區	西區	中區	南區	市外
製材、製函	二二	一八	一〇四	九七	一
木工品	二	一	一〇	七	一
木製器具	一	一	六	一	一
その他	七	一	一	一	一

現在名古屋港又は名古屋驛に入いつてくる木材の數量を調べてみると次の通りである。

第二十三表　名古屋市到着木材數量　（昭和七年十二月末現在名古屋木材市場統計に據る）

名古屋港	北海道	二九五、六九五石	樺太	二、一六五、七六〇石	沿海州	二四四、六〇五石
	南洋	五八、七六五	米國	四七八、六一九	朝鮮	四〇、五三八
	伊勢	一八七、九九〇	紀伊	二七、七四一	飛驒	一、四二五
三、六五二、一八三石	美濃	三、二二七	其他	四七、八一八		
名古屋驛		八〇、二四四石	千種驛			一八、五九二石
白鳥驛（一般		五九〇、五六四	大曾根驛			一五、六九二
熱田驛（御料材		四六九、〇九八	名古屋港驛			二五、四〇八
		一八、四七六				

要するに木材工業の原料たる木材は最も多く樺太方面から來る北洋材で、之に次で木曾の御料材米材等で、少し落ちて伊勢材、紀伊材である事が判る。

到着場所別に考ふれば全體の殆んどすべてが名古屋港に到着し、之についで白鳥驛で之は全體の約二割位の數量である。

名古屋港に到着した木材は處理場を經て一先づ貯木場に入れられる。

第二十四表　貯木場調

縣營八號地貯木場		白鳥貯木場	
加藤土地貯木場		堀川上地貯木場	
名港土地貯木場			

之等の內民營の貯木場は又一種の金融機關をも兼ねてゐる。

貯木場から工場までは陸路トラクター或は馬車で來るものもあるが、大多數は運河を利用する。筏を組んで運河を上つて來るのは最も安價で經濟的である。

第二十五表　百五十石桴一枚が遡るに要する費用並時間

	出發地	所要時間	費用	運河
Y（O工場）	名港貯木場	六時間	四・六九円	堀川
S	桴取扱所	五	四・四八 同	
K M	名港	五	三・七五 同	
K S	同	二	四・六九 同	
T	同	一〇	四・四八 同	
I	同	一〇	五・四〇 同	
A	筏貯木場	四	四・二六 新堀川	
M	名港	六	五・〇〇 同	

故に木材を販賣する商店も製材する工場もすべて運河の畔にあるを好適とする。運河として利用せらるゝは堀川と新堀川のみで中川は閘門のある事も一つの障害であるし又市の規則として筏の入るを禁じてゐる。

第二十六表　木材商工同業組合員調

	商店	工場	木材供給者
堀川沿岸に居るもの	二五三	九〇	二六
新堀川沿岸に居るもの	四七	三二	〇
山崎川運河に居るもの	三	六	〇
其他市內に散在するもの	七三	一九	六
合計	三七六	一四七	三二

右の表にても明らかな如く殆んどすべてが原料に近いと云ふ適地を追つてゐる事が判る。市內に散在してゐるものは逆に製品のはけ口を追つてゐるものが多い。

第二十七表　內地向木材製產品數量（昭和七年中名古屋木材市場統計より）

建築材料（柱材、板類等）	五、〇三三、六九一円	家具類	九七、五五五円
土木材料（枕木、橋梁等）	三〇九、二〇〇	函類	二、七五〇、五五二

右の表より見れば內地にて消費するものは建築材料が第一で次が函類である。

輸出品について見るとすべて函類でこの合計一、一六六、九一七圓である。輸出先は印度、海峽植民地、阿弗利加等が主なるものである。

次に燃料の問題であるが、他の工業の原動力は最近に至り電動機に依るものが多くなり蒸氣機關は殆んどなくなつたに對して、木材工業に於ては依然として蒸氣機關は相當の數に上り最近增加する傾向さへ有してゐる。

第二十八表　製材機械動力調

	工場數	電力	火力	瓦斯	石油	計
		馬力	馬力	馬力	馬力	馬力
昭和元年十二月	一五〇	五、五四二	二、一九五	二三五	一	七、九七二
同二年同	一五六	五、八七六	二、三三一	一八五	一	八、三九二
同三年同	一六九	六、〇六一	三、一七一	七五	一	九、三〇七
同四年同	一七九	六、四二九	二、九九一	七五	一	九、四九五
同五年同	一七三	六、三五五	二、四二八	七五	一七	八、八七五
同六年同	一六八	六、二一九	二、三八三	五〇	一五	八、六六七
同七年同	一六一	六、三〇三	二、五四五	五〇	八	八、九〇五

此の理由を考へてみるに運河の岸に居る故比較的容易に石炭が入手できる故、折角ある蒸氣機關を電動機に變更するにも及ばなかつたからである。（電動機が蒸氣機關に代りだしたのは近頃の事であらう。）

最近に至り廢物たる「おがくず」を燃料とする事の有利が認められ却て電動機を元の蒸氣機關に變更したものさへある。（註）

註　おがくずは廢物であつた譯ではない。市内の湯屋、飲食店等の燃料として相當の値で賣れてゐる。北海道又は樺太で製材して引合はぬ理由は製材してからの運賃が餘計にかゝるのが主要なものだが、おがくずが全然廢物となりこの處分に困ると云ふのも一因である。

製材工場の中にも會社經營のもの、個人經營のもの及び賃挽のものがある。之等の工場に使用してゐる鋸の種類の推移を見るに

第二十九表　製材鋸推移

	竪鋸	帶鋸	丸鋸	合計
	臺	臺	臺	臺
昭和元年	一五七	九七	七一二	九六六
同二年	二〇一	一一一	七六五	一、〇七七
同三年	二〇九	一三六	八四九	一、一九四
同四年	一九九	一二五	九七五	一、二九九
同五年	一六四	一四四	八九八	一、二〇六
同六年	一六九	一四五	七八〇	一、〇九四
同七年	一六八	一六二	八五八	一、一八八

右の内帶鋸は薄い力の帶狀の鋸で最も「おがくず」の少い損失の少い機械である。之は主として板類の製作に使用される。右の表にても明らかなる如くこの帶鋸が最も增加率が高い。

木材工業の勞働者は男工が比較的多い。

第三十表　職工數の推移

	男	女	合計		男	女	合計
	人	人	人		人	人	人
昭和元年十二月	二、八〇二	一八	二、八一九	同二年	二、九五〇	五九	三、〇〇九

	男	女	合計		男	女	合計
昭和三年十二月	三、三六一人	一〇一人	三、四六二人	同六年	三、〇七八人	五一人	三、一二九人
同四年	三、七三六	八九	三、八二五	同七年	三、二〇四	六〇	三、二六四
同五年	三、六一一	八一	三、六九二				

第三十一表　大工場數

工場名	場所	敷地面積	建築面積	職工數	馬力數	事業
山岸製材(水主町)	中區水主町	一、八八九坪	七六二坪	五九人	一五五馬力	製材
加茂製材	中區正木町	一、六五六	五一三	三四	三八七・五	同
山岸製材(尾頭)	南區西古渡町	五、七一二	一、六二五	一九七	三二〇	製函
材總	南區西古渡町	四、八三二	四八五	三六	一九八	製材
加周(熱田)	南區熱田白鳥町	三、六四八	三五四	五三	八四〇	同
淺井製材	南區千年町	九、六五〇	三、〇六九	四三八	七三五	同

二　陶器工業

尾張の國の製陶工業は實に古いもので、その起源は崇峻天皇の弘仁六年(八〇九年)で尾張國山田郡(今の瀨戸)の造瓷器、生人部、乙麿等三人が瓷器を傳習し業成るや朝廷より雜種に任ぜられ出身を聽され宮陶司に屬せしめられたと云ふことである。其後幾多の變遷を經たのであるが今日の瀨戸物の元祖としては藤四郎を擧げねばならぬ。彼は後白河天皇の頃(一四〇〇年頃)入宋し陶業を研究し歸朝後瀨戸に會心の土を發見してこゝに製陶業を初めたのである。當時は封建社會でかゝる手工業者は領主に隷屬してその保護の下に生產に從事してゐたものである。場所により瀨戸窯、赤津窯、品野窯と稱す。德川家康の第九子義直が名古屋に封ぜらるゝや陶祖の苗裔が他國に散亂してゐるのは得策でないとて美濃にある陶工を赤津に招致し製陶業に從事せしめた。其後寬永年間には名古屋に工人を招いて城外に地を相して窯を築いて祖母懷の土を以て燒かしめた。之を御深井燒と云ふ。

處が鎖國は生產業に衰微を來たさしめ製陶業も萎靡したが加藤保賢は享和四年十二月(一八〇二年)九州に磁器研究にゆき文化四年六月(一八〇五年)瀨戸に歸つた。之より瀨戸に於て磁器を生產する樣になり斯業は一大躍進をなしたゝ前の藤四郎を陶祖といひこの保賢を磁祖と云ふ)。

以來幾多の變遷を經て今日に及んでゐるが瀨戸に於ては家內工業の形式で生產されてゐる。之等小工場が原料を追つてゐるに反し近代大工業としての陶器工業は比較的原料に近い處で大市場たる名古屋市に於て發達してゐる。

第三十二表　陶器工業の現狀

	東區	西區	中區	南區	市外
陶磁器製造	一四	二	六	二	—
畫付	五五	二	四	—	—
瓦製造	—	—	—	四七	—
その他	一四	一	—	—	—
合計	八三	五	一〇	四九	—

原料に近い東區に最も多いのは當然である。

瓦はその原料が南區に産出する關係上南區に集團してゐる。

第三十三表　原料の種類並産地

	煉瓦	陶器	セメント	タイル	磁器	
木節粘土	○	○	○	○	○	瀨戸市、愛知縣東春日井郡西加茂郡
蠟石	○			○		岡山縣和氣郡
シャモット	○					名古屋市内、守山町
石灰石			○		○	岐阜縣、愛知縣渥美郡
硅石			○	○		岐阜縣(瑞浪)瀨戸、高藏寺、品野
石膏		○	○			愛知縣
蛙目粘土		○	○	○	○	瀨戸、岐阜縣土岐郡
長石		○		○	○	岐阜縣(釜戸)愛知縣東春日井郡(品野)
天草石		○			○	熊本縣天草郡
陶石					○	石川縣
白土		○		○		長崎縣

製陶工業關係の勞働は次の如き一連のものである。卽ち 1 製土(原石洗滌、粗碎、細碎、土締)、2 成形(轆轤(器械陶車、陶車細工、蹴陶車)、整形(本燒、土燒、素燒、鑄込)、3 檢査、4、書付(金書 素燒、轉寫、ゴム判捺印)、5 匣鉢=(鞘造)、6 旋釉、7 燒成——窯詰——窯焚

關連商工業者には陶磁器製造業者、陶磁器燒付業者、陶磁器原料商、陶磁器繪具商、製土業、燃料商、荷造材料商、陶磁器商がある。

第三十四表　主要大工場

	場所	敷地面積	建築面積	職工數	馬力數	事業種類
松村陶器	東區千種町	二、二五〇坪	一、五一二坪	一二〇人	六三馬力	硬質陶器
名古屋製陶	同	八、〇九三	四、二三一	六五〇	二〇四・五	陶磁器
三ツ引陶器	東區矢田町	三、一二五	一、四四九	一四七	九〇	硬質陶器
佐治タイル	東區山田町	一、一一八	三、四二一	二〇七	二〇四・五	タイル
不二見燒	中區廣路町	三、五三一	一、八七六	一五〇	七二	タイル
日本陶器	西區則武町	四六、四〇〇	一七、五一七	一、三五七	一、一三二	陶磁器
小野田セメント	南區熱田東町	一四、六二〇	三、二七七	一七八	一、八七四	セメント
豐國セメント	南區大江町	一二、六三八	三、八四〇	一九〇	二〇一〇	セメント

三　重　工　業

封建社會に在りては工業はすべて手工業の形式をとり領主に隷屬してゐた。領主は斯る工人等をして仲間組合を組織せしめ生産販賣に秩序をたてゝ制限を加へた。器具工業の中最も古きものは鍋屋上野村の水野太郎左衞門に依る鑄物職の株である。

德川末期にかけて手工業は工場手工業へ推移し明治維新後に至り近代大工業へ躍進した。之と共に機械に對する需要は累進的に增加した。附近は古くからの機業地であつたゝめ織機類の發達が先づ要望された。卽ち明治二十四年豐田佐吉なる人が一つの織機を發明し特許を得た。之は人力に依るものであつたが其の後更に工夫して二十八年に至りて動力を用ふる豐田式織機を發明した。而して工場を市内につくつて生産を開始した。この機械は更に三十一年、四十年、四十二年と改良が加へられます〳〵工場は大きくなつた。

次がポンプ、製麺機等である。ポンプは最初は木製龍吐水を製造してゐたが、明治十四五年の頃洋式防火用唧筒及び井戸用水揚機が製造せられる様になつた。製麺機は大隈榮一氏の發明にかゝるものである。

時計の製造の起源も亦古い。德川家康の時津田助左衞門が時計をつくつて獻上したのが初まりである。明治に至り時計製造業者は大いに起つたのである。

第三十五表　現在の重工業の情勢

	東區	西區	中區	南區	市外
機械類	三七	三一	一四八	一〇二	一
車輛、自轉車	一〇	一	二〇	一七	一
鍋、釜類	六	二	四	一	一
釘、リベット、ボールト管類	三	三	八	四	一
時計	九	一	五	二	一
鍍金其他	一〇	三	三八	七	一
コークス、製鉛、電極	一	一	二	一	一
酸素ガス、鎔接	一五	三	八	一	一

原料としては各種の鋼材、鐵材、その他の金屬、藥品等で其供給地は最も多いのが大阪方面で、次いでは九州の八幡である。小工場は市内の鐵材商より購入してゐるものが多い。又燃料としては主として石炭、コークス、重油等であるが、石炭は九州、北海道、撫順等が入つてくるが三者共夫々特徴を有してゐるから併用してゐる處が可成ある。

原料供給者としては市内の著明なるものを二三擧ぐれば、1　鉄鐵(岡谷、安足、安達、三友、小木曾等)、2　軟鋼材(右同)、3コークス、石炭(旭、鈴木、東邦、鷲津)、4　薪炭(神尾)等の如くである。

著明なる大工場を擧ぐれば次の様である。

第三十六表

		敷地面積	建築面積	職工數	馬力數	事業種類
大隈鐵工所	東區布池町	二、九一〇坪	一、六四〇坪	一九四人	一七三・五馬力	機械類
三菱電機	同矢田町	一二、〇〇〇	二、一三一	二〇〇	三六六	電機
高岳製作所	同高岳町	三、九九五	一、二四〇	一五二	九七	同
荒井ハンドルブレーキ	同新出來町	四一九	二八三	二〇〇	一〇八	自轉車ハンドルブレーキ
宇佐美自轉車	中區御器所町	五六五	四五五	一九六	七二	自轉車附屬品
愛知伸銅所	同　同	五〇四	三四〇	三七	九三	金屬伸延
岡本自轉車	同東郊通	一〇、八八六	三、〇一二	二八七	三六〇	車輛
吉田製鋲所	同富船町	一、二四五	二九六	二八	二〇	鋲釘
鈴木コークス	同御器所町	三、二三三	一、二六八	二六	一七〇	コークス
東河電極	同堀江町	三、九四七	一、二一七	七五	一三四・五	電極
帝國酸素	同江越町	六〇四	一六〇	九	二七・五	酸素ガス
日本酸素	同白金町	一、〇八五	二九二	八	一八七	同

名古屋酸素	中區御器所町	六七〇坪	二二八坪	八人	一二〇馬力	酸素ガス
豐田織機	西區島崎町	六、八三一	四、六〇二	六四四	三七二・五	織機
電氣局（西町工場）	南區熱田東組	九、八八六	三、四二九	二〇七	四六二	車輛
愛知時計	同千年町	四八、二四〇	一四、八八〇	二、〇六二	一、七四九	兵庫
日本車輛	同熱田東町	五四、五〇二	一六、〇〇〇	一、四七七	八三一	車輛
大阪織機	同豐田町	四、〇七一	二、〇九一	二五〇	一七一	織機
三菱航空機	同大江町	四六、一五〇	一五、四一九	二、一九一	三、四六三	航空機
井上ゴム	同野立町	四四三	二〇八	四八	七〇	自轉車、タイヤ

之等の大工場の所在地は、市内三、驛附近二、堀川附近四、新堀川附近一〇、中川附近一である。

この中市内のもの三は古く建築せられたもので當時は好適地であつたとしても都市の發展と共にその位置は今や合理的とは言ひ得ないものと見られる。

その他のものより運河附近が最も有利なるを知り得る。

何故に運河が有利なるか、運河利用と陸上運搬の運賃につき比較してみよう。

第三十七表

	材料	一噸當運賃	距離	一軒當運賃	
1 トラクター					
T電氣鑄鋼	石炭	一・五〇円	二・四軒	六三錢	名港より
U自轉車	鋼管	一・三五	三・二	四二	名驛より
Y製作所	石炭	二・〇〇	七・五	二七	名港より
W伸鋼所	石炭	三・〇〇	五・四	五六	同
	コークス	二・〇〇	一・八	一〇	熱田驛より
2 馬車					
T電氣鑄鋼	石炭	・七〇	二・四	二九	名港より
T電極	黒鉛石炭	二・〇〇	六・〇	三三	同
Y製作所	石炭	二・〇〇	七・五	二七	同
D製作所	鋼鐵	一・八〇	二・四	七五	熱田驛より
	鐵	三・〇〇	五・八	五二	名港より
3 河					
D電機	石炭（人夫賃）	・四〇	四・四	九・一	名港より
	鐵屑	・三五	四・四	八・〇	同
	マンガン	・二八	四・四	六・四	同
	硅石	・三〇	四・四	六・八	同
U自轉車	帶鐵	・四〇〇・五〇〇	六・〇	六・七八・三	同
T電極		一・三〇	六・〇	二一・七	同

4　以上の平均をとつてみるに一瓩を一粁だけ運搬するに要する費用はトラクター五九・六錢、馬車四三・二錢、運河一八・四錢(陸揚人夫賃のみは)七・四錢なりである。

重工業のその名の示すが如く比較的重い材料を取扱ふ故に運賃が嵩んではとても採算が合はない。故に他の條件は少々悪くとも運賃の安くてすむ運河のふちを最適地とするものである。

次に勞働者につき考へる。

第三十八表　重工業職工數調　(愛知縣統計書より)

	金屬工業			機械器具工業		
	縣下總數	名古屋市總數	%	縣下總數	名古屋市總數	%
大正十年	—	—	—	一二、五一六	一一、一五八	八九
大正十三年	—	—	—	一三、九〇六	一二、三七五	八九
昭和二年	二、八六二	二、一二二	七四	一二、六六二	一一、三三八	八九
昭和五年	二、六五九	二、〇三九	七七	一三、一七七	一一、七九一	九〇

右の表より判ることは重工業は殆んどすべて都市にあることである。

四　染色工業・紡織工業

染物と織物との間には離すべからざる關係があると同時にその特徴に大なる相違點がある。が此處には一緒に述べることゝする。

名古屋は德川時代より尾張木綿の産地であつたが、その生産形態は他の工業と同樣手工業であつた(之に關して染物・晒等の業があつたのは勿論である)。然し明治以前は大した盛況でもなかつた。然るに外國文明が入るに及んで名古屋には大紡績工場が多數建設せられ(註)一大纖維工業地と化した。この理由を考へるに從來名古屋人が手工に巧みであり且つ勞銀の低廉なりしに因つたものであらう。

何故に勞銀が低いかと云ふに附近一帶は農産物が豊富で生活資料が得易かつた處から生活費が少くてすんだといふのも一因だらうし、土地に生活程度の低きに甘ずる習慣があつたのも一因だらうし、小祿藩士の家中工業の盛であつたことも一因であらう。

(註)　明治初年に建設された大工場には次の如きものがある。

明治十年	蓑蠶製絲場	七曲町	
同	愛知物産	同	
同十二年	興益組	堅杉町	
同十七年	名古屋紡績	正木町	
同二十年	尾張紡績	旗屋町	
同二十一年	太田組製絲所	撞木町	
同	莫大小商會	上長者町	
同二十三年	竹內伊右衞門	前塚町	
同二十六年	三重紡績愛知分工場	下廣井町	

染織工業は次の如く一連の分業に依て成立してゐる。

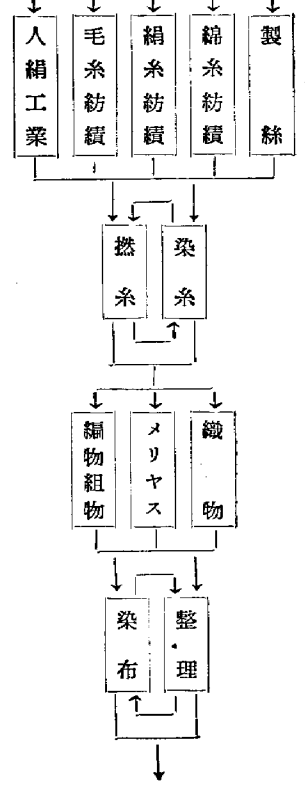

之等の工業は取扱ふ材料が輕いと云ふ事に共通な特徴を有す（輕工業と呼ばれてゐる）。又勞働者は手工巧なる女工が有利である。紡織工業は女工を多人數使用するといふ點、染色工業は水質を重んずるといふ點に於て大なる相異がある。

次に染色工業に就き述べる事とする。

第三十九表　染色工業の現狀

	染色	東區	西區	中區	南區	市外
	二	二	三〇	九	三	一五
	精練	一	一	一	一	一
	漂白	二	五	一	一	一

	起毛	東區	西區	中區	南區	市外
	フエルト	一	一	四	一	一
	人造毛皮	一	一	一	一	一

染色工業は一般に水を重要視するがその要求するところは硬度低き軟水たること、鐵分少量なることである。之に關し工業試驗所山盛技手の說では精練・漂白・染色用水としては、(1) 硬度（獨逸）二度以下なること、(2) 酸化鐵の量一立中〇・三瓱以下なることを規格としてゐる。

區域内に於て水質を試驗した結果によれば北部の方一帶が良好である。故に大小の染色工場は大抵北部に在ることを知る。

第四十表

		敷地面積	建築面積	職工數	馬力數	事業種類
中央染布工業	東區上飯田町	一、六五九坪	一、〇二四坪	四七人	一六五馬力	綿布染色
堀尾染布	同杉村町	四、四七六	二、五六三	一三五	四五九	織物加工
御幸毛織	西區西志賀町	四、八〇六	二、一八四	四八三	一一七・五	織物、染色、整理
名古屋別珍	同猿投町	三、四七四	一、四四二	一二〇	六二・五	同　同
猪村金城	同兒玉町	二、四〇〇	五二八	一〇三	五五	同　同
名古屋染絨	同前ノ川町	七九〇	五一六	七九	五八	同　同
增田染	中區露橋町	九四八	六四五	四九	九三・五	捺染、整理
名古屋織物整理	同老松町	九三五	六九五	五四	八三	染色、整理
庄內川染	庄內町	一四、八二五	六、二三九	三五〇	五九一	同
名古屋紡織組合矢田川工場	萩野村	五、八七四	一、八一四	一一九	四八八・二五	同

		敷地面積	建築面積	職工數	馬力數	事業種類
石原染	萩野村	二、五五三坪	一、一七六坪	一〇〇人	七二・二五馬力	染色整理
大日本染絨	同	二、二七八	八三六	六五	四〇九	同

次に紡織工業であるが、この中には紡績業、製糸業、織物業、莫大小業等が含まれる。

第四十一表 紡績工業の現狀

	東區	西區	中區	南區	市外
紡績 綿糸	一	一	二	三	二
紡績 絹糸	一	一	一	一	一
紡績 毛糸	一	一	二	三	三
織物 綿織	三九	一〇	一〇	二	一
織物 絹織	一	六	五	二	一
織物 毛織	八	六	二五	四	八
メリヤス	六	一九	一	二	一
撚糸	一〇	二	二	二	一
組物、編物	一	六	三	一	一
人絹	一	一	一	一	一

第四十二表 職工數の推移 （名古屋織物要覽に據る）

	職工數 男	職工數 女	職工數 合計		職工數 男	職工數 女	職工數 合計
大正元年	六〇二人	一一、五一八人	一二、一二〇人	大正十年	一、一五二人	一二、一四八人	一三、三〇〇人
大正四年	五七八	一〇、九四六	一一、五二四	大正十三年	九五〇	一〇、一四〇	一一、〇九〇
大正七年	一、六〇二	一五、六二八	一七、二三〇	昭和二年	(七〇七)	(四、五〇四)	(五、二一一)

（備考）括弧は愛知、綿毛布の兩組合との合計なり。

女工が男工に比して非常に多い事に注意を要す。

第四十三表 織機の推移 （名古屋織物要覽に據る）

	力織機 大巾	力織機 小巾	足踏機	手織機	合計
大正元年	二、六五二臺	一一二臺	一五六臺	一四、二七一臺	一七、一九一臺
大正四年	二、八四二	一五九	一六〇	一五、九七五	一九、一三六
大正七年	三、七八五	二五〇	一九二	一九、七六一	二三、九八八
大正十年	四、九四六	四〇八	二二五	一二、七三二	一八、二一一
大正十三年	五、七三〇	六五三	二二五	六、八二五	一三、三三三
昭和二年	(五、〇三五)	(六三二)	(九八)	(四、八〇三)	(一〇、五六八)

（備考）括弧は愛知、綿毛布の兩組合との合計なり。

第四十四表　年生産額の推移　（名古屋織物要覽に據る）

	點數	價格		點數	價額
明治四十二年	一、五二九、九〇二	二、四五八、四二八円	大正七年	五、二四〇、六八九	二七、二三八、二〇六円
大正元年	二、八三一、二八七	四、三四〇、三三〇	大正十年	四、五二四、二四三	三三、二九五、六四二
大正四年	三、六〇九、一三七	五、二二八、〇四五	大正十三年	六、二一〇、九九八	三八、七八一、二四九

以上三つの表から判る事は、1　勞働者數は一時は增加の傾向ありしもその後は減少の傾向を示し、2　織機は一時は全般的に增加の傾向ありしもその後は次第に手織機減じ力織機增加してゐること、3　生產額は常に增加してゐることである。

之は改良された機械の取入れが次第に勞働者數を減じ生產額を增すことを示すのである。

第四十五表

	職工一人當生產額	織機一臺當生產額		職工一人當生產額	織機一臺當生產額
大正元年	三六四円	二五一円	大正十年	一、五〇〇円	一、八三〇円
大正四年	四五四	二七四	大正十三年	三、五〇〇	二、九一〇
大正七年	一、五八〇	一、一四〇			

紡織工場としては第四十二表の如く女工を使用し、之等女工は寄宿舍を建設し此處に收容するから勞働者といふ方からの條件は薄いものである。

次に原料產地と製品のはけ口につき見よう。

之等の工業の一番元の原料は棉花、羊毛、繭であるが、棉花は米國・印度產のもの、羊毛は濠洲產のものが最も多く、繭は主として縣下或は附近に產するものである。棉花・羊毛は外國より船で直接名港に到着するものもあれば大阪又は神戸に陸揚げしてそれより汽車で來るものもある。

次に綿織物に就て調べるてみると

第四十六表　輸移出價格調　（愛知縣綿織物業概況に據る）

生產總額	一三六、八九六、〇〇〇円	アフリカ	三、三七六、四三八円
輸出先別價格		印度支那	三、二〇八、八八三
印度	三三、〇九三、五一〇	香港	一、六六七、四五九
支那	一七、五三八、三七二	其他、合計	七八、二〇一、一五三
滿洲	九、三五三、五六六	移出額	一、九二二、一四〇
關領印度	六、七一〇、九二四	輸移出合計價額	八〇、一三三、二九三

之に依て大多數は外國に輸出してゐる事が判る。而して此等織物は名港より直接外國へ送るものより大阪、神戸方面を經て輸出するものが多い。昭和五年名港輸出木綿織物價格は二〇、二八二、四〇七圓で調査年度は異るが昭和七年を推測するために過去四ケ年間を揭げると次の通りである。

昭和元年　一三、九一六、三七一円　昭和三年　一五、八八八、六一二円
昭和二年　一四、五九五、二五三　昭和四年　二八、〇六四、一一五

これより昭和七年を推測してみても輸出總價格七八、二〇一、一五三圓には餘程開きがある。故に原料、製品の關係よりしては鐵道驛、又は港灣より交通便利な處ならば都市中心に必ずしも近き事を要求せぬので紡績工場は各地に散在してゐる。

次に主なる工場を擧げる。

第四十七表

事業種類	馬力數	職工數	建築面積	敷地面積	
絹絲紡績	一〇、二七五馬力	一、〇七一人	一一、二〇四坪	六〇、一三四坪	東區上飯田町
毛絲紡織	一、五二四	一、〇四七	九、八七八	四五、二三五	同　下飯田町
絹絲紡織	三、七五二	一、七〇〇	九、二三〇	一六、〇〇〇	同　千種町
織物、整理	五九五・五	三二〇	三、五三三	七、三二五	同　同
生　糸	一〇〇	五五〇	四、八八二	一二、四八九	西區田幡町
紡　織	八〇二	五二六	八、〇六三	一三、五五一	豐田紡織(押切)
同	三、〇七八	一、〇四八	一、〇七八五	二一、六六七	同　(本社)
撚糸、織物	一、二九・五	一、三四八	一、三四六	一九、七七一	同上名古屋町
紡　績	一、二四九・五	四三二	九、〇八一	一九、七八九	中區下廣井町
同	一、二六四	四二二	六、五七九	一九、二〇二	同　正木町
紡　織	二、八三八	一、七七一	一八、七四〇	一〇五、五六八	同　岩塚町
織　物	四、五六二	一、六七〇	一二、九八五	二四、五六三	同　米野町
同	一〇〇	一六一	一、三三二	八、五〇五	同　廣路町
紡　績	一、二九九	五一一	九、八一二	一六、二七一	南區熱田
同	二、八八九	一、一四一	九、九六八	二〇、〇一二	新尾張町
同	七七七	七六八	五、一〇三	一六、三六九	同　瑞穗町
同	二、〇四三	一、五二五	九、七四二	一八、九八四	同　呼續町
紡　織	三、一八三・五	二、三八九	一三、一六九	二八、八四四	同　熱田東町
綿糸布	四、二八八・五	一、六二八	一八、一六九	五二、三二三	同　豐田町
紡　績	二、二六九・五	九九八	一〇、五四四	六三、一五五	西枇杷島町

五　化學工業

之には製紙、製藥、ゴム、石鹼、染料、硝子、製皮、燐寸、亞硫酸瓦斯、インキ、セルロイド、人造肥料、曹達、セロファン等の製造工業を含む。

この中には有害、有臭の瓦斯を發散するものが可成ある。之等は附近の情況をよく考ねばならぬ。附近の住宅より抵抗の少い處即ち風下に住宅地のない處が安心して工場を建設しうる土地即ち工業適地である。

六　食料品工業

之には麥酒、精酒、製氷、製菓、精米、製粉、酢、醬油、味噌、製糖、清涼飲料水等の製造工業を含む。

之等の中でも製精品工業と原料工業とがある。前者は消費者を追ふ各所に散在し、後者は原料の搬入、製品の搬出等に便利なる處を適地とする事は一般工業と異る處はない。只異るところは幾分空氣清淨な健康地を要求するところに特徴がある。

第四章　小工業に就て

近代社會に於ける工業はすべてが資本主義的生産方法に依てゐるとは言へない。只大工業のみが資本主義的生産方法に依てゐるので中小工業は或るものは未だ封建的生産方法に依ておりさうでないものも過渡期的の方法に依つてゐる。之等中小工業は當然大工業の壓迫をうけみじめな姿で搾り上げられながら縋りついてゆくのである、封建社會に於ける手工業者は領主に隷屬してこの保護の元に生産に從事してゐたが近代社會の芽生え期には既に工場手工業として又は家内工業として商業者に支配されながら發展してきた。即ち原料を商業者から配給をうけ更に製品を商業者へ收めると云ふ場合である。生産手段たる器具は科學の進歩と共に機械にとりかへられた。大規模に分業して大量生産する様になつたのが近代大工業であるが之は却て商業を支配した。

之等大工業が隆盛になつてゆく裏には小工業の涙ぐましい功勞がある。

第四十八表　名古屋織物同業組合に於ける調

	工場數	職工數	生産額	織機臺數
會社	三〇	二、八五二人	八、五四五、六一八円	四、一〇〇臺
個人	一〇〇	一、一五〇	一、五二九、八四五	一、一九四
賃織	三二〇	一、二四九	二、七九六、二二二	一、五五〇

右の表より次を得る。

	一工場當り、			織機一臺當生産額	職工一人當	
	生産額	織機臺數	職工數		織機數	生産額
會社	二八五、〇〇〇円	一三七臺	九五人	二、〇八〇円	一・四四臺	三、〇〇〇円
個人	一五、三〇〇	一一	一三	一、二八〇	・九六	一、一三〇
賃織	八、七四〇	四・八五	四	一、八一〇	一・二四	二、二四〇

右の表より大工業に對して小工業が如何に劣つてゐるか判る。

次に之等小生産に對して經濟學の見解を附記する。

小生産の極めて一般的な形態は手工業及び家内工業である。大生産の成長と共に手工業は家内工業及び工場手工業（マニュファクチュア）によつて益〻驅逐され比較的急速に衰微する。都市に於ては農村に於けるより遙かに急速に驅逐される。（即ち經濟の比較的進歩せる都市に於ては益〻出來合品を買ふやうになり、手工業者に注文をし

なくなる。手工業がまだ大部分保たれてゐるのは、客の個人的趣味を滿足さす部門、例へば仕立屋、奢侈品、或る種の精密な器具の生産等である)。農村においては手工業生産は遙かに惠まれた地位にある。其處では手間代が極めて安いのと農民經濟においては手工業者の加工を待つ原料があるお蔭である。かくして手工業は資本主義の下にあつて悲慘な生活を續けて居り且つ耕地の少い農村で一番よく發達してゐる。

手工業の特徴が注文に應じての勞働であるに引きかへ、家內工業の特徴は廣汎な市場目當の勞働であるといふ點にある。こゝから極めて兩者の本質的な差異が生ずる。注文に應じて働く手工業者が顧客と直接取引をするに引換へ、家內工業者は彼から製品を買て市場でこれを換貨する所の仲買人を必要とする。

家內工業は通常次の樣な形態を取る。即ち仲買人が生産を統帥し、家內で働く幾十、幾百、幾千もの家內工業者の勞働を支配する。大仲買人になると、直接彼等に材料を供給し彼等の勞働生産物を買ひ取ることは出來ない。そこで兩者の間に一系列の仲買人が入り込んでくる。之等の仲買人はありと凡ゆる手段を用ひて家內工業者の骨の髓までしやぶらうとする。そこで異常に重苦しい條件が釀成される。通常家內工業に於ては夙くに資本主義的生産の舞臺から去つたところの現物支拂制が行き亙つて居り、從て家內工業者は曾に生産者としてばかりでなく消費者としても苛められる。勞働日は途てつもなく長く而も賃銀は法外に安い。家內工業者が何故にこの安い賃銀を承諾するかと云ふに、この賃銀は彼の家族全員の賃銀の一部に過ぎぬからである。婦人はもとより少さき子供までが生産に從事する。勞働は極めて非衞生的な家庭で行はれる。家內工業者の分散性は彼等が自分の支配者に對抗するため如何なる組織をなすことをも不可能ならしめる。工場法は家內工業に對しては殆んど何等の効果をも齎らさない。(現工場法は常時職工十人以上の工場のみに適用されてゐる。家內工業の大部分は十人以下のものに多い。又脫法的な方策も行はれてゐる。)

以上の外、更に指摘せねばならぬことは、家內工業的生産組織の形態は企業家にとつて非常に有利だといふことである。何故ならこの形態にあつては、企業家は機械や建物の費用が一切省け恐慌時には自分の家內工業者をアツサリ馘首して急速に生産を縮少し、反對に好況時には急速に生産を擴大することが出來るからである。

斯る小企業が發達してゐるといふ事は大局より見て、工業上大いに貢獻してゐると云ふ事になる。之等の小企業は商業に支配される處から商業地に近いことを要求する。この適地は商業中心地をとりまく密集せる地價安き不健康な混合地なのである。

東京に於ける都市計畫の地區統制

都市計畫東京地方委員會

一　防火地區

東京都市計畫防火地區は大正十四年四月より施行せられその指定面積は左の通りである。（添附圖面參照）

（一）甲種防火地區	集團地區	一、一五二、〇〇〇坪
	路線式地區	四三四、〇〇〇坪
（二）乙種防火地區	集團地區	六二、〇〇〇坪
	路線式地區	一一三、〇〇〇坪
合計		一、七六一、〇〇〇坪

右の指定區域は他の都市に比べて相當に廣範な面積ではあるが、舊市域面積に對する比率をとつて見ると、僅かに七・三％といふ極めて貧弱なものであり、更に大東京市域と比較すれば極めて少なる面積となつてしまふ。已ならず此の地區の大部分は彼の大震災による燒失地域内であるから、新に發展をとげた舊郊外中心地の防火施設は未だ何等手をつけてゐない狀態にあり、當面の問題たる都市防空の見地よりしても、この方面に於ける防火地

區の完成は焦眉の急であるから、目下其の擴張に關して調査を進めて居る。

（一）防火地區の效果

地區の指定後今日迄約十年を經過してゐるが、指定地區内に果してどの程度の耐火建築の完成を見たかと謂ふに、

燒失區域内甲種防火地區耐火構造建物調（昭和九年四月調）	
無補助建物建坪數	二〇、九二八坪
補助建物建坪數	五二、七八六坪
計	七三、七一四坪

（無補助建物とは防火地區建築補助規則により補助金を交付せられざる建物）

であつて、之を防火地區の面積と比較すると僅かに一割に過ぎない狀態である。

斯くの如く耐火建築物の完成が充分の進展を見ない事は色々な理由にもよるが、一に市民の經濟的負擔力に對して未だ耐火構造の建築費があまりに高價なる爲であらうと考へられる。

斯く考へ來れば、國家が更に建築費の補助率を增額するか或はその範圍を擴大するか、何等かの助成策を講じなければ實質上の地區完成は極めて遠い將來に豫期せねばならぬことになるであらう。又單に防火のみの見地からすれば、耐火構造の現行規定に對して或る緩和を圖ることである。例へば不燃質材料によつて構成されたものを耐火建築と看做すが如き方策もある。斯くの如き緩和策を講ずれば多少耐火上には缺點があつても防火地區は更に實質的によき效果を擧げうるものと信ずる。

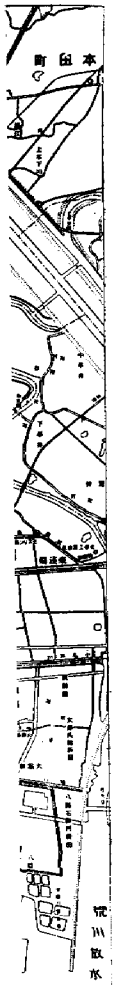

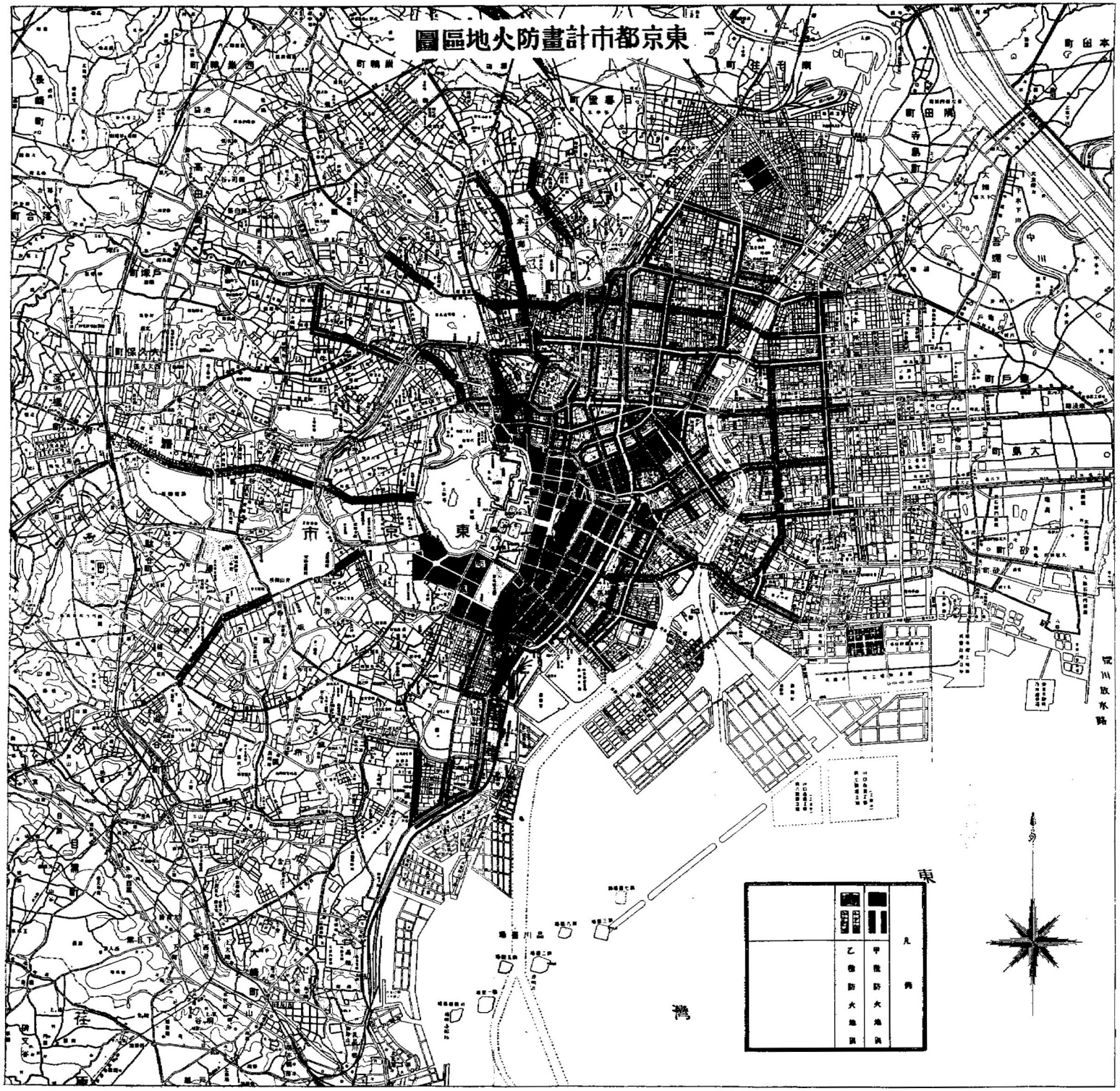
東京都市計畫防火地區圖
東京市
東
灣
東
凡例
甲種防火地區
乙種防火地區

（二）計畫上の方針

從來都心地の如き重要なる地區は集團的地區とし、主要放射線を路線式地區に定めたのであるが、路線式地區に付ては防火的效果に多少の疑問がある。例へば放射線に沿うて地區を指定したる場合、環狀的方向に對しては何等の延燒障害が無いから、この方向の效力は全く零である點甚だ不完全なものである。故に路線式地區は當然ブロック式地區に改める必要がある。例へば山の手方面の如き今後の指定に俟つ區域は殊に此の方式の下に計畫する必要があると考へられる。卽ち放射環狀線に依つて圍まれる約二十萬坪の區劃を一ブロック單位とし、その周邊に防火地區を指定するを適當と認めるのである。

勿論指定地區は原則として甲種防火地區とし、乙種防火地區の指定は適當でない。何となれば準耐火構造なるものは木造建築に無理な構造であり、從つて防火的效果にも大いなる期待を持つことが出來ぬからである。

二　風致地區

（一）風致地區の指定

（イ）東京都市計畫風致地區

東京都市計畫區域內に於ける風致地區は大正十五年九月十四日內務省告示第百三十四號を以て指定した「明治神宮の內外苑に通ずる參道四路線竝に其の兩側各々十間の區域」を最初とし、爾後三回に亙り九ケ所其の面積二、三三三ヘクタール餘を指定した。

(1) 第一回指定風致地區

地區名	內務省告示番號	告示年月日	施行年月日	位置	面積
明治神宮內外苑附近	一三四	大正十五年九月十四日	大正十五年十月四日	赤坂區澁谷區淀橋區に跨り明治神宮表參道同西參道、內外苑連絡道路、外苑青山口	二七〇・六〇五（ヘクタール）

明治神宮風致地區は都市計畫法施行以來本法適用最初の實施であつて、其の指定に關しては愼重に取扱はれ、特別都市計畫委員會提案に先つて大正十五年一月十五日開會の常務委員會の審査を經て、大正十五年八月二十七日開會の特別都市計畫委員會に附議して決定した。斯る場所の風致保存に關しては史蹟名勝天然紀念物保存法、森林法の風致保安林、廣告物取締法竝警視廳令に依る取締規則等があるが、風致の維持保存に付ては尙不充分の點があるので、都市計畫施設として風致地區に指定して其の完璧を期することゝし、先づ第一に國民崇敬の中心である明治神宮附近に就き(一)表參道、西參道、內外苑連絡道路　(二)其の兩側竝前面の奥行各々十間の區域　(三)神宮外苑青山口の兩側竝前面奥行各十間の區域を風致地區に指定したのである。

(2) 第二回指定風致地區

地區名	內務省告示番號	告示年月日	施行年月日	位置	面積
洗足	二〇六	昭和五年十月二十七日	昭和五年十二月一日	大森區	三〇・一二四（ヘクタール）
善福寺	同	同	同	杉並區、板橋區	六〇・三九七
石神井	同	同	同	板橋區	九三・九三四
江戸川	同	同	同	葛飾區	三二四・六三二

第二回の指定は明治神宮附近の指定とは多少趣を異にし、都市計畫區域內の景勝地に重心を置き其の周圍をも保護區域として併せて風致地區に指定したものである。近時東京市郊外の急激なる發展に伴ひ、自然の風趣の破壞せらるゝもの多きを加ふるの狀態であるから、之が維持保存の爲先づ都市計畫區域內に於て公園的施設を要するやうな景勝地を選び、其の附近一帶の地を添景的風致地の意味で併せて指定し、該地區內の工作物の新築、改築、除却、土地の形質變更等風致維持に影響を及ぼす行爲を禁止又は制限せんとしたのである。

(3) 第三回指定風致地區

地區名	內務省告示番號	告示年月日	施行年月日	位置	面積
多摩川	一七	昭和八年一月二十四日	昭和八年二月七日	大森區、世田谷區、北多摩郡砧村	一、二〇三・七五九（ヘクタール）
和田堀	同	同	同	杉並區	一六一・九八三
野方	同	同	同	中野區	七〇・七四四
大泉	同	同	同	板橋區	三五九・六六九

第三回に指定した風致地區は前回迄のものより一歩を進め住宅地として開發せられつゝある地竝されむとする地區を指定したのである。該地は武藏野の風趣に富む一團の風景地であつて、急激なる都市の膨脹の影響を受け、今や陸續として住宅地たらむとするのであるから、之を風致的に統制を與へ最も保健的の土地たらしめやうとして、市街地建築物法に依る住宅地域よりも一層空地割合を增大し、庭園竝菜園住宅地として發達せしむる意味を加へて指定したものである。

東京都市計畫區域內に於ては以上三回に亙り風致地區の指定を見たのであるが、尙東京市計畫區域內の中小河川の川畔地竝住居地域內及工場地帶內の小住宅地等に於て目下指定候補地を定めて調査中である。

(ロ) 八王子都市計畫風致地區

地區名	公示年月日	施行年月日	位置	面積
多摩御陵附近	昭和五年四月十日	昭和五年四月一日	南多摩郡淺川町横山村	三六・四二六(クタール)

本風致地區は武藏御陵墓地の附近一帶の區域を風致地區に指定し、工作物の構造設備又は土地の形質變更、竹木土石類の採取其の他風致に影響を及ぼす虞ある行爲に關し、相當制限を加へ、環境の風致を維持することゝして指定したものである。

(二) 風致地區の取締及維持改善

風致地區の取締は都市計畫法第十條及同法施行令第十三條の規程に基く東京府令に依るのであつて、大正十五年十月四日東京府令第九十九號を以て風致地區規程を公布したのであるが、其の後の地區の指定が擴大せられたのと共に改正の必要を認めたので、昭和六年十二月二十四日東京府令第四十五號を以て左の如く改正公布し、昭和七年三月一日より實施してゐる。

風致地區規程

第一條　風致地區內ニ於テ左ニ揭クル行爲ヲ爲サムトスルトキハ知事ノ許可ヲ受クヘシ但シ知事ニ於テ別ニ告示シタル行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　建物其ノ他ノ工作物ノ新築、改築、增築、移轉、修築、變更又ハ除却
二　土地ノ掘鑿、盛土、水面ノ埋立其ノ他土地ノ現狀ノ變更
三　竹木、土石ノ類ノ採取

第二條　風致地區內ニ於テハ左ニ揭クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス但シ知事ニ於テ支障ナシト認メ又ハ事情止ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

一　墓地ノ新設
二　建築面積カ商業地域ニ在リテハ敷地面積ノ十分ノ七其ノ他ノ區域ニ在リテハ敷地面積ノ十分ノ五ヲ超ユル建築物ノ新築
三　市街地建築物法施行令第一條及第三條ノ規定(但書ヲ除ク)ニ依リ住居地域內ニ建築スルコトヲ得サル種類ノ建築物ノ新築
四　知事ノ指定シタル竹木ノ採取

第三條　風致地區內ニ於テハ前條ニ依ルノ外左ニ揭クル行爲ヲ爲スコトヲ得ス但シ第一條但書ニ該當スルモノ及知事ニ於テ支障ナシト認メ又ハ事情已ムヲ得スト認メ許可シタルモノニ付テハ此ノ限ニ在ラス

甲種區域

一　建物其ノ他ノ工作物ノ新築及增築
二　土地ノ開墾、掘鑿及水面ノ埋立
三　竹木、土石ノ類ノ採取

乙種區域

一　工場ノ新築
二　營業用ノ自動車々庫ノ新築

三　宿屋ノ新築
四　浴場ノ新築
五　市場ノ新築
六　階數二ヲ超ユル建築物ノ新築
七　建築面積カ敷地面積ノ十分ノ三ヲ超ユル建築物ノ新築
八　樹竹林ノ皆伐

第四條　前二條ノ規定ノ適用ニ付テハ新ニ建築物ノ用途ヲ定メ又ハ建築物ヲ他ノ用途ニ供スルトキハ其ノ用途ニ供スル建築物ヲ新築スルモノト看做ス

第五條　風致地區内ニ施設スル建物其ノ他ノ工作物ニシテ環境ノ風致ノ維持ニ影響アリト認ムルトキハ知事ハ其ノ除却、改修其ノ他必要ナル措置ヲ命スルコトアルヘシ

第六條　他ノ法令ニ依リ警視總監ノ許可又ハ認可ヲ受クヘキ事項ニシテ本令ニ依リ知事ノ許可ヲ受クヘキ事項ニ該當スルモノニ付テハ警視總監ニ對スル許可又ハ認可ノ申請書ニ之ヲ併記出願スルコトヲ得

第七條　第一條乃至第三條ノ規定ニ違反シタル者又ハ第五條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ五拾圓以下ノ罰金又ハ拘留若ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ昭和七年三月一日ヨリ之ヲ施行ス

尙、風致地區規程第一條但書に依つて知事の許可を受くることを要せざる行爲に關しては、昭和七年六月九日東京府告示第三百三十五號を以て次の如く規定してゐる。

一　社寺境内地ニ於ケル鳥居、燈籠及墓地内ニ於ケル墓碑、墓石ノ類ノ施設ニシテ著シク風致ヲ害セサルモノ

二　古竹及枯損竹木ノ伐採
三　竹木保育ノ爲ニスル下刈、枝打
四　苗木其ノ他ノ假植竹木ノ採取
五　建築物ノ内部又ハ園墻内等ニ於ケル公衆ノ目ニ觸レサル程度ノ施設
六　非常災害ノ爲必要ナル應急處置

風致地區の制度は申す迄もなく風致破壞の虞ある行爲を制限して現在の風致を持續せしむることを主眼とするものであるが、之が改善も亦望ましき處である。故に當局は之が爲め風致の維持改善計畫を建てると共に、市民の慰樂の對象地である該地區に對して其の土地固有の特質を開拓し併せて交通機關の開發計畫等を樹立し、東京府に於ては昭和七年度以降毎年若干の費用を支出し、之が實現を圖ることゝして、專任の技術員を置き、風致の維持改善に當ると共に地元人士に愛鄉心の覺醒を促し、鄉土の景趣は何人よりも其の他の特性事情に精通する鄉土人に依つて保育す可きものであるとの信念を懷かしむるに努めた結果、昭和七年十二月二十六日社團法人江戸川風致協會の創立を見るに至つた。次で石神井、洗足、多摩川、和田堀風致協會が設立せらるゝに至り、殘餘の地區に於ても遂かず之を設立し、進んでは風致協會聯合會をも組織して當局と協力し、風致地區設定の目的達成に努力しつゝある現況である。

（三）風致地區指定が都市環境に及ぼす功過

(1)　風致地區指定に關する一般の認識　風致地區の指定は、之に依りて土地の所有權等に不少束縛を受くる事となるとの見解に依り、一部の人々より嫌忌せらるゝの傾がないでもなかつたのであるが、第二回指定の頃に

は關係者の理解も進み、其の後漸次其の效果も認められるやうになり、新聞雜誌等の輿論發表から見ても、當局の立案した原案に對し好感を以て迎へられ、又都市計畫委員會に於ても石神井、多摩川の兩風致地區に於ては全會一致を以て原案區域を修正擴張し、同時に左の如き希望事項を決議するに至つた程である。

（一）風致地區指定ノ上ハ其ノ風致ノ維持竝改善ニ付府市其ノ他公共團體等ニ於テ相當ノ方法ヲ講ジ風致地區指定ノ目的ヲ達スルコトニ努メラレムコトヲ望ム

（二）江戸川風致地區ハ千葉、埼玉兩縣ニ接續シ其ノ附近ニ於ケル施設ノ如何ハ直ニ該地區ノ風致ニ影響ヲ及ボス可ク殊ニ江戸川ヲ隔テヽ相對スル鴻ノ臺以北一帶ノ風致ハ該地區ト離ル可カラザル關係ニアルヲ以テ其ノ風致ノ維持改善ニ關シ相當措置セラレムコトヲ望ム

尙都市計畫區域內の各地町會竝地方民よりも風致地區取締に關しては嚴なる取締を要求し、又は風致地區指定方に關し陳情する者ある等漸次風致地區指定の效果を認識するに至つたのである。

(2) 風致地區指定が公私事業竝行政監督に及ぼす影響　風致地區の指定は都市の風致竝風紀に關する一般行政上に影響を及ぼし、廣告物取締規則の一部改正等警視廳の取扱に付て、風致地區內は勿論其の隣接地竝之を圍繞する一定の地帶に對しても、風紀美觀等に關し相當の注意を拂はるゝに至り殊に風致地區規程に依り取締得ざる風紀行爲等に對しても、深甚の考慮を拂はるゝに至つた。次で公私の事業に於ても、近來風致地區の眞價を認め官公私立學校、會社、民間團體等進んで地區內に或は其の隣接地に於て敎化及休養機關を設置する傾向となつた。例へば石神井風致地區附近に於ける日本銀行俱樂部、府立女子師範學校附屬小學校敎材園、多摩川風致地區內に於ける日本女子大學運動場の如きである。又官公私の事業の施行に際しても、風致美觀を尊重し風致の維持に努むるに至つた。例へば土砂の切取等の如きは僅少に止め、或は植樹を施して之を補足する等のことも指定地區附近に於て實證し得る所である。

(3) 慰樂に對する效果　現在迄に指定せられた風致地區には、明治神宮附近竝多摩御陵の如き靈地に對し、其の崇敬の念を完うせむとして、其の風致の維持を圖つたものもあるが、其の他は何れも風景地の保存を主眼とするのであつて、風致地區の指定は取りも直さず其の地の景勝地なることを公に紹介するの結果ともなり、加ふるに指定後に於ける適當なる風致の維持改善に依つて、公園的の機能を發揮するに至り、市民の慰樂地として利用する者の漸次增加しつゝあることは洵に注目す可き事である。

三　美觀地區

東京都市計畫美觀地區は昭和八年三月、皇城を廻ぐる凡そ二九四ヘクタールに及ぶ一圓の地帶に指定された。（挿入圖參照）此の區域は曾に帝都の中心地と謂ふばかりでなく、我邦政治經濟の中樞地であつて、卽皇居を中心とし、東北部に各官廳の假廳舍地帶、東は丸の內の經濟中心地、南西に中央官衙地帶、北西には內濠に沿ふ公館高級住宅地を含み、其の環境の改善はもとより、街衢の整美建築物の統制等都市中心としての美觀を維持增進するの必要極めて切なるものある地帶である。美觀地區に關する法令は、市街地建築物法第十五條竝に同法施行規則第百三十六條乃至第百四十二條に一般取締の規定があるが、右の皇城を中心とする區域に於ては、特に建築物の高度制限の必要あり、依て施行規則第百三十八條に基き取締官廳たる警視廳は廳令を以て左の如く高度制限を

指定した。

警視廳告示第九十九號

東京都市計畫美觀地區内ニ於ケル建築物ノ高左ノ如ク定ム

昭和九年四月十二日　　警視總監　藤沼庄平

東京都市計畫美觀地區内ニ於テ建築物ノ高ノ最高限度ヲ指定スル區域左ノ如シ其ノ區域ヲ表示シタル圖面ハ警視廳ニ備ヘ置キ縱覽ニ供ス（挿入圖參照）

一、高三十一メートルヲ限度トスル區域

二、高二十八メートルヲ限度トスル區域

三、高二十六メートルヲ限度トスル區域

四、高二十五メートルヲ限度トスル區域

五、高二十メートルヲ限度トスル區域

六、高十五メートルヲ限度トスル區域

裝飾塔、昇降機塔、水槽等建築物ノ屋上突出部ニ付テハ美觀上支障ナシト認ムルモノニ限リ前項各號ノ高ノ五分ノ一迄ハ建築物ノ高ニ之ヲ算入セザルコトヲ得　但シ其ノ算入セザル部分ノ最大面積ノ合計ハ建築面積ノ十分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

昇降機塔ニ付テハ美觀上支障ナシト認ムルモノニ限リ前項ノ五分ノ一ヲ九メートル迄增加スルコトヲ得

煙突無線電信用電柱ノ類及社寺建築物ニシテ美觀上支障ナシト認メ許可シタルモノハ第一項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得

美觀地區取締方策

美觀地區は市街地建築物法に依る制度であり、加ふるに現行法規の上からは取締の對象も單に建築物に限られてゐるので、建築物以外の工作物には其の效力を及ぼすことが出來ない狀態にある。然し美觀地區なるものは地

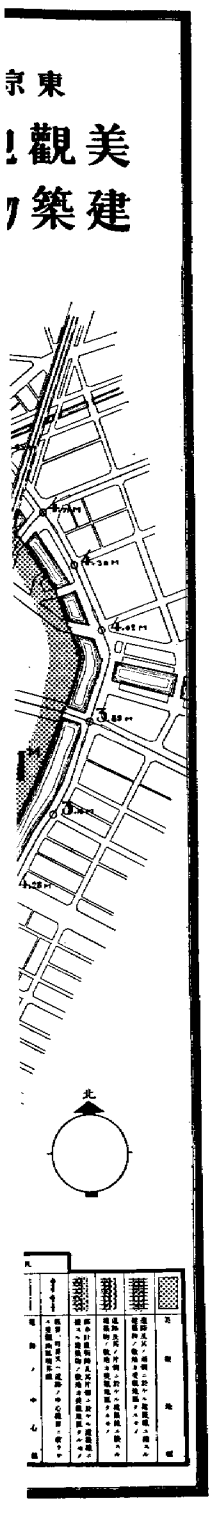

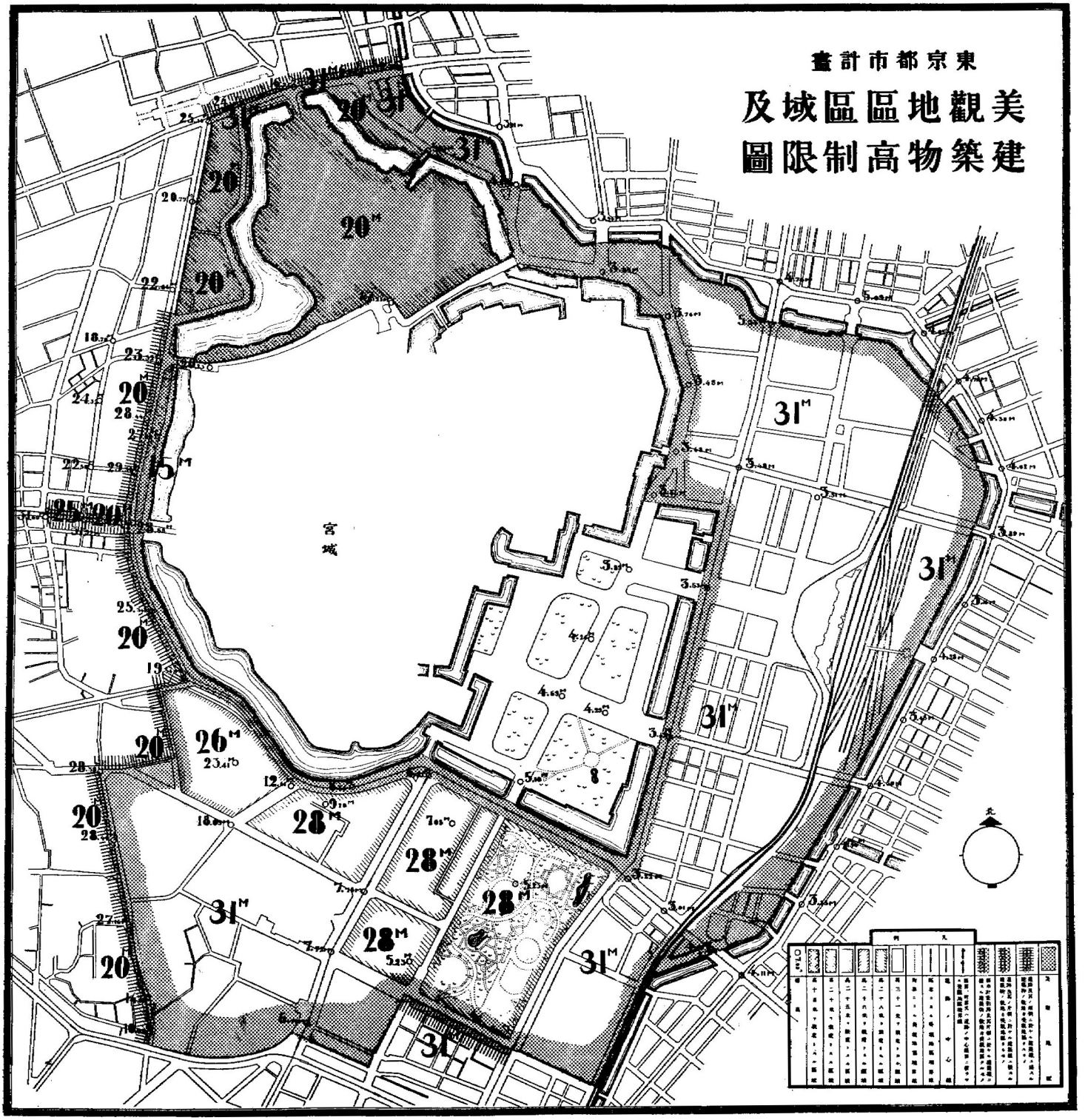
東京都市計畫
美觀地區及域區
高物築建制限圖
宮城
31M
20M
28M
26M
北

區內の美觀卽統制と整美に其の目的を有する以上、たゞ建築物のみを取締つても建築物以外の工作物をも併せて取締るのでなければ其の實を擧げ得ざる處れがある。

卽ち建築物以外の工作物例令橋梁、高架道、電柱、屋上施設、跨道、地下道入口、變壓所、郵便箱、揭示所、道標、標旗、標燈、給水所、噴泉の類の如きものをも合せて適用範圍に入れるやう現行法規を改正するに於ては、地區指定の目的を達成する上に於て一層好都合であると思料せらる。

右に依つて一應の工作物は取締範圍內に含まれるが、尙諸外國に其の例を見るが如き街路樹等は取締り得られない。然し先づ取締を必要とするものゝ過半は滿足せられるから其の效果は大いに擧るものと信ずるのである。

又都市整美の取締に付ては、單に法規のみに依つて律するのでは完全なるものと謂へぬ。卽其處に美の判定と云ふ極めて抽象的な問題があるからである。東京に於て美觀地區議定の際に於ても、都市計畫委員會々議の席上此の點に付て種々討議せられ其の結果左記の希望事項が附加せられてゐる。

美觀保持上ノ處分ニ關シテハ豫メ被處分者ノ負擔關係ニ付過重ニ陷ルノ結果ヲ招來セザル樣留意ヲ望ムト共ニ美觀判定ニ關シテハ特ニ愼重ナル審査ヲ遂ゲシメラレ度此ノ目的ノ爲當該官廳ハ時々識者及專門家ノ意見ヲ參酌スル等適當ノ方法ヲ講ジ處分ノ萬全ヲ期セラレム事ヲ望ム

右は美觀判定に關して何等かの審査機關を設置するの必要なるを述べてゐるものであつて、所謂美觀地區審査委員會の如きものゝ設置を促がしてゐる重要な事項である。斯くの如き審査會を設置して美の判定に過ち無からしめると共に、地區の整美計畫をも審議することは、美觀地區の效果を達成せしめる上に最も必要なことであつ

て萬障を排してその實現を期して止まない處である。

審査委員會の組織權限に付ては別項に記した通りであるが、その職能に付ては地方長官の諮問に應じて重要事項を審議するは勿論、更に進んで地區内の美的統制或は計畫規準の設定等に付ても審議する必要あることを重ねて此處に付記したい。

備考　審査委員會の組織權限は別册「5研究報告」九九頁に掲記しあり。

土地區劃整理及耕地整理

都市計畫東京地方委員會

一　復興事業に依る土地區劃整理

東京の土地區劃整理事業は震災前既に新宿及淺草の大火に因る燒失區域約四萬五千坪に對し施行したのが嚆矢であつて、降つて大震災後所謂復興事業に基き燒失區域全般に亘る土地區劃整理事業を見るに至つたのである。尤も後者は特別都市計畫法第五條に依つて施行したもので、事業に際し土地區劃整理委員會、補償審査會等の特別機關を設け、所謂非常時特例區劃整理事業であつたのである。

此の震災燒失區域に於ける區劃整理は、實に帝都復興の根幹を爲したものである。國に於ては復興局、東京市に於ては土地區劃整理局（後に復興事業局）を特設して專ら之に當つたのである（大正十三年三月二十日內務省告示第百三十一號）。右事業に依つて整理せられた總面積は九百四十二萬七千餘坪の廣汎に亙つた。之を六十五地區に分割し、其の內十五地區は內務大臣、五十地區は東京市長に於て施行し、其の事業費は土地整理費移轉補償費二億二千八百五十餘萬圓であつて、之に東京市長の施行に係る新宿、淺草に於ける四萬五千坪、事業費七十六萬九千餘圓を加算すれば面積九百四十七萬二千餘坪、經費二億二千九百二十六萬餘圓の巨額に達する。而して本事

業中新宿及淺草の大火燒失區域は大正十年度一ケ年間に完成し、復興事業に依る六十五地區は大正十二年度より昭和六年度に至る九ケ年繼續事業として昭和七年三月を以て完了した。

二　都市計畫法第十二條に依る土地區劃整理

東京都市計畫區域內に於ける郊外の人口の增加は大震災を劃して其の速度を增し、舊市內の人家密集と砂塵を避けて、閑靜な自然美に親しまむとする傾向は必然的要求であつて、高速度の交通機關の發達に伴つて遠心的に伸展し、省線、會社線等の沿線は無統制なる市街地を構成する傾向が顯著となつた。府は實狀に鑑み土地區劃整理の必要を認め、其の奬勵を企圖した。

土地區劃整理の施行は都市計畫の實現となり、都市の合理的發展に寄與する處尠くないのであるから、大正十三年十二月十一日府令第四十九號を以て耕地整理基本調査施行規程、同奬勵規程、同會計規程を準用し、又大正十三年十二月十五日府令第五〇號を以て土地區劃整理補助規程を發布し、從來の耕地整理に對すると同樣に土地區劃整理に對しても、測量設計等に付て府吏員をして助成せしむる等奬勵指導に努めしめた。其の結果各所に區劃整理組合設立の機運漸次盛となり出願相踵ぐの形勢を呈し、大正十三年五月二十二日設計認可の目黑小川町組合を先驅とし、昭和九年三月末現在の組合認可數六十六地區面積八百五十三萬六千七百二十八坪餘に及んだ。此を地域別にすれば住居地域の五百七十七萬三千七百八十四坪、工業地域百五十二萬七千六百三十坪、無指定地百二十三萬五千三百五十四坪である。

三　耕地整理

都市計畫法施行以前から府は耕地整理に依つて實質的區劃整理を施行し、無秩序に發展する市街地の統制に貢獻しつゝあつた。之れは都市計畫上の理想は別として確かに其の效果、其の利益に於て顯著なるものが認められ、其の發展に寄與し來つた事は敢て贅言を要せざる事である。時恰も大震災により急激なる郊外の發展により、田畑、山林の別なく農耕地は宅地化せらるゝの狀態にあり。此等の地方地主は區劃整理と耕地整理の必要を痛感し、府も亦事業の企劃に、助成指導に努めたので、現在の耕地整理認可の數百六十一地區、面積二千八百九萬二千餘坪に及んだ。之を地域別に大別すれば住居地域千五百七十四萬三千八百四十五坪、工業地域九百四十一萬四百八十九坪餘、商業地域千九百二十坪、無指定地二百九十三萬六千三百四坪である。整理地區の大部分は舊荏原郡方面其の他各所に點在する。之を都市計畫上より考察すれば道路の幅員の改訂、水路及地形等考慮する點は多々有るとしても、都市構成上より見れば之の耕地整理により公私共に其の效果利益は認知せらるゝものと思料する。

四　八王子市の土地區劃整理

八王子は輕工業都市であつて、近郊の人口は漸增の趨勢にあるから、市は大正十五年以來各地主に土地區劃整理の必要を唱導したのであるが、遂に施行せらるゝに到らなかつた。只市街地建築物法に依り各自任意に建築線の指定に依つて亂雜な街區を構成する狀況であつたから、愈々區劃整理の緊要且つ急なるを痛感して組合設立の促進に努めたのである。其の結果東京府の測量設計奬勵助成に依つて昭和九年三月迄に市域內の市街化せる部分を除く全部に對し組合設立を見るに至つた。其の面積八十五萬四千二百三十九坪に及び事業執行中である。組合設立區域は一部商業竝に工業地域であるが、大部分は住居地域であつて、之が完成の曉は八王子市の主要產業た

る家内工業の發展にも寄與する所が多く頗る效果的のものと思ふ。

五　其の分布狀況

東京、八王子都市計畫區域内に於ける土地區劃整理及耕地整理の分布の狀況を示せば左の如くである。

東京、八王子都市計畫區域内土地區劃整理及耕地整理事業一覽表（坪以下及圓以下省く）

名稱	地區數	施行面積 總面積 坪	民有地 (前)面積 (後)面積 坪	公用共用地 道路面積 坪	公用共用地 其他の面積 坪	公用共用地 合計面積 坪	減歩率 %
復興計畫區劃整理	六五	九、四二七、七五三	(前)七、一〇一、五八五 (後)六、〇一四、六三七	一、七〇〇、四三七 二、八八、七四三	六二五、七六九 五八四、四一三	二、三六、一〇七 三、四一三、一五六	一五・四
東京都市計畫區域内區劃整理	六六	八、五六、七二九	(前)七、九四五、四一一 (後)七、〇五三、四一〇	三七二、〇一七 一、三四七、五〇七	二一九、三〇〇 一、三五、八一一	五九一、三一七 一、四八三、三一八	一一・三
八王子都市計畫區域内區劃整理	六	八六四、三九	(前)八〇四、九一〇 (後)六九四、七九四	三七、五九五 一四三、八五九	一一、七三三 一五、五八五	四九、三二八 一五九、四四五	一三・七
合計	七三	九、三九〇、九六八	(前)八、七五〇、三二一 (後)七、七四八、二〇四	四〇九、六一二 一、四九一、三六六	三三一、〇一三 一、五一一、三九六	六四〇、六四五 一、六四二、七六三	一一・五

名稱	事業費總額（坪當額）	內工事費（坪當額）	內事務費（坪當額）
復興計畫區劃整理	二二八、五一二、二六七円 （二四・二三八円）	一円	*一円
東京都市計畫區域内區劃整理	九、〇四〇、三五六円 （一・〇五八円）	五、五八九、八三七円 （〇・六五五円）	三、四五〇、五一九円 （〇・四〇三円）

東京都市計畫區域內土地區劃整理並耕地整理地區分布圖

八王子都市計畫區域內區劃整理									
合計	四四七、六〇〇 (〇・五二三)	九、四八七、九五六 (一・〇一〇)	二九〇、八〇〇 (〇・三四〇)	五、八八〇、六三七 (〇・六二七)				一五六、八〇〇 (〇・一八三)	三、六〇七、三一九 (〇・三八三)

備考 *一 割無償提供五分四厘に對し補償費八七、八五三、六六四圓五四　移轉補償費一四〇、六五八、六〇二圓七六　工事費は含まず。

目下認可申請中

名稱	地區數	施行面積							
		總面積	(前)(後)民有地面積	公共用地				減歩率
				道路面積	其他の面積	合計面積		
東京都市計畫區域內區劃整理	三	二七三、三七四坪	(前)二三一、九二八坪 (後)二二六、九八九	二一、四三六 三五、三八五	〇 〇	二一、四三六 三五、三八五		一三・九%
東京都市計畫區域內耕地整理	二六	(前)二六、一六八、〇九三 (後)二四、一四四、六七五	(前)一〇九六、三五四 (後)九九八、八五一	一、〇九六、三五四 九九八、八五一	八二七、九〇二 九四九、〇三三	一、九二四、二五六 一、九四七、八八三		七・八

名稱	事業費總額(坪當額)	內工事費(坪當額)	內事務費(坪當額)
東京都市計畫區域內區劃整理	一三一、一〇〇円 (〇・四七九)	一〇三、五〇〇円 (〇・三七八)	二七、六〇〇円 (〇・一〇一)
東京都市計畫區域內耕地整理	一二、〇九四、八四〇 (〇・四三〇)	七、二三五、三四三 (〇・二五七)	四、八五九、四九六 (〇・一七三)

京都市に於ける土地區劃整理

京都市土木局長　高田景

一　沿革

輓近商工業の勃興、交通機關の發達は、其の結果として人口の都市集中の傾向を著しくし、住宅、勞働、交通、教育、衞生、保安等に關し幾多の重大なる問題を釀成した。此等の都市問題を解決する重要なるもの〻一として考究されたものに土地區劃整理がある。

京都市の市勢も近時異常なる發展をとげ、特に本市に於ける絶好の住宅地たるべき周邊部に於ては、農耕地が急激なる勢を以て市街化するに拘らず、其の間何等の統制なき爲め漸く亂雜無秩序に陷らんとするを見るに至り、これを自然に放任するときは、千有餘年の昔より街衢井然たるを誇りし本市も將來の大なる禍根を殘す處あり、之が統制ある發展に一定の規矩を與へるが爲には土地區劃整理を施行するに如かずとし、此の計畫に著手したのである。

卽大正八年十二月內閣の認可を得たる都市計畫事業路線（其延長約二十五哩）は財源難の爲め、事業の執行遲

々として進まず、大正十五年度迄に漸く延長約四哩を執行したるに止まり、事業年度割の半を經過するに拘らず全事業の約六分の一を執行したるに過ぎず、而かも本市周邊部に於ける發展の狀勢は之を遷延するを許さず、都市計畫事業の執行を促進する爲め何等かの方策を講ずるの必要に迫られた。

玆に於て大正十四年六月頃より、都市計畫事業路線の中所謂外廓循環線（第一號線、第三號線、第四號線の一部）を中心として其の兩側に、夫と各路線の幅員の約十倍即ち百二十間乃至百五十間の部分を劃し其の坪數約三百十三萬坪に對し土地區劃整理を施行するの計畫を樹てた。其後更にこの區域を擴大して約四百二十五萬坪となつてゐる。

是より先、大正十三年一月敷地割調査會を設けて、補助街路計畫を樹て其の成案を都市計畫として決定し、これが此の方面に於ける區劃整理の設計の基準となつたのである。

斯くて一は以て事業路線敷地を區劃整理の施行者をして提供せしめ以て都市計畫事業の促進を圖り、他は以て附近地の亂雜無秩序なる發展を防止し、整然たり統制ある市街地構築に資する所あらしめんとしたのである。

二　都市計畫土地區劃整理區域の決定

元來土地區劃整理は土地所有者竝に關係人の自發的施行に俟つを本則とするものである。斯くては本計畫の目的を達する事能はざる場合あるべきを慮り、土地所有者、關係人等に於て自發的に施行せざる場合は之を强制し得る途を拓きおく必要あるを以て、大正十四年十一月之を都市計畫として決定せられんことを內務大臣に申請し、大正十五年九月之が認可を得た。其の地積約三百十三萬坪である。更に昭和三年七月此の區域追加の認可を得て、總地積は約四百二十五萬坪になつたのである。斯くして幅二百四十間乃至三百間の帶狀を以て本市の舊市街の北部、西部、南部の一帶及東部の一部を取りまく區域が、京都都市計畫土地區劃整理區域として決定したのである。

仍て前記の區域內に於て、內閣の認可後一ケ年內に土地所有者竝に關係人が自發的に區劃整理の施行に著手する者なき場合は、京都市は都市計畫事業として整理を施行し得ることになつた。

左に參考の爲に本市の土地區劃整理を都市計畫として決定する際の理由書を揭げることゝする。

京都都市計畫土地區劃整理理由書

京都市の膨脹發展に伴ひ市の內外に瓦り家屋を建築するもの益々增加の趨勢に在り。然るに土地の區劃亂雜の爲隨所に組織なき市街地を形成し、都市計畫上甚だ遺憾とする所多きを以て此の際統制ある新市街地の規矩を定めて、秩序ある發展を圖らむとす。就ては都市計畫事業路線中外廓循環幹線たる第一號線、第三號線及第四號線の一部の周圍に於て、大體其の受益者負擔區劃たる道路幅員の十倍の地域を以て土地區劃整理の區域となし、都市計畫道路事業と相俟て土地の區劃を整理し、以て關係地區內に於ける土地の宅地としての利用を增進し、旣成市街地の周邊に健全なる新市街の開發を期せむとする所以なり。

三　土地區劃整理事業の概況

土地區劃整理の重要なる目的は、街廓竝に宅地割の整正、從て道路の新設改築にあるが、公園の新築擴築、河川の改修等の事業も亦此の中に包含せしむることが出來る。卽ち是等の總ての事業が渾然統一せられて整理施行せらるゝ事に依り始めて土地區劃整理事業の意義を全うする譯である。

本市に於ける土地區劃整理もその究極の目的は、都市計畫事業として市の執行するものたると、本市の助成する組合施行のものたるを問はず、街廓竝宅地割の整正はもとより、都市計畫事業路線及補助道路の新設、擴築、河川改修、兒童遊園敷地の造成等、本市周邊部に於ける交通、衞生、保安、經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を增進する爲め、理想的なる新市街建設に關する重要施設の根本基準を確立するにある。

故に既定の都市計畫街路設計を基準とし、之に幅員三間或は四間の補助街路を適當に配置連絡せしめ、各ブロックを大體東西六十間、南北三十間（住居地域と工業地域とにより差異あり）に劃るやう原案を作製し、全區域を十調査區に別ち、當該調査區より推薦せる臨時委員を加へ、敷地割調査會特別委員會を組織し、其の審議を經て設計を立案せるも各調査區内に於ける建築に何等かの統制を加へなければ整理施行を困難ならしむるのみならず、工事費の膨脹を來すを以て之を未然に防ぐ爲め、別記の設計案に基き地方長官に對し建築線指定の申請を爲し、昭和二年七月府告示を以て之が指定を受けた。而して必要に應じ建築線明示を出願せしめ、都市計畫街路と同樣實測の上、路線幅杭を打ち之を明示した上建築せしむることゝした。

然るに土地區劃整理に關しては特別の法律なく、都市計畫法第十二條、第十三條に依り耕地整理法を準用するを以て、事業の遂行上不便尠からず。殊に耕地整理法第四十三條の、「建物ある宅地」は土地所有者竝關係人の同意を得るに非れば之を土地區劃整理地區に編入する事を得ず。斯くては本市周邊部の如き比較的建築物多く且つ新築の趨勢熾烈なる所に於ては、土地區劃整理は合理的、效果的に施行し得ざるのみならず、此の事業に依る利益の享受と費用の負擔との間に公平を缺くこと甚しきものあるべきを以て、此等の點に關する都市計畫法の一部改正は多年の要望にして、屢々主務省と協議を重ねたるも種々の事情により容易に實現せなかつた。

而かも本市は曩に都市計畫土地區劃整理施行區域を内閣の認可を得て決定してゐる關係上、本事業實施の緩急は施行區域内住民竝土地所有者等の利害得失に重大なる關係あるを以て、本市は一方に於て法の改正に種々の努力を拂ふと共に他方事業實施の準備を進め、土地所有者の合意に依る事業即組合としての事業の遂行を助成するの途をとり、法の不備の難關を突破して、昭和二年以來日夜組合設立に力を盡したる結果多くの組合の設立を見たけれども、元來合意に依り成立せる組合には外部的に何等の强制力なき爲、事業の進捗意の如くならず、組合員間の關係圓滑なりし組合のみ順調に進み工事の竣成を見たるものありて、僅かに其の面目を維持し來つたのである。

斯くする間に吾々が法規の改正に付き拂ひたるあらゆる努力は遂に報いられる時が來た。即ち昭和四年勅令第三九五號に依る改正にて、都市計畫法施行令第十六條第二項に於て土地區劃整理事業に依る利益の享受と費用の負擔との間の公平を保ち得る事となり、漸く區劃整理事業に曙光を認め得るに到りたるも、尚「建物ある土地」を强制編入し得ざる限り本事業の完全なる遂行を望む事は出來ない憾みがあつたが、幸、昭和六年三月法律第十五號抵當證券法を以て、都市計畫法一部の改正あり耕地整理法第四十三條の規定に拘らず建物ある宅地をも土地區劃整理施行地區に編入することを得るに至り（都市計畫法第十五條ノ二）本市は多年の要望を達し、土地區劃整理事業は非常なる活氣を呈するに到つた。

爾來本市は既設組合にして事業遂行の實績擧らざるものは之を解散せしめて本市に於て代執行する方針を取

都市計畫土地區劃整理區域內外廓循環幹線路線別面積（面積概算　昭和九年七月一日現在）

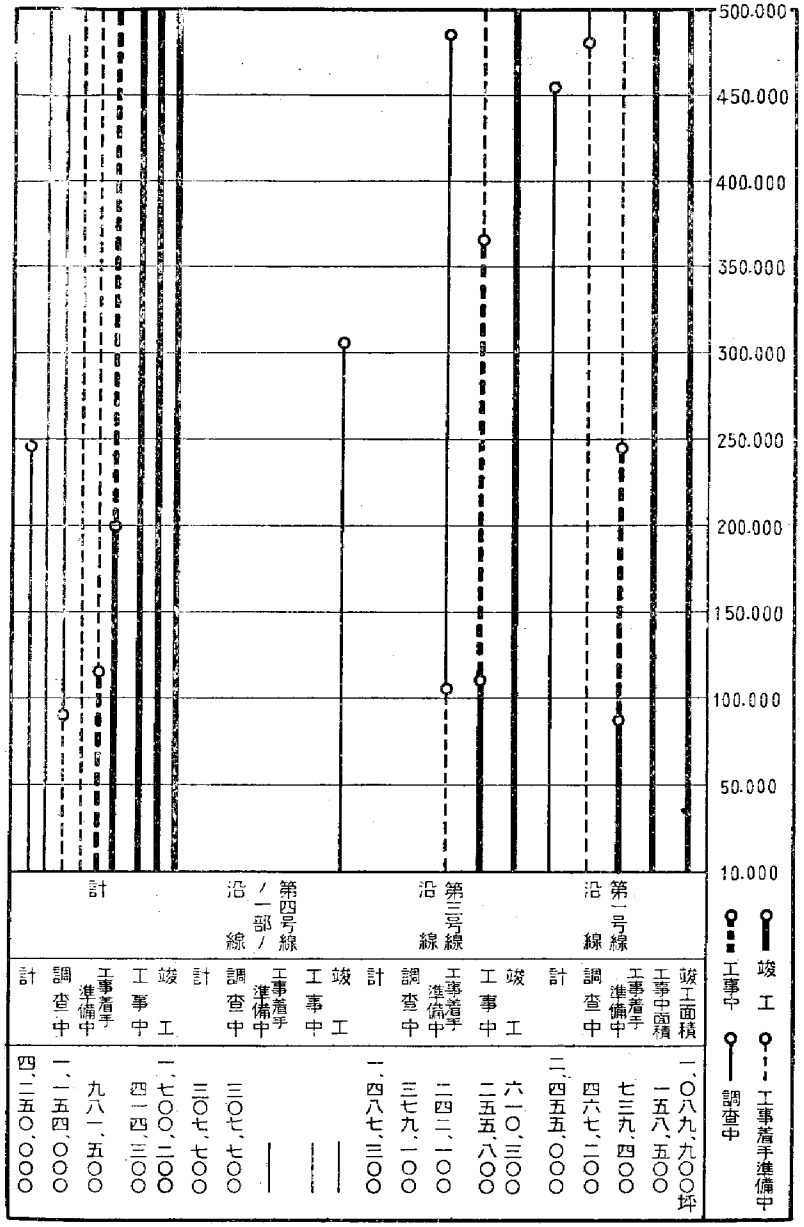

第一号線沿線	竣工面積	一、〇八九、九〇〇坪
	工事中面積	一五八、五〇〇
	工事着手準備中	七三九、四〇〇
	調査中	四六七、二〇〇
	計	二、四五五、〇〇〇
第三号線沿線	竣工	六一〇、三〇〇
	工事中	二五五、八〇〇
	工事着手準備中	二四二、一〇〇
	調査中	三七九、一〇〇
	計	一、四八七、三〇〇
第四号線ノ一部ノ沿線	竣工	——
	工事中	——
	工事着手準備中	——
	調査中	三〇七、七〇〇
	計	三〇七、七〇〇
計	竣工	一、七〇〇、二〇〇
	工事中	四一四、三〇〇
	工事着手準備中	九八一、五〇〇
	調査中	一、一五四、〇〇〇
	計	四、二五〇、〇〇〇

り、且つ土地區劃整理施行區域中未だ組合の設立せられざる部分は、組合の設立困難なる個所のみなるを以て、此の部分は今後は代執行により事業の進展を期する腹を定めたのである。此の爲に既設組合中には其の實績擧らざる爲、遂には市の執行を免れざることを悟り自ら進んで事業を執行する事としたものもあり、斯くの如くにして本市に於ける土地區劃整理事業は最近急速に進み、曩に內閣の認可を得たる都市計畫土地區劃整理施行區域約四百二十五萬坪の中、組合施行地區、代執行地區を通じ、工事著手準備中のもの、工事中のもの、竝に工事竣成せるものを合すれば、約六割强に達し、殘部も著々調査中なるを以て、本市周邊部一帶の面目を一新する日もさして遠くはあるまい。

四　京都市に於ける土地區劃整理の種類

1　都市計畫法第十三條による區劃整理　大正十五年九月竝に昭和三年七月京都都市計畫として內閣の認可を得たる土地區劃整理施行區域內に於て、其後一ケ年內に其の施行に著手せざる地域、竝に組合の設立ありたるも事業の遂行到底不能と認められたる組合は、之を解散し本市に於て土地所有者又は關係人等に代て都市計畫事業として執行するものである。

代執行に就ては吾國に於て極めて特例なる一、二のものを除く外、其の例なく、加ふるに法律の不備により幾多の難問題が錯綜して居つた爲、都市計畫法第十三條の規定あるに拘らず、そのまゝでは如何にするも理想的に區劃整理を施行することを得なかつた。故に本市は先づ事業遂行上の一大難關たる法規の改正に就き有らゆる努

力を續け、遂に昭和四年十二月に都市計畫法施行令、昭和六年三月都市計畫法の各一部の改正あり（詳細は前章に記述せり）、代執行の前途に坦々たる大道の拓かれたる感を抱かしめた。而かも昭和六年四月隣接市町村の編入實現せらるゝなど、愈々代執行の機運到來したので、逐次代執行の命令を受け、現在受命地區七、內申中のもの一地區を見たのである。

尙ほ公共團體の施行する土地區劃整理も大體に於ては耕地整理法を準用するも、之を準用し難き事項に關しては勅令を以て必要なる規定を設くることが出來る（都市計畫法第十三條第二項）。

現在本市の都市計畫土地區劃整理施行區域內に於て未著手の部分は、概ね既設建造物多く、組合にては到底施行し難き事情にあるを以て、此の部分は何れも本市の代執行に依るの外なきものと認め、目下之が準備調査中である。

2　都市計畫法第十二條に依る區劃整理　土地區劃整理事業は、元來土地所有者竝關係人の自發に俟つべきものであり、都市計畫法第十二條に基くものがそれである。この場合は都市計畫法に別段の規定ある場合を除くの外耕地整理法を準用することになつてゐる（都市計畫法第十二條第二項）。

本市の都市計畫土地區劃整理施行區域の內外に亙り既に設立されたる組合は其數十九に達し、內二組合（西院南部組合、西ノ京南部組合）は組合としては事業遂行の見込立たざるを以て、一は解散して本市の代執行に依り工事は既に完成し、他は既に解散認可申請と同時に代執行命令の內申中である。

尙ほ組合施行以外に共同施行のもの二あり。他に本市に對し助成方申請中のものが一ある。

本市に於ける土地區劃整理事業は、本則として土地所有者又は關係人をして自發的に施行せしめる計畫であつたので當初には組合の設立に全力を注ぎたる結果、前記組合の設立は大體に於て法規の改正以前になつたもので、事業の順調に進捗したるも、中には諸種の事情により事業の停頓中のものもあつたが、法規の改正に刺戟せられ、二組合を除く外一齊に事業の遂行に拍車をかけ、爾來急速に其の進捗を見るに至り、現在に於ては各組合の內大部分は何れも工事竣功し既に解散せるものも二、三ある。

共同施行のものは二つとも面積比較的小にして何れもその目的を達して解散してゐる。

五　土地區劃整理事業の助成

1　事務上の助成　本市は大正十五年十一月土木局內に區劃整理課を新設し、年々多額の事務費を計上して、區劃整理に關する事務一般に對し助成奬勵をしてきた。又一方「京都市土地區劃整理助成に關する規程」を定め、これに基き本市內に於て土地區劃整理を施行せんとするものが、本市にその助成を申請したる時は、當該工事の設計、測量、工事監督及認可申請其他あらゆる手續を補助することゝしてゐるが、勿論其の施行地區が京都都市計畫土地區劃整理施行地域の內たると外たるとを問はない。

2　都市計畫街路に關する補給　本市に於ては「都市計畫街路補給に關する內規」を定め、これにより土地區劃整理施行者に於て、地區內にある都市計畫街路を築造する時は、其の工事費の一部を補給することにしてゐる。

元來都市計畫街路は市に於て工事をなすべきもので、從て用地買收費、地上物件の移轉費、道路工事費も市に於て負擔し、市は其の財源として事業に要したる費用の一部を受益者負擔金として沿線の土地所有者から徵收すべきが本則である。併し本市の都市計畫土地區劃整理事業に於ては、施行者側からその敷地を提供せしめ且つその築造工事費も施行者に於て負擔するのであるから、施行者側の負擔の輕減を計る意味に於て、本市は都市計畫として內閣の認可を得てゐる街路上の地上物件移轉補償費總額に相當する額を施行者に補給することにした。勿論此の場合は受益者負擔金は賦課せないのである。

3　**除斥地負擔に關する補給**　都市計畫土地區劃整理區域は前述の如く、外廓循環路線の受益者負擔區域を標準として、當該路線の兩側に大體十倍の區域を劃して內閣の認可を得て決定したのである。故にこの區域內に於て土地區劃整理を施行する際に、その施行地區に耕地整理法第四十三條該當地其他諸種の事情により該施行地區より除斥せざるべからざる個所の存在することは止むを得ないことではあるが、この除斥地の多寡は組合費又は施行費（代執行の場合）の負擔に大なる影響を生ずるが故に、本市に於ては「土地區劃整理除斥地負擔金補給に關する內規」を定め、都市計畫土地區劃整理區域內に於て各施行地區に編入せらるべくして除斥されたるもので、五千坪を超ゆる一團地を集成せる除斥地ある場合に、これに對し本內規に定めたる方法により、外廓循環路線の敷地價格を配分し得たる割當に相當する金額を限度として當該整理施行者へ補給することにし、以て同地區內土地所有者の負擔が不當に過重となることを防いでゐるのである。その理由は大體本市の都市計畫土地區劃整理區域は外廓循環線の境界から道路幅員の十倍の地域を劃して決定したものであつて、その地域は道路工事に依りて沿道の土地所有者に課せらるゝ受益者負擔金の賦課區域に依つたからである。つまり除斥地に對する補給金は受益者負擔金を逆に行く譯である。

京都市土地區劃整理助成ニ關スル規程（告示第三四三號　大正一四・五・一三）

第一條　都市計畫法ニ基キ本市內ニ於テ土地區劃整理ヲ施行セムトスル者ニ對シテハ其ノ申請ニ因リ當該工事ノ設計、測量及認可申請其ノ他ノ手續ヲ補助スルモノトス

第二條　前條土地區劃整理施行者ニ於テ現場付監督ノ爲技術員派遣ノ申請ヲ爲シタルトキハ市長ニ於テ其ノ工事ノ種類複雜困難ニシテ特ニ當該監督ノ必要アリト認ムル場合ニ限リ之ヲ派遣スルコトアルヘシ

第三條　本規程ニ依リ本市ニ於テ作成其ノ他補助ヲ爲シタル設計書ハ法令又ハ法令ニ基ク監督官廳ノ命令ニ依ル場合ノ外市長ノ承認ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第四條　前三條ノ規定ニ因リ必要ナル費用ハ本市ニ於テ之ヲ負擔ス

第五條　本規程ニ依リ補助ヲ受クル者ニ對シテハ市長ハ隨時吏員ヲ派遣シテ左ノ事項ニ付監督指導ヲ爲サシム

一、所定ノ設計ニ對スル工事施行ノ適否
一、工事施行ノ方法及工程
一、工事用材料ノ適否
一、工事施行事務處理ノ狀況
一、其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムル事項

前項ノ監督指導ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

第六條　本規程ニ依リ補助ヲ受クル者ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ市長ハ當該補助ヲ取消シ若ハ停止シ其ノ既ニ要シタル費用ノ全部又ハ一部ヲ辨償セシムルコトアルヘシ

一、第三條又ハ前條第二項ノ規定ニ違反シタルトキ
一、市長ノ承認ヲ得スシテ工事ニ著手セス又ハ之ヲ中止シ若ハ廢止シタルトキ
一、市長ニ於テ設計測量又ハ整理ノ施行ニ關シ不都合ノ行爲アリト認ムルトキ

第七條　本規程ノ施行ニ關シ必要ナル事項ハ別ニ市長之ヲ定ム

附　則

本規程ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

都市計畫街路補給ニ關スル內規

（昭和六年七月一日市長決裁）

第一條　土地區劃整理組合ニ於テ其ノ地區內ニアル都市計畫街路ヲ築造スルトキハ其ノ工事費ノ一部ヲ補給スルコトヲ得

第二條　前條ノ補給ハ本內規ノ定ムル所ニ依リ當該年度豫算額ノ範圍內ニ於テ交付スルモノトス

第三條　補給ヲ受ケントスル者ニハ左記書類ヲ添付シタル申請書ヲ提出セシムヘシ

一、事業計畫概要書
一、事業費豫算書
一、補給ヲ受クヘキ地上物件移轉費明細書

第四條　前條ノ申請書ヲ受理シタルトキハ實施ニ付精査シ其補給額ヲ決定シ指令ヲ發スヘシ

第五條　補給金ハ申請書ニ記載シアル地上物件ノ移轉完了後補給額ノ範圍內ニ於テ實費ヲ交付スヘシ

第六條　補給金交付ノ指令ヲ受ケタル者左記各號ノ一ニ該當スルトキハ其指令ヲ取消シ既ニ交付シタル補給金ハ之ヲ還付セシムルモノトス

一、事業ノ執行ニ關シ不正行爲アリト認メタルトキ
一、事業遂行ノ見込ナシト認メタルトキ
一、其他指令ニ付シタル條件ニ違反シタルトキ

第七條　補給ヲ爲シタル組合ニ對シテハ市長ハ隨時係員ヲ派遣シ組合ノ會計ヲ檢査シ又ハ調査ニ必要ナル書類ヲ提出セシム

附　則

本內規ハ昭和六年度分ヨリ施行ス

六　土地區劃整理と兒童遊園

近來本市は膨脹發展著しく、市の內外に亙り家屋を新築するもの益々增加する趨勢であるが、これに統制ある新市街の規矩を定めて秩序ある發展を圖らんとするのが土地區劃整理の任務であり、これにより本市は周邊に健全なる市街地の開發に努力してゐる。而して斯くの如き際、兒童遊園又は小公園につき考慮されることは當然である。

元來本市に於ては兒童遊園少く、曩に本市が市內に於ける兒童の遊戲場所を調査したるものによると、道路が第一位で三八・八六パーセント家の內二六・七四パーセント家の庭先一一・五〇パーセントで、次で學校、社寺、公園、遊園、旅行、遠足、芝居、活動其他となつてゐて、危險なる道路上の遊びが最も多く不健全なる家の內が次位となつてゐるが、これは兒童に對して自由なる天地が與へられてゐないからである。この意味で今後住宅地には兒童遊園を設置する必要があるのである。一方本市には社寺が相當に多いけれど、之を以て兒童遊園の代用たらしめるにはこの敷地が一方的に集團して存在し、尙且つ之を代用の遊園たらしめるには相當考慮を要すべきものがあり、現在としては其の目的を充分に補つてゐるとは思はれない。

故に土地區劃整理と同時に之を設置しておくことが最善の策なりと考へ種々調査の結果、區劃整理區域内の兒童遊園設置標準を定めた。而して區劃整理施行者としては兒童遊園敷地を提供し、その設備等の一切は本市に於てすることになつてゐる。

七　土地區劃整理事業の財源

（一）代執行の場合　土地區劃整理の施行に要する費用は整理地區内の土地所有者又は關係人の負擔たることは論を俟たない（都市計畫法第十六條第一項）。併し乍ら本事業の性質上費用の大部分は工事費であり、而かも工事費は事業の初期に於て必要とするを以て、從て整理の施行に要する費用の大部分を土地所有者又は關係人が一時に負擔することが必要となる。斯くては土地所有者又は關係人に對して酷であり、何とかしてこれが負擔を緩和せなければ延いては事業の進展に支障を來す虞があるので、本市に於ては前年度迄は本市の剩餘金を一時運用することにし八年度著手以後のものは今春、大藏省の認可を得て低利資金の借入に依ることゝなり、何れも三ケ年乃至五ケ年の年賦にてこれを繰戻すことゝし、各地區別に財政計畫を樹立し以て土地所有者又は關係人の負擔の緩和を圖ることゝした。

卽ち土地區劃整理の財源としては土地所有者竝に關係人より賦課徵收する施行費收入が第一であり、其他都市計畫街路に對する補給金、除斥地に對する補給金等も又重要なる財源と言ふことが出來る。

（二）組合施行の場合　代執行の場合と同じく其の財源は、土地所有者又は關係人卽ち組合員より徵收する組合費及び都市計畫土地區劃整理區域内の組合にありては其の外に都市計畫街路に對する補給金、除斥地に對する補給金等である。

唯、事業の初期に於ける組合員の一時の負擔の緩和を圖る爲には、代執行の場合と異り、主として低利資金を借り入れて之に充て、年賦を以て償還することにしてゐる。其の他一時的には他の銀行、信託、信用組合、個人等から借り入れることにしてゐる。

又組合に於ては施行費捻出の爲特別處分地を設け之を賣却して費用の一部に充當してゐる。又組合の中には費用の全部を特別處分地賣却に依りて得たるものを以て支辨したものも一、二ある。

京都市に於ける土地區劃整理事業一覽表

第一　京都都市計畫土地區劃整理區域内

A　代執行地區（都市計畫事業土地區劃整理地區）

事項＼地區名	西第一地區	南第一地區	北第一地區	西第二地區	西第三地區	南第二地區	東第一地區	西第四地區
施行命令内申	昭和六・二・廿五	昭和六・五・一六	昭和七・五・九	昭和七・九・九	昭和八・二・三	昭和八・一〇・二	昭和八・一一・二八	昭和九・四・七
施行命令	六・七・二	六・九・四	七・七・六	七・一一・一〇	九・五・二四	九・五・二四	九・五・二四	九・五・二四
設計認可	七・四・四	七・一一・二二	八・一〇・二七	九・三・一〇				
土地所有者	三六人	三九六人	三三五人	一四一人	二三四人	二四四人	一八〇人	二六八人

事項	地區名	西第一地區	南第一地區	北第一地區	西第二地區	西第三地區	南第二地區	東第一地區	西第四地區
施行地積		二四四、九三 坪	一九一、三六三 坪	四九、九五五 坪	八六、八五九 坪	一四〇、三三八 坪	二三四、四九三 坪	一九五、三九一 坪	二八、七三 坪
費用賦課地積		一九七、一六八	一六六、五一五	四三、一八八	三五、六三五	一三三、三五二	一九四、六二三	一三五、六二一	一八四、〇二三
整理前等位決定		昭和 七・七・一五	昭和 八・五・一二	昭和 八・一二・一二	昭和 九・三・三〇				
使用區域指定		七・七・七	八・四・二〇	八・一一・一四	九・四・三五				
工事著手		七・九・一九	八・九・一	八・一二・一九	九・七・一六				
同上竣功		豫定 九・七・三一	豫定 九・一一・三〇	豫定 九・八・三一	豫定 一〇・三・三一				
經費									
總豫算		二八一、四八三 円	三〇七、三八 円	九五、〇一〇 円	一五四、七〇四 円	二六一、三二六 円	四〇四、一七〇 円	五六、四九六 円	三五、七〇 円
工事費		九三、六五三	一三〇、〇〇〇	三〇、三一一	九三、九〇〇	一三一、四三四	一五八、三五〇	三八、七九	三三、一〇八
補償費		一六三、八二一	三四八、三一八	三五、八五〇	四一、一五〇	九七、六五〇	一八、七〇〇	二八、七九	三三、六三
其の他		三五、一〇九	二九、〇九〇	一〇、六〇九	一〇、九六	三一、一〇二	三七、一一〇	七、一七	七、九四九
補給費		一二三、三八二	三三、七四九	二〇、七四	一三、三一四	五五、一五	二九、三〇〇	二三、〇〇九	一五四、四六二
差引地區負擔額		一六七、九〇一	一三、三六九	七四、一三六	一四一、一九〇	三〇六、一三三	三七四、四七〇	三六三、四八七	三八一、一三八
坪當經費		円 一・三一	円 二・九五	円 一・九〇	円 一・七八	円 一・八六	円 一・八〇	円 二・九八	円 二・四四
坪當負擔		一・三一	一・〇四	一・七〇	一・九〇	一・六八	一・九三	二・〇九	二・〇六
減歩率		豫定 〇・一六五	豫定 〇・〇八三	豫定 〇・一三五	豫定 〇・一四二	豫定 〇・一二〇	豫定 〇・一四七	豫定 〇・一四七	豫定 〇・一六二

事項	概	工事						
都市計畫路線名並延長（主要道路）		第一號路線 五九五 間	第三號路線 三一七 間	第一號路線 二〇五 間	第一號路線 二六八 間	第十號路線 二一四 間	第三號路線 三四 間	第一號路線 五七三 間
幅員		一八三 三六八	三二一 三七二	四〇	三四三 三〇九	一八八 一六三	三七七 二八一	一六一 三〇〇
整理後道路面積施行面積に對する比		〇・二〇五	〇・一八一	〇・一九九	一八、三二三 坪 〇・二一二	二七、七六九 坪 〇・一九八	一〇四 二八六	四四〇 三五四
改修河川名及延長		清滝川 巾 一・六五 間 延長 三八七	紙屋川 巾 二・五五 間 延長 二一〇	宇田川 巾 一・三 間 暗渠 延長 一〇二	宇田川 巾 一・五 間 延長 三三三	西洞院川七條通迄 巾 一・三 間 十條通東西 延長 一四五	太田川 上流 巾 一・五 間 延長 四〇 下流 巾 〇・五 間 延長 二九三	北白川水路 巾 〇・六七 間 延長 二六二
架橋數竝場所		橋梁 四ケ所	疏水 一ケ所	紙屋川 二ケ所	堀川 六ケ所	西洞院川 八ケ所	疏水分水路 二ケ所	
兒童遊園地面積施行地積に對する比		一、七六四 坪 (二ケ所) 〇・〇〇四二	一一七 (一ケ所) 〇・〇〇〇六	四五五 (一ケ所) 〇・〇〇二七	九七七 (一ケ所) 〇・〇〇一三	八八六 (一ケ所) 〇・〇〇五三	一、五〇〇 (二ケ所) 〇・〇〇六七	一、二八九 (二ケ所) 〇・〇〇五一

事項＼地區名	西第一地區	南第一地區	北第一地區	西第二地區	西第三地區	南第二地區	東第一地區	西第四地區
工事請負金額	八五、三七四円	一一〇、〇〇〇円	二七、九〇〇円	セメント 一〇、三九〇円 工事 六四、〇〇〇円				
請負人氏名	木下松之助	大林組	若林工業株式會社	合資會社清水組 （但セメントは本市より支給）				

B 組合施行地區

事項＼組合名	下鴨組合	東紫野組合	西紫野組合	金閑寺組合	西ノ京北部組合	西院北部組合	西七條組合	西寺組合
設立認可申請	昭和五・九・五	昭和四・三・一五	昭和三・一〇・三	昭和五・八・二六	昭和三・一・一三	昭和三・三・一六	昭和五・三・二四	昭和五・九・三
設立認可	五・一二・七	四・一一・二三	四・一・一〇	六・九・二三	三・五・一六	三・七・三	六・二・三	六・六・一
第一回役員選任認可	六・二・一七	五・三・一七	四・二・一六	六・一二・七	三・六・七	三・一二・七	六・五・二三	六・八・二八
土地所有者	二七人	五三四人	三三八人	一一六人	一二七人	一六五人	四五五人	二四九人
施行地積	一三四、七五三坪	一六八、三七四坪	八七、三三四坪	八五、五八一坪	二七、七三九坪	一二、三九坪	四二、四七坪	三五七、八七三坪
費用賦課地積	一一七、八三五坪	一四四、九三一坪	七八、一〇三坪	三四、六〇一坪	三四、一七三坪	一〇三、三一七坪	三六、四八三坪	三〇五、九一四坪
整理前等位決定	七・一・一七	五・一〇・一〇	四・五・一七	七・三・一六	四・九・五	七・四・四	七・七・三	七・七・三
使用區域決定	七・一・二七	五・一〇・一〇	四・五・一七	七・三・一六	四・一一・七	七・四・四	七・七・三	七・七・三
工事著手	七・三・二三	六・一・一〇	五・二・一三	七・五・三五		七・一一・二四	七・一一・二四	八・一・一九
同上竣功	七・一〇・三〇	七・六・一〇	六・三・二八	八・一・一五		八・三・三一	確定 九・七・三一	九・五・三一

事項＼地區名	西第一地區	南第一地區	北第一地區	西第二地區	西第三地區	南第二地區	東第一地區	西第四地區
經費 總豫算額	三一〇、〇一三円	三四六、三〇三円	一三、四〇〇円	三四二、一六四円	一三〇、七六六円	四三、九六四円	一、四二九、八三七円	八三五、四〇八円
工事費	一三〇、二五五坪	一五七、一三一坪	五、四〇〇坪	九〇、一九九坪	四六、四〇坪	一二、三九坪	三五〇、五六九坪	四六四、四一三坪
補償費	三三、七九二坪	一二八、九〇三坪	九三、〇四三坪	一七、五七〇坪	一七、四〇坪	一〇三、三一七坪	五九二、九〇〇坪	一七一、九九四坪
其の他	四五、九六五坪	六〇、三六七坪	一八三、三九一坪	一三、〇七坪	一三、一七坪	九〇、三三四坪	三〇六、三六七坪	一八九、〇〇一坪
補給費	一九、七四九坪	六九、〇九七坪	八〇、三六三坪	二、五九一坪	二、五九一坪	一五四、九一三坪	一八、三〇〇坪	一二、一三坪
差引地區負擔額	二〇〇、二六三円	二七七、四〇五円	二六、八一一円	二八、一九五円	二七、〇八六円	二七九、〇五三円	一、一四二、三五七円	七二三、二八三円
坪當經費	一、六三円	二、〇五円	二、九二円	二、五七円	二、八六円	二、八六円	三、四六円	二、三〇円
坪當負擔	一、六九円	一、九一円	三、三五円	二、九三円	二、九三円	二、七三円	三、四一円	二、三五円
減歩率	〇・一八九	〇・一五五	〇・四九	〇・一四四	〇・〇九七	〇・一三三	〇・一四四	〇・一三五
都市計畫路線（主要道路）の番號竝延長	第一號路線 五九〇間 第六號路線 二九	第一號路線 六三九間 第二號路線 三一	第一號路線 四三九間 倒潰工事のみ 二六九 第十一號路線 一四九（地區より除斥） 九・六	第一號路線 三三五間 第十一號路線 一三一間	第一號路線 一四九間	第一號路線 二八九間	第一號路線 七三五間 第三號路線 四一三	第三號路線 七〇七間 第十八號路線 六三九
工事 各路線の幅員左記の如し	第二號線（一）十五間 第二號線（二）一〇 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二	第二號線 一八 第三號線 一二 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二	第二號線 一六 第三號線 一二 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二	第二號線 一六 第三號線 一二 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二	第二號線 一六 第三號線 一二 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二	第二號線 一六 第三號線 一二 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二	第二號線 一六 第三號線 一二 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二	第二號線 一六 第三號線 一二 第六號線 一二 第十一號線 一二 第十八號線 一二
整理後道路面積	三一、〇九二坪	三五、三五五坪	一七、〇九坪	一七、六四〇坪	一〇、一五六坪	一七、二六九坪	七七、九三四坪	七〇、〇二六坪

事項＼組合名	下鴨組合	東紫野組合	西紫野組合	金閣寺組合	西ノ京北部組合	西院北部組合	西七條組合	西寺組合
概況 施行地積に對する比	0・0三六	0・0110	0・0一九	0・0三五	0・0一五五	0・0一三五	0・0一八五	0・0一九五
概況 改修河川名幅員延長	泉川 巾 一・七五間 延 二四三間	堀川運立 巾 三間 延 四五六間		紙屋川 巾 二・四間 延 二七二間	御室流し 巾 〇・五間 延 六五間		天神川 巾 六間 延 五四八間	天神川 巾 七間 延 五四〇間
概況 架橋數竝場所		堀川暗渠 巾 五尺 延 二三・九〇間						
概況 兒童遊園地面積	一、一七二坪（二ケ所）	一、四七坪（二ケ所）	離宮山公園を市に於て施行の爲設けず	九〇三坪（一ケ所）	二四坪（一ケ所）	一、〇二八坪（一ケ所）	三、三二八坪（四ケ所）	六、〇二五坪（四ケ所）
概況 施行地積に對する比	0・0〇五七	0・0〇八五		0・0一〇五	0・00六五	0・00五〇	0・00六〇	0・00一七
概況 工事請負金額	四八、九〇〇円	六四、二六〇円	三、四〇〇円	六五、三三〇円		三六三、五〇〇円	一九八、〇〇〇円	
概況 工事請負人	山口重藏	材料 大倉組 工事 山口重藏	井上梅吉	矢野彌治郎		木下松之助	中路萬次郎	
（備考）	換地處分 準備中	換地處分 準備中	換地處分 準備中	換地處分 準備中	工事著手 準備中	工事著手 準備中	換地處分 準備中	

西ノ京南部組合　昭和九・四・七　解散認可申請と同時に施行命令内申中

西院南部組合　昭和六・七・一　解散認可と同時に西第一地區として施行命令を受く

第二　京都都市計畫土地區劃整理區域外

事項＼組合名	小山花ノ木	紫竹組合	紫野門前組合	加茂組合第一區	加茂組合第二區	高德寺組合	紫竹芝本組合	北白川組合	上堀川組合	平井高原組合	行衞共同施行	今宮
設立認可申請	大正一四・七・一四	大正一四・八・一四	大正一四・一二・一	大正一五・三・五	昭和三・三・一七	大正一五・一・七	昭和三・一〇・一三	昭和四・一・一六	昭和五・四・一二	昭和六・一・一六	昭和五・三・一三	
設立認可	一四・一〇・一五	一四・一二・一四	一五・三・四	一五・七・二六	三・一二・一三	二・九・一六	四・三・二九	四・六・八	七四・六	六・八・八	五・七・一五	
第一回役員選任認可	一四・一〇・二五	一五・一・一一	一五・四・一三	一五・九・六	四・一・三一	二・一〇・二六	四・五・三	四・七・二	七・七・五	六・二・二〇	五・七・二六	
土地所有者	一三人	三三人	一七人	二一四人	一三人	五〇人	一三人	一三人	二一人	一五六人	二八人	
施行地積	四、〇〇八坪	二六、四〇〇坪	七四、三八七坪	五四、三五七坪	三五、六一一坪	一四、四三九坪	一四、六七九坪	一一八、一五〇坪	七九、九四七坪	五七、五一三坪	二、〇七七坪	一二〇、〇〇〇坪
費用賦課地積	三、四二九	二五、六五八	六五、九三九	四八、三九三	三五、六二一	一三、六二八	一二、〇四二	一二、七二二	一二、七二二	九、七一三	二、〇〇〇	
整理前等位決定	一四・七・一九	一五・一・二五	一五・五・一八	一五・九・二八	四・二・一五	三・二・二四	四・一〇・二一	七・一二・二一				
使用區域決定			昭和三・三・二〇			三・二・一		八・一・二五				
工事著手	一四・一〇・二一	一五・二・三三	昭和四・八・一七	三・一・二五	四・三・三	三・二・二六	五・一・一三	九・七・一三				
工事竣工	一四・一一・六	一五・六・三〇	昭和四・八・一七	三・一・二五	四・三・三	三・八・四	五・六・一〇					
經費 總豫算額	五、七三六円	二一、六三三円	八〇、六八五円	七九、三三三円	五九、五四三円	二六、二八三円	八八、一四九円	一九二、九七六円	二三、三五〇円	六〇、八五〇円	四、三〇〇円	
工事費	五、三八六	一五、七一九	四四、一二八	六〇、二三五	四二、一一一	一三、一一一	四四、一九六	一七、一六四	四四、一六七	一〇、九九七	四、六八七	
補償費	三、七一七	三四、一五七	七、六九一	六、九四四	二、三四〇	四三、〇五三	一七、三一五	五、〇〇〇	一〇、九九七			
其の他	三五〇	二一、八三五	二、四〇〇	一一、四〇八	一〇、四三六	九二九	一、五〇〇	八、〇〇〇	九、六七四	一四		
坪當經費	一・四三	〇・八三	一・〇八	一・四六	一・六七	一・八三	一・八五	一・六三	一・五三	一・〇六	二・三六	
坪當負擔	一、六七	〇・八四	〇・四六	一・〇	一・六七	一・九三	一・四四	〇・〇三	〇・〇三	〇・〇三	二・三五	

事項／組合名	小山花ノ木	紫竹組合	紫野門前組合	加茂組合第一區	加茂組合第二區	高徳寺組合	紫竹芝本組合	北白川組合	上堀川原組合	平井高今宮共同施行	衛共同施行
減歩率	〇・〇三六四	〇・一五四	〇・一八六	〇・一六四	〇・一七六	〇・一三〇	〇・二一二	〇・二五〇	〇・二三七	〇・二一〇	〇・一五七
工事概況 都市計畫路線（主要道路）の番號並延長			一五五間	一〇七間	三四間	一七間	一七一間	三七四間	一〇七間	二八七間	
工事概況 整理後道路面積施行地積に對する比		三、七二六坪	一四、三四坪	一〇、五七三坪	七、九四五坪	一一、四三〇坪	三、九六八坪	一九、一三七坪	五、七三三坪		
工事概況 改修河川名幅員延長架橋數並場所兒童遊園地面積施行地積に對する比			〇・〇八〇八	〇・一九四	〇・二三三	〇・〇五六一	〇・〇五〇三	〇・〇三四三	〇・〇九九		
工事請負人	三原嘉市	三原嘉市	第一期工事 吉田吉之助 第二期工事 松本惣一 大西市太郎	三原嘉市	久世豐吉	三原嘉市	高田政治	合資會社水組	三原嘉市	笹原孝太郎	井上梅吉
工事請負金額	四、六五〇円	一五、六四七円	第一期工事 七九〇〇円 第二期工事 一三、七五〇〇円	四一、八〇〇円	三五、九四五円	二二、七〇〇円	二九、〇八〇円	八四、〇〇〇円	六四、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	四、六八五円
（備考）			公賣地代金（三、〇八八円）は土地部分は土地特別處分に依る坪當並に徴收金（三、六八八円）を以て費用に充つ	整理費の大部分は土地特別處分に依る坪當並に徴收金を以て費用に充つ	整理費は全部土地特別處分に依る坪當並に徴收金（三、四五八円）を以て費用に充つ	公賣地代金（三、三四五円）は土地特別處分に依る坪當並に徴收金（三、四五八円）を以て費用に充つ	整理費の大部分は土地特別處分に依る坪當並に徴收金（一、二九一円）を以て費用に充つ	公賣地代金（二、二一一円）は土地特別處分に依る坪當並に徴收金（一、二九一円）を以て費用に充つ	整理費は全部土地特別處分に依る坪當並に徴收金を以て費用に充つ		

（備考）整理費の大部分は土地特別處分に依る坪當並に徴收金を以て費用に充つ

（備考）整理費は全部土地特別處分に依る坪當並に徴收金を以て費用に充つ

（備考）公賣地代金（三、三四五円）は土地特別處分に依る坪當並に徴收金（三、四五八円）を以て費用に充つ

（備考）整理費の大部分は土地特別處分に依る坪當並に徴收金（一、二九一円）を以て費用に充つ

（備考）公賣地代金（二、二一一円）は土地特別處分に依る坪當並に徴收金（一、二九一円）を以て費用に充つ

（備考）整理費は全部土地特別處分に依る坪當並に徴收金を以て費用に充つ

（備考）整理費の大部分は土地特別處分に依る坪當並に徴收金

七　大正十五年九月二十一日以後ニ分筆シタル土地ニシテ分筆前ノ土地カ第三號又ハ第四號ニ該當スルモノナルトキハ其ノ各筆ノ地積ハ分筆ノ日ニ於ケル土地臺帳地積ニ依ル

八　大正十五年九月二十一日以後ニ分筆シタル土地ニシテ分筆前ノ土地カ第五號ニ該當スルモノナルトキハ同號ノ適用ニ依リ得タル地積ヲ其ノ各筆ノ土地臺帳地積ニ按分シテ之ヲ定ム但シ分筆シタル土地ノ一筆若ハ數筆カ第一號、第二號又ハ第六號ノ適用ヲ受ケタルモノナルトキハ之ヲ除外シテ計算ス

九　大正十五年九月二十一日以後ニ分筆シタル土地ニシテ其後數回分筆シタルモノハ第六號乃至第八號ノ例ニ依リ逐次還元シテ之ヲ定ム

十　第三號、第四號、第七號、又ハ第九號ニ該當スル場合ト雖モ第一號又ハ第二號ノ適用ヲ妨ケス

前項ニ依リ定メタル地積カ實地ト著シク相違スルトキ又ハ市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ實測其他ノ方法ニ依リ其ノ地積ヲ定ムルコトヲ得

第一項第一號又ハ第二號ノ申請者ニ對シテハ其ノ土地臺帳臺帳地積百坪迄ハ金五圓百坪ヲ超過スルトキハ一坪ニ付金五錢ノ割合ヲ以テ實測手數料ヲ前納セシムルモノトス

第三條　整理前後ニ於ケル土地各筆ノ等位ハ其ノ形狀、高低、干濕、收益、賃貸價格、交通ノ便否、方位及環境ヲ斟酌シ市長之ヲ定ム

第四條　整理前後ニ於ケル土地各筆ノ評定價額ハ前條ノ等位ヲ標準トシテ市長之ヲ定ム但シ公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ニ付テハ評定價格ヲ附セサルコトヲ得

第五條　市長ハ工事著手前第十一條ノ規定ニ準シ從前ノ土地ニ對スル換地豫定地ヲ指定ス此ノ場合ニ於テハ市長ハ之ヲ告示スルト共ニ關係土地所有者ニ通知ス

換地豫定地ヲ變更又ハ更正シタルトキハ關係土地所有者ニ之ヲ通知ス

第六條　工事竣功シタルトキハ第十二條ノ規定ニ準シ假清算ヲ行フモノトス

前項ニ依リ交付スヘキ金錢アルトキハ耕地整理法第二十五條ノ例ニ依ル

第七條　前條ノ假清算ニ依リ徵收又ハ交付スヘキ金額ハ一時ニ徵收又ハ交付スルモノトス但シ徵收金ニ付テハ土地所有者ノ申請ニ依リ二ケ年以内ニ分割延納セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ延納額ニ對シ年六分ノ利息ヲ付スルモノトス

前項ニ依リ交付スヘキ金錢ハ整理費、延滯利息、督促手數料等ニシテ徵收スヘキモノト相殺ヲ爲スコトヲ得

第八條　從前ノ土地ニ存スル物件ヲ除却シ若ハ換地豫定地ニ移轉スルノ必要アルトキハ市長ハ地上物件ノ所有者ト協議ヲ爲シ左記事項ヲ定ム

一　地上物件所有者カ物件ノ除却若ハ移轉ヲナスヘキ期限

一　損失補償

第九條　前條ノ協議調ハサルトキ又ハ協議ヲ爲スコト能ハサルトキ若ハ前條第一號ノ期限内ニ物件ノ除却若ハ移轉ヲ爲ササルトキハ市ニ於テ直接之カ除却若ハ移轉ヲ爲スヘシ此ノ場合ニ於テハ市長ハ施行期日ヲ定メ物件ノ所有者及占有者ニ之ヲ通知ス

前項ニ依ル損失補償ノ範圍及金額ハ市長之ヲ定ム

第十條　本事業ノ爲メ市ニ於テ必要アルトキハ地區内土地ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ市長ノ定ムル所ニ依リ其ノ通常受クヘキ損失ヲ補償ス

第十一條　換地トシテ交付スヘキ土地ハ從前ノ土地ノ地目、地積及等位ヲ標準トシテ市長之ヲ決定ス但シ各土地所有者ニ交付スル換地ノ總地積ハナルヘク第二條ニ依リ定メタル土地ノ總地積ニ比例セシムルモノトス

都市計畫法施行令第十五條ノ命令告示ノ日ニ現存スル建物敷地ニ付テハナルヘク減歩セサルモノトス

從前ノ土地ノ地積又ハ評定價額僅少ニシテ整理後一宅地ヲ爲スニ足ラサルモノ又ハ整理前民有ニ屬スル道路、水路、堤塘ニシテ整理後國有ニ歸スヘキモノニ對シテハ換地ヲ交付セス金錢ヲ以テ清算スルコトヲ得

整理施行ニ依リ造成シタル兒童遊園敷地ハ無償ヲ以テ之ヲ京都市有地ニ編入ス

第十二條　換地處分ニ依リ徵收又ハ交付スヘキ清算金額ハ換地評定價額ノ總額ト第二次評定價額ノ總額トノ比ヲ從前ノ土地各筆

ノ第二次評定價額ニ乘ジタル額ト其ノ換地ノ評定價額トノ差額トス但シ第四條但書ノ土地ニ對シテハ淸算ヲ行ハス

前項第二次評定價額トハ從前ノ土地各筆ノ評定價額ニ換地處分ニ至ル迄ニ徵收シタル費用ヲ加ヘタルモノヲ謂ヒ換地評定價額ノ總額トハ換地ノ評定價額ヨリ換地處分後徵收スヘキ費用ヲ控除シタルモノノ總額ヲ謂フ

換地處分後徵收スヘキ費用ノ總額ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第一項ニ依ル徵收金ノ超過額ハ都市計畫法施行令第十六條第一項ノ費用ニ充當ス

第一項ノ規程ニ依リ算出シタル淸算金ト第六條ノ規定ニ依ル假淸算金トノ差額ハ換地處分認可後直ニ追徵又ハ還付スルモノトス但シ市長ニ於テ大差ナシト認メタルトキハ此ノ限ニアラス

第十三條　土地區劃整理登記濟ノ通知ヲ受ケタルトキハ換地說明書ノ副本ヲ添附シ、賃貸價格ノ決定通知ヲ受ケタルトキハ賃貸價格決定書ノ副本ヲ添附シ關係土地所有者ニ市長之ヲ通知ス

第十四條　都市計畫法施行令第十六條第一項ニ依ル費用（都市計畫事業街路第一號線ノ地上物件ノ除却若ハ移轉ニ要スル費用ヲ除ク）ハ土地所有者ノ負擔トス但シ市ニ於テ其一部ヲ補給スルコトアルヘシ

第十五條　前條ノ費用ハ換地處分認可前ニ於テハ豫算ノ定ムル所ニ依リ第二條ニ依リ定メタル土地ノ地積ヲ標準トシテ之ヲ賦課ス但シ第十一條第三項ニ依リ換地ヲ交付セサル土地、公用又ハ公共ノ用ニ供スル土地ニ對シテハ費用ヲ賦課セサルコトヲ得

第十六條　本事業ノ會計年度ハ市ノ例ニ依ル

第十七條　換地處分認可前ニ於テ地租法又ハ不動產登記法ニ依ル手續ヲ爲サムトスルトキ又ハ住所氏名ヲ變更シタルトキハ共旨市長ニ屆出ツヘシ

我國不良住宅地區改善方策に關する若干の批判的考察

財團法人東京市政調査會研究員　幸島禮吉

一　不良住宅地區及地區改善事業の概況

大正十四年六月現在に於て內務省が全國に亙り人口五萬以上の都市及其の隣接町村（都市計畫法施行の都市に在つては都市計畫區域）に付き調査した所に據れば、大體一〇〇世帶以上の不衞生住宅集團地區は二二七を算し、其の總面積二、〇〇九、〇八一坪、地區內所在家屋棟數四一、七七四棟、同居住世帶數七二、六一二、人口三〇九、〇八五人に及んでゐる。[1] 六大都市（及隣接町村）のみに付いて見るも、當該地區の存在は、東京五三、大阪三四、橫濱一〇、京都及神戶各六、名古屋五を算ふるの狀況であつて、東京及橫濱に於ける大正十二年大震火災直後の止むを得ざる事情を考慮に入るゝにせよ、之等不衞生住宅集團地區の多きと、その非衞生狀態の甚しきとは、當局者をして驚愕せしめた程であつた。

最近東京市政調査會が各市（及大町村）に對し照會した所に據れば、東京市に於ては四七四地區、大阪市三八地區、名古屋市六地區、神戶市四地區が算へられ、[2] 其の他の市に於ても依然として多數の不良住宅密集地區を存する

1）各地區の概況に就いては、東京市政調査會編「日本都市年鑑」昭和10年用、住宅篇「不良住宅地區」（不良住宅地區改良法施行前の狀況）參照。

2）京都市及橫濱市は目下（昭和9年8月）調査中。

の現狀であつて、[3] 大正十四年內務省調査の際存せし不良住宅地區にして、土地區劃整理、下水道の完成、家屋修繕其の他の改良施設施行の結果現在該地區の存在せざるに至つたものは、僅かに、福岡市（隣接部落）、佐世保市、鹿兒島市、小倉市、德島市、姬路市（隣接部落）、山形市、那覇市、大分市等を擧ぐるに過ぎず、[4] 反之、大正十四年の調査に於て不良住宅地區の存在せざりし市にして現に該當地區の存在を見るもの（但し五萬以下の都市をも含む）は、西宮市、宇部市、郡山市、一宮市、松江市、上田市、川越市、平塚市、三條市、酒田市、高田市、釜石町等多數を數ふるの狀況に在る。

飜つて、之等不良住宅地區に對する改善事業の實施狀況を見るに、昭和二年三月不良住宅地區改良法の制定以來、本法に依る地區改良事業を實施したのは、左表の如く僅かに七地區[5]、其の既設及建設計畫中の改良住宅亦四千餘戸に過ぎず、大正十四年の調査に於ける六大都市主要不良住宅地區十八[6]に對して其の半に達せず、本法制定の當初企圖せられたる十箇年約一萬三千戸の改良住宅建設の計畫[7]に比するも相距る遠きものがある。

不良住宅地區改良事業概況（一）

	改良地區	地區面積（坪）	地區內總人口	總世帶數	改良事業施行豫定年度
(1)	東京市荒川區三河島町地內	四、三五八	一、六一七	四二二	自昭和二年度 至同八年度
(2)	東京市豐島區西巢鴨町地內	二、三五四	九一七	二三四	右同
(3)	大阪市天王寺區下寺町地內及其附近	一八、七九六	六、〇七二	一、六八八	自昭和二年度 至同九年度

不良住宅地區改良事業概況（二）

	地區	事業施行者	地區指定年月	事業方法認可年月	事業費（圓）	買收土地面積（坪）	住宅戶數	昭和八年九月末迄の完了事業
(1)	東京府	東京府	三・三	三・三	一、三三七、一九〇	六、七一七	木鐵三一〇 一九九	昭和八年三月完了、清算中
(2)	東京府	東京府	三・三	三・三	八七九、九三〇	二、四九〇	木鐵二二八 五〇	昭和七年末完了清算中
(3)	大阪市	大阪市	三・二	三・三	六、九一二、五一二	二〇、〇七〇	木鐵一、五一九 一四一	鐵七二八戶
(4)	名古屋市中區奧田町地內及其附近	愛知縣社會事業協會	三・三	三・三	一、八八六、七八六	一二、五九五	鐵二〇三 三三四	鐵全部完了、木二九四戶
(5)	橫濱市中區南太田町地內	同潤會	三・五	四・四	七五三、七五九	五、七二九	木二四六	昭和五年中完成
(6)	神戶市吾妻通五丁目地內及其附近	神戶市	五・一〇	六・五	二、一九八、六七九	五、七五四	鐵七〇二	一六六戶
(7)	東京市荒川區日暮里町地內	同潤會	八・一一	九・三	七二〇、六六八	一、四四八	鐵一八〇	土地買收着手

斯く不良住宅地區改善事業の進捗遲々たる理由はどこに在るか。本稿に於ては之が制度と其の運用の跡に徵して之を發見するに努め、一二の提案を試みんとするものである。

3） 各市の狀況に就いては、前揭「日本都市年鑑」、「不良住宅地區（最近の狀況）」參照。
4） 函館市は昭和9年3月21日の大火に因り、當該地區內家屋全部燒失。
5） 尤も、東京市猿江裏町地區は不良住宅地區改良法制定以前、土地收用法に據つて財團法人同潤會に依り其の改良が行はれた。
6） 蘆野惠氏（「不良住宅地區改良法の要旨」、社會事業11卷3號：昭和2.6、34頁）によれば、6大都市及隣接町村に於ける主要なる不良住宅地區は18ヶ所、居住世帶數26,000、其の人口39,000餘と記され、清水虎雄氏（「不良住宅地區改良事業」、社會事業16卷12號：昭和8.3、14頁）によれば、約15ヶ所、13,000世帶と述べられてゐる。

二　不良住宅地區改良法制定の由來

不良住宅地區改良法制定以前に於て、我國には既に二の不良住宅取締の法規が存してゐた。大正八年法律第三十七號市街地建築物法第十七條及同年法律第二十六號結核豫防法第五條即ち之である。前者は、行政官廳をして建築物が保安上危險と認めらるゝか、若は衞生上有害と認めらるゝときは、之を除却、改築、修繕、使用禁止又は使用停止其の他必要なる措置を命ずることを得しめ、後者は、地方長官をして、結核豫防上必要と認むるときは、採光、換氣其の他の關係に於て衞生上不良なる建物の使用を制限し又は禁止することを得しむるものである。以上の二法條の外、特に東京府に於ては、明治四十年警視廳令第三號「長屋構造制限に關する件」第五條の存在に依つて、警察官は長屋にして危害を生じ又は健康を害するの虞ありと認めたる時は、修繕、改築又は使用の禁止を命ずることを得たのである。乍然、もと、之等は主として危險又は非衞生的なる建物個々の修繕、使用制限若は除却を命じ得る法令であつて、不良又は非衞生住宅の密集せる一團地の整掃を目的とするものではない。之に對し、大正八年法律第三十六號都市計畫法は超過收用に關する制度を認め、一團地の住宅經營の爲めにも土地收用の途を開きたるのみならず、土地區劃整理の爲又は衞生上若は保安上の必要に依る建築物の整理の爲必要あるときは建築物其の他の工作物を收用することを得しめたが、是亦素より不良住宅地區の改善を直接の目的とするものではなかつたから此の施設を行ふには極めて不備たるを免れ得ない。

元來、不良住宅地區は、不良なる住宅の密集地區たると同時に、當該地域は多く地盤の低位なるが爲濕潤なる

7）弓家七郎、不良住宅地區改良事業(都市問題4卷4號：昭和2.4)164頁。

を免れ得ず、其の通路は狹隘錯雜を極めてゐるのを通例とする。されば、之が徹底的改善を行ふには、先づ當該地區を整理して之を住居用適地となし、然る後改善せられたる住宅を建設せねばならず、而して、斯る事業實施に關しては、當然に、地區内の土地建物其の他工作物の收用又は使用、地區内の建物其の他の工作物の所有者又は占有者に對する移轉又は立退の命令又は强制、及之と關聯して、地區内居住者に對する一時收容設備の設置等を必須とする。(註)

剩へ、當該事業の施行に當つては、其の事業施行者、地區の區域及事業の具體的施行方法等に關する詳細なる規定、及收用したる土地の整理後の處分、移轉又は立退に因る損害の補償、移轉又は立退の命令又は該損害補償金額に不服ある者に對する救濟方法等に關する特段の規定をも必要とする。こゝに、以上の諸要求を滿すべき統一法の必要が認められ、大正十五年九月特に社會事業調査會の諮問を經て、昭和二年三月法律第十四號を以て、不良住宅地區の組織的計畫的改善を目的とする現行不良住宅地區改良法の制定を見るに至つたのである。

（註）(1)　市街地建築物法第十七條に依れば、行政官廳は不良建築物の各個に就いて、其の除却、改築、修繕、使用禁止又は使用停止その他必要なる措置を命ずることを得るけれ共、建物其の他の工作物の占有者に對し立退を命ずることを得ず、一團地の改良を目的とする事業の執行に支障あるは論を俟たない。然も改良事業は地區其のものゝ改善を目的とするものであつて其の地區内の建築物は假令保安上危險若は衞生上有害とは認められず、又は事實上建築法令に逆反せざる場合に於ても尙之を除却せしむる權限を有しなければ事業本來の目的を達成し得ない。市街地建築物法は斯る要求に應へることが出來ない。

(2)　都市計畫法第十六條によれば、不良住宅集團地區内に都市計畫路線を貫通せしめて地帶收用を行ふことが出來、又同法第十七條によれば、土地區劃整理の爲又は衞生上若は保安上の必要に依る建築物の整理の爲必要なるときに限り、建築物

其の他の工作物を收用することを得るけれども、本法に於ては、單に土地收用又は建物の收用を行ひ得るのみであつて、不良住宅の改修に必要なる改修地區居住民の一時的轉居に對する收容設備及改修後の復居に關しては何等の準據法もない。又本法に在つては、市街地建築物法に於けると同樣、建物其の他の工作物の占有者に對し立退を命ずることを得ない。

(3) 土地收用法第二條第三號に據れば、社會事業として不良住宅集團地區の土地收用を行ふことは可能である。が本法によれば、建物其の他の工作物は之を改良事業の用に供する場合でなければ收用又は使用することを得ず(同法第七條の二)、又都市計畫法に於けると同樣、改修地區內居住者に對する一時收容設備及改修後の復居に關する處置につき準據規定を缺くことは不良住宅集團地區改修事業の圓滑なる實施を妨ぐる所以である。

尙、改良事業施行の爲收用したる土地の內建物の建築及公共の用に供せざる部分ある場合に於て、土地の整理に依り改良を加へたる結果價値の增加を來せる該土地部分を相當價格を以て賣却し得ることは、事業負擔の輕減上極めて重要な意義を持つものであるが、土地收用法に於ては當該土地に付いては舊所有者又は其の相續人が補償價格を以て買戻す權利を有する旨規定せられ(同法第六十六條)、如上の要求に添ふことを得ないのである。

三　我國不良住宅地區決定標準の主觀性

不良住宅地區改良法は、既存の不良住宅地區の改善に關する手續法たるの性質を其の制定の起源に於て帶有してゐた。それは、大正十四年六月の全國的調査に基く不良住宅地區、特に六大都市關係地區の整掃を主たる目標とし、當時漸く昂まれる不良住宅地區改善の社會的要求に應へんとしたものであつた。こゝには、將來に向つて不良住宅地區の發生を豫防すべき方策に關する考慮は些かも拂はれてはゐない。現存の不良住宅地區改善を當面の目標とする限り、此處に不良住宅地區の概念を事新しく規定するの必要はない。それは自明のものとせられた。[1]

1) 清水虎雄、不良住宅地區改良事業、(社會事業17卷1號：昭和8.4) 113頁。

卽ち、改良せらるべき地區は、(1)不良住宅の密集せること、(2)衞生風紀保安等に關し有害又は危險の虞あること、(3)一團地をなすこと、を規定するを以て充分に現存該當地區を說明し得てゐる。乍然、一度、不良住宅の意義如何、密集の程度如何、衞生上の有害、保安上存するの虞ある危險等の決定の標準如何を問はるゝに於ては、「具體的の場合に於て、當該地區內及地區外の狀況に依り適當に考慮決定するの外はない」[2]のである。尤も、「不良住宅」に就いては、住宅組合法第三條及市街地建築物法第十七條より類推して、之を「居住の用に供する家屋にして保安上危險若は衞生上有害と認めらるゝもの」と解し得るけれども[3]、「密集」の計數的概括標準の決定に至つては何等據るべきの基準を存しない。「保安上危險」若は「衞生上有害」なる狀態の決定に在つても何等客觀的具體的の標準の存するものなく、所謂社會通念に依つて決するの外はない。それは、解釋の主體に依り、時に依り、所に依つて必ずしも同一なるものではあり得ない。(註)

試に、從來行はれた不良住宅地區調査の主なるものに就いて、その採用された認定標準を概觀すれば、我國に於ける不良住宅地區概念の不明確さをほゞ窺ひ知ることが出來るであらう。卽ち、

(1) 大正十四年六月內務省の行つた「不衞生住宅地區調」に於ては、大體不良住宅、一〇〇戶以上集團せることを以て不衞生住宅地區認定の基準とせるに對し、

(2) 大正十五年六月東京府社會課に於て舊東京市隣接五郡に亙り行つた不良住宅地區調査に於ては、「濕地、窪地、袋地等に、棟割、トンネル又は普通長屋、然らざれば狹隘なる單獨家屋密集し、通路狹隘、下水設備不完全にして排水從つて惡く、住宅の室數は一室乃至二室、疊數は一疊乃至九疊、家賃は二圓乃至九圓程度のもの約二〇戶以上の集團地」を以て地區選定の標準としてゐる。[4] 又、

2) 藤野惠、不良住宅地區改良法の要旨(自治研究3卷5號：昭和2.5)18頁。
3) 藤野惠、上揭、18頁。清水虎雄、上揭、113頁。
4) 「東京府郡部不良住宅地區調査概要」(昭和3.5) 1頁。

(3) 昭和四年十二月乃至同五年三月に亙り東京府社會課の行つた東京府郡部五十四箇町村の集團的不良住宅地區狀況調査に於ては不良住宅、一〇戸以上の集團地を以て地區決定の基準とし、[5]

(4) 昭和六年十月乃至十二月に於ける東京市保護課の調査にかゝる「東京市不良住宅地區調査」に於ては、大正十五年六月東京府社會課の採つたと同一條件(但し、室數に付いては、一室乃至三室としてゐる)に依り、同樣約二〇戸以上集團せる地區を以て調査地區選定の標準としてゐる。[6]

(5) 其の他の調査に於ては、地區選定につき客觀的基準を設定することなく、事實上不良住宅乃至細民居住地區と目さるゝものを調査對象としたるものゝ如くであつて、大正十年十月内務省社會局が六大都市に付いて行つた「細民集團地區調査」の際に於ける十四地區の選定[7]、京都市社會課が昭和二年五月乃至同四年三月に亙つて施行した「不良住宅密集地區に關する調査」に於ける六地區の選別[8]等は明かに斯る方法に依つたものである。

(6) 更に、最近東京市政調査會が全國の市(及大町村)に付き各市(町村)域内に現存する「不良住宅地區改良法に謂ふ不良住宅地區に該當すと目せらるゝ地區」に就き照會したる回答に依れば、其の認定基準は各調査主體に依つて極めて區々たるを見るのであつて[9]、或市は不良住宅の小集團地を以て不良住宅地區と認めてゐるに對し[10]、或市は大體大正十四年の内務省調査の基準に據り、大集團地域を以て該當地區と認定してゐるが如くである。

こゝに我々の特に注意すべきは、一般社會の認識に於ては不良住宅地區と細民集居地區とは概念上何等の區別を存しないことである。事實上現在不良住宅地區は細民集居地區と一致してゐるけれども、概念的には兩者は明別せられねばならない。にも拘らずこれが混同せらるゝ所以は、我國不良住宅地區認定標準の不明確性に歸納せられ得るであらう。蓋し「不良住宅」にして「保安上危險若は衞生上有害なる住居用家屋」と解せらるゝ以上、斯る不良住宅の密集し衞生上有害なる一團地は、之のみにて既に「不良住宅地區」として國民保健上其の改良事業を行

5) 「東京府郡部に於ける集團的不良住宅地區狀況調査」(昭和5.3) 凡例。
6) 「東京市不良住宅地區調査」(昭和7.3)、はしがき。
7) 「細民集團地區調査」(大正11.12) 參照。
8) 「不良住宅密集地區に關する調査」(昭和4.8) 參照。

ふべき充分の理由を有するものと言ふべきであるに拘らず、不良住宅地區改良法は、更に風紀保安等に關し有害又は危險の虞あることをも要する旨を附加して、所謂細民窟を以て「不良住宅地區」概念の内容を構成せんと意圖したものと解せられるのである。[11] かくて、概念上「不良住宅地區」は純粹の意味に於ける不良住宅密集地區乃至非衞生住宅地區と一致すべきに拘らず、不良住宅地區改良法に於ては、事實上兩概念を裁別し、後者に比し前者を遙かに狹義に解せしむるもの如くであつて、その法文上に於ける意義の不明確性は實際上地區の決定に當つて益々當該決定標準の主觀性を增大せしむることゝなつてゐるのである。

(註) 同種の地域を呼ぶ場合に、假令其の觀點を異にするとはいへ、既に多くの異つた呼稱が附せられてゐる。不良住宅地區改良法制定以前に於ては、名古屋市は細民地域[12]、内務省社會局は細民集團地區[13]なる名稱を用ひ、大正十四年六月の調査に於て内務省は不衞生住宅地區又は不衞生住宅集團地區なる呼稱を用ひ、昭和二年三月東京市は細民地區又は非衞生地區なる用語を使用してゐる。[14] 地區改良法制定以後に於ても、密住地區[15]、不良住宅密集地區[16]、集團的不良住宅地區[17]、細民街[18]等の字句が使用せられ、貧民窟或はスラム等の語も亦同一物を指す名稱として慣用せられてゐる。

四　不良住宅地區改良法補完の必要

不良住宅地區改良法が、既存の不良住宅地區の改善に關する手續法たる限りに於ては、本法は何等補完の必要を存しないかの如くである。乍然、不良住宅地區認定の客觀的基準及不良住宅地區調査に關する規定を缺如することは、本法の運用を不圓滑ならしめ、從つて、本法の制定に對する社會的期待に添はざるの結果を招來するこ

9) 前揭「日本都市年鑑」參照。
10) 例へば、東京市に關する東京府社會課の調査に於ては不良住宅大體30戸以上の密集地區を以て地區選定の標準としてゐる。
11) 事實、政府當局者は「不良住宅地區」を以て、通俗に所謂細民窟或は貧民窟を意味してゐる。(例へば、小濱淨鑛、不良住宅改善一第一回全國都市問題會議錄 74頁)。

とになりはしないであらうか。

地區認定の主觀性を救濟する爲、法は、改良事業の施行に先立つて事業主體をして地區の指定を主務大臣に申請せしめ、更に詳細なる檢討を經て改良せらるべき地區の指定を爲すの愼重さを以てしてゐる(法第一條第二項)。けれども、當該申請なき場合に於ても主務大臣が特別の必要ありと認むる時は職權を以て地區の指定をなすことを得べき旨を規定してゐるのであるが(法第二條)、特定地區の實情に關する據るべき詳細なる調査結果の存在なくして[1]、果して良く當該地區が要改良地區たることを認定し得るであらうか。惟ふに、本法はその制定當時に於て存在せる不良住宅地區の改善を以て其の規制の對象としたものゝ如くである。卽ち大正十四年の「不衞生住宅地區調」に基き、地區內居住狀態が衞生風紀保安等の諸點より考察して甚しく不良であるが如き地區の改良を以て法制定の目標としたものである以上、假に一地區が改良事業施行の必要緊切なるものあるに拘らず、當該地區の屬する公共團體に於て改良事業を施行するの意思なきか、又は、公共團體當局者が其の必要を認むるも議決機關との關係又は土地所有者其の他の反對等外的事情に依り之を施行し得ない實情ある場合には、主務大臣は職權を以て地區を指定し、該地區所屬の公共團體に對し、改良事業の施行を命ずることを妥當とし又可能ともしたであらう。然し、不良住宅密集地區は時の經過と共に絕えずその狀態を變化し、從來存在せる不良住宅地區も、交通、經濟その他の諸事情の變遷に應じて全くその趣を變じ、往時不良ならざりし地區と雖も現在不良地區となり、改善せられたる地區又再び不良化することなしとは斷言し得ない。かくて、法が特に主務大臣の職權指定に依る地區改良の實施を規定する以上、不良住宅地區の現狀を常に審かにし置くの用意を整へねばならないであら

12) 名古屋市社會課「蓬鐵町及下奥田町方面住家狀態」(細民地域住宅調査報告)(大正12.3)。
13) 內務省社會局第二部、「細民集團地區調査」(大正11.12)。
14) 東京市役所、「特定區域に關する調査」(昭和2.3)。

う、こゝに常時的不良住宅地區調査及監督の制度が當然に要請される。にも拘らず、不良住宅地區改良法が改良事業施行地區に付き申請指定と共に職權指定の場合をも規定しつゝ、地區調査に關し何等規定する所なきは矛盾も亦甚しいと言はねばならない。

地區の調査に就いては、調査主體と調査の客觀的基準に關する基本的規定を必要とし、更に調査主體の權利義務、不良住宅地區決定の條件、調査方法等に關する規定をも不可缺とするであらう。我々は、不良住宅地區改良法が眞にその特別法たるの存在を意義あらしむる爲には先づ敍上の諸點に於て補完せられねばならないと信ずる。(注一)

不良住宅地區の調査及監督に關聯して、個々住宅の監督に關する特別制度の確立が當然に考慮されねばならない。惟ふに、不良住宅發生の直接的原因は、(1)住宅敷地計畫の缺陷、(2)住宅自體の構造の不良、(3)長期に亙る不修繕、(4)一戸當居住者の過多及居住者の不潔等に在りと解せられるのであるが[2]、敍上の諸原因は畢竟、住宅供給者の營利的意欲と住宅需要者の經濟的被制約性とに因由するものであつて、その根源にして資本主義經濟制度に胚胎する限り、たとへ都市計畫法及市街地建築物法に依る地域制の確立竝に市街地建築取締の勵行ありとはいへ、必ずしも不良住宅或は不健康住居狀態の絕滅を期することは不可能であらう。[3]とまれ、我國に於ては、個々の不良住宅の取締に就き、既に市街地建築物法第十七條或は結核豫防法第五條の嚴然たる存在があり、衞生又は保安上有害若は危險なる住居の修繕使用制限若は除却に關し法の規制は形式上一應整備してゐる。けれども、之等は當該法制の目的の範圍內に於ける規定であつて必ずしも住宅改良の目的に出る一般住宅の監督制度にはあらざると、又更には責任ある住宅檢査又は調査の不行屆乃至不可能なるとに因つて、從來之等諸法規の活用殆ど見るべ

15) 大阪市社會部調査課、「鶴橋中本方面に於ける居住者の生活狀況」(昭和3.12)。
16) 京都市社會課、「不良住宅密集地區に關する調査」(昭和4.8)。
17) 東京府社會課、「東京府郡部に於ける集團的不良住宅地區狀況調査」(昭和5.4)。
18) 大阪市役所産業部、「大阪市細民街の出生及死産調査」(昭和8.3)。

きものはなかつた。從來主として警察官にのみ委任せられた社會調査は、救護法第四條に依る方面委員の擔當するところとなつてより一層要救護世帶の實情を審にし得て、我國社會事業の進展に寄與せる大なるものあることは極めて最近の事例に屬する。今や、さなきだに多忙なる警察官に全く委任せられある住宅衛生監督の事務を、特別の機關に依つて執行せしむることは、住居狀態の改善、從つて齎さるべき國民健康の增進上如何に有意義且緊要なるかは蓋し思半に過ぎるものがあらう。[4] 誠に、住宅監督官乃至住宅委員の特別制度の確立こそ住宅取締規定を生かす所以であり、惹いて不良住宅地區改良法の本來的使命の達成上不可缺的條件ではないであらうか。[註二]

不良住宅地區改良法に於ける缺陷は、更に、地區の改良に際し新たに造らるべき住宅の樣式乃至單位に關し何等の規定をも存せざる點に在る。その構造に就いては市街地建築物法に據るべきこと論を俟たないのであるが、特に本法に依る改良住宅に就き其の居住適合の最低標準を與ふることは特別法の意義を更に豐かならしむる所以であらう。不良住宅地區改良法案要綱に於ては、濕氣、通風、採光、給水、排水其の他の衛生設備竝に間數等に就いて衛生上居住適合の最低標準を示すべきものとせられたにも拘らず、[5] 本法に於て之に關し何等の規定なきは特別法本來の意義を少からず殺減せるものといふべきであらう。特に室數及居室の大さに付き規定を缺くは本法の一大缺陷であつて、折角の改良住宅が「木造の粗末なる集團的不良住宅の代りに、鐵筋コンクリート造の堅固なる集團的不良住宅を建設する」の結果とならずして濟むや否やを疑はしむるものがありはしないであらうか。單に經濟的理由に因り衛生上の最低條件にも適合せざる改良住宅の建設を默許することは、[註三] 眞に不良住宅地區居住民の爲に計る所以ではない。不良住宅地區改良法が、都市民の全體的考慮に於て其の衛生風紀保安等に關し存する危險又は害惡を除去することを意圖すると同時に、當該地區居住民の利福の增進を配慮する限り、本法に依る改良住宅は少くとも衛生的最低條件を充すを要し、風紀上の配慮に基く室數に關する規定[註四]と共に、特に法規上居住適合條件を規律し置くは當然の事理なりといはねばならない。

本法は其の規定極めて簡單であつて、命令を以て規定せらるべき事項多きに拘らず、命令亦改良事業施行の手續に關する規定に終始し、住宅の構造及樣式竝に之が維持管理の方法等に就いては全く之を認可事項とせるは、我國に於ける經濟組織及文化發展の現狀に鑑みて寧ろ妥當としたにせよ、法運用の自由の範圍餘りに廣きに失するに於ては法の存在そのものゝ意義を失はしむの危險を生ずること少しとしないであらう。

とまれ、不良住宅地區の生成は近代都市の必然的隨伴物とせられる。資本主義經濟制度の下に於ては住宅は亦商品であり、購買力なき經濟的弱者が衛生保安上有害危險なる住宅に過密の狀態を現出することは寧ろ自然の事理といはねばならず、斯る住居狀態の改善は自ら制度的限界の埒內に於てのみ可能であらう。とはいへ、この限界內に於ても尙爲され得べき改善は極めて多きものがある。私權の制限が社會發展の現段階に於て必要なる程度に從つて、住宅供給者としての個々の貸家人の權利は制約せられ、否却つて、健全なる住宅供給に對する社會的義務を負はしめられねばならない。こゝに、住宅監督制度に依る個々住宅の檢査及之に基く幾多の措置の强制の必要は正當づけられるであらう。之に伴うて住宅の居住適合條件は一國の文化發展の程度に應じて社會的に決定せられねばならないであらう。不良住宅地區が不良住宅の密集地區なる限り、地區改良のみを目的とするは餘りにも近視眼的であり、地區そのものゝ改良をも良く實現し得ぬ結果となるであらう。不良住宅地區の改良は常に

1) 各市（及大町村）に對する東京市政調査會の照會（前揭）に對する回答によれば、未だ全然地區調査をなしたることなき市（町村）すら相當に存在する。
2) 新名種夫、都市と不良住宅問題（建築と社會 16卷8號：昭和8.8）38頁。
3) 藤野惠、都市に於ける不良住宅の發生と其の掃蕩（自治研究 7卷9號：昭和6.9）45—46頁參照。

4) 既に大正13年池田宏氏は住宅監督制度の必要を高唱せられてゐる。（社會局、都市住宅問題「住宅問題資料第1輯」35頁及42頁參照。）尙、弓家七郎、不良住宅地區改良に關する二三の問題（第一回全國都市問題會議錄、昭和2年、99頁以下）藤野惠、都市に於ける不良住宅の發生と其の掃蕩（前揭、43頁以下）參照。

住宅個々の不良化の防止と相俟つて初めて意義あるものといはねばならない。我國現行法に於ても住宅個々の取締に就いて若干の規定の存するものありとはいへ、各種法令の間には有機的連絡に乏しく、且市街地建築物取締、都市計畫、不良住宅地區改良は何れも其の監督に付き所管を異にし、其の聞勤もすれば連絡統制の緊密ならざるの處が少くはない。都市の住宅に關しては現在の不良狀態の改善と將來の惡化の防止とは共々に重要である。我々は、住宅居住適合條件の合理的規制を前提とする・住宅監督制度を根幹とする統一的住宅法制の制定こそ不良住宅地區改善方策の必ずや進むべき途であることを想ひ、我國不良住宅地區改良法が之に向つて積極的に補完せられ行くべきことを希求して已まぬ。

（註一）不良住宅地區の調査に關しては英國の住宅法制は幾多の示唆を與へる。同國に於ける調査の主體及不良住宅竝に不良住宅地區認定の基準を瞥見することは强ち無意義ではないであらう。

（一）調査の主體

個々の不良住宅竝に不良住宅地區の檢査に付いては、原則として地方廳保健醫官（Medical officer of health）をして之に當らしめてゐる。保健醫官は、(1)其の管轄區域内の住宅にして居住に適せざるものありと認むる場合及、(2)其の管轄區域内の地區にして撤去地區（clearance area）又は改善地區（improvement area）として措置すべきものと認むる場合には、何時にても其の旨當該地方廳に正式申請するを要する。

(1)當該區域内の治安判事（justice of the peace）、(2)四人以上の地方議會選擧有權者（local government elector）、(3)村落地區に於ては教區の教區會（parish council）は、書面を以て保健醫官に對し、(1)居住に適せざる住宅のあること、(2)撤去地區又は改善地區として措置すべき地區のあることを申告することが出來る。而してこの場合、當該保健醫官は、(1)其の住宅又は其の地區を檢査し、(2)地方廳に對し、當該事件の事實を記し、その住宅が居住に適せざるや否や、又その地區を撤去地區として若は改善地區として措置すべき否やに關する意見を附して報告することを要する。然し、斯る申告なきことを以て保健醫官が住宅又は地區の檢査を怠り若は之に關する地方廳への申請を爲さゞるの宥恕とはなり得ない。

地方廳は正式申請を受理したるときは速かに之が審議考究を爲すことを要する。[6]

又、一九二五年住宅法第八條に依れば、地方廳は、(1)住宅が居住に適せざるや否やを確むるため當該區域の定期檢査を爲し、(2)主務大臣の命ずる記錄を保存し、(3)不良住宅に對しては之が改善を要求する義務がある。[7]

（二）家屋の居住適合條件

家屋が居住に適するや否やの決定に當つては、腐朽又は衞生上の缺陷のために當該家屋が其の區域に施行する規則に違反するか又は其の區域に於ける勞働者住宅の一般的基準以下であるか否かに注意するを要するものとされてゐる（一九三〇年法第六十二條三號）。

保健省は、「不適住宅竝不衞生地區便覽」（Manual on Unfit Houses and Unhealthy Areas, 1919.）に於て、住宅の最低基準とも見得べき適性標準を左の如く指示してゐる。

(1) 濕氣の甚しからざること
(2) 採光、通風の充分なること
(3) 衞生上適當にして且廢水處置宜しき下水道施設を有すること
(4) 一般に修繕良好にして、且(5)充分なる給水施設、(6)適當なる洗濯設備、(7)適當なる調理設備、(8)通風良き食品貯藏庫の設備あること。

一九三〇年住宅法に於ては、右諸條件の外更に、路地廣場又は通路（courts, yards or passages）の鋪裝若は排水宜しきことをも附加規定してゐる（同法第六十二條）。[8]

右は住宅個々の適性標準であつて、之に背馳するものは不適住宅即ち不良住宅と認定し得られる。

5）弓家七郎、不衞生地區の改修と不良住宅の取締（都市問題3巻1號：大正15.7）129頁、松島鷄之、九尺二間に立ちて（大大阪2巻8號：大正15.8）56頁。

6）John J. Clarke ; Outlines of the Law of Housing and Planning, including Public Health, Highways and the Acquisition of Land. 1933, p. 58.

7）Ibid., p. 60.

8）Ibid., pp. 60—61.

（三）撤去地區認定の標準

我國の不良住宅地區改良法に謂ふ要改良地區即ち英國法に於ける撤去地區（clearance area）の意義に付いては必ずしも明確なる規定は存しないが、一九三〇年住宅法第一條は、地方廳は地區内の建物全部の取毀を目的として不衞生地區（Unhealthy area）を撤去地區と指定することを得る旨規定してゐる。而して、同法第十六條第五項によれば、「ロンドン縣會は地區に住宅十戸以上在るにあらざれば當該地區を撤去地區として指定することを得ず」、從つて、その反對解釋に依り住宅十戸以上（尤も、住宅以外の建物を包含してもよい）存在する地區は撤去地區として指定し得られると解される。[9]

地方廳の撤去地區指定の條件は次の如くである（一九三〇年法第一條）。

(1) 地區内の住宅が（イ）腐朽又は衞生上の缺陷のため住居に適せず、又は（ロ）其の配置の不良又は通路の狹隘若は錯雜の爲め、當該地區居住者の保健上危險若は有害なりと認めらるゝとき

(2) 地區内に存する住宅以外の建物が前項の如き理由に依り當該地區居住者の保健上危險若は有害なりと認めらるゝとき

(3) 當該地區内の一切の建物を取毀すことを以て當該地區改良の最良の手段なりと認めらるゝとき

（註二）大正十五年九月社會事業調査會は、不良住宅地區改良法要綱を決議するに當つて次の如き附帶決議をなしてゐる。曰く「不良住宅密集地區の改良事業は地區外に於ける散在不良住宅の改良竝に小住宅の適當なる維持管理と相俟つて、其の效果完きを得るを以て政府に於ては更に住宅監督制度を調査立案せられんことを希望す」。[10]

（註三）醫學上居室の空氣の狀態の適否を定むる場合、炭酸瓦斯に依る方法に據れば、室内の自然換氣を一時間一回とするとき大人一人の所要空氣容積は一六立方米であつて、一室内に肉體的勞働をしない者二人が居るものとすれば三二立方米の空氣を要することゝなり、天井高を大約二・七米として、部屋の面積は一二平方米を最低限度とする。更に近時一層論理的なりとせられる、空氣の濕度及濕度の狀態に依る快適度測定の方法に據れば、所要空氣容積は大人二人に對して五〇立方米、從つて室面積は一八平方米を要するものとされる。開放的なる日本住宅に於ては種々の狀況を考慮に入れて前記の四分の一位の大さを以て適當とするが如く、天井高を最小限度七尺五寸として、一人の所要面積は平均四・五坪に相當し、一家族の平均四・二人として一八・九坪を要することゝなる。[11]

然るに、我國改良住宅の一戸當延坪數を見るに、東京市三河島地區は六・二五乃至八坪、西巢鴨町は六・二五坪平均乃至六・七九坪、大阪市下寺町は平均八・七五坪（最大九・七坪）、名古屋市下奥田町は七・五乃至一一・六六坪、東京猿江裏町は六乃至九・一坪であつて、前記の標準に遠きこと大なるものがある。

內務省社會局の標準としては、一戸當平均世帶員數四・二人にして一戸の平均坪數は七・五坪を以てしてゐる。が、之は改良事業費の二分の一を國庫補助に依り、二分の一を低利資金に依るものとし、建物の保存期間を約五十年とするとき、現に地區内居住者の支拂へる家賃と同額を徵收して借入金を償却し得る計數的基礎に基けるに外ならぬものである。[12]

（註四）社會局に於ては、原則として二室以下の住宅は認めざる方針の如くであるが、[13]然し事業方法の認可に際して事實上二室以下を禁ずるよりは、法文上之を明確ならしむることに依つて其の原則の實施を强行するを本法制定の趣旨に照すも正當とするであらう。

9) Ibid., p. 66.

10) 藤野惠、都市に於ける不良住宅の發生と其の掃蕩（前揭）45—46頁參照。

11) 中村寬、不良住宅地區改良事業と其の改善住宅（建築世界 25 卷 7 號：昭和 6.7）133—139頁參照。

12) 中村寬、前揭、139頁。

13) 中村寬、前揭、139頁。

街廓統制の問題

大阪府技師　玉置豊次郎

徳川時代以前の大阪の街廓統制

豊臣秀吉公の大阪居城と云ふ事實は大阪の地位を非常に價値づけたのであるが、その豊公が今日大阪人の爲めに何物を現に殘して居られるかを考へて見たい。豊公が今日我々を精神的に鼓舞されて居ることは云ふ迄もなく著しいことであるが、現に實物として殘されたもので我々が非常に恩顧を感ずるものは何か。誰しも一應嚴然として存する大阪城を先づ考へるであらうが、筆者は大阪城よりも先に大阪の統制された街廓を擧げたい。

船場島の内下船場の一部、天滿の一部は豊公時代に街廓の統制をなされたものである。その部分の各道路築造の記錄に關しては今日詳にされて居ないから、街廓統制の詳細な歷史は直明に知ることが出來ないのであるが、大阪市内幾十の運河の開鑿に就いては文獻を徵することが出來るので、運河の配置ブロックの配列及びロットの形狀を技術的に調査して、それを運河の文獻と對象することによつて、現大阪中心部の街廓は豊公時代に統制されたことを歸納することが出來るのである。

大阪の中心部の街廓がグリヂロン型に整列されて居ることによつて得ることが出來た今日迄の利益の合計は莫大である。これによつて大阪人は格巧な建築敷地をふんだんに惠まれることが出來たのである。大阪の城下町が經濟都市として約束されたのも實にこの街廓統制の完成によつてゞある。この意味に於て豊公の遺業は後世の者にとつて仲々價値多いものである。

元和夏の役に於て大阪が德川氏の手に歸するに及んで、豐臣氏の恩澤を追慕する市民を撫する爲めに選ばれた第一歩の手段は矢張この街廓統制の問題であつた。卽ち家康は孫松平忠明を大阪に封じ、街廓の整理をなさしめたのであつた。忠明は日夜街頭に自ら進出し、道路の築造運河の開鑿、寺院墓地の整理を督勵した。この事は非常に效を奏して、大阪の繁榮は間もなく取り戻されたのみならず、暫くにして以前にも增して町は榮えることが出來た。

德川時代に大阪の町の街廓統制の問題に意を用ひたのは松平忠明一人だけではない。松平忠明は寧ろ皮切りであつて、爾後常に街廓統制は治世の基と考へられて、何時の代に於ても留意された。

その後の街廓統制の歷史卽ち街廓が築造された歷史をかへり見ると

新靱町	元和八年	難波島	元祿十二年	西高津新地	〃
新天滿町	〃	四貫島	寬文十二年	難波新地	明和元年
海部堀町	〃	九條島	〃	江戸堀新築地	〃
四貫島	寬永元年	三軒屋島	〃	堀江南北新築地	〃
九條島	〃	木津島	〃	古川右岸新築地	〃
勘助島	正保四年	玉造伏見坂町	寶永年間	曾根崎川南岸新築地	明和四年
道頓堀川沿岸	元和七年	相生東町西町	〃	阿波堀新築地	〃
堂島	元祿元年	曾根崎新地	寶永五年	海部堀新築地	〃
安治川新地	〃	元堺町	享保十年	立賣堀新築地	〃
船大工町	元祿三年	元京橋町	〃	薩摩堀南岸新築地	〃
西高津	元祿七年	元相生町	〃	京町堀新築地	〃
南瓦屋町	〃	堂島洲先	享保十七年	中之島新築地	〃
堀江	元祿十一年	安治川西端	享保十八年	江戸堀下新築地	〃

江之子島下新築地	〃	曾根崎上ノ口新築地	安永五年	東横堀上新築地	天明三年
東横堀本町曲リ新築地	〃	江之子島上新築地	安永八年		
將棊島	安永三年	江戸堀下新築地	安永九年		

これ等の多數の新地開發に關して今日の我々が非常に注目せねばならない過程がある。それは當時これ等の多數の新地はいづれも家屋建築に先だつて開發せられて居つたことである。建築敷地需要者はその敷地をこの新地に求めることになつて居つて、開發されない土地に於ては濫りに建築工事を進めなかつたことである。

今日日本の各都市の郊外地の膨脹振りはまことに驚愕すべき狀態であるが、幕政時代に都市の膨脹がかくの如く統制づけられてゐたことに關しては我々は決して無關心であつてはならない。

事實當時の開發の狀況をみるに、これ等の開發は官營による場合と民營による場合との二種あつた。官營の開發の場合には勿論その方法に充分考慮されたことは云ふ迄もないことゝ察せられるのであるが、民營の場合に於ても町奉行所自ら監督の任に當り、この開發には許可制度を採用した。

そしてその開發が如何に一般の需要に先だつてなされてゐたかは、奉行所が新開地發展助長の爲めに種々の便宜を計つて居つた點で明瞭である。これ等新地には屋々茶屋、煮賣屋、風呂屋、湯屋、芝居、髮結床等の株を許して繁榮を計り、又町觸によつて普請入用の諸材料の價格、諸職人の手間賃の騰貴を戒めて家屋の建設を容易ならしめ、或は地代金地子銀町諸役の減免によつて町人の負擔の輕減を計る等の手段を講じた。而してこれ等の助成方法の總てが新建築の增加を目的として居つたことは明瞭である。卽ち先づ土地の開發をなさしめ然る後家屋の建築を奬勵したのであつた。

これ等の方法は今日我々が自がじゝの町々で見る如く、田畑をその儘に家が建ち伸びて行くのとは非常に趣を異にして居る。この事は我々の決して忘れてはならない立派な先人の築き上げた街廓統制の歷史である。斯の如く我々の先祖は我々に街廓統制の問題を敎示して呉れて居る。松平忠明が町民を撫する爲めの卽ち治國平天下の第一歩は街廓統制であると觀破した點に就いては非常に敎へられる所が大である。

然るに次のゼネレーションに、これは又遂に日本の都市構成史上空前の亂雜時代を見出さねばならないのは遺憾である。

治正時代の大阪の街廓統制

我々は德川時代の諸文獻に「端し端し」といふ言葉を見出さない。然るに明治時代になつて端し端しと云ふ言葉を非常に數多く聞く樣になつた。この端し端しと云ふ言葉は一種の侮蔑語であつて、都市の外輪部郊外に接續せんとする都市の終端の區域の總稱である。

この端し端しでは街廓亂雜、家屋矮少、排水不完全で、居住民の生活程度も自然低級である。依つて端し端しは下層社會の生活區域を意味し、貧乏乃至不衞生と同意語である。德川時代の文獻に餘り表はれないこの言葉が、明治になつて盛んに表はれて來たことに就いては、大いに考慮せねばならない。

大阪の歷史時代の人口は寶曆、明和年間の奉行所等の役員、吏員及僧侶等を加算しないで、四十二萬人程を算へたのを最高とし、爾後遞減して明治に入つて一躍激減明治五年の二十五萬六千人を最低として居る。

前述の新地開發は幕政創始より此の方、寶曆明和の頃迄の人口遞增の時期になされたものであつて、人口增加現象停止と相前後して新地開發のことも行はれなくなつた。新地開發は人口增加に備へる爲めであつたから、人口が增加しない以上新地開發の要はなくなつた譯である。依つて明和安永の頃迄に準備された建築敷地は幕政時代の大阪の人口を收容するに充分であつたのみならず、その後の人口の遞減により建築敷地に大分の餘裕が出來て居る。特に明治初期の人口激減は江戶と同樣大阪の町を著しく閑散なものにせしめた。これ等の事情は自然的

に當時に於ては最早街廓統制の問題を解消せしめたのである。

大阪の人口は其の後明治政府の成功に比例して激增することになつた。每年々々數萬人を增加した。この增加振りは未だ曾て見ない程度の顯著なものであつた。そしてこの躍進は間もなく德川時代の町人數の最高記錄四十二萬を突破した。明治二十九年頃の大阪人口五十萬人は丁度町人以外に役人僧侶〇〇非人を加算した總數の最高記錄に比敵して居る。

この人口數は日清日露戰後更に一段と增加した。

德川時代に造成された建築敷地はその當時の人口最高記錄五十萬迄を收容するに充分であつたが、日清戰爭後の增加人口をも抱擁するだけの餘裕はなかつた。これ等の增加人口は德川時代の如く、計畫された新地に收容されるの幸福を持つことを得ずして、彼等は昨日迄の田圃に何等改良を施されることなしに建てられた家屋に住まさるを得なかつた。

これ等の地方に於ては道路は肥車が通つた道その儘であつた。下水は曾ての灌漑用水路がその儘利用された。建築敷地は三角もあれば六角もあつて大小の差別が極端であつた。

肥車が通つた道がその儘道路になつたのであるから極めて狹少なものであり、且不適當な屈折が多い。そして肥車が通つた道以外に家の背面側面の空地が何時とはなしに通路に代用された。從つて道路通路の全體の配置は仲々亂雜を極めて居る。

灌漑用水路は利用上急勾配でない方が望まれて居る。それが家屋からの排水用水路に代用されることになつた

のであるから、その結果惡水の疏通が非常に惡く、おはぐろどぶが隨所に展開された。これが住民の衛生狀態を脅した事は云ふ迄もない。

建築敷地に至つては不合理の總和である。相當に地上げをすると云ふことはすつかり忘れられて仕舞つた。特に沖積層の上に建ち、周圍悉く水田で圍繞されて居る大阪の周圍部で、地上げを忘れて家を建て始めたからまことに恐るべき影響を受けざるを得なかつた。その上袋地もその儘家が建てられた。これ等の土地に平氣で家が建てられる現象は、德川時代に整理された町々に住んで居る人々から見れば、まことに奇異なものであつた。自然侮蔑せざるを得なかつた。その結果これ等の地方を總稱するに端し端しなる語を以つてせしめた。

今日大阪の不良住宅地區と稱せられるものは悉く擧げてこの端し端しにある。そして恐らく日本全國での不良住宅地區改良法によつて指定されて居る地區の大部分はこの端し端しに該當する部分に存するものであつて、僅に一部が德川時代の住宅政策の一現出である特種部落になつてゐる。

然るにこの端し端しの展開に拍車をかけるものがあつた。それは營利を唯一の目的とする貸家經營の發達である。德川時代の町人は殆んど自分の住み家は同時に自分の持ち家であつた。家を借りる階級は極一部分に限られて居つた。だから借家人と云ふ階級は一般町人から多少區別されて居つて、一般町人は借家人と緣組をすることすら嫌やがつた。明治時代になつて、俄然今迄の平衡が破れて持ち家に比して借り家が追々增加することになつた。これに附け込んだのが營利を唯一の目的とする貸家經營である。所がこの新らしい貸家經營が著しく都市の建築物の質を低下せしめた。自分の住み家は探算を度外視して修繕することが出來ても、利潤を目的とする貸家に家賃を超越した建築費を投じたり、或は修繕することは出來なかつた。このことに關して大阪には面白い一現象がある。

不良住宅地區改良法によつて、大阪に於て指定された地區內の建物所有者が調査された時、天下の富豪住友吉左衞門氏を始め、大阪の巨富連の名前が肩を竝べて居つたことが判明して、一同唖然たるものがあつたのであるが、これは全く持ち家借り家の平衡が破れることになり、而も適當な統制制度を欠いて居つた當時の時勢の當然の產物であつて止むを得なかつたのである。

松平忠明は草鞋穿きで朝から晚迄街頭に進んで街廓の整理を督勵し、これに配するに舟楫に利便な運河を以つてし、運河の餘土を建築敷地の地上げに利用し、建築敷地より運河までの排水に溝渠を設置した。これ等の配置はまことに合理的であつた。而もこれらの事業が人口增加に先んじてなされたのであるから、良く順序を得ることが出來たのであつた。

斯の如くにして充分に整理された土地を圍繞して突如亂雜を極めた市街が展開された。而して地方から集中して來た人々はこの亂雜な地區に吸收されざるを得なかつた。當時都市に集中して來る人々は大部分不熟練勞働者か、無資本商人が多數を占めた。それ等の人々は既に先住人の占居して居る町の中央部には自ら居所を撰ぶことを許されなかつた。故に土地柄に加算するに地方無產者の質を以つてしたから端し端しは一層惡化せざるを得なかつた。

一方都市の人口增加は非常に顯著になつた。大阪の人口は日清戰爭の時五十萬であつたが、日露戰爭のときに

は百萬になつた。そして都市計畫法が施行される直前には百五十萬に達した。然らばこの時この端し端しの居住者は差し引き百萬人と云ふ驚くべき巨人數に達したのである。

この驚くべき百萬と云ふ端し端しの尨大な居住現象を眼前にして、我々は玆に靜思反省せねばならないことがある。それは何が故にかくの如く廣面積に渉る不良地區が展開されねばならなかつたかと云ふ問題である。

筆者はかゝる不始末は決して建築主及居住者が全體の責任を負ふ必要がないものであつて、寧ろそれは當時の爲政者卽ち凡百の當該官公吏の責任に於てゞあると考へるのが至當であると思ふ。

德川時代には代々の城代の下に第二世第三世の松平忠明が續出したに拘はらず、明治大正時代卽ち治正時代には松平忠明に亜ぐ人が輩出しなかつたに基くのである。

治正時代は日本文化史上まことに光彩陸離たるものがある。この時代には總ゆる制度文物備はり、百般長足の進歩を遂げたのであつた。然るに何んぞ計らん街廓統制史上に於ては、この治正時代は全く暗黑時代に比すべきであつた。

我々が現に治正時代の爲政者の不始末によつて出現した不良地區の爲めに直接間接被る損害は驚くべき巨額である。每年々々この地區の改良の爲めに投ぜられた金額だけで大したものであるのに、今後猶幾年も引き續いて改良費が繼續支出されねばならないであらう。全くネガチブウォークが爲されて居つたと稱すべきである。

以上記する所總て大阪を例示したのであるが、德川時代に街廓築造が統制づけられて居て、治正時代になつてそれが亂雜に陷つたのは單に大阪のみでなく、東京、京都比々皆然りである。この重大な欠陷は全く日本全國的であつて時弊とも稱すべきであつた。

街廓統制制度の創設

これ等の意味に於て、街廓統制暗黑時代の跡を受けて制定せられた都市計畫法中の土地區劃整理の制度及び市街地建築物法中の建築線制度は全く劃期的のものであつて、今迄の弊害を一掃する爲めに多大の期待を掛けて創定せられたものである。

日清戰爭前後より都市計畫法等制定前後迄の間は僅々三十年ナルたないのであるが、その三十年を滿たない間に自づと膨脹した端し端しの部分は餘りに面積大であつて、その部分の持つ惡質は餘りに影響大である。この大なる時弊を矯めやうとするのであるから、その制度はまことに重大な使命を持つものである。

都市計畫法中に規定せられた土地區劃整理の制度と市街地建築物法中に規定せられた建築線制度とは元來同一目的を有するものであつて、共に都市の街廓統制の手段として目論まれたのである。敢てこの二制度に區別を設けしめるならば、土地區劃整理は徹底的であり、建築線は速效的である。徹底的なるが故に土地區劃整理は日數を要するのであるが、建築線は頗る簡單である。運用手段は相異なるがその制度の妙味に差別を有せしめない。この二制度が時宜を得て活用されるならば街廓統制に遺憾なきを期することが可能である。

今日既にこの二制度の運用の效果は頗る顯著である。大阪に於ては曾て用ひられた端し端しと云ふ言葉は幸にも殆んど忘れられかけて來た。それは頗る短期間に於ける好轉である。目下盛んに家屋が新築されつゝある場所

はこの二制度の活用によつて街廓が統制づけられた所である。依つて今日での都市の末端部分即ち曾ての端し端しに該當せねばならない部分は却つて區劃整然として排水完備し、出來上る町竝は既成の何處の部分よりも立派である。これを羨望こそすれ最早侮蔑出來なくなつた。自然端し端しなる昔の文句は此處では霧消せざるを得なくなつた。そして大阪の中央部は德川時代に統制された街廓があり、外輪部は今區劃整理建築線で統制された街廓があり、中輪部には曾ての端し端しが存在して醜態を展開してゐる。

この二制度は今全國的に運用されて居る。名古屋を含めて京阪神に於て特に活用されて居る。そしてこれ等の地方では完全に治正時代の弊を脫することを得たと觀ることが可能である。

唯この際尙一步進んで充分留意されねばならない問題がある。それは今日の建築物の總てが幕府時代に於けるが如く、街廓統制完了するに非ざれば建築されてゐないかどうかの問題即ち建築豫定郊外の總てが街廓統制されて居るや否やの問題である。この總ての建築物が統制された敷地に建築される爲めに、總ての未整理地の街廓を統制せねばならないと云ふことは今後引き續いての重大な問題である。都市が膨脹する以上は何時迄も、その膨脹に先んじて考へなければならないことである。

今日各都市でなされて居る土地區劃整理は出來易い所だけ出來て、出來難い所は放置されて居るのではあるまいか。換言すれば土地區劃整理の地區を市街地圖にプロツトするならば所曼陀羅であつて、一樣に連絡されてゐないのであるまいか。隨所に區劃整理がされない土地が殘つて、その部分が亂雜に陷つて行く樣では未だ以て都市の街廓統制全しとは云ひ得ないのであるから、所曼陀羅の儘で放置せしめずして、郊外をおしなべて區劃整理を完成せしめることに就いては充分に考慮されねばならない。

最初區劃整理の手ほどき時代には最も出來易い所から着手すると云ふことは當然な順序である。依つて初期の區劃整理地區の配置が飛び石の如く散在して居つてもそれは至當である。然し乍ら今日では各都市共著しく整理事業が進捗して、第一期も第二期も過ぎ去つて仕舞つて居る。そして尙且部分的に或は或地方が全面的に取殘されて居る所があれば、これは最早決して至當であり得ない。今日迄の情勢によると、この取殘されて居る部分に於ては取殘されねばならない事情が、相當存して居るものが大部分を占めて居る樣である。そしてそのものは區劃整理史の第三期、第四期に入つても整理される見込のなさそうなのが多數を占めて居る。この際これ等の肯じない部分を如何にして統制すべきであるかと云ふことが考へられねばならない。この事は各都市共通の現下の相當深刻な惱みである。

通常この問題の解決方法として制度改正による方法と現行法の特別な運用による方法とが一般に考へられる。前者による方法はそう云つた場合整理を容易に强制せしめ得る樣に新規定を設けしめることであり、後者による方法は法規は、とも角現行の儘で、而もその難物を料理しやうと云ふのである。

この際誰しもが直ちに思ひ浮ぶのは豫定地區內の建築禁止である。豫定して居る區劃整理が一番障害されるのは計畫に合致しない建築物が、どし〳〵建築されることである。然してそれが區劃整理實行難の基をなす。故に計畫に齟齬する建築物が禁止されるならば、實施の障害となるものは一應は除かれることになる。よつて建築禁止は最も捷徑だと云ふことになり、自然その方法が賴られることになる。

現行規定をもつてするならば、この建築禁止は全く不可能である。この手段は最も簡裁直明であるが、現在認められて居ないから、これを法規を改正して認めしめる方法を講じたいと云ふ考へ方が起る。獨逸では現にこの方法を採用して着々實施されて居るのであるが、恐らくこの方法は非難を被ることなく、實行が可能ならば唯一の手段のやうである。去り乍ら建築禁止制を新に布くことなしに現行法の儘で押し切ることが出來て、それが成功すれば前の方法より遙かに優れたものとしなければならない。現在この手段としては都市計畫としての土地區劃整理と建築線制度による區劃整理の助成とが考へられる。

地主の承諾を纏めることの困難な場合、無理に都市計畫の區劃整理として決定することの可否に就いては、相當難色を豫想せねばならない。どうしても實行されねばならない場合に於ても感情の融和を得難い意味で寧ろこれは避けるのを上々とする。果してこの都市計畫として決定する土地區劃整理が成功するか否かに就いては、尚今後に俟たねばならないが、相當懸念される。

これに反して建築線制度による區劃整理の助成手段は不承諾地主を轉向せしめるのに非常に效果的である。これは建築線制度の特性として少なくとも豫定地區内に建築せんとする場合は悉く漏すことなく、一應この制度の網をくゞらすことが出來るから、その機會をとらへ得る便宜がある。區劃整理の障害をなす最も多くの場合は奔放な建築行爲である。唯單に地主の了解を得ることが出來ない故を以つて、整理組合が成立しない場合には月日を貸すことによつて又話をつけることが不可能ではない。然しこの奔放な建築がどし〳〵出來る場合には計畫を頭から不能ならしめるから、話に撚を戻すことは最早困難である。この奔放な建築行爲は普通の方法では統制をとることは出來ない。唯建築線制度の運用のみがこの場合相當働きかけることが出來る。

建築線制度は或る程度建築の活殺の權を握つて居る。これによつて新たに建築せんとするものを態々禁止することなしに、その建築位置を指導することが出來る。この指導手段を區劃整理の助成に利用せしめることによつて、區劃整理の進捗を計ることが出來るのである。而してこれに似通つた方法は今日之を他に求めることは不可能である。依つて特に新たに建築禁止制を設けない以上この方法を充分活用して、都市の郊外をおしなべて區劃整理することにせられねばならない。

現在筆者等はこの方法によつて着々區劃整理の促進を計つて居るが、他の如何なる勸誘よりも有效である。そして玆幾年を出でずして、大阪市域おしなべて區劃整理の完成を見ることが出來るだらうと豫想して居る。

上述の如くにして、この經驗は今迄屢々問題になつて居つた所の區劃整理促進方法としての建築禁止制創定の問題を自然解消せしめたかのやうである。そして今日では區劃整理の促進は最早制度の改正ではないと云ふことが證明されたとしてもよい。

建築線の指定

都市街廓統制の一方法としての區劃整理の手法に就いては、内務省に於て設計標準が作製せられ、總ての設計を之に準據せしめられて居り、その理論なり方法も屢々說明されて來て居る。然し乍ら建築線に關してはその法規が頗る杳として居るにも拘はず、尚且未だその手法を詳に示されて居ない。

建築線制度による街廓統制は區劃整理程徹底的なるを得ないが、手續なり負擔なりに於て非常に輕便であつて、而もこの制度を活用することによつて區劃整理の關接的助成以外に單獨にも相當街廓統制の實を擧げ得られる。

依つてこの制度の荷負されて居る使命を完全に果さす爲めには、その運用を最も愼重にして、建築線指定標準に就いては區劃整理の場合と同樣充分に考慮されねばならない。以下現に大阪府に於て考へられて居る指定方針を街廓統制に關するもの以外をも含めて簡單に申述べて見たい。

建築線制度を如何に運用すべきかに就いて凡そ三つのモツトーを掲げたい。

建築線指定方針大綱

一　區劃整理の助成

一　不良地區の發生防止及改良

一　住み心地良き住宅地區の造成

第一の區劃整理の助成は街廓統制プロパーの問題であるが、第二第三も街廓統制に關連を有しない譯では勿論ない。元來建築線制度はこの外、路面交通の確保、道路の體裁保持、その外多方面の目的を有するのであるが、現在我々が最も留意せなければならない點で而も急を要するものとして以上の三要綱を擧げねばならない。

この三要綱を眼目として、更に之が所期の目的を達せしめるために、次の如き細目が考へられる。

建築線指定方針細目*

一　區劃整理の計畫ある場合にありては其の計畫に合致せしむること

一　ブロック及ロットの大さを充分考慮すること

一　建築不能の殘地を生ぜざる樣考慮すること

一　必要以外の道路を造らざること

一　行詰りにならざること

一　屈折を少なくすること

一　一團地の建築線は全體の計畫を適當と認むるに非ざれば一部分の指定をなさゞること

一　不良地區及その附近の指定は地區改良に資し得る樣考慮すること

一　鐵道、軌道、水路に沿はしむる樣なすこと

一　樹林地、水邊建築物等にして風景を添へるものはその風景を損はざる樣考慮すること

一　名勝地史蹟地由緒ある建築物の保存に資し得る樣考慮すること

一　住宅地には植樹帶を成るべくとり得る樣なすこと

一　ブロックの長手は成るべく東西にとること

一　道路幅員は道路延長特に短かき場合の外四米となし、延長特に大なるときにはそれに應じて擴張すること

一　歩道なる場合を除く外、街角剪除の各邊は二米均一となし、幅員特に大なるときは街角剪除規定によること

一　幹線道路へ新たに濫りに口を出す樣な指定をなさざること

一　既に建築線ある道路との連絡は圓滑となすこと

一　勾配は緩になすこと、石段に就いては其構造を考慮すること

一　幅員は中途にて變更せざること

一　橋梁の幅員は路幅と同一ならしむること

一　道路石段橋梁は成るべく直ちに築造せしむること

* 詳細に就ては拙稿都市公論第16卷11號以下不良住宅對策に就ての管見參照。

一　市街地建築物法の適用を受けたる建築物を新設道路の爲め不適法ならしめざる様考慮すること
一　現存建物間二米未滿の通路には指定をなさゞること
一　建築線が現存建築物によつて中斷される場合には適當なる補助通路を設け得るにあらざれば指定をなさゞること

これ等の方針に基づいて大正十五年から指定された建築線の諸統計は概略次の様なものである。

建築線指定道路統計表

大正十五年中

區別／輔員別	新設道路			整理道路			合計		
	數	延長	面積	數	延長	面積	數	延長	面積
	二五八	五〇、六八二・七尺	二三、六三二・五坪	一	一	一	二五九	五〇、六八二・七尺	二三、六三二・五坪
九・〇尺	三	九四五・二	二六二・四	一	一	一	四	九四五・二	二六二・四
一〇・〇	四六	一一、九〇九・二	三、九八八・七	一	一	一	四六	一一、九〇九・二	三、九八八・七
一二・〇	三	八〇四・七	三三五・二	一	一	一	三	八〇四・七	三三五・二
一五・〇	九	三、六二二・三	一、八一一・一	一	一	一	九	三、六二二・三	一、八一一・一
一八・〇	五	一、四〇三・六	七七九・七	一	一	一	五	一、四〇三・六	七七九・七
二〇・〇	一〇	四、〇〇九・九	二、二八六・二	一	一	一	一〇	四、〇〇九・九	二、二八六・二
二四・〇	一五	八、三五五・四	七、〇三七・三	一	一	一	一五	八、三五五・四	七、〇三七・三
三〇・〇	二	一、〇四一・〇	一、〇四一・〇	一	一	一	二	一、〇四一・〇	一、〇四一・〇
三六・〇	一	二、〇三四・〇	二、〇三四・〇	一	一	一	一	二、〇三四・〇	二、〇三四・〇
三九・六									

昭和五年中

計									
九・〇	三五九	四六、五三二・九	一一、六〇七・二	二三	二、四一八・四	六〇四・二	三八二	四八、九四三・二	一一、二一一・七
一〇・〇	三一	四、三三一・三	一、一〇三・九	一	一	一	三二	四、三三一・三	一、一〇三・九
一〇・一五	一	五二・五	一四・八	一	一	一	一	五二・五	一四・八
一〇・六	一	一三〇・四	五〇・二	一	一	一	一	一三〇・四	五〇・二
一〇・七	一	一、〇三一・二	三、六四・五	一	一	一	一	一、〇三一・二	三、六四・五
一〇・八	一	…	…	一	四四・七	一三・四	一	四四・七	一三・四
一一・〇	五	一、〇〇九・九	三三一・一	一	一	一	五	一、〇〇九・九	三三一・一
一一・五	一	三八・八	一三・四	一	一	一	一	三八・八	一四・四
一二・〇	四七	一七、〇六九・五	三、三〇一・二	六	一、八六六・八	四八九	一	四二、九三五・三	七三、三五六・三
一三・〇	二	四七一・九	一三〇・四	一	一	一	二	四七一・九	一三〇・四
一三・二	三	九三〇・八	三五五・九	一	一	一	三	九三〇・八	三五五・九
一五・〇	四五	一〇、八六一・二	四、五三三・五	一	一	一	四五	一〇、八六一・二	四、五三三・五
一六・二	一	三九〇・〇	一三九・〇	一	一	一	一	三九〇・〇	一三九・〇
一六・五	二	四、五五五・七	二、一一一・二	一	一	一	二	四、五五五・七	二、一一一・二
一七・五	一	一九二・〇	九三・〇	一	一	一	一	一九二・〇	九三・〇
一八・〇	六八	一八、〇三八・九	八、八七七・四	一	二三・一	六九	六九	一八、〇六二・〇	八、八八八・九
一九・八	八二	四七、七八八・二	二四、七三四・五	一	一	一	八二	四七、八八八・二	二四、七三四・五

區別／幅員別	新設道路			整理道路			合計		
	數	延長	面積	數	延長	面積	數	延長	面積
		尺	坪		尺	坪		尺	坪
二一・〇	一	一七〇・五	一〇二・〇	一	一	一	一	一七二・〇	一〇三・〇
二四・〇	三	一一、二九六・八	七、三七九・七	一	一	一	四	一一、二九六・八	七、三七九・七
二六・四	四	三四、九八五・九	四〇、七二八・三	一	一	一	四	三四、九八五・九	四〇、七二八・三
三〇・〇	六	一、七九一・一	一、七九一・一	一	一	一	六	一、七九一・一	一、七九一・一
三三・〇	一	三〇・三	三〇・三	一	一	一	一	三〇・三	三〇・三
三六・〇	二	一、〇五六・〇	一、〇五六・〇	一	一	一	二	一、〇五六・〇	一、〇五六・〇
三六・三	八	一八、一五一・四	四九、一六一・一	一	一	一	八	一八、一五一・四	四九、一六一・一
三九・〇	一	一一〇・四	一一九・六	一	一	一	一	一一〇・四	一一九・六
四八・〇	一	三三・〇	四四・〇	一	一	一	一	三三・〇	四四・〇
計	一、一三	二九五、三五六・五	一七九、二八八・六	三	三、七七二・〇	一、〇五八・四	一、一四四	二九九、三五九・五	一八〇、三四七・〇

昭和八年中

九・〇	八三	一三、五八八・三	三、〇八八・三	九〇	八、六四三・三	二、五五五・三四	一七三	二一、一六〇・九	五、五四八・三
九・二	一			一	一、一四一	三八・六	一	一、一四一	三八・六
一〇・〇	九	一七四・九	一三四・二六	三	四五一・九	一三五・四五	一三	一、九四四・八	三五九・七
一〇・五	二	二一・一〇	一二六・四九	一	一三七・〇	三八・二八	三	三五八・九	一六五・七七

一一・〇	三	三二・九	九八・三四	三	四九・三〇	一三・九四	六	七三・二〇	一一二・〇
一二・〇	一四三	三二、九一四・九四	一一、三五九・四四	七五	三六、一五六・九六	一三、二七九・三四	二一七	六〇、〇七一・七〇	一九、九〇六・七六
一三・〇	二	一六九・三〇	六一・一四	一	一三七・四	三五・七四	二	一、六九・三〇	六一・一四
一三・二	二	二、一五七・四八	七九一・〇八	一	一三七・四	三五・七四	三	二、三五三・八八	九二四・五五
一四・〇	一	三〇〇・〇〇	一一六・六七	一	三九八・八〇	一一〇・四四	一	三〇〇・〇〇	一一六・六七
一四・五	一			一	三九八・八〇	一一〇・四四	一	三九八・八〇	一一〇・四四
一五・〇	二	四、二一二・三〇	一、一五一・〇〇	一	一、一〇八・四五	四一八・八八	一六	五、三二〇・七五	一、五七〇・八八
一八・〇	七	三、一四四・五三	一、〇五九・七三	一	三、八〇〇・八三	一、七九八・〇一	三七	三五八、九五五・三四	一三、八六二・七三
一九・八	四四	四二、四八九・六四	一四、三六〇・八七				四四	四二、四八九・六四	一四、三六〇・八七
二〇・四	一	四七・〇	二七・〇				一	四七・〇	二七・〇
二一・〇	二	一、二六〇・九〇	七三五・五四				二	一、二六〇・九〇	七三五・五四
二四・〇	三	三七一・八〇	二三七・〇八				三	三七一・八〇	二三七・〇八
二六・四	一	七、〇四〇・九八	五、〇四〇・九八				一	七、〇四〇・九八	五、〇四〇・九八
三〇・〇	一	一四七・〇〇	一四七・〇〇				二	一四七・〇〇	一四七・〇〇
三四・〇	一	三六九・三四	三六九・三四				一	三六九・三四	三六九・三四
三六・四	二	三、四四五・八五	三、四四五・八五				二	三、四四五・八五	三、四四五・八五
計	二五〇	一三三、六五〇・〇三	六二、二四四・二四	九一	四一、三五二・六六	一三、八二一・六	三四一	一七四、二四二・一八	七五、九六五・二五

建築線指定技術中最も問題になるのは道路幅員であるが、この道路幅員を相當に保有することが出來れば建築

線の使命の過半は達せられることが可能である。然るに一方地主側に於ては一見土地を無償提供する率が多いことは痛手だと考へられる故に、この兩者の間に矛盾があつて、この矛盾を解決せしめることが相當努力されねばならないことになる。然し乍ら道路を廣くすることが地主に於て苦痛だと云ふ考へ方は甚だ皮相的であつて、廣くすることによつて後に得る無形の利益は相當莫大であるから、この兩者は相殺出來るのみならず、時には後者の利益が後になつて追々光を增し得ることが出來る。依つて地主等の理解を得ることによつて道路幅員の擴張に關しては今後益々全國的に考へなほされねばならないのであるが、最近大阪府の公報に告示された幅員別の件數を擧げるならば次の如くである。

昭和九年上半期建築線指定道路幅員別件數表

幅員	件數	幅員	件數	幅員	件數
九尺	九	五米四	一	三〇尺	一
三米	一〇	一八尺	九	一一米	三
一〇尺	五	一八尺乃至九尺	一	一二米	一
一〇尺五寸	二	五米五	一	四八尺	一
一一尺一寸	一	六米	一〇	一五米	一
一二尺	二五	二〇尺一寸五分	一	六〇尺	一
四米	八五	二一尺	一	二二米	三
四米五	一	二二尺	一	—	—
一五尺	一	八米	六	—	—

この統計は告示された件數の統計であつて必ずしも道路數ではない。新設された道路は當然この件數より增加することになつて居る。唯これを曩の統計と比較することによつて道路幅員の觀念が大阪府民に於ては著しく進取的であることが、年々顯著であることを明瞭に知悉し得られるのである。この道路幅員の觀念が著しく進歩的であることはとりも直さず大阪の將來の大發展を約束されたものであるとしても無理ではない。

街廓統制の餘澤

これが期待の成果であるか、餘澤であるかは分明ではないが、大阪では街廓統制が相當行き渉つた結果として種々の效果を擧げ得ることが出來た。その最も顯著なものは建築敷地のふんだんな提供である。

この建築敷地のふんだんな提供が重大な都市社會問題を次々に解決して呉れて居る。その主なるものは人口密度の分散と家賃の不騰貴である。これ等の問題は統計を以つて詳細に説明せねばならないのであるが、玆には極く概略的な結果だけを述べたい。

人口密度を分散せしめることが出來た效果は顯著である。山村丘陵あたりは無闇に區劃整理で道路を縱橫につけるよりも、放置して置いた方が土地の利用率が少なくて、人口密度を小に保つことが出來る場合もあるが、沖積層に建つ町の郊外では、この様な結果を期待することは絶對に不可能である。態々遠方から土を運んで來て、

田をつぶして迄地上げした土地は粗末には使へない。樹を餘分に植ゑたり、空地にして遊ばしておくことは出來ないのである。その結果として目白押しに家を建てる。この事が聽て人口密度を過大ならしめる原因になる。大阪は全體が斯の如くして出來た町であるから、人口密度は仲々大である。健康の問題、危險の問題、風紀の問題がこの人口過密地區から起つて來る。德川時代に出來た街廓の中にも當時の借家地區即ち多くの場合裏長屋では、相當この密度の點に於て遺憾の點が多かつた。

然るに區劃整理が次から次へ郊外を取り卷いて實施されると同時に、建築線制度によつて先の裏長屋の再現を監督することが出來たので、同一大きさのブロックに於て最近貸家向きに建築されたブロックの人口密度と、德川時代からの裏長屋を持つブロック及治正時代に出來たブロックの人口密度とを比較する時、最近のものは昔のものより平均四割方密度が小である。この詳細な統計は更めて別に批判を仰ぎたいと考へて居る。

この顯著な人口密度の減少は、區劃整理に加ふるに裏長屋禁止と云ふ共に建築統制の所產であるが、この事は建築統制の單なる建築技術上の問題であるばかりでなしに、都市の重大な社會狀勢好轉の契機をなすものであることを示す切實な證明である。

この人口密度を低下せしめることが出來たことによつて得た效果の最も著しいものは、不良住宅地區を防止することが出來たことであるが、尙これを一步進めば住み心地よき住宅地への漸進を期することが出來ると考へられる。

次の家賃不騰貴の問題に就いては一般にその不騰貴の理由は色々說明されることが出來るのであるが、玆では特に街廓統制の負擔にも拘はらず家賃が騰貴して居ないことを述べたい。

最初區劃整理を勸誘する時、地價を値上りせしめることが出來ると云ふ口實で地主を釣ることは、常套手段とされて居る。最近筆者等が、大阪で區劃整理を勸める時には最早この手を用ひることなく、區劃整理は地主の義務である、との一本で行くことにして居るのであるが、從前屢々或は現在でも尙この地價の値上りをもつて代償となり得ることが說明されて居る。この地價の値上りが家賃に如何に影響するかと云ふことが筆者の秘かに懷く大きな杞憂であつた。

區劃整理を勸誘してそれが完成する。そして地主は昔の三倍も四倍もの地代、時には田畑時代の十倍もの地代をとる。事實區劃整理をすると少なくて二割五分、多い場合には四割から減步される。故に坪當りの地代がうんと騰つてもそれは當然なことでもある。そして地主はともかく勸誘された時の通り區劃整理のお蔭で地代が上つたから、まことに欣然たるものである。が、一方これだけの地代を拂へば當然それが家賃に轉嫁される。地代が家賃を左右する力は建築費以上の場合が屢々である。だから區劃整理がおしなべて郊外を風靡した時、その家賃は悉く大影響を受ける。然らばその時都市無產者大衆の住む低廉な住宅が建ち得るや否や。若し家賃騰貴の結果これ等の大衆の住む家がなくなれば、それこそ大變な住宅問題の出現である。區劃整理の是非、これは一寸待つたである。

こう云つた懷疑がやゝ永く續いた。がこれは時が解決するだらうと云ふ一縷の望を囑して居つた。所が一時ある地區では明瞭に途方もなく地代も家賃も高價なものであつた。そしてその爲め無暗に小さな家が建てられる傾

向があつた。この時には全く前途を憂慮されざるを得なかつた。然し次の時期は必ず解決するだらうと云ふ望を尚嘱してゐた。果して次の時期には偶々不況も手傳つたのであつたが、美事この問題を解消せしめた。その解消の最も大きな原因、それは郊外おしなべて區劃整理がされたことによる建築敷地のふんだんな洪水である。

建築敷地の洪水によつて敷地が非常に得易くなつた。その爲め自然家が建て易くなつた。これが二三年前の不況時代と雖も郊外の新築は一向減少しなかつた所以である。かくの如くしてこれが又家の洪水を起さしめた。そして家賃は自然頗る合理的な點まで下つて來た。家が新らしくて家賃が安い。その上近代向きに建てられて居る。そして道路が廣くて氣持よい。この事は曾ての端し端し地區の住民を大いに吸收せしめた。いくら建てゝも此等の家は塞がる。そして中古の建築統制前の家が空く。この空家は改造して而も家賃を下げねば最早住み手がない。かくの如くにして同時に住宅の質を向上せしめるのにも非常に有效であつた。

この建築敷地の洪水に備へるために或る當局者は地主から、これ以上區劃整理を勸誘しないことにして貰ひたい、と注文せられたことがあつた。これは街廓統制史中の一つのエピソードとも稱すべきである。然し乍らこれに對する處置は自ら頗る明瞭なものがある。そして今日では尙一層陸續街廓統制が計畫されて居る。それは街廓統制は地主の利益であるが故ではなくて、地主の義務であるが故に。

交通緩和及自動車駐車を目的とする建築線後退

警視廳保安部建築技手　遠山正壽

一　序論

現代都市に於ける各種の文化的施設の完備は人口を都市に集中せしめ、都市に於ける交通量の增加、高速度交通機關の發達を促した。

然るに又逆に之等の交通量の增加、交通機關の發達は夫れに伴ふ交通事故防止の爲交通信號塔、駐車場の設置等各種の施設を要求するに到つたのである。

今一例を東京市に於て見るに其の自動車臺數の增加の狀況は第一表に示す如く逐年增加の傾向著しく自動車の駐車問題は今將に都市に於ける一大問題となりつゝある。

現在に於ては自動車其他諸車の駐車は道路上に於てなすを普通とするも、將來駐車の必要が益々增加するに從ひ道路上の駐車は道路の運輸能力を著しく減殺するに依り、道路上の駐車を排し別に適當な街角に駐車廣場を設

くるか、地下に自動車駐車場を設置するか、或は高層建築物の前面、側面又は其の敷地内に適當な空地を設け之を駐車場に充てなければならないのであるが、本論に於ては都市に於ける交通緩和及自動車の駐車を目的とする建築線後退の問題を考究せんとするものである。

年次	自動車臺數	増加率（大正七年を一とす）	年次	自動車臺數	増加率（大正七年を一とす）
大正七年	二、〇六九	一・〇〇	一四年	一〇、一七八	四・九二
八年	三、〇五六	一・四八	昭和元年	一一、二〇九	五・四二
九年	三、七一八	一・八〇	二年	二三、九六三	六・七五
一〇年	四、〇九八	一・九八	三年	一六、九四四	八・二〇
一一年	四、八五一	二・三四	四年	二〇、二一〇	九・七八
一二年	四、四五九	二・一六	五年	二一、七二四	一〇・五〇
一三年	一〇、二六八	四・九五	六年	二三、八〇五	一一・五〇

二　自動車駐車の爲の建築線後退

都市に於ける交通量の増加は街路幅員の不足を生ぜしめ、街路の交通運輸能力を低下せしめたるのみならず、街路に駐車空地の餘裕なきが爲街路上に駐車をなす場合には有効に交通し得る街路幅員を益々狭少ならしむるのである。

而して自動車駐車の爲相當廣さの空地を設けんとする場合に大體左の二つの場合が考へ得るのである。

1　街路幅員の擴張

街路幅員の不足せる爲めの交通運輸能率の低下に對する最も徹底的な方策は、駐車空地を考慮に入れて街路幅員を擴張する事である。然るに都市の中心地に於ける既存街路を擴張する事は仲々容易な事ではない。

依つて他の方法に依り之と同一效果を擧げ得る方法を考究しなければならぬ。其れがこゝに謂ふ建築線後退の問題であつて街路幅員不足に對する方策として最も實際的なものと信ずる。

現在市街地建築物法に於ては道路敷地の境界線を以て建築線と規定されて居るが特別の事由ある場合には別に建築線を指定することが出來る樣になつてゐる。從つて之に依り建築線を後退指定すれば、道路幅員が擴大されたと同樣の結果になるのである。即ち此の場合に於ては都市の内主要街路を指定し其の街路全線に亘つて建築線を後退指定し街路上に自動車駐車の餘地を生ぜしむるのである。此の場合駐車場の位置は歩道と車道の間、即ち道路の緣石（カーブストン）に沿ひて設けるのが街路との連絡、歩行者の交通安全の見地より最も適當とするのである。

2　高層建築物前面の空地

自動車駐車空地の必要の有無は建築物の用途に依り左右される事は勿論であるが、最も決定的な要素は建築物の階數である。平家建建築物に於ては凡ゆる場合殆んど駐車空地の必要を認めないが、高層建築物に於ては之を考慮しないわけにはいかないのである。

第二表は警視廳建築課後藤技師の調査にかゝる高層建築物前面に於ける或る瞬間時の自動車の駐車數を示すも

ので之は五日間の平均である。此の表より明かなる如く、高層建築物には常に相當數の自動車を駐車せしむ可き空地を必要とするのである。

從つて高層建築物を新築する場合には其の敷地内の適當なる位置に相當廣さを有する自動車駐車空地を設けなければならない。

高層建築物前面に於て建築線を後退指定するのは、即ち其の建築物前面に前述の駐車空地を設けんが爲めのものである。但し此の場合に於ては第一の場合と異り高層建築物の前面のみに建築線を後退指定するのであつて、路線全線にわたる建築線の後退指定ではない。

從つて其の結果建築物の街路に面する壁面の位置が凸凹して都市の美觀上相當の非難を免れないであらう。然し乍ら此の場合の建築線後退は高層建築物前面に於ける駐車空地を設ける爲にするのであるから、建物の後退は第一階のみに限つても差支へない。

故に建物の第一階のみを後退させる事にすれば、第二階以上の壁面の凹凸は無くなり美觀上よりする非難も當を得ないものとなる。

然し建築線を後退指定し駐車空地の餘裕を生じても其の駐車場の位置は相當考慮を要する問題で、その位置に關しては大體二つの場合を考へ得るのである。即ち建築線を後退指定して生じたる敷地内空地に駐車場を設くる場合と在來歩道の位置を駐車場に充て建築線後退の爲に生じたる空地を歩道とする場合とである。

而して歩行者の安全、商店の前面見透しを害せざる點等より考察して後者の方が遙かに優れて居る。

第二表

	地上階數	延面積（坪）	收容人員	自動車駐車數
丸の内ビル	八	一八、一二六	五、九八一	三七
海上ビル	八	一五、三五一	五、〇六五	四二
日本郵船ビル	七	八、四三九	二、七八四	二一
三信ビル	八	六、五八三	二、一七二	一九
大阪ビル	八	六、四七五	二、一三六	一四
有樂館	七	四、六九四	一、五四九	一一
東拓ビル	五	四、二一五	一、三九一	五
日清生命館	七	四、二〇〇	一、三八六	四
昭和ビル	六	三、五四一	一、一六八	七
帝國生命ビル	八	三、五二二	一、一六一	一

三　交通のための建築線後退

高層建築物前面に於ける駐車空地の必要は既に述べた通りであるが、高層建築物は多人數を收容するものなるが故に其の前面に於ける（特に歩道）交通の混雜も亦容易に想像し得るのである。

從つて高層建築物の前面に於ては其の交通混雜を緩和するためにも建物の前面に相當廣さの空地を設けねばな

らぬ。之れが即ち交通緩和を目的とする建築線後退である。前節に於て述べた自動車駐車を目的とする建築線後退は建物の敷地内に相當廣さの駐車空地の設けがあれば必ずしも建築線後退指定の必要はないが、交通のための建築線後退の問題は高層建築物に於て必ず起る問題である。

この場合も前節第二の場合と同様建物の第一階のみを後退させれば所期の目的を達するものであつて必ずしも建築物全體の後退を必要としない。

從つて高層建築物が櫛比する様な場所に於ては歩道上の交通混雜を緩和する爲、アーケード式歩道を必要とする所以である。

四　建築線後退の程度

上述せる所に依り高層建築物の前面及都心に在る主要街路にして、交通運輸能力不足せる街路に於ては建築線を後退指定する必要があることは明かであるが、其の限度を決定する事は容易でない。

即ち建物の用途、階數に依り收容する人數の多寡及自動車駐車數の多少の別を生じ之に依り所要駐車空地の廣さも一定しないから之を一般的に云ふ事は出來ないが、大體の基準を求めて見れば左に示す様になる。

駐車を目的とする建築線後退の場合

此の場合に於ては自動車駐車型式により、建築線後退の限度が左右される事は勿論である。

駐車型式としては大體左の三つの場合が考へ得られる。

（イ）　平行駐車　街路に平行に駐車する型式であつて、駐車のために必要なる幅員は約二米と見て大差無いと思はれる。又一臺當りの所要長さは自動車の發着を考慮して二車身即ち約一〇米と假定すれば平行駐車の場合の一臺當りの所要面積は約二〇平方米なり。

（ロ）　直角駐車　街路に直角に駐車する型式で駐車の爲の必要幅員は一車身即ち約五米を要し一臺當りの長は約二・五米を要する事になる。

（ハ）　斜角駐車　前記の（イ）（ロ）の中間の駐車型式であつて駐車のため要する幅員は（ロ）の場合と同様最少五米を要する。

五　結　論

以上を總括的に述べると現下の交通量に對する方策を研究實施するは急を要するものにして、一日も看過し得ざる處であるに依り之が對策として二三を擧げたるも或ひは一朝にして成し得られず、或ひは交通保安上危險を感じることあり、駐車場を設けるために相當餘分の空地を要し建物の用途に依り經濟上打撃を受ける場合もありて夫々一長一短にして直ちに其の可否を論じ得ざる處なるも、新たに建築せんとする建築物に對してはその前面の交通量に應じて建築線を後退指定し、相當幅員の空地を保有せしめる事は當を得たる方策と信ずる。

自動車を對照としたる交叉點の街路幅員

東京市監査局都市計畫課
計畫掛長　入江博

過去に於ける自動車の普及發達は驚くべき急速度を以て發展したのであつて、之を東京府下の狀態に就いて見るに、昭和二年に於ては一六、〇〇〇臺であつたものが、同三年には二〇、六〇〇臺に、同四年には二二、六〇〇臺に、同五年には二三、六〇〇臺、同六年には二四、九〇〇臺、同七年には二五、四〇〇臺と云ふ樣に增加してゐる。

其の增加率は昭和二年を一〇〇とすれば以下夫々一二八、一四〇、一四六、一五四、一五七と云ふ數字を示し、今後益々增加の趨勢にあることが明なのである。而して自動車の增加と道路の普及、完備とは元より密接な關係にあること勿論であつて、新しき道路の開設は自動車の分散を招來する結果、在來街路に稀薄となり容量に餘裕を生ずるを以て新規補給を可能ならしむることゝなり、又鋪裝の完備は運轉費の輕減となり、延いて營業用自動車にありては料金の低下を促し、流し圓タクの增加するや必然であつて、此の流し圓タクの增加は同一箇所に何回となく同一自動車の反覆往來となり、益々街路の混雜を招來するに至るのである。かゝるが故に道路計畫の立案に際しては、如何にすれば此の混雜を緩和し、街路交通の圓滑を期することが出來るかと云ふことが、最も重

要なる點となるのであつて、換言すれば都會地の道路の設計に際しては之が對照となるべき街路交通に對し、重點を自動車交通に置く必要を生ずるのである。之れ又自動車の普及發達に伴ふ自然の趨勢に掉す設計者の用意であらねばならぬのである。

都市に於ける自動車交通を圓滑にする爲めに、如何なる構造又は施設を必要とするかと云ふと、先づ街路の構造上から見るならば、交通量に適合せる充分なる幅員、緩なる勾配及曲線、最少なる路面抵抗等種々あるであらう。又交通整理上の施設から見るならば、信號裝置及交通標識の完備、照明設備の完璧、横斷歩道の明示等であるであらう。而して之れ等の施設が完全に設備されたとするも、自動車自體の立場から見るならば尙澤山の支障があるであらう。卽ち自動車運轉上の見地から云ふならば、其の最も理想とするところは、許された範圍に於ける一定の速力を以て、途中何等の障碍物なく目的地に着くことであつて、街路交叉點に於ける停止、進行の存在すらも非常なる煩たるに相違ないのである。而して都會地に於ては此の主要街路の交叉箇所は非常に多いのであつて交通整理の重點も亦此處に置かれてあるのである。

街路交叉點に於ける交通整理に就ては、今日迄種々の研究がなされて居るのであつて分路式整理、一方交通式整理、循環式整理、斷續式整理等が之である。其の內今日主として行はれて居るのは斷續式交通整理であつて、東西の交通と南北の交通とを交互に行ふもので、多くの場合三十秒毎に切り替へられて居るのである。此の斷續式交通整理を一街路に付二箇所以上綜合的に考察した場合に於て、進行停止を同時に現示する方法と、交互に現示する方法とがあり、又各交叉點間の距離に應じ信號の切り替へ時間を伸縮して、無停車進行を行はしむる方法もある。何れの方法が優れて居るかと云ふと、二點間の距離及交通量に基因するものなるが故に一概には是非を論じ難いけれども、兎に角之等を併用することによつて、或る程度の無停車進行を行はしむるは可能である。此の無停車進行の場合に於ても理想とする不變の速度を以て疾走することは至難であつて、交叉點に差し懸るに從ひ速力の低下は免れ難いのである。何となれば進行を止むべき障害物は中間の區間よりは交叉點の方がより多いのである。又交叉點は街路交通上の要衝となるが故に、歩行者竝諸車蝟集の集點となり、方向轉換、乘り繼ぎ等は皆此處で行はれるからである。今假りに最も訓練されたる統制の下に信號竝標識の現示に從つて動くとするも不慮の出來事、竝やがて變るべき信號の用意として停止線前或る距離に差し懸る時に於ては、多少速度の制禦を必要とすること勿論であつて、今迄四十粁の速力で走つて居つた車は三十粁、二十粁或は十粁と云ふ工合に、程度は異れども速力を低下することは間違ひないのである。此の速力の低下と云ふことが交叉點に於ける交通の停滯を招來し混雜を來す原因となるのである。而して之を除去する爲めの對策としては、路幅を擴大するより外に途は無いのであつて、卽ち速力を低下せざる時の交通値と低下した時の交通値とを同一になる樣な路幅を與へればよいのである。

今之を算式を以て表せば

V……自動車の速度

v……交叉點に於て低下せる速度

B……道路路幅員

b ……交叉點に於て擴大した時の路端幅

S ……衝突値(圓りに描く長さ)

$$S = lw = BV$$

$$b = \frac{BV}{v}$$

卽ち擴大すべき路線の幅員は

$$b - B = \frac{BV}{v} - B = B\left(\frac{V}{v} - 1\right)$$

實例に就て說明すれば、今假りに交叉せる十八米の街路があつて、其の車道全幅員を十二米、片側六米宛とし內三米を緩速車道、三米を高速車道と見做し上式により路幅の擴大を求むれば次圖の如くなる。但し此の場合自動車の速度を毎時三十粁とし交叉點に於て低下せる速度を毎時十五粁と假定す。

此の例は極簡單な場合を引用したのであるが、路面電車のある場合等は多少復雜となるを免れないけれども、原則としては變りは無いのである。安全地帶がありとすれば、其れに相當する一米なり一米半なりを加へて路幅の擴大を計れば申し分無いのである。又街路の片側のみで擴大すると平面的に見て多少歪を生ずるを以て、兩側に對して平等に擴大することも結構である。之を要するに仔細の點は其時々に應じて設計する必要があるけれども、大體に於て上記の基本に立脚して考案して支障無いものと認むるのである。

只此の路幅擴大の原則を應用する場合に於て、最も注意を要する問題は自動車の速度低下の程度と停止線に至るまでのアプローチの長さとである。速度の低下の割合は極端に云へば零卽ち停止の狀態ともなり得るものであつて、此の場合bの値は無限大となるのである。然し實際の場合に於ては前述の樣に通過交通を對照としたものであるが放に、極限値に近いものを取る必要は無いのであつて、先づ半減乃至其れ以上でよいと思はれるのである。又アプローチの長さに就ては、自動車の疾走速度に比例すること勿論であるが、大體に於て三十米乃至六十米の間と見て大差無いであらう。

交叉點に於ける路幅の擴大と云ふことは、以上述べた樣に最も望ましいことでもあり、又理想でもあるのであ

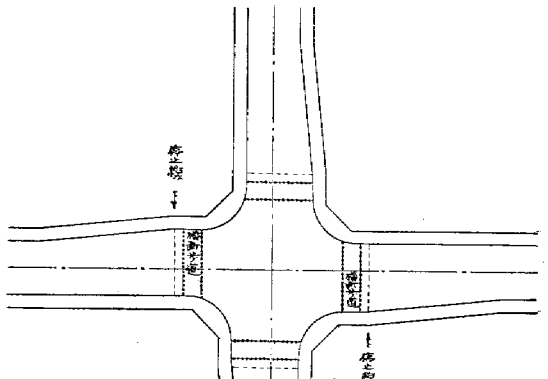

るが、只多少でも缺點ありとすれば次の様な諸點であらう。

即ち、(一)路幅擴大の結果横斷歩道の延びること、(二)擴大箇所に接する宅地の多少不整形となること、(三)道路面積の擴大は延いて工費の增大を來すこと等であつて、(一)に對しては幅員小なる街路にありては其の影響些程でも無いのであるが、幅員大なる街路であつて尙且つ歩行者の輻輳する所では相當考慮すべき點であると思はれるのである。而して之が根本的對策としては地下横斷歩道を設置することである。此の地下横斷歩道は將來混雜の激しい場所には、漸次設置される傾向となるであらうから、斯くなれば自ら問題は無くなるのである。(二)に對しては宅地は幾らか不整形となるけれども、微々たるものであつて建築に際し多少の考慮を拂へば足りる程度である。(三)に對しては多少の工費增額は免れ難いけれども都市百年の計を樹つる上から見るならば、懸念の要なきものと思はれるのである。

之を要するに、交叉點に於ける路幅の擴大は都市交通の障害となるべき自動車の停滯を排除する上に於て、重大なる施設と考へられるものであつて、今後益々實地に應用されることを望むものである。尙此の路幅擴大の原則は循環式交通整理の場合に於ても同樣に通用し得ることを附言して置き度いのである。

建築物の突出部に就て

警視廳保安部
建築技手 井上武

第一編 屋上突出部

一 屋上突出部概說

建築物の高制限の要は(一)交通、保安上、(二)衞生上、(三)美觀上の三點に基くものにして、建築物の高は凡て一定限度の高以內に保たるべきものであるが(施行令第十一條、施行令第四條乃至第九條)、用途上又は利用上已むを得ず建築物の屋上に突出するを必要とする事あり。もし此等突出部にして高制限の主旨に反せざる場合には全然又は或程度迄この突出を許容するも支障なかるべし。即ち第一義的意味に於ける屋上突出部は建築物の一部を構成し法規上許容さるべき高の最高限以上に突出して且法規上建築物の高に算入せざることを得るのである。

然し乍ら建築物の高制限の完璧を期する爲には屋上に突出する凡ての工作物を統制すべきものであるから、建築物と一體をなさゞる、云はば屋上突出物と稱し得るものをも包含する如く屋上突出部の意義を擴張するを要す。

本論に於ても屋上突出部をかく解して論ずることとす。

二　屋上突出部の種類とその制限すべき諸點

第一に屋上突出部はその用途上、又は利用上已むを得ず屋上に突出するを必要とするものなるが故に、必然的に屋上突出部の統制はその用途に關係を有す。換言すれば屋上突出部として法規上許容さるべきや否やは先づその用途が已むを得ざるものたるべきである。

第二に屋上突出部は高制限の主旨に反せざる場合に限る。然らば如何なる場合に高制限に反せざるか、既述の如く屋上突出部は已に交通、保安、衞生、美觀上の諸點を考慮してその容量及形狀を制限せる建築物に於て、此の原則的制限より以上の突出を許容せんとするもの故、その容量及形狀は可及的に小となし、突出部の用途上使用に差支へなき限度に止むべきである。

かくて屋上突出部は高、面積、幅、形狀等につき制限せらるゝを要す(施行令第十二條、施行規則第六條)。

次に屋上突出部の種々の場合と各場合に於ける制限を具體的に考察す。

建築物の現狀に於て屋上に突出するものを觀るに左記の如く大體三種に大別分類することを得。

(一)　建築物の一部を構成し當然屋上に突出するもの

(1)　容積、形狀細小なるもの

煙突、棟飾、避雷針、旗竿、風見竿、換氣筒、ダクト、屋上排氣器、空氣取入口、排氣口

(2)　容積、形狀必ずしも小ならざるもの

裝飾塔、物見塔、屋窓、昇降機塔、水槽、階段室、時計塔、天體觀測塔

(二)　屋上を利用するため設けらるゝもの

(1)　線の構成よりなるもの

物干、鳥居、燈籠、投身防禦用鐵柵、鳥籠、動物舍、藤棚、ネオン・サイン塔、電燈裝飾塔、クレーン

(2)　面の構成よりなるもの

看板、廣告板、日除、野球速報器、稻荷祠、物干、噴水、壁泉、泉池、飾壺、岩石庭園、ラヂオ擴聲器、投光器

(一)に屬するものは本來の意味に於ける屋上突出部に屬するものにして、就中(1)に屬するものは普通その容積形狀小にして何等制限を加ふべき要なきものである。現行法に於ては施行令第十二條第一項に規定するところして同項には煙突、避雷針、風見竿、旗竿、棟飾を列擧せるも、尙換氣筒、ダクト、屋上排氣器(ルーフベンチにレーター)、空氣取入口、排氣口もこの內に入るべきものである。即ち換氣筒、ダクト、屋上排氣器は何れも煙突狀のものにして、使用目的が衞生上の必要に基き何れもその形態細小にして高制限の主旨に牴觸するものに非ざるを以てこれに煙突同樣の取扱をなすべきである。

空氣取入口、排氣口は共に機械裝置による換氣に於て設備する精々高一米程度のものである。故に外觀上、又採光上、他に影響を及ぼす事少く又其の屋上に於ける面積も小なるを普通とす。此も煙突同樣制限の必要なし。

又廣告戰術の旺な今日煙突の周圍を裝飾して之を裝飾塔に裝ふ場合あり。かかるものは寧ろ次に述べる裝飾塔として或程度の制限を加ふべきものである。

(二)に屬するものはその容量及び形狀は必ずしも小なりとは限らず、從つて其の用途上使用に差支なき範圍內に於て可及的にその容量及形狀につき制限の要あるものである。現行法で此の場合に該當するものは施行令第十

二條第二項による規則第六條列擧の裝飾塔、屋窓、昇降機塔等であるが、この他に階段室、時計塔、天體觀測塔も之に屬する。

此の中昇降機塔は機械室と「トツプランヂング」の部分を總稱して昇降機塔とする。昇降機の利用効果及經濟的見地より現行法でも屋上突出部の取扱をなし、規則第六條但書により特にその部分の高を九米迄許容して居るが、之は同條に屋上突出部の面積が限定されてゐるため、機械室を「トツプランヂング」上に設置し機械室を更に二階となし屋上突出部の面積を成るべく小ならしめんとするためである。機械室を一階として「トツプランヂング」上に設置すれば突出部は六米で足り、又機械室と「トツプランヂング」を併置すれば突出部の高は四米で充分である。又昇降機塔の面積は「エレベーターピツト」の二倍が最小で四倍位が適當であるから、「エレベーターピツト」の四倍の面積で高さ六米以内にあれば昇降機塔としては昇降機の機能を滿足せしめ得る。從つて現行法令の如く特に規則第六條に但書を設ける必要はないことになる。

以上の外、

一、水槽は現行法に於ては屋上突出部としてこの部類に屬する如く規定せらるるも給水方法として高置水槽（グラヴイテイタンク）を使用する場合水槽の位置は水栓位置より三米以上の場所に設置すべきであるが、壓搾水槽（プレツシヤータンク）を使用すれば屋上に水槽を設置するのは却つて不利益であり、又無意義である。故に給水の目的を達するには屋上に水槽を設ける必要は全然ない。故に屋上突出部の取扱を受くべきでない。

二、水槽室、換氣機械室も「エレベーター」の昇降機塔の樣に考へて屋上に設けることがあるが、下の階にあるべき機關室を屋上に設置してその階を他の目的に使用せんとすることで、屋上に設置の理由は建物を高制限以上に建築せんとすると同じ結果になるので屋上突出部として取扱を受くべき性質のものでない。

三、溫室は用途上屋上にあるべきものなるも、已むを得ず屋上に突出せしめざるべからざる事情にあるものにあらず、又之を制限することにより一般に著しい經濟的打擊を與へられるものにもあらず、よつて屋上突出部の取扱を受くべきものでない。屋上便所は屋上を多數の人の利用に供する百貨店の如き場合は設けあるを便となすも、之を設けざるべからざる已むを得ざる事情なきを以てやはり屋上突出部の取扱を受くべきものではない。

（二）に屬するものは通常建築物の主體とは別構造をなし、屋上に附加せられた工作物で言はば置物的存在である。其等は或は常置的のものもあれば、又假設的、一時的のものもある。これ等の中のあるものが殊に豪壯、華麗を誇る百貨店の屋上に醜惡なる形態を暴露してゐるのは周知の事實である。此等は言はゞ建築物の主要用途に對し、余興的存在にして、普通所謂屋上突出部とは聊か趣を異にし從來の建築物法にも亦、從つて之等に對し明確なる制限を與へ得ない狀態にある。從つて屋上突出部統制上遺憾の點なしとせず。其の實狀斯くの如きが故に屋上突出部として嚴重取締の要あり。

三　屋上突出部統制の方法

結論として、扨それでは屋上突出部の容量（高、面積、幅等）及び形狀統制の基準並にその方法について述べんに、先づ屋上突出部を第一種、第二種、第三種に區別するの要がある。

第一種　（一）の（1）に屬し何等突出部の制限を要せざるもの

現行施行令第十二條第一項に該當するもの

第二種　(一)の(2)に屬し在來の意味に於ける屋上突出部に相當するもの

現行施行令第十二條第二項及規則第六條に該當するもの

第三種　(二)に屬するもの――屋上突出物

然して第三種は在來屋上の利用に附隨的のものにして、必要性を有しないものであるから(一)の(2)に比しその制限を出來る丈嚴重になす必要がある。

かくて按ずるに屋上突出部の制限の方法は次の五種とす。

(一)　絶對制限(容量、形狀、構造等)　(二)　道路幅員による制限

(三)　屋上の位置による制限　(四)　地域、地區及突出部の種類による制限

(五)　美觀地區及建築物の形狀に關する制限

以下各項につき詳述せんとす。

(一)　絶對制限　現行法に於て屋上突出部其ものの絶對制限はない。唯高に關しては建築物の其の部分に於ける許容高を規準とせる關係上相對的に場合々々に應じて定まり、建築物が構造、道路幅員等による制限を受けざる場合に於て住居地域内に於ては $20^{m} \times \frac{1}{5} = 4^{m}$ 其の他の地域に於ては $31^{m} \times \frac{1}{5} = 6.2^{m}$ となる。然し乍ら既述の如く屋上突出部の大いさは其の用途を遂行する上に於て要求せらるる最少限度をとるべきものなれば、突出部の高の最高制限を設くべきである。

現行法に於ては屋上突出部は高の外に面積をも屋上突出部の總計に於て規定してゐる。意匠の關係に於ても融通の効く便宜もあり、此の方法は妥當である。又その面積が建築面積の一割なることに對しては高層建築物に於ける屋上突出部の現況に徴し適當と認む。

更に木造建築物の屋上突出部としては近來洋風建築の流行につれ裝飾塔、階段室等あり現行法に於て $13^{m} \times \frac{1}{5} = 2.6^{m}$ 即ち地上 15.6^{m} 迄此等の高を認容すれども、こは少しく過大に失し、木造最高部同樣 13^{m} に絶對制限をなすべきである。

(二)　道路幅員による制限　道路幅員がその道路の交通量並に之に面する建築物の採光、通風等に多大の關係があるから、屋上突出部を之により制限する必要がある。

現行法に於ても屋上突出部は建築物の高の許容高の $\frac{1}{5}$ 迄認められるを以て前面の道路幅員が建築物の高に比し比較的小なるときは屋上突出部の許容高は道路幅員の住居地域内に於ては $1\frac{1}{4} \times \frac{1}{5} = \frac{1}{4}$ 其の他の地域に於ては $1\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} = \frac{3}{10}$ として間接に制限す。

然し乍ら惟ふに建築物がその前面道路の斜線制限を受くるが如き場合は建築物の高が道路幅員に比し相當高く採光、通風も亦必ずしも良好とは言ひ得ざる場合であるから、屋上突出部なりとは云へ斜線制限を超過して更に屋上に突出せしむるは隣接周圍の建物に對し、採光、通風上妥當ならず。更に又建築物の形態上よりするも斜線制限により切取られたる屋上突出部の如きは醜惡である。此の意味より前面道路幅員による高制限を突出する屋上突出部は之を認めざるを可とす。即ち道路幅員による高制限は之を屋上突出部にも其の儘適用し、之が緩和を

認めさるを至當とす。

（三）屋上の位置による制限　屋上突出部をその屋上に於ける位置により制限するは極めて大切である。即ち採光、通風其の他何れの點よりするも屋上突出部の高はパラペット附近に於て低く、周邊より屋上の中央部に近づくに從ひ漸次高くする如き狀態を最も合理的とす。即ち屋上屋根面を底面とし、パラペット頂線を含む水平面、又はパラペットがその許容高に達せざるときはその部分の許容高にある水平面と一定の角度をなす平面により圍まれたる角錐の中に屋上突出部が全く收まるが如き制限をなすを要す。その最高高は前述絶對高にて押へられ又その角度は可及的小とし、例へば45°の程度となすを要す。然し乍ら裝飾塔の如き場合を考慮して建築物の敷地が例へば幅員大なる二つの道路による角地の如き場合には緩和の途を講ずる要あり。

尙此の制限は第三種の場合に適用して美觀上の効果を擧ぐること大なりと信ず。

（四）地域地區及突出部の種類による制限　地域、地區の指定をうけたる都市にありては、各地域、地區固有の機能を完全に發揮し得るため屋上突出部を制限しなければならない。即ち住居地域に於て最も嚴に、商業地域に於て最も緩であるべきである。現行法は用途地域を規準として居る關係上、施行規則第六條は住居地域と他の地域との場合に於て間接に此の目的を達してゐる。

例へば商業地域に於ては商業の繁榮利便を主要目的とする地域にして殊に地代高價なる關係上、屋上を利用せんとする傾向最も顯著である。商業地域にある主として百貨店、事務所中の屋上突出部は現行法の下に於ける最大許容限度に達してゐる。

更に進んで單に屋上突出部の容積及形狀に止まらず、用途地域の主旨よりして各地域機能の完全な遂行を妨害するが如き用途に供する屋上突出部を禁じ、又制限すると共に他面機能の遂行を助長するものに對して特に制限を緩にする必要がある。即ち住居地域の場合は住居の安寧快適なる生活を完全に遂行する爲、例へば次の如き種類の屋上突出部は當然禁止すべきである。

（1）騷音を發するもの　サイレン、ラヂオ擴聲器を設くる塔

（2）强烈な光を發するもの　投光器、ネオン・サインを設くる塔

又工業地域は生產能力の增進が主要の目的であるから、その爲には投光器、「クレーン」其の他工業能率を增進する諸設備の制限を緩和すべきである。

（五）美觀地區及建築物の形狀に關する制限　美觀地區及地區の指定なき場所と雖も銀座、新宿等の繁華街若くは東京驛、上野驛附近の如き大東京の玄關をなす場所の屋上突出部に對しては特に形狀に關する制限の要がある。

尙一般的にも形狀の美なるは好ましきも前項四つの制限によりて相當形狀上の制限も加へらるゝことゝなるを以て特に形狀に關する一般的制限の要なし。

第二編　壁面突出部

一　壁面突出部概說

建築線は建築物とその敷地並にその前面道路との關係を規律する一つの規準線である。建築線規定の目的は之により建築物を統制して、(一)交通、保安の維持、(二)採光、通風の確保、(三)街衢整備の効果を收めんとするにある。

而して建築線に對する建築物の位置特に壁面突出部の統制は建築線の右の如き効果を收むる爲の重要なる統制部門にして以下之に關して聊か卑見を開陳せんとす。

二　壁面突出部の種類とその制限すべき諸點

次に屋上突出部の場合に倣ひ、壁面突出部の種類と各場合に於ける制限を具體的に考察せん。

先づ壁面突出部を大別して次の三種とす。

一、建築物の一部をなし當然壁面に突出するもの　蛇腹、軒、出窓、陸橋

二、建築物の一部をなし設計の都合により壁面に突出することあるもの　小塔、地覆、腰石、根石、非常階段、出入口階段

三、壁面に取付けるもの——壁面突出物　標旗、標燈、招牌

前二者は何れも建築物の一部をなし建築物と一體をなすものである。惟ふに建築線による道路の交通安全保持の爲には之等の建築線の突出は絶對に拒否し、唯後退指定の場合のみ認むべきものである。唯この場合現行法(規則第四條)の如く前面道路幅員の二十分の一以内にして、且突出部の種類により一尺乃至三尺の突出を認むるや否やは考究の餘地がある。又建築線後退指定の場合でも、場合により地盤面上或高以下の部分の壁面突出を禁ずる要あり。歩道、車道の區別のない狹い道路の場合には殊にそうである。更に建物の高層化に伴ひ道路上に跨る陸橋設置の要求がある。之は道路により距てられた二團の敷地に一棟の建物を建築する場合に設けられる。工場地帶によく見受けられる所であるが、交通統制上、又保安衛生上道路幅員、高等につき相當考慮の必要がある。大工場地區にして狹い道路上に架する如き場合には必ずしも拒否すべきものでない。

第二の場合の地覆、腰石、根石はその昔煉瓦造、石造の華かなりし頃問題にせられたが、現在の如く鐵筋コンクリート造、鐵骨鐵筋コンクリート造萬能の時代に於ては之に伴ひ設計の手法にも變遷あり、左程實用的ではない。殊に建築物の後退指定と云ふことがあまりなされない現狀では、その實用性は益々薄弱で特に壁面突出部として突出を認める必要もない。非常階段は都市美觀上特に主要道路に面する外壁に設ける事を避くべきである。

壁面突出に關し建築統制上最も問題となるのは壁面に取付ける第三の場合である。商工業の發展が廣告戰術に依存すること今日より甚しきはない時代に於ては、從て看板、廣告塔等に種々の新しい形式が生れ、その增加も著しい。見よ商業街路の兩側には標旗、標燈、招牌の亂設、林立、美なるあり、醜なるあり、紅白とりどりその形狀、色彩、百種百態にして、殊に「ネオン・サイン」の出現以來その發展極めて著しきものがある。此等の取締については

一、大いさ、形狀、突出狀態、構造に關し、保安衛生上より建築物と共に統制、取締の要あると同時に、

二、其の廣告、看板の內容、美觀につき取締の要あり、又

三、突出の程度により交通上の取締も必要がある。

卒直に言へば斯くの如き壁面突出部の亂雜は今日に於ては收拾すべからざる狀態にある。これは主として取締の困難に基くものであらう。

三　壁面突出部統制の方法

壁面突出部の統制は次の樣な六つの方面よりなす要あり。

（一）絶對制限（容量、形狀、構造等）　（二）前面道路による制限
（三）壁面位置による制限　（四）地域、地區による制限
（五）表現內容及意匠の制限　（六）美觀地區、形狀の制限

（一）絶對制限　現行法に於ては壁面突出部其のもの、絶對制限は規定されてゐない。之を細別して

（1）容量、形狀制限
（2）壁面構造による制限

（1）は突出部の高、大いさ、突出程度、壁面占有面積の許容最大限度の制限である。之を根本として然る後他の制限をなすべきである。

（2）壁面の構造が木造の場合と鐵筋コンクリート造及鐵骨鐵筋コンクリート造の場合とではその壁面突出の許容限界に差異あるべきは當然である。

而して壁面よりの突出は常に建築線後退指定の場合に於てのみ許容さるべきもので、特に壁面突出部取締上最大問題たる第三の場合の取締につきては特に繁華街、一般商業街路等の場合につき夫々適當の後退指定を豫め考慮しなくてはならない。

（二）前面道路による制限　現行法では市街地建築物法施行規則第四條に於てこの方法により建築物の前面突出部を統制してゐるが、壁面の突出を見込む建築線の後退に於ては、その前面道路幅員が著しく狹い場合を除き、道路幅員による突出程度の制限を必要とせず。又現行法には突出部の出幅のみを規定するも高につきて道路幅による制限をなすを要す。

（三）壁面の位置による制限　壁面の位置による制限の中、交通關係については道路面上の高制限がある。壁面突出部が交通と緊密なる關係あることは既述せる所である。故に主として道路を利用する交通機關の種類により當然制限をうけるべきである。歩道に面した壁面突出部の最低限度は他の場合に於ける最低限度より小であつても差支はない。

次に採光、通風を考慮して壁面位置による突出部の高、突出程度、壁面占有面積等の制限をなすを要す。

（四）地域、地區による制限　廣告、看板を多數使用する商業地域ではその用途地域の性質上、安寧を旨とする住居地域よりも、壁面工作物の大いさ、突出程度も緩なるを要し、又光、騷音等に就いても許容程度を當然異にすべきである。

同じ商業地域內に於ても、繁華な主要街路と裏通りとは自然又その突出部の制限を適當に加減せざるを得ない。即ち壁面突出部を地域、地區の必要に應じ許容限度を定むべきである。

又地域、地區の機能を助長するか、又は障害となるかにより各地域制限をなすべきこと、屋上突出部の場合と

同様である。

(五) 表現内容及意匠の制限　(一)(二)(三)は主として外廓を構成する線によつて制限したるものであるが(五)の方法により廣告、看板の内容及意匠を制限せんとするものである。之については現在廣告物取締法令により取締られてゐる。

(六) 美觀地區、形狀の制限　現行法に於ても美觀地區内の廣告物は制限を受けてゐるが、廣告物のみならず其の他美觀地區の制定主旨を遂行するために、かゝる地域内に於ける壁面突出物の形狀の制限の要がある。

壁面突出の形狀制限は一般建築物につきても考慮する必要があるが著しく意匠其の他の設計に干渉することは施行の上に於て相當困難である。總て屋上突出部の場合同様その制限は一部の特種地區に限るべきである。

都市に於ける公共建築の前庭に就て

都市美協會理事　黒田朋信

序言

本項は「都市環境と其改善問題」中、「關係各種重要施設」の第四として擧げられた「建築統制」の一部に屬し、「特別の建築物に附隨する前庭」の問題であるが、前庭のみを主題とすれば第二項第二號に屬する「都市綠化」の問題の一部と見る事が出來る。

蓋し都市の綠化は、第一に街路に於ける並木及芝生帶、第二に廣場に於ける芝生、花壇等、第三に大小の公園、第四に建築に附隨する庭園によつて形成さるゝものである。而して最後の建築に附隨する庭園の中、公共建築及住宅の前庭は、街路に隣接してゐる爲めに、並木及芝生帶と共に街路の綠化を助ける上に重要な役目を有し、又一方相當の廣さを有する所から公園の不足をも補ふ事が出來るので、一層重要度を高めるのである。尤も我が國の都市に在つては、歐米の都市に於けるが如き住宅の前庭は、田園都市等の例外を除いて、都市の中央部、例へば東京の麹町區、日本橋區、京橋區、神田區或は稍中央部を離れた牛込、小石川、四谷、赤坂、芝の諸區に於いても殆んど無いと云つてもよいので、現在に於ける我が都市の前庭の問題は、勢ひ官公署其他特殊の建築、之を引くるめて云へば、公共建築に限られる事になるのである。故に本問題は、都市に於ける公共建築の前庭といふ事に局限されるのである。

前庭と建築の美化

都市に於ける公共建築の前庭は、既に述べた如く、一方街路の緑化を助け、又小公園の役目をもなすものであるが、之を都市美の問題とする時は、建築の美化に役立つ事が多い。試に東京市の櫻田門外より虎之門に至る間に於いて、二重並木を有する街路を挟んで對立する司法省、裁判所、海軍省等の建築と、警視廳、内務省、文部省等の建築とを比較するとき、廣大なる前庭を有する前者と、極めて貧弱なる前庭を有するに過ぎない後者と、兩者を比較して如何に建築美に於いて相違を生ずるか、言を俟たずして明かであらう。勿論煉瓦と石とを交へた變化多き三階造の司法省、海軍省等の建築と、混凝土の上に一色のタイルを貼つた平明な六階造の警視廳、文部省の建築とは、建築のスタイルの上から、前者の如き美觀を後者から求める事は難しいのであるが、よし警視廳、内務省、文部省等が現在の如き平明な事務所的高層建築であつても、假りに司法省、海軍省位の廣大な前庭を持つてゐたならば、夫等の平明なる建築にも餘程濕ひを生じ、美化される事と思ふ。又假りに若し警視廳、内務省等の建築に全然前庭（前庭といふよりは植樹帶に過ぎないが）が無いとしたならば、如何に無趣味になるであらうか。それは丸の内のオフィス街を見れば直ぐわかる事である。

前庭の美的條件

建築美化の效果を離れて前庭を見るとき、これは庭園の一種であるが、庭園と云ふよりは小公園の性質に近いと思ふ。而して之は第一に廣ければ廣い程よく、效果も擧るが、あまり狹い時は、其效果は甚だ少いと云はねばならぬ。勿論建築の性質と、建築の大小による事は云ふ迄もない。皇居、議事堂、各省、中央停車場、公會堂、大ホテルの如きは、性質上、廣い前庭を必要とするが、あまり小さい建築に廣い前庭は、都市としては事情も許されないだらうし、又甚だ必要もない。

第二に建築の樣式と前庭の樣式とは大體に於いて一致する事が必要である。洋風建築に對して日本風の前庭では困る。地方の都市などには稀に洋風の公共建築の前庭に日本式庭園を見る事があるが不調和極まるものである。

第三に門及垣は前庭の效能を發揮する爲めには寧ろ目立たない方がよいが、樣式は勿論建築と一致すべきものである。住宅の前庭の如きは、獨逸でも米國でも全然垣のないものが多いが、前庭の美を完うする爲めには此の方が理想である。しかし之は所謂公德心と習慣とに待たねばならぬ問題で、我が國では殘念ながら少し困難であらう。猶公共建築の前庭の場合も、垣を作らずに徑を設けて置けば、見た眼にもよく、又公園の代用ともなるので一擧兩得である。

第四は公共建築の前庭では、記念像を建てる場合が多い。これは前庭の中心となり、又一般的にみて都市の美觀として、最も望ましい事で、我が國にも司法省、參謀本部、東京驛等、其例は多いが、此場合記念像の大いさが相當で且つ彫刻として十分美的價値あるものでなければ困る。稀に噴水を設ける場合もあるが、これも前庭の中心として建築美、彫刻美、乃至工藝美を發揮する程度のものならば望ましい事である。

猶既に出來てゐる東京驛前（これは前庭といふよりは廣場であるが）の改善とか、將來造らるべき議事堂の前庭とか、其他大小の前庭の實例と其批判にも觸れたいのであるが、それは他日に讓つて、玆には美學的見地から以上の大體論を述べて置くに止める。

形像・廣告物・看板の類の統制

都市計畫大阪地方委員會技師　鳥井信

一　都市の明粧

都市は住むに便利で、堅牢、快適でありたい。都市計畫の眞髓は實に玆にあると謂へよう。便利堅牢は暫く措き、都市の快適とは何を謂ふか、卽ち眞に美しい都市に於ては、あらゆる公共的施設が完備し、建築物其他都市全體の構成要素の適合、比例、對稱及秩序に對する美的要求に對して留意されて居り、それらが合して、都市に魅力、威嚴及莊麗を現出するのであつて、そこに無駄な附加物や、頭をひねつた裝飾等は美的價値を損傷するに過ぎないのである。

斯くして、美的效果の聚合が一團をなして、都市共同生活の美しい光景と抱負を象徵するに到るのである。

現在に於て魅力を贅澤のものと考へるものはなく寧ろ當然必要なる要素と認められるゝに到つた。而も其の結果は商業の振興、所有地價の騰貴のみならず、一般市民の幸福の增進を示す標示器とまで考へられるゝに到つた。しからば都市を美に近づかしむる方法は何か。曰く、創造、豫防、破壞の三方法である。建築物及び都市の計畫の場合には、創造、統制と整理の場合には豫防、都市の相貌に不似合の缺點除去の場合には破壞の各方法が行はれるのである。創造は積極的都市明粧法であり、豫防と破壞は消極的都市明粧法である。玆に於ては本論題たる後者に就きて述べることとする。

二　都市醜惡の撤去

都市の美を增進するには、先づ第一に都市の面貌より痘や汚點を取除かなければならぬ。今にして多數現存する建築物其の他の醜を撤去しなければ、天災の奇蹟の發生する迄は我々は醜の嫌厭を甘受しなければならぬ。それには組織的努力、卽ち規則或は統制力などによつて之を抹削しなければならぬ。看板の類は勿論、電柱、架空線の除去は目下の急務である。

三　廣告物及看板の類の意義

都市に於ける廣告物、看板の類は都市に於ける建築物の正面と同じく、明に公衆の興味を惹くものであり、而も全市民はその中に夫々の特徵を表現して居る。事實公衆は一部の所有者である。故に何人と雖も自己の氣儘に之を建築する事は許さるべきでない。

公衆美術の一般利害關係及知的評價は文化の向上に必要不可缺のものであり、都市文化に對する留意や誇は、單なる一種の趣味的事項ではなく、眞實なる都市的精神の發露に他ならぬ。されば市民は、是等建築物に就いて充分考察し、品位を與ふる權利あるは當然の事で、決して廣告者或は利權屋の意志に委すべき性質のものではない。廣告者は一般に公共の權利を理解するに缺けて居るやうに思はれる。

事實、多數の是等廣告物は、街頭及商店の外觀の價値を低下せしむるのみならず、廣告物本來の目的をも低減せ

しめて居る。それは廣告物の設置をなさんとする人は、其の廣告物の形態及色彩を明瞭ならしめて隣人を抑壓しなければならぬ。それがためには廣告物は益々大に、色彩は愈々濃厚に、猶ほ刺戟的の人工光線を利用し其の結果都市をして益々醜惡化せしむるのみならず危險の原因をも誘發せしむるに到るのである。筆者は此の例示として先づ大阪驛前を擧げたい。恐らくは驛前に如何なる廣告物が存在するかを記憶する人は稀であらう。あの醜惡なる廣告物の羅列は甚しく無統制であるがため、市人は殊更顏を背けて之を見ようとしない。廣告物の整理統制の必要は單なる醜惡の排除ではなく街頭の美を增進すると共に廣告物の目的を有效ならしむる都市計畫上の重要なる施設であらねばならぬ。

四　廣告物及看板類の統制

現行廣告物取締法は美觀又は風致を保存するため廣告物の表示其の他之に關する物件の設置を禁止し或はそれを制限することが出來、又安寧秩序を害し、或は風俗を紊すの虞れあるものは行政官廳に於て除去を命じ其他必要なる處分をなすことが出來る。又之に基いて各府縣にも夫々適切な取締規則を制定し、之を取締りながらも、猶ほ都市は廣告物に惱まされるを聞くことは甚だ遺憾な點である。其の主な原因は揭載場所の不適格を始とし廣告物の大きさ、形態、色彩、配列等の不統制に依るものと認められるのである。之がためには統制を目的とする廣告物稅の徵收及其の一部を公營とすることを最も得策と考へられるのである。既に我國の四縣に於ても廣告稅を徵收しては居るが、何れも廣告物の統制及都市美の增進には未だ根本的效果を齎して居るとは考へられぬのである。

1　玆に於て筆者は廣告統制の便宜上廣告物、看板、ビラの類を分類して

一、自家用廣告物（看板、ビラの類）

二、一般用廣告物

三、表示物

となし其の各々に就きて次の如き規定を定めるを適當と思ふ。

（一）　自家用廣告物　自家用廣告物とは自己の營業所又は事務所に自己の名稱、商號、商標、商品（特定の商品を表示したるものを除く）を揭揚するものを謂ふ。

自家用廣告物は公衆の見易き位置に街路と直角に整頓揭揚せしめ街頭の美を高めると同時に廣告本來の效果を擧げるべきである。これが卽ち廣告揭示の原則であつて、例へば鹽、煙草等の廣告が、よく之を物語つてゐる。併し其の形狀の大に過ぐるものは各種の見地より弊害少なからざるを以て之を禁ずる必要がある。卽ち其の限度を一〇〇糎×五〇糎とし、揭揚の高さは上端地上二五〇糎道路幅員四間（四・二米）以上の場合には、其の先端を道路境界線より五〇糎突出整頓せしめ之を無稅とする。又、建築面に並行に設けるものも、同面積迄は同じく無稅とし、以上面積の增大に從ひ、累進的に稅率を賦課し以て過大なる廣告物を防止する。

（二）　一般用廣告物　一般用廣告物とは自家用廣告物に非らざる廣告を謂ふ。

一般用廣告物は、大きさ、形態等の規格を一定せずして、廣告面の增大を防止するため、自家用廣告物よりも稅率を高め、猶面積の增大に從ひ累進的稅率を賦課す。意匠及周圍との調和等は當局に於て之を裁定する。

(三) 表示物　表示物とは、公共團體又は公益團體の事業に關する廣告物にして、公共の利益の爲にするものを謂ふ。

表示物の最大面積三平方米を限度とし、稅を賦課せず。

2　一般廣告物の禁止箇所

(一)住居地域（但し商家の櫛比する場所を除く）

(二)風致地區、美觀地區內及其の附近

(三)公園、廣場、名勝、舊蹟地及其の附近

(四)社寺、佛堂、境內、墓地及其の附近

(五)主要幹線道路の境域內及其の附近三〇米以內

(六)建築物の屋根及壁面、電柱、樹木等

3　特に廣告物の效果的な場所、例へば停留所、汽船發着場、波止場、盛場等は其の統制は最も困難とする處なれば、此の附近に於て公營の美的廣告場を設けて其の統制を計るべきである。

4　許可を要すべき範圍

自家用廣告物、一般廣告物、表示物等にして都市計畫區域內に揭揚せらるゝもの。

斯くして廣告物類は統制整頓され、廣告面は著しく縮少さるゝ結果、現今、惱んで居る鐵道、軌道又は航路より望見し得可き地域の廣告物を取締る必要もなく、煙突、屋根面の廣告物は自ら影を潛め、漸次繁からんとする航空路から目障りも消滅して都市共同生活の美しい光景と抱負を現出するに到る。

五　形像

都市の焦點とも見らるべき街路交叉點又は自由空地の噴泉の類は、都市の美を高むると同時に威嚴と印象とを與ふるものである。形像は詩的、空想的、劇的、裝飾的のものが興味深く、且又、其の地に印象深き人物の像等がよいと思ふ。

六　結言

種々ある法制を以て如何に之等を統制するとも、都市に於ける廣告物、形像類の設置可否に關する美觀風致上の最後の判定は、獨り警察官吏にのみ托すべきでない。宜しく都市美協會の如き機關を設けて、是れに忠言を受くべきである。

市街地建築物法と土地相隣者間の法律關係

警視廳保安部
警部　葛西奥羽之亮

一　序論

市街地建築物法は都市に於ける建築物を其の取締の對象とし、之より生ずべき直接間接の危害を豫防排除して社會共同生活の秩序を維持し、其の福利を增進し文化を暢達せしむることを眼目として居り、之が目的を達成せんが爲に建築主其の他の者に對して諸種の行爲、不行爲の義務を要求して居る。即ち作爲の義務としては建築事前に於て申請又は届出を爲さしめ、建築工事中に於て工程届を命じ、建築事後に於て竣功届を提出せしむる等、或は不作爲の義務としては地域制に依り建築物の用途を統制し、空地を制限し、高、構造を制限する等、周到なる規定を設けて取締上遺憾なきを期して居る。然るに之等建築の許可、認可又は届書を受理するに當り、若は建築の着工後に於て民法上の規定と牴觸し、又は民事上の紛爭事件と關連する場合が頗る多く、殊に其の適用區域たる都市は多數人が密集生活を營む場所なるを以て、土地相隣者間の問題は吾人の屢々遭遇する事例である。

斯くの如き規定の存する場合又は之等に關し民事上の紛議を生じ若は生ずるの虞ある場合に於て、事務的見地より之を如何に處理するかに關し聊か卑見を述べて法律的考察を試みやう。

二　建築の許可（認可）と相隣權との關係

建築の許可（認可）を爲すに當り民法所謂相隣權との關係は屢々起るが、就中敷地境界線附近に於ける距離保

存の問題は日常最も我々を惱ます事件の一つである。即ち

一、敷地境界線より一尺五寸以上の距離を存せしめずして建物を築造する場合（民法第二百三十四條に抵觸）

二、境界線より三尺未滿の距離に於て他人の宅地を觀望すべき窓又は椽側を設くる場合に目隱を附せざりし場合（同第二百三十五條に抵觸）

三、境界線より六尺未滿の箇所に井戸、下水溝等を設くる場合又は境界線より三尺未滿の箇所に厠坑等を設くる場合（同第二百三十七條に抵觸）

等であつて、斯くの如き制限は市街地建築物法には何等の規定なく、從て民法上の之等の規定を無視して建築許可、認可を爲し得るや、が問題である。卒直に考ふれば市街地建築物法と民法とは一は公法であり、他は私法であるとの區別あるも何れも法律なるが故に形式的效力には差異はない。而して法律は國家の意志であつて同一國家の意志は一あつて二なき以上二個の法律が矛盾、撞着を生ずべきことはあり得べからざることである。從て一の法律が他の法律に牴觸する場合は、後法は前法に優り、特別法は普通法に優先するてふ解釋上の原則に依て處斷すべきであるが、公法私法の關係は然く簡單には行かぬのである。如何となれば兩者は何れも相倚り相扶けて社會生活の秩序を維持し、延ては國利民福を增進せしむる作用を爲すも、民法（私法）は主として一個人としての生活目的を達成せむが爲に個人相互の關係を規定した法律であり、市街地建築物法（公法＝警察法）は國家生活の秩序維持と云ふ大眼目の下に統治團體の目的を達成せむが爲の法律關係、換言すれば統治權、服從の關係を規定した法律である以上必ずしも見解を同じうするものではない。唯民法は其の第九十條に於て「公ノ秩序善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行爲ハ無效トス」と規定し警察上禁止せられた行爲は一般に公の秩序又は善良の風俗に反するものとして禁止せらるゝものであるから、警察禁止に違反する法律行爲は民法上に於ても亦當然無效とならなければならない樣に一應考へらるゝが、民法は法律行爲の效果に着眼し其の法律的效果の發生が公の秩序に反する場合に之を無效とするものであり、警察は事實上の行爲に着眼し其の事實上の行爲が公の秩序に反する場合に之を禁止するものであるから、民法の見地と警察の見地とは必ずしも一致するものではない。例へば出版法に基いて猥褻の繪畫の販賣を禁止したとしても、それは事實上の賣買即ち受授行爲を禁止したのであつて之が爲法律行爲たる賣買契約が無效となるものではない。從て警察禁止の爲に目的物を引渡すことが出來なければ、相手方は之に對して損害賠償を請求し得るのである。判例も亦警察禁止に違反して無免許で待合營業を爲した者に對しては營業者自體には警察取締上の制裁を科することは出來るが、之が爲其の營業上客と結んだ取引關係其のものは、法律上無效となるものでないと言つて居る。又一般的に社會的見解に於て善良の風俗を害するものとされて居る行爲も、警察官廳に於て許可することに依て轉じて善良の風俗を害せないこととなることがある。其の著しい例は公娼制度である。即ち賣淫行爲は公序良俗に反するものとして法律は之を禁止して居るのであるが、警察官廳に於て公認（名簿登錄）した場合は天下晴れて公然と出來るのであつて、民法も公娼契約は有效なものとして居る。即ち娼妓の身體を人身賣買的に契約期間だけ倦く迄拘束することは出來ないが、稼高に依て返濟すると云ふ前借金契約は無效ではないとして居る。之は一般に民法上無效とせられて居る行爲が、警察官廳の許可に依て却て民法上有效に轉化した一つの例である。斯くの如く觀じ來れば公法と私法との分野は自ら分れて居るのであつて、其の目的を異にして居る以上其の見解が必ずしも合致するものではない。警察

禁止に反する行爲でも私法上有效となつたり、反對に民法上一般に無效とせられて居る行爲を公法關係では、之を許可して有效とすることがあり得るのである。殊に警察許可は人民の自然の自由に對する禁止の解除であり、即ち一般的に禁止せられて居ることを特定の場合又は特定の事項に限つて解除する行政處分であつて、彼の地方鐵道又は軌道に於ける特許の如く、權利を設定する行爲ではなく例へば建築の許可を得たる場合に於ても單に警察禁止の解除、換言すれば建築を爲すべからざる義務を免除せられた丈であつて、之が爲積極的に建築を爲し得る權利を生ずることはない。從て民法其の他の法令に違反するならば、事實上建築を爲し得ないことがあり得るのである。而して民法所謂相隣權に關する規定は個人間の秩序を維持する爲の規定であるから建築の許可、認可に當つては直接審査の要件となるものではない。又建築の許可(認可)は純然たる對物的許可であるから、出願人の人的關係は許可(認可)の要件ではない。換言すれば出願人は何人であらうと問ふ所ではない。唯建築書類に申請者の住所、氏名を記載せしめて居る所以は許可、認可の相手方を明確にして建築工事完了迄諸種の義務を負擔せしめんとする趣旨に過ぎない。從て許可、認可を受けむとする建築行爲が其の內容たる位置、構造其の他個々の事項に關し建築物法上適法のものたる以上假令民法上の規定に牴觸する場合であつても直ちに建築の許可を爲すべく、同時に適法でないものに對しては之を拒否し得べきは當然である。唯不許可處分は行政訴訟又は訴願の對象となり得るから、實際問題としては其の出願書類に所要事項が具備して居ないからと云うて直ちに不許可處分を以て臨むことを避け、構造、設備等を改め得る場合は出願人に指示して之を訂正せしめ、然らざるものは取下願(任意提出の形式)を提出せしめて願書を返戻するを妥當と信ずるのである。殊に學說、判例の示す所を見るに相隣地に關する民法上の規定は何れも非强行規定(任意規定)だとされて居るから、隣地者は其の請求權を有效に拋棄するを得べく、又施工者は隣地者の承諾を得て所定の距離以內に於て建築を爲し得るのである。蓋し其の保護利益は社會公共の利益に非ずして單に隣地者の利益に止るからである。

玆に聊か疑問となるのは市街地建築物法第十三條第二項の規定と民法第二百三十四條との關係である。即ち同項に依れば防火地區內に於て「建築物ノ部分ヲ爲ス防火壁ハ土地ノ境界線ニ接シテ之ヲ設クルコトヲ得」る旨を規定し居るを以て、其の反面解釋上普通の建築物及防火地區內に於ても、建築物の一部を爲さない防火壁は總て土地境界線に接して設くることは出來ない樣にも一應考へられる。だが然し此の規定は要するに建築物の一部たる防火壁をして、其の固有の價値及目的を達成せしむる爲に、特に設けたる注意的規定だと見るべきであつて、之が爲土地境界線と建物との距離は常に民法第二百三十四條に依て律せらるべきものだと考へることは、妥當なる解釋ではないと信ずるのである。

玆上の如く市街地建築物法令が民法其の他の私法上の規定と牴觸する場合に於ても、純理上から言へば全然之を無視して官廳の一方行爲に依て許可、認可等を爲し得べきは當然であり、從て隣地者の承諾の有無の如きは毫も必要ではないのである。又實際問題として之を考へて見ても、總て土地關係者の承諾を許可要件としたならば、却て之が不正に利用せられて建築者を苦しめ、延いては徒らに建築事務を澁滯せしむる素因を作る結果を招來すると思ふ。從て法規が特殊の場合に關係者の承諾書の添付を要求して居るのは(例へば警視廳細則第十條は建築線指定申請の場合に於て關係土地所有者又は管理者及土地使用權者の承諾書の添付を要する旨を規定す)、該

承諾書の有無は認可の要件には非ずして建築線の指定は、其の當然の結果として實質上該土地の使用を制限することゝなるのであるから、行政官廳に於て之が決定を爲すには可及的關係當事者の意志を尊重し、其の認定權に過誤なきを期せむとの趣旨なりと解すべきである。元來警察權の行使には限られたる限界があり、殊に人民の私生活又は單純なる民事關係には、關與すべからざるを原則とする。然し此の原則は唯其の關係が當事者間の私益に關するに止まり、直接に社會公共の秩序に影響しない場合に限るのであつて、民事關係と雖も同時に社會公共の秩序に影響を及ぼす場合には、警察は社會生活の秩序維持を本然の使命とする當然の結果として亦之に關與するの權利と義務を有するものである。換言すれば建築の許可、認可と民法所謂相隣權との關係は單純な隣同志の爭に過ぎない場合であれば、法理上全然之を無視して一刀兩斷的に處理して構はないと信ずるのである。又實際問題として之を考察するも、單純な隣同志の喧嘩に過ぎない様な場合に於ても、尙總て其の解決を俟て處理すべきものだと爲すに於ては、些細の民事上の紛議に依り建築の許可、認可が重大な制限を受ける結果となる。殊に民事に關する訴訟事件の解決には相當長年月を要するを以て、斯くては建築の許可、認可は事實上不可能となるであらう。斯程迄相隣者の利害關係を考慮して、民事事件に拘束せらるゝ必要があるであらうか、余は寧ろ斯くの如き場合に於ては、却て建築主の便宜を計り、一應該建築主を正當な權利者と認めて、可及的速かに事務を處理することが適切、妥當だと信ずるのである。唯係員等の仲介に依り事件が圓滿に解決し得らるゝならば之に越したことがないのは勿論である。然し民事上の紛議と雖も之が大きな「アパート」又は市場の建築であるとか、又は新宿の地下街の建設の如く重大な社會問題を醸成しさうな場合は、土地關係者の承諾を採らしむるなり、或は一應之を留保して問題の解決を俟て處理すべきものだと考へるのである。而して此の點に關しては內務省に於ても余と同一の見解を有し、石川縣知事の照會に對し都市計畫課長の名を以て

「民法第二百三十四條ニ規定スル事項ハ市街地建築物法第百四十三條ノ認可ノ要件ニアラザル儀ト存候
追テ民法上ノ關係ニ付テモ一應注意ヲ與ヘラルルハ穩當ト被存候條爲念申添候」

と回答*して居る。追書の文意甚だ不得要領で明瞭を缺くの嫌あるも、前述の如き取扱方法を以て處理して差支へないものと確信するものである。

三　土地相隣者相互間の法律關係

元來土地は自然的には何等區劃ない地球面を人爲的に區分して、一筆の土地としたのであるから相隣接した土地は其の保管又は利用上互に密接の利害關係を有する。此の關係を規定したのが民法所謂相隣權の問題であつて、吾人が日常建築相談又は人事相談事務として逢着する場合が多々あるのである。左に最も多い二三の例を摘出して檢討して見やう。

(イ)　空地制限を超過した場合の措置と相隣者間の關係

敷地內に保有すべき空地は原則として住居地域は四割、商業地域は二割、其の他の地域は三割を最小限度として要求されて居ることは、施行令第十四條の反面解釋上明かなことである。從て建築認可に際して重大な審査要件であることは勿論である。然るに建築認可後、竣工前に於て建築主の故意又は大工の過失等に因り、或は建物

* 昭和三年第三九二號收日三十二月二年十三和昭

竣工後に於ても無斷增築又は敷地の處分等の爲に、空地割合を超過する場合が相當多いのである。斯くの如き場合建物竣工前に在りては適法に改修を命ずることは、普通の取扱なるも、若し隣地者と協定して敷地を讓渡し得らるゝならば、設計變更の手續を爲さしめて問題を處理して差支ないと思ふ。而して此の場合に於ける相隣者の敷地讓渡は、所有權の移轉又は借地權若は地上權の設定等明確な權利を設定せしめざるも、該建物の敷地として使用することを承認するの意志表示があればそれで良いと思ふ。但し之が爲讓渡者の敷地が、空地割合を超過し得ざることは言ふ迄もない。建物竣工後に於ても法規の要求する空地割合を侵害し得ないことは勿論である。何となれば、空地制限は建築認可の存續要件であり、該建物の存置する以上之を持續せしむべきは、法規の精神解釋上當然だからである。說を爲す者は、或は空地制限に關しては施行規則第三條の如き規定なきを以て建物竣工後に於ての空地處分は、警察取締の對象と爲し得ざるものなりと。然れども斯は誤りの甚だしきものにして、施行規則第三條の規定を以て例外規定と解するの罪に坐するものである。凡て建築認可の當初に於て是認せられたる法的效果は、建物の存續する限り持續すべきは當然であり、從て施行規則第三條の如きは單なる注意的規定と解すべきである。依て此の限度に於ては、建築物の敷地は制限を受け積極的には增築を爲し得ざると共に、消極的には空地の處分を爲し得ざるの結果となるのである。從て之に違反したる場合は既存建築物又は增築部分を違反建築物として處理し得べきは勿論である。唯立法論としては豫防警察上の見地より、既存建築物に對する平面的增築の場合(警視廳細則第三十八條は床面積二十平方米以下のものは手續を省略し得る旨を規定す)及建築敷地を縮少せむとする場合(土地所有權の讓渡、借地權、地上權設定等)は總て建築物所有者に對し、屆出の義務を負擔せしむるを妥當と信ずるのである。

(ロ) 敷地境界線を超えて建築物を築造したる場合の措置と相隣者間の關係

土地所有權は其の土地の上下に及ぶものなるが故に、(民法第二百七條)他人の敷地を侵して建物を築造し得ざるは勿論である。從て斯くの如き設計に對しては原則として其の築造を許容し得ざるのみならず、築建工事中に於て故意又は過失に因り境界線を超えて建築したる場合は、一應違反建築物として處理し得べきは言ふ迄もない。然るに我が民法に於ては、第二百三十四條に建物を築造するには、境界線より一尺五寸以上の距離を存することを要す、と爲し若し右の規定に違ひて建築を爲さむとする者あるときは、隣地の所有者は其の建築を廢止し又は之を變更せしむることを得。但し建築の着手の日より一年を經過し又は其の建築の竣成したる後は、損害賠償の請求のみを爲すことを得る旨を規定して居る。從て本問の如く境界線を踰えて築造せられたる場合に關しては何等の規定なきを以て、斯くの如き場合に在りても尙本條を準用すべきものなりや否やの疑問を生ずる。然し乍ら斯くの如きは隣地所有權の侵害の最も甚だしきものなるが故に、特別の明文なくして濫りに本條の準用ありと解すべきではなく、之を嚴格に解し即ち所有權の侵害に對する一般原則に從て、隣地の所有者は建築着手の日より一年を經過し、又は其の建築の竣工したる後と雖も所有物に對する妨害排除請求權に依り建物の除去並に損害の賠償を請求し、又隣地の占有者は占有保持の訴(民法第百九十八條)に依り、其の妨害の除去を請求し得るものと、解するを妥當と信ずるのである。

(ハ) 建築物の深さと相隣者間との關係

現行市街地建築物法には建物の高さに關しては、一定の制限を設けて之を規律し居るも、其の深さに關しては積極的に何等の制限的規定はない。從て特別法に依り制限を受けざる以上（「デパート」に關しては警視廳令百貨店建築規則は地下第二階以下を賣場其の他客の來集する用途に供することを禁ず）採光、換氣等に關し間接に制限を受くることあるも、一般的には無制限である。又土地の所有權は其の土地の上下に及ぶべきものなるが故に、自己の所有權の範圍內に於ては如何に深く掘鑿するも自由なるべき筈である。然し穿地的工事は隣地に損害を及ぼし又は及ぼすべき處最も多きを以て、民法は特に規定を設けて井戸、用水溜等を穿つには境界線より六尺以上、地窖、厠坑等を穿つには、同じく三尺以上の距離を保有すべきことを要求し（第二百三十七條）更に境界線の近傍に於て、斯くの如き工事を爲すには之等の制限を守るの外、特に土砂の崩壞又は水若は汚液の滲漏を防ぐに必要なる注意を爲すべき旨を規定して居る（第二百三十八條）。然し乍ら、本問の場合は建築物の地下室を地窖と見るや又は建物自體と見るやに依りて異りたる結論を生ずる。即ち之を建物自體と見るときは一尺五寸の距離にて可なるも（第二百三十四條）地窖と解するときは、三尺以上の距離を保有しなければならない（第二百三十七條）。又建物の一部と解するときは工事に關する注意規定を缺く。而して此の點に關しては未だ判例の見るべきものなきも、按ずるに現行民法は建物を以て地上に建設せらるべきものと解し、地下を利用する場合を考慮せざりし結果であらう。惟ふに建築物の地下室は地窖の大なるものにして、工事に因り隣地に加ふべき危險も亦想像するに難からざるを以て、余は寧ろ之を嚴格に解し、第二百三十七條並に第二百三十八條の規定を適用するを妥當と信ずるのである。從て之等の規定を無視して建築工事を爲したる場合は、假令建築物法上所定の手續を正當に履踐したる場合と雖も、隣地者は實害の有無に拘らず違法工事の除去を請求し得べく、又實害を受けたる場合は除去請求と同時に、損害賠償をも請求し得るのである。又堀鑿工事に關しては、人智を以て豫斷し難き强震、豪雨等所謂不可抗力の場合は格別、弱震或は普通の降雨等に因り土砂を崩壞せしめ、依て建物を毀損したる場合又は、震動、音響に因り建物に龜裂を生じ戸障子の開閉を困難ならしめ、或は營業上の顧客を減ぜしむる等の損害を生ぜしめたる場合は、假令前述の如き民法上の制限を遵守し且建築許可（認可）を得て完全に工事を施行したる場合と雖も、民法第七百九條に依る不法行爲上の責任を免れ得ないのであつて、此の點に關しては判例も夙に肯定して居り疑ひはない。以上は民法上の規定であつて建築物法令とは、直接關係なきも斯くの如き建築工事に因り相隣地の建築物が保安上危險を生じ、又は生ずるの虞あるときは行政官廳は該建築物に對しては法第十七條に基き使用禁止又は其の他の措置を命じ、又該工事に對しては同條に所謂建築物を廣義に解し建築工事中に屬する建築物をも包含するものと看做して、同じく法第十七條に據り（警視廳細則には第五十八條に特に明文を設く）工事の中止其の他應急の措置を命じ得べきことは勿論である。

（二）　他人の地下を利用する建築物と被利用者との法律關係

地價の昂騰に因る個人的需要と、空襲に備ふる爲の國家的必要の爲に地下を利用する建築物の、將來益々增加する傾向を有することは想像するに難からざるところであつて、殊に自己の敷地下のみならず他人の地下をも利用せむとする場合あり得べく、斯くの如き場合に於て建築の許可、認可を如何にするやは建物の深度、採光、換氣の關係及建築面積、敷地面積の算定如何の問題と共に將來に於ける都市建築行政上、重要なる懸案の一つであ

らう。余をして之を言はしむれば、斯くの如き場合は立體的に之を見れば他人の土地を侵害するものなるも敢て之を拒否するの理由なく、否寧ろ空襲に備ふる爲等の國家的見地より之を奬勵すべきであらうと思ふ。然し乍ら之を無條件に許可（認可）するときは、前述の如く往々にして民法上の不法行爲を構成し、相隣者間に民事上の紛議を惹起するの虞あるを以て、被利用者の承諾を要件とするを妥當と信ずるのである。此の點に關しては警視廳細則第四十七條は既に公道の敷地を利用して建築せむとする場合は、原則として當該行政廳の許可を證すべき書類を添付せしめ、實際上其の敷地下を利用せむとする場合に於ても之を認可條件として居ることは注目に値するところである。尙建築線突出の問題、建築面積の算定に關しては、現行法は既に明文を以て妥當なる解決を與へ居るを以て（建築線突出に關しては令第二十八條ノ二、建築面積の算定に關しては令第十五條第一項）更に論ずる必要なきも建築敷地に關しては、施行令第十六條に地上建築物の敷地に關する定義的規定を有するの外何等の規定なく、從つて斯くの如き場合に在りては、地上建築物の敷地と地下建築物の敷地と重複するに非ざるやの疑ひを生ず。然れども余は建築敷地とは當該建築物の占據する土地及之に附屬せしめたる土地を指稱するものなりと解するを以て、所有權的觀念に非ずして地上權的、借地權的の觀念なりと思料するものである。果して然りとせば建築敷地は土地の上下に及ぶものには非ざるべく、建物の存置に必要なる深度に止まるものと解すべきである。從て此の限度を超えては土地所有權者は地下に更に地上權又は借地權を設定し得べく、之が爲上下の敷地が重複して處理上困難を生ずる等のことなきものと信ずるのである。

（ホ） 建築線の指定と土地所有權との關係

市街地建築物法第七條には「道路敷地ノ境界線ヲ以テ建築線トス。但シ特別ノ事由アルトキハ行政官廳ハ別ニ建築線ヲ指定スルコトヲ得」と規定し、更に同第九條には「建築物ハ建築線ヨリ突出セシムルコトヲ得ス」と明定し居るを以て、建築線に關する規定は其の法定たると指定たるとを問はず、土地の所有權に對する一種の制限的規定であると解し得るのである。抑も所有權は憲法上（憲法第二十七條）保證せられたる權利なりと雖も、決して無制限なる支配權には非ずして民法（第二百六條）の明言する如く「法令ノ範圍內ニ於テ物ヲ使用收益、處分シ得ル」權利である。即ち都市に於ける土地所有權は法律（茲では市街地建築物法）及其の委任に依りて附與せられたる行政官廳の指定處分に據つて制限せられ得るのであつて、換言すれば法第七條但書は行政官廳に對して其の裁量に依つて建築線を指定し得る權能を認めたのである。從て行政官廳は交通、保安、衞生等公益保護の爲に必要ありと認むるときは、本規定に基き一方的行爲に依り建築線を指定して土地所有權を制限し得るのであつて、關係土地所有者の承諾の有無は毫も必要がないのである。然るに斯くの如き場合に於て或は明文を設けて關係土地所有者其の他の者の承諾書を添附せしめ（警視廳細則第十條第二項）、或は特別の規定なくして承諾書を徵し居る所以は（警視廳に於ては積極的指定の場合は別段の規定なきに拘らず原則として承諾書を添附し居れり）前述の如く建築線の指定は土地所有權に對する使用、收益を制限するものなるが故に、行政官廳に於て之が決定を爲すに當り、可及的關係當事者の意志を考慮し、其の認定權に過誤なきを期せむとの趣旨に外ならない。換言すれば其の承諾書の添附は建築線指定處分の條件に非ずして、單なる審査の參考資料に過ぎないのである。從て承諾なきに拘らず建築線を指定したるときと雖も決して違法處分となることはない。唯其の認定權を誤つた

ならば不當なる行政處分となり得るであらう。以上の如く建築線の指定は積極的たると消極的たるとを問はず、總て行政官廳の裁量に依る一方的行政處分にして之を公法上の契約、若は承諾を條件とする單獨行爲と見るべきではない。而して其の效果として、土地所有者は間接には反射的に地價の昂騰等に因る利益を得ることあるも、直接には社會公益の爲所有權に對して重大なる制限を受くるものなるを以て、立法論としては、少くとも地租法に之を追加して免稅し、恩威並び行はしむるの方策を採るを適切なりと思料するのである。

（ハ）法第八條但書の適用と相隣者間の關係

市街地建築物法第八條但書の規定は、總て建築物の敷地は建築線に接せしむることを要するてふ原則に對する例外を爲すものなるが故に、例外規定の本質上之を嚴格に解し、例外の目的を達成するに必要なる範圍に限るべきであつて、之を濫用して原則規定の如き取扱ひを爲し得ざることは勿論である。本規定の趣旨より考察すれば、之が適用を爲し得る場合は土地の狀況に依り事實上建築線指定の不可能なる場合又は敷地の形狀、位置等に依り建築線に接せざるも保安、衞生、交通上何等の支障を生ずることなしと認められる場合に限るべきである。而して之が實際の取扱としては、指定不可能の場合は論なきも、指定不要の場合に在りては許可の前提（要件に非ず）として、申請者又は相隣者より請書或は承諾書を徵して之を處理するを例として居る。依て左に此の兩者の性質を解剖して見やう。所謂請書とは讀んで字の如く官廳の或る命令を受諾する意思表示であつて、別段法律的效果を生ずるものではない。即ち之を遵守せざる場合は道德的に其の行爲を詰り之に基いて所定の法的制裁を加ふることあるべき旨を包含するものである。從て其の內容は總て法令の範圍內に限るべきであつて、其の限度を超えて請書を徵し、然も之が遵守を強要したる場合は職權濫用の行爲と爲り得るのである。如何となれば、凡て人民の權利を侵害し義務を命ずることは、法令の根據を要するからである。又此の場合に於ける承諾書は袋地又は準袋地に依る圍繞地の通行（民法第二百十條）を受諾する者に非ざるを以て、所謂相隣權に基くものに非ず。要役地所有者（建築申請人）の申込に對して承役地所有者（承諾者）は該建物の存續期間中自己の敷地を通行せしむる意思表示にして、卽ち通行地役權（民法第二百八十條）の設定行爲なりと解す。從て右承諾書は行政官廳に對するものに非ざるは勿論なるも、通行地役權の存在は建物認可の條件なるのみならず其の存續要件なるを以て、若し其の存續期間中に於て當該地役權消滅したる場合は、該建物は當然違反となること明かである。此の點に付て考ふるも法第八條但書の規定は可及的之を嚴格に解し、濫用することなきは勿論、之が實際の取扱ひに當りては明確なる請書又は承諾書等を徵し且之を無條件とせず、通行權を失ひたる場合は其の效力を消滅せしむる旨の條件を附して許可（認可）するを妥當なりと信ずるのである。

（ト）相隣者間の煤煙問題

煤煙の人體、草木に及ぼす害毒は今更事新らしく述べる迄もないが、近時多量の燃料を使用する建築物の增加に依り、益々其の弊害を增大し、所謂煤煙問題は都市に於ける一大社會問題として論議せらるるに至つた。市街地建築物法は此の點に着眼し斯の種の弊害を輕減せむとして、施行規則第四十條ノ二に汽罐其の他多量の燃料を使用する設備に對しては、地方長官は燃料の種類及量を制限し又は適當なる除煤裝置を命じ得べき旨を規定して居る。然るに個人用の風呂竈、煖爐等に關しては、其の煙突に付て同規則第三十五條乃至第三十九條に詳細なる

規定を設くるも、何れも火災豫防上（保安上）の制限規定であつて、之を煤煙問題（衞生上）の見地より解決しては居ない。又民法相隣權に關する規定を通觀するも、人類の保健上重大なる影響を有する煤煙問題に關しては何等の規定をも發見し得ないのである。玆に於て近時の學說判例は、之を所謂權利の濫用の問題として解決せむとするのである。卽ち權利を行使すると否とは原則として權利者の自由なるも、法律が個人に權利を認むるの理由は單に個人の保護のみに存するに非ずして、同時に社會の維持及發達を實現せむとするの目的を有するのである。從て其の社會的存在理由を逸脫して行使したる權利は、法律は最早保護せざるものにして、却て不法行爲を構成するものなりと爲すのである。惟ふに法律は各人の利益交錯の範圍を定むるものなるが故に、其の一人に權利を與へたる以上其の利益を主張する結果として、或程度に於て他人の利益を侵害することがあるのは當然である。然し乍ら如何に法律に依り認められたる權利とは言へ、單に他人に損害を被らしむる目的のみを以て之を行使することは不當である。例へば隣人の眺望を妨ぐるのみの目的を以て無用なる高塀を築くが如き、又は隣人の迷惑を顧みずして、不法に煤煙を發散せしむるが如き、若は必要以上に「ラヂオ」を高聲に放送するが如きは、正當なる所有權の行使ではなく、所謂權利の濫用として法律は之を容認しないのである。然し乍ら隣人に至大の迷惑を及ぼし、人類の保健衞生上重大なる影響を有する煤煙問題に關し何等の明文を有せざることは、現行法上大なる缺陷なりと思惟するを以て、余は百尺竿頭一歩を進めて個人間の煤煙問題に關して、施行法則第四十條の二の如き除煤裝置に關する規定を設くるか、或は少くとも民法上所謂相隣權の問題として、之を設けて之を解決せられんことを提言するものである。

東京市政調査會 35. 10. 10 受

昭和九年十月十日印刷　第四回全國都市問題會議研究報告第一議題甲編其二
昭和九年十月十三日發行　非賣品

編輯兼發行者　全國都市問題會議
東京市牛込區西五軒町五十二番地
印刷者　白井祐吉

發行所　全國都市問題會議事務局
東京市日比谷公園
財團法人東京市政調査會內
振替口座東京六〇八二四番

株式會社行政學會印刷所印行